松戸市政の概要

令和７年度（2025年度）

松戸市議会事務局

目　　次

第　1　章　　市　　勢

第　1　節　　位置と沿革 …… 1
　1．位置と性格 …… 1
　2．沿　　革 …… 2
　3．地　　勢 …… 7
第　2　節　　人　　口 …… 8
　1．人口の推移 …… 8
　2．人口の動態 …… 10
　3．人口の構成 …… 11
第　3　節　　そ　の　他 …… 13
　1．都市宣言 …… 13
　⑴　安全都市宣言 …… 13
　⑵　世界平和都市宣言 …… 13
　⑶　松戸市民憲章 …… 13
　⑷　人権尊重都市宣言 …… 13
　⑸　松戸みどりの市民憲章 …… 14
　2．市の木・市の花・市の鳥 …… 14
　3．姉妹都市の提携 …… 16
　4．名誉市民 …… 17
　5．市民栄誉賞 …… 17

第　2　章　　議　　会

第　1　節　　議会の概要 …… 19
第　2　節　　議会の構成 …… 19
　1．組　　織 …… 19
　2．議　　員 …… 20
　⑴　議員名簿 …… 20
　⑵　党・会派別議員数 …… 21
　⑶　年齢別・当選回数別議員数 …… 21
　⑷　平均年齢 …… 21
　3．常任委員会及び議会運営委員会 …… 22
　4．各種会議 …… 22
　⑴　広報委員会 …… 22
　⑵　全員協議会 …… 22
第　3　節　　議会の活動状況 …… 23
　1．本　会　議 …… 23
　⑴　活動状況 …… 23
　ア　市長提出議案 …… 23
　イ　議員提出議案 …… 23
　ウ　請願・陳情受理及び処理状況 …… 24
　⑵　傍聴状況 …… 24
　2．委　員　会 …… 24
　⑴　常任委員会 …… 24
　⑵　議会運営委員会 …… 25

⑶　特別委員会 …… 25
3．各種会議 …… 25
4．議会基本条例 …… 25
5．特別委員会の設置状況 …… 26
第 4 節　議 会 棟 …… 27
1．構造・規模 …… 27
第 5 節　予　　算 …… 27
1．予算総額 …… 27
第 6 節　報酬・費用弁償 …… 27
1．報　　酬 …… 27
2．費用弁償 …… 27
3．行政視察旅費 …… 27
第 7 節　議会事務局 …… 28
1．組織・機構 …… 28
2．刊 行 物 …… 28
3．議会図書室 …… 28

第 3 章　総　　務
第 1 節　組織・機構 …… 29
1．組 織 図 …… 29
2．職 員 数 …… 34
3．特別職の報酬・給料 …… 35
第 2 節　委員会及び委員 …… 36
1．教育委員会 …… 36
2．選挙管理委員会 …… 37
3．監査委員 …… 38
4．公平委員会 …… 38
5．農業委員会 …… 38
6．固定資産評価審査委員会 …… 38
第 3 節　事務改善 …… 39
1．情報化・デジタル化の推進 …… 39
2．情報化・デジタル化の変遷 …… 39
第 4 節　情報公開 …… 41
1．情報公開制度の概要 …… 41
⑴　制度を実施する機関 …… 41
⑵　開示請求できる公文書 …… 41
⑶　開示請求ができる方 …… 41
⑷　制度を利用する方の責務 …… 41
⑸　開示されない公文書 …… 41
⑹　決定に不服がある場合 …… 42
⑺　請求から開示まで …… 42
⑻　費　　用 …… 42
2．公文書公開の実施状況 …… 43
3．審議会等の会議公開制度 …… 44
⑴　対象となる審議会等 …… 44
⑵　会議の原則公開 …… 44
⑶　会議の非公開の決定 …… 44

⑷　会議開催の周知 …… 44
⑸　会議録等の閲覧 …… 44
⑹　会議の傍聴 …… 44
第　5　節　　男女共同参画 …… 45
1．男女共同参画センターのあゆみ …… 45
2．令和６年度事業 …… 45
⑴　松戸市男女共同参画推進会議 …… 45
⑵　松戸市男女共同参画推進協議会 …… 45
⑶　男女共同参画週間記念講演会 …… 46
⑷　ゆうまつどフェスタ2024 …… 46
⑸　開催講座等 …… 46
⑹　居場所事業 …… 48
⑺　国・県等の事業参加支援 …… 48
⑻　情報の提供 …… 48
⑼　まつど女性就労・両立支援相談 …… 49
⑽　こころの相談 …… 49
3．施設の概要 …… 49
第　6　節　　災害対策 …… 50
1．防災体制の充実 …… 50
2．松戸市地域防災計画 …… 50
3．防災意識の周知 …… 50
4．自主防災組織の育成 …… 50
5．自主防災組織補助金制度 …… 51
⑴　目　　的 …… 51
⑵　補助金交付の対象 …… 51
⑶　補助金交付の額 …… 51
⑷　補助対象防災資器材 …… 51
6．松戸市防災行政無線局の設置 …… 52
7．気象情報収集 …… 52
8．災害用備蓄資器材等の整備 …… 53
9．災害用備蓄倉庫の整備 …… 53
10．援　　護 …… 53
⑴　災害見舞金制度（市） …… 53
⑵　災害弔慰金及び災害援護資金貸付制度（国） …… 54

第　4　章　　総合政策

第　1　節　　松戸市総合計画 …… 55
1．総合計画策定の前提 …… 55
⑴　総合計画策定の趣旨 …… 55
⑵　計画の性格 …… 55
⑶　計画の構成と期間 …… 55
⑷　計画の特色 …… 56
2．本市の現状及び分析と課題 …… 56
⑴　本市の現状 …… 56
⑵　現状の分析と課題 …… 57
3．将来ビジョン …… 59
⑴　市の強みと将来への可能性 …… 59
⑵　将来人口の展望 …… 59

⑶ 財政の見通し …… 60
⑷ 都市づくりの考え方 …… 61
⑸ 地域についての考え方 …… 61
⑹ 将来都市像と6つの基本目標 …… 62
第 2 節 すぐやる課 …… 75
1．設置理由 …… 75
2．すぐやる課事務概要 …… 75
3．職員構成 …… 75
4．予算措置 …… 75
5．委託業務 …… 75
6．年度別種類別受理及び処理件数 …… 76
⑴ 年度別要望受理件数及び処理状況内訳 …… 76
⑵ 種類別要望受理件数及び処理状況 …… 77
第 3 節 広 報 …… 78
1．広報活動 …… 78
⑴ 刊 行 物 …… 78
⑵ ホームページ …… 78
⑶ 電子モニター …… 78
⑷ ソーシャルメディア …… 78
⑸ シティプロモーション …… 78
2．広 聴 …… 79
3．松戸市公益通報処理ガイドライン …… 79
4．市民相談 …… 80

第 5 章 財 務
第 1 節 市庁舎の概要 …… 87
1．本 庁 …… 87
2．支 所 …… 87
第 2 節 予算の概要 …… 88
第 3 節 一般会計 …… 89
1．歳 入 …… 89
2．歳 出 …… 90
3．歳入・歳出における人口１人当たりの額 …… 91
⑴ 歳 入 …… 91
⑵ 歳 出 …… 91
4．性質別歳出の財源充当状況 …… 92
5．自主財源と依存財源 …… 93
第 4 節 予算・決算の推移 …… 94
1．一般会計 …… 94
2．特別会計 …… 95
第 5 節 決算の状況 …… 96
1．一般会計決算状況 …… 96
2．財政指標等（普通会計決算） …… 96
3．財政健全化判断比率 …… 97
4．資金不足比率 …… 97
第 6 節 行財政改革の推進 …… 102

第 7 節 市 税 …… 103
1．令和７年度税収見込 …… 103
2．市税の推移 …… 104
3．課税標準額の段階別納税義務者数 …… 105
4．税 率 …… 106

第 6 章 市 民
第 1 節 戸籍・住民基本台帳 …… 107
1．本籍・人口・世帯数 …… 107
2．人口動態 …… 107
3．戸籍届出事件数 …… 108
4．住民基本台帳事務取扱件数 …… 109
5．各種証明事務取扱件数 …… 109
6．外国人住民国籍別人口 …… 109
第 2 節 交通安全 …… 110
1．交通事故の発生状況 …… 110
2．安全施設設置状況 …… 110
3．防 犯 …… 110
⑴ 松戸市内の刑法犯認知件数の推移 …… 110
⑵ 松戸市内の罪種別刑法犯認知件数 …… 111
⑶ 防犯灯設置費補助金状況（町会設置） …… 111
⑷ 防犯灯維持管理費補助金交付状況 …… 112
第 3 節 市民センター・市民交流会館 …… 113
1．市民センター …… 113
⑴ 設置状況 …… 113
⑵ 利用状況 …… 115
2．市民交流会館 …… 117
⑴ 概 要 …… 117
⑵ 施設情報 …… 117
⑶ 利用状況 …… 118
第 4 節 ユーカリ交通公園 …… 119
1．概 要 …… 119
2．月別利用状況 …… 119
第 5 節 地域代表者制度 …… 120
1．概 要 …… 120
2．地区意見交換会 …… 120
第 6 節 人権施策 …… 121
1．概 要 …… 121
2．施策の推進 …… 121
第 7 節 協働のまちづくり …… 123
1．協働のまちづくり条例 …… 123
2．松戸市協働推進計画 …… 123
3．市民活動助成制度 …… 124
4．協働事業提案制度 …… 124
5．協働のまちづくり基金 …… 124
6．松戸市協働のまちづくり協議会 …… 125
7．まつど市民活動サポートセンター …… 125

第 7 章　経済振興

第 1 節　商工業 …… 127
1．商　業 …… 127
2．工　業 …… 132
第 2 節　労　政 …… 135
1．雇用対策 …… 135
2．職場訓練 …… 135
3．勤労者福祉 …… 136
第 3 節　経営支援 …… 137
1．中小企業相談事業 …… 137
2．中小企業資金融資制度 …… 137
第 4 節　競輪事業 …… 138
第 5 節　消費生活 …… 140
1．消費生活モニター …… 140
2．消費生活講座 …… 140
⑴ 暮らしのいきいき講座 …… 140
⑵ くらしのセミナー …… 140
⑶ シルバー消費者教室 …… 140
⑷ 夏休み親子消費者教室 …… 140
⑸ 若者向け消費者教育 …… 140
⑹ 学校における消費者教育 …… 140
3．消費生活展 …… 141
4．消費者月間キャンペーン …… 141
5．消費生活相談 …… 141
⑴ 販売購入形態・支払方法別件数 …… 141
⑵ 相談対象商品・役務 …… 142
⑶ 相談内容別件数 …… 143
6．消費者向けパンフレット …… 143
7．消費生活センター …… 143
8．消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査（権限移譲事務）…… 144
⑴ 消費生活用製品安全法 …… 144
⑵ 家庭用品品質表示法 …… 144
⑶ 電気用品安全法 …… 144
⑷ ガス事業法 …… 144
⑸ 液化石油ガス法 …… 144
9．計　量 …… 145
⑴ 定期検査 …… 145
⑵ 有効期間計量器立入検査 …… 145
⑶ 商品量目立入検査 …… 145
⑷ 使用中の計量器 …… 145
第 6 節　公設地方卸売市場 …… 146
1．市場の概要 …… 146
2．卸売実績 …… 146
3．公設地方卸売市場運営審議会 …… 146

第 7 節 農 業 …… 147
1．農業動態 …… 147
2．病害虫等防除 …… 148
3．農業振興 …… 148
⑴ 育成事業 …… 148
⑵ 松戸市農業振興事業補助金交付要綱 …… 148
⑶ 振興資金 …… 151
⑷ 松戸市農業振興資金利子補給金 …… 151
⑸ 農業近代化資金利子補給金 …… 151
4．畜産関係 …… 151
⑴ 家畜飼養状況 …… 151
5．農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
（松戸市農業基本構想） …… 152
6．松戸市都市農業振興計画 …… 153
第 8 節 観 光 …… 154
第 9 節 国 際 化 …… 157
1．国際交流 …… 157
⑴ 本市の状況 …… 157
⑵ （公財）松戸市国際交流協会 …… 157

第 8 章 環 境

第 1 節 清 掃 …… 159
1．ごみ減量促進事業 …… 159
2．ごみ処理 …… 159
⑴ 収 集 …… 160
⑵ 処理・処分 …… 161
3．し尿処理 …… 171
⑴ 収 集 …… 171
⑵ 処 理 …… 172
第 2 節 環境政策 …… 175
1．概 要 …… 175
2．環境政策の推進 …… 175
3．松戸市環境基本計画の概要 …… 175
4．松戸市地球温暖化対策実行計画の概要 …… 176
第 3 節 公害対策 …… 177
1．概 要 …… 177
2．大気監視用機器の配置 …… 177
3．水質汚濁監視のための試験項目 …… 178
4．騒音・振動測定器 …… 179
5．公害苦情取扱件数及び解決件数 …… 180
第 4 節 環境衛生対策 …… 181
1．概 要 …… 181
2．衛生害虫等の駆除対策 …… 181
⑴ 公共下水溝等薬剤散布事業 …… 181

⑵　噴霧器の貸出し制度 …… 181
3．犬の登録及び狂犬病予防注射事務 …… 181
4．飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金 …… 182
5．雑草対策 …… 182
6．地区環境美化組織育成事業 …… 182
第　5　節　放射能対策 …… 183
1．松戸市の取り組みと現状 …… 183

第　9　章　健康福祉
第　1　節　母子保健 …… 189
1．市民健康相談室 …… 189
2．妊婦健康診査 …… 189
3．妊婦歯科健康診査 …… 189
4．産婦健康診査 …… 190
5．新生児聴覚スクリーニング検査 …… 190
6．1か月児健康診査 …… 190
7．乳児健康診査 …… 190
8．乳児股関節健診 …… 190
9．1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査 …… 190
⑴　1歳6か月児健康診査 …… 191
⑵　3歳児健康診査 …… 191
10. 乳児相談、その他の相談 …… 191
11. 家庭訪問 …… 191
⑴　妊婦訪問指導 …… 191
⑵　新生児（産婦）訪問指導 …… 192
⑶　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） …… 192
12. 利用者支援事業こども家庭センター型（母子保健機能）「親子すこやかセンター」 …… 192
13. 子ども医療費助成事業 …… 192
14. 健康教育 …… 192
15. 予防接種 …… 193
第　2　節　成人・老人保健 …… 194
1．成人・老人保健活動 …… 194
⑴　健康診査の実施状況 …… 194
⑵　健康教育活動状況 …… 194
2．はり、きゅう、あん摩等施術費給付業務 …… 194
3．結核住民健康診断 …… 195
4．女性健康診査事業 …… 195
⑴　骨粗しょう症検診 …… 195
⑵　女性の健康診査 …… 195
5．健康づくり啓発事業 …… 195
6．高齢者の食生活講座 …… 195
7．献血推進事業 …… 196
8．骨髄移植ドナー支援事業 …… 196
9．歯の衛生週間事業 …… 196
10. 成人歯科健康診査 …… 196

11. 後期高齢者医療制度 …… 197
⑴ 医療費給付状況 …… 197
⑵ 保険料の収納率 …… 197
12. 地区組織育成事業 …… 197
⑴ 健康推進員の活動 …… 197
⑵ 松戸市食生活改善サポーターの活動 …… 198
13. フレイル予防一体的推進事業 …… 198
第 3 節 保健福祉センター …… 199
1．目 的 …… 199
2．施設の概要 …… 199
3．事業内容 …… 199
第 4 節 斎場及び北山市民会館・白井聖地公園 …… 200
1．斎場及び北山市民会館 …… 200
⑴ 施設の概要 …… 200
⑵ 特 徴 …… 201
⑶ 使用料等 …… 201
2．松戸市営白井聖地公園 …… 202
第 5 節 社会福祉 …… 203
1．民生・児童委員 …… 203
2．生活保護 …… 204
3．生活困窮者自立支援 …… 206
⑴ 自立相談支援事業 …… 206
⑵ 住居確保給付金 …… 206
⑶ 就労準備支援事業 …… 206
⑷ 居住支援事業 …… 206
⑸ 家計改善支援事業 …… 206
4．児童福祉 …… 207
⑴ 保 育 所 …… 207
⑵ ファミリーサポートセンター事業 …… 211
⑶ 出生直後の支援事業 …… 212
⑷ 病児・病後児保育事業 …… 212
⑸ 子育て短期支援事業「こどもショートステイ事業」 …… 212
⑹ 子育て世帯訪問支援事業「まつドリ babyヘルパー」 …… 212
⑺ 地域子育て相談機関 …… 212
⑻ 地域子育て支援拠点事業「地域子育て支援センター」 …… 212
⑼ 地域子育て支援拠点事業「おやこＤＥ広場」 …… 212
⑽ 子育てコーディネーター事業 …… 213
⑾ 乳幼児一時預かり事業 …… 213
⑿ 放課後児童クラブ …… 213
⒀ 子育てホームページ管理運営 …… 213
⒁ 赤ちゃんぽけっと事業 …… 213
⒂ 放課後ＫＩＤＳルーム …… 213
⒃ 中高生と乳幼児のふれあい体験 …… 213
⒄ 身体障害児福祉 …… 214
⒅ 知的障害児福祉 …… 214
⒆ 児童館・こども館 …… 214
⒇ 中高生の居場所づくり事業 …… 215
(21) 子どもの学習支援事業 …… 215

５．母子福祉 …… 215
６．障害者(児)福祉 …… 216
⑴ 障害者(児)福祉サービスの体系 …… 216
⑵ 障害児通所支援事業 …… 217
⑶ 障害者(児)福祉サービスの利用状況 …… 217
⑷ 身体障害者福祉 …… 218
⑸ 知的障害者福祉 …… 218
⑹ 精神障害者福祉 …… 218
⑺ 福祉タクシー制度 …… 218
７．高齢者福祉 …… 219
⑴ 生きがい対策 …… 219
⑵ ひとり暮らし高齢者等援護 …… 220
⑶ 敬老事業 …… 220
⑷ 老人ホーム入所措置状況 …… 220
⑸ 老人福祉センター …… 220
８．心身障害者等の在宅福祉対策 …… 221
⑴ ホームヘルプサービス事業 …… 221
⑵ 訪問入浴（地域生活支援事業） …… 221
⑶ 高齢者・障害者住宅事業 …… 222
⑷ 地域包括支援センター（高齢者いきいき安心センター） …… 222
９．介護支援ボランティア制度 …… 223
第６節 社会福祉施設 …… 224
１．健康福祉会館 …… 224
⑴ 常盤平保健福祉センター …… 224
⑵ こども発達センター …… 224
⑶ 障害者福祉センター …… 224
２．(公社)松戸市シルバー人材センター …… 225
３．総合福祉会館 …… 226
４．松戸市シニア交流センター …… 226
第７節 国民健康保険 …… 227
１．国民健康保険 …… 227
⑴ 被保険者の加入状況 …… 227
⑵ 国民健康保険料 …… 227
⑶ 保険給付の状況 …… 229
第８節 国民年金 …… 231
１．概　　要 …… 231
２．国民年金のしくみ …… 231
３．年金について …… 232
第９節 介護保険制度 …… 236
１．申請、サービス利用の手順 …… 236
２．サービス等の種類（市内にあるサービス)…… 237
３．介護保険（介護給付・予防給付・総合事業）の支給限度額 …… 238
４．利用者負担の軽減 …… 238
５．施設サービスの費用の減免 …… 238
６．介護保険料 …… 238
⑴ 第１号被保険者 …… 238
⑵ 第２号被保険者 …… 239

第 10 節　福祉関係給付一覧表 …… 240
1．低所得者福祉 …… 240
2．児童・母子・父子福祉 …… 242
3　老人福祉 …… 244
4．被爆者援護 …… 246
5．心身障害者（児）福祉 …… 246
6．老人・障害者福祉 …… 256
7．国民健康保険 …… 258
第 11 節　医療施設及び医療関係従業者数 …… 260
第 12 節　衛生会館 …… 261
1．目　　的 …… 261
2．概　　要 …… 261
第 13 節　休日土曜日夜間歯科診療所 …… 261
1．概　　要 …… 261
2．利用状況 …… 261
第 14 節　松戸市夜間急病救急医療システム …… 262
1．夜間小児急病センター概要 …… 262
2．夜間小児急病診療利用状況 …… 263
3．待機病院利用状況 …… 264
4．休日当直医制度 …… 264
5．テレホン案内サービス …… 265
第 15 節　青少年健全育成 …… 265
1．こども健全育成事業 …… 265
2．少年センター …… 266

第 10 章　街づくり

第 1 節　都市計画 …… 271
1．都市計画の変遷 …… 271
2．地域地区 …… 272
3．地区計画 …… 275
4．景観形成 …… 275
⑴　景観に関する条例、計画など …… 275
⑵　景観に関する組織など …… 275
5．鉄道網の整備等 …… 275
⑴　地下鉄11号線の延伸 …… 275
⑵　鉄道駅のバリアフリー設備の設置 …… 276
6．松戸駅西口地下駐車場 …… 277
7．自転車駐車場設置状況 …… 278
8．自転車放置禁止区域 …… 280
9．北小金駅南口地区市街地再開発事業 …… 280
第 2 節　公園緑地 …… 282
1．都市公園整備状況 …… 282
2．主な都市公園 …… 283
⑴　21世紀の森と広場 …… 283
⑵　河川敷緑地 …… 284
⑶　根木内歴史公園・大谷口歴史公園 …… 284
⑷　東松戸ゆいの花公園 …… 284

３．緑化の推進 …… 284
⑴ 公共用地等の緑化 …… 284
⑵ 民有地の緑化 …… 285
⑶ 市民参加の緑化 …… 285
４．緑の保全 …… 285
⑴ 樹林の保全 …… 286
⑵ 巨樹・古木の保護 …… 286
⑶ 市民農園 …… 286
第３節 土地区画整理事業 …… 287
第４節 住宅 …… 292
１．松戸市住生活基本計画 …… 292
２．市営住宅 …… 292
３．マンション建替の円滑化等に関すること …… 292
４．市営住宅一覧表 …… 293
５．市営住宅募集状況 …… 298
第５節 宅地開発・建築 …… 299
１．松戸市における宅地開発事業等に関する条例 …… 299
⑴ 目的 …… 299
⑵ 開発許可の技術基準 …… 299
⑶ 市街化調整区域の立地基準 …… 299
⑷ 宅地開発事業等に係る事前協議等 …… 299
２．松戸市ラブホテル建築等規制条例 …… 300
⑴ 目的 …… 300
⑵ 適用建築物 …… 300
⑶ 規制地域 …… 300
⑷ 主な規定事項 …… 300
３．年度別建築確認申請取扱件数 …… 301
４．松戸市狭あい道路後退用地等整備要綱 …… 301
⑴ 目的 …… 301
⑵ 事前協議 …… 301
⑶ 狭あい道路等に係わる建築主等の措置 …… 301
⑷ 道路整備工事等 …… 302
⑸ 固定資産税の非課税措置 …… 302
５．松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例 …… 302
⑴ 目的 …… 302
⑵ 適用建築物等 …… 302
⑶ 主な規定事項 …… 302
第６節 空家等対策 …… 303

第 11 章 建設

第１節 道路 …… 305
１．都市計画道路 …… 305
２．市域内道路現況 …… 305

３．市道舗装状況 …… 305
４．市道幅員別状況 …… 306
５．補修事業 …… 306
６．バリアフリー等整備事業 …… 306
７．私道整備事業 …… 306
第 2 節 治水と清流復活 …… 308
１．治水対策 …… 308
⑴ 国分川分水路事業（県・市）及び国分川改修事業 …… 308
⑵ 導水事業 …… 309
⑶ 準用河川春木川整備事業 …… 309
⑷ 排水路整備事業 …… 310
⑸ 雨水貯留池 …… 311
⑹ 流域貯留浸透事業 …… 313
⑺ 遊水地借上事業 …… 314
⑻ 排水機場・樋管及び水門 …… 314
⑼ 治水監視システム …… 315
２．清流復活対策 …… 315
⑴ 水環境改善施設（国・県・市） …… 316
⑵ 河川愛護団体 …… 317
⑶ 親水施設 …… 317
第 3 節 下 水 道 …… 319
１．松戸市に関連する流域下水道概要（全体計画） …… 320
２．公共下水道 …… 321
３．下水道普及状況 …… 322
４．下水道使用料 …… 322

第 12 章 消 防
第 1 節 概 要 …… 323
第 2 節 機 構 …… 323
１．松戸市消防局・消防署の組織 …… 323
２．消防団の組織 …… 324
３．消防団員数 …… 324
第 3 節 消防施設 …… 325
１．消防自動車等の数 …… 325
⑴ 局 ・ 署 …… 325
⑵ 消 防 団 …… 325
２．消防通信施設の現況 …… 326
３．気象観測施設の現況 …… 326
４．消防水利の現況 …… 327
第 4 節 火災予防 …… 327
１．予防査察 …… 327
２．市民指導・広報等 …… 327
３．危険物施設の現況 …… 328
第 5 節 火災状況 …… 328
１．火災発生状況 …… 328
２．損害見積額 …… 328
３．焼失面積と覚知別火災発生件数 …… 328

第　6　節　　救急救助業務 …… 329
1．救急事故別出場状況 …… 329
2．救助事故別出場状況 …… 330

第 13 章　　教　　育
第　1　節　　学校教育 …… 331
1．施設数及び園児・児童・生徒・教員数 …… 331
2．その他各種学校 …… 331
3．小・中学校の児童・生徒数の推移 …… 331
4．小学校別児童数の推移 …… 332
5．中学校別生徒数の推移 …… 333
6．小学校別児童・教員数の現況 …… 334
7．中学校別生徒・教員数の現況 …… 335
8．小学校・中学校別特別支援学級設置の現況 …… 336
9．不登校支援 …… 337
⑴　松戸市教育支援センター …… 337
⑵　スクールソーシャルワーク事業 …… 337
10．学校給食の状況 …… 338
11．学校保健 …… 338
⑴　学校医等の委嘱者数 …… 338
⑵　心臓検診事業 …… 338
⑶　脊柱側弯症検診事業 …… 338
12．日本スポーツ振興センターへの加入 …… 338
13．幼　稚　園 …… 339
14．松戸市立松戸高等学校 …… 339
⑴　学校概要 …… 339
⑵　特　　色 …… 339
第　2　節　　社会教育及び事業 …… 340
1．各種学級講座及び事業 …… 340
2．社会教育施設 …… 343
3．市民会館 …… 344
⑴　施設の概要 …… 344
⑵　利用状況 …… 345
4．戸定歴史館 …… 346
5．博　物　館 …… 349
⑴　目　　的 …… 349
⑵　施設の概要 …… 349
⑶　市史編さん事業 …… 354
6．文　化　財 …… 355
7．松戸運動公園 …… 357
⑴　体　育　館 …… 357
⑵　武　道　館 …… 358
⑶　野　球　場 …… 359
⑷　陸上競技場 …… 360
⑸　プ　ー　ル …… 361
⑹　スケートボード場 …… 361
⑺　そ　の　他 …… 361
⑻　施設別利用状況 …… 361

8．社会体育振興 …… 362
⑴ スポーツ推進委員 …… 362
⑵ 各種スポーツ大会 …… 362
⑶ スポーツ団体の育成 …… 362
⑷ 学校施設の利用 …… 363
第 3 節 図 書 館 …… 364
1．図書館の運営方針 …… 364
2．施設の概要 …… 365
⑴ ア．本 館 …… 365
イ．子ども読書推進センター …… 365
⑵ 地域館・分館 …… 366
3．利用案内 …… 366
⑴ 開館時間・休館日 …… 366
⑵ 貸出する資料 …… 367
⑶ 予約サービス …… 367
⑷ 利用者用インターネット端末 …… 367
⑸ オンラインデータベース …… 367
⑹ 施設巡回サービス …… 368
⑺ 身体障害者等宅配サービス …… 368
4．図書館資料保有状況 …… 369
⑴ 蔵書冊数(館別) …… 369
⑵ 蔵書冊数(分類別) …… 370
⑶ 視聴覚資料数(内訳) …… 371
⑷ 雑誌・新聞案内 …… 371
5．活動実績 …… 372
⑴ 貸出総数・登録者数 …… 372
⑵ 利用状況 …… 373
6．広報・行事 …… 374
⑴ 広報(主要印刷物) …… 374
⑵ 行事開催状況 …… 375
7．子ども読書推進センターの事業実績 …… 377
⑴ ボランティアの育成・支援 …… 377
⑵ 子どもの読書活動の支援 …… 377

第 14 章 上 水 道
第 1 節 市営水道 …… 379
1．概 要 …… 379
⑴ 小金地区 …… 379
⑵ 常盤平地区 …… 379
2．創設及び拡張事業 …… 379
3．北千葉広域水道企業団 …… 380
第 2 節 給水状況 …… 381
第 3 節 水道料金 …… 381
第 4 節 補助制度 …… 382

第 15 章　市立総合医療センター

第 1 節　松戸市立総合医療センター …… 383
1．概　　要 …… 383
2．規　　模 …… 384
3．職員配置状況 …… 384
⑴ 病　　院 …… 384
⑵ 附属看護専門学校 …… 385
4．診療状況 …… 385
5．経営状況（収益的収入・支出） …… 385
6．附属看護専門学校 …… 386
⑴ 施設概要 …… 386
⑵ 専門課程 …… 386

第　1　章

市　　勢

＝内　　容＝

第１節　位置と沿革 …… 1
　１．位置と性格 …… 1
　２．沿　　革 …… 2
　３．地　　勢 …… 7
第２節　人　　口 …… 8
　１．人口の推移 …… 8
　２．人口の動態 …… 10
　３．人口の構成 …… 11
第３節　そ　の　他 …… 13
　１．都市宣言 …… 13
　　⑴　安全都市宣言 …… 13
　　⑵　世界平和都市宣言 …… 13
　　⑶　松戸市民憲章 …… 13
　　⑷　人権尊重都市宣言 …… 13
　　⑸　松戸みどりの市民憲章 …… 14
　２．市の木・市の花・市の鳥 …… 14
　３．姉妹都市の提携 …… 16
　４．名誉市民 …… 17
　５．市民栄誉賞 …… 17

第 1 節　　位 置 と 沿 革

〔総務課〕

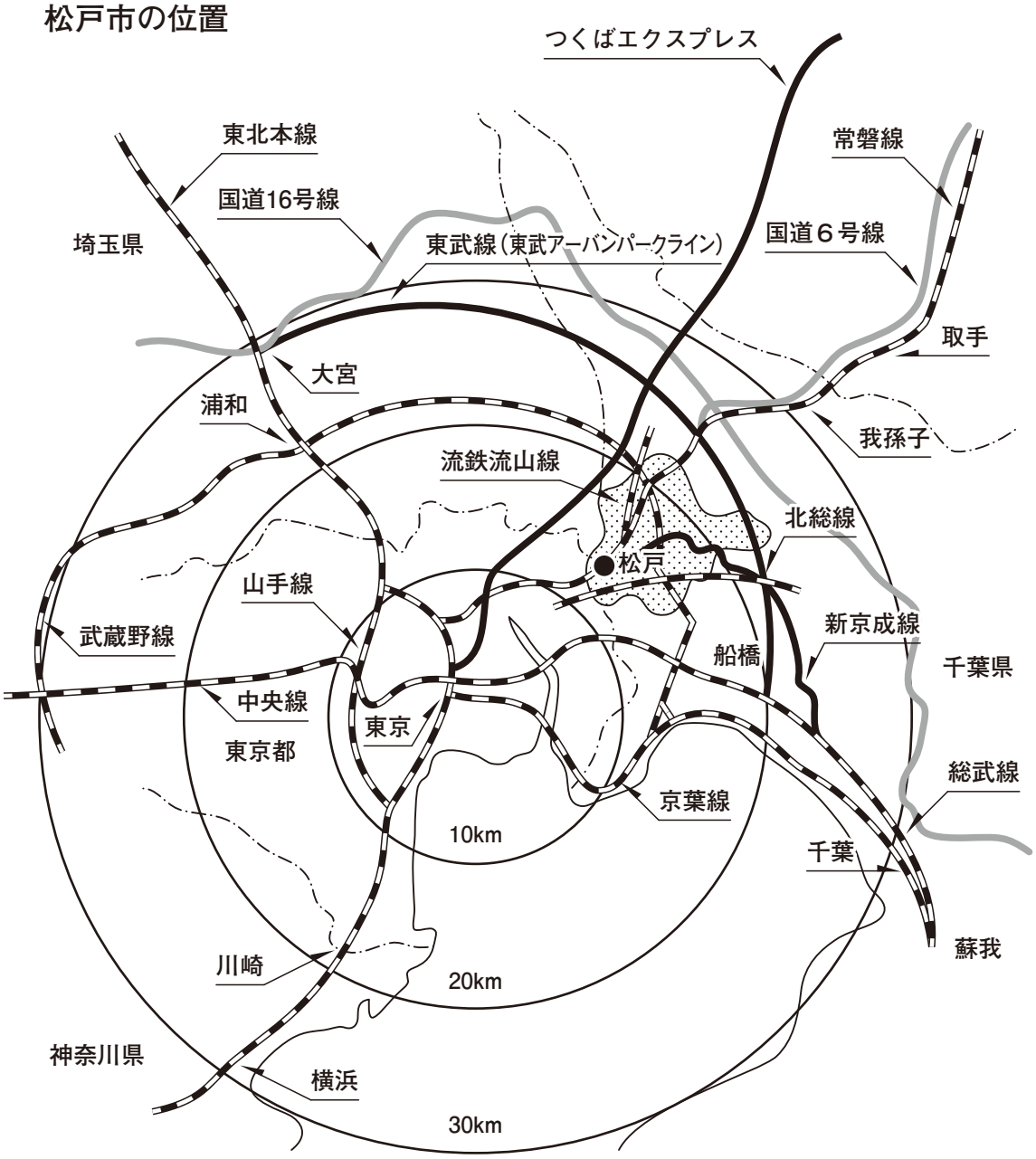
〔都市計画課〕

1．位置と性格

本市は都心から20㎞圏に位置し、さらに千葉県の東葛地域（北西部）の一翼に位置しています。

西は江戸川を境に東京都葛飾区、江戸川区、埼玉県三郷市と接し、南は市川市、東は鎌ケ谷市、東から北にかけて柏市、流山市と接しています。市域面積は61.38㎢で、東西11.4㎞、南北11.5㎞と、ひし形状のひろがりとなっています。

松戸市の位置



松戸市の世帯と人口

区分／年	世帯	人口	対前年度増加数		対前年度増加率（%）		世帯人員
			世帯	人口	世帯	人口	
R元	229,395	492,671	3,377	2,039	1.5	0.4	2.1
R２	231,195	498,232	1,800	5,561	0.8	1.1	2.2
R３	233,105	497,065	1,910	△1,167	0.8	△0.2	2.1
R４	235,624	496,862	2,519	△203	1.1	△0.0	2.1
R５	238,675	497,444	3,051	582	1.3	0.1	2.1
R６	242,918	499,533	4,243	2,089	1.8	0.4	2.1

（各年10月１日現在の常住人口）

本市の人口は、令和６年10月１日現在499,533人となっており、千葉県内で３番目に多い人口となっています。

また、昼夜間人口比率（※１）は82％と全国的にみても低く、近郊住宅地としてのいわゆるベッドタウン化の現象が続いています。

本市の産業を見ると（※２）、事業所数12,947、従業員数131,013人となっています。内訳としては、法人事業所数9,344、法人従業員数120,451人、個人事業所数3,575、個人従業員数10,432人、その他事業所数28、その他従業員数130人となっています。

また農業に関しては（※３）、農家数662戸、従事数1,304人、経営耕地面積46,825ａとなっております。

※１　資料：令和２年国勢調査

※２　資料：令和３年経済センサス－活動調査

※３　資料：2020年農林業センサス

２．沿　　革

〔広報広聴課〕
〔総務課〕

本市の黎明は遠く原始時代にさかのぼり、市内諸所の丘陵には幸田・東平賀・上本郷など多数の縄文時代の貝塚が分布し、竪穴住居址も次々と発見されています。次いで古墳時代には河原塚古墳をはじめ多数の古墳が築かれ、ここに有力な勢力が存在したことをうかがい知ることができます。

律令時代に入って両総・常陸への交通上の要衝として知られましたが、武家の時代に入ると、小金城や根木内城のように台地の要所は城塞化して、しばしば戦火にも見舞われました。

江戸時代、本市の大部分は天領（幕府直轄領）、旗本領となっていました。松戸・小金町は水戸街道の宿場町として、また松戸河岸は江戸川水運の要衝として銚子からの鮮魚などを江戸に運ぶ中継地となり、にぎわいました。

明治維新をむかえ、本市の一部は小菅県に、その他は葛飾県に属しましたが、明治４年の府県廃合によって印旛県の管轄に入り、６年、同県の廃止にともない、千葉県の所管となりました。同７

年の大小区分割によれば、本市の旧村は第12大区１小区から同４小区に編入されています。同11年11月郡区改正により、東葛飾郡の管轄下に入り、郡区町村編制法による戸長配当連合町村を結成しました。

東葛飾郡役所は旧松戸町に設置され（大正12年廃止）、これを契機に諸官署が次々と設置され、この地方の政治的中心としての機能を発揮するようになっていました。同17年８月郡区町村編制法の改正により連合町村の分合が行われ、同22年４月には、市制・町村制の施行を見るに至り、紙敷村他７か村連合（秋山・高塚新田・串崎新田・大橋・河原塚・和名ケ谷・田中新田）は八柱村に、松戸町他４か村連合（上矢切・中矢切・下矢切・小山）は市川村連合にあった栗山をあわせて松戸町に、上本郷村他８か村連合（小根本・松戸新田・岩瀬・根本・古ケ崎・竹ケ花・南花島・伝兵衛新田）は明村に、金ケ作村他６か村連合（日暮・中和倉・千駄掘・五香六実・八ケ崎・栗ケ沢）は高木村に、小金町他９か村連合（上総内・大谷口・幸田・東平賀・平賀・中金杉・殿平賀・久保平賀・二ツ木）は馬橋村連合にあった横須賀をあわせて小金町に、馬橋村他12か村連合（九郎左衛門新田・主水新田・三村新田・七右衛門新田・外河原・幸谷・三ケ月・大谷口新田・横須賀・新作・中根・鰭ケ崎）は横須賀・鰭ケ崎を分離して馬橋村となりました。

その後、昭和８年にいたるまで、昭和４年に小金町が土村根木内を小金飛地と交換により合併したほか、45年間は町村区域の変更はありませんでした。しかし東京市の急速な発展に影響されて、次第にその衛星的機能を持つようになり、隣接地域との合同強化にせまられ、同８年に明村を、同13年８月に八柱村を合併し、同18年４月１日には馬橋・高木両村を合併して、待望の市制を施行するに至りました。

さらに、昭和16年からの太平洋戦争時、首都に近いことから通勤者の避難地或いは、疎開地として人口世帯が徐々に増加していきましたが、終戦後は戦争被災者人口の受け入れ地となり、東京都内転入制限（都会地転入抑制法）のあおりをうけ東京流入の人口滞留地となったため、その増加は急激な上昇線をたどっています。殊に22年のキャサリン台風による利根川堤防（栗橋村）の決壊は、対岸の東京・埼玉両都県民3,931人の一時的な松戸市への避難となり、異常な上昇線を記録しています。しかし、翌年避難住民の転出と翌々年の都内転入制限の解除から人口・世帯の減少が現れています。

29年には、合併促進法にもとづいて柏町と合併した旧小金町の大部分を、境界変更により合併し、31年には沼南村の一部を編入し、現在の市域が確立されました。

30年になると新京成電鉄（松戸～津田沼間）が開通し、同時に日本住宅公団による金ケ作土地区画整理事業の発表、35年に同事業の一部常盤平団地の入居開始等、31年の神武景気の直後に爆発的な人口増加のきざしが現われ、都心への通勤時間が40分程度という地理的条件も相まって、36年以降は、毎年１万３千人以上の増加を記録しました。この人口増加の主体は、社会増加であり、概ね自然増加３～４割に対して社会増加６～７割です。

その後、人口は自然増加が漸減の傾向を示し、社会増加は、平成11年より増減を繰り返し微増しております。

ちなみに、令和２年の国勢調査による年齢構成は、45～49歳層が最も多く8.3％を占め、次いで50～54歳層が7.7％、40～44歳層が6.8％、70～74歳層が6.7％の順となっています。

松戸市史年表

〔広報広聴課〕

明治　２年(1869)　五香六実入植開始
　　５年(1872)　松戸郵便取扱所、小金郵便取扱所開設
　　11年(1878)　東葛飾郡役所、松戸警察署設置
　　22年(1889)　松戸町・明村・八柱村・高木村・馬橋村・小金町が誕生
　　29年(1896)　日本鉄道株式会社海岸線（常磐線）田端－土浦間開通、松戸駅開設
　　31年(1898)　常磐線全線開通、馬橋駅開設
　　42年(1909)　県立園芸専門学校（現・千葉大学園芸学部）設立
　　44年(1911)　北小金駅開設、葛飾橋（木橋）架設
大正　５年(1916)　流山軽便鉄道（現・流鉄）開通
　　８年(1919)　松戸実科高等女学校（県立松戸高校）設立、陸軍工兵学校設立
　　９年(1920)　国道６号線道路認定
　　12年(1923)　北総鉄道（現・東武鉄道）船橋－野田間開通、六実駅開設
昭和　２年(1927)　葛飾橋（鉄橋）架設
　　８年(1933)　松戸町と明村が合併（人口15,669人）
　　10年(1935)　都営八柱霊園開設
　　11年(1936)　常磐線上野－松戸間電化
　　13年(1938)　松戸町と八柱村が合併（人口21,506人）
　　17年(1942)　国立高塚療養所設置
　　18年(1943)　松戸町と高木村、馬橋村が合併市制施行（人口40,433人）
　　25年(1950)　松戸市国民健康保険病院が小山に開設（現・市立総合医療センター）、萬満寺金剛力士像重要文化財に指定
　　26年(1951)　戸定邸徳川家より寄贈
　　27年(1952)　松戸駅東口開設、北松戸駅が仮駅として開設
　　29年(1954)　旧小金町の大部分を松戸市に編入（10月１日現在66,051人）
　　30年(1955)　新京成電鉄開通
　　31年(1956)　沼南村高柳地区編入（10月１日現在70,503人）
　　33年(1958)　北松戸駅が常置駅として開設
　　34年(1959)　市役所庁舎松戸から根本に移転
　　35年(1960)　金ケ作下水処理場（常盤平衛生処理場）設置、日本住宅公団常盤平団地入居開始
　　36年(1961)　市営火葬場完成
　　37年(1962)　安全都市宣言、ごみ焼却場設置（七右衛門新田）、市営小金水道完成
　　39年(1964)　松戸市公民会館設置（現・市民会館）
　　42年(1967)　国保市立病院上本郷へ移転
　　44年(1969)　市営青果市場八ケ崎に開設、すぐやる課設置
　　46年(1971)　ボックスヒル市と姉妹都市提携
　　日本住宅公団小金原団地完成、千代田線相互乗入れ
　　48年(1973)　武蔵野線新松戸－府中本町間開通、新松戸駅開設
　　49年(1974)　図書館本館が移転、名誉市民制定、文化ホール完成
　　50年(1975)　松戸市立松戸高校開校
　　51年(1976)　総合福祉会館、松戸運動公園陸上競技場完成

53年(1978)　武蔵野線新松戸－西船橋間開通、新八柱駅開設
55年(1980)　婦人会館（現・松戸市男女共同参画センター）・勤労会館・クリーンセンター完成
56年(1981)　東部クリーンセンター・市民劇場完成
58年(1983)　小児医療センター開設、住民記録オンライン化
60年(1985)　世界平和都市宣言、松戸東警察署開署、松戸駅西口地下駐車場完成
62年(1987)　県立西部図書館完成
平成　元年(1989)　市民ギャラリー・消防訓練センター開設
２年(1990)　ごみを減らす課設置、中学校給食開始
３年(1991)　北総線北初富－高砂間開通（松飛台・東松戸・秋山・矢切駅開設)、戸定歴史館完成
５年(1993)　市制施行50周年、市民憲章・市民歌制定、21世紀の森と広場・博物館・森のホール21完成、中央・小金保健福祉センター開設、福祉医療センター東松戸病院開設
６年(1994)　松戸市高齢者保健福祉計画策定、自然生態園（21世紀の森と広場内）開園、国分川分水路開通
７年(1995)　公文書公開制度スタート、和名ケ谷クリーンセンター完成
８年(1996)　和名ケ谷スポーツセンター完成、八ケ崎消防署開署、ホワイトホース市と姉妹都市提携再調印
９年(1997)　自転車駐車場の有料化（一部）を実施、粗大ゴミ収集の有料化を実施、大谷口歴史公園が開園
10年(1998)　総合計画（第１次実施計画）スタート
健康福祉会館（ふれあい22）完成、千葉県西部防災センター完成、人権尊重都市宣言
11年(1999)　市立高校国際人文科創設
12年(2000)　行政組織改革が行われ本部制を導入、介護保険制度スタート
新消防指令管制システム稼働、松戸警察署移転
13年(2001)　五香立体本線車道部が開通
21世紀の森と広場内に木もれ陽の森オープン
古ケ崎小学校の余裕教室にデイサービスセンター開設
14年(2002)　市議会の会議録をインターネットを通じて市民に公開
姉妹都市とともに緑化啓発事業を図る記念日として、グリーン・ツリー・デー（樹の日）を制定
15年(2003)　市制施行60周年、総合計画の第２次実施計画がスタート
松戸駅に行政サービスセンター設置
16年(2004)　「松戸市安全で快適なまちづくり条例」の施行
夜間小児急病診療事業の開始、消防救急車導入
17年(2005)　小児急病センター建設、松戸競輪施行の一元化、馬橋保育所の民営化
18年(2006)　夜間小児急病センター移転開設、シニア交流センター開設、根木内歴史公園開園
戸定邸重要文化財に指定
19年(2007)　東松戸ゆいの花公園開園、松戸市警防ネットワーク・防犯パトロールがスタート、水辺のエコロード事業完成
20年(2008)　市制施行65周年、減CO2（げんこつ）大作戦開始、市立小中学校AED配備
21年(2009)　安全・安心ステーション開設（防犯防災の拠点)、新松戸未来館オープン、子ども読書推進センター開設、市立小金中学校パイロットスクールとして開校

22年(2010)　子育てみらいカードの発行、宇宙かぼちゃ事業開始
23年(2011)　後期基本計画（第４次実施計画）スタート
馬橋支所が馬橋駅西口駅ビルに移転
中学生以下の社会教育施設・スポーツ施設使用料等を無料化
24年(2012)　矢切の渡し行きバスが土・日曜日、祝日のみ延伸
松戸都市計画道路３・３・７号横須賀紙敷線（一部）および松戸市道１地区1086号が開通
市障害者虐待防止センターを設置
25年(2013)　市制施行70周年
市のめざす都市ブランドのシンボルとしてロゴマーク・スローガンが決定
行政組織改革により本部制からフラットな部制に移行
千葉北西部消防指令センターの運用開始
小金消防署が新庁舎へ移転常盤平老人福祉センター（建て替え）が開館
地域包括支援センター11か所が開設
市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ事業開始
26年(2014)　市立病院小児医療センターに小児集中治療室（PICU）を開設
市役所に知的障害や精神障害のある人が非常勤職員として就労する「チャレンジドオフィスまつど」を設置中央消防署に高度救助隊が発足
27年(2015)　旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）が国指定名勝に
上野東京ライン開業によりJR常磐線の一部が品川駅まで直通
28年(2016)　29年ぶりとなる新設小学校「東松戸小学校」が開校
市立病院が地域周産期母子医療センターに認定
松戸市市民交流会館オープン
東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連し、ドミニカ共和国・ルーマニアのホストタウンに決定
29年(2017)　市内全23駅の駅前・駅中を含む45か所の小規模保育施設を整備
松戸都市計画道路３・３・６号三矢小台主水新田線（一部）が開通
市立病院が移転し、「市立総合医療センター」が開院
松戸市コミュニティバスの実証運行がスタート
古民家「旧齋藤邸」が国の登録有形文化財（建造物）に
松戸観光案内所「FEEL MATSUDO」がオープン
30年(2018)　市制施行75周年
在宅医療・介護連携支援センターが開設
松戸駅西口駅前広場のエレベーター・エスカレーターが完成
東京外かく環状道路「松戸インターチェンジ」が開通
令和　元年(2019)　松戸市パスポートセンターが開設
中央消防署新庁舎が開署
教育の機会確保法施行後、全国初の夜間中学「市立第一中学校みらい分校」が開校
インキュベーション・コワ―キング施設「松戸スタートアップオフィス」が開設
東京2020オリンピック聖火リレー県内ルートに決定
すぐやる課発足50周年
「全国ねぎサミット2019 in まつど」を開催

令和　２年(2020)　JR松戸駅の全ホームにエレベーター設置完了
松戸ナンバー交付開始
運動公園陸上競技場がリニューアルオープン
松戸市パートナーシップ宣誓制度を開始
令和　３年(2021)　共働き子育てしやすい街ランキング2020 総合編1位受賞
ちば北西部消防指令センターが県内10市の共同運用開始
オーストラリア・ホワイトホース市 姉妹都市締結50周年
東京2020オリンピック聖火リレーの点火セレモニーを松戸中央公園で開催
ひがまつテラスオープン
令和　４年(2022)　総合計画（令和４～11年度）スタート
松戸市リサイクルセンター完成
SDGs未来都市に選定
東京出入国在留管理局松戸出張所が開設
ドミニカ共和国コンスタンサ市とパートナーシップ協定締結
令和　５年(2023)　市制施行80周年
千葉県誕生150周年記念行事オープニングイベントが森のホール21・21世紀の森と広場で開催
ファミリーシップ制度導入
環境未来会議スタート
松戸市オンライン相談システム開始
共働き子育てしやすい街ランキング2023総合編１位受賞
令和　６年(2024)　第36回全国「みどりの愛護」のつどい開催地が松戸市に決定
福祉医療センター東松戸病院閉院
公共施設にシェアサイクル導入
市の人口50万人到達
倉吉市・鴨川市との森林整備協定締結
松戸市総合防災訓練で「防災フェア」を初開催
令和　７年(2025)　新京成線が京成電鉄松戸線に路線名を変更、松戸新京成バスは京成バス千葉ウエストへ変更
松戸市立総合医療センターが「小児救命救急センター」に指定
第36回全国「みどりの愛護」のつどいを開催

３．地　　勢

〔都市計画課〕
〔農政課〕

本市は、JR常磐線から県道市川－松戸線を結ぶ線で低地と台地が分割されました。東側は下総台地の一部に属する起伏の多い台地であり、台地の中には樹枝状に谷が深く入りこんでいます。その表面は、関東ローム層であり、下部は成田層で砂や粘土の互層となっています。また、西側は、江戸川を背後に控えた低地であり、河川沿いに形成された沖積層となっています。

台地と低地の高低差は25m内外であり、その境は急斜面となっている部分が多く、台地の崖下などには多数の湧水が見られます。

第　２　節　　人　　口

１．人口の推移

〔総務課〕

本市が市制を施行した昭和18年の人口は４万人でしたが、昭和35年以降、昭和54年までは、毎年１万人以上の増加がみられ、中でも昭和44・45年の両年は２万人台の増加数でした。昭和55年以降は微増の傾向で推移し、平成元年に45万人を超え、その後、増加と減少を繰り返しつつ、令和７年５月１日現在では50万1千198人となっています。

年　次　別　人　口　の　推　移

年次	面積（㎢）	世帯数	人口			１世帯当たり人員	対前年度人口増加数	対前年度人口増加率（％）	男女比（女100人につき男）	１㎢当たり人口密度
			総数	男	女					
S18年	52.39	7,198	40,433	20,885	19,548	5.62	－	－	106.8	772
19	〃	8,572	41,364	19,314	22,050	4.83	931	2.3	87.6	790
20	〃	9,173	43,332	20,514	22,818	4.72	1,968	4.8	89.9	827
21	〃	9,789	46,291	22,914	23,377	4.73	2,959	6.8	98.0	884
22	〃	10,169	54,513	27,114	27,399	5.36	8,222	17.8	99.0	1,041
23	〃	10,206	51,297	25,579	25,718	5.03	△3,216	△5.9	99.5	979
24	〃	10,071	50,747	25,304	25,443	5.04	△550	△1.1	99.5	969
25	〃	10,562	52,531	25,813	26,718	4.97	1,784	3.5	96.6	1,003
26	〃	10,897	54,193	26,934	27,259	4.97	1,662	3.2	98.8	1,034
27	〃	10,952	55,297	27,478	27,819	5.05	1,104	2.0	98.8	1,055
28	〃	11,273	56,052	27,690	28,362	4.97	755	1.4	97.6	1,070
29	60.44	13,319	66,051	32,821	33,230	4.96	9,999	17.8	98.8	1,093
30	〃	13,875	68,363	34,024	34,339	4.93	2,312	3.5	99.1	1,131
31	61.20	14,714	70,503	35,089	35,414	4.79	2,140	3.1	99.1	1,152
32	〃	15,378	72,821	36,243	36,578	4.74	2,318	3.3	99.1	1,190
33	〃	16,144	75,512	37,998	37,514	4.68	2,691	3.7	101.3	1,234
34	〃	17,268	78,937	39,702	39,235	4.57	3,425	4.5	101.2	1,290
35	〃	19,656	86,372	43,420	42,952	4.39	7,435	9.4	101.1	1,411
36	〃	24,023	99,684	50,235	49,449	4.15	13,312	15.4	101.6	1,629
37	〃	28,973	115,226	58,317	56,909	3.98	15,542	15.6	102.5	1,883
38	〃	33,553	130,037	66,177	63,860	3.88	14,811	12.9	103.6	2,125
39	〃	37,917	144,989	74,204	70,785	3.82	14,952	11.5	104.8	2,369
40	〃	41,913	160,001	82,001	78,000	3.82	15,012	10.4	105.1	2,614
41	〃	47,646	175,902	90,251	85,651	3.69	15,901	9.9	105.4	2,874
42	〃	51,670	190,006	97,639	92,367	3.68	14,104	8.0	105.7	3,105
43	〃	56,955	206,836	106,210	100,626	3.63	16,830	8.9	105.5	3,380
44	〃	65,138	232,094	119,023	113,071	3.56	25,258	12.2	105.3	3,792
45	〃	70,829	253,591	130,021	123,570	3.58	21,497	9.3	105.2	4,144
46	〃	78,014	273,106	140,305	132,801	3.50	19,515	7.7	105.7	4,463
47	〃	84,161	291,798	149,737	142,061	3.47	18,692	6.8	105.4	4,768
48	〃	90,304	309,494	158,534	150,960	3.43	17,696	6.1	105.0	5,057
49	〃	96,980	327,202	167,567	159,635	3.37	17,708	5.7	105.0	5,346
50	〃	102,830	344,558	175,911	168,647	3.35	17,356	5.3	104.3	5,630
51	〃	108,643	358,145	182,102	176,043	3.30	13,587	3.9	103.4	5,852
52	〃	114,446	368,553	186,741	181,812	3.22	10,408	2.9	102.7	6,022
53	〃	119,355	380,282	192,479	187,803	3.19	11,729	3.2	102.5	6,214
54	〃	123,252	391,637	198,065	193,572	3.18	11,355	3.0	102.3	6,399
55	〃	128,974	400,863	202,799	198,064	3.11	9,226	2.4	102.4	6,550
56	〃	131,915	408,219	206,472	201,747	3.09	7,356	1.8	102.3	6,670
57	〃	134,306	414,176	209,411	204,765	3.08	5,957	1.5	102.3	6,768
58	〃	136,420	418,490	211,631	206,859	3.07	4,314	1.0	102.3	6,838
59	〃	138,193	422,355	213,302	209,053	3.06	3,865	0.9	102.0	6,901
60	〃	139,855	427,473	215,909	211,564	3.06	5,118	1.2	102.1	6,985
61	〃	142,768	432,677	218,626	214,051	3.03	5,204	1.2	102.1	7,070
62	〃	147,008	440,155	222,627	217,528	2.99	7,478	1.7	102.3	7,192
63	61.33	152,555	448,533	227,468	221,065	2.94	8,378	1.9	102.9	7,313

年次	面積（㎢）	世帯数	人口			1世帯当たり人員	対前年度人口増加数	対前年度人口増加率（%）	男女比（女100人につき男）	1㎢当たり人口密度
			総数	男	女					
H元年	61.33	156,269	453,180	230,216	222,964	2.90	4,647	1.0	103.3	7,389
2	〃	160,724	456,210	232,043	224,167	2.84	3,030	0.7	103.5	7,439
3	〃	164,733	458,893	233,536	225,357	2.79	2,683	0.6	103.6	7,482
4	〃	168,581	461,438	234,845	226,593	2.74	2,545	0.6	103.6	7,524
5	〃	171,324	463,517	235,938	227,579	2.71	2,079	0.5	103.7	7,558
6	〃	173,118	463,973	236,075	227,898	2.68	456	0.1	103.6	7,565
7	〃	172,119	461,503	234,154	227,349	2.68	△2,470	△0.5	103.0	7,525
8	〃	173,321	460,873	233,989	226,884	2.66	△630	△0.1	103.1	7,515
9	〃	175,331	461,126	234,083	227,043	2.63	253	0.1	103.1	7,519
10	〃	177,719	462,297	234,113	228,184	2.60	1,171	0.3	102.6	7,538
11	〃	180,765	464,609	235,079	229,530	2.57	2,312	0.5	102.4	7,576
12	〃	182,703	464,841	234,552	230,289	2.54	232	0.0	101.9	7,579
13	〃	185,717	467,197	235,495	231,702	2.52	2,356	0.5	101.6	7,618
14	〃	189,159	470,759	236,962	233,797	2.49	3,562	0.8	101.4	7,676
15	〃	191,865	472,728	237,433	235,295	2.46	1,969	0.4	100.9	7,708
16	〃	194,245	474,078	238,065	236,013	2.44	1,350	0.3	100.9	7,730
17	〃	192,962	472,579	237,562	235,017	2.45	△1,499	△0.3	101.1	7,706
18	〃	196,182	474,934	238,685	236,249	2.42	2,355	0.5	101.0	7,744
19	〃	199,670	476,792	239,654	237,138	2.39	1,858	0.4	101.1	7,774
20	〃	206,420	480,785	241,786	238,999	2.33	3,993	0.8	101.2	7,839
21	〃	210,152	484,194	243,634	240,560	2.30	3,409	0.7	101.3	7,895
22	〃	209,570	484,457	240,674	243,783	2.31	263	0.1	98.7	7,899
23	〃	210,505	483,770	240,011	243,759	2.30	△687	△0.1	98.5	7,888
24	〃	210,266	480,579	238,253	242,326	2.29	△3,191	△0.7	98.3	7,836
25	〃	211,141	480,227	237,802	242,425	2.27	△352	△0.1	98.1	7,830
26	61.38	213,200	481,346	238,282	243,064	2.26	1,119	0.2	98.0	7,842
27	〃	215,627	483,480	240,928	242,552	2.24	2,134	0.4	99.3	7,877
28	〃	219,302	486,045	241,989	244,056	2.22	2,565	0.5	99.2	7,919
29	〃	222,455	488,187	242,838	245,349	2.19	2,142	0.4	99.0	7,954
30	〃	226,018	490,632	243,641	246,991	2.17	2,445	0.5	98.6	7,993
R元年	〃	229,395	492,671	244,404	248,267	2.15	2,039	0.4	98.4	8,027
2	〃	231,195	498,232	247,210	251,022	2.16	5,561	1.1	98.5	8,117
3	〃	233,105	497,065	246,332	250,733	2.13	△1,167	△0.2	98.2	8,098
4	〃	235,624	496,862	245,892	250,970	2.11	△203	△0.0	98.0	8,095
5	〃	238,675	497,444	246,133	251,311	2.08	582	0.1	97.9	8,104
6	〃	242,918	499,533	247,034	252,499	2.06	2,089	0.4	97.8	8,138
7	〃	246,573	501,198	247,870	253,328	2.03	－	－	97.8	8,165

（各年10月１日現在。令和７年は５月１日現在。）

２．人口の動態

〔総務課〕

人口の自然動態・社会動態の推移

区分／年	自然動態			社会動態			人口増加数（自然増加＋社会増加）
	出生	死亡	自然増加	転入	転出	社会増加	
S63	5,521	1,718	3,803	36,559	31,993	4,566	8,369
H元	5,269	1,629	3,640	33,574	32,827	747	4,387
2	5,131	1,852	3,279	33,750	34,701	△951	2,328
3	5,102	1,803	3,299	32,818	33,337	△519	2,780
4	5,016	1,967	3,049	33,233	33,940	△707	2,342
5	5,085	2,018	3,067	33,517	34,475	△958	2,109
6	5,239	2,027	3,212	32,577	35,756	△3,179	33
7	5,116	2,113	3,003	32,064	37,996	△5,932	△2,929
8	5,175	2,197	2,978	29,928	33,138	△3,210	△232
9	4,983	2,291	2,692	30,218	32,869	△2,651	41
10	4,984	2,376	2,608	29,855	30,940	△1,085	1,523
11	5,051	2,465	2,586	30,070	29,885	185	2,771
12	5,089	2,372	2,717	29,785	32,698	△2,913	△196
13	5,022	2,515	2,507	30,415	29,814	601	3,108
14	4,771	2,682	2,089	28,997	28,188	809	2,898
15	4,738	2,689	2,049	29,490	29,387	103	2,152
16	4,579	2,799	1,780	26,914	27,907	△993	787
17	4,345	2,922	1,423	26,541	29,521	△2,980	△1,557
18	4,454	3,078	1,376	28,099	26,630	1,469	2,845
19	4,399	3,394	1,005	28,271	27,210	1,061	2,066
20	4,477	3,301	1,176	28,341	25,688	2,653	3,829
21	4,456	3,443	1,013	27,306	25,238	2,068	3,081
22	4,262	3,557	705	27,433	28,215	△782	△77
23	4,279	3,680	599	22,776	25,291	△2,515	△1,916
24	3,951	3,677	274	22,215	24,715	△2,500	△2,226
25	4,016	3,706	310	22,565	23,165	△600	△290
26	3,823	3,833	△10	23,455	22,031	1,424	1,414
27	3,975	4,048	△73	29,253	26,577	2,676	2,603
28	3,782	4,049	△267	26,257	23,508	2,749	2,482
29	3,679	4,398	△719	26,802	23,880	2,922	2,203
30	3,609	4,416	△807	27,090	24,114	2,976	2,169
R元	3,584	4,569	△985	27,028	24,141	2,887	1,902
2	3,436	4,753	△1,317	30,020	23,572	6,448	5,131
3	3,286	4,913	△1,627	23,447	23,378	69	△1,558
4	3,040	5,577	△2,537	26,684	23,926	2,758	221
5	3,067	5,567	△2,500	27,078	23,476	3,602	1,102
6	2,911	5,882	△2,971	28,330	23,186	5,144	2,173

（注）この表は各年１月１日から12月31日までを集計したものです。
市内転居を除きます。また、職権記載・消除などの増減に関しては、増分は「転入」に、減分は「転出」にそれぞれ合算しています。

出典：千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

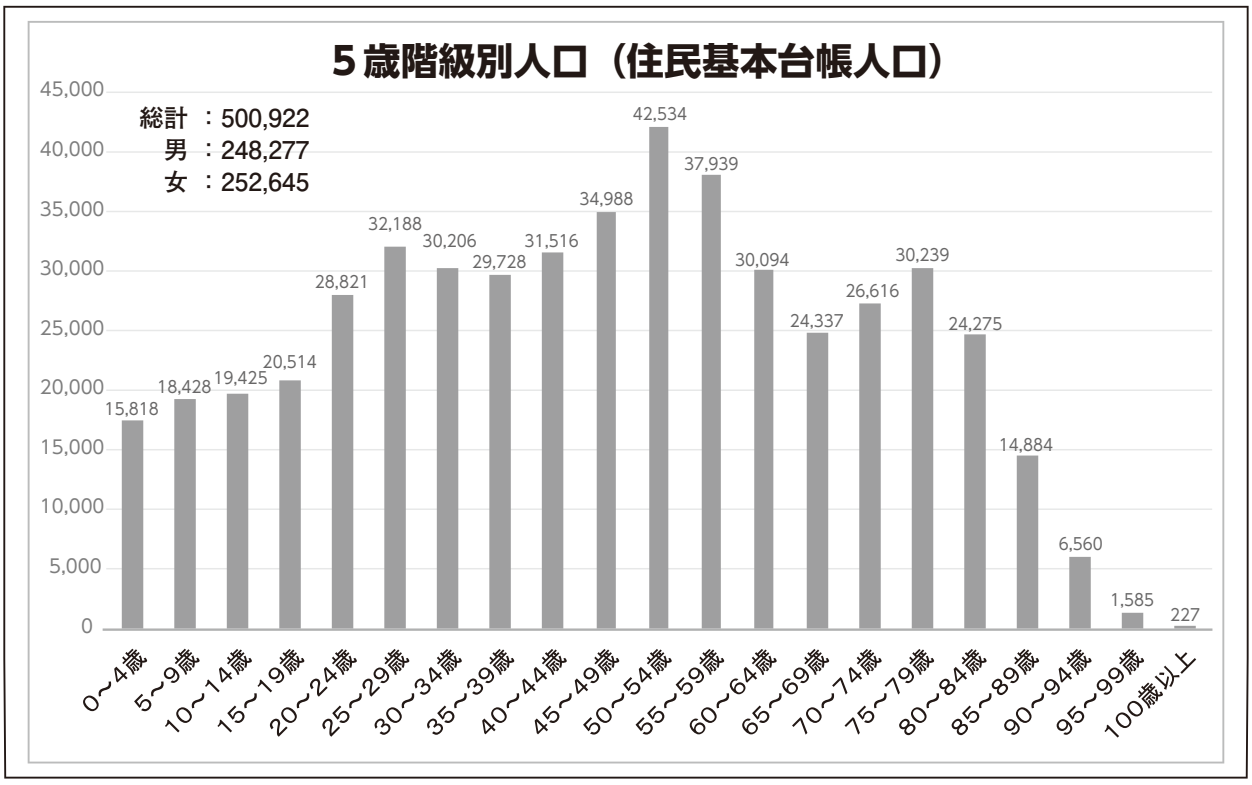
３．人口の構成

〔総務課〕

市民の平均年齢は46.81歳（令和7年3月31日現在）

	人口			構成比（%）
	総数（人）	男（人）	女（人）	
0～4歳	15,818	8,119	7,699	3.16
5～9歳	18,428	9,499	8,929	3.68
10～14歳	19,425	9,987	9,438	3.88
15～19歳	20,514	10,546	9,968	4.10
20～24歳	28,821	14,452	14,369	5.75
25～29歳	32,188	16,298	15,890	6.43
30～34歳	30,206	15,548	14,658	6.03
35～39歳	29,728	15,520	14,208	5.93
40～44歳	31,516	16,498	15,018	6.29
45～49歳	34,988	18,300	16,688	6.98
50～54歳	42,534	21,982	20,552	8.49
55～59歳	37,939	19,821	18,118	7.57
60～64歳	30,094	15,551	14,543	6.01
65～69歳	24,337	12,133	12,204	4.86
70～74歳	26,616	12,415	14,201	5.31
75～79歳	30,239	13,460	16,779	6.04
80～84歳	24,275	9,978	14,297	4.85
85～89歳	14,884	5,704	9,180	2.97
90～94歳	6,560	2,080	4,480	1.31
95～99歳	1,585	350	1,235	0.32
100歳以上	227	36	191	0.05

（注）この表は令和7年3月31日現在の住民基本台帳を年齢別に集計したものです。
構成比は小数第3位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にはなりません。



次に、労働力人口等の関係をみると、令和２年10月１日現在の人口(※1)のうち47.0％が労働力人口、45.2％が就業人口となっています。さらに産業別就業者は、第一産業0.7％、第二次産業16.5％、第三次産業79.1％となっています。平成27年と比較すると就業人口が増加していて、第三次産業で働く人の割合が増えています。

産　業　別　就　業　者　数

（各年10月１日現在）

産業分類		平成27年		令和２年	
		総数(人)	構成比(％)	総数(人)	構成比(％)
総数		222,511	100	224,960	100
第一次産業	農業・林業	1,691		1,542	
	（うち林業）	(10)		(5)	
	漁業	8		11	
	小計	1,699	0.8	1,553	0.7
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	27		19	
	建設業	15,304		15,330	
	製造業	24,014		21,736	
	小計	39,345	17.7	37,085	16.5
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	713		741	
	情報通信業	13,452		15,441	
	運輸業・郵便業	12,404		13,673	
	卸売業・小売業	37,392		37,971	
	金融業・保険業	7,819		7,352	
	不動産業・物品賃貸業	6,734		7,117	
	学術研究、専門・技術サービス業	9,359		9,997	
	宿泊業、飲食サービス業	12,712		12,968	
	生活関連サービス業、娯楽業	8,772		9,163	
	教育、学習支援業	9,612		10,528	
	医療、福祉	23,037		26,893	
	複合サービス事業	1,068		1,072	
	サービス業（他に分類されないもの）	16,090		17,781	
	公務（他に分類されるものを除く）	6,827		7,134	
	小計	165,991	74.6	177,831	79.1
分類不能産業		15,476	7.0	8,491	3.8

※1 資料：令和２年国勢調査

第 3 節　　そ　の　他

1．都市宣言

⑴ 安全都市宣言　〔議会事務局〕

近年わが国産業経済の急速な発展と国民生活の目覚しい向上は誠に喜ばしいことであるが、他面において、交通事故をはじめとして産業災害、火災等年々累増の趨勢にあり、誠に悲しむべき現状にある。

幸福をもたらすべき産業、文化の発展の蔭に起る各種の災害は市民の生命を脅かし、市民生活を危殆に陥し入れ、有形、無形の被災は、極めて憂慮すべきものがある。

われわれは、本市におけるこれら災害の絶滅を期するため、市民の総意と総力を挙げてこれに対処しなければならないことを痛感するものである。

よって、本市における安全組織の総力を結集し、市民生活の信条を安全第一として、名実ともに明るく住みよい近代都市建設にまい進するため、松戸市を「安全都市」とすることを宣言する。

昭和37年３月12日　　松　戸　市　議　会

⑵ 世界平和都市宣言　〔総務課〕

我が国は、世界で唯一の被爆国である。

何人も平和を愛し、平和への努力を続け、常に平和に暮らせるよう均しく希求しているところである。

しかし、現下の国際情勢は、緊張化の方向に進み市民に不安感を与えている。

かかる状況を鑑み、松戸市は日本国憲法の基本理念である平和精神にのっとり、平和の維持に努め、併せて非核三原則を遵守し、あらゆる核兵器の廃絶と世界の恒久平和の達成を念願し、世界平和都市をここに宣言する。

昭和60年３月４日　　松　　戸　　市

⑶ 松戸市民憲章　〔政策推進課〕

18ページに掲載。

⑷ 人権尊重都市宣言　〔行政経営課〕

優しい心を育むまち　松戸をめざして

人はすべて、かけがえのない平等な存在として尊重され、幸せに生きる権利を持っています。

この人類普遍の原理である基本的人権は、日本国憲法にも保障され、人権を擁護する努力が続けられてきました。

しかし、今もなお、さまざまな人権問題が存在しており、その解決は国内だけでなく世界的な課題になっています。

私たちは、一人ひとりの個性や生き方が尊重され、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざして努力します。

世界人権宣言50周年にあたり、私たちは、すべての人が安心して暮らせるまち「ふるさと松戸」を築くことを誓い、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

平成10年12月10日　　松　　戸　　市

⑸ 松戸みどりの市民憲章　〔みどりと花の課〕

私たちのまわりには、樹木、草花、水、土、空そしてさまざまな生きものから構成される**みどり**が存在しています。私たちは、自身と輝かしい未来を担う子どもたちの幸せのために、これまで育まれてきた**みどり**の財産を分かち合い、守り育て、豊かにしていきます。そのために、市民･企業･行政の三者が、それぞれの立場において、**みどり**のもたらす恵みに想いをはせ、自覚と責任、対話と協働に基づいて行動します。

1．松戸市民は**みどり**と暮らす豊かさを大切にします。
1．千年来の**みどり**の声に耳を傾け、百年後の**みどり**を育てます。
1．子どもたちの夢とあそびを受けとめる**みどり**をいっぱいにします。

平成16年10年１日　松　戸　市

２．市の木・市の花・市の鳥　〔みどりと花の課〕

人と生き物が共生できる街を目指して、「市の木」４種類、「市の花」３種類、「市の鳥」３種が制定されています。

○　市の木



ユーカリ（国際交流の木）

昭和46年、松戸市はユーカリの取り持つ縁で、オーストラリアのボックスヒル（現在は合併によりホワイトホース市）と姉妹都市提携を結びました。これを機にユーカリが市の木に制定されました。原産地のオーストラリアでは、葉がコアラの餌となっています。

（昭和47年７月制定）



なし（郷土の木）

本市を代表する特産物で「二十世紀梨」は、本市が発祥の地です。

（平成14年４月制定）

しい（里の木）



松戸では昔から風除けとして農家の屋敷周りに植えられてきました。

市内には巨木も多く、市の保護樹木の指定もたくさんあります。

（平成14年４月制定）

さくら（街の木）



市内の街路樹で最も多く、さくら祭りも盛んに行われています。常盤平のさくら通りは「日本の道百選」に選ばれ、多くの市民を魅了しています。

（平成14年４月制定）

○　市の花

のぎく（里の花）

本市を舞台とした伊藤左千夫の小説「野菊の墓」は有名で、本市とゆかりが深いものです。江戸川の堤防や畦道に自生する身近な野草です。

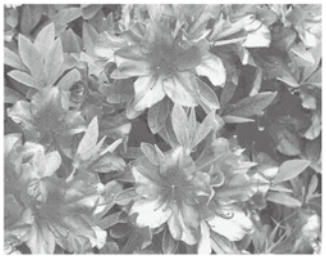
（平成14年４月制定）



つつじ（街の花）

昭和48年に開催された千葉国体（若潮国体）にちなみ、郷土記念緑化推進運動の一環として、つつじを市の花に選びました。成長が早く育てやすい花木として、公園や道路、公共施設などに多く植えられ、市民に親しまれています。

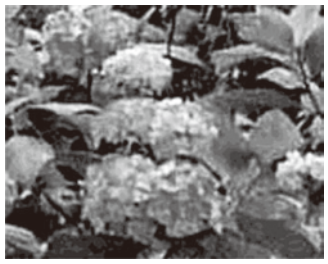
（昭和47年７月制定）



あじさい（庭の花）

初夏を代表する花で、挿し木や株分けで増やすことが容易な花木です。日陰でも良く育ち、庭の緑化に適しています。

（平成14年４月制定）



○　市の鳥

ふくろう（森の鳥）

森の豊かさを表す代表的な鳥です。子供から大人まで幅広く人気があります。

（平成14年４月制定）



つばめ（街の鳥）

外敵から身を守るため、人家の軒先に巣を作る習性があるなど、人と生きものが共生できることを示す代表的な鳥です。

（平成14年４月制定）



しらさぎ（水辺の鳥）

水辺に生息し、魚介類を餌としており、水環境の良さを表す代表的な鳥です。

（平成14年４月制定）



３．姉妹都市の提携

〔国際推進課〕

○　都　市　名　　オーストラリア連邦ビクトリア州ホワイトホース市（前ボックス・ヒル市）
○　提携年月日　　昭和46年５月12日
○　縁 組 経 過

昭和44年、松戸市は緑が十分にある街づくりを推進するため松戸市緑化協会を発足させ、オーストラリア大使を通じ、青々と成育するユーカリの種子をオーストラリアから取り寄せ、全市的な植樹計画を進めていた。このようなとき、ボックス・ヒル市が日本の都市と姉妹都市を結びたい意向を持っているとの照会が松戸市にあった。検討を重ねた結果、昭和45年６月１日、松戸市長がボックス・ヒル市を訪問し、両市にとって姉妹都市提携が有益であることが確認された。

昭和46年３月29日の市議会本会議において、姉妹都市提携に関する議案が全会一致で可決され、同年５月12日、ボックス・ヒル市長一行５名の来訪を受け、松戸市役所において、相互の文化の交流と両市の友好と人的交流を深めることを目的として正式調印を行った。

ボックス・ヒル市は、平成６年12月15日に、隣接するヌナワディング市と合併し、人口・面積とも約３倍になり、市名もホワイトホース市に変わった。

平成８年５月12日の姉妹都市提携25周年の際には、松戸市長、松戸市議会議長がホワイトホース市で開催された記念式典において姉妹都市再調印を行った。平成13年５月12日の30周年の際には、ホワイトホース市より、市長､CEOを代表とする市民38名の訪問団を本市に迎え、記念式典を行い、平成18年の提携35周年では、松戸市長、松戸市議会議長をはじめとする市民37名の訪問団が、ホワイトホース市での記念式典に出席した。平成24年５月（東日本大震災の影響により、１年延期して開催）にホワイトホース市長をはじめとする市民訪問団41名を本市に迎え、提携40周年記念式典等を行った。平成28年５月12日には姉妹都市提携45周年を迎え、松戸市長、松戸市議会議長、そして公募の市民など総勢53名がホワイトホース市を訪れ、開催された記念式典において姉妹都市再調印を行った。令和３年５月12日には姉妹都市提携50周年を迎え、新型コロナウイルス感染症の影響により、ホワイトホース市からの記念訪問団の受入は中止されたが、記念植樹式、両市長オンライン会談等、50周年を記念する事業が両市で開催された。

また姉妹都市友好の促進と両市の緑化推進を図るため、５月12日をグリーン・ツリー・デー（樹の日）と定め、例年両市で同時に植樹を行うこととしている。

○　ホワイトホース市の概要

ホワイトホース市は、ビクトリア州都メルボルンの中心より東方に約９マイル（14.4㎞）に位置し面積64.3㎢、人口約183,000人で、メルボルンへの通勤通学者が多く住む。また、ガーデンシティとも呼ばれるほど緑が多く、充実した学園都市としても名高い。

○　提携後の交流

提携以来、本市とホワイトホース市双方向の訪問や中・高生など青少年を中心とした市民レベルでの交流が活発に行われている。

４．名誉市民

〔秘書課〕

名誉市民の称号は、松戸市民または本市に縁故の深い者で公共の福祉を増進し、または文化の進展に貢献し、その功績が卓絶であるものに対して贈り、その功労をたたえ、もって広く市民敬愛の対象として、郷土愛の高揚に資するものである。

（昭和49年４月１日　制定）

５．市民栄誉賞

市民栄誉賞は、松戸市民または本市に縁故の深い個人もしくは団体で、本市の誇りとなる顕著な業績をあげ、本市の誉れとしてふさわしいものに対し、その栄誉をたたえ、もって市民のふるさと意識の高揚を図るものである。

（平成11年７月１日　制定）

松戸市民憲章

私たちは、縄文の昔より悠久とした時の流れにはぐくまれた、この大地を郷土とする松戸市民です。

私たちは、このまちを誇りとし、輝かしい未来の実現と、かけがえのない地球と文明との永遠の調和を求め、自らの責任のもと、全市民共通の願いとして、ここに松戸市民憲章を定めます。

１．私たちは、自然をいつくしみ、豊かな心を育てます。

１．私たちは、共に助けあい、
健康で明るい社会を築きます。

１．私たちは、伝統を守り、新しい文化をはぐくみます。

１．私たちは、郷土を愛し、
希望と活力にあふれるまちをつくります。

１．私たちは、平和を尊び、
広い視野をもつ国際人をめざします。

平成５年４月１日制定

第　２　章

議　　会

＝内　　容＝

第１節　議会の概要 ……19
第２節　議会の構成 ……19
１．組　　織 ……19
２．議　　員 ……20
⑴　議員名簿 ……20
⑵　党・会派別議員数 ……21
⑶　年齢別・当選回数別議員数 ……21
⑷　平均年齢 ……21
３．常任委員会及び議会運営委員会 ……22
４．各種会議 ……22
⑴　広報委員会 ……22
⑵　全員協議会 ……22
第３節　議会の活動状況 ……23
１．本　会　議 ……23
⑴　活動状況 ……23
ア　市長提出議案 ……23
イ　議員提出議案 ……23
ウ　請願・陳情受理及び処理状況 …24
⑵　傍聴状況 ……24
２．委　員　会 ……24
⑴　常任委員会 ……24
⑵　議会運営委員会 ……25
⑶　特別委員会 ……25
３．各種会議 ……25
４．議会基本条例 ……25
５．特別委員会の設置状況 ……26
第４節　議　会　棟 ……27
１．構造・規模 ……27
第５節　予　　算 ……27
１．予算総額 ……27
第６節　報酬・費用弁償 ……27
１．報　　酬 ……27
２．費用弁償 ……27
３．行政視察旅費 ……27
第７節　議会事務局 ……28
１．組織・機構 ……28
２．刊　行　物 ……28
３．議会図書室 ……28

第 1 節　議　会　の　概　要

本市議会は、昭和18年４月１日に松戸市制が施行された翌月の５月25日に議員30人（定数）の選挙が行われ、翌月の14日に初めての市議会が招集されました。

昭和21年４月17日、国において帝国憲法改正案が発表され、この趣旨にのっとり都制、府県制、市制、町村制の一部改正案が第90帝国議会に提出され、大修正のうえ、同年９月27日に公布されました。さらに同年10月には、地方制度調査会が設けられ、地方自治制度、公務員制度、地方財政制度等の改正について同会に諮問し、翌年２月に答申され、これに基づき地方制度に関する総合法規としての地方自治法案が作成され、第92帝国議会に提出、昭和22年４月17日公布となりました。そして、前年の11月３日に公布された新憲法とともに、同年５月３日に施行されました。

このように、民主化の具体的構想が示され、地方分権の強化が明示されてきた昭和22年４月30日に、２回目の市議会議員（定数30人）の選挙が行われました。なお、この時の立候補者数は43人です。

その後、人口増加に伴い、法定議員数が30人から36人となりましたが、昭和26年４月４日に定数を30人とする条例を制定し、選挙（昭和26年４月23日投票）が行われました。

昭和29年10月に、定数条例の一部を改正し定数を32人とし、さらに昭和41年10月１日に同条例を廃止する条例を制定し、これにより８人増の40人と法定議員数どおりとしました。

昭和49年には、法定議員数が44人となりましたが、再び定数を減少する条例（昭和49年７月１日）を制定し、40人としたが、昭和53年９月29日に、同条例を廃止し、法定議員数どおりの48人としました。

昭和57年11月選挙にあたり、法定議員数が52人となりますが、同年６月定例会において再び定数を減少する条例を制定し、条例定数を48人としました。

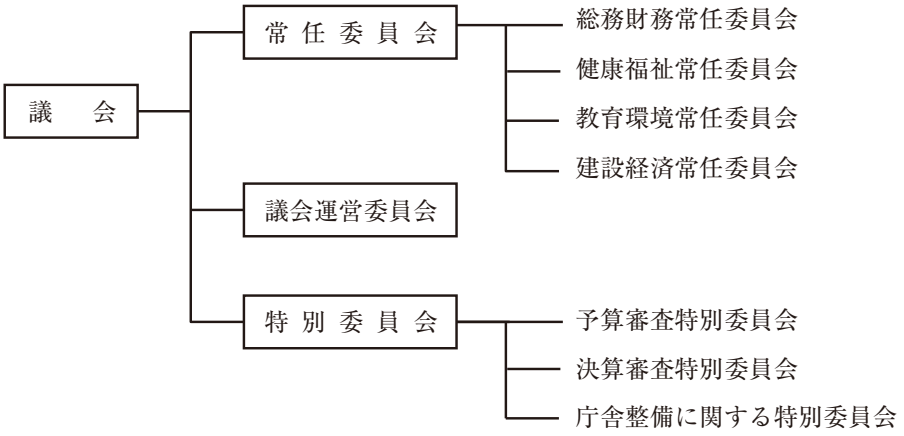
平成10年６月定例会において減少条例を改正し条例定数を46人とする議員提出議案が可決され、同年11月の一般選挙より適用となりました。

平成11年７月16日には、地方分権の流れの中、地方分権一括法が公布されました。それに伴い、平成12年４月１日に地方自治法が改正され、市町村の議員定数は条例で定めることとなりました。本市ではそれに先立ち平成12年３月定例会において、議員定数を46人とする市議会議員定数条例を制定し、平成15年１月１日以降の一般選挙から適用しました。

また、平成22年９月定例会において議員定数を44人とする議員提出議案が可決され、平成22年11月21日の一般選挙から適用しました。

第 2 節　議　会　の　構　成

1．組　織



2．議　　員

条例定数　44人（平成22年８月27日定数条例制定）　現員　43人

任　　期　令和４年11月27日～令和８年11月26日

議　長　渋谷剛士
副議長　大塚健児

(1) 議　員　名　簿（令和７年６月18日現在）

議席	会　派　名	氏　　名	郵便番号	住　所（事務所含む）	TEL	委員会名	期別
1	日本共産党	嶋村新一	270－0021	小金原6丁目7 小金原団地17－401	047－342－4923	教育環境	1
2	無所属	湯浅文	270－2225	東松戸	090－8561－7707	教育環境	1
3	政策実現ﾌｫｰﾗﾑ・社民	竹内幸枝	270－0021	小金原7丁目33－45	080－8057－3855	教育環境	1
5	無所属	柿沼光利	270－2241	松戸新田138－6	047－363－0685	教育環境	1
6	まつどみらい	田中睦生	270－0034	新松戸5丁目178 ｻﾝﾗｲﾄﾊﾟｽﾄﾗﾙ参番街Ａ－104	090－1500－3331	総務財務	1
7	まつどみらい	石塚裕	270－2241	松戸新田472－12	090－1999－5232	健康福祉	1
8	公明党	芦田満春	270－2251	金ケ作	090－6167－4333	総務財務	1
9	公明党	丹呉顕子	270－2251	金ケ作	047－389－3529	建設経済	1
10	公明党	井出昌子	270－0022	栗ケ沢	047－389－2891	教育環境	1
11	無所属	鴫原舞	270－0021	小金原1丁目36－25	070－1498－9506	健康福祉	1
12	市民クラブ	広瀬優斗	270－2261	常盤平3丁目20－14－202	090－6001－9978	教育環境	1
13	市民クラブ	大和山太郎	270－2203	六高台5丁目93	090－9813－0751	総務財務	1
14	日本共産党	ミール計恵	270－2241	松戸新田3－17	090－4810－4828	建設経済	2
15	無所属	戸張友子	271－0062	栄町5丁目313－1 東和ﾏﾝｼｮﾝ101	047－712－2012	建設経済	2
16	政策実現ﾌｫｰﾗﾑ・社民	増田薫		非公表	047－710－7980	健康福祉	3
17	政策実現ﾌｫｰﾗﾑ・社民	ＤＥＬＩ	271－0076	岩瀬473－1 松戸ﾊｲﾑ102	047－710－9469	総務財務	3
18	無所属	鷹野聡	270－2261	常盤平1丁目5－19 ﾒｿﾞﾝ伊藤102	050－3488－3906	健康福祉	2
19	まつどみらい	岡本優子	270－2231	稔台1丁目15－19 シャルム川上101	080－8870－1974	建設経済	2
20	公明党	鈴木智明	270－2241	松戸新田	047－363－5187	総務財務	3
21	公明党	岩瀬麻理	270－0034	新松戸	047－345－8557	健康福祉	3
22	公明党	松尾尚	271－0062	栄町	047－360－5337	健康福祉	3
23	市民クラブ	西田善昭	270－2221	紙敷1404－6	080－5413－3634	建設経済	1
24	市民クラブ	中村典子		非公表	080－9576－1637	健康福祉	2
25	市民クラブ	大塚健児	270－2225	東松戸1丁目6－3 ヴｪﾚｰﾅ東松戸501	080－5099－9509	健康福祉	3
26	欠員						
27	日本共産党	山口正子	271－0063	北松戸2丁目10－1 ｾﾞﾌｧｰ北松戸ﾏｰｸﾌｫｰﾄ503	047－349－1544	健康福祉	4
28	政策実現ﾌｫｰﾗﾑ・社民	原裕二	271－0064	上本郷905	070－5540－9565	建設経済	4
29	まつどみらい	大橋博	270－2214	松飛台	090－2220－8676	教育環境	4
30	公明党	高橋伸之	270－2252	千駄堀	047－344－5193	健康福祉	4
31	公明党	伊東英一	271－0075	胡録台	047－367－4467	総務財務	4

議席	会派名	氏名	郵便番号	住所（事務所含む）	TEL	委員会名	期別
32	市民クラブ	大谷茂範	270－0003	東平賀544－4	050－3383－4189	総務財務	3
33	市民クラブ	鈴木大介		非公表	047－315－4789	建設経済	4
34	市民クラブ	石井勇	270－2204	六実4丁目9－2	047－388－1301	健康福祉	4
35	市民クラブ	渋谷剛士	270－0021	小金原4丁目36－5	047－341－1211	教育環境	5
36	日本共産党	宇津野史行	270－2252	千駄堀819－7	070－6569－6858	総務財務	6
37	政策実現ﾌｫｰﾗﾑ･社民	工藤鈴子	271－0094	上矢切1451－4	047－368－9362	教育環境	6
38	無所属	二階堂剛	270－2267	牧の原2－5 牧の原公団住宅2－5－301	047－386－2984	総務財務	10
39	公明党	飯箸公明	270－2231	稔台	047－366－8028	建設経済	5
40	公明党	織原正幸	270－0034	新松戸	047－349－7927	教育環境	5
41	市民クラブ	箕輪信矢	270－2251	金ケ作418－94	047－384－0719	総務財務	5
43	市民クラブ	杉山由祥	270－0034	新松戸	047－344－7841	建設経済	5
44	市民クラブ	市川恵一	270－0031	横須賀1丁目22－17	090－3009－3426	総務財務	5
45	市民クラブ	深山能一	271－0096	下矢切299	047－361－2288	建設経済	6
46	市民クラブ	末松裕人	271－0087	三矢小台5丁目24－4	047－366－6605	教育環境	8

(2) 党・会派別議員数 （令和７年６月18日現在）

会派＼党派	公明党	自由民主党	立憲民主党	日本共産党	日本維新の会	参政党	社会民主党	ＮＨＫ党	無所属	計
市民クラブ		5						1	8	14
公明党	10									10
まつどみらい			1		1	1			1	4
日本共産党				4						4
政策実現フォーラム･社民							1		4	5
無所属			2		1	1			2	6
計	10	5	3	4	2	2	1	1	15	43

※党派は立候補届け出時

(3) 年齢別・当選回数別議員数 （令和７年６月18日現在）

年齢＼当選回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
20～29歳	1										1
30～39歳											0
40～49歳	5	1	3	1	2	1					13
50～59歳	5	3	3	2	2						15
60～69歳	1	1	1	3	2			1			9
70歳以上	1			1		2				1	5
計	13	5	7	7	6	3	0	1	0	1	43

(4) 平均年齢 55.49歳 （令和７年６月18日現在）

3．常任委員会及び議会運営委員会

名　称	定　数	所　管　事　項
総　務　財　務 常　任　委　員　会	各11人	会計管理者、総務部、総合政策部、財務部、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価員、固定資産評価審査委員会及び消防局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
健　康　福　祉 常　任　委　員　会		健康医療部、福祉長寿部、子ども部、福祉事務所及び病院事業の所管に属する事項
教　育　環　境 常　任　委　員　会		市民部、文化スポーツ部、環境部及び教育委員会の所管に属する事項
建　設　経　済 常　任　委　員　会		経済振興部、街づくり部、建設部、都市再生部、水道事業及び農業委員会の所管に属する事項
議会運営委員会	14人	議会の運営に関すること 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項

4．各　種　会　議

⑴　広報委員会

議会報の編集・企画発行、インターネットの活用、議会ホームページに関すること等について協議します。

⑵　全員協議会

市政及び議会に係る諸事項について協議します。

第 3 節　議会の活動状況

1．本 会 議

(1) 活動状況（令和６年度）

ア　市長提出議案

区　分	会期日数	本会議日数	提出議案								議決結果							
			条例	当初予算	補正予算	決算	専決処分	契約	その他	計	可決	修正議決	同意	認定	承認	否決	継続審査	計
６月定例会	17	7	2		3		1	1	3	10	5		4		1			10
９月定例会	25	7	4		5	12		2	12	35	17		6	12				35
12月定例会	19	7	7		1		1	2	7	18	9		8		1			18
３月定例会	33	6	25	12	10		2	1	3	53	47		4		2			53
合　計	94	27	38	12	19	12	4	6	25	116	78	0	22	12	4	0	0	116

イ　議員提出議案

区　分	提出議案					議決結果			
	条例	意見書	宣言・決議	その他	計	可決	否決	継続審査	計
６月定例会		7			7	1	6		7
９月定例会		7			7	2	5		7
12月定例会	1	8			9	3	6		9
３月定例会	1	6			7	2	5		7
合　計	2	28	0	0	30	8	22	0	30

ウ　請願・陳情受理及び処理状況（令和６年度）

区　分		請　願	陳　情※
受理状況	前年度からの継続		
	６月定例会		20
	９月定例会	5	
	12月定例会		
	３月定例会		
	合計	5	20
処理状況	採択		
	一部採択		
	不採択	5	
	取下げ		2
	審議未了		
	翌年度への継続		
	不上程		18
	合計	5	20

※陳情については、委員会への付託ではなく、原則全議員へ配付している。

⑵　**傍聴状況**（令和６年度）

区　分	男	女	合　計
６月定例会	47　人	33　人	80　人
９月定例会	61　人	36　人	97　人
12月定例会	34　人	29　人	63　人
３月定例会	36　人	22　人	58　人
合　計	178　人	120　人	298　人

２．委　員　会

⑴　**常任委員会**（令和６年度）

区　分	開催回数	付託案件数（継続分含む）				
		条　例	補正予算	その他	請　願	陳　情
総務財務常任委員会	8	17	5	2		
健康福祉常任委員会	7	8	7	1		
教育環境常任委員会	7	3		12	5	
建設経済常任委員会	7	10	6	4		
合　計	29	38	18	19	5	0

⑵ **議会運営委員会**（令和６年度）

開催回数	付託案件数
15	0

⑶ **特別委員会**（令和６年度）

区　　分	開催日数	付託案件数
予算審査特別委員会	5	12
決算審査特別委員会	5	12
庁舎整備に関する特別委員会	5	2

※所管事務の特定調査に関する委員会開催等も含む

３．各種会議（令和６年度）

区　　分	開催回数
全　員　協　議　会	0
広　報　委　員　会	10

４．議会基本条例

（制定日：平成20年12月18日・施行日：平成21年４月１日）

条例制定の発端は、議員間の「地方分権が進展する中、松戸市議会はこのままでいいのか」との議論から平成18年12月に各会派の議員からなる「議会を考える懇話会」が発足し、議会活性化に向けた協議がなされた。計10回の議論を重ね、19年11月に「今後の松戸市議会のあり方検討報告書」として議長に提出され、これを受けて議長は議会の活性化を実践するため、同年12月に「松戸市議会議会活性化委員会」を議長の諮問機関として設置。20年３月までの４か月間に10回の議論を重ね、議長に「松戸市議会議会活性化検討報告書」として提出され、同年６月議会において、議員全員の共通認識を図るため全員協議会を開催するとともに、本会議で委員長報告を行い市民、行政に発表した。その検討内容として、「議決事件の拡大」について議論がなされ、地方自治法第96条第２項の規定により条例化が必要なことから、これまでの議論を条文化した議会基本条例の制定に至った。

条例の施行は平成21年４月１日からであるが、実践できるものは実践していくという考えにより、施行前から議会への市民参加の観点から任意ではあるが、委員会での請願審査時に請願者からの意見陳述、また、議員間討議では委員長の議事整理権の範囲で委員間のフリートーキング制による意見交換の実施、さらに委員会の活動では、各常任委員会の所管事務調査事項を決定し、閉会中に委員会を開催し調査が行われている。結果として政策提言で、議会の意思を行政や市民に発信し、市の施策に議会の意思を反映させることを目指し、議会の活性化に着手している。上記の活動が徐々にではあるが軌道に乗っており、議員それぞれが共通認識を持つことにより、議会活性化への意識が高まりつつある。

５．特別委員会の設置状況（昭和40年度以降）

名　　称	定数	調　査　事　項	設　置　期　間
病院建設特別委員会	13	病院の移転建設に伴う諸問題調査	S. 40. 3. 30～40. 12. 7
下水道整備調査特別委員会	12	下水道整備の基本計画の調査	S. 40. 3. 30～41. 3. 22
国鉄問題対策特別委員会	12	常磐線の複々線化事業の推進、武蔵野東線・小金線建設事業の推進	S. 41. 12. 26～44. 9. 30
市庁舎増築調査特別委員会	14	増築に伴う基本的諸問題調査	S. 42. 10. 3～43. 3. 11
市政調査特別委員会	13	金ケ作第２次土地区画整理事業の諸案件	S. 43. 3. 29～43. 10. 1
庁舎建設調査特別委員会	12	庁舎の総合計画の基本的諸問題調査	S. 48. 10. 5～49. 10. 1
松戸市公設地方卸売市場整備計画調査特別委員会	13	市場整備統合計画・市場基本計画・市場整備統合に伴う財政計画の調査	S. 52. 6. 29～53. 9. 29
松戸市環境整備対策特別委員会	19	（仮称）第二清掃工場建設促進・し尿処理施設の改善と将来計画・ゴミ分別収集の強化について調査	S. 52. 9. 28～53. 10. 25
松戸市営白井聖地公園建設事業対策特別委員会	12	市営白井聖地公園建設事業計画の調査・研究	S. 59. 6. 27～61. 11. 26
松戸市立美術館等建設特別委員会	12	美術館等建設にかかわる基本的事項を検討調査	S. 60. 3. 28～61. 11. 26
松戸市営白井聖地公園建設事業対策特別委員会	13	事業の円滑な推進を図るため墓地の分譲方法及び管理方法等を調査研究	S. 61. 12. 20～63. 9. 27
国有資産等取得対策特別委員会	13	国有資産等を譲り受け、公共施設の整備・促進に努めるための調査・検討	S. 62. 9. 21～ H. 2. 11. 26
文化施設建設対策特別委員会	15	文化施設の建設に関する調査研究	S. 63. 9. 27～ H. 2. 11. 26
国有資産等取得対策特別委員会	13	国有資産等を譲り受け、公共施設の整備・促進に努めるための調査・検討	H. 2. 12. 25～6. 9. 26
松戸駅東口斜面緑地検査特別委員会	13	松戸駅の東口斜面緑地に関する事務の検査	H. 4. 6. 19～4. 9. 22
市政改革等調査特別委員会	12	議長選における贈賄事件に関する事項、市長選における買収事件に関する事項、綱紀粛正と再発防止に関する事項	H. 6. 2. 17～6. 5. 13
基本構想審査特別委員会	11	平成32年を目標年次とし、行政運営の指針となる基本構想の審査	H. 9. 12. 8～9. 12. 16
市立病院検討特別委員会（旧市立病院建設検討特別委員会）	12	市立２病院の今後のあり方と建て替え等に関する事項	H. 13. 12. 18～14. 11. 26 H. 15. 3. 27～18. 11. 26 H. 18. 12. 22～22. 11. 26 H. 22. 12. 6～26. 11. 26 H. 26. 12. 8～30. 11. 26 ※H27. 6. 9　名称変更
議会内発言調査特別委員会	12	議会における発言について100条調査権に基づく調査	H. 14. 12. 24～15. 3. 3
公共施設再編検討特別委員会	12	新庁舎建て替え等に関する方針及び公共施設再編のあり方を検討	R. 3. 6. 23～4. 11. 26
庁舎整備に関する特別委員会	11	庁舎整備や連動する諸課題に関し検討・協議	R. 4. 12. 23～

第 4 節　議　会　棟

1．構造・規模

構　　造　　鉄骨・鉄筋コンクリート造

規　　模　　地下１階、地上４階

延べ床面積　　3,868㎡

工　　期　　着工　昭和52年12月22日　　竣工　昭和53年10月31日

第 5 節　予　　算

1．予算総額　816,502,000円（令和７年度）

（内訳）

報　　酬	313,927,000円	需　用　費	7,897,000円
給　　料	88,554,000	役　務　費	4,197,000
職員手当等	210,196,000	委　託　料	11,389,000
共　済　費	116,589,000	使用料及び賃借料	8,145,000
報　償　費	382,000	備　品　購　入　費	294,000
旅　　費	8,934,000	負担金補助及び交付金	45,098,000
交　際　費	900,000	（うち政務活動費	42,240,000）

第 6 節　報酬・費用弁償

1．報酬（月額）

区　分	平成元年４月１日施行	平成３年７月１日施行	平成５年１月１日施行
議　長	640,000円	680,000円	720,000円
副議長	580,000	620,000	660,000
議　員	510,000	550,000	590,000

2．費用弁償

区　分	車賃／１km	日当／１日	宿泊料／１夜	食卓料／１夜
議　長	37円	3,000円	15,300円	3,000円
副議長				
議　員				

3．行政視察旅費

議員１人当たり　　常任委員会　　69,580円　以内

議会運営委員会　　69,580円　〃

広報委員会　　69,580円　〃

第 7 節　議 会 事 務 局

1．組織・機構　［定数21人、現員21人］

局　長 ┬ 庶務課長－課長補佐－主幹－主査－主任主事（３人）－再任用職員
　　 └ 議事調査課長－専門監－課長補佐（２人）－主幹－主査（３人）－主任主事（４人）

2．刊行物

「会議録」　定例会会議録は次期定例会までに作成し、行政資料センター、国会図書館等に配布しています。臨時会会議録についても定例会と同時作成しています。

「議会だより」　議会の活動状況を一般市民に周知するため、本会議・委員会等の関係記事を掲載し、発行しています。（昭和35年４月25日創刊）

規　　格　タブロイド判８頁（年４回）カラー４色刷り
発行回数　年４回（定例会の翌々月１日発行）
発行部数　121,495部（令和７年５月発行分）
配布方法　新聞折込、市施設、市内各駅等

3．議会図書室

本市議会図書室は昭和28年に設置され、議員の調査研究に資するとともに関係職員の利用にも供しています。図書室には、市政参考図書、法令・政治経済図書、一般図書など3,192冊を蔵書するほか、政府、県からの官報及び県報等の刊行物、各種雑誌、資料などの整備保存をしています。

［分類別蔵書数］　（令和７年３月31日現在）

分　類	冊　数	分　類	冊　数
0　総　記	450	6　産　業	67
1　哲　学	5	7　芸　術	8
2　歴　史	33	8　言　語	111
3　社会科学	2,342	9　文　学	6
4　自然科学	69	加　除	39
5　技　術	62	合　計	3,192

「会議録検索システム」

平成２年３月以降の定例会・臨時会会議録と平成19年３月定例会以降の常任委員会、予算・決算審査特別委員会及び平成24年度以降の議会運営委員会の会議記録検索が可能。平成14年８月よりインターネットへ公開。

「松戸市議会ホームページ」（平成15年11月開設）

市のホームページに議会の概要、議員名簿等を掲載していたが、開設後は、更に審議結果、議会だより等も掲載し情報公開を進めている。

「本会議インターネット中継」

より多くの市民が議会を視聴できるよう平成17年６月よりインターネットによる本会議の録画中継、また平成22年６月定例会よりライブ中継を実施。さらに令和６年６月定例会よりライブ中継における字幕配信を開始。

「発言の字幕表示（本会議場傍聴席）」

令和６年６月定例会から本会議場傍聴席にモニターを設置し、AIによる音声認識により本会議における発言をリアルタイムで字幕表示する取り組みを開始。

第　３　章

総　　務

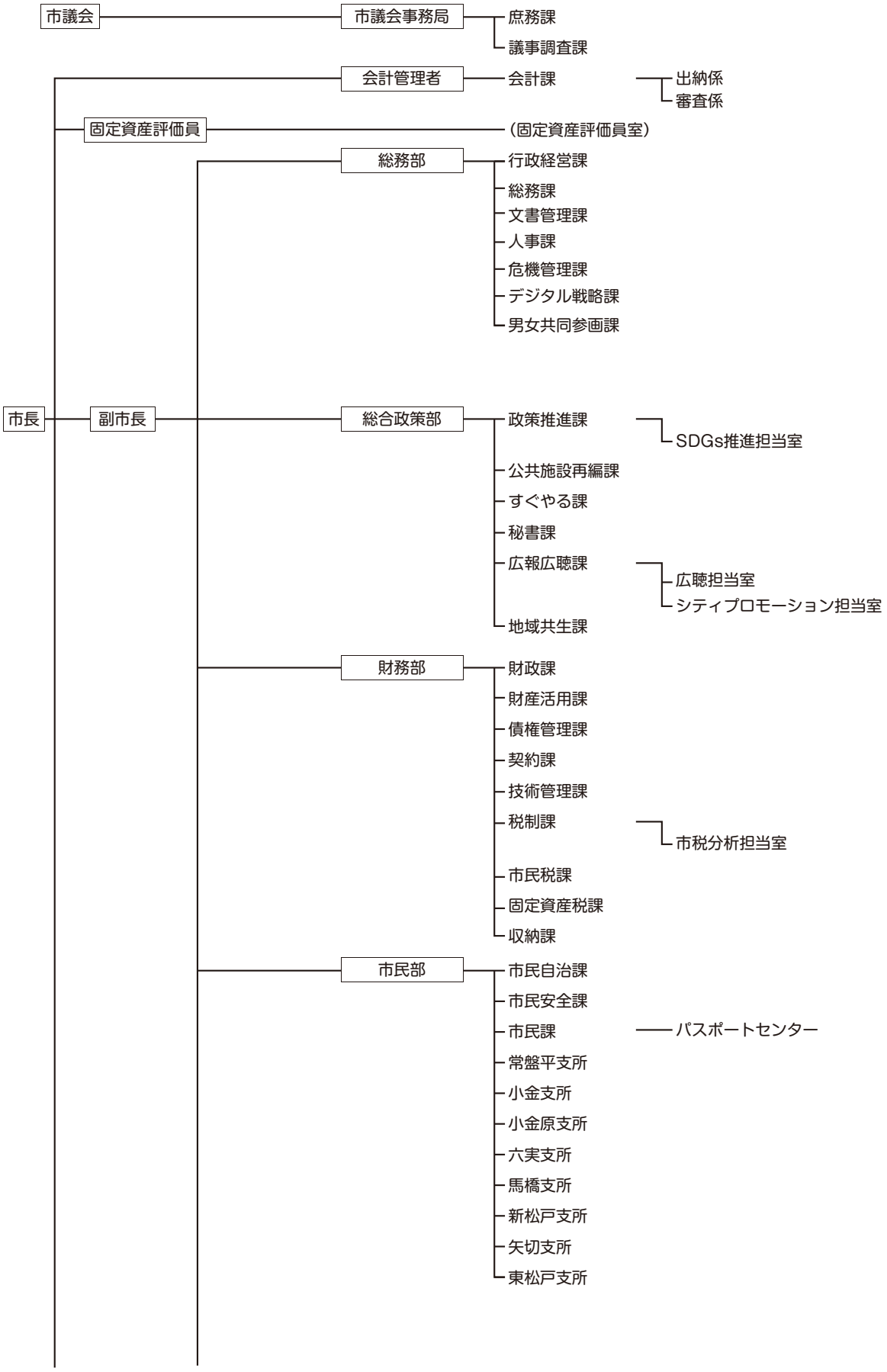
＝内　　容＝

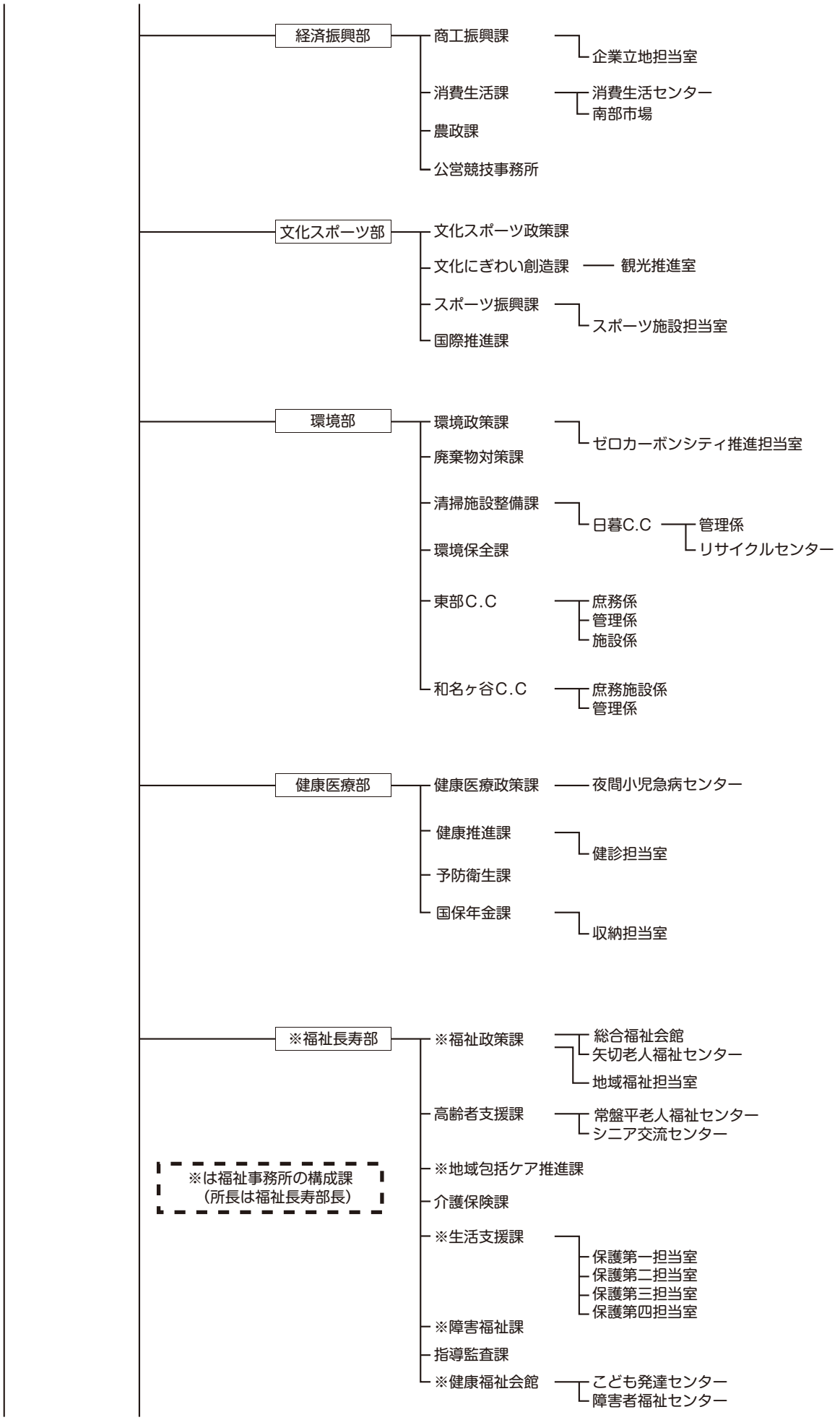
第１節　組織・機構 ……29
１．組　織　図 ……29
２．職　員　数 ……34
３．特別職の報酬・給料 ……35
第２節　委員会及び委員 ……36
１．教育委員会 ……36
２．選挙管理委員会 ……37
３．監査委員 ……38
４．公平委員会 ……38
５．農業委員会 ……38
６．固定資産評価審査委員会 ……38
第３節　事務改善 ……39
１．情報化・デジタル化の推進 ……39
２．情報化・デジタル化の変遷 ……39
第４節　情報公開 ……41
１．情報公開制度の概要 ……41
⑴　制度を実施する機関 ……41
⑵　開示請求できる公文書 ……41
⑶　開示請求ができる方 ……41
⑷　制度を利用する方の責務 ……41
⑸　開示されない公文書 ……41
⑹　決定に不服がある場合 ……42
⑺　請求から開示まで ……42
⑻　費　　用 ……42
２．公文書公開の実施状況 ……43
３．審議会等の会議公開制度 ……44
⑴　対象となる審議会等 ……44
⑵　会議の原則公開 ……44
⑶　会議の非公開の決定 ……44
⑷　会議開催の周知 ……44
⑸　会議録等の閲覧 ……44
⑹　会議の傍聴 ……44
第５節　男女共同参画 ……45
１．男女共同参画センターのあゆみ …45
２．令和６年度事業 ……45
⑴　松戸市男女共同参画推進会議 …45
⑵　松戸市男女共同参画推進協議会 …45
⑶　男女共同参画週間記念講演会 …46
⑷　ゆうまつどフェスタ 2024 ……46
⑸　開催講座等 ……46
⑹　居場所事業 ……48
⑺　国・県等の事業参加支援 ……48
⑻　情報の提供 ……48
⑼　まつど女性就労･両立支援相談 …49
⑽　こころの相談 ……49
３．施設の概要 ……49
第６節　災害対策 ……50
１．防災体制の充実 ……50
２．松戸市地域防災計画 ……50
３．防災意識の周知 ……50
４．自主防災組織の育成 ……50
５．自主防災組織補助金制度 ……51
⑴　目　　的 ……51
⑵　補助金交付の対象 ……51
⑶　補助金交付の額 ……51
⑷　補助対象防災資器材 ……51
６．松戸市防災行政無線局の設置 ……52
７．気象情報収集 ……52
８．災害用備蓄資器材等の整備 ……53
９．災害用備蓄倉庫の整備 ……53
10．援　　護 ……53
⑴　災害見舞金制度（市）……53
⑵　災害弔慰金及び災害援護資金貸付制度（国） …54

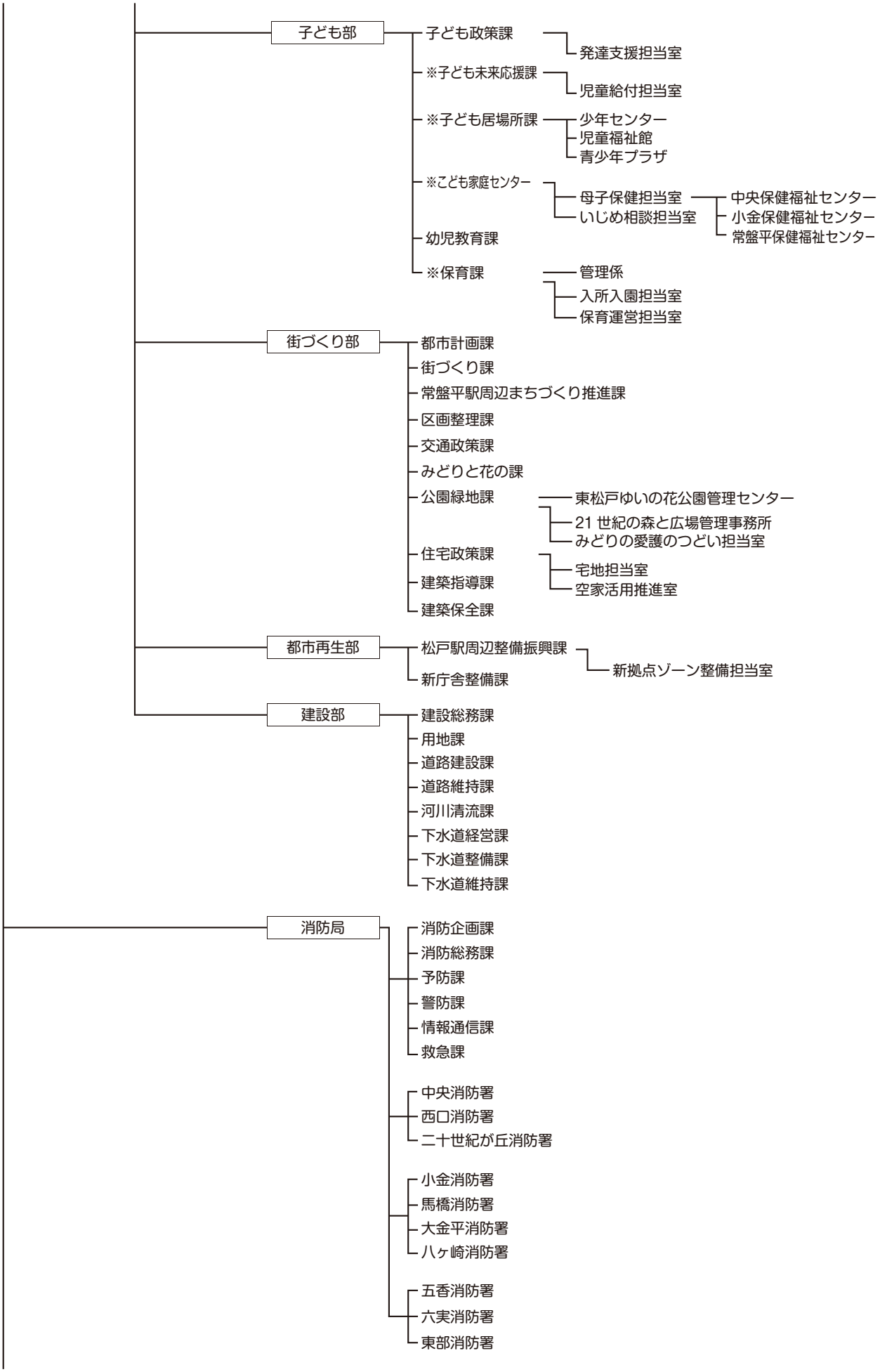
第　1　節　　組織・機構

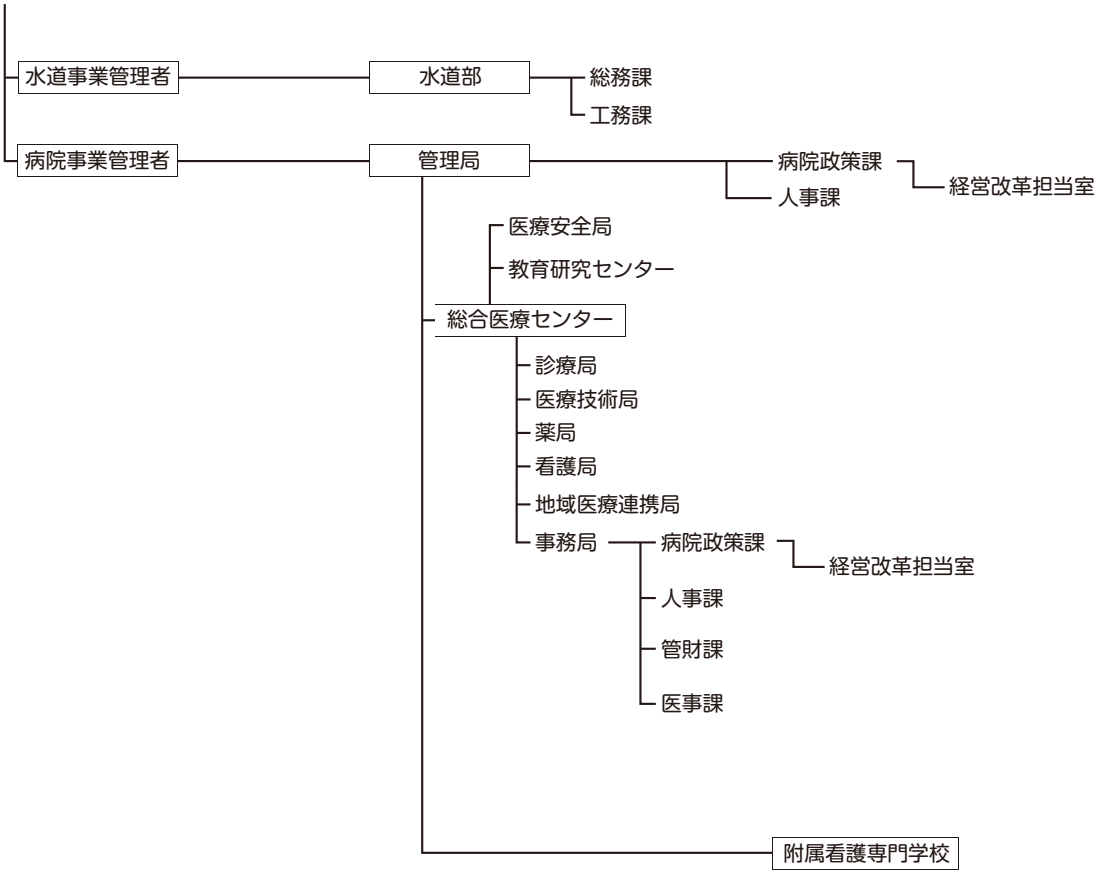
〔行政経営課〕

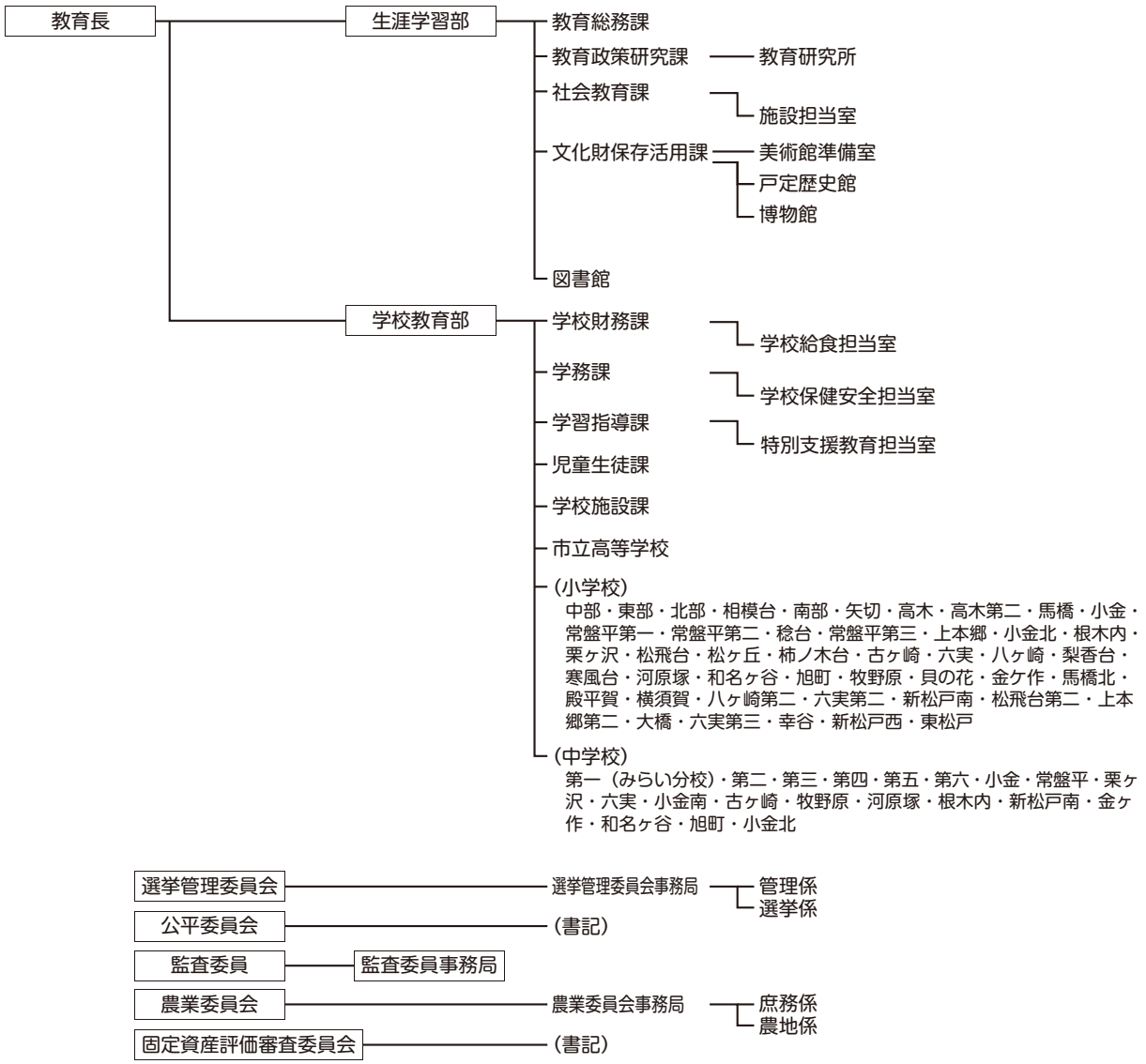
1．松戸市行政組織図（令和７年４月１日）




経済振興部
商工振興課
企業立地担当室
消費生活課
消費生活センター
南部市場
農政課
公営競技事務所
文化スポーツ部
文化スポーツ政策課
文化にぎわい創造課
観光推進室
スポーツ振興課
スポーツ施設担当室
国際推進課
環境部
環境政策課
ゼロカーボンシティ推進担当室
廃棄物対策課
清掃施設整備課
日暮C.C
管理係
リサイクルセンター
環境保全課
東部C.C
庶務係
管理係
施設係
和名ヶ谷C.C
庶務施設係
管理係
健康医療部
健康医療政策課
夜間小児急病センター
健康推進課
健診担当室
予防衛生課
国保年金課
収納担当室
※福祉長寿部
※福祉政策課
総合福祉会館
矢切老人福祉センター
地域福祉担当室
高齢者支援課
常盤平老人福祉センター
シニア交流センター
※地域包括ケア推進課
介護保険課
※生活支援課
保護第一担当室
保護第二担当室
保護第三担当室
保護第四担当室
※障害福祉課
指導監査課
※健康福祉会館
こども発達センター
障害者福祉センター
※は福祉事務所の構成課
（所長は福祉長寿部長）


子ども部
子ども政策課
発達支援担当室
※子ども未来応援課
児童給付担当室
※子ども居場所課
少年センター
児童福祉館
青少年プラザ
※こども家庭センター
母子保健担当室
いじめ相談担当室
中央保健福祉センター
小金保健福祉センター
常盤平保健福祉センター
幼児教育課
※保育課
管理係
入所入園担当室
保育運営担当室
街づくり部
都市計画課
街づくり課
常盤平駅周辺まちづくり推進課
区画整理課
交通政策課
みどりと花の課
公園緑地課
東松戸ゆいの花公園管理センター
21 世紀の森と広場管理事務所
みどりの愛護のつどい担当室
住宅政策課
宅地担当室
空家活用推進室
建築指導課
建築保全課
都市再生部
松戸駅周辺整備振興課
新拠点ゾーン整備担当室
新庁舎整備課
建設部
建設総務課
用地課
道路建設課
道路維持課
河川清流課
下水道経営課
下水道整備課
下水道維持課
消防局
消防企画課
消防総務課
予防課
警防課
情報通信課
救急課
中央消防署
西口消防署
二十世紀が丘消防署
小金消防署
馬橋消防署
大金平消防署
八ヶ崎消防署
五香消防署
六実消防署
東部消防署


水道事業管理者
水道部
総務課
工務課
病院事業管理者
管理局
病院政策課
経営改革担当室
人事課
医療安全局
教育研究センター
総合医療センター
診療局
医療技術局
薬局
看護局
地域医療連携局
事務局
病院政策課
経営改革担当室
人事課
管財課
医事課
附属看護専門学校



〈外郭団体〉

公益財団法人松戸市国際交流協会	（所管：文化スポーツ部国際推進課）
社会福祉法人松戸市社会福祉協議会	（所管：福祉長寿部福祉政策課地域福祉担当室）
公益社団法人松戸市シルバー人材センター	（所管：福祉長寿部高齢者支援課）
公益財団法人松戸みどりと花の基金	（所管：街づくり部みどりと花の課）
公益財団法人松戸市文化振興財団	（所管：生涯学習部社会教育課）

2．職　員　数

＜定数関係＞（注：外郭団体は除く）

組織名		R6.4.1			R7.4.1			増減数		
		条例定数	予算定数	現員数	条例定数	予算定数	現員数	条例定数	予算定数	現員数
市長事務部局		2,073	2,061	2,091	2,073	2,059	2,085	0	△2	△6
議会事務部局		21	21	21	21	21	21	0	0	0
公営企業	病院企業	1,254	1,150	1,174	1,254	1,148	1,175	0	△2	1
	水道企業	22	21	21	22	21	21	0	0	0
選挙管理委員会事務部局		10	9	9	10	9	9	0	0	0
監査委員事務部局		13	11	12	13	11	13	0	0	1
消防		520	520	522	520	520	525	0	0	3
農業委員会事務部局		8	6	6	8	6	7	0	0	1
教育委員会事務部局		445	437	435	445	436	426	0	△1	△9
合計		4,366	4,236	4,291	4,366	4,231	4,282	0	△5	△9

＜組織関係＞（注：病院組織については管理局のみ算入、学校組織については高等学校のみ算入）（幼稚園、小学校、中学校は除く）

組織名		組織の設置数（R6.4.1）			組織の設置数（R7.4.1）			増減数		
		部	課	係（担当室含む）	部	課	係（担当室含む）	部	課	係（担当室含む）
市長事務部局		13	88	75	13	86	70	0	△2	△5
議会事務部局		1	2	0	1	2	0	0	0	0
公営企業	病院企業	1	5	0	1	4	1	0	△1	1
	水道企業	0	2	0	0	2	0	0	0	0
選挙管理委員会事務部局		0	1	2	0	1	2	0	0	0
監査委員事務部局		1	0	0	1	0	0	0	0	0
消防		1	16	0	1	16	0	0	0	0
農業委員会事務部局		0	1	2	0	1	2	0	0	0
教育委員会事務部局		2	11	8	2	11	8	0	0	0
合計		19	126	87	19	123	83	0	△3	△4

３．特別職の報酬・給料

〔人事課〕

職名		給料又は報酬		備考
市長		月額	1,050,000円	平成５年１月１日施行
副市長		月額	860,000円以内	平成５年１月１日施行
教育長		月額	760,000円以内	平成５年１月１日施行
水道事業管理者		月額	760,000円以内	平成５年１月１日施行
病院事業管理者		月額	760,000円以内	平成５年１月１日施行
監査委員	常勤委員	月額	760,000円以内	平成５年１月１日施行
	識見者選出非常勤委員	月額	119,000円	平成５年１月１日施行
	議会選出委員	月額	70,000円	平成５年１月１日施行
公平委員会	委員長	月額	36,000円	平成５年１月１日施行
	委員	月額	33,000円	平成５年１月１日施行
選挙管理委員会	委員長	月額	59,000円	平成５年１月１日施行
	委員	月額	47,000円	平成５年１月１日施行
農業委員会	会長	月額	68,000円	平成５年１月１日施行
	委員	月額	52,000円	平成５年１月１日施行
農地利用最適化推進委員		月額	47,000円	平成28年10月５日施行
教育委員会	委員	月額	92,000円	平成５年１月１日施行
固定資産評価員		月額	250,000円	平成８年４月１日施行
固定資産評価審査委員会	委員	日額	9,600円	平成５年１月１日施行

第　２　節　　委員会及び委員

１．教育委員会〔教育総務課〕

○　教育長　１名　　教育委員　５名

○　教育委員会会議の開催状況（令和６年度）

（回）

開催回数	13
定　例　会（原則として、毎月第２木曜日に開催）	12
臨　時　会（教育長が必要と認めたとき又は委員２人以上からの請求があったときに開催）	1

（件）

教育委員会会議に付した主な議案	53
① 教育行政の運営に関する基本方針を定めること。	4
② 教育委員会の規則及び訓令の制定又は改廃をすること。	6
③ 予算その他議会の議決を要する事件の議案について、市長に意見を申し出ること。	15
④ 教育機関の設置又は廃止をすること。	0
⑤ 教育機関の敷地の選定又は変更すること。	0
⑥ 教育機関の施設の整備計画を定めること。	1
⑦ 校長、教員その他教育関係職員の人事の一般方針を定めること。	3
⑧ 教育長、部長、課長、教育機関（小学校及び中学校の県費負担教職員を除く）の職員の任免その他の人事に関すること。	4
⑨ 県費負担教職員の分限（傷病による休職を除く）、懲戒、校長の任免、その他の進退に ついて内申すること。	0
⑩ 学校職員を除く教育関係職員の分限（傷病による休職を除く）及び懲戒の処分を行なうこと。	0
⑪ 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。	7
⑫ 教育功労者の表彰に関すること。	4
⑬ 市立小学校、中学校及び高等学校の通学区域を設定し、または変更すること。	2
⑭ 教科書用図書の採択及び教材の取り扱いに関する一般方針を定めること。	3
⑮ 教育関係職員の研修の実施に関する一般方針を定めること。	0
⑯ 文化財の指定及び選定並びに解除を行うこと。	1
⑰ 教育委員会がその当事者である争訟に関すること。	2
⑱ 請願及び重要な陳情の処理に関すること。	0
⑲ 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。	1
⑳ 前各号に掲げるもののほか、重要かつ異例に属する事項。	0

※議案の項目は、「教育長に対する事務委任規則」第２条に基づき、教育委員会会議における審議が必要なものとなっています。

2．選挙管理委員会〔選挙管理委員会事務局〕

○　委　員　数　　４人

○　名簿登録者数　　414,051人（登録基準日　R.7.6.1）

○　投票所の数　　96 箇所

○　選挙執行状況

選　挙　名	執行日	当日有権者数		投票者数	棄権者数	投票率
千葉県議会議員一般選挙	H. 23. 4. 10	389,740		147,676	242,064	37.89
衆議院議員総選挙	H. 24. 12. 16	6区	255,218	147,891	107,327	57.95
		7区	138,118	81,882	56,236	59.28
千葉県知事選挙	H. 25. 3. 17	387,548		104,436	283,112	26.95
参議院議員通常選挙	H. 25. 7. 21	393,814		196,047	197,767	49.78
松戸市長選挙	H. 26. 6. 15	387,099		137,649	249,450	35.56
松戸市議会議員一般選挙	H. 26. 11. 16	390,229		147,257	242,972	37.74
衆議院議員総選挙	H. 26. 12. 14	6区	256,650	124,651	131,999	48.57
		7区	138,035	69,590	68,445	50.41
千葉県議会議員一般選挙	H. 27. 4. 12	391,895		137,277	254,618	35.03
参議院議員通常選挙	H. 28. 7. 10	405,648		209,708	195,940	51.70
千葉県知事選挙	H. 29. 3. 26	402,951		104,788	298,163	26.01
衆議院議員総選挙	H. 29. 10. 22	6区	266,430	130,490	135,940	48.98
		7区	141,969	72,398	69,571	51.00
松戸市長選挙	H. 30. 6. 10	402,300		118,008	284,292	29.33
松戸市議会議員一般選挙	H. 30. 11. 18	406,185		147,018	259,167	36.19
千葉県議会議員一般選挙	H. 31. 4. 7	405,520		128,224	277,296	31.62
参議院議員通常選挙	R. 1. 7.21	412,063		182,659	229,404	44.33
千葉県知事選挙	R. 3. 3.21	408,537		137,640	270,897	33.69
衆議院議員総選挙	R. 3. 10.31	6区	271,633	143,496	128,137	52.83
		7区	142,837	77,814	65,023	54.48
松戸市長選挙	R. 4. 6. 5	407,599		151,368	256,231	37.14
参議院議員通常選挙	R. 4. 7. 10	414,041		203,004	211,037	49.03
松戸市議会議員一般選挙	R. 4.11. 20	410,019		142,776	267,243	34.82
千葉県議会議員一般選挙	R. 5. 4. 9	407,911		138,782	269,129	34.02
衆議院議員総選挙	R. 6.10.27	414,163		214,005	200,158	51.67
千葉県知事選挙	R. 7. 3.16	408,897		115,577	293,320	28.27
千葉県議会議員補欠選挙	R. 7. 3.16	408,888		115,007	293,881	28.13

３．監査委員〔監査委員事務局〕

○　委　　員　　数　　４人
　　識見を有する者　　２人
　　議会選出の者　　２人
　　※　識見者のうち１人は常勤監査委員
○　定　期　監　査　　毎会計年度全課を対象とした財務監査を１回実施、抽出した工事に対する工事監査を１回実施
○　行　政　監　査　　設定したテーマに関する事務を対象として定期監査に合わせて実施
○　例月現金出納検査　　毎月１回実施
○　決　算　審　査　　一般・特別会計、基金及び企業会計について決算審査意見書を提出
○　健全化判断比率等審査　　財政状況について、健全化判断比率等審査意見書を提出
○　そ　　の　　他　　財政援助団体等監査

４．公平委員会〔公平委員会事務局〕

○　委　　員　　数　　３人
○　設　置　年　月　日　　昭和 26 年 7 月 20 日

５．農業委員会〔農業委員会事務局〕（　）内は定数

○　委　　員　　数　　20 人（21）
　　農業委員会の委員　　14 人（14）
　　松戸市農地利用最適化推進委員　　６人（７）
○　設　置　年　月　日　　昭和 26 年 7 月 20 日

６．固定資産評価審査委員会〔税制課〕

○　委　　員　　数　　３人
○　設　置　年　月　日　　昭和 26 年 9 月 29 日

第 3 節　事 務 改 善

〔デジタル戦略課〕

1．情報化・デジタル化の推進

本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるため、本市のデジタル化を進めるガイドラインとして、「松戸市行政デジタル化ビジョン」を策定し、目指すべき姿として、３つの分野における「基本方針」を設定しています。

○市民サービス「はなれていても　つながる　スマート市役所」
○行政運営　　「はやい・シンプル・セキュア　スマート行政」
○社会基盤　　「安全・安心・便利・快適　スマートシティ」

また、「３つの基本方針」に基づき、さらに「５つの基本的な考え方」を設定し、様々な取組を進めています。

●市民の利便性を向上させるデジタル化
●効率の追求を目指したデジタル化
●データの資源化と最大活用に繋がるデジタル化
●安全・安心の追求を前提としたデジタル化
●人にやさしい、デジタル化

2．情報化・デジタル化の変遷

市民サービス向上を図るため、昭和 58 年 10 月から稼働した「住民・印鑑オンラインシステム」をはじめとして、「税・宛名オンラインシステム」「国保オンラインシステム」「介護保険システム」「生活保護システム」などのシステムを構築し、事務の効率化を行ってきました。

平成 19 年 11 月には、全庁的な基幹系情報システムを「オープンシステム」へ移行することで、更なるシステムの最適化と業務改善を図りました。

また、平成 23 年度に策定した「松戸市住民系基幹情報システム全体再構築計画」を基に、平成 26 年 11 月より、業務継続と重要データの保護を目的とし、国内最高峰のデータセンターと仮想化基盤を活用した「基幹系システムプライベートクラウド」、情報セキュリティの向上を目的とし、生体認証でのパソコン・システムへのログインを行う「基幹系シングルサインオン・指ハイブリッド認証」等が稼働いたしました。

このほか、情報通信技術の発展に伴い、インターネットを利用した「Webシステム」やシステムを所有しないで利用する「ASPサービス」などの活用、また、ひとつのシステムを複数の自治体で利用する「共同利用システム」への参加、デジタル化の推進として、令和3年2月に「総合案内AIチャットボット」が稼動しました。さらに、デジタル化を喫緊の課題と捉え、国の動向を踏まえながら、本市の目指すべき姿や基本的な考え方を統一し、示すためのガイドラインとして「松戸市行政デジタル化ビジョン」を策定し、令和６年４月に第二版に改版しております。令和３年４月には起案文書の電子決裁をはじめ、令和４年２月のテレワークシステム及び10月のオンライン申請システム、令和５年12月のオンライン相談システムの導入、令和７年１月の書かない窓口システムの導入など、重点的に取り組む施策の対応を順次、行っています。

番号制度対応については、平成 28 年１月からの番号利用開始、又、自治体間や国、その他機関との情報連携のための調整及び準備を実施し、平成29年11月13日に本格運用を開始しました。

また、自治体情報セキュリティ強化対策事業への対応として、平成 29 年５月に内部事務系ネットワークとインターネット接続環境の分離、千葉県自治体情報セキュリティクラウドへの接続を実施し、高度なセキュリティ対策を図っています。

情報化・デジタル化の主な取組状況

開始時期	事業名	開始時期	事業名
昭和45年 1月	給与計算	12年 4月	国民健康保険オンラインシステム
4月	国民健康保険税賦課	15年 4月	支援費システム
10月	国民年金賦課、消込	4月	乳幼児医療費助成システム
46年 4月	上・下水道料金計算、消込	16年 6月	新児童手当システム
10月	人事記録	10月	新財務管理システム
47年 4月	国民健康保険税消込	17年 1月	新生活保護システム
48年 4月	固定資産税消込	4月	新職員健康管理システム
4月	清掃料金計算消込（従量制）	10月	自動電話催告システム
11月	住民記録	18年 4月	建築CADシステム
49年 4月	公債台帳記録	19年 3月	障害認定支援システム
4月	償却資産一品処理	4月	人事・給与システム
4月	清掃料金計算消込（人頭制）	4月	総合保健福祉システム
12月	各種通知	11月	住記・税・福祉等のシステムを オープンシステムへ移行
50年 4月	市県民税消込		
4月	軽自動車税賦課消込	12月	戸籍システム
4月	国民健康保険資格得喪給付	20年 4月	後期高齢者医療システム
51年 4月	選挙事務	6月	公営住宅システム
53年 4月	保育所保育料	21年 8月	電子申請・届出システム
4月	OCR導入	22年 2月	公共施設インターネット予約システム
54年 4月	福祉年金	4月	特別債権管理システム
55年 4月	老人年金	10月	子育て支援情報システム
4月	保育所給食管理	10月	証明書コンビニ交付システム
56年 4月	法人市民税	24年 3月	内部情報系仮想デスクトップ導入
4月	気象・救急救助統計	3月	家庭児童相談システム
57年 11月	報償費等口座振込	3月	要援護者台帳システム
12月	老人医療	25年 4月	総合障害福祉システム
58年 6月	畜犬登録	6月	新総合保健福祉システム
6月	特別土地保有税	26年 3月	被災者支援システム
10月	住民・印鑑オンラインシステム	8月	基幹系（統合）ネットワーク
59年 4月	建設業者登録処理	11月	基幹系システムプライベートクラウド
6月	水田対策事業処理	11月	基幹系シンクライアント導入
7月	税・宛名オンラインシステム	11月	基幹系シングルサインオン・ 指ハイブリッド認証導入
60年 4月	市税過年度消込処理		
61年 5月	老人保健法による健康審査通知	11月	基幹系PCデバイス制御・ 資産管理機能導入
5月	職員健康管理		
7月	印鑑カード化	27年 4月	基幹系番号制度システム対応
8月	児童扶養手当処理	6月	情報系PCデバイス制御・資産管理機能導入
62年 4月	財務会計オンラインシステム	8月	情報系（統合）ネットワーク
4月	各種手当受給者処理（福祉関係）	28年 11月	給与報償番号管理システム
平成元年 4月	福祉オンラインシステム	29年 4月	文書管理システム
2年 4月	生活保護オンラインシステム	29年 5月	自治体情報セキュリティクラウド
2年 6月	中学校給食管理システム	令和3年 2月	総合案内AIチャットボット
3年 3月	契約管理システム	3年 4月	起案文書電子決裁システム
4月	戸籍管理システム	4年 2月	テレワークシステム
9月	住民票バックアップシステム	10月	オンライン申請システム
4年 4月	備品管理システム	10月	AI議事録作成システム
6年 4月	法人市民税システム	5年 2月	非常時職員参集システム
10月	外国人登録システム	9月	総合内部事務システム
7年 4月	幼児栄養管理システム	12月	オンライン相談システム
7年 9月	69歳医療費助成システム	7年 1月	書かない窓口システム
9年 2月	老人医療オンラインシステム	3月	顔認証機能を搭載した次世代型 職員用パソコン導入
11年 4月	新税オンラインシステム		
10月	介護保険システム		

第 4 節　情 報 公 開

〔文書管理課〕

1．情報公開制度の概要

情報公開制度は、「松戸市情報公開条例」に基づき、市民の皆さんが市の保有する情報（公文書）を開示請求する権利を持つことを明らかにすることによって、市民の皆さんの求めに応じ、その公文書を原則として開示するとともに、市の行政運営に関する正確でわかりやすい情報を市民の皆さんが迅速に得られるよう、市が積極的に情報を公表・提供していく制度です。

⑴　制度を実施する機関（実施機関）

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会です。

⑵　開示請求できる公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録で、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものが対象となります。

なお、平成 14 年４月１日より前に作成又は取得した公文書については、旧条例（松戸市公文書公開条例）に規定する公文書に限り、平成６年４月１日以後のものが対象となります。また、平成６年４月１日前のものは、開示申出の対象となります。

⑶　開示請求ができる方

市民に限らず、どなたでも公文書の開示を請求することができます。

⑷　制度を利用する方の責務

この制度を利用する方は、条例の目的に即した適正な請求に努めるとともに、開示された公文書により得た情報を他の人たちの権利又は利益が侵害されることのないよう適正に使用しなければなりません。

⑸　開示されない公文書

公文書に次の非開示情報が記録されている場合は、非開示となります。

① 法令などにより、公にすることができないとされている情報

② 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報（公務員の職務遂行に係る情報のうち、職・氏名・職務遂行の内容を除く。）

③ 法人等又は事業を営む個人の権利、正当な利益を害するおそれがある情報（生命、健康等に係る情報を除く。）

④ 生命、財産等の保護又は公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

⑤　市の内部又は国、他の地方公共団体との審議・検討等に係る情報であって、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの等

⑥　市、国、他の地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

なお、公文書の一部に非開示情報が記録されている場合、その部分を容易に区分して除くことができるときは、その部分を除いて開示します。

また、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、非開示情報を開示することとなるときは、例外的に、その公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することがあります。

⑹　決定に不服がある場合

開示請求した公文書が開示されない場合など、実施機関の決定に不服があるときは、行政不服審査法による「審査請求」ができます。

この場合、実施機関は、有識者で構成する「松戸市情報公開審査会」に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行います。

⑺　請求から開示まで

①　受付の窓口

開示請求に係る受付及び相談は、行政資料センターの「公文書公開コーナー」（市役所別館１階）で行います。

②　開示請求の手続

「公文書開示請求書」に必要事項を記入し、提出してください。窓口職員が、皆さんの相談に応じます。

③　開示決定の期限

開示請求を受け付けた日の翌日から起算して 14 日以内（事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、60 日以内）に開示するかどうか決定します。

④　開示の実施

開示は、お知らせした日時及び場所で、公文書の閲覧又は写しの交付（電磁的記録の場合は、用紙に出力したものの閲覧又は CD － R に複写したものの交付など。）により行います。

⑻　費　用

公文書の閲覧・視聴の場合は、無料です。

公文書の写し等の交付の場合は、その作成に要する費用を負担していただきます（コピーの場合は、１枚につき白黒 10 円・カラー 50 円：Ａ３判までの大きさ。CD－Rに複写の場合は、１枚につき100円）。

また、郵送を希望する場合は、郵送料を負担していただきます。

２．公文書公開の実施状況

令和6年度中の開示請求・申出の件数は1,472件でした。このうち、全部開示は378件、一部開示は961件、非開示は10件、文書不存在は87件、存否応答拒否等は6件、請求取下げは27件でした。なお、開示決定期間延長のため、処理中のものが3件（市長部局）あります。

実施機関別の決定状況と主な請求内容は、下表のとおりです。

実施機関別開示請求・申出状況

	実施機関	計	決定内容					請求取下げ	処理中	主な請求内容
			開示	一部開示	非開示	文書不存在	存否応答拒否等			
開示請求	市長	件 1,231	件 296	件 844	件 7	件 56	件 6	件 19	件 3	建設リサイクル法に係わる建設工事の届出書、事業計画公開板設置届（中高層建築物）など
	教育委員会	106	37	54	3	8	0	4	0	市立学校の設計図書など
	選挙管理委員会	8	5	1	0	2	0	0	0	選挙運動の収支報告書など
	公平委員会	3	1	0	0	2	0	0	0	時間外勤務等命令簿など
	監査委員	11	6	3	0	2	0	0	0	公印使用簿など
	農業委員会	6	2	1	0	3	0	0	0	時間外勤務等命令簿など
	固定資産評価審査委員会	1	0	0	0	1	0	0	0	時間外勤務等命令簿など
	水道事業管理者	18	6	4	0	7	0	1	0	時間外勤務等命令簿など
	病院事業管理者	14	9	3	0	1	0	1	0	時間外勤務等命令簿など
	消防長	20	5	11	0	2	0	2	0	消防用設備等点検結果報告書など
	議会	14	7	5	0	2	0	0	0	議会運営委員会会議録など
	合計	1,432	374	926	10	86	6	27	3	
開示申出	市長	40	4	35	0	1	0	0	0	建築基準法第43条第１項ただし書の許可など
	合計	40	4	35	0	1	0	0	0	
	総合計	1,472	378	961	10	87	6	27	3	

３．審議会等の会議公開制度

松戸市情報公開条例は、市が保有する公文書を開示する制度のほか、市政に関する情報が広く皆さんに公開されるよう、情報公開の総合的な推進に努めることとしています。その一環として、審議会等の会議を原則として公開することを条例上明らかにしています。

⑴　対象となる審議会等

法律又は条例の規定により附属機関として設置される審議会、委員会、協議会等で市民、学識経験者等を構成員とするものです。

⑵　会議の原則公開

審議会等は、法令等の規定により公開することができないとされている場合を除き、その会議を公開するものとしています。ただし、次に掲げる場合は、その会議を非公開とする場合があります。

①　松戸市情報公開条例第７条第１号から第６号までの非開示情報が含まれる事項について審査、審議、調査等を行う場合

②　会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

⑶　会議の非公開の決定

会議の非公開の決定は、審議会等が自ら判断し、非公開とする場合は、その理由を明らかにしなければなりません。

⑷　会議開催の周知

公開する会議の開催日程等は、市のホームページ、行政資料センター等でお知らせしています。

⑸　会議録等の閲覧

公開した会議の会議録及び会議資料は、行政資料センターで閲覧できます。

⑹　会議の傍聴

傍聴手続、傍聴定員等、会議の詳細については、審議会等の事務局担当課にお問い合わせください（原則として、傍聴の事前予約は行わず、会議の開催当日に会場で先着順に受け付けします。）。

第 5 節　男女共同参画

〔男女共同参画課〕

1．男女共同参画センターのあゆみ

男女共同参画とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成を目指すもので、平成 11 年６月には男女共同参画社会基本法が制定されました。

松戸市では、昭和 55 年に千葉県下で先駆けて社会教育施設「松戸市婦人会館」を開設、また、昭和 63 年には庁内に「総務部事務管理課婦人担当室」を設置し、当時の「女性問題」「婦人問題」解決に向けた女性関係施策を推進してきました。平成４年度には「婦人担当室」を「女性課」に昇格させ、平成６年度には女性課と婦人会館を統合して、総務部の課相当の「松戸市女性センター」としました。その後、拠点機能の充実と老朽箇所の修理のため改修工事を行い、平成７年度のリニューアルオープン時に、市民公募により愛称を「ゆうまつど」と決定しました。さらに令和３年度には、男女共同参画社会実現のためには女性も男性も当事者として共に課題の解決に取り組むべきという考えのもと、「男女共同参画センター」に名称変更しました。男女共同参画を推進する施策とそれを進める場を持った拠点として、全市に男女共同参画推進を発信しています。

また、本市の男女共同参画社会実現に向けた政策は、全国的にも先駆けて平成３年９月の「松戸市女性行動計画」策定から開始しました。平成 10 年４月には、その「めざすまちの姿」を「女性も男性も主体的に職場、家庭、学校、地域など、あらゆる分野で性別にとらわれることなく、それぞれの有する能力を発揮し、対等なパートナーとして社会に参画し、自立的な生活を営むことによって、地域の活力が維持・増進され、将来にわたって自分らしく安心して暮らせるまち」と掲げた、「松戸市男女共同参画プラン」を定めました。

以降、このプランの実施計画として、令和４年度までに５次の計画を推進し、令和５年度からは第６次実施計画の運用を開始しています。「めざすまちの姿」を継承し、市民と行政がそれぞれの役割を担いながら、一体となって本市における男女共同参画社会の実現に向かって推進してまいります。

2．令和６年度事業

⑴　松戸市男女共同参画推進会議

松戸市における男女共同参画政策を総合的に推進する庁内組織です。 松戸市男女共同参画プラン・第５次実施計画（H30～R４年度）までの実績をふまえ、策定された松戸市男女共同参画プラン・第６次実施計画（R５～R９年度）の目標達成に向け、計画的な取組みを推進しました。

⑵　松戸市男女共同参画推進協議会

男女共同参画のまちづくりを推進する市民組織です。松戸市男女共同参画プラン・第６次実施計画の進捗管理及び評価を行い、また第７次実施計画（R10～R14年度）の策定に向けた提言書を作成し、市長に手交しました。

（任　期）　令和５年 10月 11日～令和７年３月31日

（委　員）　学識経験者及び市民委員（公募含む）　10人

⑶ 男女共同参画週間記念講演会

男女共同参画社会の実現に向けて広く市民の理解を深めるため、男女共同参画週間（６月23日～29日）を記念して開催する講演会です。

（講演会）　「わたしたちの社会を変える力を～ジェンダー平等の未来を切り拓く～」
（講　師）　櫻井彩乃氏（GENCOURAGE 代表）
（開催日）　６月 22 日（土）
（参加者）　108 人（会場 41 人、後日オンデマンド 67 人）

⑷ ゆうまつどフェスタ２０２４

女性の人権問題や男女共同参画への理解を深め、ジェンダーに敏感な市民を増やすことを目的として「男女共同参画センターゆうまつど」の全館を利用して開催される市民の集いです。男女共同参画推進団体代表による実行委員会が企画した講演会を会場および後日オンデマンド配信の方法にて実施しました。また、推進団体が企画した様々なイベント（10企画）や小中学生を対象とした男女共同参画社会づくりポスター展も開催しました。

（期　間）　11 月２日（土）～８日（金）
（メインテーマ）　「自分で決める、私の未来」
○実行委員会企画
（講演会）　「女性の賃金はなぜ低い？女性の貧困はなぜ起こる？
～コロナ禍から見えてきたものとは～」
（講　師）　竹信三恵子氏（ジャーナリスト・和光大学名誉教授）
（開催日）　11 月２日（土）
（参加者）　88 人（会場 35 人、後日オンデマンド 53 人）

⑸ 開催講座等

１．働きたい女性のための「働く」を考える講座～私らしい仕事と家庭のバランスとは～

結婚・子育て等を理由に離職していた女性が働く際に、働くメリットや必要性、障壁・困難（自分、家族、社会の中で）となっているものは何かを自覚し、 自分らしく働くためにはどうすれば良いかを考える講座です。

（講　師）　櫻井好美氏（特定社会保険労務士）、
山田美和氏（NPO法人MamaCan理事長）他
（開催日）　①５月 21 日（火）②５月 28 日（火）
（参加者）　①45 人（会場 11 人、後日オンデマンド 34 人）　②16 人

２．「自分らしい起業を学ぶ☆起業カレッジ」

「自分らしく何かを始めたい」「起業に関心がある」「資格を取ってみたものの何から始めて良いかわからない」という女性が起業への一歩を踏み出すためのサポートをする講座です。

（講　師）　山田美和氏（NPO 法人 MamaCan 理事長）他
（開催日）　①７月 2 日（火）②７月 9 日（火）
（参加者）　①25 人　②19 人

3．「思春期になってあわてない！子どものこころとからだを理解しよう！」

子どもの保護者や、子育てに携わる大人が、思春期の子どもの成長や発達について知り、子どものセクシャリティや、ジェンダーアイデンティティを理解することで、子どもが自己肯定感を持ち、異性や他者を敬う気持ちを持つことを支援することを目指す講座です。

（講　師）　川島広江氏（川島助産院院長）
（開催日）　9月 27 日（金）
（参加者）　113 人（会場 17 人、後日オンデマンド 96 人）

4．「お仕事フェスタ2024」　NPO法人MamaCan主催、松戸市男女共同参画課・ハローワーク松戸共催

働きたい女性や母親への情報提供及び相談を実施し、就労や起業をサポートするイベントです。

（開催日）　10 月 18 日（金）
（会　場）　テラスモール松戸
（参加者）　120人

5．「子育て応援！就職面談会 in 松戸」ハローワーク松戸、商工振興課共催

子育てしやすい街として知られる松戸市において、仕事と子育ての両立を希望する求職者と、それに理解のある地元企業とのマッチングを促進するための就職面談会です。

（開催日）　10 月 10 日（木）
（会　場）　アートスポットまつど
（参加者）　88人

6．「防災を考える～いざという時に自分と家族を守るために～」社会教育課共催

女性が家庭や地域の防災について学び、防災や避難生活等に女性の視点が重要であることを理解し、地域の防災活動につなげていくことを目指す講座です。

（講　師）　青木八重子氏（NPO法人パートナーシップながれやま代表）他
（開催日）　①1月 20 日（月）②1月 27 日（月）③2月3日（月）
（参加者）　①23 人 ②18 人 ③23 人

7．「起業家交流会」

起業を目指す女性や起業して間もない女性が、次の一歩を踏み出すためのヒントになるよう、またモチベーションを高めることを目指し、交流を図る場を作ることを目的として実施しました。

（講　師）　山田美和氏（NPO 法人 MamaCan 理事長）他
（開催日）　1月 21 日（火）
（参加者）　8人

８．「パパと一緒に遊ぼう！親子遊びと交流会」

父親が子どもと一緒に過ごす時間を増やすために、仕事優先の生活スタイルから家事・育児に参画することができるように意識改革を図る講座です。

（講　師）　横沼秀治氏（新松戸フラっとパパ代表）
（開催日）　３月８日（土）
（参加者）　５組

９．「防災講座フォローアップ」

令和５年度に実施した防災講座を修了した受講者で、今後さらに学びを深めたい、地域で防災活動をしたいと考える方を対象に、フォローアップを行いました。

（講　師）　青木八重子氏（NPO 法人パートナーシップながれやま代表）
（開催日）　令和６年４月～12 月（毎月１回）
（参加者）　延べ 68 人

⑹ 居場所事業

「野の花カフェ」

様々な悩みや生きづらさを抱える女性が居場所を訪れ、交流を図ることで孤立感を減らし、さらに本人が抱える課題に気づき、その解決に向けたエンパワーメントを図ることを目指し実施している居場所事業です。

（会　場）　男女共同参画センターゆうまつど
（開催日）　毎月１回
（参加者）　延べ 342 人
（その他）　シングルマザーを対象とした交流会を別途３回実施（7 月、11 月、3 月）参加者数 延べ 22 人

⑺ 国・県等の事業参加支援

国や県などが主催する男女共同参画に関する講演会・セミナー等に参加したい市民の方を支援しています。

○内閣府や国立女性教育会館等主催の講演会、講座、イベント等の情報提供を行い、講演会への参加の支援等を行っています。

⑻ 情報の提供

① 情報紙「ゆうまつど」の発行

男女共同参画に関する情報を市民に提供しています。

（発　行）　４月・10 月
（発行部数）　各 21,000 部
（配布先）　保育所（園）・幼稚園の保護者、市内各施設、市民団体、行政機関、小中学校他

② 情報コーナーの運営（レファレンスサービス）

ゆうまつど２階の情報コーナーにおいて、男女共同参画関連図書、資料の閲覧と貸出を行っています。情報相談員が情報探しの相談に応じています。

（相談日）　毎週月・火・木・金曜日　　９：00 ～ 15：45（祝日は除く）

③　インターネット関連事業

ホームページにより男女共同参画センターの利用案内や男女共同参画プランの紹介など各種情報を提供しています。

松戸市公共施設インターネット予約システムにより、センター施設の貸出し状況の閲覧、予約をすることができます。

⑼　まつど女性就労・両立支援相談

再就職や仕事との両立（家庭・子育て・介護）など、働きたい女性の悩みに対して、キャリアコンサルタントがアドバイスを行っています。

（相談日）毎週火・水・木曜日　10：00 ～ 15：00　※第２木曜は起業相談
第1･3金曜日　17：30 ～ 20：30
（祝日、休館日は除く）

⑽　こころの相談

自分の性格や生き方、パートナーとの関係、職場や近所の人間関係などで悩んでいる方を対象に、専門のカウンセラーが相談を行っています。

女性の相談：第１～４月曜日・木曜日（面談・電話相談）
男性の相談：第１・３金曜日（電話相談）

（相談件数）女性：延べ 408 件　男性：延べ 55 件

（相談内容）	・生き方	女性：116 件	男性：１件
	・家族関係	女性：94 件	男性：１件
	・夫婦関係	女性：68 件	男性：15 件
	・人間関係	女性：47 件	男性：７件
	・暮らし	女性：10 件	男性：３件
	・仕事	女性：８件	男性：５件
	・性からだ	女性：14 件	男性：３件
	・精神保健	女性：50 件	男性：２件
	・その他	女性：１件	男性：18 件

３．施設の概要

○所在地　松戸市本町 14 番地の 10
○敷地面積　388.39㎡
○延床面積　1,092.89㎡
○施設内容

・こどもの部屋	35.3㎡	・研修室	63.9㎡
・相　談　室	18.0㎡	・多目的室１	26.0㎡
・情報コーナー	49.8㎡	・多目的室２	20.0㎡
・市民活動支援コーナー	20.9㎡	・ホール	110.7㎡
・子どもの個性を育む学習支援コーナー（個育てサロン）			50.2㎡
・まつど女性就労・両立支援相談スペース			27.2㎡

○竣　工　昭和 55 年 10 月（平成７年改修）（平成 16 年改修）

第 6 節　災 害 対 策

〔危機管理課〕

1．防災体制の充実

本市では、災害対策基本法に基づき、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することを目的とし「松戸市地域防災計画」を定めています。

市及び消防、警察等防災関係機関等は、「松戸市防災会議」を組織し災害時の対応について協議を重ねるとともに、松戸市総合防災訓練等を通じて、各機関相互の協力体制の確保並びに市民及び職員の意識高揚を図っています。

その他、本市では災害対策を実施するための防災資器材等の整備及び民間企業との災害時協力体制の整備を図っています。また、大規模災害時においては、防災関係機関だけでは対応が困難になると想定されるため、地域に根ざした自主防災組織の指導・育成を図り、官民一体となった防災体制作りを推進しています。

2．松戸市地域防災計画

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、松戸市防災会議が定める計画であって、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧等に関し、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的としています。

今後は東日本大震災や令和6年能登半島地震等を教訓として、本計画を現状に即したものにするため常に検討を加え、国や県の動向も注視し、随時修正を重ねながら更なる防災体制強化に努めてまいります。

3．防災意識の周知

災害時の避難場所として、市指定避難場所 126 か所を指定し、水害ハザードマップや避難誘導標示板及び避難誘導街区案内板等により周知を行っています。

また、市民の防災意識向上のため、松戸市総合防災訓練をはじめ、避難所運営ゲーム等の訓練及び防災講演会等を実施しています。

4．自主防災組織の育成

大規模災害が発生した場合、地域住民・事業所等の自主的な防災組織による救出・救護・消火・避難誘導等の初期活動が重要です。

このため、町（自治）会・管理組合を通じ市民等に地域ぐるみの自主的活動を呼びかけ、“自分たちの街は自分たちの手で守る”をテーマに自主防災組織の育成を図り、防災への意識向上、技術の習得について指導し、災害による被害の軽減をめざしています。

自主防災組織地区別結成状況

令和７年３月31日現在

地区名	本庁	明第一	明第二東(旧明第二)	明第二西	矢切	東部	馬橋	常盤平	常盤平団地	五香松飛台	六実六高台	新松戸	馬橋西	小金	小金原	計	累計	結成率
町・自治会数（R2）	18	52	12	13	21	17	24	30	1	34	26	28	16	35	20	347		
町・自治会数（R3）	18	52	12	13	21	17	24	30	1	34	26	28	16	35	20	347		
町・自治会数（R4）	18	52	12	13	21	17	24	30	1	34	26	28	16	35	20	347		
町・自治会数（R5）	18	52	12	13	21	17	24	31	1	34	26	28	16	35	20	348		
町・自治会数（R6）	18	52	12	13	21	17	24	31	1	34	26	28	16	35	20	348		
年度																		
令和２											−1						300	86.46%
令和３								1			1						302	87.03%
令和４																	302	87.03%
令和５		1															303	87.07%
令和６																	303	87.07%
結成組織数	15	39	12	13	19	16	20	27	1	29	16	28	15	35	18	303	結成組織数： 結成率：%	
未結成組織数	3	13	0	0	2	1	4	4	0	5	10	0	1	0	2	45		
地区別結成率	83.33%	75.00%	100.00%	100.00%	90.48%	94.12%	83.33%	87.10%	100.00%	85.29%	61.54%	100.00%	93.75%	100.00%	90.00%	87.07%		

５．自主防災組織補助金制度

⑴　目　　的

自主防災組織の育成を図り、組織を結成した町（自治）会等が防災活動を行う上で必要な防災資器材等の購入及び修繕に対し、予算の範囲内において松戸市自主防災組織補助金を交付します。

⑵　補助金交付の対象

○町（自治）会が自治活動の一環として防災組織を結成したうち、おおむね50世帯以上で構成された団体であること。

○組織が結成された旨、市長に届け出があり、市長が認めたもの。

⑶　補助金交付の額

防災資器材等の購入に要する経費の８割に相当する額とする。ただし、設立における補助対象経費に係る補助金にあっては、自主防災組織を構成する世帯数に100円を乗じて得た額に200,000円を加えた額、最後に当該補助金の交付を受けてから５年以上を経過した後における補助対象経費に係る補助金にあっては、当該世帯数に100円を乗じて得た額に100,000円を加えた額を限度とします。

⑷　補助対象防災資器材

○トランジスターメガホン　○防火服　○強力ライト　○誘導旗
○誘導旗用ポール　○腕章（職名入り）　○ヘルメット（飛来落下用）
○トラロープ　○担架（折りたたみ式）　○テント　○救急セット（救急箱、救急肩掛カバン、油紙、脱脂綿、伸縮包帯、包帯、包帯止、三角布、紙バン、リバノールガーゼ、オキシドール、器具類、副木）　○発電機　○投光器　○コードリール　○ハンマー
○バール　○スコップ　○のこぎり　○バケツ　○ポリ容器　○防水シート
○簡易組立てトイレ　○毛布　○備蓄食料　○保存用飲料水　○便袋　○消化器
○防災倉庫　○トランシーバー　○リヤカー　○ガソリン携行缶
○その他市長が特に必要と認めた物

６．松戸市防災行政無線局の設置

○固定系無線

災害時における住民への情報伝達手段として昭和 57 年度に開局しました。

この無線設備は、親局を市役所内、子局を公園、学校等に設置し、災害時の情報伝達、避難指示等に役立てています。なお、平成 24 年度から 26 年度にかけて、無線設備のデジタル化や子局の増設も含めた再整備を行いました。

〔防災行政無線関係設備〕

設備名称	現状設備設置数（令和６年度末現在）		
	アナログ	デジタル	合計
親局設備	0	1	1
再送信局設備	0	1	1
屋外子局設備	0	219	219
うちアンサーバック局	0	57	57
戸別受信機	0	160	160

○MCA無線

災害時における情報収集・伝達のための相互通信用無線として、地域防災無線に変わり、平成 23 年度に新たに MCA デジタル無線を活用して整備し、令和４年度には、機器の更新を行いました。

指令局　　１台（携帯型）

一般局　　304 台（携帯型）

７．気象情報収集

防災上必要な気象情報をできる限り早期に、かつ正確に把握し、その影響を的確に予測するため、気象情報の提供を専門とする民間企業と契約し、気象情報の収集、分析を行い、より迅速な対応に努めています。

8．災害用備蓄資器材等の整備

大規模災害による被災想定人員を基に非常用食糧、情報収集伝達・医療・避難救出等の応急活動用資器材を備蓄しています。

9．災害用備蓄倉庫の整備

災害時の対応を円滑に行うため、耐震性備蓄倉庫を市内４ヶ所に分散整備し、災害用備蓄資器材等を計画的に備蓄しています。また、被災者に対する応急的な対応に必要な物資等を備蓄するため、小・中学校等の指定避難所など66ヶ所に分散備蓄倉庫を設置しています。

10. 援　　護

〔福祉政策課地域福祉担当室〕

⑴　災害見舞金制度（市）

地震・火災・風水害等により罹災した者に災害見舞金を支給し、早期更正意欲の助長促進を図ることを目的としています。

設　　置　　昭和55年４月１日

見舞金額

災害の種類	一般世帯	単身世帯
住家の全焼	50,000円	20,000円
〃　半焼	30,000	10,000
〃　床上浸水	30,000	10,000
〃　全壊	50,000	20,000
〃　半壊	30,000	10,000
消火活動による水損	20,000	10,000
上記災害による傷病見舞金（２週間以上）	10,000	10,000

令和６年度支給額

	件数		金額（千円）
	一般世帯	単身世帯	
住家の全焼	15	0	750
〃　半焼	2	0	60
〃　床上浸水	0	0	0
〃　全壊	0	0	0
〃　半壊	0	0	0
消火活動による水損	5	0	100
上記災害による傷病見舞金（２週間以上）	2	0	20
合計	24	0	930

⑵災害弔慰金及び災害援護資金貸付制度（国）

暴風、豪雨等の自然災害（災害救助法が適用された災害等）により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的としています。

ア．災害弔慰金

実　　施　　昭和 50 年 4 月 1 日

災害弔慰金　　○災害により死亡した者が、死亡当時において生計の維持者である場合
5,000,000 円

○災害により死亡した者が、上記以外の者である場合
2,500,000 円

イ．災害援護資金貸付金

実　　施　　昭和 50 年 4 月 1 日

貸付限度額（所得制限あり）

	種　　類	貸付限度額
世帯主の負傷が 1 か月以上である場合	①家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	2,500,000 円
	②家財の 1 ／ 3 以上の損害及び住居の損害がない場合	1,500,000 円
	③住居が半壊した場合	2,700,000 円
	④住居が全壊した場合	3,500,000 円
世帯主の負傷がない場合	①家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	1,500,000 円
	②住居が半壊した場合	1,700,000 円
	③住居が全壊した場合（但し④の場合除く）	2,500,000 円
	④住居の全体が損壊し、若しくは流出し又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合	3,500,000 円

償還方法　　3 年据置き 10 年以内

貸付利息　　据置き期間中　　無利子

据置き期間経過後　年 3 %

第　４　章

総　合　政　策

＝内　　容＝

第１節　松戸市総合計画 ……55
1. 総合計画策定の前提……55
⑴総合計画策定の趣旨 ……55
⑵計画の性格 ……55
⑶計画の構成と期間 ……55
⑷計画の特色 ……56
２．本市の現状及び分析と課題 ……56
⑴本市の現状 ……56
⑵現状の分析と課題 ……57
３．将来ビジョン ……59
⑴市の強みと将来への可能性 ……59
⑵将来人口の展望 ……59
⑶財政の見通し ……60
⑷都市づくりの考え方 ……61
⑸地域についての考え方 ……61
⑹将来都市像と6つの基本目標 ……62

第２節　すぐやる課 ……75
１．設置理由 ……75
２．すぐやる課事務概要 ……75
３．職員構成 ……75
４．予算措置 ……75
５．委託業務 ……75
６．年度別種類別受理及び処理件数 …76
⑴　年度別要望受理件数及び処理状況内訳 …76
⑵　種類別要望受理件数及び処理状況…77
第３節　広　　報 ……78
１．広報活動 ……78
⑴　刊　行　物 ……78
⑵　ホームページ ……78
⑶　電子モニター ……78
⑷　ソーシャルメディア ……78
⑸　シティプロモーション ……78
２．広聴 ……79
３．松戸市公益通報処理ガイドライン……79
４．市民相談 ……80

第　1　節　　松戸市総合計画

〔政策推進課〕

1．総合計画策定の前提

⑴　総合計画策定の趣旨

松戸市（以下、「本市」という。）では、平成 10 年（1998 年）4 月に、基本構想・前期基本計画・実施計画からなる松戸市総合計画を策定し、その後、平成 23 年（2011 年）に、後期基本計画を策定し、「住んでよいまち、訪ねてよいまち」を目指してまちづくりを進めてきました。

平成 27 年（2015 年）には、松戸市人口ビジョン・松戸市総合戦略を策定し、平成 29 年（2017 年）には、総合戦略に掲げた目標を実現するためのアクションプランとして、第 6 次実施計画を策定し、健全財政の確保を基本とし、できる限り次世代への負担を抑制できるよう「少子高齢化に対応した特色ある自立した都市」の実現に向けて、政策課題の解決に取り組んできました。

現在、日本は、平成 20 年（2008 年）をピークに総人口が継続して減少する社会となっています。

人口減少社会は本市も例外ではなく、生産年齢人口（15 ～ 64 歳）の減少、その一方で、65 歳以上の人口は更に増加することにより、一人の高齢者を支える現役世代の数が、現在よりも大幅に減少していくことが想定されます。

一方、東京都に隣接する本市は、近年、上野東京ラインや東京外かく環状道路の松戸インターチェンジのオープンなど、都心エリアへのアクセスが更に向上する中で、子どもを産み、育てながら就業もしやすい街として各種施策の展開により、認知度が向上し、人口 50 万人規模を有する全国的にも大きな都市に成長を続けています。

しかしながら、今般の新型コロナウイルスの世界的な流行を受け、人口が密集する東京都の感染拡大の影響が、本市の市民生活、社会経済に大きな脅威となっている現状があります。

こうした本市をとりまく時々刻々と変化する社会経済環境に本市が柔軟に対応するには、これまでの実績をベースとして、広い視野で将来の予測をしつつ、市の課題に優先順位をつけながら、しっかりと取り組む必要があります。

その上で、子育て世代や若者に選ばれ、高齢者を含め、全世代が健やかに安心して暮らせる自立した都市へ進化を続けなければなりません。

そこで、本市は、つよくしなやかに松戸の新たな時代を切り拓くために、これまでの総合計画や総合戦略の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たな手法を取り入れながら、これから 8 年間で取り組む本市の政策、施策をとりまとめた新たな総合計画を策定することとしました。

⑵　計画の性格

この計画は、市政運営の基本となるもので、本市の政策の基本的な方向を、総合的、体系的にまとめた市政に関する最上位の基本的かつ総合的な計画です。

また、今後の新しいまちづくりの方向性を市民と共有し、力を合わせて本市の将来の目指す姿を実現していくための指針となるものです。

⑶　計画の構成と期間

この計画は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、地方版総合戦略と一体のものとして構成しています。

計画期間は、令和 4 年度(2022 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの 8 年間とします。なお、計画期間中、4 年を目途に、見直しの必要性を検討することを想定しています。

⑷ 計画の特色

①これまでの総合計画の「基本計画」及び「総合戦略」の役割をもつこと

※総合戦略では、明確な目標と重要業績評価指標(KPI)を設定し、効果検証・改善を図ることとされており、基本目標毎に「数値目標」を、施策毎に「重要業績評価指標(KPI)」を設定している。「数値目標」は、各基本目標の達成状況を表し、「重要業績評価指標(KPI)」はその先行指標として、数値目標の達成に向けた施策の達成状況を表す。

②多くの市民参画により計画策定を行ったこと

③本市のまちづくりの方向性を誰もが理解しやすいよう工夫したこと

(本市の個別計画との連続性を重視していること)

2．本市の現状及び分析と課題

⑴ 本市の現状

○　総人口の推移

松戸市全体の近年の人口動向としては、東日本大震災の後、一時的に人口減少となったものの、その後は増加を続けている。

本市の人口は堅調に増加しているが、出生などの諸条件が現状の傾向のままで推移した場合、生産年齢人口の減少、老年人口の増加が想定される。

そうした年齢構成の変化は、税収の減少、医療福祉ニーズの高まりなど、自治体経営に大きな影響を与えることが予想される。

○　年齢構成

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の 75 歳以上人口の大きな増加が見込まれており、団塊世代が後期高齢者になるいわゆる「2025 年問題」に具体策をもって対応する必要に迫られている。

また、高齢者の実人数と比率が増すことで、空き家の増加、商業の衰退、地価・不動産価格の下落といった「まちの空洞化」が懸念される。

○　空き家の状況

空き家率は、平成 20 年から平成 25 年にかけて減少傾向にあったが、近年では増加傾向にあり、住宅ストックの適正な管理と利活用の推進が必要である。

○　担税力と財政力指数

財政力指数等は全国 791 市との比較では上位水準(約 2 割以内)を維持しているが、全国でも財務体質の良い近隣市と比較すると、フロー面は若干劣後する。

○　就業・共働き世帯

松戸市の共働き世帯は、数・割合とも上昇しているが、全国平均と比べるとやや低い。

令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化が始まったことで、保育需要にも変化があると推測され、多様なニーズに柔軟に対応できる保育施設等の整備が求められる。

○　就業

本市における 65 ～ 74 歳の就業者は、数、割合ともに大きく上昇している。

○　外国人市民

本市の外国人市民の数は増加傾向にある。これまでは、中国人、韓国人、フィリピン人など比較的長期に滞在する外国人が中心であったが、ベトナム人など、技能実習や留学といった資格で比較的短期間の滞在となる外国人も増加している。

⑵　現状の分析と課題

○　少子化

本市の合計特殊出生率は、平成 27 年に 1.38 まで上昇したが、おおむね 1.3 ～ 1.4 の間で推移しており、ほぼ横ばいの動きとなっている。

○　地域共生社会

高齢化や人口減少が進み、人と人とのつながりが弱まる中、地域共生社会の実現が重要となっている。

○　用途地域

本市は近隣市と比較すると、市街化区域の構成比が高く、特に住居系の構成比が 6 割を超える。

商業系の割合は 4％程度で、近隣市とほぼ同等。工業系の割合は 5％程度で、市川市（13%）、船橋市（10％）と比較すると低い傾向にある（H31 年都市計画現況調査（国土交通省）より）。

ネット通販の市場拡大による大型物流施設の新設や、高速道路網の整備などにより、県北西部の工業地の需要が高まっている一方で、市内の工業団地に空き地はほとんどなく、新たに産業を誘致しようとしても用地が少ない。

○　宅地開発の動向

土地区画整理事業は、S30 年代から常盤平や松戸地域などで行われ、S40 年代に小金原や明地域など、S50 年代に矢切や新松戸地域など、平成に入り、東部や馬橋、新松戸地域で行われている。

また、S30 ～ 50 年代にかけ常盤平や東部地域などで、H5 ～ H10 年にかけ明、小金、馬橋地域で UR 施工による大規模団地が整備されている。

高度経済成長期に急速に市街化した本市では、当時建てられた大規模団地やマンションが老朽化しており、建物の更新や再生が課題となっている。

また、基盤が不十分なまま狭小な住宅が集積した密集市街地もあり、建物の老朽化が進んでいて、住環境や防災面の課題がある。

○　商業

年間商品販売額（小売業）に関し、松戸市は県内自治体のうち 4 位。船橋市の 6 割、柏市の 8 割程度で市川市とほぼ同規模。流山市の約 2.7 倍（いずれも 2016 年現況）。

本市の商業は、E コマースの普及、新たなキャッシュレス決済の進展等、商環境が大きく変化する状況において、商業事業者数や年間商品販売額が減少したほか、2018 年 3 月には大型百貨店が撤退した。

○　工業

近隣市との比較では、1 ヘクタールあたりの製造品出荷額、付加価値額ともに松戸市は高水準である。

○　就業

松戸市の昼間人口は緩やかに増加傾向。市外への流出人口が減っているが、流入人口も減っている。

昼間人口のうち、就業者の数は減少傾向にあるが、女性の就業者は増加傾向にある。昼間人口のうちの就業者数（≒松戸市内の雇用）を増やす取り組みが必要。

○　震災災害の想定

近年、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模災害の発生が懸念され、その被害は甚大なものになると予想されており、引き続き自助、共助、公助といった防災対策、災害に強いまちづくりが求められている。

○　浸水被害の想定

河川や排水路の断面積を広げる改修事業により、年々浸水区域も減少している。

近年は、多発するいわゆるゲリラ豪雨や、都市化による田や畑などの減少により、全国的に道路冠水や住宅の浸水被害が起きやすい状況にあると懸念されており、自宅、会社や学校、通勤・通学路などの浸水深さを確認し、日頃より、大雨に備える意識が求められている。

○　犯罪の発生状況

刑法犯の認知件数は減少傾向が続いているが、子どもの安全確保や電話利用詐欺対策など、安全・安心なまちづくりへの継続した取り組み強化が必要である。

○　火災の発生状況

火災発生件数は減少傾向にあるが、火災発生原因の究明は安全・安心なまちづくりには必要不可欠である。

○　環境

温室効果ガス排出量は近年減少傾向であり、最新である平成28（2016）年度で、平成17（2005）年度と比較して 9.7% 削減されている。

温暖化等の気候変動の影響により大規模災害の発生等も懸念されることから、エネルギー消

費やCO2排出のための取り組みがより一層求められている。

3．将来ビジョン

⑴ 市の強みと将来への可能性

① 自然動態の動向

松戸市は「都心に近いため、子どもを産み・育てながら就業もしやすいまち」

⇒ 引き続き各種施策を講じることが、出生率上昇につながるはず

② 社会動態の動向

松戸市は、東京都に隣接しているという立地優位性を有する

震災前後の 2006 ～ 2010 年や 2014 年以後の動向をみても、基本的には転入超過自治体としての位置づけにあるはず

③ 年齢階層別 人口数の動向

立地優位性により、ファミリー層、若年層が現在以上に転入してくる潜在的可能性

⇒ ファミリー層、若年層の転入増加により、相対的にみた高齢者の比率の減少（＝高齢化率の低下）が期待できる

④ 年齢階層別 人口移動の動向

若年層の転入超過基調は、今後も期待できる

転出超過だったファミリー層は、現在は転入超過に転じており、立地的優位性から考えて、転入超過数を増やしていくことは十分に可能

⑤ 転入元・転出先別 人口移動の動向

ＴＸ沿線地区への転出は課題として認識しつつ、市内外のファミリー層へ本市の魅力を発信し、転入超過へ転換を図る

⇒ 柏市、流山市への転出が一段落すれば、ファミリー層の転入超過への転換が期待できる

⑥ 通勤・通学の動向

同じく都内と隣接する立地にある市川市と比較して、都内通勤者が少ない

⇒ 更に多くの都内通勤者が居住する可能性を有しているはず（例：北総線沿線）

⑵ 将来人口の展望

■基本的な考え方

松戸市では、市が持っている高いポテンシャルを背景として、①「出生率の上昇」、②「転入数の増加」、③「若年層の転入傾向の維持」の３点を実現できる可能性は依然高く、その結果として ④「高齢化率上昇の抑制」も期待できます。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）推計準拠は、過去の出生率や移動率などを前提としたものであり、松戸市が「出生率の上昇」と「転入の促進」、「若年層の転入傾向の維持」に向け

た的確な施策を引続き展開していくことにより、これを上回る将来人口を達成することは十分に可能だといえます。

■将来人口の展望

50万人規模を維持

松戸市の持続的な発展を目的として、本計画の期間である令和4年度（2022年度）から令和11年度（2029年度）までの8年間を含む2030年まで、地域における活力の源泉である人口を50万人規模で維持することを展望します。

	2015年	2020年	2025年	2030年
松戸市将来人口展望	489,176	498,781	505,946	508,628
国の長期ビジョン準拠	489,176	492,309	491,535	488,058
社人研推計準拠	489,176	488,253	482,544	473,089

⑶ 財政の見通し

この計画を推進することによる普通会計の見通しは、次のとおりです。

（単位：億円・％）

歳　入	令和４～７年度		令和８～１１年度		令和４～１１年度	
	推計額	構成比	推計額	構成比	推計額	構成比
一般財源	3,886.6	62.4	3,876.5	59.1	7,763.1	60.7
うち市税	2,820.0	45.3	2,820.0	43.0	5,640.0	44.1
国・県支出金	1,712.3	27.5	1,771.5	27.0	3,483.8	27.2
市債	333.9	5.4	539.2	8.2	873.1	6.9
その他	296.3	4.7	371.0	5.7	667.3	5.2
合　計	6,229.1	100.0	6,558.2	100.0	12,787.3	100.0

一 般 財 源：　使い道が特定されずどのような経費にも使用することが出来る財源で、市税や譲与税などの税外収入、交付税、臨時財政対策債など。
国・県支出金：　法令などに基づき、特定の事務事業に要する経費の財源として、国や県から支出される負担金、補助金、委託金など。
市　　債：　年度間の公平性の確保などから、建設事業等の財源とするための長期借入金で、償還が１会計年度を超えるもの。
そ　の　他：　使用料や手数料など。

（単位：億円・％）

歳　出	令和４～７年度		令和８～１１年度		令和４～１１年度	
	推計額	構成比	推計額	構成比	推計額	構成比
経常的経費	5,521.7	88.6	5,528.8	84.3	11,050.5	86.4
うち義務的経費	3,651.0	58.6	3,657.8	55.8	7,308.8	57.2
うち人件費	1,114.0	17.9	1,114.0	17.0	2,228.0	17.4
投資的経費	473.6	7.6	713.4	10.9	1,187.0	9.3
その他	233.8	3.8	316.0	4.8	549.8	4.3
合　計	6,229.1	100.0	6,558.2	100.0	12,787.3	100.0

経 常 的 経 費：　毎年度連続して固定的に支出される経費。人件費、福祉に関わる給付費や、施設の維持管理に要する固定費、市債償還のための公債費など。
義 務 的 経 費：　経常的経費のうち、人件費、扶助費、公債費など任意に節減できない経費。
投 資 的 経 費：　社会資本の整備など、支出の効果が長期に亘る経費で、施設整備のための建設費など。
そ　の　他：　特別会計、企業会計への繰出金、基金への積立金など。
※歳入・歳出の推計にあたり、令和元年度決算などを基に行いました。

⑷ 都市づくりの考え方

本市の都市づくりの考え方として、５つの都市づくりの目標を設定しています。

① 安心して住める住まいと地域がある都市

・多様な住宅ストックや生活利便性の高さを生かし、子どもからお年寄りなど幅広い層の多様なライフスタイルが実現できる住まい・住環境づくりを目指します。

・誰もが安心して快適に暮らし続けられる環境づくりや、コミュニティの活性化につながる機能や場の充実を図ります。

② 都市の魅力を感じるまちなかと多様な働く場がある都市

・多様な市民生活を支える駅周辺等は、都市機能の維持・拡充とともに、居心地のよさを感じられる魅力ある市街地環境づくりを目指します。特に松戸駅周辺は、高次都市機能の集積・拡充を図るとともに、松戸の顔として魅力や賑わいのある拠点づくりを進めます。

・工業団地を中心とした生産・研究開発機能の維持・充実を図るとともに、新たな産業の誘致や雇用の創出など、経済的な活力や賑わいづくりに向けた環境形成を図ります。

③ 水・みどり・歴史に囲まれて生活できる都市

・本市の多彩な水・みどり・歴史の資源の保全・活用を官民連携で取り組むことにより、潤い豊かで快適な都市づくりとともに、地域の魅力づくりを進めます。

・地域の活性化や賑わいの創出を目的とする地域振興や環境保全などの多面的な機能を発揮するグリーンインフラの構築を目指します。

④ 誰もが楽しく快適に移動できる都市

・公共交通の利便性を高め、誰もが安全・安心で快適に移動しやすい都市づくりをモビリティ分野の技術発展や環境変化に対応しながら進めます。

・広域的な交通ネットワークの整備と連携し、道路交通環境の整備・改善を計画的に進めます。

・安全で快適な歩行者空間の形成とともに、移動そのものが楽しめる道路環境づくりなど、賑わいや魅力の創出につながる都市づくりを目指します。

⑤ 災害から守られた安全な都市

・自助・共助・公助の連携を基本として、震災や風水害などの発生時に被害を少しでも減らす防災・減災のまちづくりに、国・県・関係機関と連携しながらハード・ソフトの両面から取り組みます。

⑸ 地域についての考え方

施策の展開にあたっては、松戸市町会・自治会連合会や地区社会福祉協議会の15地区を基本とするほか、都市計画マスタープランなどの関連個別計画において、地域の特性に応じた具体的な展開を図ります。

⑹ 将来都市像と６つの基本目標

●概要

少子高齢化が進む日本社会にあって、まちの活力を維持していくためには、どのようにして若い人たちの層が厚い年齢構成を保つのか。また、どのようにしてまちの収入や税収を上げ、まちの自立性をより高めていくのか。そうした問題意識に基づく取組が本市のまちづくりの骨格になると考えます。

住みやすく、働きやすく、出かけやすい環境が整備され、多くの人から選ばれるまちであることが必要です。

本市は、下総台地の縁に沿い、鉄道（常磐線）が開通後都心にアクセスしやすい利便性を持ちながら、東京ドーム11個分の広さの「21世紀の森と広場」や江戸川の「矢切の渡し」「斜面緑地」など都市生活に潤いを持てる豊かな自然が残っています。

また、聖徳大学、千葉大学園芸学部、日本大学松戸歯学部、流通経済大学と、実力と魅力ある4大学があり、成田・羽田両国際空港からの利便性も高く、将来を担うグローバルに活躍する人材の育成にも適する都市です。

本市の人口は、現在、約50万人に達しようとしており、人口の出入りが多いこと、外国人市民の増加も顕著なことから、人と人とのつながりを地域の中でどうつくるかが永年の課題となっています。

そこで、地理的メリットを生かし、市内における職住の充実、企業の立地や市民相互の活動を盛んにすることで、本市に関わる人を増やし、新たな賑わいの創出につなげることが大切です。

また、本市の豊かな自然や公共資産を創意工夫をもって利活用することで、誰もが出かけたくなるような、賑わいと魅力あるまちをつくり、子育て世代をはじめとした若い人たちなど幅広い層を惹きつけることができるようになります。

一方で、本市も例外ではなく、新型コロナウイルスの流行により市民生活・社会経済に大きな影響が及びましたが、将来このような大きな脅威が生じても、柔軟に力強く対応していくことが求められます。

身近な人や地域とさまざまな形で支え合うことで、世代を問わず、自分や家族が将来にわたって安心感や希望を持って、「このまちに住み続けよう」と思う人が増えていくと考えます。

こうしたことを踏まえ、本市の将来都市像を、

「多世代がともにいきいきと思い思いに暮らすことができるまち　やさシティ、まつど。
～つよくしなやかに　みんなで松戸の新たな時代を創ろう～」

と描き、将来ビジョンで示した展望を実現するため、６つの基本目標を設定しました。

基本目標１
子育て・教育・文化
～子育て・教育・文化を軸とした都市ブランドづくり～

基本目標２
高齢者・障害者・福祉・健康・地域共生
～誰もがいきいきと暮らせるまちづくり～

基本目標３
まちの再生・リニューアル
～居心地の良い魅力的なまちづくり～

基本目標４
雇用創出・経済活性化
～地域経済が活力にあふれ、自分らしく働けるまちづくり～

基本目標５
防災・防犯・安心安全
～安全で安心して暮らせるまちづくり～

基本目標６
SDGs（持続可能な開発目標）を推進する社会
～人と環境にやさしいまちづくり～

●基本目標ごとの指標一覧

基本目標	数値目標/KPI	指標名	現状値（計画発足時の最新値）				
1	数値目標	婚姻率	4.9‰	平成30年	→	5.5‰	令和11年
1	数値目標	合計特殊出生率	1.28	平成30年	→	1.78	令和11年
1	数値目標	出生数	3,609人	平成30年	→	5,000人	令和11年
1	数値目標	20歳から39歳までの女性人口当たりの0歳から4歳までの子どもの数	0.32人	令和2年	→	0.42人	令和11年
1	数値目標	0～14歳及び25～44歳の「転入者数-転出者数」	▲91人	令和2年	→	1,000人	令和11年
1	数値目標	松戸の良さを伝えるために取り組んでいる市民の割合	17.2%	平成28年度	→	30%	令和11年度
1	数値目標	「子育て支援」の取組に満足している市民の割合	29.3%	令和元年度	→	35%	令和11年度
1	数値目標	「学校教育」の取組に不満のある市民の割合	9.7%	令和元年度	→	8%	令和11年度
1	数値目標	主要観光スポットの観光客数	2,536千人	令和元年度	→	2,800千人	令和11年度
1	KPI	市内保育施設における重大事故の発生件数	3件	令和元年度	→	0件	令和11年度
1	KPI	保育士不足により定員まで児童を受け入れられない施設数	0箇所	令和元年度	→	0箇所	令和11年度
1	KPI	入所保留児童を含めた待機児童数	288人	令和2年度	→	0人	令和11年度
1	KPI	幼稚園在園児童のうち預かり保育を利用している児童の割合	18.0%	令和元年度	→	28.0%	令和11年度
1	KPI	子どもを中心とした交流活動又は教職員同士の交流活動を行った施設(幼・保・小)の割合	子どもの交流75% 教職員の交流63%	令和元年度	→	子どもの交流90% 教職員の交流90%	令和11年度
1	KPI	放課後子ども総合プランの一体型実施箇所数	18箇所	令和元年度	→	45箇所	令和11年度
1	KPI	児童館機能を持った施設の数	4箇所	令和元年度	→	9箇所	令和11年度
1	KPI	こどもの遊び場の有効活用件数	2件	令和元年度	→	5件	令和11年度
1	KPI	中高生世代の居場所の数	3施設	令和元年度	→	7施設	令和11年度
1	KPI	こどもモニター活動回数	11回	令和元年度	→	15回	令和11年度
1	KPI	児童家庭相談受付件数（内児童虐待相談受付件数）	1,371件 （970件）	令和元年度	→	1,508件 （1,067件）	令和11年度
1	KPI	乳児家庭全戸訪問事業による状況把握率	100%	令和元年度	→	100%	令和11年度

基本目標	数値目標/KPI	指標名	現状値（計画発足時の最新値）				
1	KPI	母子父子自立支援プログラム策定者数	47人	令和元年度	→	50人	令和11年度
1	KPI	「夢の教室」実施校数	45校	令和元年度	→	45校	令和11年度
1	KPI	母子健康手帳交付時の保健師による面接率	100%	令和元年度	→	100%	令和11年度
1	KPI	産婦健康診査の受診率	未実施	令和元年度	→	産後2週間健診 55% 産後1か月健診 90%	令和11年度
1	KPI	夜間小児急病センターの休診日	0日	令和元年度	→	0日	令和11年度
1	KPI	地域子育て支援拠点数	26	令和元年度	→	29	令和11年度
1	KPI	市の子育て情報ページ「まつどＤＥ子育て」の年間アクセス数	1,835,967	令和元年度	→	2,035,967	令和11年度
1	KPI	市の子育て情報発信アプリのダウンロード数	5,756	令和元年度	→	25,756	令和11年度
1	KPI	保育所等訪問支援事業利用件数	12件	令和元年度	→	48件	令和11年度
1	KPI	巡回相談事業利用件数	201件	令和元年度	→	320件	令和11年度
1	KPI	三世代同居等住宅支援制度の利用件数	198件	令和元年度	→	170件	令和11年度
1	KPI	結婚新生活支援事業による助成金支給件数	未実施	令和元年度	→	20件	令和11年度
1	KPI	中高生と赤ちゃんのふれあい体験を実施している学校数	6校	令和元年度	→	17校	令和11年度
1	KPI	文化財の本市指定件数	44件	令和元年度	→	54件	令和11年度
1	KPI	史跡や神社、仏閣など歴史・伝統文化遺産の満足度	19.1%	平成28年度	→	40%	令和11年度
1	KPI	戸定歴史館の入館者数	44,009人	令和元年度	→	65,000人	令和11年度
1	KPI	松戸音楽フェスティバルの演奏者数、団体数	未実施	令和元年度	→	1,800人 50団体	令和11年度
1	KPI	地域の歴史文化を学ぶ講座数の割合（図書館、博物館、戸定歴史館等と連携した生涯学習講座数の割合）	未実施	令和元年度	→	30%	令和11年度
1	KPI	地域の歴史文化を学ぶ講座数の割合（図書館、博物館、戸定歴史館等と連携した生涯学習講座数の割合）（再掲）	未実施	令和元年度	→	30%	令和11年度

基本目標	数値目標/KPI	指標名	現状値（計画発足時の最新値）				
1	KPI	青少年会館の利用者数	82,000人	令和元年度	→	82,000人	令和11年度
1	KPI	家庭教育力向上事業の参加者数	9,000人	令和元年度	→	10,000人	令和11年度
1	KPI	公民館等の利用者数（公民館、文化ホール、タウンスクール等の利用者数）	70,000人	令和元年度	→	70,000人	令和11年度
1	KPI	プラネタリウム室の来場者数	10,791人	令和元年度	→	14,000人	令和11年度
1	KPI	運動公園施設利用者数	274,774人	令和元年度	→	319,000人	令和11年度
1	KPI	各種スポーツ教室及び大会等の参加人数	20,000人	令和元年度	→	36,800人	令和11年度
1	KPI	言語活用科指導案の改定指導案数	0	令和元年度	→	24	令和11年度
1	KPI	豊かな人間関係づくりプログラム・いじめ問題対応マニュアル活用率	33%	令和2年度	→	75%	令和11年度
1	KPI	小中学校の新体力テストの平均値	49.0点	令和元年度	→	50.0点	令和11年度
1	KPI	図書館の人口一人当たり蔵書冊数	1.18冊	令和元年度	→	2.4冊	令和11年度
1	KPI	文化拠点整備の進捗	0(整備スケジュールの策定)	令和2年度	→	1(文化拠点整備に向けて計画に沿った進捗)	令和11年度
1	KPI	博物館の利用者数	57,676人	令和元年度	→	90,000人	令和11年度
1	KPI	学校が社会と連携・協働して取り組んだ教育活動の実施数	未実施	令和元年度	→	2	令和11年度
1	KPI	特別支援固定学級の設置率	78.5%	令和2年度	→	100%	令和11年度
1	KPI	オンラインを活用した教職員の研修割合	0%	令和元年度	→	70%	令和11年度
1	KPI	学校教育活動で博物館、戸定歴史館及びプラネタリウム室を利用した学校数	博物館:161校 戸定歴史館:10校 市民会館:12校	令和元年度	→	博物館:260校 戸定歴史館:30校 市民会館:45校	令和11年度
1	KPI	小中学校における不登校者の割合	小学校0.64% 中学校4.09%	令和元年度	→	小学校0.47% 中学校3.07%	令和11年度
1	KPI	公立小中学校のトイレ洋式化率	43.7%	令和元年度	→	75%	令和11年度
1	KPI	非常時の教育活動継続について、計画を策定している学校の割合	0%	令和元年度	→	100%	令和11年度

基本目標	数値目標/KPI	指標名	現状値（計画発足時の最新値）			目標値	
1	KPI	学校評価アンケートによる市立松戸高校満足度の割合	生徒81% 保護者90%	令和元年度	→	生徒90% 保護者90%	令和11年度
1	KPI	学校評価アンケートによる学校施設･設備満足度の割合	生徒88% 保護者86%	令和元年度	→	生徒90% 保護者90%	令和11年度
1	KPI	市内小中学校ボランティア受け入れ学校の割合	84.6%	令和元年度	→	100%	令和11年度
1	KPI	スクールソーシャルワーカーが受けた相談回数	5,749回	令和元年度	→	10,000回	令和11年度
1	KPI	生涯学習施設が行うオンライン講座開設数	8	令和2年度	→	40	令和11年度
1	KPI	図書館職員における司書資格保有者の割合	45.1%	令和元年度	→	60.0%	令和11年度
1	KPI	夜間中学校による学校アンケートの満足度	92.5%	令和元年度	→	93.0%	令和11年度
1	KPI	(公財)松戸市国際交流協会が実施した事業数	19事業	令和元年度	→	24事業	令和11年度
1	KPI	多文化共生推進に関する事業数	3事業	令和元年度	→	6事業	令和11年度
1	KPI	文化芸術イベント等にクリエイティブな活動で携わる人数	242人	令和2年度	→	500人	令和11年度
1	KPI	ＳＮＳを活用した観光情報提供数	SNS投稿数 371回	令和元年度	→	SNS投稿数 700回	令和11年度
1	KPI	松戸市に来訪した訪日外国人数	283,942人	令和元年度	→	510,000人	令和11年度
2	数値目標	生きがいを感じている人の割合	75.5%	平成28年度	→	80%	令和11年度
2	数値目標	「高齢者福祉･障害者福祉･地域福祉」の取り組みに満足している市民の割合	26.7%	令和元年度	→	35%	令和11年度
2	数値目標	要介護３～５以外の６５歳以上の高齢者の割合	94%	令和2年度	→	94%	令和11年度
2	数値目標	65～74歳就業率	32.6%	平成27年度		40%	令和11年度
2	数値目標	「基幹相談支援センターを知っている」と回答した人の割合	11.4%	令和元年度	→	50%	令和11年度
2	数値目標	自殺死亡率(人口１０万対)	16.9	平成30年		11.7	令和11年
2	数値目標	「良質な医療の提供」の取り組みに満足している市民の割合	46.0%	令和元年度	→	55%	令和11年度
2	数値目標	住民同士の交流意向(大いに持ちたい･どちらかといえば持ちたいと回答した人の割合)	57.8%	令和元年度	→	60.0%	令和11年度

基本目標	数値目標/KPI	指標名	現状値（計画発足時の最新値）				
2	KPI	がん検診受診率	9.86%	平成30年度	→	20.86%	令和11年度
2	KPI	本市国民健康保険加入者の特定健康診査受診率	36.2%	令和元年度	→	56%	令和11年度
2	KPI	「ゲートキーパー養成研修」の実施回数	1回	令和元年度	→	1回	令和11年度
2	KPI	健康教育受講者数(健康教育業務・依頼による健康教育・パートナー講座)	4,142人	令和元年度	→	4,000人	令和11年度
2	KPI	健康遊具設置地域公園数	42公園	令和元年度	→	92公園	令和11年度
2	KPI	シルバー人材センター就業実人数	1,751人	令和元年度	→	2,088人	令和11年度
2	KPI	介護支援ボランティア登録箇所数	100箇所	令和元年度	→	140箇所	令和11年度
2	KPI	一般介護予防の業務に基づく住民主体の通いの場の箇所数	64箇所	令和元年度	→	169箇所	令和11年度
2	KPI	避難行動要支援者名簿の貸出団体数	103団体	令和元年度	→	103団体	令和11年度
2	KPI	オレンジ協力員の登録者数	819人	令和元年度	→	1,819人	令和11年度
2	KPI	地域包括支援センターにおける相談件数(延数)	153,705件	令和元年度	→	170,000件	令和11年度
2	KPI	福祉まるごと相談窓口における相談件数(延数)	3,131件	令和元年度	→	4,000件	令和11年度
2	KPI	要介護・要支援申請時の年齢	79.7歳	令和元年度	→	80.7歳	令和11年度
2	KPI	コミュニティバス等の導入済地区数	1地区	令和2年度	→	3地区	令和11年度
2	KPI	電車やバスなどで市内を移動するための交通の満足度	56.7%	平成28年度	→	60%	令和11年度
2	KPI	特別養護老人ホーム、グループホーム、地域密着型サービス事業所の定員数	3,278人	令和元年度	→	3,992人	令和11年度
2	KPI	介護人材育成事業参加者数	36人	令和元年度	→	86人	令和11年度
2	KPI	障害者の就労に関する相談・支援件数	5,075件	令和元年度	→	8,500件	令和11年度
2	KPI	障害者の相談件数	24,571件	令和元年度	→	27,000件	令和11年度
2	KPI	自立相談支援センターにおける新規相談受付件数	725件	令和元年度	→	976件	令和11年度
2	KPI	市民センター利用者の満足度	83.5点	令和2年度	→	85.0点	令和11年度
2	KPI	エレベーター設置完了した市民センターの割合	80.0%	令和2年度	→	95.0%	令和11年度
2	KPI	町会・自治会等拠点普及率	68.8%	令和2年度	→	71.7%	令和11年度

基本目標	数値目標/KPI	指標名	現状値（計画発足時の最新値）				
2	KPI	まつどDEつながるステーション設置箇所	0箇所	令和2年度	→	15地区に1箇所ずつ	令和11年度
2	KPI	北山会館（斎場含む）利用者の満足度	未実施	令和元年度	→	70%	令和11年度
2	KPI	医療体制に関連するホームページアクセス件数	674,641件	令和元年度	→	1,000,000件	令和11年度
2	KPI	在宅医療・介護連携支援センターの支援に基づいて在宅医療を支援する医療機関数	43件	令和2年度	→	55件	令和11年度
2	KPI	医業収支比率	86.9%	令和元年度	→	91.1%	令和11年度
2	KPI	経常収支比率	91.0%	令和元年度	→	94.6%	令和11年度
2	KPI	松戸市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しの実施	0（未実施）	令和2年度	→	1（実施）	令和11年度
2	KPI	麻しんの接種率(1期と2期の平均接種率)	93.7%	令和元年度	→	95%	令和11年度
3	数値目標	昼夜間人口比率	82.0%	平成27年	→	83.0%	令和11年
3	数値目標	0～14歳及び25～44歳の「転入者数-転出者数」（再掲）	▲91人	令和2年	→	1,000人	令和11年
3	数値目標	「あなたにとって、松戸市は住みやすいですか」の問に対して住みやすいと回答した市民の割合	77.5%	令和元年度	→	90.0%	令和11年度
3	数値目標	緑地・河川などの自然環境に満足している人の割合	21.1%	平成28年度	→	25%	令和11年度
3	数値目標	坂川水系のBOD（75%）値 ※BOD…生物化学的酸素要求量	2.7mg/L	令和元年度	→	5.0mg/L以下（現状維持）	令和11年度
3	数値目標	新坂川水系のBOD（75%）値	2.9mg/L	令和元年度	→	5.0mg/L以下（現状維持）	令和11年度
3	数値目標	国分川水系のBOD（75%）値	8.2mg/L	令和元年度	→	10.0mg/L以下（現状維持）	令和11年度
3	KPI	新松戸駅東側地区土地区画整理事業の整備率	0.03%	令和元年度	→	100%	令和11年度
3	KPI	松戸駅の1日平均乗車客数	100,062人	令和元年度	→	10万人程度（現状維持）	令和11年度
3	KPI	計画期間中の市街地整備関連事業の完了件数	0件	令和元年度	→	3件	令和11年度
3	KPI	景観協定や地区計画等まちづくりのためのルールづくりに着手した地区数	11地区	令和元年度	→	13地区	令和11年度

基本目標	数値目標/KPI	指標名	現状値（計画発足時の最新値）				
3	KPI	三世代同居等住宅支援制度の利用件数（再掲）	198件	令和元年度	→	170件	令和11年度
3	KPI	管理不全空き家の解消件数	144件	令和元年度	→	150件	令和11年度
3	KPI	橋りょう点検・補修業務の進捗率	79%	令和元年度	→	100%	令和11年度
3	KPI	放置禁止区域内の機械式自転車駐車場設置箇所数	3箇所	令和2年度	→	8箇所	令和11年度
3	KPI	自転車走行空間整備率	5.8%	令和元年度	→	15.1%	令和11年度
3	KPI	無電柱化整備率	1%	令和元年度	→	1.25%	令和11年度
3	KPI	道路のバリアフリー地区別整備率（着手を含む）	17.6%	令和元年度	→	23.5%	令和11年度
3	KPI	用地取得率 - 3･3･7号線（河原塚）	25%	令和2年度	→	100%	令和11年度
3	KPI	用地取得率 - 3･3･6号線（和名ケ谷）	0%	令和2年度	→	100%	令和11年度
3	KPI	コミュニティバス等の導入済地区数（再掲）	1地区	令和2年度	→	3地区	令和11年度
3	KPI	電車やバスなどで市内を移動するための交通の満足度（再掲）	56.7%	平成28年度	→	60%	令和11年度
3	KPI	21世紀の森と広場の来園者数	606,335人	令和元年度	→	900,000人	令和11年度
3	KPI	地域公園の再整備完了数	3公園	令和元年度	→	14公園	令和11年度
3	KPI	みどりの利活用をサポートする新規参画団体数	0団体	令和2年度	→	8団体	令和11年度
3	KPI	桜並木の健全率	75%	令和元年度	→	95%	令和11年度
3	KPI	市が管理する河川の排水施設整備率	58.9%	令和元年度	→	61.0%	令和11年度
3	KPI	坂川河川網の恒久的な水循環の運用	0	令和元年度	→	1（市民から理解を得られる水の流れの創出）	令和11年度
3	KPI	下水道管路施設の調査延長	656km	令和2年度	→	1,100km	令和11年度
3	KPI	下水道普及率	86.5%	令和元年度	→	91.4%	令和11年度
3	KPI	水道基幹管路（市営水道）の耐震化率	17.6%	令和元年度	→	30.2%	令和11年度
4	数値目標	新規求人倍率（松戸市内）	1.65倍	平成30年度	→	1.0倍	令和11年度
4	数値目標	就業者数	22万3千人	平成27年	→	23万2千人	令和11年
4	数値目標	商業の年間商品販売額	7,404億円	平成28年	→	8,000億円	令和11年
4	数値目標	製造品出荷額	3,046億円	平成29年	→	3,523億円	令和11年
4	数値目標	まちの賑わいや買い物の便の満足度	28.0%	平成28年度	→	35.0%	令和11年度
4	数値目標	付加価値額	366,260百万円	平成28年	→	370,000百万円	令和11年

基本目標	数値目標/KPI	指標名	現状値（計画発足時の最新値）			目標値	
4	数値目標	松戸市の支援を受けて市内で創業した創業者数	55人	令和元年	→	65人	令和11年
4	数値目標	障害者法定雇用率の達成企業割合	46.9%	令和元年	→	50.0%	令和11年
4	KPI	中小企業経営相談の件数	266件	令和元年	→	400件	令和11年
4	KPI	展示会等出展支援事業補助金の交付件数	26件	令和元年	→	31件	令和11年
4	KPI	中小企業振興資金利子補給金の交付件数	2,011件	令和元年	→	2,000件	令和11年
4	KPI	空きテナントへの商業事業者誘致件数	新規8件	令和元年	→	新規5件（1年度）	令和11年
4	KPI	商店会共同事業の事業数	52事業	令和元年	→	60事業	令和11年
4	KPI	新規会社設立登録免許税補助金の交付件数	18件	令和2年度	→	22件	令和11年度
4	KPI	創業相談件数	128件	令和元年	→	148件	令和11年
4	KPI	企業誘致件数	0件	令和元年	→	8件	令和11年
4	KPI	市内でコンテンツ産業に本業または副業で携わっている人の割合	6.0%	令和元年度	→	6.8%	令和11年度
4	KPI	将来の公設市場のあり方策定及び実現に向けた進捗	－	－	→	地域経済発展を促すための食品流通拠点の確立	令和11年度
4	KPI	松戸ブランド農産物を取り扱う市内販売店数	17店舗	令和元年度	→	30店舗	令和11年度
4	KPI	オーナー農園利用区画数	896区画	令和2年	→	900区画	令和11年
4	KPI	体験型オーナー農園利用区画数	48区画	令和2年	→	50区画	令和11年
4	KPI	若者就労支援業務での就職者数	170名	令和元年	→	250名	令和11年
4	KPI	女性就労・両立支援相談の相談者及び講座等の参加者のうち就労決定者数	82人	令和元年度	→	92人	令和11年度
4	KPI	シルバー人材センター就業実人数（再掲）	1,751人	令和元年度	→	2,088人	令和11年度
4	KPI	障害者職場実習奨励金申請企業数	98社	令和元年	→	118社	令和11年
4	KPI	福祉施設から一般就労への移行者数	108人	令和元年度	→	150人	令和11年度
4	KPI	仕事と家庭生活両立のための配慮がある企業の割合	53.2%	平成28年	→	63.2%	令和11年
4	KPI	まつど合同企業説明会に参加した企業への就職内定者数	24名	平成28年度	→	36名	令和11年

基本目標	数値目標/KPI	指標名	現状値（計画発足時の最新値）				
5	数値目標	災害に対して自ら対策を講じている人の割合	80.4%	平成28年度	→	84.4%	令和11年度
5	数値目標	刑法犯認知件数（対1千人）	6.9件	令和元年	→	5.1件	令和11年
5	数値目標	「防犯・消費者保護」の取組へ満足している市民の割合	27.1%	令和元年度	→	27.1%	令和11年度
5	数値目標	「災害・火災」の取組へ満足している市民の割合	32.4%	平成28年度	→	40.0%	令和11年度
5	数値目標	消費者トラブルに巻き込まれた人の割合	7.9%	平成28年度	→	7.0%	令和11年度
5	数値目標	交通事故死傷者数（対１千人）	2.9人	令和元年	→	2.6人	令和11年
5	KPI	町会・自治会等のうち地域防災リーダーを設置している率	87.0%	令和元年度	→	87.0%	令和11年度
5	KPI	災害時における即時性を持った情報伝達手段数	12件	令和元年度	→	16件	令和11年度
5	KPI	民間木造住宅等への耐震診断・改修助成件数	耐震診断 60件 耐震改修 30件	令和元年度	→	耐震診断 120件 耐震改修 60件	令和11年度
5	KPI	避難行動要支援者名簿の貸出団体数（再掲）	103団体	令和元年度	→	103団体	令和11年度
5	KPI	市役所再編整備の進捗	基本構想（素案）の作成	令和元年度	→	1（整備完了）	令和11年度
5	KPI	住宅用火災警報器の設置率	80.8%	令和元年度	→	90.0%	令和11年度
5	KPI	国等が推進する指令の共同運用及び新たな緊急通報サービス等の整備率	未実施	令和元年度	→	100%	令和11年度
5	KPI	消防水利の基準及び松戸市消防局消防水利要綱における水利整備計画に基づく防火水槽整備率	94.9%	令和2年度	→	96.5%	令和11年度
5	KPI	消防団員の充足率	87.3%	令和元年度	→	87.3%	令和11年度
5	KPI	軽症者のうち救急搬送の必要性が低かった事案の割合	11.4%	令和2年	→	10.0%	令和11年
5	KPI	1隊4名の救急隊員のうち救急救命士3名を配置する充足率	77.8%	令和2年度	→	100.0%	令和11年度
5	KPI	電話de詐欺撃退機器設置台数	176台	令和元年度	→	3,822台	令和11年度
5	KPI	自転車交通事故発生件数	395件	令和元年	→	359件	令和11年
5	KPI	講演会や講座等の参加者数	891人	令和元年度	→	1,000人	令和11年度
5	KPI	消費生活相談を解決支援した割合	94.1%	令和元年度	→	94.4%	令和11年度

基本目標	数値目標/KPI	指標名	現状値（計画発足時の最新値）				
6	数値目標	住民同士の交流意向(大いに持ちたい･どちらかといえば持ちたいと回答した人の割合)(再掲)	57.8%	令和元年度	→	60.0%	令和11年度
6	数値目標	身の周りで人権が守られていると思っている人の割合	51.7%	平成28年度	→	55.0%	令和11年度
6	数値目標	審議会などの女性委員の登用率(委員の女性割合)	27.8%	令和元年度	→	40.0%	令和11年度
6	数値目標	住み続けたいと思う人の割合	68.3%	平成28年度	→	72.3%	令和11年度
6	数値目標	CO2排出量の削減率	―	平成25年度	→	35%	令和8年度
6	KPI	市民センター利用者の満足度(再掲)	83.5点	令和2年度	→	85.0点	令和11年度
6	KPI	エレベーター設置完了した市民センターの割合(再掲)	80.0%	令和2年度	→	95.0%	令和11年度
6	KPI	町会･自治会等拠点普及率(再掲)	68.8%	令和2年度	→	71.7%	令和11年度
6	KPI	まつどDEつながるステーション設置箇所(再掲)	0箇所	令和2年度	→	15地区に1箇所ずつ	令和11年度
6	KPI	産業界､学術機関及び市の連携事業数	130事業(学官連携事業のもの)	令和元年度	→	148事業	令和11年度
6	KPI	まつど地域活躍塾の修了者の人数	78人	令和元年度	→	298人	令和11年度
6	KPI	市民活動助成制度の実施件数	13件	令和元年度	→	15件	令和11年度
6	KPI	人権講演会参加者における「人権問題についての関心や理解が深まった」人の割合	96.5%	令和元年度	→	97%	令和11年度
6	KPI	各課に配置した人権施策推進員による課内研修の実施率	97.4%	令和元年度	→	98%	令和11年度
6	KPI	平和事業参加者数	1,212人	令和元年度	→	1,300人	令和11年度
6	KPI	女性就労･両立支援相談の相談者及び講座等の参加者のうち就労決定者数(再掲)	82人	令和元年度	→	92人	令和11年度
6	KPI	小学生以下の子を持つ男性のうち育児時間が1時間未満の人の割合	66.7%	平成28年度	→	45.0%	令和11年度
6	KPI	市外からの松戸市の認知度	59.3%	令和元年度	→	63.3%	令和11年度
6	KPI	ふるさと納税の寄附件数(市内外在住個人寄附者)	1,688件	令和元年度	→	6,600件	令和11年度
6	KPI	ホストタウン交流の実施状況	7回	令和元年度	→	2回	令和11年度

基本目標	数値目標/KPI	指標名	現状値（計画発足時の最新値）				
6	KPI	行政手続オンライン化のための情報基盤の整備率	0%	令和元年度	→	100%	令和11年度
6	KPI	総合案内AIチャットボットの利用による問題解決率	0%	令和元年度	→	60%	令和11年度
6	KPI	標準化に準拠したシステムを利用する事務の割合	0%	令和元年度	→	100%（17事務）	令和7年度
6	KPI	接遇対応力研修・実務研修の理解度	83%	令和元年度	→	85%	令和11年度
6	KPI	いきいきと働ける職員の比率	63.3%	令和元年度	→	70%	令和11年度
6	KPI	財政力指数（全国順位）	上位水準（2割以内）	令和元年度	→	上位水準（2割以内）を維持	令和11年度
6	KPI	健全化判断比率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにおいても早期健全化基準を下回っている	令和元年度	→	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにおいても早期健全化基準を下回っている	令和11年度
6	KPI	新規有償貸付件数及び売却件数	新規有償貸付件数　0件 売却　1件	令和元年度	→	新規有償貸付件数　1件 売却　1件	令和11年度
6	KPI	地球環境に興味や関心を持っている市民の割合	23.4%	平成28年度	→	35.0%	令和11年度
6	KPI	総ごみ量	144,322t	令和元年度	→	140,000t	令和11年度
6	KPI	クリンクルサポーターの人数	879人	令和元年度	→	8,500人	令和11年度
6	KPI	ペットの正しい飼い方の啓発をした人数	502人	令和2年度	→	800人	令和11年度

第２節　すぐやる課

１．設置理由

本市は、昭和30年代の半ばまでは農業主体のまちとしてゆるやかな人口の増加傾向をたどってきました。その後急激に膨張する首都東京の住宅需要の受け皿として、新しい市民が全国各地から移り住み、激しい人口移動と増加を繰り返してきました。

これに伴い市政に対する市民の声が多様化し、行政の歪みも表面化する中で、道路や側溝等の補修及び清掃、その他環境衛生の問題等市民生活に直接影響のある要望が多くなりました。また、市の行政機構の増大に伴い業務内容も複雑多岐にわたり、事務が細分化される中で機構間に生ずる諸問題等の改善が必要となってきました。このため、市政を円滑に推進していくためには、市政に対する市民の理解と協力を得る体制が必要となり、昭和44年10月６日「すぐやる課」が設置されました。

また、市政に関する要望等に緊急処理を行って来た当課は、令和６年10月６日で発足55周年を迎えました。令和６年度に緊急処理した件数は4,722件となり、発足当初からの累計処理件数は、18万２千件を超えております。

今後も「すぐやる精神」に基いて身近な問題の早期解決を図り、市民の安全で快適な生活環境の実現に向け、取り組んでまいります。

２．すぐやる課事務概要（松戸市役所事務分掌規則抜粋）

市政についての要望等の緊急処理及び連絡に関すること。

３．職員構成（令和７年度）

課長 ── 課長補佐 ── 主幹 ── 主査 ── 主任主事 ── 主事補

計６名

４．予算措置（令和７年度）

予算総額　　23,115,000円

５．委託業務

市民からの要望の中で、技術的知識を必要とする工事を伴う作業及び側溝清掃後の残土処理等については、当課が指示する業務を委託業者に処理させております。

6．年度別種類別受理及び処理件数

⑴　年度別要望受理件数及び処理状況内訳

年度	受理件数	当課処理件数	他課通報処理件数	受理件数			
				土木関係	清掃関係	動物	その他
S44	1,323	992	331	1,027	127		169
45	2,699	2,239	460	2,314	259		126
46	2,658	2,375	283	2,272	273		113
47	3,252	3,096	156	2,868	296		88
48	3,622	3,588	34	3,230	298		94
49	4,020	4,006	14	3,580	340		100
50	3,682	3,663	19	3,291	304		87
51	3,723	3,713	10	3,340	300		83
52	3,725	3,705	20	3,237	417		71
53	3,213	3,202	11	2,764	391		58
54	2,904	2,896	8	2,461	360		83
55	2,739	2,729	10	2,363	320		56
56	2,698	2,694	4	2,380	272		46
57	2,836	2,822	14	2,431	350		55
58	2,898	2,896	2	2,454	388		56
59	2,959	2,958	1	2,393	472		94
60	2,980	2,980	0	2,337	483		160
61	3,194	3,193	1	2,465	586		143
62	2,935	2,928	7	2,150	612		173
63	2,819	2,802	17	1,960	689		170
H元	3,042	3,016	26	2,008	742		292
2	3,085	3,033	52	1,957	961		167
3	3,216	3,164	52	2,191	915		110
4	2,563	2,513	50	1,854	600		109
5	2,885	2,885		1,943	332	439	171
6	2,719	2,719		1,539	295	668	217
7	2,635	2,635		1,393	352	506	384
8	2,841	2,841		1,432	368	513	528
9	2,980	2,980		1,321	397	672	590
10	3,677	3,677		1,662	449	997	569
11	3,565	3,565		1,441	377	1,328	419
12	3,975	3,975		1,804	522	1,213	436
13	4,145	4,145		1,844	487	1,405	409
14	3,848	3,848		1,514	521	1,316	497
15	4,309	4,309		1,572	612	1,699	426
16	3,574	3,574		901	553	1,792	328
17	3,089	3,089		711	480	1,520	378
18	3,723	3,723		877	483	1,896	467
19	3,698	3,698	—	846	483	1,926	443
20	3,676	3,676	—	707	416	2,094	459
21	3,296	3,296	—	621	419	1,886	370
22	3,161	3,161	—	626	385	1,854	296
23	2,645	2,645	—	678	270	1,491	206
24	3,735	3,735	—	917	293	2,258	267
25	2,810	2,810	—	1,016	237	1,369	188
26	2,694	2,694	—	844	245	1,490	115
27	3,051	3,051	—	724	252	1,850	225
28	2,848	2,848	—	713	262	1,783	90
29	2,695	2,695	—	677	214	1,749	55
30	2,746	2,746	—	674	240	1,677	155
R元	3,095	3,095	—	695	239	1,883	278
2	3,555	3,555	—	786	223	2,194	352
3	4,264	4,264	—	1,154	373	2,297	440
4	5,070	5,070	—	1,176	531	2,916	447
5	4,269	4,269	—	1,255	381	2,190	443
6	4,722	4,722	—	1,728	301	2,387	306
計	182,780	181,198	1,582	95,118	22,747	51,258	13,657

※平成５年度より他課通報処理はその他の項目に含み、土木・清掃・その他の種別以外にスズメ蜂等駆除などを含む「動物」という項目を加えて分けた。

⑵ 種類別要望受理件数及び処理状況（令和６年度）

要望等の種類		受理（処理）件数	割　合
土木関係	側溝補修等	件 38	
	暗渠ヒューム管補修等	0	
	側溝等の蓋補修	576	
	集水桝補修等	12	
	道路補修等	600	
	側溝清掃等	153	
	残土処理	85	
	その他土木関係	264	
	小計	1,728	36.6％
清掃関係	道路清掃	40	
	放置物処理	68	
	動物の死体等処理	193	
	小計	301	6.4％
動物	スズメ蜂等駆除	2,366	
	その他動物等処理	21	
	小計	2,387	50.5％
その他	市民からの各種要望等	59	
	他課通報処理	247	
	小計	306	6.5％
合計		4,722	100％

第 3 節　広　　報

1．広報活動

〔広報広聴課〕

⑴ 刊行物

・広報まつど

毎月１・15日発行
新聞折り込みにより配布。新聞未購読の希望者には宅配（一般社団法人松戸新聞販売協議会に業務委託）している。また、市内各駅・近隣市３駅の広報ボックスや、市役所・各支所・市民センター等の公共施設、郵便局・大型スーパー・市内一部コンビニエンスストア等に備えている。データでの閲覧は、ホームページをはじめ、スマートフォン・タブレット用アプリ「マチイロ」「カタログポケット」を利用した配信、インターネット配信サービス「マイ広報紙」、広報まつどを音声化した松戸朗読奉仕会による「声の広報まつど」がある。
タブロイド版８ページ（一部カラー刷り）＝年12回、および12ページ（一部カラー刷り）＝年12回で発行。
１回当たりの発行部数は、約150,000部。

・市民便利帳（生活カタログ）

令和４年12月発行（令和５年１～２月に全世帯配布）。

・まつどニュース

隔週１回（緊急で周知すべき事案が発生した場合は適宜）発行。市役所・各支所・市民センター等の公共施設に掲示しているほか、ホームページでダウンロード可能。また、掲示・配布の協力を呼びかけている。

⑵ ホームページ

随時更新、平成25年12月にリニューアル、令和2年1月にデザインを大幅に刷新。パソコンやスマートフォン、タブレット端末での見やすさ・使いやすさを向上。年間の閲覧数約2,600万ページ。よくある質問FAQの運用・更新。

⑶ 電子モニター

市役所・各支所に液晶モニター11台を設置し、モニターに市政情報や観光案内などを文字や画像・音声で提供するとともに、市政情報の合間に企業広告（動画広告）を放映し、それを広告費として市の財源にしている。

⑷ ソーシャルメディア

・X（旧ツイッター）
平成23年３月15日から松戸市公式アカウント「@matsudo_city」で市政や市に関する情報を発信している。
・フェイスブック
平成23年５月から松戸市公式アカウント「@matsudocity」で市政や市に関する情報を発信している。
その他、各担当課においても、X、フェイスブック、インスタグラム、LINEで、市政情報やイベント情報等を提供している。

〔広報広聴課シティプロモーション担当室〕

⑸ シティプロモーション

「やさシティ、まつど。」＝やさしい街・松戸市の魅力や暮らしやすさを、市内外へと発信するプロモーション活動を推進。
・市が取り組む各種事業のプロモーション活動
各種広告媒体を活用したPR、テレビ・ラジオをはじめとする各種メディアやインターネットプレスリリースを活用した情報発信及び各課PR活動等の支援。
・市民参加型「まつどやさしい暮らしラボ」の推進
市民目線で魅力を発信する「情報共創型」のプロモーション活動を推進。公式ホームページ・公式フェイスブックで暮らしに身近な情報を発信。

２．広　聴

〔広報広聴課広聴担当室〕

広聴の目的は、市民からの要望、意見等を十分把握し、それを市の行政に反映させることによって、市民の信頼と親近感を高めるとともに市政への参加を推進することです。

本市では、この目的を達成するため、いただいた要望意見等に対して「陳情等に関する事務処理要綱」や「市長メール等取扱いマニュアル」に基づき、関係各課の協力を得ながら円滑、迅速に対応処理するよう努めているところです。

令和６年度中に寄せられた市民の声は、下記のとおりです。

陳　　情	42件（項目数	328件）
投　　書	119件（項目数	186件）
市政相談	211件（項目数	244件）
市長ファックス	20件（項目数	64件）
市長メール	681件（項目数	928件）
合　　計	1,073件（項目数	1,750件）

※１件の要望等に複数の項目が含まれる場合があります。

この項目内容を区分しますと、

１．要望等	1,349件	（ 77.1%）
２．意　見	345件	（ 19.7%）
３．その他	56件	（ 3.2%）
合　計	1,750件	（100.0%）となっています。

※比率については小数点以下第２位を四捨五入して算出しました。

このため、個々の数値の計と合計欄に記載した数値が合致しない場合があります。

３．松戸市公益通報処理ガイドライン

〔広報広聴課広聴担当室〕

国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、事業者内部の関係者等からの通報を契機として、相次いで明らかになりました。

このような状況を踏まえ、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のための通報を行ったことを理由として、労働者等が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう公益通報に関する保護制度が整備されました。

外部の労働者等からの公益通報は、広報広聴課広聴担当室が窓口となっています。

４．市民相談

〔広報広聴課広聴担当室〕

広報広聴課広聴担当室では、市民の日常生活での悩みごとや困りごとの相談を受けています。

その内容は、複雑多様化した世相を反映して、家庭問題、権利関係などの法律問題や、相隣関係等の地域生活上の問題など、多岐にわたっています。

このような相談に対し、広報広聴課広聴担当室では、職員、弁護士や税理士などの専門家により市民が明るく安定した生活を営めるよう取り組んでいます。

★は、12：00 ～ 13：00を除く

<table>
<tr><th colspan="2">相談名</th><th>相談日</th><th>時　間</th><th>相談員</th><th>内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">市政相談</td><td>平日</td><td>8：30～17：00★</td><td>市職員</td><td>市への要望、意見等</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般民事相談</td><td>平日</td><td>8：30～17：00★</td><td>専門相談員
担当職員</td><td>民事的な相談</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">法律相談
（予約制）</td><td>第１～４
月・火・木曜日</td><td>13：00～17：00</td><td rowspan="2">弁護士</td><td rowspan="2">特に法律的な解釈を
必要とする相談</td></tr>
<tr><td>第１月曜日のみ</td><td>9：00～12：00</td></tr>
<tr><td colspan="2">交通事故相談</td><td>月・火・木曜日</td><td>9：00～17：00★</td><td>専門相談員</td><td>示談、損害賠償、慰謝料、
責任保険等の相談</td></tr>
<tr><td colspan="2">不動産相談
（予約制）</td><td>水曜日</td><td>13：00～17：00</td><td>宅地建物取引士</td><td>不動産売買、借地、
借家等に関する相談</td></tr>
<tr><td colspan="2">税務相談
（予約制）</td><td>第２金曜日</td><td>10：00～17：00★</td><td>税理士</td><td>税金に関する相談</td></tr>
<tr><td colspan="2">登記相談
（予約制）</td><td>第３金曜日</td><td>13：00～16：30</td><td>司法書士
土地家屋調査士</td><td>登記に関する相談</td></tr>
<tr><td colspan="2">行政相談</td><td>第２・４月曜日</td><td>9：30～12：00</td><td>行政相談委員</td><td>国、特殊法人等の事業に
対する要望、意見等</td></tr>
<tr><td colspan="2">行政書士相談
（予約制）</td><td>第２木曜日</td><td>9：00～12：00</td><td>行政書士</td><td>遺言、相続、成年後見等の
申請手続きに関する相談</td></tr>
<tr><td rowspan="6">外国人相談</td><td rowspan="2">英語</td><td>月・火・水曜日</td><td>13：00～16：00</td><td rowspan="6">相談員
・英語
・中国語
・フィリピノ語</td><td rowspan="6">外国人のための日常生活における問題等についての相談
※モバイル通訳は、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、フィリピノ語、ネパール語、インドネシア語等に対応</td></tr>
<tr><td>木・金曜日</td><td>10：00～13：00</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中国語</td><td>月・火・水曜日</td><td>10：00～13：00</td></tr>
<tr><td>木・金曜日</td><td>13：00～16：00</td></tr>
<tr><td rowspan="2">フィリピノ語</td><td>火曜日</td><td>13：00～16：00</td></tr>
<tr><td>金曜日</td><td>10：00～13：00</td></tr>
</table>

※受付時間は、午前・午後とも相談終了時間の概ね30分前です。

○庁内での相談（他の部課担当）　　★は、12：00 ～ 13：00を除く

相　談　名	相　談　日	時　　間	相　談　員	会　　場・問い合わせ先
建築士相談 （予約優先）	第２水曜日	9：00～12：00	建築士	本館２階相談コーナー 事務局　362-8401
住宅リフォーム 相談	第３水曜日	10：00～16：00	リフォーム相談員	本館２階相談コーナー 住宅政策課　366-7366
マンション管理 （予約優先）	第１水曜日	9：00～12：00	マンション管理士	住宅政策課　366-7366
人権相談 （予約制）	第１月曜日	10：00～15：00★	人権擁護委員	行政経営課　366-7311
子どもSOS相談	平日	9：00～16：00	心理士 社会福祉士	こども家庭センター いじめ相談担当室 369-7658
いじめ電話相談	平日 電話相談のみ	8：30～19：00	相談員	教育委員会　児童生徒課 703-0602
女性相談・ＤＶ相談	平日	9：00～17：00	女性相談支援員	中央保健福祉センター　こども家庭センター 366-3955
家庭児童相談			家庭児童相談員	中央保健福祉センター　こども家庭センター 366-3941
ヤングケアラーに 関する相談			ヤングケアラー コーディネーター	中央保健福祉センター　こども家庭センター 701-8600
ひとり親の 就労相談 （予約優先）	平日	9：00～17：00★	母子・父子自立支援 プログラム策定員 兼就労相談員	こども未来応援課 366-7347
ひとり親家庭相談 （予約優先）			母子・父子 自立支援員	
福祉まるごと相談	平日	9：00～16：30	相談員	市役所本館1階 福祉まるごと相談窓口 366-1100
こどもの発達の 相談	平日	8：30～17：00	ケースワーカー	ふれあい２２ こども発達センター 383-8111
母子の健康に 関する相談	平日	8：30～17：00	保健師	中央保健福祉センター 366-7489
				小金健康福祉センター 346-5601
				常盤平健康福祉センター 384-1333

<table>
<tr><th colspan="2">相　談　名</th><th>相　談　日</th><th>時　　間</th><th>相　談　員</th><th colspan="2">会　　場・問い合わせ先</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="8">子育てに関する
相談</td><td rowspan="8">平日</td><td rowspan="8">8：30～17：00

※ドリーム子育て
支援センター
8：30～22：00</td><td rowspan="8">子育て
コーディネーター
（保育士）</td><td colspan="2">ＣＭＳ子育て支援センター
たかさごスクール六高台
394-5590</td></tr>
<tr><td colspan="2">チェリッシュ・サポート・システム
野菊野こども園内
308-5880</td></tr>
<tr><td colspan="2">子すずめ子育て支援センター
子すずめ保育所園内
387-0124</td></tr>
<tr><td colspan="2">あおば子育て支援センター
東松戸保育園内
387-5456</td></tr>
<tr><td colspan="2">ドリーム子育て支援センター
さわらびこども園内・
さわらびドリームこども園内
070-3935-1230</td></tr>
<tr><td colspan="2">はなみずき子育て支援センター
はなみずきこども園内
710-8070</td></tr>
<tr><td colspan="2">グレース子育て支援センター
大金平グレース保育園内
382-6182</td></tr>
<tr><td colspan="2">風の丘子育て支援センター
認定こども園　風の丘内
375-8447</td></tr>
<tr><td colspan="2">成人の健康に
関する相談</td><td>平日</td><td>8：30～17：00</td><td>保健師</td><td colspan="2">健康推進課　　366-7481</td></tr>
<tr><td colspan="2">生きづらさ・
こころの悩み相談</td><td>平日
電話相談のみ</td><td>8：30～17：00</td><td>精神保健福祉士
保健師</td><td colspan="2">健康推進課　　703-9293</td></tr>
<tr><td rowspan="4">福祉
なんでも
相談</td><td rowspan="3">来訪</td><td>毎週水・
第１・４金曜日</td><td rowspan="4">10：00～15：00</td><td rowspan="4">福祉相談員</td><td>社会福祉協議会</td><td rowspan="4">社会福祉
協議会
生活相談課
368-1333</td></tr>
<tr><td>第１火曜日</td><td>六実支所</td></tr>
<tr><td>第１木曜日</td><td>小金原
市民センター</td></tr>
<tr><td>電話</td><td>毎週水・
第１・４金曜日</td><td>電話相談のみ</td></tr>
</table>

★は、12：00 ～ 13：00を除く

相　談　名	相　談　日	時　　間	相　談　員	会　　場・問い合わせ先
高齢者・障がい者のための金銭管理等相談	平日	8：30～17：00	専門員	社会福祉協議会生活相談課 368-0349
生活困窮者相談	平日	9：00～17：00	相談支援員	市役所本館3階 松戸市自立相談支援センター 366-0077
教育支援資金他低所得者向け貸付相談	平日 （事前に電話）	8：30～17：00	相談員	社会福祉協議会生活相談課 368-0912
障がい者・ひきこもり相談	平日	8：30～19：00	専門相談員	総合福祉会館 松戸市中央基幹 相談支援センターＣｏＣｏ TEL308-5028　FAX366-1138
				秋山ビル３階（北小金駅前） 松戸市北小金基幹 相談支援センターおんぷ TEL712-2112　FAX712-2126
				ふれあい２２(予約優先) 松戸市常盤平基幹 相談支援センターふれあい TEL388-6225　FAX388-6222
障がい者虐待防止・障がい者差別相談	平日	8：30～19：00	相談員	障がい者虐待防止・ 障がい者差別相談センター TEL366-8376　FAX366-1138
高齢者・障がい者成年後見制度相談 （予約制）	平日	9：00～16：30	専門職員	松戸市成年後見相談室 （中核機関）　702-3033
介護・権利擁護相談	平日	8：30～17：00	専門職員	市内高齢者いきいき 安心センター 地域包括ケア推進課 366-7343
消費生活相談	平日	8：30～16：00	消費生活相談員	消費生活センター 365-6565
労働相談	月・木曜日 ※第3木曜日・年末年始を除く	17：00～20：00	社会保険労務士	勤労会館　365-9666
創業相談 （予約制）	要相談	10：00～17：00	中小企業診断士 他	松戸スタートアップオフィス 0120-917-854

★は、12：00 ～ 13：00を除く

相　談　名	相　談　日	時　　間	相　談　員	会　　場・問い合わせ先
事業経営相談 （予約制）	平日	9：00～17：00★	中小企業診断士	商工振興課内 松戸ビジネスサポートセンター 710-3530
若者の就労相談 （予約制）	月～土曜日 （祝日を除く）	9：30～17：00	キャリアコンサルタント 臨床心理士他	松戸商工会議所別館2階 まつど地域若者サポートステーション 703-8301
就学相談（予約制）	平日	8：30～17：00	心理相談員	教育委員会　児童生徒課 366-7600
不登校相談（予約制）				
青少年相談	火～土曜日	9：30～17：00	家庭教育相談員	常盤平児童福祉館 384-7867
ゆうまつどこころの相談 （女性対象） （予約制）	第２～４ 月・木曜日	10：00～17：00	専門カウンセラー	ゆうまつど　　303-0505
	第１ 月・木曜日	13：00～20：00		
ゆうまつどこころの相談（男性対象） （予約不要）	第１・３ 金曜日 電話相談のみ	17：30～20：30		
まつど女性就労・両立支援相談 (予約優先)	火・水・木曜日 （祝日・閉館日を除く） ※第２木曜日 起業相談	10：00～15：00	キャリアコンサルタント 他	ゆうまつど 男女共同参画課 （予約・問合せ）364-8783
	第１・３ 金曜日 （祝日を除く）	17：30～20：30		
公害苦情相談	平日	8：30～17：00	市職員	環境保全課　　366-7337
医療・福祉相談	平日	8：30～17：00	医療ソーシャルワーカー	総合医療センター （相談支援センター） 712-2511
松戸市消防救急相談電話	毎日	24時間	消防職員	消防局　情報通信課 363-1119
市民活動に関する相談	平日	9：00～17：00	市職員	市民自治課　　366-7318
	月～土曜日 ※ 第１・３ 水曜日を除く	9：00～21：00	市民活動 コーディネーター	まつど市民活動 サポートセンター 365-5522
	日曜日	9：00～17：00		

相談状況

〔広報広聴課広聴担当室〕

◯相談内容別受理状況（相談種目別）　　令和６年度

相談種目／相談内容	一般民事相談	専門相談									合計	
		法律	不動産	税務	登記	行政	交通事故	外国人	行政書士	小計	件数	構成比
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	%
不動産	73	28	93	0	0	0	0	0	0	121	194	4.5
借地借家	85	66	45	0	0	0	0	0	0	111	196	4.5
相続	796	260	0	0	0	0	0	0	31	291	1,087	25.0
離婚	134	108	0	0	0	0	0	0	1	109	243	5.6
身上	416	78	0	0	0	0	0	0	2	80	496	11.4
損害賠償	30	57	0	0	0	0	0	0	0	57	87	2.0
金銭	173	92	0	0	0	0	0	0	0	92	265	6.1
労働	46	35	0	0	0	0	0	0	0	35	81	1.9
税金	150	3	0	168	0	0	0	0	0	171	321	7.4
訴訟	40	19	0	0	0	0	0	0	0	19	59	1.4
契約	39	26	0	0	0	0	0	0	1	27	66	1.5
相隣	334	55	0	0	0	0	0	0	0	55	389	8.9
登記	181	20	0	0	76	0	0	0	0	96	277	6.4
戸籍	9	5	0	0	0	0	0	0	0	5	14	0.3
建築	37	15	0	0	0	0	0	0	0	15	52	1.2
交通事故	0	0	0	0	0	0	98	0	0	98	98	2.3
外国人	0	0	0	0	0	0	0	156	0	156	156	3.6
ＤＶ・虐待	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0.1
その他	220	15	22	0	0	9	0	0	3	49	269	6.2
合計	2,767	883	160	168	76	9	98	156	38	1,588	4,355	100.0
（前年度）	2,318	917	167	112	74	21	98	154	35	1,578	3,896	

※なお、各表の構成比率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。
　このため、個々の数値の計と合計欄に記載した数値が合致しない場合があります。

受理件数の多い相談内容（順位７まで）

年度＼順位		1	2	3	4	5	6	7
R２	内容	相続	身上	相隣	離婚	金銭	借地借家	税金
	件数	951	545	408	337	262	254	185
	構成比%	21.5	12.3	9.2	7.6	5.9	5.8	4.2
R３	内容	相続	身上	相隣	離婚	金銭	借地借家	税金
	件数	1,010	545	425	269	255	253	249
	構成比%	22.2	12.0	9.4	5.9	5.6	5.6	5.5
R４	内容	相続	身上	相隣	金銭	税金	借地借家	離婚
	件数	1,104	645	442	285	265	263	259
	構成比%	23.2	13.6	9.3	6.0	5.6	5.5	5.4
R５	内容	相続	身上	相隣	税金	金銭	離婚	その他
	件数	917	526	342	270	246	241	216
	構成比%	23.5	13.5	8.8	6.9	6.3	6.2	5.5
R６	内容	相続	身上	相隣	税金	登記	その他	金銭
	件数	1,087	496	389	321	277	269	265
	構成比%	25.0	11.4	8.9	7.4	6.4	6.2	6.1

第　５　章

財　　務

＝内　　容＝

第１節　市庁舎の概要 ……87
１．本　　庁 ……87
２．支　　所 ……87
第２節　予算の概要 ……88
第３節　一般会計 ……89
１．歳　　入 ……89
２．歳　　出 ……90
３．歳入・歳出における人口１人当たりの額…91
⑴　歳　　入 ……91
⑵　歳　　出 ……91
４．性質別歳出の財源充当状況 ……92
５．自主財源と依存財源 ……93
第４節　予算・決算の推移 ……94
１．一般会計 ……94
２．特別会計 ……95
第５節　決算の状況 ……96
１．一般会計決算状況 ……96
２．財政指標等（普通会計決算）……96
３．財政健全化判断比率 ……97
４．資金不足比率 ……97
第６節　行財政改革の推進 ……102
第７節　市　　税 ……103
１．令和７年度税収見込 ……103
２．市税の推移 ……104
３．課税標準額の段階別納税義務者数 … 105
４．税　　率 ……106

第 1 節　　市庁舎の概要

1．本　庁　　〔財産活用課〕

位　　置　　松戸市根本387番地の５

敷地面積　　15,158.87㎡

〔本　館〕構　　造　　鉄筋コンクリート造、基礎は地階部ベタ基礎、他はコンクリートパイル打ち

規　　模　　地上３階、地下１階

延床面積　　3,683.63㎡

工　　期　　着　　工　　昭和33年６月20日

竣　　工　　昭和34年５月６日　増築　昭和38年（3階）

建 設 費　　142,641,540円

〔新　館〕構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造、基礎は地階部ベタ基礎

規　　模　　地上10階、地下１階

延床面積　　11,894.453㎡

工　　期　　着　　工　　昭和43年３月30日

竣　　工　　昭和45年５月31日

建 設 費　　806,667,000円

〔別　館〕構　　造　　鉄筋コンクリート造、基礎は鉄筋コンクリート耐圧盤

規　　模　　地上４階、地下２階

延床面積　　3,759.515㎡

工　　期　　着　　工　　昭和56年11月３日

竣　　工　　昭和58年１月31日

建 設 費　　851,000,000円

2．支　所　　〔市民自治課〕

名　　称	所　在　地	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	
常盤平支所	常盤平３-30	5,160.49	(支所分) 628.18	鉄筋コンクリート11階建の内１階部分（市民センター併設） ※２階以上は都市再生機構
小 金 支 所	小金２番地 ピコティ西館	(支所持分) 100.67	(支所分) 407.48	鉄筋コンクリート11階建の内３階部分（保健福祉センター併設）
小金原支所	小金原 6-6-2	1,780.03	(支所分) 464.34	鉄筋コンクリート２階建の内１階部分(市民センター･老人福祉センター･図書館小金原分館併設)
六 実 支 所	六高台３-71	1,962.00	(支所分) 334.75	鉄筋コンクリート２階建の内１階部分（市民センター併設）
馬 橋 支 所	馬橋179-１ 馬橋ステーションモール	1,493.89	(支所分) 267.07	鉄骨５階建の内４階部分
新松戸支所	新松戸３-27	1,827.33	(支所分) 344.90	鉄筋コンクリート３階建の内１階部分（市民センター併設）
矢 切 支 所	三矢小台 3-10-5	725.62	511.48	鉄筋コンクリート２階建
東松戸支所	東松戸2-14-1 ひがまつテラス	2,875.68	(支所分) 409.02	鉄骨２階建の内２階部分 (図書館東松戸地域館・青少年プラザ併設)

第 2 節　　予 算 の 概 要

〔財政課〕

令和７年度の本市の予算につきましては、一般会計及び特別・企業会計全体で、3,781 億 3,695 万８千円となり、前年度と比較して 138 億 8,458 万８千円（3.8%）の増となりました。

一般会計予算は、1,949 億８千万円で、歳入の主なものとして、根幹をなす市税収入は、個人市民税の納税義務者数の増加や平均給与収入等の増額により 370 億 374 万２千円を見込みました。また、市債については、体育館の空調設備の整備や松戸駅周辺地区・新松戸駅東側地区・北小金駅周辺地区・常盤平地区の整備などにより、53 億 9,450 万円の増額を見込みました。

歳出の主なものは、民生費が、物価高騰対策として、第３子以降の保育料の完全無償化、幼稚園児・保育園児への給食費支援などにより、前年度と比較して 3.6% の増、975 億 3,254 万７千円となり、全体の 50％を占めております。また、性質別経費内訳では、普通建設事業費が全小中学校含む全避難所体育館の空調設備の整備、第二中の校庭に夜間照明の設置、校舎の長寿命化や増築工事等により、前年度と比較して 28.1％の増、626 億 5,327 万５千円となりました。

厳しい財政状況下での予算編成となりましたが、行財政改革を推進し、限りある財源の効率・効果的な配分に努め、今後も安定した市民サービスの提供ができるよう健全な財政運営を基本として行いました。

特別会計予算は、1,304 億 4,217 万８千円で、前年度と比較して８億 978 万８千円（0.6%）の増となっており、国民健康保険特別会計は、被保険者数の減少による保険給付費の減などにより、10 億 3,626 万１千円の減、松戸競輪特別会計は、特別競輪の開催がないため、２億 9,883 万６千円の減、公設地方卸売市場事業特別会計は、64 万４千円の増、駐車場事業特別会計は、1,800 万円の増、介護保険特別会計は、保険給付費の増額などにより、18 億 7,038 万９千円の増、後期高齢者医療特別会計は、被保険者数の増加などによる後期高齢者医療広域連合への納付金の増額のため、3 億 671 万４千円の増、新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計は、仮換地指定による移転に伴い、3,055 万８千円の減、相模台地区土地区画整理事業特別会計は、事業の進捗に合わせ、2,030 万４千円の減となりました。

企業会計予算は、527 億 1,478 万円で、前年度と比較して 20 億 4,480 万円（4.0%）の増となっており、水道事業会計は、配水管布設替等工事に係る工事費の増額などにより、6,123 万２千円の増、病院事業会計は、市立総合医療センターにおける別棟建設などにより、22 億 5,440 万７千円の増、下水道事業会計は、下水道施設整備費の減額などにより、２億 7,083 万９千円の減となりました。

（単位：千円）

会計		令和６年度 当初予算額	令和７年度 当初予算額	前年度比 伸長率（%）	一般会計から 繰入（繰出）
一般会計		183,950,000	194,980,000	6.0	
特別会計	国民健康保険	42,941,842	41,905,581	▲ 2.4	3,115,995
	松戸競輪	34,664,787	34,365,951	▲ 0.9	(800,000)
	公設地方卸売市場事業	101,701	102,345	0.6	50,618
	駐車場事業	156,002	174,002	11.5	(18,000)
	介護保険	42,146,533	44,016,922	4.4	7,003,016
	後期高齢者医療	7,863,296	8,170,010	3.9	1,313,887
	新松戸駅東側地区土地区画整理事業	1,656,419	1,625,861	▲ 1.8	433,389
	相模台地区土地区画整理事業	101,810	81,506	▲ 19.9	80,504
	計	129,632,390	130,442,178	0.6	11,997,409 (818,000)
企業会計	水道事業	2,417,027	2,478,259	2.5	14,081
	病院事業	29,297,709	31,552,116	7.7	2,500,000
	下水道事業	18,955,244	18,684,405	▲ 1.4	2,850,000
	計	50,669,980	52,714,780	4.0	5,364,081
合計		364,252,370	378,136,958	3.8	17,361,490 (818,000)

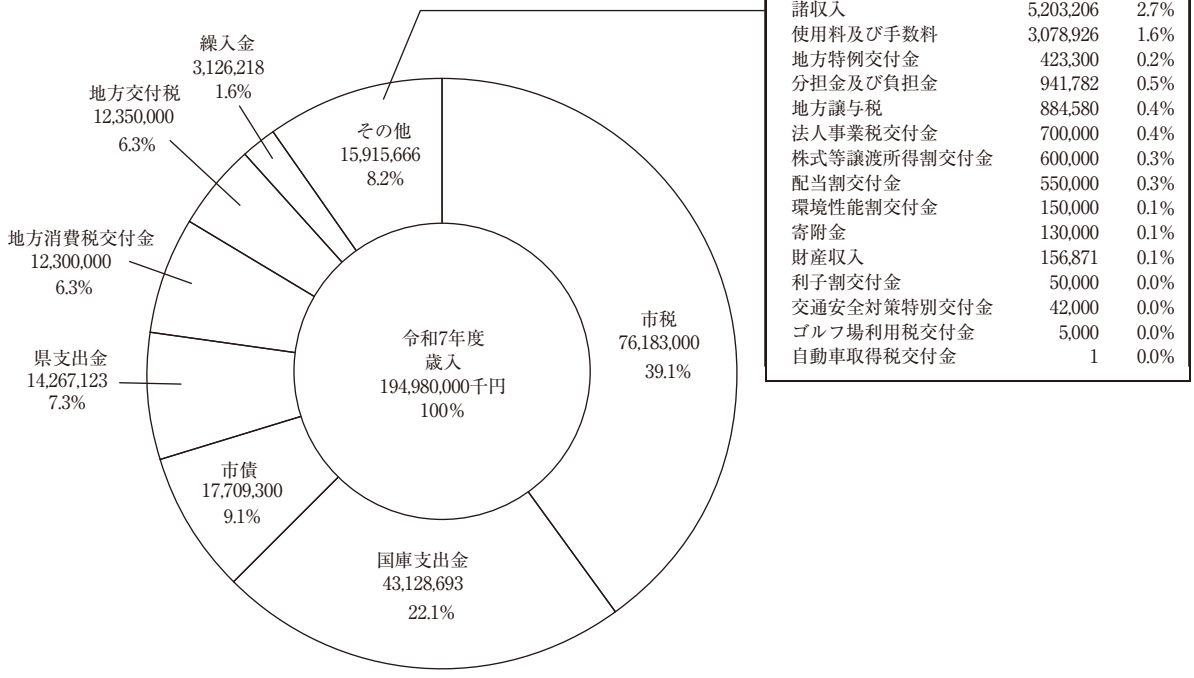
第 3 節　一 般 会 計

〔財政課〕

1．歳　入

（単位：千円）

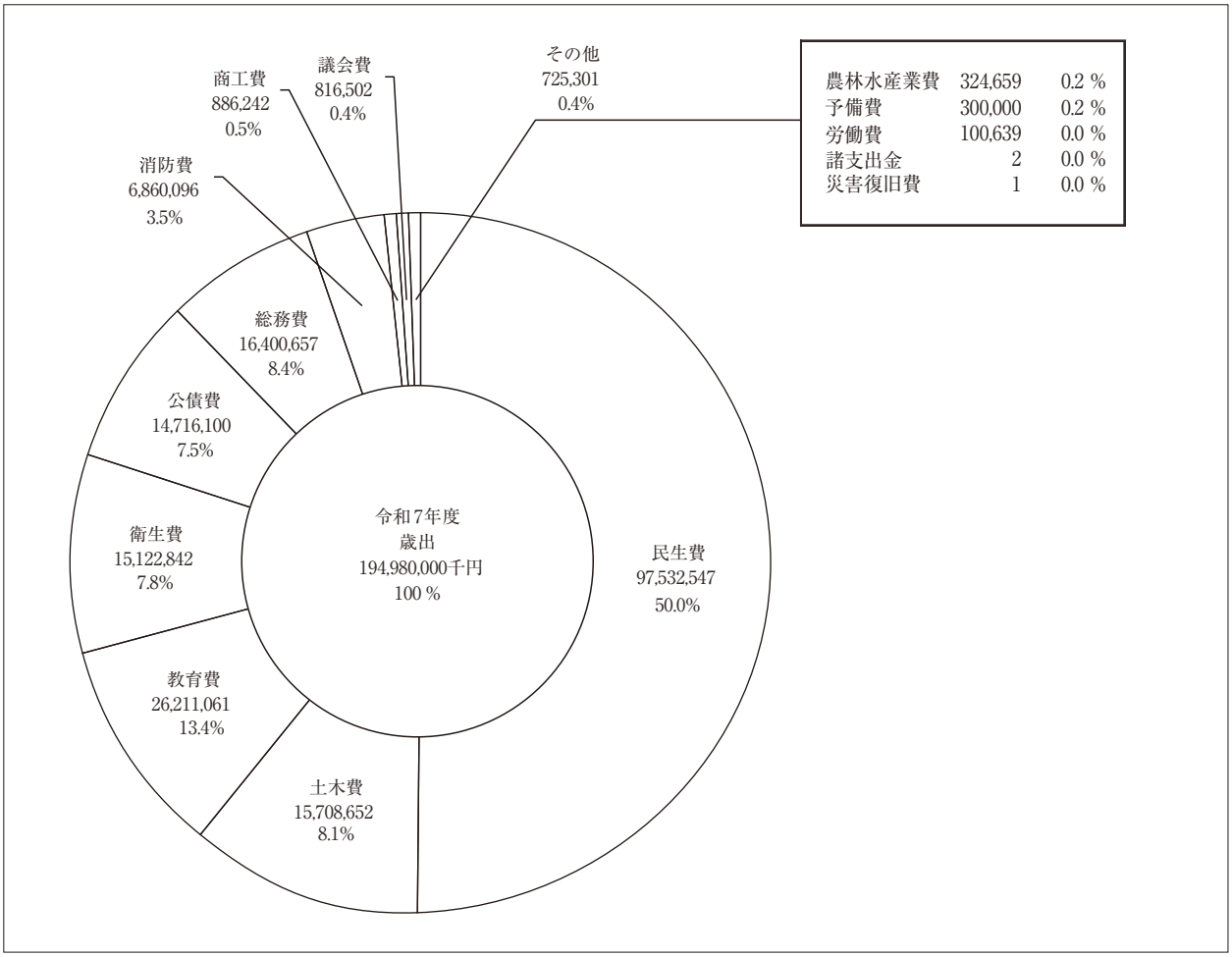
	歳入区分	令和５年度当初予算額	構成比%	令和６年度当初予算額	構成比%	令和７年度当初予算額	構成比%
1	市税	72,220,000	42.6	71,205,000	38.7	76,183,000	39.1
2	地方譲与税	822,621	0.5	884,580	0.5	884,580	0.4
3	利子割交付金	80,000	0.0	50,000	0.0	50,000	0.0
4	配当割交付金	400,000	0.2	520,000	0.2	550,000	0.3
5	株式等譲渡所得割交付金	300,000	0.2	400,000	0.3	600,000	0.3
6	法人事業税交付金	600,000	0.4	650,000	0.4	700,000	0.4
7	地方消費税交付金	12,000,000	7.1	12,000,000	6.6	12,300,000	6.3
8	ゴルフ場利用税交付金	5,000	0.0	5,000	0.0	5,000	0.0
9	自動車取得税交付金	1	0.0	1	0.0	1	0.0
10	環境性能割交付金	150,000	0.1	150,000	0.1	150,000	0.1
11	地方特例交付金	431,000	0.3	2,695,170	1.5	423,300	0.2
12	地方交付税	8,250,000	4.9	9,950,000	5.5	12,350,000	6.3
13	交通安全対策特別交付金	50,000	0.0	45,000	0.0	42,000	0.0
14	分担金及び負担金	976,216	0.6	979,918	0.6	941,782	0.5
15	使用料及び手数料	3,063,389	1.8	3,036,632	1.6	3,078,926	1.6
16	国庫支出金	38,299,934	22.6	40,767,883	22.1	43,128,693	22.1
17	県支出金	12,970,167	7.6	13,381,021	7.2	14,267,123	7.3
18	財産収入	156,406	0.1	97,308	0.0	156,871	0.1
19	寄附金	200,000	0.1	150,000	0.1	130,000	0.1
20	繰入金	2,893,716	1.7	4,018,984	2.1	3,126,218	1.6
21	繰越金	3,000,000	1.8	5,350,000	3.0	3,000,000	1.5
22	諸収入	5,044,415	3.0	5,298,703	2.9	5,203,206	2.7
23	市債	7,472,900	4.4	12,314,800	6.6	17,709,300	9.1
	うち市民税減税補てん債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	うち臨時財政対策債	2,000,000	1.2	1,000,000	0.5	0	0.0
	歳入合計	169,385,765	100.0	183,950,000	100.0	194,980,000	100.0



2．歳　　出

（単位：千円）

	歳出区分	令和５年度当初予算額	構成比%	令和６年度当初予算額	構成比%	令和７年度当初予算額	構成比%
1	議会費	812,071	0.5	816,149	0.4	816,502	0.4
2	総務費	11,319,369	6.7	12,748,854	6.9	16,400,657	8.4
3	民生費	87,741,230	51.8	94,116,721	51.2	97,532,547	50.0
4	衛生費	17,589,151	10.4	14,934,953	8.1	15,122,842	7.8
5	労働費	104,238	0.1	111,094	0.1	100,639	0.0
6	農林水産業費	391,378	0.2	322,577	0.2	324,659	0.2
7	商工費	1,029,356	0.6	1,054,029	0.6	886,242	0.5
8	土木費	14,027,538	8.3	19,773,572	10.7	15,708,652	8.1
9	消防費	6,014,853	3.6	6,543,440	3.5	6,860,096	3.5
10	教育費	17,096,663	10.1	19,611,956	10.7	26,211,061	13.4
11	災害復旧費	1	0.0	1	0.0	1	0.0
12	公債費	12,959,915	7.7	13,616,652	7.4	14,716,100	7.5
13	諸支出金	2	0.0	2	0.0	2	0.0
14	予備費	300,000	0.2	300,000	0.2	300,000	0.2
	歳出合計	169,385,765	100.0	183,950,000	100.0	194,980,000	100.0



３．歳入・歳出における人口１人当たりの額（一般会計当初予算額）

⑴　歳　入

（単位：円）

	歳入区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
1	市税	140,822	145,372	152,252
2	地方譲与税	1,656	1,656	1,768
3	利子割交付金	161	161	100
4	配当割交付金	805	804	1,100
5	株式等譲渡所得割交付金	604	604	1,199
6	法人事業税交付金	1,007	1,208	1,399
7	地方消費税交付金	22,153	24,155	24,582
8	ゴルフ場利用税交付金	6	10	10
9	自動車取得税交付金	0	0	0
10	環境性能割交付金	302	302	300
11	地方特例交付金	846	868	846
12	地方交付税	16,615	16,607	24,682
13	交通安全対策特別交付金	101	101	84
14	分担金及び負担金	2,122	1,965	1,882
15	使用料及び手数料	6,195	6,166	6,154
16	国庫支出金	78,938	77,094	86,193
17	県支出金	24,999	26,108	28,513
18	財産収入	185	315	314
19	寄附金	201	403	260
20	繰入金	7,094	5,825	6,248
21	繰越金	8,056	6,039	5,996
22	諸収入	11,223	10,153	10,399
23	市債	26,916	15,042	35,392
	歳入合計	351,007	340,958	389,673
	４月１日現在常住人口	496,793	498,344	500,373

⑵　歳　出

（単位：円）

	歳出区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
1	議会費	1,635	1,638	1,632
2	総務費	22,785	25,583	32,778
3	民生費	176,615	188,859	194,920
4	衛生費	35,405	29,969	30,223
5	労働費	210	223	201
6	農林水産業費	788	647	649
7	商工費	2,072	2,115	1,771
8	土木費	28,236	39,679	31,394
9	消防費	12,107	13,130	13,710
10	教育費	34,414	39,354	52,383
11	災害復旧費	0	0	0
12	公債費	26,087	27,324	29,410
13	諸支出金	0	0	0
14	予備費	604	602	600
	歳出合計	340,958	369,123	389,671
	４月１日現在常住人口	496,793	498,344	500,373

４．性質別歳出の財源充当状況（一般会計）

（単位：千円）

歳出区分		令和６年度		令和７年度					比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	（A）の財源内訳		一般財源充当率	増減額	増加率
						特定財源	一般財源	(C)／(A)	（A）－（E）	(F)／(E)
		(E)	%	(A)	%	(B)	(C)	(D) %	(F)	%
1.	人件費	29,860,418	16.2	30,048,610	15.4	3,044,656	27,003,954	89.9	188,192	0.6
2.	物件費	33,226,941	18.1	35,050,549	18.0	9,743,875	25,306,674	72.2	1,823,608	5.5
3.	維持補修費	1,985,892	1.1	1,990,636	1.0	111,526	1,879,110	94.4	4,744	0.2
4.	扶助費	60,776,415	33.0	62,653,275	32.1	45,919,855	16,733,420	26.7	1,876,860	3.1
5.	補助費等	15,265,443	8.3	16,340,028	8.4	1,446,024	14,894,004	91.2	1,074,585	7.0
6.	普通建設事業費	15,891,031	8.6	20,354,146	10.4	16,747,491	3,606,655	17.7	4,463,115	28.1
	補助事業費	2,997,693	1.6	3,023,200	1.5	2,797,038	226,162	7.5	25,507	0.9
	単独事業費	12,893,338	7.0	17,330,946	8.9	13,950,453	3,380,493	19.5	4,437,608	34.4
7.	災害復旧事業費	1	0.0	1	0.0		1	100.0	0	0.0
	補助事業費									
	単独事業費	1	0.0	1	0.0		1	100.0	0	0.0
8.	失業対策事業費									
	補助事業費									
	単独事業費									
9.	公債費	13,616,652	7.4	14,716,100	7.5	3,316,506	11,399,594	77.5	1,099,448	8.1
10.	積立金	115,413	0.1	678,860	0.3	34,277	644,583	95.0	563,447	488.2
11.	投資及び出資金	1,127,678	0.6	725,334	0.4		725,334	100.0	▲ 402,344	▲ 35.7
12.	貸付金	124,439	0.1	125,052	0.1	112,270	12,782	10.2	613	0.5
13.	繰出金	11,659,677	6.3	11,997,409	6.2	2,724,491	9,272,918	77.3	337,732	2.9
14.	前年度繰上充用金		0.0							
15.	予備費	300,000	0.2	300,000	0.2		300,000	100.0	0	0.0
合計		183,950,000	100.0	194,980,000	100.0	83,200,971	111,779,029	57.3	11,030,000	6.0

５．自主財源と依存財源（一般会計）

（単位：千円）

財源別	区分／款別	令和５年度 当初予算額	令和６年度 当初予算額	令和７年度 当初予算額
自主財源	市税	72,220,000	71,205,000	76,183,000
	分担金及び負担金	976,216	979,918	941,782
	使用料及び手数料	3,063,389	3,036,632	3,078,926
	財産収入	156,406	97,308	156,871
	寄附金	200,000	150,000	130,000
	繰入金	2,893,716	4,018,984	3,126,218
	繰越金	3,000,000	5,350,000	3,000,000
	諸収入	5,044,415	5,298,703	5,203,206
	小　計　（A)	87,554,142	90,136,545	91,820,003
依存財源	地方譲与税	822,621	884,580	884,580
	利子割交付金	80,000	50,000	50,000
	配当割交付金	400,000	520,000	550,000
	株式等譲渡所得割交付金	300,000	400,000	600,000
	法人事業税交付金	600,000	650,000	700,000
	地方消費税交付金	12,000,000	12,000,000	12,300,000
	ゴルフ場利用税交付金	5,000	5,000	5,000
	自動車取得税交付金	1	1	1
	環境性能割交付金	150,000	150,000	150,000
	地方特例交付金	431,000	2,695,170	423,300
	地方交付税	8,250,000	9,950,000	12,350,000
	交通安全対策特別交付金	50,000	45,000	42,000
	国庫支出金	38,299,934	40,767,883	43,128,693
	県支出金	12,970,167	13,381,021	14,267,123
	市債	7,472,900	12,314,800	17,709,300
	小　計（B）	81,831,623	93,813,455	103,159,997
合　計（A）+（B）		169,385,765	183,950,000	194,980,000
自主財源の比率 $\left(\frac{A}{A+B}\right)$		51.7%	49.0%	47.1%

第　４　節　　予算・決算の推移

〔財政課〕

１．一般会計

（単位：千円）

年度	４月１日現在常住人口	当初予算額	決算額			
			歳入	対当初予算伸長率（%）	歳出	対当初予算伸長率（%）
平成７年	462,155	104,550,000	109,693,160	4.9	106,674,188	2.0
８年	458,968	104,700,000	108,640,363	3.8	106,048,392	1.3
９年	458,839	106,417,000	110,105,309	3.5	107,183,509	0.7
10年	460,370	109,880,000	115,078,853	4.7	111,459,526	1.4
11年	462,228	108,620,000	117,610,525	8.3	114,660,050	5.6
12年	464,145	109,216,000	115,591,363	5.8	111,600,895	2.2
13年	464,691	111,160,000	119,230,784	7.3	115,520,146	3.9
14年	468,295	111,520,000	117,659,444	5.5	113,904,026	2.1
15年	470,228	113,310,000	116,658,716	3.0	112,730,247	▲ 0.5
16年	472,384	122,150,000	125,111,015	2.4	121,040,947	▲ 0.9
17年	473,187	106,850,000	112,771,322	5.5	107,525,981	0.6
18年	472,423	108,930,000	114,106,775	4.8	108,688,329	▲ 0.2
19年	474,586	112,270,000	116,525,762	3.8	112,188,502	▲ 0.1
20年	479,036	116,400,000	126,695,096	8.8	116,730,421	0.3
21年	483,018	112,650,000	126,003,936	11.9	122,442,153	8.7
22年	484,600	119,030,000	128,230,537	7.7	124,577,573	4.7
23年	484,537	125,950,000	133,280,670	5.8	127,597,276	1.3
24年	481,574	127,830,000	135,895,300	6.3	129,147,285	1.0
25年	479,918	127,830,000	142,459,288	11.4	135,135,175	5.7
26年	480,305	135,944,174	149,515,588	10.0	142,821,400	5.1
27年	481,961	141,720,000	153,125,581	8.0	145,315,897	2.5
28年	484,835	152,480,000	159,064,190	4.3	153,019,838	0.4
29年	487,091	145,750,000	155,789,880	6.9	148,886,878	2.2
30年	489,037	147,773,000	153,305,910	3.7	147,420,858	▲ 0.2
令和元年	491,265	156,180,000	157,477,201	0.8	151,271,285	▲ 3.1
２年	493,298	155,160,000	214,945,897	38.5	208,224,945	34.2
３年	492,622	166,710,000	195,572,982	17.3	185,767,131	11.4
４年	496,540	174,290,000	195,528,524	12.2	185,936,610	6.7
５年	496,793	169,385,765	194,763,959	15.0	187,014,565	10.4
６年	498,344	183,950,000	202,521,875	10.1	195,191,442	6.1
７年	500,373	194,980,000				

2．特別会計

（単位：千円）

年度		合計	国民健康保険	松戸競輪	下水道事業	公設地方卸売市場事業	駐車場事業	介護保険	後期高齢者医療	新松戸駅東側地区土地区画整理事業	相模台地区土地区画整理事業	合計
26年度	当初予算額	51,248,980	19,040,154	13,514,523	216,906	89,002	28,621,542	4,472,408	—	—	117,203,515	
	決算額	歳入	53,757,935	21,241,506	12,969,392	208,027	180,182	29,690,559	4,395,935	—	—	122,443,536
		歳出	50,580,637	20,240,198	12,638,019	203,151	63,535	29,001,802	4,363,809	—	—	117,091,151
27年度	当初予算額	59,156,483	22,378,898	13,679,439	217,620	91,002	31,361,491	4,647,931	—	—	131,532,864	
	決算額	歳入	59,716,048	22,225,846	12,954,200	208,402	207,357	31,841,036	4,543,066	—	—	131,695,955
		歳出	57,228,657	21,262,780	12,719,924	193,632	81,330	30,084,616	4,515,999	—	—	126,086,938
28年度	当初予算額	58,283,976	23,732,874	13,944,645	218,044	91,002	33,124,394	5,131,969	—	—	134,526,904	
	決算額	歳入	57,754,122	22,596,119	13,458,791	209,615	213,172	33,624,775	5,046,356	—	—	132,902,950
		歳出	55,930,605	21,468,170	13,239,159	198,136	73,535	31,607,771	4,966,461	—	—	127,483,837
29年度	当初予算額	58,365,989	17,421,785	13,921,063	141,591	89,002	35,494,739	5,330,768	—	—	130,764,937	
	決算額	歳入	56,357,134	17,208,635	12,124,312	138,194	234,918	35,501,310	5,396,028	—	—	126,960,531
		歳出	53,224,806	16,128,440	9,291,435	117,688	73,987	32,940,141	5,363,725	—	—	117,140,222
30年度	当初予算額	46,546,247	21,408,876	—	113,129	219,002	35,236,800	5,691,026	—	—	109,215,080	
	決算額	歳入	46,626,943	20,906,748	—	113,280	259,806	36,982,305	5,726,300	—	—	110,615,382
		歳出	44,873,062	19,694,140	—	102,367	174,029	35,823,525	5,672,698	—	—	106,339,821
令和元年度	当初予算額	45,013,820	24,443,630	—	111,671	153,002	37,913,310	5,886,306	—	—	113,521,739	
	決算額	歳入	44,222,081	26,690,121	—	106,884	197,248	37,316,711	5,985,884	—	—	114,518,929
		歳出	43,864,309	25,237,302	—	98,819	112,508	36,320,234	5,887,483	—	—	111,520,655
2年度	当初予算額	43,079,609	19,362,325	—	114,341	149,002	40,294,389	6,535,787	277,625	—	109,813,078	
	決算額	歳入	42,221,944	19,536,427	—	119,612	167,952	39,422,164	6,540,073	195,195	—	108,203,367
		歳出	41,535,961	18,120,095	—	109,267	72,609	37,150,062	6,500,023	132,872	—	103,620,889
3年度	当初予算額	42,723,132	19,372,475	—	116,499	159,002	37,910,439	6,709,726	1,004,142	—	107,995,415	
	決算額	歳入	44,168,997	26,842,471	—	113,303	182,958	39,844,524	6,612,631	466,300	—	118,231,184
		歳出	43,536,258	25,361,409	—	103,748	91,479	38,916,410	6,573,011	411,838	—	114,994,153
4年度	当初予算額	43,406,776	26,367,520	—	95,703	155,002	39,557,224	7,001,889	113,629	183,847	116,881,590	
	決算額	歳入	44,752,621	34,403,548	—	100,613	186,926	40,414,004	6,995,675	276,709	77,250	127,207,346
		歳出	44,246,370	32,833,362	—	89,188	100,912	38,990,131	6,979,175	250,414	64,323	123,553,875
5年度	当初予算額	44,690,150	28,090,500	—	98,074	161,002	41,044,587	7,316,495	315,081	514,670	122,230,559	
	決算額	歳入	45,420,925	34,830,491	—	95,801	183,552	42,194,954	7,193,743	198,296	341,394	130,459,156
		歳出	44,970,889	33,008,193	—	92,261	105,703	41,046,632	7,110,643	166,429	331,679	126,832,429
6年度	当初予算額	42,941,842	34,664,787	—	101,701	156,002	42,146,533	7,863,296	1,656,419	101,810	129,632,390	
	決算額	歳入	44,438,377	40,199,054	—	101,354	180,558	43,516,078	8,005,660	1,265,306	92,323	137,798,710
		歳出	43,407,786	38,286,851	—	95,591	101,435	42,846,175	7,853,350	883,934	91,323	133,566,445
7年度	当初予算額	41,905,581	34,365,951	—	102,345	174,002	44,016,922	8,170,010	1,625,861	81,506	130,442,178	
	決算額	歳入										
		歳出										

第 5 節　　決 算 の 状 況

1．一般会計決算状況

（単位：千円、％）

区　　分	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率
歳入総額　A	195,528,524	▲0.0	194,763,959	▲ 0.4	202,521,875	4.0
歳出総額　B	185,936,610	0.1	187,014,565	0.6	195,191,442	4.4
歳入歳出差引 A－B　C	9,591,914	▲2.2	7,749,394	▲ 19.2	7,330,433	▲ 5.4
翌年度へ繰り越すべき財源　D	2,568,929	215.8	1,729,129	▲ 32.7	866,415	▲ 49.9
実質収支 C－D　E	7,022,985	▲21.9	6,020,265	▲ 14.3	6,464,018	7.4
市税の推移	71,755,164	2.6	72,826,068	1.5	73,014,790	0.3
市債発行額の推移	11,546,700	▲ 29.8	10,742,400	▲ 7.0	12,505,900	16.4
うち市民税減税補てん債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
うち臨時財政対策債	2,140,000	▲73.6	940,000	▲ 56.1	430,000	▲ 54.3
市債残高	124,962,003	▲0.9	123,235,273	▲ 1.4	122,609,400	▲ 0.5
財政調整基金残高	12,989,344	▲17.4	10,727,771	▲ 17.4	8,074,389	▲ 24.7

2．財政指標等（普通会計決算）

区　　分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
財政力指数（３か年平均）	0.862	0.843	0.838
単年度財政力指数	0.845	0.840	0.830
経常収支比率	92.7% 〔94.8%〕	93.6% 〔94.5%〕	96.2% 〔96.6%〕
公債費負担比率	9.2%	9.1%	8.7%
実質収支比率	7.5%	6.3%	6.6%

※　経常収支比率の〔 〕は減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた率である。

（単位：千円、％）

区　　分	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率
基準財政需要額	74,469,046	4.7	76,803,382	3.1	79,581,226	3.6
基準財政収入額	62,948,479	4.8	64,560,162	2.6	66,046,179	2.3
標準財政規模	93,811,358	▲1.8	95,295,431	1.6	98,108,710	3.0

３．財政健全化判断比率

区　　分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	1.7%	2.0%	2.2%
将来負担比率	5.6%	13.2%	21.9%

※　実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、〔-〕を記載する。

４．資金不足比率

区　　分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
水道事業会計	—	—	—
病院事業会計	—	—	—
下水道事業会計	—	—	—
公設地方卸売市場事業特別会計	—	—	—
新松戸駅東側地区土地区画整理事業	—	—	—
相模台地区土地区画整理事業	—	—	—

※資金不足が生じない場合は、〔-〕を記載する。

〔指標の概要〕

①財政力指数=基準財政収入額÷基準財政需要額（この算式で算出される過去３年間の平均値）

財政基盤の強さを見るもので、この指数が大きいほど財政力が豊かであると見ることができます。単年度の財政力指数が「１」を超える団体は、普通交付税の不交付団体となります。

※　「基準財政需要額」・「基準財政収入額」は、地方交付税のうち、普通交付税の算定基礎となる数値になります。（普通交付税交付基準額（財源不足額）=基準財政需要額－基準財政収入額）

「基準財政需要額」は、地方公共団体が合理的で妥当な水準で行政活動を行っていくために最小限必要とされる財源需要。

各団体の行政費目（消防費、都市計画費など）ごとに、人口や道路の延長・面積などの数値を測定単位にして、単位費用×（測定単位×補正係数）=基準財政需要額で算出されます。

「基準財政収入額」は、通常標準的に徴収し得ると考えられる税収入を一定の方法によって算出した額。交付税法の規定に基づいて算定される額となります。

②経常収支比率（%）=経常経費充当一般財源÷（経常一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債）×100

財政構造の弾力性を示すもので、70%～80%が望ましい範囲とされています。

※　平成13年度決算から算出方法に変更があり、算式の分母に減税補てん債及び臨時財政対策債を加えた比率となっています。

③公債費負担比率（%）=公債費充当一般財源÷一般財源総額×100

この比率が高いほど財政構造の弾力性が乏しいことになります。一般には15%を超えると警戒水準、20%を超えると危険水準と言われています。

④「**標準財政規模**」は、地方公共団体が、通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源等の額

標準税率による法定普通税等の収入に、普通交付税、地方譲与税等を加えたものとなります。

※　平成20年度決算から算出方法に変更があり、臨時財政対策債発行可能額を加えることとなっています。

⑤実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。

$$\text{実質赤字比率（%）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

実質赤字の額=繰上充当額+（支払繰延額+事業繰越額）

繰上充用額=歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額=実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額=実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

⑥連結実質赤字比率

地方公共団体財政健全化法の公布に伴い新たに導入された指標であり、一般会計のみならず公営企業会計や国民健康保険事業などの公営事業に係る特別会計を含めた、当該団体の全会計を対象とした実質赤字（企業会計については、資金不足額）の標準財政規模に対する比率となります。

当該団体の赤字を把握することで、財政運営上の課題の把握やチェック機能を働かせることを目的としています。

$$\text{連結実質赤字比率（%）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

連結赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ=一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ=公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計

ハ=一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の合計額

ニ=公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計

⑦実質公債費比率

平成18年度から、起債許可制度が協議制に移行したことに伴い、起債制限比率について見直しが行われ、新たに設けられた指標です。

市債の元利償還金、公営企業の元利償還金へ繰出しされた額や債務負担行為等の公債費類似経費を含めた実質的な公債費が、標準財政規模から、交付税に含まれる市債の元利償還金に充てら

れた分を除いた一般財源に対して、どの程度になっているかを見ることにより、借金返済に要する財務負担の度合いを判断します。なお、平成19年度の算定から都市計画税が特定財源として算入されることとなりました。

３か年平均の実質公債費比率が18％以上の場合は、引き続き市債発行に知事の許可を必要とする許可団体となり、25％以上では単独事業に係る起債が制限され、さらに35％以上で単独事業に加え、一般公共事業等に係る起債も制限される起債制限団体となります。

$$\text{実質公債費比率（％）} = \frac{\text{（元利+準元利）} - \text{（特定財源+交付税措置額）}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税措置額}} \times 100$$

⑧将来負担比率

地方公共団体財政健全化法の公布に伴い新たに導入された指標であり、一般会計の市債残高や公債費に準ずる債務負担行為残高等に加え一般会計以外の会計の地方債残高や公社及び組合等で、一般会計が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に対しどの程度になっているかを見ることにより、将来の財政状況の悪化を未然に防止し、中長期的な視点に立った財政の健全性を確保します。

$$\text{将来負担比率（％）} = \frac{\begin{array}{c}\text{将来負担額} - \\ \text{（充当可能基金額+特定財源見込額+} \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}\end{array}}{\begin{array}{c}\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額）}\end{array}} \times 100$$

将来負担額

・一般会計等の地方債現在高
・債務負担行為に基づく支出予定額
・一般会計等以外の会計の地方債の元利償還金に充てる一般会計等からの繰入見込額
・当該団体が加入する組合等の地方債の元利償還金に充てる当該団体からの負担見込額
・退職手当支給見込額（全職員に対する支給予定額）のうち、一般会計等の負担見込額
・設立した一定の法人の負債額､その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計の負担見込額
・連結実質赤字額
・組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

⑨資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率（\%）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

資金の不足額

・法適用企業　=（流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てた地方債の現在高－流動資産）
－解消可能資金不足額

・法非適用企業=（繰上充用額+支払繰延額+事業繰延額+建設改良費等以外の経費の財源に充てた地方債の現在高）－解消可能資金不足額

事業の規模

・法適用企業　=営業収益の額－受託工事収益の額

・法非適用企業=営業収益に相当する収入額－受託工事に相当する収入額

第 6 節　　行財政改革の推進

〔行政経営課〕
〔財政課〕

都市経営の視点に立った行財政運営を実現するために、行財政改革を推進してまいります。
定期的な事務事業の見直しなどを徹底することで、時代に合わない事業を廃止し、サービス水準の維持・向上に留意しつつ民間等に移行できる事業は移管を進めます。

その結果として、財政の健全化を図り、都市ブランドの構築に必要なまちづくりへの集中的な投資が行える財政をめざします。

第 7 節　　市　　税

〔収納課〕

1．令和７年度税収見込

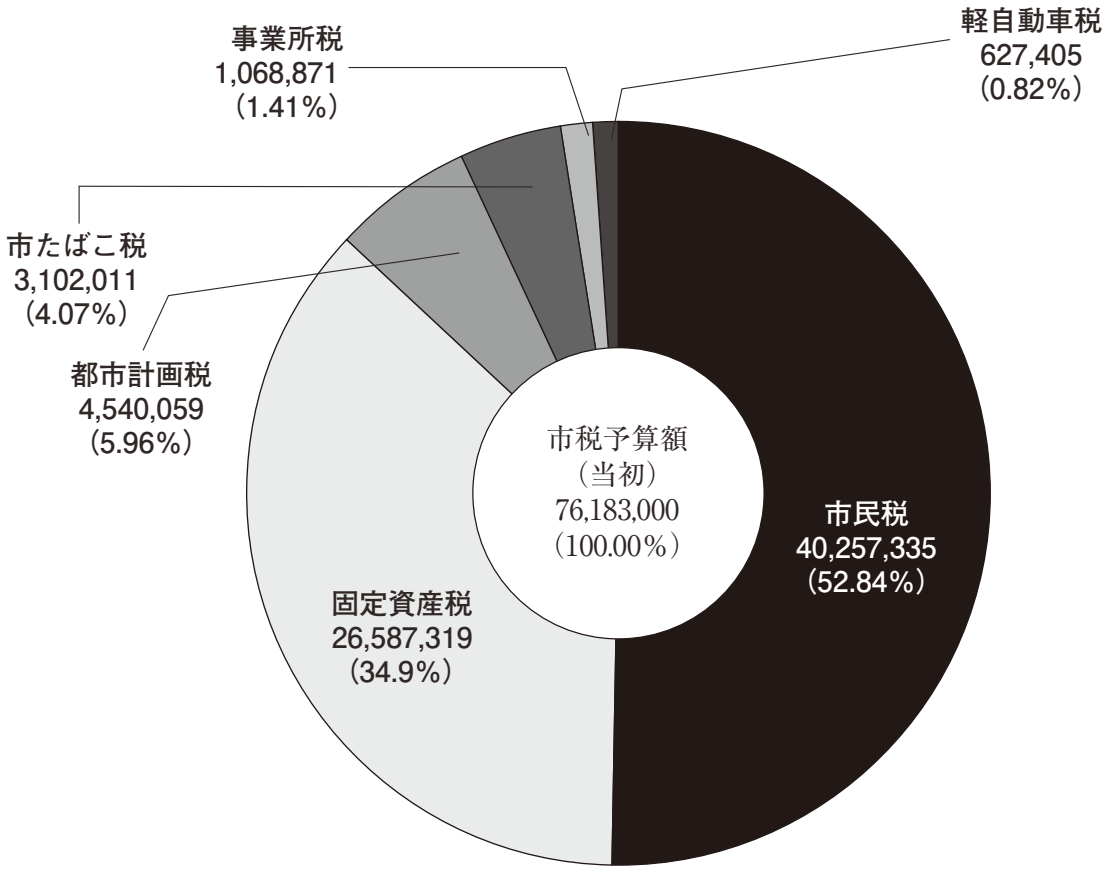
（単位：千円）

区　　分	調　定　額	収　納　額	収納率
1　市民税	41,544,845	40,257,335	96.9
個　　人	38,241,948	37,003,742	96.8
均等割	843,996	816,669	96.8
所得割	37,397,952	36,187,073	96.8
法　　人	3,302,897	3,253,593	98.5
均等割	1,089,458	1,073,195	98.5
税　割	2,213,439	2,180,398	98.5
2　固定資産税	27,222,824	26,587,319	97.7
純固定資産税	27,153,465	26,517,960	97.7
土　　地	10,940,190	10,644,805	97.3
家　　屋	13,220,515	12,863,561	97.3
償却資産	2,992,760	3,009,594	100.6
交付金	69,359	69,359	100.0
3　軽自動車税	657,310	627,405	95.5
4　市たばこ税	3,102,011	3,102,011	100.0
普通税（計）	72,526,990	70,574,070	97.3
5　事業所税	1,068,871	1,068,871	100.0
6　都市計画税	4,665,432	4,540,059	97.3
土　　地	2,511,583	2,444,090	97.3
家　　屋	2,153,849	2,095,969	97.3
目的税（計）	5,734,303	5,608,930	97.8
合　　計	78,261,293	76,183,000	97.3

市税税目別割合（令和７年度）

〔税制課〕

（単位：千円）



２．市税の推移

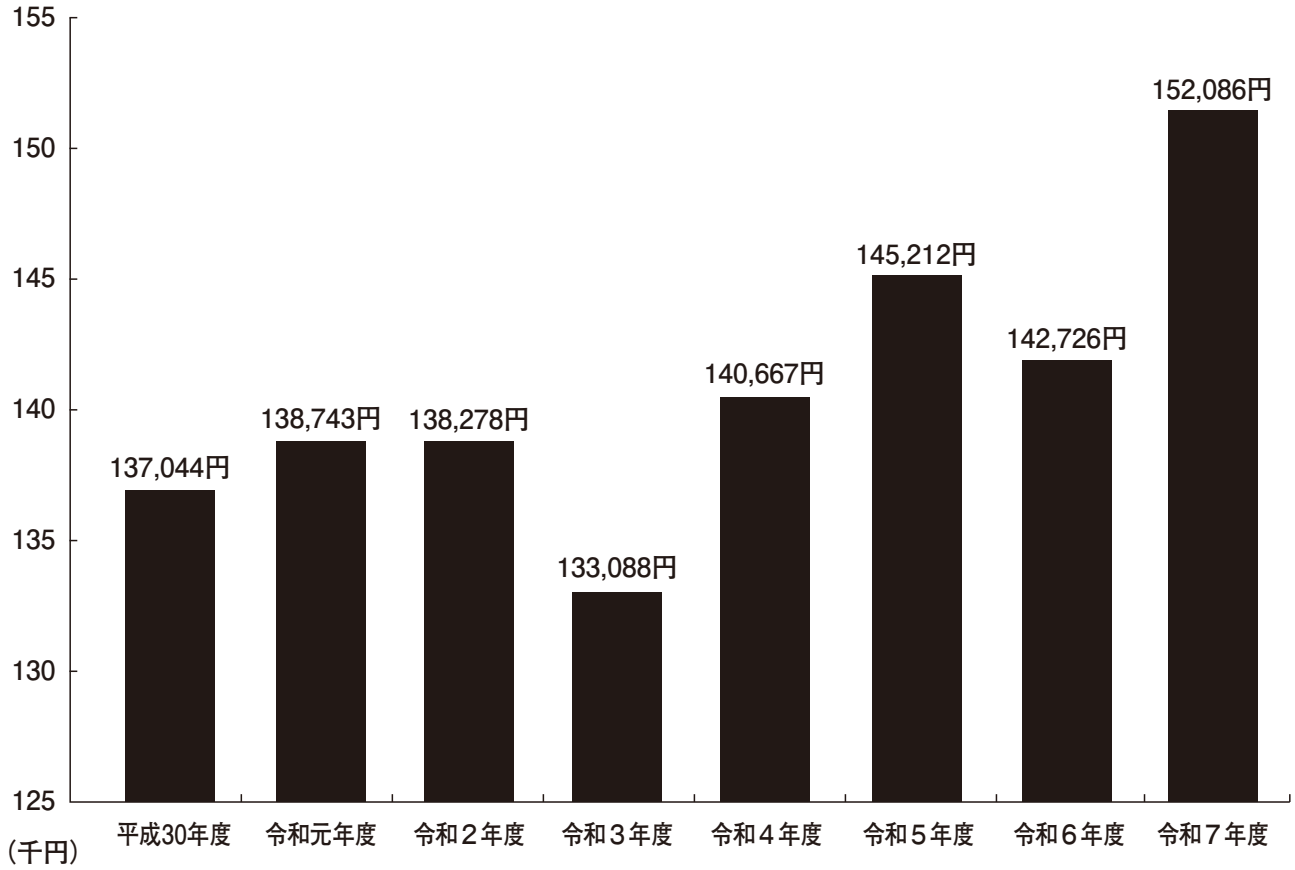
〔税制課〕

（単位：千円）

区　　分	令和４年度 当初予算	令和５年度 当初予算	令和６年度 当初予算	令和７年度 当初予算
市民税	36,409,200	37,967,570	36,203,326	40,257,335
固定資産税	24,876,338	25,310,907	25,790,622	26,587,319
軽自動車税	558,432	599,434	590,119	627,405
市たばこ税	2,796,518	2,986,732	3,104,350	3,102,011
特別土地保有税	0	0	0	0
事業所税	1,004,427	1,004,427	1,083,721	1,068,871
都市計画税	4,279,085	4,350,930	4,432,862	4,540,059
計	69,924,000	72,220,000	71,205,000	76,183,000

当初予算における市民１人あたりの市税

〔税制課〕



※各年の４月１日現在における、住民基本台帳人口により計算

３．課税標準額の段階別納税義務者数

〔市民税課〕

課税標準額の段階	令和７年度	
10万円以下の金額	8,495人	3.21％
10万円を超え　100万円以下	70,786人	26.71％
100万円を超え　200万円以下	73,359人	27.68％
200万円を超え　300万円以下	48,251人	18.21％
300万円を超え　400万円以下	25,743人	9.71％
400万円を超え　550万円以下	19,145人	7.22％
550万円を超え　700万円以下	7,660人	2.89％
700万円を超え　1,000万円以下	6,356人	2.40％
1,000万円を超える金額	5,208人	1.97％
合　計	265,003人	100.00％

4．税　　率（令和７年度）

<table>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td>個人均等割</td><td colspan="2">市民税　3,000円
県民税　1,000円</td><td>令和６年度以降、市民税・県民税の均等割額と併せて１人年額1,000円の森林環境税（国税）が課税されます。</td><td rowspan="4">市民税課</td></tr>
<tr><td>個人所得割</td><td colspan="3">市民税　一律６％
県民税　一律４％</td></tr>
<tr><td>法人均等割</td><td colspan="3">①資本金等の額１千万円以下、従業員数50人以下等 …… 50,000円
②資本金等の額１千万円以下、従業員数50人超 …… 120,000円
③資本金等の額１千万円超１億円以下、従業員数50人以下 …… 130,000円
④資本金等の額１千万円超１億円以下、従業員数50人超 …… 150,000円
⑤資本金等の額１億円超10億円以下、従業員数50人以下 …… 160,000円
⑥資本金等の額１億円超10億円以下、従業員数50人超 …… 400,000円
⑦資本金等の額10億円超、従業員数50人以下 …… 410,000円
⑧資本金等の額10億円超50億円以下、従業員数50人超 …… 1,750,000円
⑨資本金等の額50億円超、従業員数50人超 …… 3,000,000円</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>100分の8.4
右の法人以外の法人
ただし、平成26年10月1日以後から令和元年9月30日以前に開始した事業年度までは100分の12.1、平成26年9月30日以前に開始した事業年度までは100分の14.7</td><td>100分の6.0
資本金又は出資金の額が1億円以下で分割前の課税標準となる法人税額が年500万円以下の法人
ただし、平成26年10月1日以後から令和元年9月30日以前に開始した事業年度までは100分の9.7、平成26年9月30日以前に開始した事業年度までは100分の12.3</td></tr>
<tr><td colspan="2">固定資産税</td><td colspan="2">100分の1.4</td><td>固定資産税課</td></tr>
<tr><td rowspan="20">軽自動車税</td><td rowspan="20">（種別割）</td><td colspan="2">車　　種</td><td>税率(年額)</td><td rowspan="20">税制課</td></tr>
<tr><td rowspan="5">原動機付自転車</td><td>総排気量が50cc以下のもの又は定格出力が0.6kw以下のもの（ミニカーを除く）</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下のもの又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下のもの又は定格出力が0.8kwを超えるもの</td><td>2,400円</td></tr>
<tr><td>二輪で総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下のもの</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>ミニカー（総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの）</td><td>3,700円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用(コンバイン、トラクター、田植え機など)で乗用装置のあるもの</td><td>2,400円</td></tr>
<tr><td>特殊作業用(フォークリフト、ショベルローダーなど)</td><td>5,900円</td></tr>
<tr><td>二輪の小型自動車</td><td>総排気量が250ccを超えるもの（バイク）</td><td>6,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="9">軽自動車</td><td colspan="2">二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの（バイク、トレーラーなど）</td><td>3,600円</td></tr>
<tr><td colspan="3">税率(年額) ＼ 車種区分</td><td>（1）</td><td>（2）</td><td>（3）</td><td>（4）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td>（ア）</td><td>（イ）</td><td>（ウ）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">四輪（総排気量が660cc以下のもの）</td><td rowspan="2">乗用</td><td>自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td><td>—</td><td>—</td><td>2,700円</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td><td>5,200円</td><td>3,500円</td><td>1,800円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td><td>—</td><td>—</td><td>1,300円</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td><td>—</td><td>—</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3">三輪（総排気量が660cc以下のもの）</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td><td>—</td><td>—</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td colspan="6">⑴旧税率　平成27年３月31日までに登録（新車登録）済みの車両
⑵標準税率　平成27年４月１日以降に新規検査（新車登録）をした車両
⑶重課　新規検査（新車登録）から13年を経過した車両
⑷軽課　令和６年４月１日から令和７年３月31日までに新規検査（新車登録）をした減税対象の車両</td></tr>
<tr><td colspan="6"><table><tr><th>税率</th><th>車種</th><th>区分</th></tr><tr><td>（ア）概ね25％軽減</td><td rowspan="2">営業用乗用車</td><td>令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70％達成</td></tr><tr><td>（イ）概ね50％軽減</td><td>令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90％達成</td></tr><tr><td>（ウ）概ね75％軽減</td><td>すべての車種</td><td>電気自動車および天然ガス自動車</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>環境性能割</td><td colspan="4">0%～2%(燃費性能等の程度による)</td></tr>
<tr><td colspan="2">市たばこ税</td><td colspan="3">紙巻たばこ　1,000本につき6,552円
〈加熱式たばこの換算方法〉　新換算本数×1.0（令和４年10月1日から）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所税</td><td colspan="3">資産割　１㎡につき600円　従業者割　給与総額の100分の0.25</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市計画税</td><td colspan="2">100分の0.23</td><td>固定資産税課</td></tr>
</table>

第　6　章

市　　民

＝内　　容＝

第１節　戸籍・住民基本台帳 ……107
１．本籍・人口・世帯数 ……107
２．人口動態 ……107
３．戸籍届出事件数 ……108
４．住民基本台帳事務取扱件数 ……109
５．各種証明事務取扱件数 ……109
６．外国人住民国籍別人口 ……109
第２節　交通安全 ……110
１．交通事故の発生状況 ……110
２．安全施設設置状況 ……110
３．防　　犯 ……110
⑴　松戸市内の刑法犯認知件数の推移…110
⑵　松戸市内の罪種別刑法犯認知件数…111
⑶　防犯灯設置費補助金状況(町会設置)…111
⑷　防犯灯維持管理費補助金交付状況…112
第３節　市民センター・市民交流会館 …113
１．市民センター ……113
⑴　設置状況 ……113
⑵　利用状況 ……115
２．市民交流会館 ……117
⑴　概　　要 ……117
⑵　施設情報 ……117
⑶　利用状況 ……118
第４節　ユーカリ交通公園 ……119
１．概　　要 ……119
２．月別利用状況 ……119
第５節　地域代表者制度 ……120
１．概　　要 ……120
２．地区意見交換会 ……120
第６節　人権施策 ……121
１．概　　要 ……121
２．施策の推進 ……121
第７節　協働のまちづくり ……123
１．協働のまちづくり条例 ……123
２．松戸市協働推進計画 ……123
３．市民活動助成制度 ……124
４．協働事業提案制度 ……124
５．協働のまちづくり基金 ……124
６．松戸市協働のまちづくり協議会 …125
７．まつど市民活動サポートセンター …125

第 1 節　戸籍・住民基本台帳

〔市民課〕

1．本籍・人口・世帯数

（R７.３.31現在）

	本籍数	本籍人口	住民基本台帳人口			住民基本台帳世帯数
			男	女	計	
	戸	人	人	人	人	
市民課	152,182	364,358	67,229	67,290	134,519	71,753
常盤平支所	—	—	44,079	46,314	90,393	47,280
小金支所	—	—	22,182	22,700	44,882	22,875
小金原支所	—	—	13,336	14,043	27,379	13,890
六実支所	—	—	14,007	14,808	28,815	13,536
馬橋支所	—	—	20,509	20,091	40,600	20,794
新松戸支所	—	—	29,706	30,096	59,802	31,824
矢切支所	—	—	13,754	13,785	27,539	13,396
東松戸支所	—	—	23,475	23,518	46,993	21,613
合計	152,182	364,358	248,277	252,645	500,922	256,961

2．人口動態

（R６.４.１～R７.３.31）

	増加			減少			差引増減
	社会	自然	計	社会	自然	計	
	人	人	人	人	人	人	人
市民課	8,258	801	9,059	6,532	1,551	8,083	976
常盤平支所	4,657	488	5,145	3,813	1,228	5,041	104
小金支所	2,579	306	2,885	2,150	571	2,721	164
小金原支所	1,117	152	1,269	1,013	472	1,485	△216
六実支所	1,199	164	1,363	1,003	429	1,432	△69
馬橋支所	2,519	278	2,797	2,100	454	2,554	243
新松戸支所	3,882	379	4,261	3,128	603	3,731	530
矢切支所	1,503	152	1,655	1,236	293	1,529	126
東松戸支所	2,463	279	2,742	1,794	469	2,263	479
合計	28,177	2,999	31,176	22,769	6,070	28,839	2,337

３．戸籍届出事件数

（R6.４.１～R7.３.31）

戸籍事件	届出		小計	他市町村から送付	合計
	本籍人	非本籍人			
出生	1,351	1,564	2,915	855	3,770
国籍留保	9	2	11	24	35
認知	26	17	43	32	75
養子縁組	151	32	183	95	278
養子離縁	45	19	64	27	91
法73条の２・法69条の２	8	3	11	0	11
婚姻	1,346	673	2,019	2,166	4,185
離婚	550	174	724	396	1,120
法75条の２・法77条の２	268	56	324	152	476
親権・後見・後見監督・保佐	13	3	16	10	26
死亡	3,378	2,772	6,150	841	6,991
失踪	3	3	6	0	6
復氏	11	0	11	2	13
婚姻関係完了	14	7	21	1	22
相続人排除	0	0	0	0	0
入籍	397	62	459	203	662
分籍	68	13	81	48	129
国籍取得	1	1	2	2	4
帰化	40	5	45	6	51
国籍喪失	8	1	9	5	14
国籍選択	13	7	20	7	27
外国国籍喪失	0	0	0	0	0
氏の変更	35	16	51	15	66
名の変更	7	4	11	3	14
転籍	1,026	23	1,049	719	1,768
就籍	0	0	0	0	0
訂正・更生	128	0	128	5	133
追完	1	14	15	0	15
その他	11	28	39	8	47
不受理申出	89	72	161	19	180
合計	8,997	5,571	14,568	5,641	20,209

４．住民基本台帳事務取扱件数

（R６.４.１～R７.３.31）

区分	届				出		
	転　入	転　出	転　居	変　更	申　立	転出取消	計
件数	22,899	18,269	9,026	2,420	468	99	53,181

５．各種証明事務取扱件数

（R６.４.１～R７.３.31）

区分	印　鑑　証　明　書			印鑑登録証の交付	受理証の交付
	有　料	無　料	計	有　料	有　料
件数	83,336	93	83,429	15,678	2

※　印鑑登録数　……293,639件（R７.３.31現在）

（R６.４.１～R７.３.31）

区分	戸　籍　謄　抄　本　等			住　民　票　等				
	有　料	無　料	計	有　料	無　料	閲覧有料	閲覧無料	計
件数	84,294	38,672	122,966	207,246	27,760	26	217	235,249

（R６.４.１～R７.３.31）

区分	臨時運行許可	転出証明等
	有　料	無　料
件数	2,287	7,309

６．外国人住民国籍別人口

（R７.３.31現在）

国籍	中　国	ベトナム	フィリピン	韓国・朝鮮	ネパール	タ　イ	その他	計
人数	8,350	3,952	2,176	1,530	2,542	416	5,373	24,339

第 2 節　交 通 安 全

〔市民安全課〕

1．交通事故の発生状況

年	発生件数	負傷者数	死亡者数
R 2	1,008	1,166	8
R 3	1,012	1,151	4
R 4	990	1,134	2
R 5	993	1,132	5
R 6	853	980	7

（各年１月１日～12月31日）

2．安全施設設置状況

〔道路維持課〕

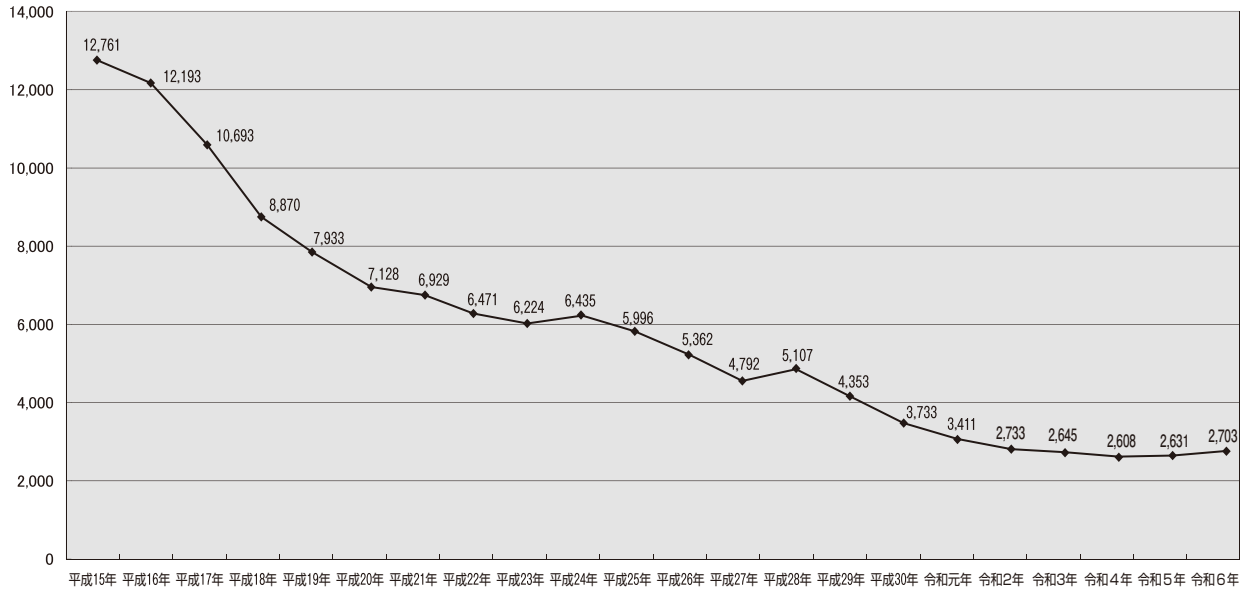
施設名 / 年度	歩道設置工（m）	ガードレール等設置工（m）	リードライン設置工（m）	カーブミラー設置工（基）	標識設置工（基）	道路照明設置工（灯）
R 2	0.0	102.6	39,142	一面式 27 二面式 31	5	6
R 3	0.0	116	33,649	一面式 38 二面式 16	3	0
R 4	0.0	1315.2	33,701	一面式 37 二面式 22	57	0
R 5	0.0	95	30,109	一面式 48 二面式 23	8	4
R 6	0.0	0	26,775	一面式 31 二面式 23	41	19

3．防　犯

〔市民安全課〕

⑴　松戸市内の刑法犯認知件数の推移

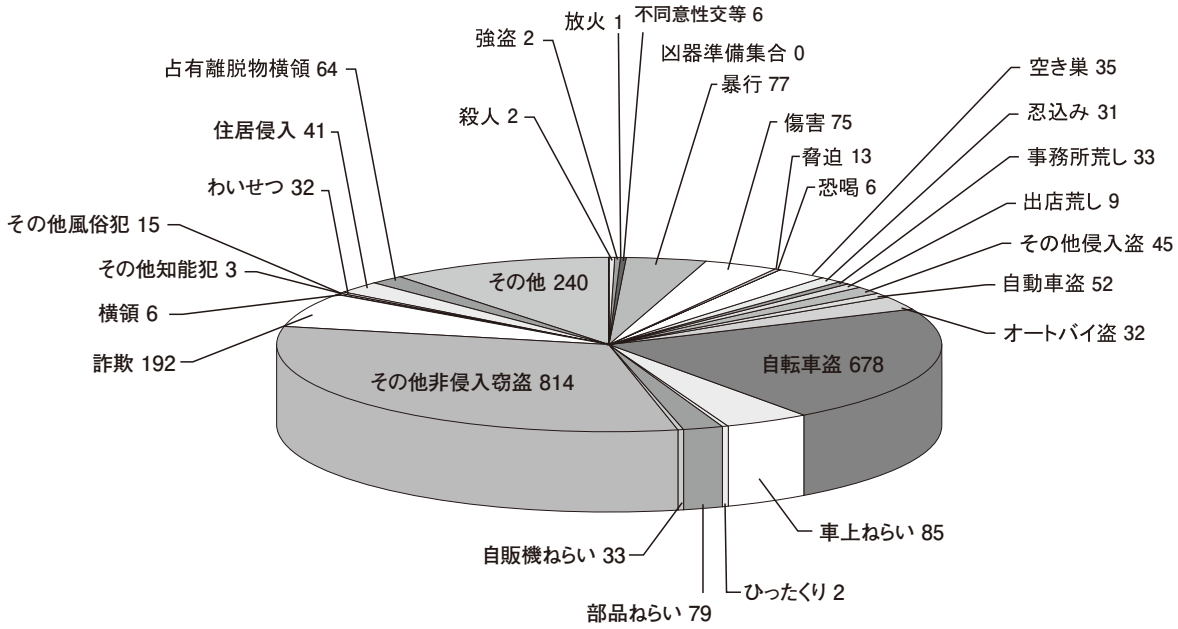
（各年1.1～12.31）



〔市民安全課〕

⑵ 松戸市内の罪種別刑法犯認知件数〈令和６年〉

（Ｒ６.1.1～Ｒ６.12.31）



⑶ 防犯灯設置費補助金状況（町会設置）

〔市民自治課〕

（単位：円）

内容／年度	設置費補助内容		
	対象町会数	設置灯数	補助金額
Ｒ元	72	ＬＥＤ 20w 7 32w 126 独立柱・中継柱 12	 184,100 4,412,500 491,200
Ｒ２	62	ＬＥＤ 20w 6 32w 128 独立柱・中継柱 7	 185,800 4,740,800 313,400
Ｒ３	55	ＬＥＤ 20w 6 32w 111 独立柱・中継柱 4	 191,400 3,943,500 186,400
Ｒ４	47	ＬＥＤ 20w 9 32w 76 独立柱・中継柱 6	 275,400 2,606,300 241,200
Ｒ５	30	ＬＥＤ 20w 4 32w 73 独立柱・中継柱 4	 108,100 2,838,800 176,400
Ｒ６	51	ＬＥＤ 20w 1 32w 170 独立柱・中継柱 3	 20,000 6,317,900 158,400

(4) 防犯灯維持管理費補助金交付状況

（単位：円）

内容／年度	維持管理費補助内容			備考			
	対象町会数	補助灯数	補助金額				
R 元	30	1,259	4,713,483	電気料	(LED20w)	4灯	6,808
					(LED32w)	684灯	1,521,904
					(20w)	2灯	4,997
					(40w)	569灯	2,572,974
				電球交換費用	(20w)	3灯	1,800
					(40w)	605灯	605,000
R 2	20	1,215	4,431,653	電気料	(LED20w)	1灯	992
					(LED32w)	644灯	1,490,537
					(20w)	2灯	4,883
					(40w)	568灯	2,368,441
				電球交換費用	(20w)	3灯	1,800
					(40w)	565灯	565,000
R 3	22	1,208	4,192,203	電気料	(LED20w)	2灯	1,712
					(LED32w)	643灯	1,378,887
					(20w)	2灯	4,535
					(40w)	561灯	2,240,269
				電球交換費用	(20w)	3灯	1,800
					(40w)	565灯	565,000
R 4	20	1,212	4,421,873	電気料	(LED20w)	1灯	1,734
					(LED32w)	648灯	1,515,208
					(20w)	2灯	4,934
					(40w)	561灯	2,337,797
				電球交換費用	(20w)	2灯	1,200
					(40w)	561灯	561,000
R 5	19	1,204	5,067,364	電気料	(LED20w)	4灯	6,448
					(LED32w)	645灯	1,826,119
					(20w)	2灯	6,018
					(40w)	553灯	2,683,579
				電球交換費用	(20w)	2灯	1,200
					(40w)	544灯	544,000
R 6	22	1,270	4,291,092	電気料	(LED20w)	5灯	8,773
					(LED32w)	1,179灯	3,739,514
					(20w)	1灯	5,257
					(40w)	85灯	537,588
				電球交換費用	(20w)	1灯	600
					(40w)	60灯	60,000

第　３　節　　市民センター・市民交流会館

１．市民センター

(1)　設置状況

（R７.４.１現在）

センター名	所在地	開設年月日	敷地面積（㎡）	延床面積（㎡）	構造
常盤平市民センター	常盤平３丁目30番地	S47. 5. 25	5,160	1,366 (市民センター部分)	鉄筋コンクリート地上11階建（支所併設、２階以上は都市再生機構）
稔台　〃	稔台７丁目１番地の５	S49. 7. 1	466	1,025	鉄筋コンクリート地上４階建
東部　〃	高塚新田494番地の９	S49. 8. 1	2,042	1,060 (市民センター部分)	鉄筋コンクリート地下１階地上４階（保育所併設）
小金原　〃	小金原６丁目６番地の２	S51. 4. 1	1,780	863 (市民センター部分)	鉄筋コンクリート地上２階建（老人福祉センター、支所併設）
馬橋　〃	西馬橋蔵元町177番地	S51. 11. 12	1,263	1,111	鉄筋コンクリート地上３階建
古ケ崎　〃	古ケ崎４丁目3490番地	S51. 12. 18	1,838	1,000	鉄筋コンクリート地上２階建
五香　〃	五香２丁目35番地の５	S52. 11. 12	1,060	1,019	鉄筋コンクリート地上３階建
小金　〃	小金きよしケ丘３丁目１番地の１	S53. 7. 10	1,570	1,395	鉄筋コンクリート地上２階建
明　〃	上本郷3018番地の１	R元. 11. 13	1,024	996	鉄骨地上２階建
六実　〃	六高台３丁目71番地	S54. 7. 23	1,962	1,096 (市民センター部分)	鉄筋コンクリート地上２階建（支所併設）
新松戸　〃	新松戸３丁目27番地	S56. 5. 25	1,827	1,973 (市民センター部分)	鉄筋コンクリート地上３階建（支所併設）
馬橋東　〃	馬橋1854番地の３	S58. 4. 22	796	1,198	鉄筋コンクリート地下１階地上２階建
常盤平市民センター別館	常盤平３丁目27番地の２	S58. 12. 22	300	229	鉄筋コンクリート地上２階建
小金北市民センター	中金杉２丁目159番地の２	S59. 4. 13	864	774	鉄筋コンクリート地上２階建
松飛台　〃	松飛台210番地の２	S59. 10. 19	988	922	鉄筋コンクリート地上２階建
二十世紀が丘　〃	二十世紀が丘中松町２番地	S61. 2. 9	754	779	鉄筋コンクリート地上２階建
六実市民センター別館	六高台３丁目70番地の１	S62. 4. 1	1,997	1,413	鉄筋コンクリート地上３階建
稔台市民センター別館	稔台７丁目１番地の５	S63. 4. 17	733	670 (市民センター部分)	鉄筋コンクリート地上４階建（１・２階は駐輪場）
八　柱市民センター	牧の原１丁目193番地の６	S63. 10. 21	950	791	鉄筋コンクリート地上２階建
八ケ崎　〃	八ケ崎５丁目15番地の１	H3. 10. 17	1,332	998	鉄筋コンクリート地上２階建

市民センター面積・定員一覧表

（R７.４.１現在）

センター名	㎡ 人	ホール	会議室				和室	茶室	ながいき室	料理教室	図書館	その他
常盤平	面積 定員	274.61 192	115.50 82				26.95 18	26.95 13			177.60	745.19
常盤平・別館	面積 定員		56.37 39	45.83 30			19.14 13					107.66
稔台	面積 定員	177.42 123				49.00 35	52.78 36	20.12 10	70.14 50	56.16 20	122.56	477.38
稔台・別館	面積 定員	202.80 144	56.70 40	56.70 40	33.90 24							320.78
東部	面積 定員	171.00 120	45.00 30	67.50 47				45.00 23	90.00 63	67.50 25		573.80
小金原	面積 定員	226.13 168	51.00 36				63.25 45	30.25 15		82.73 25	188.01	222.30
馬橋	面積 定員	174.00 120	58.00 42	70.00 50			58.00 42	32.04 16	56.58 40	58.00 20	66.22	538.16
古ケ崎	面積 定員	170.99 120	69.20 47	46.18 30			65.84 45	30.00 15	56.77 45	56.89 20	76.23	427.90
五香	面積 定員	159.30 111	77.60 54	79.00 56			69.50 48	29.30 19	78.50 55	51.00 15	68.50	407.13
小金	面積 定員	186.96 131	62.54 44				64.63 39	37.89 19	71.50 50	55.63 20	298.69	617.89
明	面積 定員	150.00 103	77.76 56	51.44 30			73.15 63	24.52 13	50.01 48		104.70	464.42
六実	面積 定員	325.00 232					84.98 60	59.53 29		40.18 15	146.45	440.51
六実・別館	面積 定員		153.00 109	43.20 31	32.40 23	38.30 27	73.98 52					1072.78
新松戸	面積 定員	328.80 250	46.45 30	81.83 60			80.00 55	52.30 28	69.43 45	65.15 20	217,39	1031.75
馬橋東	面積 定員	174.81 120	50.45 35	30.25 21			54.01 38	31.90 16	50.60 35		96.31	709.74
小金北	面積 定員	187.42 130	53.65 36	48.80 30			60.68 43	和室兼茶室	68.68 48		79.89	275.21
松飛台	面積 定員	190.06 133	63.98 45				65.64 45	和室兼茶室	74.82 52		79.65	448.18
二十世紀が丘	面積 定員	189.58 132	65.62 45				54.25 38	和室兼茶室	61.53 43		90.03	318.90
八柱	面積 定員	182.76 130	70.59 50	46.00 30			59.82 42	和室兼茶室	68.03 48		103.39	260.57
八ケ崎	面積 定員	218.50 156	70.00 50	49.10 30	43.60 27		51.10 36	和室兼茶室	69.00 49		93.18	403.75

(2) 利用状況

令和６年度　市民センター利用状況（目的別）

施設名	一般		社会教育関係団体		福祉団体		官公署		公共的活動団体		市外		営利目的		公用・無料		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
常盤平	3,525	37,563	885	13,189	15	141	0	0	21	627	18	288	110	1,273	409	17,844	4,983	70,925
稔台	4,188	41,635	1,035	18,142	56	2,550	0	0	92	2,286	33	406	170	3,289	184	6,624	5,758	74,932
東部	1,450	16,769	179	2,296	2	110	0	0	0	0	202	2,943	190	2,539	164	3,658	2,187	28,315
小金原	1,820	18,293	370	4,517	15	216	0	0	25	562	9	78	118	1,055	302	13,826	2,659	38,547
馬橋	2,833	29,300	618	7,619	21	328	0	0	8	107	23	280	365	4,368	205	6,621	4,073	48,623
古ケ崎	2,125	24,565	123	1,471	84	1,359	0	0	54	910	12	215	259	4,422	407	11,762	3,064	44,704
五香	2,143	27,121	480	10,957	0	0	0	0	10	200	5	93	112	1,512	195	4,859	2,945	44,742
小金	2,366	24,363	260	3,940	0	0	0	0	25	592	28	314	153	2,108	321	9,068	3,153	40,385
明	3,654	34,642	475	6,670	28	440	0	0	6	182	89	487	161	3,513	159	5,170	4,572	51,104
六実	4,263	51,605	291	5,116	118	1,789	0	0	46	832	12	324	175	2,934	349	19,148	5,254	81,748
新松戸	4,225	35,876	412	5,667	3	96	0	0	9	302	216	2,837	118	950	534	35,608	5,517	81,336
馬橋東	1,562	13,874	229	2,328	73	1,147	0	0	31	522	57	305	53	2,167	303	4,527	2,308	24,870
小金北	1,727	16,113	195	2,592	68	1,158	0	0	47	876	77	703	91	1,986	173	2,832	2,378	26,260
松飛台	1,114	13,318	198	3,279	60	556	0	0	15	528	2	12	42	334	134	3,457	1,565	21,484
二十世紀が丘	1,389	12,580	152	2,372	14	308	0	0	10	310	15	157	447	8,630	49	738	2,076	25,095
八柱	2,184	24,066	381	7,198	83	987	0	0	196	4,543	6	56	170	2,433	120	1,572	3,140	40,855
八ヶ崎	1,665	15,582	286	2,649	49	909	0	0	9	61	13	72	197	2,789	221	4,756	2,440	26,818
合計	42,233	437,265	6,569	100,002	689	12,094	0	0	604	13,440	817	9,570	2,931	46,302	4,229	152,070	58,072	770,743

令和６年度　市民センター利用状況（部屋別）

施設名	ホール		第２ホール		第１会議室		第２会議室		第３会議室		第４会議室		和室		第２和室		茶室		和室兼茶室		料理教室		ながいき室		合計	
	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	人数
常盤平	1,081	29,543	—	—	649	14,904	632	8,380	725	7,083	—	—	778	5,625	766	2,713	352	2,677	—	—	—	—	—	—	4,983	70,925
稔台	957	17,400	998	20,844	545	7,449	527	6,502	861	5,550	953	8,969	634	5,889	—	—	171	889	—	—	100	1,171	12	269	5,758	74,932
東部	793	14,310	—	—	429	6,174	736	5,826	—	—	—	—	—	—	—	—	65	509	—	—	36	455	128	1,041	2,187	28,315
小金原	877	17,238	—	—	710	12,782	—	—	—	—	—	—	748	5,384	—	—	212	1,521	—	—	112	1,622	—	—	2,659	38,547
馬橋	1,045	21,626	—	—	1,060	10,034	775	7,672	—	—	—	—	828	7,170	—	—	174	619	—	—	115	1,068	76	434	4,073	48,623
古ケ崎	878	21,265	—	—	595	7,284	567	5,717	—	—	—	—	839	8,334	—	—	41	288	—	—	85	1,235	59	581	3,064	44,704
五香	714	12,093	—	—	662	12,351	801	13,046	—	—	—	—	624	6,119	—	—	99	630	—	—	37	413	8	90	2,945	44,742
小金	910	18,617	—	—	712	9,198	—	—	—	—	—	—	1,135	9,536	—	—	203	1,252	—	—	148	1,461	45	321	3,153	40,385
明	1,312	17,315	—	—	914	12,696	950	8,592	—	—	—	—	1,014	9,811	—	—	331	2,109	—	—	—	—	51	581	4,572	51,104
六実	1,021	29,183	—	—	904	21,653	736	8,379	708	4,839	607	4,592	572	6,014	501	5,482	64	567	—	—	141	1,039	—	—	5,254	81,748
新松戸	1,286	27,338	—	—	1,097	7,528	795	27,821	—	—	—	—	1,362	12,242	—	—	502	2,621	—	—	335	2,905	140	881	5,517	81,336
馬橋東	676	11,546	—	—	484	3,880	251	3,236	—	—	—	—	652	5,147	—	—	135	761	—	—	—	—	110	300	2,308	24,870
小金北	698	10,309	—	—	526	6,581	611	5,925	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	478	3,296	—	—	65	149	2,378	26,260
松飛台	552	10,724	—	—	491	6,896	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	495	3,837	—	—	27	27	1,565	21,484
二十世紀が丘	672	9,954	—	—	614	8,058	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	594	6,505	—	—	196	578	2,076	25,095
八柱	886	15,093	—	—	584	10,228	665	6,425	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	783	7,172	—	—	222	1,937	3,140	40,855
八ケ崎	832	11,988	—	—	404	3,941	342	2,718	488	4,534	—	—	—	—	—	—	—	—	374	3,637	—	—	0	0	2,440	26,818
合計	15,190	295,542	998	20,844	11,380	161,637	8,388	110,239	2,782	22,006	1,560	13,561	9,186	81,271	1,267	8,195	2,349	14,443	2,724	24,447	1,109	11,369	1,139	7,189	58,072	770,743

2　市民交流会館

(1) 概　要

市民交流会館は、新松戸地域学校跡地有効活用事業の一環として、平成28年8月1日に開館しました。

本施設は、「文化施設」と「運動施設」から構成され、小さなお子さまから高齢の方まで、誰でも気軽に利用できる複合型の全市的な公共施設となっています。

また、6つの機能（防災、市民活動、憩い、子育て、学ぶ、スポーツ）をテーマとして、各施設を設置すると共に、その機能を利用したイベント等を開催し、新たな市民交流を創出することを目的としています。

平成29年度に愛称募集を行い、200件の応募の中から「すまいる」に決定しました。

(2) 施設情報

名　称　　松戸市市民交流会館

所 在 地　① 文化施設　松戸市新松戸七丁目192番地1

② 運動施設　松戸市新松戸五丁目179番地1

面 積 等　① 文化施設　7,078㎡

防災倉庫、音楽スタジオ（37㎡、定員10名）、自習室（69㎡、32席）、会議室（75㎡、定員24名）、多目的ホール（167㎡、定員108名）、エントランスホール（211㎡）、軽運動スペース（102㎡）、子どもフリースペース（191㎡）、乳幼児プレイスペース（136㎡）

② 運動施設　9,840㎡

体育館（36×30m）、屋外運動場（80×50m）、

バスケットボールハーフコート

（3）利用状況

令和６年度　松戸市市民交流会館　利用状況

専用使用

施設名	一般		社会教育関係団体		福祉団体		官公署		公共的活動団体		市外		営利目的		公用･無料		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
多目的ホール全面	400	6,543	163	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	231	2,620	795	11,213
多目的ホール半面A	358	1,864	15	154	0	0	0	0	0	0	3	26	0	0	493	1,221	869	3,265
多目的ホール半面B	493	4,288	32	373	0	0	0	0	0	0	5	9	1	20	526	1,200	1,057	5,890
会議室全面	270	2,788	35	424	0	0	0	0	0	0	12	143	2	44	209	751	528	4,150
会議室半面1	305	1,649	12	122	0	0	0	0	1	5	19	108	0	0	58	150	395	2,034
会議室半面2	237	1,072	15	167	0	0	0	0	0	0	26	270	1	7	36	91	315	1,607
音楽スタジオ	1,543	2,237	1	6	0	0	0	0	0	0	27	47	0	0	423	944	1,994	3,234
屋内運動場全面	46	1,509	2	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	1,418	98	3,007
屋内運動場半面A	564	6,639	54	766	65	1,616	0	0	0	0	4	19	4	108	418	4,843	1,109	13,991
屋内運動場半面B	424	3,851	37	518	2	24	0	0	0	0	5	33	47	1,267	511	6,159	1,026	11,852
屋外運動場全面	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	198	6,146	198	6,146
屋外運動場半面A	36	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	150	1	3	47	873
屋外運動場半面B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3on3コート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	138	0	0	283	853	362	991
合計	4,676	33,160	366	4,610	67	1,640	0	0	1	5	180	793	66	1,646	3,437	26,399	8,793	68,253

普通使用（※一般開放）

施設名	一般		高校生以下		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
屋内運動場半面A	35	44	5	12	40	56
屋内運動場半面B	36	53	21	71	57	124
屋外運動場半面A	0	0	0	0	0	0
屋外運動場半面B	0	0	0	0	0	0
合計	71	97	26	83	97	180

乳幼児･子どもスペース

施設名	5歳以下	6歳以上	保護者人数	合計
	人数	人数	人数	人数
乳幼児 子どもスペース	10,672	13,554	11,626	35,852

自習室

施設名	高校生以下	一般	合計
	人数	人数	人数
自習室	8,841	6,013	14,854

第 4 節　ユーカリ交通公園

〔市民安全課〕

1.概　要

この公園は、日本住宅公団施行による小金原団地の１号公園内11,000㎡（約3,300坪）の敷地内に総工費2,000万円を費やして昭和46年５月完成、その名称をユーカリ交通公園として開園し、昭和60年度管理棟を新築しました。

園内には、その名にふさわしくユーカリの木を周囲に植樹し、交通公園としての機能施設を設置しています。

当交通公園は、子供たちの交通事故を無くすため、交通ルール（きまり）等を守りながら楽しく乗り物に乗って、交通マナーを体得することを目的として設置されたものです。

主として、幼児・児童を対象とした交通安全教育（団体指導）を行っております。

〔施設の規模内容〕

所　在　地　　松戸市小金原１丁目25番地
面　　積　　15,400㎡（48年度拡張）
施設の内容　　交通標識一式
　　蒸気機関車（D51-405）・ヘリコプター・救急車・消防車
　　自転車競技コース
遊具の種類　　足踏式ゴーカート　36台・自転車　107台・バッテリーカー　４台

〔利用方法〕

利用対象者　　児童生徒及び幼児（幼児には付添が必要）
開 園 時 間　　午前９時～午後５時
申 込 方 法　　備付の帳簿に所定事項を記入し申し込む
休　園　日　　年末年始（12月29日～１月３日まで）
入　園　料　　無　料（遊具使用料）
そ　の　他　　私有の自転車、三輪車等の持込禁止・サンダル履きは不可

2．月別利用状況

ユーカリ交通公園　令和６年度　月別利用状況

月	交通安全教室								一般利用者※					合計
	小・中学校		幼稚園		その他		小計							
	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	バッテリーカー	ゴーカート	自転車	付添者	小　計	
4	22	632	3	80	16	147	41	859	12,048	2,574	5,322	19,944	39,888	40,747
5	33	957	3	72	18	162	54	1,191	10,440	2,327	4,477	17,244	34,488	35,679
6	42	1,149	4	71	16	140	62	1,360	8,879	1,901	3,826	14,606	29,212	30,572
7	13	383	1	23	11	129	25	535	2,994	536	1,202	4,732	9,464	9,999
8	0	0	0	0	14	117	14	117	4,327	747	1,484	6,558	13,116	13,233
9	24	749	0	0	20	133	44	882	7,848	1,508	3,306	12,662	25,324	26,206
10	26	746	0	0	20	187	46	933	9,380	1,844	3,930	15,154	30,308	31,241
11	28	763	4	120	24	208	56	1,091	10,656	2,242	4,907	17,805	35,610	36,701
12	0	0	33	288	20	178	53	466	9,637	1,720	3,596	14,953	29,906	30,372
1	4	119	16	268	11	82	31	469	9,880	1,847	3,821	15,548	31,096	31,565
2	3	57	10	181	9	81	22	319	9,542	2,563	4,372	16,477	32,954	33,273
3	0	0	1	22	31	305	32	327	11,869	2,460	5,131	19,460	38,920	39,247
合計	195	5,555	75	1,125	210	1,869	480	8,549	107,500	22,269	45,374	175,143	350,286	358,835

※バッテリーカー、ゴーカート及び自転車の一般利用者数については、利用回数のため、実際の人数とは異なります

第　５　節　　地域代表者制度

１．概　要　〔市民自治課〕

市行政の円滑なる運営と民主的にして明朗なる市民生活を確立するため、松戸市町会・自治会連合会と基本協定書を取り交わし、以下の事業を実施していただいています。

○市民・町会・自治会の意見を集約し、行政に提案すること。
○町会・自治会等との連絡及び調整に関すること。
○地区意見交換会の円滑な運営と各地区の具体的事業の促進に関すること。

２．地区意見交換会　〔市民自治課〕

市内15地区15会場において年１回実施し、市からは市長が出席し、地区の共通の話題を取り上げ、意見交換を行っています。

第 6 節　人 権 施 策

〔行政経営課〕

1．概　要

21世紀における世界のキーワードは、「環境」「平和」、そして「人権」といわれています。特に人権に関しては、国連総会において1994年（平成６年）に「人権教育のための国連10年」、2004年（平成16年）に「人権教育のための世界計画」が決議され、世界的な規模で人権教育への取り組みがなされてきました。

こうした人権尊重の国際的な潮流の中で、国内でも、政府をはじめ自治体や教育機関を中心に広範な人権教育が推進されています。

松戸市においても、平成10年４月に策定された総合計画の中で「人権が尊重され　すべての人が安心して暮らせるまち」という基本理念を明らかにし、平成９年２月にまとめられた「松戸市人権施策に関する基本方針」で、これからの市の人権施策の方向性を示しました。令和７年２月には、この「基本方針」を一部改定し、共通事項として「人権を尊重した行政の推進」「人権啓発・教育の推進」「相談・支援体制の整備」を掲げ、個別課題としては、「性差別（男女）の問題」「子どもの問題」「高齢者の問題」「障害のある人の問題」「被差別部落出身者の問題」「外国人の問題」「患者等の問題」「性的マイノリティの問題」「インターネットによる人権侵害」「さまざまな人権問題」の10項目を当面の課題に取り上げています。

2．施策の推進

松戸市は、「このまちに人権文化を築くために」を合言葉に、人権施策を着実に進めていますが、人権施策を効果的、体系的に推進するため、「松戸市人権施策に関する基本方針」では、施策の推進に向けて「推進体制」「行動計画の策定」「市民との協働体制」の三つの柱を設けています。

これに基づき平成９年４月、人権施策の総合調整や評価を行う「人権担当」を市長部局（※市民相談課）と教育委員会（※企画管理室）に置くとともに、平成10年２月には市役所内部の人権施策推進組織として、市長を本部長とする「松戸市人権施策推進本部」を設置しました。

また平成11年11月には、各課が具体的な行動計画を策定するためのガイドラインとなる「人権施策推進に係る指針」を策定しました。この「指針」は５年ごとに見直しを図ることになっており、平成17年度からは新たに全課に「人権施策推進員」を配置し人権施策推進体制の強化を図るとともに、平成22年度からは対象とする人権問題の領域を拡大するなど人権施策の充実に努めています。

一方、人権教育・啓発の分野では、平成９年３月に「松戸市教育委員会人権教育推進基本方針」及び「松戸市教育委員会人権教育推進実施計画」を策定し、さまざまな活動を通して人権意識の高揚を図っています。

また、平成10年には、「世界人権宣言50周年」を記念して「人権尊重都市宣言」を行いました。この宣言は、人権尊重の理念が「人権文化」として定着することによって、一人ひとりの市民が大切にされ、すべての差別や偏見がなくなり、市民の誰もが心豊かに、誇りを持っていきいきと生活できるまち「まつど」を築くことを目指しています。

※現在「人権担当」は、令和５年４月の組織改革により、行政経営課（市長部局）と教育総務課（教育委員会）に置かれています。

人権啓発推進事業

人権啓発推進事業は、人権意識の高い市民が住むまちづくりを図るため実施している事業で、毎年12月の人権週間に人権講演会などを行っている。経費の一部は法務省から県を通じて交付される委託金によって賄われている。

実施内容

年　度	内　　容
平成24年度	合唱（市立松戸高等学校）・トーク＆コンサート（李　政美氏）
平成25年度	合唱（市立松戸高等学校）・人権講演会（香山　リカ氏）
平成26年度	合唱（第一中学校）・人権講演会（ダニエル・カール氏）
平成27年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞者） 合唱（第一中学校）・人権講演会（杉尾　秀哉氏）
平成28年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞者） 合唱（第一中学校）・人権講演会（蓮池　薫氏）
平成29年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞者） 合唱（第一中学校）・人権講演会（東　小雪氏）
平成30年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞者） 合唱（第一中学校）・人権講演会（東田　直樹氏・東田　美紀氏）
令和元年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞者） 合唱（第一中学校）・人権講演会（オスマン・サンコン氏）
令和２年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
令和３年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞作品） 人権講演会（杉山　文野氏）
令和４年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞作品） 人権講演会（ドリアン助川氏）
令和５年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞者） 人権講演会（坂本　博之氏）
令和６年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞者） 人権講演会（スマイリーキクチ氏）

第 7 節　　協働のまちづくり

〔市民自治課〕

協働のまちづくりとは、市民（市民活動団体及び事業者を含む）や行政などまちを構成する主体が目的・目標を共有し、協力・連携しながら社会貢献活動に取り組むことで、市民ニーズに合った公共サービスの提供や地域課題の解決を図り、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すものです。

本市では、市民、市民活動団体、事業者及び市が協力して地域課題の解決に取り組む「協働」の推進をまちづくりの方針と位置づけ、平成19年６月、松戸市協働のまちづくり条例を制定しました。なお、令和４年４月からは、第４次松戸市協働推進計画（令和４年度～令和11年度）を策定し、施行しています。

１．協働のまちづくり条例

この条例では、協働の推進に関する基本理念及びまちづくりの担い手である市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を定めるとともに、市民活動の支援及び協働事業の推進に関する施策や制度について整備するものです。

２．松戸市協働推進計画

松戸市協働推進計画は、協働のまちづくりの推進に関する市の基本的な方針と事業を体系化した計画です。平成19年7月に施行した「松戸市協働のまちづくり条例」により計画の策定とその進捗状況を公表することが定められております。平成21年度に第1次計画を策定し、以降令和3年度までに第3次の計画を策定、推進してまいりました。この「第3次松戸市協働推進計画」について見直しを行い、令和4年度から「第4次松戸市協働推進計画」を策定し計画に基づいて施策を展開しております。

市では、この計画に基づき、市民、町会・自治会、市民活動団体、事業者による市民活動の活性化を図るとともに、それらの活動と市が協力・連携する協働に取り組むことで、まちづくりにおける行政活動、市民活動及び協働による活動がより良く調和し補完し合う協働型の行政運営を目指し、本計画を着実に推進します。

計画期間

令和4年度～令和11年度までの8年間

基本理念（何のために協働するか）

豊かで活力ある地域社会を実現し、つながりを大切に、安心して暮らせるまちを目指します。

基本目標

１．自分の望む形でまちづくりに参画できる
２．みんなが連携し協力できる
３．松戸に愛着と誇りを持つことができる

３．市民活動助成制度

市民活動助成制度は、公益性のある市民活動を促進するため、新たな市民活動の立ち上げや既存の活動を発展させる事業に対し、資金（１事業10万円以内）を一時的に助成する制度です。なお平成27年度実施分から、さらに公益性の高い事業に取り組めるよう、１事業30万円以内の助成コースを設け、実施しております。この助成金は、市民、市民活動団体、事業者と市との協働により積み立てられる「松戸市協働のまちづくり基金」を原資としています。

年度	市民活動助成事業件数
Ｒ３年度	17件
Ｒ４年度	13件
Ｒ５年度	8件
Ｒ６年度	5件
Ｒ７年度	7件

４．協働事業提案制度

協働事業提案制度は、市民活動団体又は事業者の発想や手法を活かし、提案者と市が事業の企画から実施までを協力して行う事業を募集する制度です（１事業50万円以内）。この制度では、提案者が自由に事業テーマを設定する「市民提案部門」と市がテーマを設定する「行政指定部門」があります。

年度	協働事業件数
Ｒ３年度	３件
Ｒ４年度	６件
Ｒ５年度	６件
Ｒ６年度	５件
Ｒ７年度	２件

５．協働のまちづくり基金

協働のまちづくり基金は市民、市民活動団体、事業者の皆様から寄せられた寄附金及びその同額を市費で積み立てるマッチングギフト方式を取り入れた基金です。この基金がまちを明るく元気にする「市民活動助成制度」の原資となっています。この協働のまちづくり基金を恒常的に育成するため、市では、古本で寄附する仕組みである「チャリボン」やメルカリで出品した商品の売上金をメルペイ残高を通じて寄附できる「メルカリ寄付」のほか、チャリティー自動販売機の設置を通じて寄附金を集め、基金を育成しています。

積立状況　（令和７年３月末現在）

日付	内容	収入	支出	残高
Ｒ２年４月	令和２年度市民活動助成事業交付の取り崩し		3,143,000円	3,631,162円
Ｒ３年３月	令和２年度3月補正 寄附金（Ｒ２年分） 市拠出額 利息	 188,786円 811,214円 582円		4,631,162円
Ｒ３年４月	令和３年度市民活動助成事業交付の取り崩し		2,299,000円	2,332,162円
Ｒ４年３月	令和３年度3月補正 寄附金（Ｒ３年分） 市拠出額 利息	 444,825円 1,693,949円 363円		4,471,162円
Ｒ４年４月	令和４年度市民活動助成事業交付の取り崩し		2,370,000円	2,101,162円
Ｒ５年３月	令和４年度3月補正 寄附金（Ｒ４年分） 市拠出額 利息	 812,816円 1,158,735円 46円		4,072,162円
Ｒ６年３月	令和５年度市民活動助成事業交付の取り崩し 令和５年度3月補正 寄附金（Ｒ５年分） 市拠出額 利息	 1,206,874円 1,495,805円 42円	1,611,000円	5,163,162円
Ｒ７年３月	令和６年度市民活動助成事業交付の取り崩し 令和６年度3月補正 寄附金（Ｒ６年分） 市拠出額 利息	 1,424,392円 1,780,758円 78円	650,000円	7,718,162円

松戸市協働のまちづくり基金条例は、平成19年７月１日施行です。

６．松戸市協働のまちづくり協議会

平成19年９月１日に「松戸市協働のまちづくり協議会」を設置しました。松戸市協働のまちづくり協議会（以下、「協議会」という。）は、松戸市協働のまちづくり条例第10条の規定に基づき、地方自治法第138条の４第３項に定める市長の附属機関として、協働事業の審査及び協働の推進に必要な事項について協議を行うために設置されたものです。

所掌事務

・協働事業提案制度及び市民活動助成金交付制度の審査及び評価に関すること。

・協働のまちづくりを推進するために必要な事項に関すること。

組織

協議会の委員は10名以内とし、学識経験者、関係団体を代表する者、市民公募委員、市職員、その他市長が必要と認める者で構成されています。

委員の任期は、２年間です。

７．まつど市民活動サポートセンター

まつど市民活動サポートセンターは、市民、市民活動団体、事業者が自主的に行なう社会貢献活動（市民活動）を支援し、その発展に寄与するために、松戸市が設置した公設民営の施設です。

第　7　章

経　済　振　興

＝内　　容＝

第１節　商　工　業 ……127
　１．商　　業 ……127
　２．工　　業 ……132
第２節　労　　政 ……135
　１．雇用対策 ……135
　２．職場訓練 ……135
　３．勤労者福祉 ……136
第３節　経営支援 ……137
　１．中小企業相談事業 ……137
　２．中小企業資金融資制度 ……137
第４節　競輪事業 ……138
第５節　消費生活 ……140
　１．消費生活モニター ……140
　２．消費生活講座 ……140
　　⑴　暮らしのいきいき講座 ……140
　　⑵　くらしのセミナー ……140
　　⑶　シルバー消費者教室 ……140
　　⑷　夏休み親子消費者教室 ……140
　　⑸　若者向け消費者教育 ……140
　　⑹　学校における消費者教育 ……140
　３．消費生活展 ……141
　４．消費者月間キャンペーン ……141
　５．消費生活相談 ……141
　　⑴　販売購入形態・支払方法別件数…141
　　⑵　相談対象商品・役務 ……142
　　⑶　相談内容別件数 ……143
　６．消費者向けパンフレット ……143
　７．消費生活センター ……143
　８．消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査（権限移譲事務）……144
　　⑴　消費生活用製品安全法 ……144
　　⑵　家庭用品品質表示法 ……144
　　⑶　電気用品安全法 ……144
　　⑷　ガス事業法 ……144
　　⑸　液化石油ガス法 ……144
　９．計　　量 ……145
　　⑴　定期検査 ……145
　　⑵　有効期間計量器立入検査 ……145
　　⑶　商品量目立入検査 ……145
　　⑷　使用中の計量器 ……145
第６節　公設地方卸売市場 ……146
　１．市場の概要 ……146
　２．卸売実績 ……146
　３．公設地方卸売市場運営審議会 ……146
第７節　農　　業 ……147
　１．農業動態 ……147
　２．病害虫等防除 ……148
　３．農業振興 ……148
　　⑴　育成事業 ……148
　　⑵　松戸市農業振興事業補助金交付要綱 …148
　　⑶　振興資金 ……151
　　⑷　松戸市農業振興資金利子補給金 151
　　⑸　農業近代化資金利子補給金 ……151
　４．畜産関係 ……151
　　⑴　家畜飼養状況 ……151
　５．農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（松戸市農業基本構想） ……152
　６．松戸市都市農業振興計画 ……153
第８節　観　　光 ……154
第９節　国　際　化 ……157
　１．国際交流 ……157
　　⑴　本市の状況 ……157
　　⑵　（公財）松戸市国際交流協会 ……157

第 1 節　　商　工　業

〔商工振興課〕

1．商　業

本市は、東京の近郊都市として、交通機関の発展等により、昭和30年代半ばから急激な流入人口の増加が生じました。この流入人口は都市に職場を持つ若いサラリーマンが多く、近代的な感覚を持ち、合理的な生活を営んでいます。そのため、消費需要も多様化して、商店街は量的拡大と質的変化を遂げ、本市商業は著しく発展したが、近年の景気低迷に伴い、頭打ちの傾向をみせています。

現在、市では松戸駅周辺地区を広域的な交流や活動により、賑わいのあるまちとして商圏の拡大を図るとともに、地域商店街については、最寄品等の需要を考え合せた商店街を育成し、消費者に密着した商業の発展を目ざしています。

・商　店　数

産業中分類	事業所数		増減数	増減率	令和３年構成比
	平成28年	令和３年			
	事業所	事業所	事業所	(%)	(%)
一般卸売業	500	506	6	101.2	22.1
各種商品小売業	7	4	△ 3	57.1	0.2
織物・衣服・身の回り品小売業	249	238	△ 11	95.6	10.4
飲食料品小売業	632	563	△ 69	89.1	24.6
機械器具小売業	231	229	△ 2	99.1	10.0
その他の小売業	711	681	△ 30	95.8	29.8
無店舗小売業	63	64	1	101.6	2.8
総数	2,393	2,285	△ 108	95.5	100.0

※出典：経済センサス活動調査
※構成比の数値は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

・従業者数

産業中分類	従業者数		増減数	増減率	令和３年構成比
	平成28年	令和３年			
	人	人	人	（%）	（%）
一般卸売業	4,469	4,687	218	104.9	19.4
各種商品小売業	1,689	388	△1,301	23.0	1.6
織物・衣服・身の回り品小売業	1,218	1,264	46	103.8	5.2
飲食料品小売業	8,101	9,387	1,286	115.9	38.8
機械器具小売業	1,610	1,772	162	110.1	7.3
その他の小売業	5,731	6,196	465	108.1	25.6
無店舗小売業	477	496	19	104.0	2.1
総数	23,295	24,190	895	103.8	100.0

※出典：経済センサス活動調査
※構成比の数値は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

・年間販売額

産業中分類	年間販売額		増減額	増減率	令和３年構成比
	平成28年	令和３年			
	百万円	百万円	百万円	（%）	（%）
一般卸売業	379,874	790,424	410,550	208.1	69.0
各種商品小売業	53,184	6,175	△47,009	11.6	0.5
織物・衣服・身の回り品小売業	18,408	16,814	△1,594	91.3	1.5
飲食料品小売業	110,626	133,800	23,174	120.9	11.7
機械器具小売業	56,739	61,791	5,052	108.9	5.4
その他の小売業	105,902	115,776	9,874	109.3	10.1
無店舗小売業	15,674	20,126	4,452	128.4	1.8
総数	740,407	1,144,907	404,499	154.6	100.0

※出典：経済センサス活動調査
※構成比の数値は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

・小売業の推移

	平成24年		平成28年		令和３年	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数
事業所数（店）	1,863	100	1,893	101.6	1,779	95.5
従業員数（人）	16,523	100	18,826	113.9	19,503	118.0
年間販売額（百万円）	298,052	100	360,533	121.0	354,483	118.9
売場面積（㎡）	343,787	100	375,725	109.3	385,134	112.0
１店当り従業員数（人）	8.9	100	9.9	111.2	11.0	123.6
１店当り売場面積（㎡）	189.8	100	205.3	108.2	224.6	118.3
１店当り年間販売額（万円）	15,998	100	19,046	119.1	19,926	124.6
従業員１人当り年間販売額（万円）	1,804	100	1,915	106.2	1,818	100.8
売場面積１㎡当り年間販売額（万円）	82	100	92	112.2	87	106.1
人口１人当り年間販売額（万円）	62	100	74	119.4	71	114.5
人口（人）	480,579	100	486,045	101.1	497,065	103.4

※人口以外の出典：経済センサス活動調査
※指数は平成24年＝100
※人口は各年の10月1日現在（出典：千葉県毎月常住人口調査）
※１店当り売場面積および売場面積1㎡当り年間販売額の算出にあたっては、無店舗販売の事業所を除く

・卸売業の推移

	平成24年		平成28年		令和３年	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数
事業所数（店）	508	100	500	98.4	506	99.6
従業員数（人）	3,694	100	4,469	121.0	4,687	126.9
年間販売額（百万円）	312,155	100	379,874	121.7	790,424	253.2
売場面積（㎡）	－	－	－	－	－	－
１店当り従業員数（人）	7.3	100	8.9	121.9	9.3	127.4
１店当り売場面積（㎡）	－	－	－	－	－	－
１店当り年間販売額（万円）	61,448	100	75,975	123.6	156,210	254.2
従業員１人当り年間販売額（万円）	8,450	100	8,500	100.6	16,864	199.6
売場面積１㎡当り年間販売額（万円）	－	－	－	－	－	－
人口１人当り年間販売額（万円）	65	100	78	120.0	159	244.6
人口（人）	480,579	100	486,045	101.1	497,065	103.4

※人口以外の出典：「経済センサス活動調査」
※指数は平成24年＝100
※人口は各年の10月1日現在（出典：千葉県毎月常住人口調査）

・3,000㎡以上の大型店の出店状況

（R7.3.31 現在）

店　　名	所在地区	業種・業態	開店年月	店舗面積 ㎡	備考(主な取扱商品)
ヨークプライス五香店	五　　香	スーパーマーケット他	S47.11	6,149	食料品・衣料品・雑貨
西友常盤平店	常　盤　平	スーパーマーケット他	S49.12	13,851	総合商品
アトレ松戸	松戸駅西口	寄合百貨店	S52. 4	8,472	ショッピングセンター
ピアザ松戸	松戸駅東口	専　門　店	S52.10	7,822	衣料品・書籍
オリンピック馬橋店	馬　　橋	スーパーマーケット他	H26.10	3,250	総合商品
イトーヨーカドー松戸店	松戸駅東口	スーパーマーケット他	S55. 6	19,904	総合商品
イオンフードスタイル新松戸店	新　松　戸	スーパーマーケット他	S56.11	15,575	総合商品
イトーヨーカドー八柱店	八　　柱	スーパーマーケット他	S57.10	7,724	総合商品
プラッツ五香	五　　香	スーパーマーケット他	H 4. 4	11,153	総合商品
イオン北小金店	北小金駅	百　貨　店	H 6. 3	11,628	総合商品
プチモール二ツ木	二　ツ　木	専　門　店	H12.11	5,523	スポーツ用品・玩具
ユニディ松戸ときわ平店	常　盤　平	専　門　店	H15. 7	6,136	ホームセンター
ニトリ松戸店	松　　戸	専　門　店	H16. 9	5,004	家具
グリーンマークシティ松戸新田	松戸新田	スーパーマーケット他	H19.10	4,200	食料品・衣料品・書籍
家電住まいる館YAMADA松戸本店	松　　戸	専　門　店	H21. 8	6,064	家庭用電化製品等
マミーマート松戸新田店	松戸新田	スーパーマーケット他	H27. 5	3,300	総合商品
ロイヤルホームセンター松戸	松戸新田	専　門　店	H28.11	6,800	ホームセンター
ベルクスファインシティ東松戸店	東　松　戸	スーパーマーケット他	H30. 4	3,350	総合商品
KITE MITE MATSUDO	松戸駅西口	複合商業施設	H31. 4	31,268	総合商品
テラスモール松戸	八　ケ　崎	複合商業施設	R元.10	23,854	総合商品
ニトリ松戸古ケ崎店	古　ケ　崎	専　門　店	R５. 9	4,098	家具
合　　計		21店		205,125	

・振興事業

市内の商業者が当面する課題に対処するため、商店経営講習会、商店会個別講習会を開催しているとともに、商店会の法人化、商店街振興組合及び事業協同組合等の設立指導を進めています。なお、商店街等近代化の一環としてアーチ、街路灯を共同して設置する場合や、地域の振興発展のために共同で実施する事業に対して次表の補助を行っています。

アーチ設置費補助

年度	補助基準（１基当たり）		補助実績			
	補助率	認定工事費	対象団体数	基数	総工事費	市補助金
				基	円	円
Ｒ２	認定工事費の50％～80％以内	片袖アーチ 600,000円上限	0	0	0	0
Ｒ３	〃	〃	0	0	0	0
Ｒ４	〃	〃	0	0	0	0
Ｒ５	〃	〃	0	0	0	0
Ｒ６	〃	〃	0	0	0	0

街路灯設置費補助

年度	補助基準（1基当たり）		補助実績			
	補助率	認定工事費	対象団体数	基数	総工事費	市補助金
			団体	基	円	円
R2	認定工事費の50%～80%以内	200,000円上限	1	1	297,000	100,000
R3	〃	〃	1	0	0	0
R4	〃	〃	0	0	0	0
R5	〃	〃	0	0	0	0
R6	〃	〃	0	0	0	0

街路灯維持管理費補助

年度	補助基準（1基当たり）	補助実績		
	認定工事費	対象団体数	基数	市補助金
		団体	基	円
R2	街路灯5,000円上限　アーケード2,500円上限	60	1,929	7,984,525
R3	〃　〃	59	1,876	7,715,061
R4	街路灯10,000円上限　アーケード5,000円上限 ※電気料金高騰に伴う時限的措置として	57	1,769	11,133,353
R5	街路灯5,000円上限　アーケード2,500円上限	55	1,700	7,321,455
R6	街路灯7,500円上限　アーケード4,500円上限	53	1,646	9,549,917

駐車場補助

年度	補助基準		補助実績			
	補助率	認定事業費	対象団体数	基数	総事業費	市補助金
					円	円
R2	認定事業費の50%	用地借上料　1台あたり5,000円 設置・修繕工事費　その都度定める	0	0	0	0
R3	〃	〃	0	0	0	0
R4	〃	〃	0	0	0	0
R5	〃	〃	0	0	0	0
R6	〃	〃	0	0	0	0

ベンチ設置費補助

年度	補助率	補助実績			
		対象団体数	基数	総事業費	市補助金
				円	円
R2	認定事業費の50%	0	0	0	0
R3	〃	0	0	0	0
R4	〃	0	0	0	0
R5	〃	0	0	0	0
R6	〃	0	0	0	0

街路灯修繕費補助

年度	補助基準（1基当たり）	補助実績		
	認定工事費	対象団体数	基数	市補助金
		団体	基	円
R2	撤去は街路灯及びアーチ100,000円上限	12	195	4,299,795
R3	〃	10	204	4,112,294
R4	〃	17	315	8,588,280
R5	〃	4	133	1,910,550
R6	撤去は街路灯及びアーチ50,000円上限	18	316	10,794,664

商業振興共同事業補助

年度	補助基準		補助実績	
	補助率	認定事業費	実施事業数(対象団体数)	市補助金
			回(団体)	円
R２	認定事業費の2/3	申請回数年3回まで ①大規模事業型　※任意商店会のみ 補助金額 500,000円上限（1商店会あたり） ②一般型 任意商店会 225,000円上限 法人商店会 600,000円上限 〔ただし、年1回のみの申請の場合は、 任意商店会の上限を 450,000円 法人商店会の上限を 1,200,000円 とすることも可能〕	16（14）	6,958,000
R３	〃	〃	25（20）	11,934,000
R４	〃	上記に加え、コロナ禍に伴う時限的措置として、 ②一般型の1回あたりの認定事業費を、 任意商店会150,000円 法人商店会300,000円増額する	34（23）	16,659,000
R５	〃	〃	42（28）	22,038,000
R６	〃	コロナ禍に伴う時限的措置を削除	37（24）	17,824,000

２．工　業

本市は、昭和35年４月に新情勢に対応して都市計画を変更し、それまで北松戸地区だけに指定していた工業専用地域に加えて、新たに稔台・松飛台地区に工業専用地域を指定し、現在の北松戸、稔台、松飛台の工業団地建設に本腰を入れはじめました。

それまでの本市工業は、家内工業というべき、小規模工業が大半を占めていて、どうしても工業の発展はおくれがちでした。事実昭和31年５月に全国市長会が調査した「松戸市の産業振興」の報告書にも“貧弱な市内工業”と指摘され、工業出荷額も12億円にすぎないことが言及されています。

しかし、前述の工業団地建設によって、本市も徐々に工場立地上の問題点が解消され、比較的大きな企業も進出し、昭和37年には、新たに松飛台工業団地の建設に着手してからは、本市工業も順調な発展をしてきました。現在、本市の三大工業団地は、千葉県内の内陸工業団地のなかで有数の地位を占め、本市の工業生産にとって大きな役割を担っています。

工業団地の状況

（H19.7月現在）

		北松戸工業団地	稔台工業団地	松飛台工業団地
面積	工業専用地域	67ha	40ha	43ha
	準工業地域	33ha	52ha	28ha
事業開始年月		昭和35年４月	昭和35年６月	昭和36年12月
事業完了年月		昭和41年３月	昭和36年４月	昭和39年３月
操業企業数		70社	67社	69社

・工業の推移

項目／年	事業所数（か所）	従業者数（人）	製造品出荷額（万円）	１事業所当たり出荷額（万円）	１従業者当たり出荷額（万円）	１事業所当たり従業者数（人）
H25	320	10,294	32,721,928	102,256	3,179	32
H26	314	10,437	33,439,990	106,497	3,204	33
H28	355	10,236	35,216,066	99.200	3,440	29
H29	283	9,427	31,243,956	110,403	3,314	33
H30	287	9,375	30,468,304	106,161	3,250	33
R１	310	9,863	35,227,099	113,636	3,572	32
R２	285	9,291	33,725,563	118,335	3,630	33
R３	285	9,439	37,105,572	130,195	3,931	33
R４	395	9,853	35,413,370	89,654	3,594	25
R５	398	9,817	34,551,387	86,813	3,520	25

※平成28年・令和3年は経済センサス、平成24年～平成26年及び平成29年～令和２年は工業統計調査、
令和４年以後は経済構造実態調査（製造業事業所調査）による。
※令和３年以前は従業員４人以上の事業所、令和4年以後は全事業所を対象として集計。

産業中分類	事業所数（か所）			従業者数（人）			製造品出荷額等（万円）		
	R4年	R5年	R5年 構成比	R4年	R5年	R5年 構成比	R4年	R5年	R5年 構成比
松戸市	395	398	100.0%	9,853	9,817	100.0%	35,413,370	34,551,387	100.0%
9　食料品製造業	28	27	6.8%	2,938	2,890	29.4%	6,518,556	6,532,125	18.9%
10　飲料･たばこ･飼料製造業	4	4	1.0%	565	569	5.8%	11,644,573	10,988,188	31.8%
11　繊維工業	13	14	3.5%	145	159	1.6%	158,450	161,859	0.5%
12　木材･木製品製造業（家具を除く）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13　家具･装備品製造業	13	13	3.3%	118	112	1.1%	248,933	311,317	0.9%
14　パルプ･紙･紙加工品製造業	15	15	3.8%	253	251	2.6%	536,222	797,297	2.3%
15　印刷･同関連業	35	35	8.8%	508	515	5.2%	981,346	953,996	2.8%
16　化学工業	11	11	2.8%	401	456	4.6%	978,868	1,046,694	3.0%
18　プラスチック製品製造業（別掲を除く）	33	34	8.5%	626	633	6.4%	1,970,685	1,895,783	5.5%
19　ゴム製品製造業	12	12	3.0%	183	181	1.8%	231,599	212,335	0.6%
20　なめし革･同製品･毛皮製造業	11	11	2.8%	104	98	1.0%	153,616	155,134	0.4%
21　窯業･土石製品製造業	7	8	2.0%	132	129	1.3%	392,377	429,608	1.2%
22　鉄鋼業	8	8	2.0%	43	43	0.4%	188,947	138,332	0.4%
23　非鉄金属製造業	4	4	1.0%	62	62	0.6%	×	168,000	0.5%
24　金属製品製造業	71	75	18.8%	1,586	1,719	17.5%	4,934,663	5,300,537	15.3%
25　はん用機械器具製造業	14	17	4.3%	225	318	3.2%	521,332	612,484	1.8%
26　生産用機械器具製造業	44	39	9.8%	678	525	5.3%	1,320,758	1,047,380	3.0%
27　業務用機械器具製造業	14	14	3.5%	103	103	1.0%	125,708	132,913	0.4%
28　電子部品･デバイス･電子回路製造業	9	9	2.3%	591	600	6.1%	1,550,025	1,381,170	4.0%
29　電気機械器具製造業	12	11	2.8%	173	82	0.8%	908,458	126,995	0.4%
30　情報通信機械器具製造業	1	－	－	63	－	－	×	－	－
31　輸送用機械器具製造業	6	6	1.5%	71	70	0.7%	91,613	95,240	0.3%
32　その他の製造業	30	31	7.8%	285	302	3.1%	1,180,052	2,064,000	6.0%

※経済構造実態調査（製造業事業所調査）による。
※全事業所を対象として集計。
※構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

（×）・・・伏字したもの

第 2 節　　労　　政

1．雇用対策

市内事業所の労働力確保と不況下における就職難に役立てるため、次の事業を実施しています。

・　松戸公共職業安定所雇用促進協力会

職安に側面から協力し県内外の労働力の確保と導入を図り地域と企業の発展に寄与しています。

補助金　500千円（R６年度）

・　松戸市退職金共済掛金補助事業

従業員の福祉の増進と中小企業の発展に寄与するため、市内中小企業者のうち、中小企業退職金共済契約及び特定退職金共済契約を締結しているものに対し、補助をしています。

①　補助金　　被共済者（月額掛金×12か月）×$\frac{20}{100}$

②　実　績　　159企業　514名　7,933,168円（R６年度）

・　雇用促進奨励補助金（障害者分）

障害者を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付することにより、障害者の雇用機会の拡大と雇用の定着を図っています。

①　補助金　　各月賃金×12か月×$\frac{30}{100}$（各月 20,000円を限度）

②　実　績　　15企業　　48名　4,709,071円（R６年度）

・　雇用促進奨励補助金（高年齢者分）

高年齢者（60歳以上）を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付することにより、高年齢者の雇用機会の拡大と雇用の定着を図っています。

①　補助金　　各月賃金×12か月×$\frac{30}{100}$（各月 20,000円を限度）

②　実　績　　18企業　　19名　1,865,504円（R６年度）

・　雇用促進奨励補助金（就職氷河期世代分）

就職氷河期世代を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付することにより、就職氷河期世代の雇用機会の拡大と雇用の定着を図っています。

①　補助金　　各月賃金×12か月×$\frac{30}{100}$（各月20,000円を限度）

②　実　績　　2企業　　2名　　180,000円　（R６年度）

・　障害者職場実習奨励補助金

障害者の雇用機会の拡大を図るため、障害者の方を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付します。

①　補助金　　５日以上の職場実習１回につき　20,000円

②　実　績　　60社　　87名　1,740,000円（R６年度）

2．職場訓練

・　松戸共同高等職業訓練校

技能労働者の職業に必要な能力を開発向上させ、職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練（共同職業訓練）を実施するため、職業訓練法人松戸共同職業訓練協会を設立し、小金原１丁目１９番地の３に松戸共同高等職業訓練校を開校しています。

訓練科目は木造建築科、左官・タイル施工科の２科目です。

・　松戸地域職業訓練センター

地域に働く方々が必要とされる各職業訓練のための研修や施設の提供、地域の皆様に多様な学習機会を提供すると共に地域住民の福祉向上と地域経済社会の発展に寄与することを目的として平成５年度、小金原１丁目19番地の３に開所しました。　補助金　17,000千円

敷地面積　　3,215㎡

延床面積　　1,029.40㎡

施設内容　　１階 ＯＡ教室、事務室、実技棟、第１教室

２階 多目的ホール（通常は第２～４教室に分離）

３．勤労者福祉

・　労働相談の開設

社会保険労務士による相談を週２回行う。

○ 相談場所　勤労会館

○ 相談日時　月・木曜日（第３木曜日及び年末年始を除く）午後５時～８時

・　勤労会館の運営

勤労者の文化及び教養並びに勤労意欲を高めるために、施設を提供すると共に、ふれあい教室、労働セミナー等を開催しています。

○　敷地面積　474.22㎡

○　延床面積　1,164.58㎡（地下１階　地上４階）

○　開　　館　昭和55年11月

○　施設案内　会議室（３室　定員35人・25人・15人）

和　室（２室　定員20人・10人）

ホール（定員150人）

第 3 節　　経 営 支 援

1．中小企業相談事業

市内中小企業を対象とした経営相談窓口「松戸ビジネスサポートセンター　ビジまど」と、これから創業する方または創業後間もない方を対象とした創業相談窓口「松戸スタートアップオフィス」を設置し、相談事業を実施しています。

・経営相談窓口　松戸ビジネスサポートセンター　ビジまど
〈事業概要〉
市内中小企業のさまざまな事業のお悩みをアドバイザーがヒアリングし、課題解決や新たな取り組みの実現に向けて伴走支援します
〈主な相談内容〉
売上向上、経営改善、資金調達、補助金活用、事業承継　等
〈相談場所〉
松戸ビジネスサポートセンター　ビジまど　（商工振興課内）
〈相談日時〉
平日9時から17時まで（事前予約制、１回あたり１時間程度）

・創業相談窓口　松戸スタートアップオフィス
〈事業概要〉
これから市内で創業する方の創業相談及び市内で創業して間もない方の経営相談を行っています
〈主な相談内容〉
創業計画の策定、資金調達、補助金活用、創業に関する手続き　等
〈相談場所〉
松戸スタートアップオフィス　（松戸市松戸1307-1　松戸ビル13階）
〈相談日時〉
随時（事前予約制、１回あたり１時間程度）

2．中小企業資金融資制度

千葉県信用保証協会の基本協定に関して同意が得られず、平成15年度より松戸市の融資制度は凍結しています。

第　４　節　　競　輪　事　業

〔公営競技事務所〕

昭和25年６月21日に自転車競技法に基づいて施行権（１開催６日間年２回）が認められ、松戸競輪場（民営）を借り上げ施行しております。平成12年度より年４回開催になりました。

なお、平成１７年度より施行一元化により年間１２回開催となりました。

・令和６年度開催状況

開催日		
第１回	4月/5月	4/1・2・3　5/11・12・13
第２回	5月	5/27・28・29　6/10・11・12
第３回	6月	6/21・22・23　9/11・12・13
第４回	8月	8/1・2・3・4
第５回	10月/11月	10/15・16・17　11/5・6・7
第６回	10月	10/22・23・24　11/14・15・16
第７回	10月/11月	10/30・31　11/1
第８回	11月	11/25・26・27
第９回	12月/1月	12/16・17・18　1/4・5・6
第10回	12月/1月	12/24・25・26　1/29・30・31
第11回	2月	2/25・26・27
第12回	3月	3/27・28・29
第13回	6月/9月	6/28・29・30　9/18・19・20
第14回	7月	7/13・14・15

・令和６年度入場者、入場料

区　　分	入場者	入場料
第１回	0人	0円
第２回	7,757人	447,000円
第３回	8,996人	665,000円
第４回	8,369人	1,434,000円
第５回	0人	0円
第６回	0人	0円
第７回	4,312人	249,000円
第８回	3,625人	271,000円
第９回	9,358人	875,000円
第１０回	0人	0円
第１１回	5,391人	325,000円
第１２回	4,100人	438,000円
第１３回	0人	0円
第１４回	18,437人	1,764,000円
第１５回	0人	0円
合　　計	70,345人	6,468,000円

令和６年度車券売上額

（単位：円）

	２枠複	２枠単	２車複	２車単	３連複	３連単	ワイド	ﾁｬﾘﾛﾄ重勝式	返還金	計
第1回	0	0	45,217,900	93,839,800	139,030,700	1,933,766,100	50,482,400	4,883,700	0	2,267,220,600
第2回	0	0	47,152,600	110,351,100	145,591,500	1,837,562,200	44,863,900	4,124,400	0	2,189,645,700
第3回	0	0	42,518,200	111,952,900	136,139,900	1,750,571,700	38,532,100	3,378,900	3,600	2,083,097,300
第4回	31,146,400	31,944,300	102,545,100	380,350,700	466,440,400	4,816,867,700	69,010,900	3,174,200	0	5,901,479,700
第5回	0	0	84,486,900	89,699,300	169,405,100	2,375,080,900	64,089,400	4,674,500	0	2,787,436,100
第6回	0	0	25,481,900	52,556,000	79,590,200	888,296,500	24,341,300	2,640,600	3,396,500	1,076,303,000
第7回	0	0	30,419,900	78,846,600	106,362,500	1,394,934,700	29,873,900	1,977,600	1,273,900	1,643,689,100
第8回	0	0	35,559,500	91,837,400	127,264,000	1,563,801,500	30,745,700	2,693,500	74,000	1,851,975,600
第9回	0	0	62,248,200	156,012,500	208,150,100	2,656,510,900	58,648,500	2,822,000	304,400	3,144,696,600
第10回	0	0	55,197,500	121,919,900	173,772,000	2,565,976,100	55,782,100	5,175,500	306,400	2,978,129,500
第11回	0	0	34,042,100	112,929,400	123,930,600	1,465,101,100	36,941,000	2,872,900	0	1,775,817,100
第12回	0	0	41,844,800	88,218,800	126,034,500	1,507,173,000	28,544,700	1,276,800	0	1,793,092,600
第13回	0	0	46,049,900	101,653,000	143,378,300	1,994,949,100	52,005,300	3,358,100	0	2,341,393,700
第14回	25,679,800	31,368,300	118,626,300	432,650,200	552,003,500	5,221,284,600	78,247,700	3,526,900	0	6,463,387,300
第15回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	56,826,200	63,312,600	771,390,800	2,022,817,600	2,697,093,300	31,971,876,100	662,108,900	46,579,600	5,358,800	38,297,363,900

年度別収益状況

（単位：千円）

年度	売上金	入場料	繰越金	その他	歳入計
R４	32,231,510	5,631	1,481,062	685,345	34,403,548
R５	33,141,107	6,390	1,570,187	112,807	34,830,491
R６	38,297,364	6,468	1,822,298	72,924	40,199,054

（単位：千円）

年度	総務費	開催経費	公債費	一般会計繰出金	公営企業金融公庫納付金	歳出計	純収入	収益率
R４	56,291	32,377,070	0	400,000	0	32,833,361	89,125	0.27%
R５	60,727	32,515,258	0	350,000	82,208	33,008,193	252,111	0.76%
R６	82,253	37,530,089	0	600,000	74,508	38,286,850	89,906	0.23%

第 5 節　　消 費 生 活

〔消費生活課〕

1．消費生活モニター

市民からの消費生活に関する意見、要望等を収集し、行政に反映させることにより、市民の消費生活の向上と健全化を図ること並びに消費者教育を推進する人材の育成を目的としています。

・任期　１年

・職務　①消費生活に関する情報、意見等を提供すること。
②消費生活に関する調査、研究を行うこと。
③千葉県又は市からのアンケートに回答すること。
④研究会及び消費者啓発に関する事業に参加すること。
⑤消費生活に関する知識を習得すること。
⑥消費者教育での講師の補助に努めること。

2．消費生活講座

⑴　暮らしのいきいき講座

消費者が自主性をもって安全な消費生活ができるよう、無料で市民の希望する場所へ専門講師を派遣し、希望のテーマで講座を開催しています。（２回開催）

⑵　くらしのセミナー

①　消費者月間教室

消費者月間にあたる５月に、消費者が豊かで安心な消費生活を送れるよう、時世にあったテーマで開催しています。（３回開催）

②　秋の消費者教室

豊かな消費生活、自立した消費者づくりを目指して開催しています。（０回開催）

⑶　シルバー消費者教室

高齢者を対象として悪質商法に関する情報提供と消費者被害の防止を目的に申し込みを受け付け、開催しています。(13回開催)

⑷　夏休み親子消費者教室

小学生の親子を対象に調理や実習形式で親と子の共同作業を通じながら、消費生活について学習することを目的に開催しています。（２回開催）

⑸　若者向け消費者教育

若年層を対象に、悪質商法に関する情報の提供と消費者被害の防止を目的に、申し込みによる講座の開催やその他啓発活動等を実施しています。（１回開催・成人式）

⑹　学校における消費者教育

消費者教育推進法の施行に伴い、市内の学校において、契約の基本やインターネットトラブル等に関する講座を申し込みにより開催しています。また、若年層用クリアファイルの配布を実施し、消費者被害の発生を未然に防ぐための啓発活動を実施しています。（４回開催）

3．消費生活展

消費生活に関する様々な情報を提供するとともに、参加団体が消費者問題について研究した日頃の成果を発表することを目的として開催しています。

⑴令和６年度「第48回松戸市消費生活展」

テ ー マ　「高めよう！消費者力 ～自立した消費者になるために～」

開催期間　令和６年10月２日（水）～９日（水）

入場人員　369人

⑵消費生活講演会

日　　時　令和６年11月７日（木）

会　　場　松戸市民劇場

タイトル　物価上昇に負けない！ 誰でもできる家計管理のコツ

講　　師　株式会社 生活設計塾クルー　取締役　深田　晶恵氏

受講者数　66名

⑶デジタル消費生活展

日　　時　令和６年10月10日（木）～

4．消費者月間キャンペーン

消費者月間（毎年５月）及び消費者の日（５月30日）に合わせて、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行っています。

内　　容　市役所内連絡通路にパネル展示やパンフレット等を配置
公用車にボディーパネルを貼付
市役所本館に懸垂幕を掲示
電子モニターの掲載

5．消費生活相談

消費者生活センターでは市民の方の商品、サービス、契約トラブルなどについて専門の消費生活相談員が相談を受け付け、解決のための助言などを行っています。

令和２年度受付件数　3,398件
令和３年度受付件数　2,930件
令和４年度受付件数　3,080件
令和５年度受付件数　3,009件
令和６年度受付件数　3,294件

消費生活相談内容分類

⑴　販売購入形態・支払方法別件数

（令和６年度）

区分	合計	販売購入形態									支払方法別			
		店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ	電話勧誘	ネガティブ	訪問購入	無店舗	不明・無関係	現金等	販売信用	借金契約	不明・無関係
苦情	3,075	607	457	1,151	12	158	3	20	5	662	907	896	52	1,220
問合せ	217	17	5	19	0	4	0	1	0	171	16	14	5	182
要望	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
合計	3,294	624	462	1,170	12	162	3	21	5	835	923	910	57	1,404

(2) 相談対象商品・役務

商品・役務種別	件数	主な商品・役務名
商品一般	248	商品一般(248)
食料品	233	他の健康食品(74) 健康食品(41) 魚介類(9) ミネラルウォーター(7) 酵素食品(7) 食料一般(6) 他の飲料(5)
住居品	129	ルームエアコン(9) 電気温風ヒーター(9) 電気冷蔵庫(6) フライパン(6) 浄水器(5) 洗濯機(5)椅子(4) 食器(3)
光熱水品	66	電気(47) プロパンガス(8) ガス(2) 都市ガス(2) ガソリン(2) 水道水(2) 水道(1) 他の水(1)
被服品	136	紳士・婦人洋服(17) 紳士・婦人用バッグ(15) 他のシャツ(9) 上着(7) 婦人靴(6) 着物類(4)トレーニングウェア類(4) コート(4)
保健衛生品	288	化粧クリーム(80) 化粧品(33) ファウンデーション(31) 乳液(28) 養毛剤(16) 歯みがき粉(13)化粧水(8) シャンプー(8)
教養娯楽品	232	スマートフォン(32) 新聞(20) 他の玩具・遊具(12) モバイル専用端末機器(10) 書籍(10) 腕時計(9) 教養娯楽品その他(8) インターネット関連機器(6)
車両・乗り物	59	普通・小型自動車(22) 四輪自動車(6) 軽自動車(6) オートバイ(6) 自動車部品(3) 他の自動車用品(3) ドライブレコーダー(2) 一般用自転車(2)
土地・建物・設備	186	ブレーカー(56) ガス温水ボイラー(21) 新築建売住宅(12) 宅地(8) 中古分譲マンション(8) 他の集合住宅(7) 他の戸建住宅(7) ガス瞬間湯沸器(7)
他の商品	4	他の商品(2) 貴金属(2)
クリーニング	13	クリーニング(13)
レンタル･リース･貸借	202	賃貸アパート(161) 他のレンタルサービス(10) 月極駐車場(10) 不動産貸借サービス(7) 借家(6) レンタルサービス(3) レンタカー(3) レンタル･リース･賃貸(1)
工事・建築・加工	130	屋根工事(46) 電気工事(22) 工事・建築サービス(12) 衛生設備工事(10) 塗装工事(9) 増改築工事(8) 内装工事(8) 新築工事(4)
修理・補修	84	修理サービス(79) 車検サービス(3) 修理・補修(2)
管理・保管	5	マンション管理(3) 管理・保管サービス(1) パーキング(1)
役務一般	18	複合サービス会員(12) 役務一般(6)
金融・保険サービス	129	フリーローン・サラ金(30) 金融関連サービスその他(29) ファンド型投資商品(16) 金融コンサルティング(8) 他の金融関連サービス(5) 生命保険(4) 普通生命保険(4) 普通預貯金(4)
運輸・通信サービス	242	光ファイバー(54) 携帯電話サービス(53) 固定電話サービス(33) モバイルデータ通信(15) 航空サービス(11) 引越(10) ケーブルテレビ放送(10) インターネット接続回線(9)
教育サービス	9	学習塾(4) 他の学校(1) 予備校(1) 補習教材配信サービス(1) 他の補習教育(1) 外国留学(1)
教養・娯楽サービス	193	教養･娯楽サービスその他(22) 他の娯楽等情報配信サービス(20) インターネットゲーム(20) ビジネス教室(11) スポーツ・健康教室(10) 他の教室・講座(10) 出会い系サイト･アプリ(10) アダルト情報(8)
保健・福祉サービス	216	医療サービス(84) 脱毛エステ(21) 他の駆除サービス(21) 建物清掃サービス(13) 歯科治療(12)整体(12) パーマ(8) 骨つぎ整復(7)
他の役務	316	役務その他サービス(171) 外食(21) ハウスクリーニング(12) 廃品回収サービス(12) 保証サービス(11) 葬式(10) せん定等サービス(8) 解錠サービス(8)
内職･副業･ねずみ講	41	他の内職・副業(33) 内職・副業(6) 販売業内職(1) 配送内職(1)
他の行政サービス	7	他の行政サービス(7)
他の相談	108	相談その他(92) 相隣関係(9) 交通事故(2) 債権回収(2) 慣習･しきたり(1) 婚姻(1) 相続(1)
合計	3,294	

⑶ 相談内容別件数

相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数
安全・衛生	65件	表示・広告	251件	施設・設備	2件
品質・機能・役務品質	323	販売方法	1,934	買物相談	9
法規・基準	60	契約・解約	2,550	生活知識	1
価格・料金	293	接客対応	331	その他	6
計量・量目	5	包装・容器	0		

※重複する内容があります。

6．消費者向けパンフレット

① 「高齢者及び一般消費者向け消費者被害防止啓発パンフレット及びカレンダー」

悪質商法による高齢者等の消費者被害防止を目的として配布しています。

- 発行回数　　随時
- 発行部数　　27,100部
- 配布先　　高齢者、一般消費者
- 発行内容　　「通信販売安心利用のポイント」
  「悪質商法・詐欺撃退カレンダー2025」他

② 「若者向け消費者被害防止啓発パンフレット」

悪質商法による若年層の消費者被害防止を目的として配布しています。

- 発行回数　　年１回
- 発行部数　　4,050部
- 配布先　　市内高校（10校）の２年生及び市内大学（４校)、等
- 発行内容　　「成人年齢の引き下げで何が変わったの？」
  「ネット・スマホのトラブルから身を守るために」

③ 「中学生向け消費者被害防止啓発クリアファイル」

悪質商法による若年層の消費者被害防止を目的として配布しています。

- 発行回数　　年１回
- 発行部数　　4,600部
- 配布先　　市内中学校（22校）の２年生
- 発行内容　　「ルールを守って安全に使おう！」

7．消費生活センター

消費者保護と消費者啓発の拠点として「松戸市消費生活センター」を設置しています。

- 開設年月日　　昭和62年４月21日
- 場　　所　　京葉ガスＦ松戸第２ビル５階（平成５年10月１日に市庁舎から移転）
- 施設内容　　①　相談ルーム　②　消費者情報コーナー（図書、DVD）
- 業　　務　　①　消費生活相談の受付、処理　②　消費者・啓発資料の収集・提供
- 開所時間　　月～金曜日　８：30～17：00（受付時間８：30～16：00）

８．消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査（権限移譲事務）

消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売業者に対し立入検査を実施しています。

・実 施 日　　令和６年７月（２日間）

・対　　象　　市内全域を対象に任意に抽出して実施。

立入検査実施結果

⑴　消費生活用製品安全法（令和６年度）

No.	特定製品名	検査店舗数	検査点数	不適正無表示
1	乳幼児用ベッド	2	7	0
2	登山用ロープ	0	0	0
3	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	1	2	0
4	乗車用ヘルメット	1	15	0
5	携帯用レーザー応用装置	1	4	0
6	浴槽用温水循環器	0	0	0
7	石油給湯器	0	0	0
8	石油ふろがま	0	0	0
9	石油ストーブ	0	0	0
10	ライター	1	5	0
計		延べ6店舗	33　点	0　件

⑵　家庭用品品質表示法（令和６年度）

No.	検査品目	検査店舗数	検査点数	不適正無表示
1	布団カバー	2	12	0
2	製氷用器具	1	4	0
3	電気ポット	2	8	0
4	魔法瓶	2	25	0
計		延べ7店舗	49　点	0　件

⑶　電気用品安全法（令和６年度）

No.	検査品目	検査店舗数	検査点数	不適正無表示
1	直流電源装置	3	10	0
2	リチウムイオン蓄電池	2	23	0
3	エル・イー・ディー・電灯器具	2	23	0
4	サーキュレーター	1	6	0
計		延べ8店舗	62　点	0　件

⑷　ガス事業法（令和６年度）

No.	検査品目	検査店舗数	検査点数	不適正無表示
1	半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	0	0	0
2	ガスこんろ	1	4	0
計		延べ1店舗	4　点	0　件

⑸　液化石油ガス法（令和６年度）

No.	検査品名	検査店舗数	検査点数	不適正無表示
1	カートリッジガスこんろ	1	8	0
2	一般ガスこんろ	1	3	0
計		延べ2店舗	11　点	0　件

９．計　量

市民生活と密着した計量行政の推進を図るため、昭和58年４月１日計量法に定める特定市の指定を受け、計量法に基づく計量器定期検査・有効期間のある計量器の立入検査・商品量目立入検査等を実施しています。

⑴　定期検査（令和６年度）

区　分	検査日数	検査戸数	検査器数	不合格器数	検査手数料
集　合　検　査	12	84	199 (58)	0	136,230
巡　回　検　査	72	306	782 (24)	7	1,028,040
所在場所検査	7	13	195 (27)	0	479,970
小　計	91	403	1,176 (109)	7	1,644,240
適正計量管理事務所指定の申請に対する検査	0	0	—	—	0
合　計					1,644,240　円

（　　）は内、分銅・おもり類

⑵　有効期間計量器立入検査（令和６年度）

燃料油メーター

検査期間	日　数	検査事業所数	検査器数	不合格器数	不合格理由
5月22日～27日	3日	7戸	94器	0器	—

⑶　商品量目立入検査（令和６年度）

検査期間	日　数	検査事業所数	検査個数	不正個数	
				不　足	割　合
6月24日～6月27日 2月5日～7日	6日	11戸	781個	4個	0.51％

⑷　使用中の計量器（令和６年度）

検査期間	日　数	検査事業所数	検査器数	不合格器数	不正割合
6月24日～6月27日 2月5日～7日	6日	11戸	44器	1器	2.27％

第　６　節　　公設地方卸売市場

〔消費生活課〕

昭和44年４月、松戸市営青果市場として八ケ崎に本場（北部市場）を開設。また、昭和47年５月に松戸新田に同分場（現、南部市場）を開設しました。

卸売市場は、生鮮食料品を全国から集め、公正で合理的な取り引きを通して、消費者に安定的に供給する役割を担っています。

なお、北部市場については、施設の老朽化等により、平成29年３月31日をもって閉場となりました。

１．市場の概要

（令和７.４.１現在）

名称		松戸市公設地方卸売市場南部市場
所在地		松戸市松戸新田30番地
公設市場営業開始	青果部	昭和47年５月１日
敷地面積 公設区域面積 青果部卸売場 （使用料　　月額） 青果部仲卸売場 （使用料１㎡当り月額） 松戸市管理事務所		41,628㎡ 13,758㎡ 4,607㎡ 卸売金額に1,000分の2.5を乗じた金額及び１㎡につき160円 363㎡ （4,091円） 40㎡
卸売業者	青果部	東京千住青果株式会社　東葛支社
仲卸業者	青果部	５業者
買受人	青果部	83人

２．卸売実績（令和６年度）

（単位：トン、千円）

		南部市場	
		数量	金額
青果	野菜	18,350	4,403,149
	果実	3,141	1,316,740
	加工品	651	138,506
	合計	22,142	5,858,395

３．公設地方卸売市場運営審議会

公設地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保及び運営等に関し、調査審議するため、条例により松戸市公設地方卸売市場運営審議会を設置し、会議を開催しています。

設置年月日　　平成13年４月１日

規　　約　　松戸市公設地方卸売市場運営審議会条例

構　　成　　学識経験者３人、市場関係者６人、生鮮食料品等の生産者及び消費者６人

第 7 節　　農　　業

〔農政課〕

1．農業動態

農家数と農業人口の推移（販売農家）（各年２月1日現在）（単位：戸，人）

区分 / 年	農家数	専業	兼業	農業従事者
H22	649	255	394	1,950
H27	552	214	338	1,584
R２	464	調査なし		

※農林業センサスの結果を掲載していますが、R２より販売農家については調査項目が変更されています。

経営耕地面積の推移（販売農家）　（各年２月１日現在）（単位：ａ）

区分 / 年	総面積（A＋B＋C）	畑面積（A）	田面積（B）	樹園地面積（C）	耕作放棄地（D）
H22	63,010	43,713	11,459	7,838	1,968
H27	56,566	40,099	9,445	7,022	1,723
R２	調査なし				

世界農林業センサスの調査結果です。

経営耕地面積（農業経営体）　（令和２年２月１日現在）（単位：ｈａ）

区分 / 年	総面積（A＋B＋C）	畑面積（A）	田面積（B）	樹園地面積（C）
R２	468	337	73	58

農林業センサスの調査結果です。

〔農業委員会〕

農地転用（用途別）　（各年12月31日現在）（単位：㎡）

区分 / 年	住宅・アパート		農用住宅施設		※その他		計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
R２	341	112,668	—	—	190	127,185	531	239,853
R３	391	134,959	—	—	179	97,204	570	232,163
R４	414	175,567	1	294	154	94,009	569	269,870
R５	371	181,771	—	—	122	95,485	493	277,256
R６	353	141,221	—	—	167	103,845	520	245,066

※その他内訳（令和６年）

区分	件数	面積	区分	件数	面積
官公署病院等公共施設	14	19,711	左記以外その他	3	3,197
商業・サービス業	12	17,316			
資材置場	22	15,995			
駐車場	66	42,199			
ゴミ置き場	3	8			
道路	47	5,420			
			合計	167	103,846

〔農政課〕

2．病害虫等防除

（単位：面積ha，金額千円）

区分＼年度	R２		R３		R４		R５		R６	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
水稲病害虫	9.46	112	18.40	113	13.10	80	18.90	129	17.60	135
野菜病害虫	23.74	1,244	112.18	1,136	111.12	1,100	203.60	1,428	203.60	1,177
土壌病害虫	21.22	1,597	18.12	1,517	23.80	1,464	19.15	1,571	19.15	1,081
防鳥防虫被害防止	69.35	3,993	68.81	2,646	95.59	4,697	65.52	4,620	94.10	4,196
果樹病害虫	1.32	4	1.40	4	1.65	5	1.10	3	1.10	5
合計	124.32	6,950	218.91	5,416	245.26	7,346	308.27	7,751	335.55	6,594

3．農業振興

⑴ 育成事業

団体名称	目的	内容
松戸市農業青少年クラブ	農業を職業として働く青少年がグループ活動を通して共同で研究学習を重ね、将来中堅農業者としての技術の養成を図る。	講演会、講習会、技術協議会、研究発表会、プロジェクト、視察、交換会。 事務局……会長宅 会　員……14名
松戸市農事研究会	市内農家の中堅経営者が、相互に農業技術の交換練磨を通じて近代農業に即応できる能力の向上をめざして活動。	施設園芸の導入推進、各種共進会、技術体験発表会等。 事務局……とうかつ中央農協内 会　員……286名 支　部16（うち総支部８）
松戸市花卉園芸生産組合	花卉生産者及び植木生産者で構成されており会員相互の連絡協調を図り、園芸生産の改良普及と販売の合理化を目的としている。	生産物の共同販売、資材の共同調達、市場調査、講習会、研究会、視察。 事務局……とうかつ中央農協内 組合員……11名
松戸市園芸品出荷組合連合会	園芸の振興を図り、農業収益の増大のため、園芸品の出荷規格の統一と共同出荷体制の確立による市場価格の向上を目的とする。	品種、栽培型、規格の統一、共選共販体制の推進、自主検査、視察、講習会。 事務局……とうかつ中央農協内 単位出荷組合会員…30 組合員……396名
松戸市都市農業振興協議会	市内外の農業関係機関が連絡協調し、農業施策を円滑に推進することによって本市農業の振興を図ることを目的とする。	毎月一回の定例会 農業振興計画の樹立及び事業の推進、各農業関係機関の事業計画の検討。技術部会……技術問題について検討し普及指導の体系化を図る 事務局……とうかつ中央農協内 会　員……29名

⑵ 松戸市農業振興事業補助金交付要綱

農業経営基盤強化促進法の制定にともない、農業基盤づくりを支援するため、農業後継者等の育成・生産振興・農地保全事業を基にした農業振興事業を図ることを目的として、平成10年３月31日に本要綱を制定しました。

松戸市農業振興事業補助金交付要綱

補助事業名	補助対象経費	補助金の額
1 農業後継者等育成事業	新規就農者の育成に要する次の経費 ・千葉県新規就農者育成方針に基づく研修に係る経費	・補助対象経費の10分の３以内の額
	地域の農業者の連携強化と生産性の向上を図るため、地域農業の担い手の育成に要する経費	・補助対象経費の10分の５以内の額
	認定新規就農者の参入を促進するために要する次の経費 ・小規模土地基盤整備に係る経費 ・営農用機械等整備に係る経費	・それぞれの補助対象経費の10分の３以内の額
	農業経営基盤の強化を図るために要する次の経費 ・農用地の利用権設定等の促進に係る経費 ・農作業の受託又は委託に係る経費 ・農業機械を利用した農作業の受託又は委託に係る経費	・市長が定める額
2 生産振興事業	生産性の向上のため、土地基盤整備に要する次の経費 ・土地区画整理に係る経費 ・陸田化造成に係る経費 ・畑地かんがいに係る経費 ・揚排水機の設置に係る経費 ・用排水路整備に係る経費	・それぞれの補助対象経費の10分の４（認定農業者団体の場合は、10分の５）以内の額
	産地の育成強化を図るために要する次の経費 ・野菜・水稲産地育成強化に係る経費 ・果樹産地育成強化に係る経費 ・施設園芸産地育成強化に係る経費 ・花植木産地育成強化に係る経費	・それぞれの補助対象経費の10分の４（認定農業者団体の場合は、10分の５）以内の額
	家畜の防疫及び病害虫防除を図るための次に掲げる経費 ・家畜伝染予防法による予防接種等に係る経費 ・病害虫防除に係る経費	・補助対象経費の10分の５以内の額 ・補助対象経費の100分の25（土壌病害虫の防除に係る経費が含まれる場合は、100分の35）以内の額
	鳥獣被害の防止に要する経費	・補助対象経費の10分の５以内の額
	青果物の流通関連施設の整備を図るために要する次に掲げる経費 ・集出荷施設設置等に係る経費 ・野菜出荷規格の適正化の推進に係る経費	・それぞれの補助対象経費の10分の５以内の額
	田、畑、樹園地等に大型防除機械の設置促進に要する経費	・補助対象経費の10分の４（認定農業者団体の場合は、10分の５）以内の額

3 農地保全事業	観光農業の推進を図るために要する次に掲げる経費 ・ふれあい農業推進事業に係る経費 ・地場産業の流通促進事業に係る経費	・それぞれの補助対象経費の10分の４（認定農業者団体の場合は、10分の５）以内の額
	農業生産環境整備と併せて、景観の形成を推進するとともに、環境に配慮した効果的な農業を推進するための次に掲げる経費 ・農業生産環境整備に係る経費 ・景観形成の奨励に係る経費	 ・補助対象経費の10分の３（認定農業者団体の場合は、10分の４）以内の額 ・補助対象経費の10分の４（認定農業者団体の場合は、10分の５）以内の額
	市街化区域内又は市街化区域に隣接する農業環境整備を図るために要する土地の基盤整備等に係る経費	・補助対象経費の10分の４（認定農業者団体の場合は、10分の５）以内の額
	環境に配慮した効果的な農業の推進に要する次に掲げる経費 ・環境に配慮し総合的な病害虫の防除の推進に係る経費 ・農薬、空き缶等の農業生産から生ずる廃棄物の適正処理対策に係る経費 ・農業用廃棄物の削減及び環境負荷の軽減に係る経費	 ・補助対象経費の10分の３（認定農業者団体の場合は、10分の４）以内の額 ・事業費の３分の１以内の額 ・補助対象経費の10分の４（認定農業者の場合は10分の５）以内の額
	環境に配慮した土づくりの推進に要する次に掲げる経費 ・施肥合理化事業に係る経費 ・有機質利用推進に係る経費 ・土壌改良機設置に係る経費 ・堆肥舎設置に係る経費	 ・補助対象経費の10分の５以内の額 ・補助対象経費の10分の３以内の額 ・補助対象経費の10分の４（認定農業者団体の場合は、10分の５）以内の額

備考　この要綱において「認定農業者団体」とは、認定農業者３戸以上で構成される団体をいう。

⑶ 振興資金

資金の種類	融資要件		最高貸付限度額利子補給率
	基準	対象	
農業後継者育成資金	年齢18歳以上55歳未満の農家の後継者又は新たに農業を営む者で、10アール以上の経営面積を有するもの	農業経営に必要な物の取得に要するもの	600万円（1.5%）
畜産資金	畜産業を含む者で、成鶏にあっては100羽以上を常時飼養するもの	経営拡大に必要な畜舎の増改築に要するもの（都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第１項に規定する市街化区域を除く）	1,000万円（0.5%）
施設園芸資金	常設ガラス温室若しくはビニールハウスを築造し、又は修繕しようとする者で10アール以上を経営するもの	農産物育成管理用施設（ガラス温室ビニールハウス、かん水施設、暖房施設等）の整備に要するもの	600万円（1.5%）
経営安定資金	農業経営の安定化と近代化が期待できる農家、10アール以上を経営するもの	生産基盤の整備、花木・農機具の導入及び農業用建築物の築造に要するもの	600万円（1.0%）
市長が特に必要と認める資金	農業の生産性向上と農業所得の増大の期待できる農家で、10アール以上を経営するもの	災害の復旧その他特に必要と認められるもの	600万円（1.7%）

〔備考〕農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第１項の認定を受けた者に貸し付ける場合にあっては、年0.1パーセントをこの表に定める率に加算する。

⑷ 松戸市農業振興資金利子補給金

農業を自ら営む方（10ａ以上の耕作面積を有する方）に対し、市内農業協同組合を通じて資金の貸し付けがされた場合、農業経営の安定化と合理化を図るため、利子補給を行います。

（単位：円）

融資機関	R２	R３	R４	R５	R６
とうかつ中央農協	1,184,653	957,057	858,799	764,845	776,136
合計	1,184,653	957,057	858,799	764,845	776,136

⑸ 農業近代化資金利子補給金

農業近代化資金融通法及び千葉県農業近代化資金利子補給規則の定める貸付融資機関に対し、松戸市近代化資金補給条例等に基づき、利子補給を行います。

※過去５年間、実績はありません。

４．畜産関係

⑴ 家畜飼養状況

（各年４.１現在）

区分／年	乳用牛		肉用牛		馬		豚		にわとり	
	飼養農家数	頭数	飼養農家数	頭数	飼養農家数	頭数	飼養農家数	頭数	飼養農家数	羽数
R２	0	0	0	0	0	0	0	0	1	600
R３	0	0	0	0	0	0	0	0	1	600
R４	0	0	0	0	0	0	0	0	1	400
R５	0	0	0	0	0	0	0	0	1	300
R６	0	0	0	0	0	0	0	0	1	300

５．農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（松戸市農業基本構想）

農業経営基盤強化促進法に基づき制定　平成９年３月26日施行（令和５年９月29日変更）

松戸市のあるべき地域農業の姿を展望し、おおむね10年後の松戸市農業の羅針盤ともいうべき性格をもつもので、また対外的に松戸市の意志を現すものとして位置づけられるものです。

構想の内容は、県の農業基本方針（令和５年６月９日変更）に即するとともに、他の計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、主として、育成すべき効率的で安定的な農業経営の基本的指標や農用地の利用集積、育成方法などの農業経営基盤の強化の促進に関する方策についての基本的な推進方向を定めております。

また、農業経営基盤強化の具体的な推進方向として次の７点を定めました。

①　安全・安心な農産物「松戸ブランド」の推進
②　遊休農地解消に向けての農用地利用集積の促進
③　観光農業・体験農園・産地直売農園の推進
④　認定農業者制度普及・促進の推進
⑤　農商工連携・農業の６次産業化の促進
⑥　「地域計画」の作成
⑦　多様な担い手の確保・育成

さらに、効果的かつ安定的な農業経営の育成のための具体的な経営目標を

①　年間農業所得（主たる従事者一人当たり）520万円程度
②　年間労働時間（主たる従事者一人当たり）2,000時間以下とした。

そして農地利用集積円滑化事業により、担い手（認定農業者）への農地の利用集積を進め、効率的かつ安定的な農業経営を推進します。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図り、雇用就農の受皿となる法人の増加を推進します。

【主な活動】

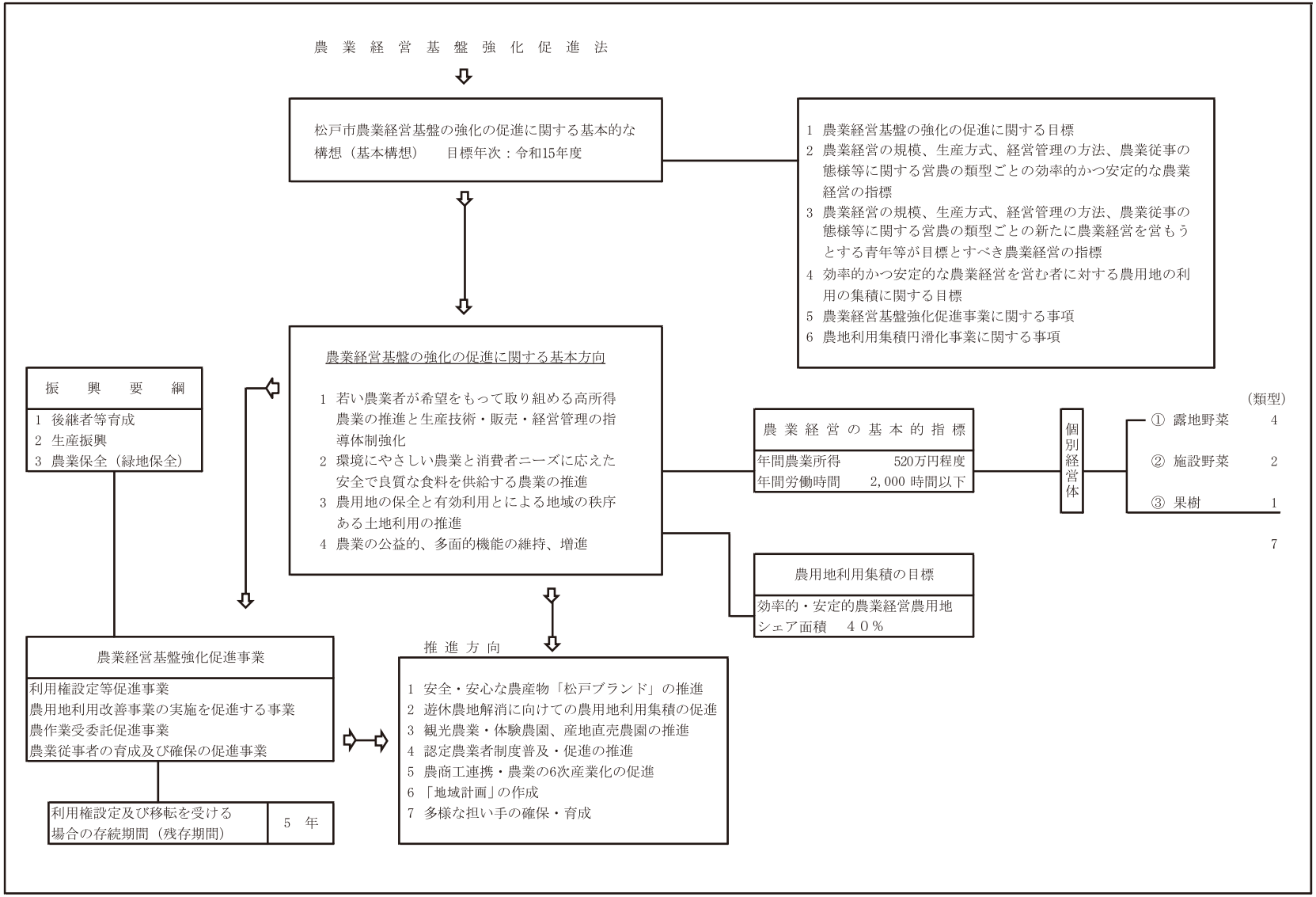
・認定農業者等への経営改善支援活動
・農業者からの日常的な相談活動、農業の経営改善に関する相談活動
・農業経営研修活動
・農業経営診断・指導活動ほか

○　松戸市農地銀行（農業委員会活動）

【主な活動】

・農用地の流動化推進活動（利用権設定等）
・農用地利用調整計画策定
・遊休農地解消活動ほか

○　認定農業者の育成・確保 ―― 認定者　207名（176経営体）（令和７年３月末現在）



６．松戸市都市農業振興計画

都市農業の有する多様な機能の発揮により、良好な都市環境の形成に資することを目的に、平成31年３月「松戸市都市農業振興計画」を策定しました。この計画は、令和元年度から令和10年度までを計画期間（５年を目途に見直し）としており、本計画を指針として都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

第 8 節　　観　　光

〔文化にぎわい創造課〕
〔農政課〕

○　**矢切の渡し**

「矢切の渡し」は、今なお江戸川唯一の渡し舟として川面にのどかな影を映しています。この矢切の渡しは、江戸時代江戸川対岸に田畑を持つ農民が関所を通らず往来を許された「百姓渡船」が起源となっています。また、渡し舟を漕ぐ櫓の音や四季折々の野鳥の声が聞こえてくる都心に近いオアシスとなっております。平成８年には、柴又帝釈天界隈と矢切の渡しが「残したい日本の音風景100選」（環境庁選定）に選ばれました。

松戸駅西口より旧矢切高校行きバス終点「矢切の渡し入口」下車徒歩15分
松戸駅西口より市川駅行「下矢切」下車徒歩30分
土・日休日のみ松戸駅西口より矢切の渡し行きバス終点「矢切の渡し」下車すぐ
北総線矢切駅より徒歩35分

○　**野菊の墓文学碑**

千葉県が生んだアララギ派の歌人伊藤左千夫は、作家として明治・大正の文壇に大きな足跡を残し、中でも代表作の小説「野菊の墓」では主に矢切の里を背景に少年・少女の恋物語を描いた作品で、今でも多くの人々に愛読されています。

昭和40年、地元有志の発起により西蓮寺境内に、門人土屋文明識の文学碑が建てられ文学を愛する人々が数多くおとずれており、文学碑～江戸川堤防～矢切の渡しをむすぶ道は、ハイキングコースとなっています。

○　**桜まつり**

毎年３月下旬に、松戸市内各所で桜まつりが盛大に開催されます。特に、ＪＲ新八柱駅・京成電鉄松戸線八柱駅から五香駅までの約３kmにわたる常盤平さくら通りには道の両側に桜並木が連なり、満開となると美しい桜のトンネルとなります。この常盤平さくら通りは昭和62年８月に「日本の道100選」にも選ばれております。

松戸市内の桜まつり
・常盤平さくらまつり：京成電鉄松戸線常盤平駅または五香駅下車
・八　柱さくらまつり：京成電鉄松戸線八柱駅またはＪＲ新八柱駅下車
・六　実　桜　まつり：京成電鉄松戸線五香駅よりバスまたは東武鉄道六実駅下車
・国分川　桜　まつり：ＪＲ武蔵野線東松戸駅または北総線東松戸駅下車
（主催：各桜まつり実行委員会）

○　**松戸花火大会**

夏の風物詩「松戸花火大会」は、例年８月の第１土曜日に江戸川河川敷で開催されています。打ち上げ花火、スターマインなどが夜空を彩り市民はもとより近隣の人々が情緒あふれる一夜を楽しんでいます。（主催：松戸花火大会実行委員会）

○　**観光梨園**（二十世紀梨のふるさと）

松戸は昔から梨栽培の盛んな地で和梨の「二十世紀」は明治21年に当時の大橋村（現在の二十世紀が丘梨元町）の松戸覚之助氏が発見し、明治31年にかけて苦心の末作り上げたもので、品質

の良さから全国的に伝えられました。

原樹は、昭和10年12月に国の天然記念物の指定を受けましたが、同22年惜しくも枯死し、現地には、記念碑が建てられております。なお、原樹は市立博物館に展示されています。

現在松戸は幸水、豊水などの品種を中心として市内３地区（高塚、五香・金ケ作、六実）に観光梨園があり、毎年８月上旬～10月上旬まで開園し「梨のもぎとり・販売」を行っています。

この時期には頭上狭しと黄金色豊かに実った梨をもぎとったり、自然を求める家族連れで賑わっています。

高塚地区	30園	六実地区	７園
五香・金ケ作地区	7園		

○　松戸まつり

昭和48年度までは、市内の商・工・農業の振興策の一環として、また、産業人の秋の祭典として「産業まつり」が行われてきました。昭和49年度からは、従来の「産業まつり」を発展的に解消し、全市民的なお祭りにするため名称も「松戸まつり」に改め、市民総ぐるみの祭典として10月はじめに松戸駅周辺や松戸中央公園等で開催されています。パレードや物産展など各種の催物、展示会が行われ、祭典を盛り上げています。（主催：松戸まつり実行委員会）

○　本土寺（あじさい寺）

本土寺は、日蓮宗三長三山の本山の一つに数えられ、日朗、日像、日輪の三聖人を出した名刹で、日蓮の親筆など国の重要文化財指定の古文書をはじめ鎌倉時代の貴重な史料が多数保存されています。

また、北小金駅から本土寺に向う450メートルにおよぶ参道並木の古松、古杉の大樹は、現在は数も減っていますが、水戸光圀の寄進によるものと伝えられています。広い境内には、あじさい、桜、花菖蒲などが植えられており、特にあじさいは、10種類以上が１万本以上にもおよび、別名あじさい寺ともよばれています。（ＪＲ北小金駅北口徒歩10分）

○　萬満寺

国の重要文化財の仁王様で知られている臨済宗の古刹で、仁王門に安置されている「阿」「吽」の金剛力士像は、昭和25年には国の重要文化財に指定されています。このほか唐から伝来の魚藍観音、豊臣秀吉の制札、徳川歴代将軍のご朱印状など多くの文化財を所蔵しています。

春秋の例祭（３月28日、10月28日）では、中気除けのお不動様の御祈祷が行われ、多くの人で非常に賑わっています。（ＪＲ馬橋駅東口徒歩５分）

○　東漸寺

仏法山一乗院東漸寺は、文明13年（1481年）に増上寺の音誉の門下、経誉愚底によって根木内に開かれました。その後建物や敷地が狭くなったことなどにより小金に移転しました。同寺は、往還から参道をみたとき、その参道が「く」の字形に屈折しており遠矢をさけるために計算されたものと思われるところから小金城の出城としての性格をもっていたとみる人もいます。晩秋には木々が鮮やかに色づきます。夜にはライトアップされ、幻想的な光景を目にすることができます。（ＪＲ北小金駅南口徒歩５分）

○　戸定が丘歴史公園

旧松戸徳川家の敷地約2.5ヘクタールのなかに戸定邸、戸定歴史館などがあります。（ＪＲ・京成電鉄松戸線松戸駅東口徒歩10分）

- 戸定邸　江戸幕府第15代将軍徳川慶喜の実弟、水戸藩11代藩主徳川昭武が明治17年に私邸として建てたものです。約725㎡の規模を持ち、基本的には大名家の下屋敷の形式に従い建てられています。庭園は、現存最古の洋風庭園です。洋風技法で張られた芝生を、コウヤマキとアオギリの木立が囲みます。いずれも今日では類例の少なくなってしまった貴重なものといえます。平成18年７月５日に国の重要文化財の指定を受けました。また、庭園は平成27年３月10日に国の名勝に指定されています。
- 戸定歴史館　旧松戸徳川家伝来資料を展示・公開しています。徳川昭武の事跡を中心に、1867年パリ万博をはじめとする、幕末から明治にかけての国際交流や当時の写真などのテーマについて展覧会を開催しています。
- 松雲亭　市民の憩いの場として、昭和53年に戸定邸隣接地に建設されたお茶室で、茶会、句会等の芸術文化活動に利用されています。

○　三匹獅子舞

三匹獅子舞は、悪霊退散・五穀豊穣を祈願して神前に奉納されるもので、市内では、日枝神社、風早・明治神社、胡籙神社で舞われています。いずれも三匹の獅子と猿がおどけ役として登場し、太鼓・横笛に合わせて舞い踊ります。200年余りの伝統を有するもので、市の無形民俗文化財に指定されています。

○　万作踊り

時宗派の遊行僧たちが、13世紀ごろから始めた念仏おどりが原型となり、庶民の娯楽として発展したおどりが、今日伝えられる万作踊りです。これは収穫の豊穣を祈願して太鼓・鉦・三味線等の楽器に合わせ上本郷、千駄堀、日暮の３地区でかつて踊られていました。

なお、万作踊り松戸保存会により、伝承されており、県の無形民俗文化財の指定を受けています。

観光団体事業に対する年度別補助状況

（単位　円）

交付先／年度	観光協会事業	観光梨園事業	さくらまつり事業	矢切地区風致保存会	松戸まつり	松戸花火大会	ＮＰＯやきり倶楽部	合　計
H21	820,000	250,000	5,626,000	120,000	8,854,000	25,000,000	0	40,670,000
H22	1,040,000	250,000	5,626,000	0	9,254,000	25,000,000	0	41,170,000
H23	1,340,000	250,000	3,850,104	0	8,854,000	25,000,000	0	39,294,104
H24	1,340,000	250,000	5,826,000	0	9,254,000	25,000,000	2,800,000	44,470,000
H25	1,490,000	750,000	5,826,000	0	9,254,000	30,000,000	0	47,320,000
H26	1,840,000	433,000	5,826,000	0	9,254,000	25,000,000	0	42,353,000
H27	1,840,000	433,000	5,826,000	0	9,254,000	25,000,000	0	44,853,000
H28	1,840,000	433,000	7,826,000	0	9,254,000	26,355,000	0	45,708,000
H29	39,000,000	433,000	7,326,000	0	9,254,000	30,000,000	0	86,013,000
H30	39,210,000	1,393,000	7,326,000	0	9,254,000	33,551,265	0	90,734,265
R元	45,800,000	1,393,000		0	9,254,000	41,874,099	0	107,841,099
R２	50,064,000	1,393,000	0※1	0	0※1	0※2	0	51,457,000
R３	49,510,057	1,393,000	0※1	0	0※1	0※1	0	50,903,057
R４	41,174,697	1,393,000	10,520,000	0	0※1	45,000,000	0	98,087,697
R５	36,894,493	2,093,000	13,701,000	0	9,254,000	67,800,000	0	129,742,493
R６	46,135,000	1,393,000	13,701,000	0	9,254,000	55,480,000	0	125,963,000

※1コロナにより中止　※2オリンピック・パラリンピック開催予定のため予算措置なし

第 9 節　　国　　際　　化

〔国際推進課〕

1．国際交流

⑴　本市の状況

経済・情報・交通など、あらゆる分野で世界が密接な関係をもち、外国人と接する機会も非常に多くなった今日、市民レベルでの国際交流の充実は、世界平和に寄与することにもつながる重要なことです。

本市においては現在、100を超える国々から24,339人（令和７年３月31日現在）の外国人市民が住んでおります。

姉妹都市であるオーストラリア連邦ホワイトホース市との交流は、令和３年５月12日をもって50周年を迎えました。50周年記念事業はホワイトホース市より記念訪問団を受け入れる予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、記念植樹式、両市長オンライン会談等、各々の都市で50周年を祝いました。また、平成14年度より毎年姉妹都市提携記念日である５月12日を「グリーン・ツリー・デー（樹の日）」と定め、両市での記念植樹、両市長による国際オンライン会談などの記念行事を市内小学校にて行なっています。今後とも青少年を中心とした姉妹都市ならではの交流を充実させていきます。

加えて、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンであるルーマニアとは継続的な交流を行うとともに、ドミニカ共和国とは、本市の特産品の梨の栽培支援を機に同国コンスタンサ市と令和４年11月30日に「パートナシップ協定」を締結し、農業・スポーツ・教育・文化・環境の５分野において連携を強化してまいります。

⑵　（公財）松戸市国際交流協会

松戸市の歴史、文化、その他の特性を活かした国際交流活動を行うことにより、市民レベルの相互理解と友好親善を深めることを目的として、３億円（市の全額出資）の基本財産をもって平成２年３月15日に設立され、平成25年４月１日に公益財団法人に移行しました。

国籍を超えたさまざまな交流を通して相互理解を深め、多様な文化が共存できるまちづくりをめざして活動しています。

ア．会員の状況（令和７年４月１日現在）

日本人／個人会員	465 人
法人会員	24 人
団体会員	31 人
学生会員	95 人
家族会員	19 人
外国人／国・地域	1,485人／72 国・地域
会 員 合 計	2,119 人

イ．ボランティアの登録状況

ホストファミリー	10世帯
通訳・翻訳	43人／14ヵ国語
日本語講師	79人

ウ．令和６年度の主な事業

事　業　名	内　容	人　数
日本語学習支援日本語教室	外国人を対象とした日本語教室及びビジネス日本語教室の開催	初級日本語教室 （オンラインを含む） 受講者　延べ778人 講師　延べ250人 介護のやさしい日本語教室 参加者　延べ125人 中級ビジネス日本語教室 前期　延べ177人 後期　延べ178人
第27期まつど国際文化大使	出身国の文化等を紹介できる外国人等を登録し、各種イベントに紹介する。	大使登録人数 14ヵ国・地域31人 派遣回数・人数 15回延べ39人
第43回高校生英語スピーチコンテスト	令和6年8月17日に市民劇場で観覧者を事前登録して開催。 賞は上位6人	出場者　12人 来場者　130人
第29回松戸市国際文化祭	令和6年10月19日に松戸市民会館で開催。 舞台出演 MATSUDO WORLD CONCERT （松戸市外郭3団体共催事業） 展示体験部門出品者数：14団体 ・世界の文化紹介、姉妹都市ホワイトホース市・オーストラリアの紹介、日本文化紹介など 料理出品団体：5団体 ・タイ料理、中国料理、ベトナム料理日本料理、ジェラート	来場者数　708人 舞台出演者　5団体 展示出展団体 14団体 料理出店団体　5団体
第35回国際交流パーティー	令和6年12月8日森のホール21レセプションホールにて立食形式で永年表彰、文化大使や会員によるアトラクション、抽選会等を開催。	参加人数　231人 ※内訳　外国人　70人 日本人　161人
第33回松戸市外国人日本語スピーチコンテスト	令和7年3月1日に市民劇場で開催。 賞は上位５人	出場者 13人　来場者 209人

※その他、国際交流のイベント・国際理解講座などを多数開催していきます。

第　8　章

環　　境

＝内　　容＝

第１節　清　　掃 …… 159
　１．ごみ減量促進事業 …… 159
　２．ごみ処理 …… 159
　　⑴　収　　集 …… 160
　　⑵　処理・処分 …… 161
　３．し尿処理 …… 171
　　⑴　収　　集 …… 171
　　⑵　処　　理 …… 172
第２節　環境政策 …… 175
　１．概　　要 …… 175
　２．環境政策の推進 …… 175
　３．松戸市環境基本計画の概要 …… 175
　４．松戸市地球温暖化対策実行計画の概要… 176
第３節　公害対策 …… 177
　１．概　　要 …… 177
　２．大気監視用機器の配置 …… 177
　３．水質汚濁監視のための試験項目 … 178
　４．騒音・振動測定器 …… 179
　５．公害苦情取扱件数及び解決件数 … 180
第４節　環境衛生対策 …… 181
　１．概　　要 …… 181
　２．衛生害虫等の駆除対策 …… 181
　　⑴　公共下水溝等薬剤散布事業 …… 181
　　⑵　噴霧器の貸出し制度 …… 181
　３．犬の登録及び狂犬病予防注射事務… 181
　４．飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金… 182
　５．雑草対策 …… 182
　６．地区環境美化組織育成事業 …… 182
第５節　放射能対策 …… 183
　１．松戸市の取り組みと現状 …… 183

第 1 節　　清　　掃

1．ごみ減量促進事業

〔環境政策課・廃棄物対策課〕

廃棄物が多量に発生する使い捨て型社会を見直し、市民のライフスタイルの新しいあり方を考えるとともに市民、事業者、行政が一体となってごみの減量を考え、循環型社会の実現を目指すため、

⑴　排出抑制社会システム（不用物の排出を最小限に抑えるための制度的･経済的なシステム）

⑵　減量･リサイクルシステム（市民から排出された不用物を再利用、再資源化、減量するためのシステム）

⑶　情報・教育システム（ごみ減量・リサイクルのための各種制度や回収ルートを円滑に行うための啓発システム）

等の基盤整備を積極的に推進し、ごみに対する市民及び事業者の意識改革に努め、ごみの減量化を図ります。

主な事業内容

1　ごみ減量啓発事業　　2　ごみ減量促進事業

2．ごみ処理

〔廃棄物対策課〕

松戸市では昭和53年からごみの４分別収集（59年から５分別）を実施し、処理の適正化及びごみの減量に努めてきました。しかし、昭和60年代に入りごみの排出量が大きく増え、毎年３～６％もの伸び率となりました。

そこで、ごみ減量・資源化事業の推進を担当する「ごみを減らす課」を平成２年４月に設置し、啓発活動を開始しました。さらに、平成３年度からは、ごみの減量化と再資源化を促進するため、地域の団体、町会・自治会等で実施しているリサイクル活動（集団回収）への支援を開始しました。ごみの増加に伴い、最終処分量も増えていることから、これを削減するため、平成５年１月から廃プラスチックの燃料化事業に着手しました。

また、市全体のごみ量の約40％を占めていた事業系ごみの減量化と再資源化を促進するため、平成６年４月１日、ごみを減らす課を「家庭ごみ係」と「事業ごみ係」に分け、事業所ごみ対策の強化を図り、大規模事業所を対象とした「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出制度と、その他の事業者を対象とした「事業系ごみ処理状況届出書」の届出制度等がスタートしました。平成７年度には「松戸市事業系廃棄物対策総合計画」が策定され、この計画に基づき事業系一般廃棄物対策に取り組む体制が整備されました。

平成９年４月には従来の粗大ごみに加え、新たに家電製品及び金属製品類のうち15品目並びに布団類を粗大ごみに分別変更し、処理券（定額シール制）方式による「粗大ごみ有料化」を実施しました。続いて、平成12年４月の容器包装リサイクル法完全施行に伴い、容器包装プラスチックのリサイクルを実施するため、平成13年３月をもって、廃プラスチックの燃料化事業を中止し、併せて、５分別収集を見直し、平成13年４月から８分別による収集に変更しました。平成23年７月には、家庭の燃やせるごみの収集について、従来の紙袋に加えて認定ポリ袋を導入し、その後、平成30年４月に燃やせるごみの紙袋を廃止し、認定ポリ袋での収集に一本化しました。

ごみ処理施設については、昭和55年11月にクリーンセンター、昭和56年３月に資源リサイクルセンター、昭和63年３月に日暮クリーンセンターが、平成７年９月には和名ケ谷クリーンセンターがそれぞれ完成しました。その後、クリーンセンターは令和元年度に、資源リサイクルセンターは令和３年度に老朽化により稼働停止となっています。また、資源リサイクルセンターに代わる施設として、令和４年４月からはリサイクルセンターが稼働を開始しています。

リサイクルセンターの稼働に伴い、分別区分の一部変更及び収集体制の見直しを行い、令和４年２月から「陶磁器・ガラスなどのごみ」に「資源ごみ」の一部と「粗大ごみ」の一部をまとめて「不燃ごみ」の収集を開始しました。

⑴ 収集

〔廃棄物対策課〕

〔家庭ごみ収集〕

① 収集対象人口・世帯及び排出量（令和７.４.１現在）

人　　口	世　帯　数
500,373人	245,385世帯

R６年度家庭ごみ収集量
80,575,960kg

② 収集体制（令和７.４.１現在）

委託収集

可燃ごみ	１業者　32台（２人乗務）
不燃ごみ・有害ごみ	１業者　11台（２人乗務）
リサイクルするプラスチック	１業者　９台（２人乗務）
その他のプラスチックなどのごみ	１業者　９台（２人乗務）
資源ごみ（ビン・缶類）	１業者　５台（２人乗務）
資源ごみ（紙・布類）	１業者　６台（２人乗務）
粗大ごみ	１業者　４台（２人乗務）
剪定枝等	１業者　６台（２人乗務）
可燃ごみ（市外運搬）	１業者　４台（１人乗務）
ペットボトル（拠点回収）	１業者　１台（１人乗務）

直営収集

家庭ごみ訪問収集（ふれあい収集）　486世帯利用（令和７.４.１現在）

③ 分別収集方法　（令和７.４.１現在）

ごみの種類	収集回数	収集方法
可燃ごみ	週３回	認定ポリ袋・ステーション方式
不燃ごみ・有害ごみ	週１回	ポリ袋・ステーション方式
リサイクルするプラスチック	週１回	ポリ袋・ステーション方式
その他のプラスチックなどのごみ	週１回	ポリ袋・ステーション方式
資源ごみ（ビン・缶類）	隔週１回	ポリ袋・ステーション方式
資源ごみ（紙･布類）	隔週１回	紙類は種類ごとにひもで縛る（※雑がみは紙袋に入れる・布類は、ひもで縛る又はポリ袋）・ステーション方式
粗大ごみ	随時	電話申込みまたはインターネット受付による戸別収集（有料）
ペットボトル	随時	拠点回収
剪定枝等	週１回	ポリ袋・認定ポリ袋（枝はひもで縛る）・ステーション方式

④ じん芥収集委託料　（令和７.４.１現在）

ごみの種類	台数（台）	基本額（月）	祝日基本額（１日１台当り）
可燃ごみ	76台	129,298,000円	37,000円
不燃ごみ・有害ごみ			
リサイクルするプラスチック			
その他のプラスチックなどのごみ			
資源ごみ（ビン缶類･紙布類）			
粗大ごみ			
動物死体		1,500円／頭	
剪定枝等	６台	6,468,000円	37,000円
可燃ごみ（市外運搬）	４台	6,524,000円	20,000円
ペットボトル（拠点回収）	１台	684,000円	

〔不法投棄収集〕

① 不法投棄件数及び量

区　分	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度
件　　数	498件	480件	436件	388件	302件
収 集 量	26,320kg	24,550kg	25,070kg	30,570kg	31,570kg

② 収集方法及び車両・人員

⑺ 収 集 方 法 …… 市直営

⑴ 車両・人員

（令和７.４.１現在）

車　　種	台　数	人　員
機 械 車	２台	６人
天 蓋 車	２台	

③ その他パトロール車による指導

〔事務所から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物〕

搬入	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度
	31,909,460kg	32,159,070kg	32,293,288kg	32,414,979kg	32,615,289kg

⑵ 処理・処分

〔清掃施設整備課〕

クリーンセンター

所 在 地　松戸市高柳新田37番地

敷地面積　36,816.21㎡

処理施設　全連続燃焼式機械炉（昭和55年11月竣工）

令和２年３月31日廃止

クリーンセンター内スポーツ施設

所 在 地　松戸市高柳新田37番地

敷地面積　5,274.95㎡（六実高柳老人福祉センターと同一敷地）

建築面積　1,216.37㎡　延床2,667.74㎡（地下１階地上２階建）

施設内容　体育室　700㎡

建 設 費　489,870,000円

竣　　工　昭和55年11月

六実高柳老人福祉センター（いこいホーム）

所 在 地　松戸市高柳1832番地

建築面積　867.77㎡　延床706.20㎡（平家建）

施設内容　和室４室、図書室１室、機能回復訓練室１室、相談室１室、娯楽室１室、浴室２室(男･女)

建 設 費　123,970,000円

竣　　工　昭和55年３月

その他の施設

テニスコート（全天候型　３面）、フィールドアスレチックほか

使用料金

区分	施設	単位	使用料金	
			午前９時～午後５時	午後５時～午後９時
専用使用料	体育室	２時間	2,200円	3,300円
	テニスコート	１面１時間	440円	
普通使用料	体育室	１人２時間	一般　220円	幼児小中学生　50円

※上記使用料金に消費税が含まれています。

利用状況（令和６年度）

体育室

市内利用者		市外利用者		合計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数
2,001件	23,867人	203件	699人	2,204件	24,566人

テニスコート

市内利用者		市外利用者		合計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数
2,695件	16,202人	24件	150人	2,719件	16,352人

六実高柳老人福祉センター

個人利用者数			団体利用者数			合計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
8,107人	3,385人	11,492人	1,705人	2,072人	3,777人	9,812人	5,457人	15,269人

和名ケ谷クリーンセンター　〔和名ケ谷クリーンセンター〕

所　在　地　松戸市和名ケ谷1349番地の２
敷地面積　26,061.76㎡
竣　　工　平成７年９月
公称能力　300t ／24h（100t ／24h × ３基）
型　　式　全連続燃焼式機械炉
建築面積　5,886㎡　延床18,934㎡（地下３階地上４階建）
事　業　費　28,895,516,000円
　　内訳　用地費　3,905,656,000円
　　工事費　24,989,860,000円

〔施設の特徴〕

本施設は、高度な公害除去設備を導入することはもとより、科学技術の粋を集めた施設で、次に掲げる４つの基本理念により「人と環境に優しい施設」としました。

ア．環境への調和　建物は高層化を避けるため半地下構造を採用し、清掃工場へ出入りする収集車、灰運搬車の地下専用道路を設けるなど、周辺地域の環境や景観を重視しました。

イ．低公害・安定処理　ごみ焼却には、排ガス・排水・悪臭等の発生を抑制することを第一に、万一発生した場合も、バグフィルター、湿式ガス洗浄装置、触媒脱硝装置など、高度な除去装置を取り入れ、公害対策に万全を期しました。

ウ．省エネ・エネルギー利用　焼却設備管理の自動化による省力化など、省エネルギー化に配慮するとともに、ごみの焼却熱を利用した発電設備を備え、工場内の電力を賄うほか、給湯や冷暖房、隣接のスポーツ施設にも熱供給し、ごみエネルギーを有効に利用する施設としました。

エ．アメニティーの追求　工場及び隣接する余熱利用施設（スポーツセンター）周辺敷地には、植栽を施し、自然環境にできるかぎり配慮した施設としました。

公害防止基準（排ガス関係）

項　　目	単　　位	和名ケ谷クリーンセンター基準値	国の基準値
ばいじん	g ／㎥N	0.01以下	0.08以下
硫黄酸化物	ppm	10以下	（64以下）※$_1$
窒素酸化物	ppm	50以下	250以下
塩化水素	ppm	10以下	（430以下）※$_2$
水　　銀	mg ／㎥N	0.05以下	0.05以下
ダイオキシン	ng－TEQ ／㎥N	0.5程度以下※$_3$	１以下※$_4$

注）※$_1$：国の総量規制基準を濃度に換算した値
※$_2$：国の基準は、重量濃度であるため体積濃度で換算した値
※$_3$：厚生省通知「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を遵守した場合の期待値（0.5程度以下）
※$_4$：平成９年８月29日付け、環境庁告示第27号に定める、平成14年12月１日以降の基準

和名ケ谷スポーツセンター

所　在　地　　松戸市和名ケ谷1360番地

敷 地 面 積　　10,402.64㎡

竣　　工　　平成８年３月

建 築 面 積　　4,656㎡　延床9,026㎡（地上３階建）

事　業　費　　5,193,262,000円

内訳　用地費　　1,654,881,000円

工事費　　3,538,381,000円

〔施設の特徴〕

本施設は、隣接する和名ケ谷クリーンセンターの余熱を有効利用すると共に、近隣住民の利便性の向上を図りつつ、市民の健康の増進と体力増強の場を提供すべく設置しました。

また、当施設では市内のプールでは初めての可動床（深さが調整できる）を設置し、子どもからお年寄り、障害者の方にも利用し易く配慮した施設としました。

施設内容　１階：温水プール　25m×10m・５コース（２コース可動床付き）水深1.2m

流水プール　幅2.8m×一周100m　水深１m

幼児用プール　水深30cm ～50cm

２階：体育室、トレーニング室、浴室、図書館分館

３階：小体育室、多目的ホール、和室

利用料金

★個人利用（普通使用）料金

施設名	利用単位	料金	
体育室	１人２時間	一般 幼児・小・中学生	310円 100円
小体育室	１人２時間	一般 幼児・小・中学生	310円 100円
温水プール	１人	一般 最初の１時間まで 以後30分増すまでごとに 幼児・小・中学生 最初の１時間まで 以後30分増すまでごとに	 310円 150円 100円 50円
浴室	１人	一般 幼児・小・中学生・60才以上	410円 210円
トレーニング室	１人２時間		300円
多目的ホール	１人２時間		310円
駐車場	１回１台	４時間未満300円・４時間以上	500円

［当施設のプリペイドカード使用可能施設（温水プール、浴室、トレーニング室、駐車場）］

＊団体利用（専用使用）料金

施設名	利用単位	料金	
体育館	２時間	午前９時～午後５時 午後５時～午後９時	3,140円 4,710円
小体育室	２時間	午前９時～午後５時 午後５時～午後９時	1,040円 1,570円
温水プール（25mプール1コース）	２時間	午前９時～午後５時 午後５時～午後９時	8,380円 12,570円
多目的ホール	２時間	午前９時～午後５時 午後５時～午後９時	1,040円 1,570円
和室（６、12畳）	１時間	午前９時～午後５時 午後５時～午後９時	210円 310円
放送設備	１時間	体育室放送設備	410円
カラオケ装置	１曲	※カラオケ休止中	

利用状況（令和６年度）

体　育　室

普　通　使　用	専　用　使　用	合　　計
1,584人	38,518人	40,102人

小体育室

普　通　使　用	専　用　使　用	合　　計
252人	10,299人	10,551人

温水プール

普　通　使　用	専　用　使　用	合　　計
90,626人	140人	90,766人

多目的ホール

普　通　使　用	専　用　使　用	合　　計
375人	9,122人	9,497人

和　室

6・12畳
3,229人

トレーニング室

25,943人

浴　室

31,888人

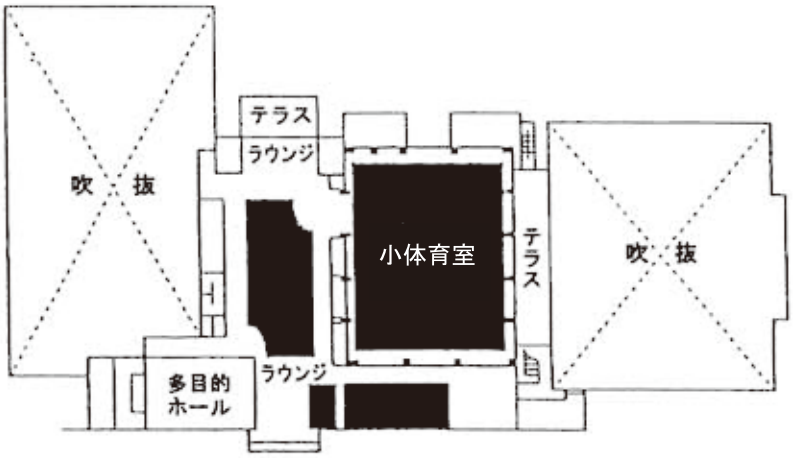
放送設備

12件

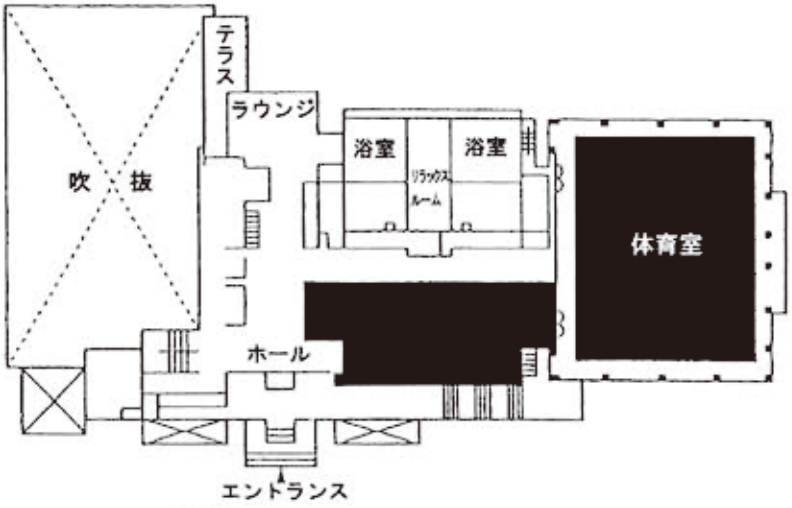
駐車場

77,300台

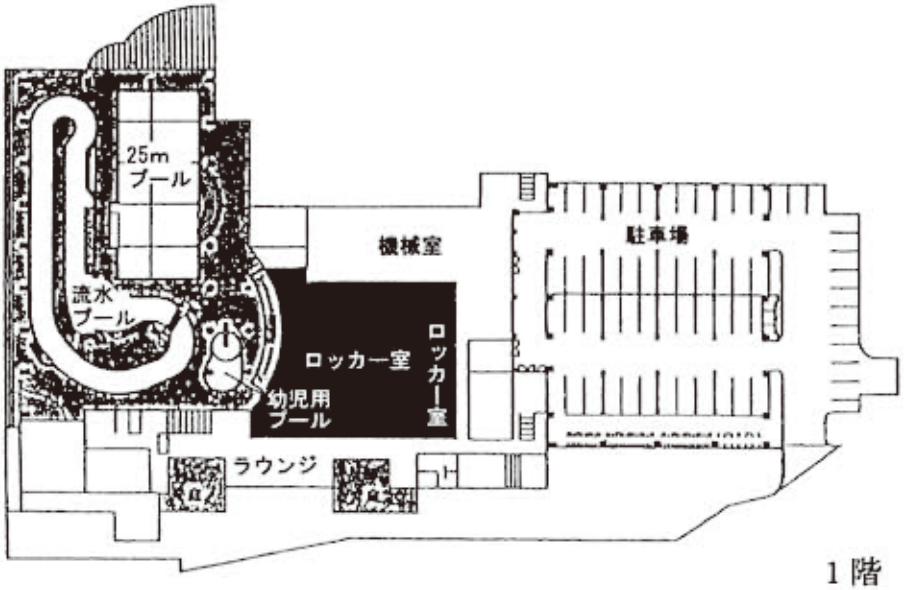
平　面　図


テラス
ラウンジ
吹　抜
小体育室
テラス
吹　抜
多目的
ホール
ラウンジ

3 階


テラス
ラウンジ
吹　抜
浴室
リラックス
ルーム
浴室
体育室
ホール
エントランス

2 階


25m
プール
流水
プール
機械室
駐車場
ロッカー室
ロッカー室
幼児用
プール
ラウンジ

1 階

日暮クリーンセンター

所　在　地　松戸市五香西五丁目14番地の１

敷地面積　9,168.70㎡　施設用地　7,682.00㎡
　　道路用地　1,486.70㎡

竣　　工　昭和63年３月

処理能力　80t／５h（40t／５h×２基）

処理方式　圧縮梱包方式

設備概要　⑴　受入供給設備
　ア．トラックスケール　１基（最大秤量30t）
　イ．ごみクレーン　２基
⑵　圧縮梱包設備
　圧縮梱包機　40t／５h×２基　スチールバンド横三条結束
⑶　破袋設備・選別設備　24.4t／５h×１基
⑷　前処理設備
　剪断破砕機　５t／５h×１基
⑸　集じん・脱臭設備　２基

施設概要　⑴　管理棟（事務室・その他）
　構　造　鉄骨造平家建
　延面積　103.75㎡
⑵　工場棟（プラットホーム、ごみ貯留ピット、電気室、操作室、圧縮機室、ポンプ室、その他）
　構　造　鉄骨造平家建（一部２階）
　延面積　2,669.42㎡
⑶　更衣室・便所
　構　造　鉄骨造平家建
　延面積　57.39㎡

事業費　1,506,842,459円
（財源内訳）　国庫補助金　674,375,000円
　県補助金　16,859,000円
　市　　債　706,000,000円
　一般財源　109,608,459円

リサイクルセンター

所　在　地　松戸市七右衛門新田316番地の4

敷地面積　15,257.04㎡

竣　　工　令和4年7月

処理能力　39ｔ/5ｈ（不燃系25.9ｔ/5ｈ、可燃系12.4ｔ/5ｈ、有害物0.7ｔ/5ｈ）

処理方式　破砕・手選別・機械選別・圧縮方式

設備概要　⑴　受入・供給設備
　ア．トラックスケール　２基（最大秤量30t）

イ．直接持込車用台秤　　５基（最大秤量400kg）

ウ．ヤード貯留・受入ホッパ直接投入方式

⑵破砕設備

ア．低速二軸破砕機　　２基

イ．竪型高速回転式破砕機　　１基

⑶搬送設備　　コンベヤ方式

⑷選別設備

ア．手選別コンベヤ（破袋機含む）　１基

イ．磁力選別機　　１基

ウ．粒度選別機　　１基

エ．風力選別機　　１基

オ．アルミ選別機　　１基

⑸貯留・搬出設備

ア．バンカ（鉄・アルミ）　　２基

イ．可燃残さコンパクタ（圧縮設備）１基

⑹集じん設備

ア．サイクロン　　１基

イ．バグフィルタ　　１基

ウ．脱臭装置（集じん系・プラットホーム）２基

⑺排水処理設備　　前処理調整+生物処理+膜分離方式

⑻計装設備　　中央監視制御方式

施設概要　⑴工場棟・管理棟・入口計量棟

構　造　鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造（２階建て）

延床面積　4,417.22㎡

⑵保管ヤード・洗車場・排水処理棟

構　造　鉄骨造（平屋建て）

延床面積　361.76㎡

⑶直接持込車用計量棟

構　造　鉄骨造（平屋建て）

延床面積　504.19㎡

⑷出口計量棟

構　造　鉄骨造（平屋建て）

延床面積　126.50㎡

⑸自転車駐車場

構　造　鉄骨造（平屋建て）

延床面積　23.90㎡

建設費　4,198,610,900円（うち建設工事施工監理業務委託料 29,582,300円）

資源リサイクルセンター

所　在　地　　松戸市松飛台286番地の15

敷 地 面 積　　4,958.69㎡

処 理 施 設　　破砕・圧縮施設（昭和56年３月　竣工）
令和４年４月１日休止
令和５年６月23日廃止

施 設 概 要　　管理棟（延床面積220㎡）

ごみ中継施設

所　在　地　　松戸市松飛台286番地の15（資源リサイクルセンターと同敷地内に併設）

竣　　工　　令和２年３月

処 理 能 力　　94t／５h

処 理 方 式　　コンパクタ・コンテナ方式

構　　造　　鉄骨造２階建

建 築 面 積　　613.35㎡　　延床面積　　1062.84㎡

建　設　費　　1,465,441,200円（うち建設工事施工監理業務委託料　13,057,200円）

最終処分場

日暮最終処分場

所　在　地　　松戸市五香西五丁目35番地の８他

総　面　積　　9,440㎡

建　設　費　　371,796,000円

①　機械棟

構　　造　　鉄筋コンクリート平家建

建築面積　　58.79㎡

延床面積　　58.79㎡

②　管理棟

構　　造　　鉄骨造２階建

建築面積　　46.06㎡

延床面積　　88.36㎡

令和６年度　ごみ搬入量集計表

〔廃棄物対策課〕

（単位kg）

種類 施設名	可燃ごみ	不燃ごみ	リサイクルするプラスチック	その他のプラスチックなどのごみ	資源ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	ペットボトル	搬入量合計
①和名ケ谷クリーンセンター	75,675,710	0	0	1,166,990	0	0	0	0	76,842,700
②市外搬出中継施設	12,786,990	0	0	0	0	0	0	0	12,786,990
③圧縮破砕日暮クリーンセンター	0	0	5,425,340	4,914,850	0	0	0	0	10,340,190
④日暮仮置き場(※1)	2,175,110	0	0	0	0	0	0	0	2,175,110
⑤資源選別リサイクルセンター	0	3,664,420	0	0	0	3,492,496 (※2)	152,370	0	7,309,286
⑥ペットボトル保管民間施設	0	0	0	0	0	0	0	1,849,470	1,849,470
⑦古紙直納(等)	0	0	0	0	5,395,840	0	0	0	5,395,840
⑧その他市外施設等	129,260	0	0	18,970	1,557,810	0	0	0	1,706,040
合計	90,767,070	3,664,420	5,425,340	6,100,810	6,953,650	3,492,496	152,370	1,849,470	118,405,626

※1 剪定枝一時保管分（市内焼却施設又は市外民間施設へ搬出）

※2 他市搬入分96,110kgを含む

処理・処分手数料（令和７年４月１日現在）

○　一般廃棄物（粗大ごみ・浄化槽汚泥・し尿及び動物死体を除く）

　　１kgにつき　　16円＋消費税

○　産業廃棄物

　　１kgにつき　　28円＋消費税

○　粗大ごみ

　　市が収集運搬した場合　　１点につき　　1,000円

　　市民が自ら搬入した場合　１kgにつき　　16円＋消費税

○　動物死体

　　市が収集運搬した場合　　１頭につき　　1,500円＋消費税

　　市民が自ら搬入した場合　１頭につき　　1,000円＋消費税

3．し尿処理　〔東部クリーンセンター〕

昭和56年２月に稼動した東部クリーンセンターにおいて処理をしている。

この処理施設は、地下方式を採用し、周辺との景観に配慮した上で処理水質の向上、臭気対策等厳しい公害対策を講じている。

さらに、周辺地域の住環境の向上と調和を図るために周辺施設を公園化し、地域住民をはじめ広く市民の憩いの場・健康づくりの場として活用できるよう各種スポーツ施設・集会所・老人福祉センターを設置し、地域の文化施設の核としての位置づけが地域住民に浸透している。

⑴ 収集　〔廃棄物対策課〕

①　生し尿（令和７年４月１日現在）

ア．汲取り対象世帯及び件数

人　頭　制……一般家庭　467世帯

従　量　制……アパート・寮等　138件

イ．収集方式及び収集に要する車両

委 託 車 両……３台

ウ．汲取回数

人　頭　制……原則として月１回又は２回　　従　量　制……希望回数

エ．し尿収集委託料（消費税を含まず）

【基本額】

月額１台あたり　1,833,000円

【従量制】

《雨水》

１ℓにつき　13.45円

《休日》

１ℓにつき　15.20円

オ．し尿処理手数料（令和７年４月１日現在）

人頭制

世帯人員	手数料(月額)	世帯人員	手数料(月額)
1	462円	5	1,617円
2	693円	6	1,848円
3	924円	7	2,079円
4	1,386円	8	2,310円

従量制

単　位	手　数　料
１ℓ	8.69円

② 浄化槽汚泥

ア．処理対象　市内一般家庭、アパート、官公庁、事業所、市有施設等

イ．汚泥収集量　令和６年度　21,589.5kℓ

ウ．浄化槽清掃許可業者　11業者　23台（R７.４.１現在）

エ．PR事業　◯　パンフレットによる使用者指導

⑵ 処理

東部クリーンセンター　〔東部クリーンセンター〕

所　在　地　　松戸市高塚新田352番地

敷 地 面 積　　59,638.49㎡

竣　　工　　昭和56年１月

公 称 能 力　　200kℓ/日（100kℓ/日×２系列）

処 理 方 式　　標準脱窒素処理（低希釈二段活性汚泥法）＋高度処理

建 築 面 積　　3,407.68㎡（工場施設）　　延床11,284.26㎡

（工場棟）地下２階建　（管理棟）地上１階建

工　事　費　　6,416,733（千円）

〔施設の特徴〕

１．イメージ及び土地の高度利用（公園及び地域利便施設）を考慮し、処理施設を地下式（防臭対策も含む）としました。

２．公害対策として窒素、燐を除去し、同時に水質基準を厳しくしています。

３．地下水対策として工業用水を希釈水として使用しています。

４．運転管理の安全対策として高圧電力を２回線で受電しています。

５．防臭対策として自動ドア及びエアーカーテンを取り付けています。

６．衛生対策として場内で車両を洗浄しています。

＊なお、昭和61年10月から工業用水を利用しています。

東部スポーツパーク

◯　体育館　敷地面積　3,062.5㎡　　建築面積　1,324.38㎡　　延床　1,836.08㎡（２階建）

施設内容　１階 体育室　802㎡　　２階 会議室２室・和室１室　179.5㎡

建 設 費　275,280,000円　　竣　　工　昭和55年３月

◯　プール　敷地面積　1,300㎡

施設内容　一般用　25m×15m　　水深　1.0～1.4m

幼児用　83㎡　　水深　0.5m

建 設 費　71,980,000円　　竣　　工　昭和55年７月

◯　テニスコート　全天候型　３面

建 設 費　27,000,000円　　竣　　工　昭和55年11月

◯　野球場　面　　積　7,985.55㎡（両翼　90m）

建 設 費　18,000,000円　　竣　　工　昭和56年３月

○　東部老人福祉センター　　敷地面積　1,094.56㎡　　建築面積　215.50㎡

施設内容　和　室……２室

浴　室……２室（男・女）

談話室……１室

建 設 費　56,080,000円　　竣　　工　昭和56年３月

使用料金（令和７年４月１日現在）

区分	施設		単位（時間）	使用料金（円）	
				午前９時～午後５時	午後５時～午後９時
専門使用料	体育館	体育室	2	2,200	3,300
		会議室	１室１	220	330
		和室	1	220	330
	プール		2	こどもプールのみ	1,650
				25mプールのみ	3,300
				プール　全面	4,950
	テニスコート		１面１		440
	野球場		2		3,300
普通使用料	体育室		１人１	一般　110　幼児・小・中学生	25
	プール		１人２	一般　210　幼児・小・中学生	無料

利用状況（令和６年度）

体育施設

体育室	会議室・和室	テニスコート	野球場	プール
25,140人	14,646人	11,250人	8,070人	4,679人

東部老人福祉センター

個人利用者数			団体利用者数			合計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
2,181人	1,666人	3,847人	8人	231人	239人	2,189人	1,897人	4,086人

生し尿・浄化槽汚泥の搬入状況

令和５年度　　（単位：kℓ）

区　分	生　し　尿　・　浄　化　槽　汚　泥　搬　入　量			
	生　し　尿	浄化槽汚泥	計	搬入日数
４月	226.7	1,770.0	1,996.7	24
５月	238.3	1,803.2	2,041.5	24
６月	238.7	1,873.5	2,112.2	26
７月	200.3	1,723.4	1,923.7	25
８月	179.8	1,857.2	2,037.0	26
９月	209.1	1,715.6	1,924.7	24
10月	222.3	1,891.9	2,114.2	25
11月	226.9	1,755.4	1,982.3	24
12月	226.8	1,868.4	2,095.2	26
１月	199.5	1,588.6	1,788.1	23
２月	203.1	1,709.6	1,912.7	23
３月	213.7	1,990.0	2,203.7	25
計	2,585.2	21,546.8	24,132.0	295

令和６年度　　（単位：kℓ）

区　分	生　し　尿　・　浄　化　槽　汚　泥　搬　入　量			
	生　し　尿	浄化槽汚泥	計	搬入日数
４月	270.2	1,850.5	2,120.7	25
５月	211.4	1,626.5	1,837.9	24
６月	187.7	1,781.5	1,969.2	25
７月	174.6	1,797.2	1,971.8	26
８月	170.0	1,679.1	1,849.1	25
９月	208.5	1,965.6	2,174.1	23
10月	211.7	2,063.1	2,274.8	26
11月	204.5	1,857.2	2,061.7	24
12月	200.7	1,864.2	2,064.9	25
１月	198.4	1,528.6	1,727.0	23
２月	195.3	1,577.7	1,773.0	22
３月	196.3	1,998.3	2,194.6	25
計	2,429.3	21,589.5	24,018.8	293

第 2 節　環 境 政 策　〔環境政策課〕

1．概要

松戸市では、市民の健康を守り、良好な自然を保全し、松戸らしさを生かした快適で住みよい地域を築くための指針として、平成10年に「松戸市環境計画」を策定し、市民・事業者及び市が一体となって、環境施策に取り組んできました。

同計画策定以降、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しており、国際的な動きとしては、2015年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、気候変動対策の国際的枠組である「パリ協定」が採択されました。また、同年９月の「国連持続可能な開発サミット」において示された持続可能な開発目標（SDGs）をもとに、国際的に協力しながら、様々な取組が進められています。

さらに、日本国内においても、気候変動の深刻化、東日本大震災を契機とするエネルギー問題、食品ロスやプラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の減少なども顕在化しています。

松戸市においては、人口の増加や都市化に伴う緑の減少、人々の暮らし方に起因する環境問題があります。

環境問題は、私たちの行動にも大きく関わるものであり、将来世代により良い環境を引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境に配慮するとともに、市民・事業者及び市が連携して取組を進めることが重要と考えています。

2．環境政策の推進

平成10年に策定した「松戸市環境計画」に基づき、市役所自らの環境創造の実績を高めるための事業として、平成11年に「松戸市役所エコオフィス行動プラン」を策定し、平成16年からは「松戸市役所地球温暖化防止実行計画」として再構築され、取り組みを推進してきました。

また、平成14年に太陽光発電などの普及を盛り込んだ「松戸市地域新エネルギービジョン」を策定、平成17年に省エネルギーへの取り組みの必要性を唱えた「松戸市地域省エネルギービジョン」を策定しました。平成20年に両ビジョンを統合し、「松戸市地球温暖化対策地域推進計画（松戸市減CO2大作戦）」を策定し推進してきました。

平成28年度からは「松戸市役所地球温暖化防止実行計画」と「松戸市地球温暖化対策地域推進計画」を統合・再構築し、「松戸市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

令和４年３月には「松戸市環境基本計画」を策定し、「松戸市地球温暖化対策実行計画」を大幅改定するとともに、ゼロカーボンシティ宣言を行い、取り組みを進めています。

3．松戸市環境基本計画の概要

⑴　計画の名称　松戸市環境基本計画

⑵　計画期間　令和４年度（2022年）から令和12年度（2030年）までの９年間

⑶　めざすまちの将来像

人と環境にやさしい持続可能なまち　まつど

⑷　基本目標等

基本目標１　地球温暖化対策の推進

基本目標２　資源循環型社会の構築

基本目標３　自然環境の保全と生き物との共生

基本目標４　安全・安心で快適な生活環境の保全

分野共通事項　環境学習と環境活動の推進

４．松戸市地球温暖化対策実行計画の概要

⑴　計画の名称　松戸市地球温暖化対策実行計画

⑵　区域施策編の二酸化炭素排出量削減目標

中期目標　2030（令和12）年度までに2013年度比で46％以上削減

長期目標　2050（令和32）年に排出量実質ゼロにすることを目指す

⑶　区域施策編における基本方針

１　省エネルギー及び再生可能エネルギーの普及促進

1-1　家庭における省エネルギー化・再生可能エネルギー活用

1-2　事業所における省エネルギー化・再生可能エネルギー活用

1-3　市における率先的取組の推進

２　脱炭素型のまちづくりの推進

2-1　脱炭素型のまちへの転換

2-2　環境負荷の少ない交通システムへの転換

３　気候変動への適応の推進

3-1　気候変動に伴う災害対策の推進

3-2　気候変動に起因した健康影響被害の軽減

４　地域における連携の推進

4-1　地域における連携の推進

4-2　環境活動等の推進

⑷　事務事業編の温室効果ガス排出量削減目標

2030（令和12）年度までに2013年度比で事務系施設及び公用車で51％、事業系施設で16％、全体で33％以上の削減

⑸　事務事業編における市の取組

・職員の環境意識向上

・設備の省エネルギー化

・再生可能エネルギーの導入促進

・クリーンなエネルギーの調達

第 3 節　公 害 対 策　〔環境保全課〕

1．概要

市民の快適な生活環境を維持するため、松戸市公害防止条例や松戸市近隣騒音防止指導要綱、及びその他関係法令等に基づく規制監視体制による公害の未然防止、及びその他総合的な対策に取り組んでいます。

〔主要対策〕 事業場の規制と指導による公害発生の未然防止。河川の監視。大気汚染、水質汚濁、地下水・土壌汚染、騒音公害等の測定と監視。大気汚染、水質汚濁、騒音公害等の検査分析。市民に対する公害防止、環境浄化運動の啓発。

2．大気監視用機器の配置

機　器　名	根本測定局	五香測定局	二ツ木測定局	上本郷測定局
温度、湿度測定機	昭和47年５月設置			
風向風速計	昭和43年５月設置	昭和46年８月設置	昭和48年11月設置	平成３年４月設置
雨量日射計	昭和53年１月設置			
硫黄酸化物自動測定機	昭和43年９月設置	昭和46年12月設置	昭和54年８月設置	
窒素酸化物自動測定機	昭和47年９月設置	昭和49年８月設置	昭和50年９月設置	昭和59年８月設置
非メタン炭化水素自動測定機	昭和53年11月設置	昭和53年４月設置		
浮遊粒子状物質自動測定機(ベータ線吸収法)	昭和59年４月設置	平成元年４月設置	同　左	平成８年11月設置
オキシダント自動測定機	昭和47年５月設置	昭和48年６月設置	昭和51年10月設置	
一酸化炭素自動測定機				昭和59年12月設置
テレメータ付データ収録処理装置	平成７年10月設置	同　左	同　左	同　左
微小粒子状物質自動測定装置	平成23年４月設置			平成23年４月設置

３．水質汚濁監視のための試験項目

現場観測項目	流量
	透視度
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）
	溶存酸素量（DO）
	生物化学的酸素要求量（BOD）
	化学的酸素要求量（COD）
	浮遊物質量（SS）
	大腸菌数
	n－ヘキサン抽出物質
	全窒素
	全燐
	全亜鉛
	ノニルフェノール※１
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
特殊項目	フェノール類
	銅（Cu）
	溶解性鉄（Fe）
	溶解性マンガン（Mn）
	クロム（Cr）
その他の項目	アンモニア性窒素
	リン酸性リン
	塩化物イオン
	電気伝導率
	全有機炭素（TOC）
	陰イオン界面活性剤（MBAS）

健康項目	カドミウム（Cd）
	全シアン（CN）
	鉛（Pb）
	六価クロム（Cr^{6+}）
	ヒ素（As）
	総水銀（Hg）※２
	PCB（ポリ塩化ビフェニル）
	ジクロロメタン
	四塩化炭素
	１，２－ジクロロエタン
	１，１－ジクロロエチレン
	シス－１，２－ジクロロエチレン
	１，１，１－トリクロロエタン
	１，１，２－トリクロロエタン
	トリクロロエチレン
	テトラクロロエチレン
	ベンゼン
	１，３－ジクロロプロペン
	チウラム
	シマジン
	チオベンカルブ
	セレン
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	ふっ素（F）
	ほう素（B）
	１，４－ジオキサン
	ダイオキシン類

※１．魚類に対する内分泌撹乱作用を有すると環境省が公表した項目

※２．総水銀が検出時にアルキル水銀の調査を実施する。

注１．上記項目のほか要監視項目として31項目の調査も行っている。

「要監視項目」：「直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として定めた項目（水生生物項目に係る項目を含む）

＜健康項目＞人の健康の保護に関する物質

＜pH＞水質の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、pH７は中性を示し、それより大きい数値はアルカリ性、それより小さい数値は酸性を示す。

＜DO＞水中に溶けている酸素の量。

＜BOD＞水中の有機物が微生物によって分解されるときに使われる酸素の量で、数値が大きいほど汚れている。

＜COD＞水中の有機物を化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量で、数値が大きいほど汚れている。

＜SS＞水中に浮遊する物質の量をいい、数値が大きいほど汚れている。

４．騒音・振動測定器

普通騒音計	１台	精密騒音計	３台
レベルレコーダ	３台	音響校正器	１台
騒音振動レベル処理装置	１台	データレコーダ	１台
振動レベル計	３台	周波数分析器	１台

５．公害苦情取扱件数及び解決件数

（令和６年度）

公害種類	取扱件数（件）			解決件数（件）			解決率（％）
	本年度受付	前年度より繰越	合計	本年度受付	前年度より繰越	合計	
大気汚染	6	3	9	6	3	9	100
水質汚濁	0	0	0	0	0	0	－
騒音	61	16	77	58	16	74	96
振動	23	0	23	23	0	23	100
悪臭	4	1	5	4	1	5	100
その他	20	1	21	20	1	21	100
合計	114	21	135	111	21	132	97

年度別

（単位：件）

区分＼年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
新規受付件数	155	120	127	135	154	133	114
前年度からの繰越件数	41	11	3	6	15	11	21
総件数	196	131	130	141	169	144	135
解決件数	185	128	124	126	158	123	132

第 4 節　環 境 衛 生 対 策

1．概要

〔環境保全課〕

環境衛生対策は、以前より感染症の予防対策として衛生害虫等媒介動物の駆除を中心に行ってきましたが、住環境の改善など生活環境が向上し、また、医療技術の進歩とも相まって、媒介動物による感染症の発生はほとんど見られなくなっています。しかしながら、一方では、急激な都市化や住民意識の変化により、ユスリカ等の不快害虫（疾病等の被害はないが、精神的に不快感を与えるもの）に対する駆除対策が大きなウエートを占めてきています。

また､狂犬病予防対策として､法に基づく飼い犬の登録や予防注射の実施に係わる事務を執り行っています。

平成26年６月より、松戸市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付規則に基づき、手術費用の一部助成を実施しています。

住宅地に隣接する雑草地については、衛生害虫の発生など衛生面ばかりではなく景観や防犯上の観点からも対策が望まれており、所有者等に対する刈取り指導を行っています。

2．衛生害虫等の駆除対策

⑴　公共下水溝等薬剤散布事業

水路や道路側溝等から発生するユスリカ等を駆除するために駆除要望が発生した場合には、現地調査の上薬剤の散布を行っています。

	作業日数	散布個所
令和６年度	35日	76個所

⑵　噴霧器の貸出し制度

市民が自主的に実施する衛生害虫の駆除を推進するため、噴霧器の貸出し制度を実施しています。

噴霧器貸出し制度	器具の種類：肩掛け式

3．犬の登録及び狂犬病予防注射事務

狂犬病予防法に基づき、犬の登録、予防注射等に係る事務処理を行っています。生後91日以上の飼い犬は、登録と毎年１回の狂犬病予防注射が義務づけられています。予防注射には、市内公園等で４月に実施する集合方式と動物病院で随時接種できる個別方式があります。

	集合注射頭数	個別注射頭数
令和６年度	1,296頭	14,154頭

４．飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金

平成26年６月より、市民の良好な生活環境の保全及び動物愛護思想の普及を図ることを目的とし、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊･去勢手術費を一部助成する制度を開始しました。

なお、令和２年４月１日より補助金交付規則を再度改正し、種別毎（メス９千円、妊娠しているメス１万円、オス５千円）に増額しています。

交付件数及び交付決定額

	交付件数			合計	交付決定額
	メス		オス		
令和６年度	56件	妊娠中 11件	38件	105件	804,000円

５．雑草対策

「あき地の雑草等の除去に関する条例」（昭和51年松戸市条例第28号）に基づき、雑草が繁茂して周辺の生活環境を阻害しているあき地の所有者等に対して、刈取り等の適正管理を指導しており、刈取りの支援策として草刈機の無償貸出しや草刈業者の紹介を行っています。

	指導対象筆数	面　　積
令和６年度	366筆	122,768.17㎡

６．地区環境美化組織育成事業

松戸市地区環境美化組織連合会は、地域で自主的に環境美化活動等を行っている町会・自治会等によって構成されており、会費を徴収して各種事業を展開しています。市では、これらの活動を支援するため、補助金を交付するとともに事務局を務めています。

第　５　節　　放　射　能　対　策

１．松戸市の取り組みと現状

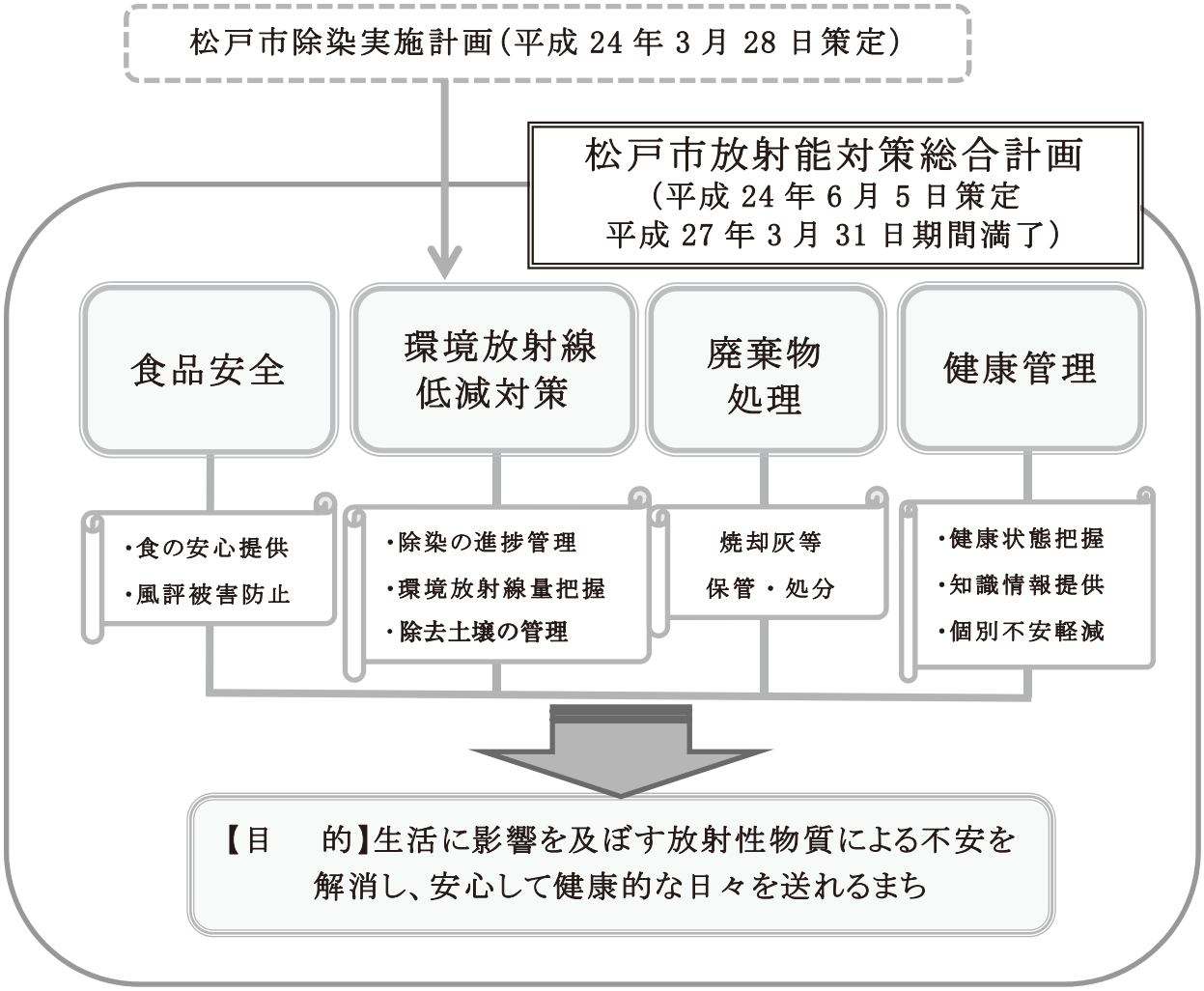
〔環境保全課〕

平成23年３月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が大量漏えいするという甚大な災害が発生しました。

市では、この事故由来の放射能における市民の皆様の不安払拭のため、近隣市に先駆けて空間放射線量の測定を始めました。その後、平成24年６月５日、『松戸市放射能対策総合計画』（以下「総合計画」）を策定し、各種放射能対策を実施しました。それらの取り組みにより、食品の安全の確保や空間放射線量の大幅な低減など一定の成果があり、平成26年度末をもって総合計画の期間を満了しましたが、以降も事業の見直しを行いつつ、継続して対策を実施してまいりました。

このような中で令和３年に事故から10年を経過し、現在では市内の空間放射線量は指標値を下回っていますが、今後も継続して子どもの安全・安心を確保するため、極端な業務廃止はせずに、各施設の測定回数や測定点数を段階的に縮小していく方針です。

◆松戸市放射能対策総合計画の概略



Ⅰ．食品安全

◆学校及び保育給食

1　取り組み

学校給食（H23．10月～R3．3月）　（単位：検体）

項目／年度	食材検査（平成23年 10月開始）			まるごとミキシング検査（平成24年２月開始）		
	検体数	検出数	基準超過数	検体数	検出数	基準超過数
平成 23 年度	193	0	0	286	0	0
平成 24 年度	468	0	0	1,429	0	0
平成 25 年度	504	0	0	1,410	0	0
平成 26 年度	480	0	0	1,342	0	0
平成 27 年度	36	0	0	252	0	0
平成 28 年度	36	0	0	255	0	0
平成 29 年度	36	0	0	255	0	0
平成 30 年度	36	0	0	255	0	0
令和元年度	36	0	0	255	0	0
令和２年度	廃止			195	0	0
令和３年度				廃止		
計	1,825	0	0	5,934	0	0

保育給食（H23．10月～R3．3月）　（単位：検体）

項目／年度	食材検査（平成23年 10月開始）			まるごとミキシング検査（平成24年２月開始）		
	検体数	検出数	基準超過数	検体数	検出数	基準超過数
平成 23 年度	127	0	0	397 公立：161 民間：236	0	0
平成 24 年度	301	0	0	2,188 公立：801 民間：1,387	0	0
平成 25 年度	303	0	0	2,384 公立：775 民間：1,609	0	0
平成 26 年度	295	0	0	2,768 公立：890 民間：1,878	0	0
平成 27 年度	84	0	0	689 公立：204 民間：485	0	0
平成 28 年度	83	0	0	825 公立：204 民間：621	0	0
平成 29 年度	84	0	0	955 公立：204 民間：751	0	0
平成 30 年度	70	0	0	878 公立：204 民間：674	0	0
令和元年度	28	0	0	366 公立：68 民間：298	0	0
令和２年度	廃止			197 公立：34 民間：163	0	0
令和３年度				廃止		
計	1,375	0	0	11,647 公立：3,545 民間：8,102	0	0

2　現状

全て不検出（検出下限値未満）です。

◆市内産農産物等

1　取り組み

市内農産物　（単位：検体）

項目／年度	測定計画に基づく農産物検査（平成24年４月開始）			農家持込農産物検査（平成23年10月開始）			市民持込農産物検査（平成24年２月開始）		
	検体数	検出数	基準超過数	検体数	検出数	基準超過数	検体数	検出数	基準超過数
平成23年度	-	-	-	233	1	0	99	40	2
平成24年度	152	19	0	312	110	9	813	393	34
平成25年度	94	0	0	142	27	2	463	142	3
平成26年度	77	5	0	84	13	0	231	47	1
平成27年度	66	5	0	49	1	0	161	26	1
平成28年度	37	1	0	39	3	0	98	7	0
平成29年度	21	3	0	20	2	0	58	7	1
平成30年度	11	1	0	12	1	0	46	2	0
令和元年度	10	0	0	3	0	0	15	0	0
令和２年度	7	1	0	2	1	0	8	1	0
令和３年度	1	0	0	3	0	0	廃　止		
令和４年度	0	0	0	2	0	0			
令和５年度	0	0	0	0	0	0			
令和６年度	0	0	0	0	0	0			
計	476	35	0	901	159	11	1,992	665	42

※農家持込農産物検査の最終基準超過日：平成25年10月30日
（基準超過検体名：たけのこ、しいたけ、しいたけの原木）
※市民持込農産物検査の最終基準超過日：平成29年４月17日
（基準超過検体名：しいたけ、ローズマリー、夏みかん、たけのこ、びわの葉、こごみ、甘夏、ブルーベリー、ゆず、月桂樹の葉、いぐち）

流通食品及び飲料水等　（単位：検体）

項目／年度	市民持込食品検査（流通食品及び飲料水等）（平成24年９月開始）		
	検体数	検出数	基準超過数
平成24年度	305	0	0
平成25年度	86	1	1
平成26年度	41	1	0
平成27年度	12	0	0
平成28年度	12	0	0
平成29年度	7	0	0
平成30年度	1	0	0
令和元年度	0	0	0
令和２年度	2	0	0
令和３年度	4	0	0
令和４年度	廃　止	廃　止	廃　止
計	470	2	1

※市民持込食品検査の最終基準超過日：平成26年３月26日（ただし、茨城県内で栽培した自家消費用しいたけ）

2　現状

平成24年度以降、検体数及び検出数ともに減少しています。また、市民持込農産物において平成29年度を最後に基準値超えはありません。また現在、出荷自粛の措置がとられている農作物はありません。

【注　　釈】
検　出　数…検出下限値（約５～10Bq/Kg）以上の放射性物質が検出された検体の数
基準超過数…厚生労働省が定めた基準値（一般食品：100Bq/Kg）以上の放射性物質が検出された検体の数

Ⅱ．環境放射線低減対策

1　取り組み

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、市は除染実施計画に基づき子ども関係施設や住宅などの環境放射線低減対策を実施し、その後は各施設の空間放射線量を監視しています。

2　現状

各施設の実施主体により、指標値（毎時0.23マイクロシーベルト）以上の箇所については低減対策を行い、現在は指標値を下回っていますが、継続して子どもの安全・安心を確保するため、極端な業務廃止はせずに、各施設の測定回数や測定点数を段階的に縮小していく方針です。

市内の平均的な空間放射線量

項目／年度	空間放射線量（μSV/h）
平成23年度（129施設）	0.28
平成24年度（607施設）	0.15
平成25年度（607施設）	0.12
平成26年度（295施設）	0.09
平成27年度（129施設）	0.064
平成28年度（129施設）	0.055
平成29年度（129施設）	0.052
平成30年度（129施設）	0.047
令和元年度（129施設）	0.046
令和２年度（129施設）	0.044
令和３年度（35施設）	0.059
令和４年度（35施設）	0.064
令和５年度（35施設）	0.054
令和６年度（35施設）	0.060

・平成24年度は、除染が必要となった607施設の除染後の測定値を平均的な空間放射線量としています。
・平成25年度は、平成24年度に除染した607施設の空間放射線量の変化を確認するために測定した数値を平均的な空間放射線量としています。
・平成26年度は、字を基本単位とした地域毎の平均的な空間放射線量を測定するために設定した295施設の測定値を平均的な空間放射線量としています。
・平成27年度以降は、平成23年度に最初に測定した129施設を測定して平均的な空間放射線量としています。
・令和３年度以降は、129施設の配置を再検証し、子どもの安心安全を目的として35点を継続測定しています。

Ⅲ．廃棄物処理

1　取り組み

⑴焼却灰（飛灰）の放射性物質濃度低減のための取り組み（平成23年８月開始）

①剪定枝等の分別徹底及び別収集体制の継続

②剪定枝等の和名ケ谷クリーンセンターでの調整焼却処理の継続

③剪定枝等の別処分の実施

⑵焼却灰（飛灰）の安心保管のための取り組み

近隣住民の不安解消のため、クリーンセンターに飛灰保管用仮設建物を建設し、平成26年10月より建物内で保管。

2　現状

焼却施設の主灰や飛灰の放射性物質の濃度は大幅に減少しましたが、処分先との協議が必要となるため測定は継続します。また、指定廃棄物は国が建設する長期保管施設ができていないため保管を継続します。

⑴焼却灰（飛灰）の放射性セシウム測定結果（令和７年３月測定）

和名ケ谷クリーンセンター：　140.0Bq/kg

⑵指定廃棄物の保管量（令和７年３月末）

施　設　名　称	保管量（ｔ）	フレコン数(袋)
クリーンセンター	924.14	1,521
和名ケ谷クリーンセンター	19.78	28
合　計	943.92	1,549

※指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が必要な長期管理施設を建設し、県内で分散保管されている指定廃棄物を集約して処理することになっています。

Ⅳ．健康管理

1　取り組み

甲状腺超音波検査（平成26年６月開始）　（単位：人）

実施年度	検査総数	判定内容及び結果の内訳（公表に同意された方のみ表示）			
		A1	A2	B	C
		結節（しこり）やのう胞（液体が入っている袋のようなもの）は認められなかったもの	結節（5.0ｍｍ以下）またはのう胞（20.0mm以下）を認めたもの	結節（5.1ｍｍ以上）またはのう胞（20.1mm以上）を認めたもの	甲状腺の状態などから判断して、二次検査が必要なもの
		経過観察不要	経過観察不要	経過観察	専門病院を紹介
平成26年度	147	35	109	2	1
平成27年度	109	18	91	0	0

注1）A1、A2は判定基準に関係なく、バセドウ病などの甲状腺特有の疾患が疑われた場合は、医師の判断で必要な検査を進めます。

（単位：人）

実施年度	検査総数	判定内容及び結果の内訳（公表に同意された方のみ表示）			
		A1	A2	B	C
		結節やのう胞を認めなかったもの	5.0ミリメートル以下の結節や20.0ミリメートル以下ののう胞を認めたもの	5.1ミリメートル以上の結節や20.1ミリメートル以上ののう胞を認めたもの	甲状腺の状態から判断して、専門病院での診断を要するもの
		本日の検査については問題ないため、次回の検査について医師からの指示はありません ※（注1）に該当者は別途検査あり	本日の検査については問題ないため、次回の検査について医師からの指示はありません ※（注1）に該当者は別途検査あり	新松戸中央総合病院にて経過観察	専門病院を紹介
平成28年度	66	18	48	0	0
平成29年度	36	20	15	1	0
平成30年度	16	12	7	0	0
令和元年度	16(※1)	8	6	1	0
令和２年度	2	2	0	0	0
令和３年度	7(※2)	1	5	0	0
令和４年度	2	1	1	0	0
令和５年度	1(※3)	0	0	0	0
令和６年度	4	0	3	0	1

（※1）このうち１名が公表に同意されなかったため、内訳は15名となっております。
（※2）このうち１名が公表に同意されなかったため、内訳は６名となっております。
（※3）公表に同意されなかったため、内訳は０名となっております。
注1）A1、A2は判定基準に関係なく、バセドウ病などの甲状腺特有の疾患が疑われた場合は、医師の判断で必要な検査を進めます。
注2）A2の判定基準であっても、医師が総合的に判断して経過観察が必要と判断した場合は、B判定としています。
経過観察期間及び検査内容は個人によって異なります。

2　現状

相談、検査等により、放射能による健康不安解消の取り組みを実施中です。

第　９　章

健　康　福　祉

＝内　容＝

第１節　母子保健…… 189
１．市民健康相談室…… 189
２．妊婦健康診査…… 189
３．妊婦歯科健康診査…… 189
４．産婦健康診査…… 190
５．新生児聴覚スクリーニング検査…… 190
６．１か月児健康診査…… 190
７．乳児健康診査…… 190
８．乳児股関節健診…… 190
９．１歳６か月児健康診査及び３歳児健康診査…… 190
⑴　１歳６か月児健康診査…… 191
⑵　３歳児健康診査…… 191
10．乳児相談、その他の相談…… 191
11．家庭訪問…… 191
⑴　妊婦訪問指導…… 191
⑵　新生児（産婦）訪問指導…… 192
⑶　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）… 192
12．利用者支援事業こども家庭センター型（母子保健機能）「親子すこやかセンター」…… 192
13．子ども医療費助成事業…… 192
14．健康教育…… 192
15．予防接種…… 193
第２節　成人・老人保健…… 194
１．成人・老人保健活動…… 194
⑴　健康診査の実施状況…… 194
⑵　健康教育活動状況…… 194
２．はり、きゅう、あん摩等施術費給付業務… 194
３．結核住民健康診断…… 195
４．女性健康診査事業…… 195
⑴　骨粗しょう症検診…… 195
⑵　女性の健康診査…… 195
５．健康づくり啓発事業…… 195
６．高齢者の食生活講座…… 195
７．献血推進事業…… 196
８．骨髄移植ドナー支援事業…… 196
９．歯の衛生週間事業…… 196
10．成人歯科健康診査…… 196
11．後期高齢者医療制度…… 197
⑴　医療費給付状況…… 197
⑵　保険料の収納率…… 197
12．地区組織育成事業…… 197
⑴　健康推進員の活動…… 197
⑵　松戸市食生活改善サポーターの活動 … 198
13．フレイル予防一体的推進事業…… 198
第３節　保健福祉センター…… 199
１．目　　的…… 199
２．施設の概要…… 199
３．事業内容…… 199
第４節　斎場及び北山市民会館・白井聖地公園 200
１．斎場及び北山市民会館…… 200
⑴　施設の概要…… 200
⑵　特　　徴…… 201
⑶　使用料等…… 201
２．松戸市営白井聖地公園…… 202
第５節　社会福祉…… 203
１．民生・児童委員…… 203
２．生活保護…… 204
３．生活困窮者自立支援…… 206
⑴　自立相談支援事業…… 206
⑵　住居確保給付金…… 206
⑶　就労準備支援事業…… 206
⑷　居住支援事業…… 206
⑸　家計改善支援事業…… 206
４．児童福祉…… 207
⑴　保　育　所…… 207
⑵　ファミリーサポートセンター事業… 211
⑶　出生直後の支援事業…… 212
⑷　病児・病後児保育事業…… 212
⑸　子育て短期支援事業「こどもショートステイ事業」… 212
⑹　子育て世帯訪問支援事業「まつドリ babyヘルパー」…… 212
⑺　地域子育て相談機関…… 212
⑻　地域子育て支援拠点事業「地域子育て支援センター」… 212
⑼　地域子育て支援拠点事業「おやこDE広場」…… 212

⑽　子育てコーディネーター事業…… 213
⑾　乳幼児一時預かり事業…… 213
⑿　放課後児童クラブ…… 213
⒀　子育てホームページ管理運営…… 213
⒁　赤ちゃんぽけっと事業…… 213
⒂　放課後KIDSルーム…… 213
⒃　中高生と乳幼児のふれあい体験… 213
⒄　身体障害児福祉…… 214
⒅　知的障害児福祉…… 214
⒆　児童館・こども館…… 214
⒇　中高生の居場所づくり事業…… 215
(21)　子どもの学習支援事業…… 215
5．母子福祉…… 215
6．障害者（児）福祉…… 216
(1)　障害者(児)福祉サービスの体系… 216
(2)　障害児通所支援事業…… 217
(3)　障害者(児)福祉サービスの利用状況… 217
(4)　身体障害者福祉…… 218
(5)　知的障害者福祉…… 218
(6)　精神障害者福祉…… 218
(7)　福祉タクシー制度…… 218
7．高齢者福祉…… 219
(1)　生きがい対策…… 219
(2)　ひとり暮らし高齢者等援護…… 220
(3)　敬老事業…… 220
(4)　老人ホーム入所措置状況…… 220
(5)　老人福祉センター…… 220
8．心身障害者等の在宅福祉対策…… 221
(1)　ホームヘルプサービス事業…… 221
(2)　訪問入浴（地域生活支援事業)…… 221
(3)　高齢者・障害者住宅事業…… 222
(4)　地域包括支援センター
（高齢者いきいき安心センター)… 222
9．介護支援ボランティア制度…… 223
第６節　社会福祉施設…… 224
1．健康福祉会館…… 224
(1)　常盤平保健福祉センター…… 224
(2)　こども発達センター…… 224
(3)　障害者福祉センター…… 224
2．(公社) 松戸市シルバー人材センター… 225
3．総合福祉会館…… 226
4．松戸市シニア交流センター…… 226
第７節　国民健康保険…… 227
1．国民健康保険…… 227
(1)　被保険者の加入状況…… 227
(2)　国民健康保険料…… 227
(3)　保険給付の状況…… 229
第８節　国民年金…… 231
1．概　　要…… 231
2．国民年金のしくみ…… 231
3．年金について…… 232
第９節　介護保険制度…… 236
1．申請、サービス利用の手順…… 236
2．サービス等の種類（市内にあるサービス）237
3．介護保険（介護給付・予防給付・総合事業）
の支給限度額…… 238
4．利用者負担の軽減…… 238
5．施設サービスの費用の減免…… 238
6．介護保険料…… 238
(1)　第１号被保険者…… 238
(2)　第２号被保険者…… 239
第10節　福祉関係給付一覧表…… 240
1．低所得者福祉…… 240
2．児童・母子・父子福祉…… 242
3．老人福祉…… 244
4．被爆者援護…… 246
5．心身障害者（児）福祉…… 246
6．老人・障害者福祉…… 256
7．国民健康保険…… 258
第11節　医療施設及び医療関係従業者数… 260
第12節　衛生会館…… 261
1．目　　的…… 261
2．概　　要…… 261
第13節　休日土曜日夜間歯科診療所…… 261
1．概　　要…… 261
2．利用状況…… 261
第14節　松戸市夜間急病救急医療システム… 262
1．夜間小児急病センター概要…… 262
2．夜間小児急病診療利用状況…… 263
3．待機病院利用状況…… 264
4．休日当直医制度…… 264
5．テレホン案内サービス…… 265
第15節　青少年健全育成…… 265
1．こども健全育成事業…… 265
2．少年センター…… 266

第１節　　母　子　保　健

１．市民健康相談室

〔こども家庭センター〕

妊娠届による母子健康手帳の発行及び乳幼児から高齢者まですべての市民を対象に本庁、各支所において保健師による健康相談を行っています。

		R５　年　度									
対象別＼場所		本　庁	常盤平	小　金	小金原	馬　橋	六　実	新松戸	矢　切	東松戸	計
妊婦	届出数	1,200	318	252	160	262	152	355	103	263	3,065
	指導数	1,184	311	249	159	257	151	350	102	258	3,021
出生	届出数	1,530	237	166	131	194	132	239	81	224	2,934
	指導数	1,412	219	147	96	168	91	224	74	174	2,605
その他		1,978	1,042	938	675	996	880	1,531	1,586	1,121	10,747
計（届出数＋その他）		4,708	1,597	1,356	966	1,452	1,164	2,125	1,770	1,608	16,746

		R６　年　度									
対象別＼場所		本　庁	常盤平	小　金	小金原	馬　橋	六　実	新松戸	矢　切	東松戸	計
妊婦	届出数	1,269	304	258	189	298	127	345	116	309	3,215
	指導数	1,247	301	252	185	291	124	342	114	300	3,156
出生	届出数	1,522	266	200	119	170	150	277	78	183	2,965
	指導数	1,386	244	184	89	139	126	266	77	144	2,655
その他		1,071	1,052	832	705	871	719	1,632	1,506	963	9,351
計（届出数＋その他）		3,862	1,622	1,290	1,013	1,339	996	2,254	1,700	1,455	15,531

※妊婦・出生の指導数は届出数の内の再掲

健福康祉

２．妊婦健康診査

〔こども家庭センター〕

妊娠中の心身の異常の早期発見・早期援助を講じ、更により良い生活習慣の形成を目指すことにより、母性の健康の保持増進を図ることを目的に、受診券を交付（母子健康手帳別冊に14日分綴じ込み）し、委託医療機関において実施しています。

年度	対象者数	受診者数	
		一般検査	平均受診回数
R４	3,167	37,971	12.0
R５	3,065	36,821	12.0
R６	3,215	37,029	11.5

３．妊婦歯科健康診査

〔こども家庭センター〕

平成13年度より、妊婦自身が自分の口腔状態を把握し、早期に治療することで、生まれる子どもの口腔にも関心がもてるように、市内委託医療機関で歯科健康診断を１回無料で受けられます。

令和３年度　受診数　907人　　受診率　28.3％
令和４年度　受診数　845人　　受診率　26.7％
令和５年度　受診数　803人　　受診率　26.2％
令和６年度　受診数　828人　　受診率　25.8％

４．産婦健康診査

〔こども家庭センター〕

産後２週間、１か月の産婦を対象に健康診査を実施し、産後うつや新生児への虐待リスクの予防・早期発見・早期支援を行います。

年度	対象者数（人）		受診者数（人）		受診率（%）	
	２週間	１か月	２週間	１か月	２週間	１か月
R６	2,989	2,989	1,521	2,622	50.9	87.7

５．新生児聴覚スクリーニング検査

新生児の聴覚障害を早期に発見し、早い段階で適切な措置を講じ、コミュニケーションや言語発達面での影響が最小限となるよう、出生後間もない時期の検査を実施します。

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
R６	2,999	2,613	87.1

６．1か月児健康診査

〔こども家庭センター〕

出産後１か月の乳児を対象に健康診査を実施し、心身の異常の早期発見や乳児の健康保持及び増進を図り、問題が深刻化する前の虐待の予防や早期発見を目的とする。

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
R６	2,999	2,224	74.2

※令和６年度新規事業

７．乳児健康診査

〔こども家庭センター〕

生後３～４か月児、６～７か月児、９～10か月児を対象に健康診査を実施し、乳児期の心身の異常を早期に発見することにより乳児の健康の保持増進を図っています。

区分／年度	対象者数　人			受診者数　人			受診率　%			問題あり　人			問題ありの確率　%		
	3～4	6～7	9～10	3～4	6～7	9～10	3～4	6～7	9～10	3～4	6～7	9～10	3～4	6～7	9～10
R４	3,138	3,176	3,265	2,992	2,962	3,046	95.3	93.3	93.3	209	137	155	7.0	4.6	5.1
R５	3,108	3,086	3,059	2,983	2,870	2,804	96.0	93.0	91.7	248	136	146	8.3	4.7	5.2
R６	2,977	3,055	3,098	2,903	2,876	2,854	97.5	94.1	92.1	268	151	157	9.2	5.3	4.8

８．乳児股関節健診

〔こども家庭センター〕

乳児の健康管理の一環として、生後３～４か月児を対象に股関節の異常の早期発見、早期治療を目的とし「無脱臼市」を目指しています。

区分／年度	対象者数	受診者数	受診率	異常なし（精査不要）	異常あり（要精査）
	人	人	%	人	人
R４	3,138	2,890	92.1	2,437	453
R５	3,108	2,897	93.2	2,480	417
R６	2,977	2,893	97.2	2,522	371

９．１歳６か月児健康診査及び３歳児健康診査

〔こども家庭センター〕

幼児期における心身障害の早期発見、早期援助、幼児のむし歯予防及び生活習慣形成の援助を行い、健康の保持増進を図ることを目的に、１歳６か月児健康診査及び３歳児健康診査（実施月齢：３歳６か月）を実施しています。

各健康診査は、対象者へ個別通知し、市内３か所の保健福祉センターで実施しています。

⑴ １歳６か月児健康診査

区分／年度	対象数（人）	一般健康診査		歯科健康診査	
		受診者数（人）	受診率（%）	受診者数（人）	受診率（%）
R４	3,302	3,111	94.2	3,198	96.9
R５	3,236	3,122	96.5	3,121	96.4
R６	3,081	3,043	98.8	3,021	98.1

⑵ ３歳児健康診査

区分／年度	対象数（人）	一般健康診査		歯科健康診査	
		受診者数（人）	受診率（%）	受診者数（人）	受診率（%）
R４	3,600	3,505	97.3	3,498	97.2
R５	3,408	3,271	96.0	3,266	95.8
R６	3,293	3,149	95.6	3,145	95.5

10. 乳児相談、その他の相談

〔こども家庭センター〕

適切な育児、適切な栄養、育児不安の緩和など、健全な乳児の育成を目指して実施しています。

区分／種別	R４年度		R５年度		R６年度	
	会場数	相談者数	会場数	相談者数	会場数	相談者数
乳児相談（赤ちゃん教室）	46	265人	46	337人	45	343人

11. 家庭訪問

〔健康推進課・こども家庭センター〕

保健師等が、健康上の不安や疾病の早期回復の援助のため各家庭を訪問しています。

区分／対象別	R４年度		R５年度		R６年度	
	実数（人）	延数（人）	実数（人）	延数（人）	実数（人）	延数（人）
A　乳　　児	3,135	3,232	3,173	3,241	3,052	3,112
（内訳）新生児期※1	1,043	1,089	1,241	1,275	1,305	1,336
（〃）乳児期※2	2,029	2,143	1,932	1,966	1,747	1,776
（A乳児の内）低体重児※3	300	305	315	321	316	337
B　幼　　児	583	953	413	702	371	650
C　妊　　婦	227	330	301	383	289	400
（C 妊娠の内）妊娠高血圧症候群	1	1	3	10	－	－
D　産　　婦	3,368	4,208	3,205	3,422	3,286	3,888
E　家族計画	2	2	2	4	－	－
F　精神保健	249	702	283	575	307	686
G　生活習慣病	1	3	4	12	2	4
H　その他(母子及び成人等)	97	125	33	40	20	26
合　計（A～H合計）	7,662	9,555	7,414	8,379	7,327	8,766

※１新生児期：生後28日未満　※２乳児期：生後28日以降１歳未満　※３低体重児：2500g未満

⑴ 妊婦訪問指導

〔こども家庭センター〕

日常生活、栄養等について適切な保健指導を行うことにより、安心して出産を迎えることができることを目的に実施しています。

訪問対象者	R４年度（人）	R５年度（人）	R６年度（人）
希望者及び妊娠、分娩に影響を及ぼす病気や生活習慣に問題がある方など	227	301	289

⑵ 新生児（産婦）訪問指導

生後28日までの新生児は外界に対する抵抗力が弱く、また母親も育児に対する不安が多いため、家庭訪問により育児上必要な事項について支援し、新生児の疾病予防と健やかな発育を促します。

（実施状況）

訪問対象者	訪問者数		
	R４年度 実数（人）	R５年度 実数（人）	R６年度 実数（人）
生後28日未満に松戸市に居住する新生児と産婦	1,022	1,199	1,291

⑶ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

目的

乳児のいる家庭に早期に専門職がかかわり、育児に関する不安や悩みを聞きながら助言を行うとともに、適切な保健サービスの提供と社会からの孤立を防ぐことで、虐待の予防を図り、乳児の健全な育成環境を整備する。

（年度別訪問状況）

年度	R４	R５	R６
訪問実数（人）	2,092	1,932	1,747

※新生児（産婦）訪問指導を除く。

〔こども家庭センター〕

12. 利用者支援事業こども家庭センター型（母子保健機能）「親子すこやかセンター」

平成28年度より妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に関する様々なニーズに対して、総合相談支援をワンストップで実施し、関係機関との連携強化をするために、保健師、社会福祉士、助産師を配置した「親子すこやかセンター」を市内３か所（中央、小金、常盤平）の保健福祉センターに設置し、支援を行います。

年度別支援状況	R４	R５	R６
妊婦数（人）	503	531	514
乳幼児世帯数	686	688	694

13. 子ども医療費助成事業

〔子ども未来応援課〕

医療費の一部を助成し、保護者の経済的負担軽減を図る目的で実施しています。令和５年８月１日から、現物給付化を高校3年生相当年齢まで拡大しました。

区分＼年度	R４	R５	R６
支給延件数	778,015	955,063	1,011,837
支給金額（円）	1,554,715,638	2,018,126,630	2,032,898,683

14. 健康教育

〔健康推進課・こども家庭センター〕

妊婦、乳幼児等を対象に健康管理に必要な知識、技術の普及を目的として実施しています。

事業名		対象	R５年度		R６年度	
			受講者延数	開設延数	受講者延数	開設延数
母子保健関係	ママパパ学級	初妊婦とそのパートナー	人 2,548	回 109	人 2,299	回 99
	親のための性教育講座	思春期の子をもつ親	54	5	60	7
	離乳食教室	乳児をもつ保護者	969	59	972	60
	赤ちゃん教室	乳児と保護者	337	46	343	45
	保育所・障害児歯科衛生指導	保育所・障害児（者）施設、幼稚園	4,284	153	3,937	145
	わんぱく歯科くらぶ	１歳６か月児歯科健康診査受診者	2,762	158	2,631	158

15. 予防接種

〔予防衛生課〕

伝染（性）の恐れのある疫病の発生及び蔓延を予防するために、予防接種法に基づく定期の予防接種等を行い、公衆衛生の向上及び増進を図っています。

年度別定期予防接種実施状況

単位：人

定期予防接種	令和５年度			令和６年度		
	対象者数	実施者数	実施率	対象者数	実施者数	実施率
BCG	2,961	2,914	98.4%	2,952	3,010	102.0%
不活化ポリオ1期	－	3	－	－	2	－
DPT-IPV-Hib1期　注1	－	－	－	11,944	8,360	70.0%
DPT-IPV1期	12,072	13,166	109.1%	－	3,834	－
DPT1期	－	1	－	－	1	－
DT1期	－	0	－	－	0	－
DT2期	3,802	3,258	85.7%	3,965	3,427	86.4%
MR1期	3,188	3,104	97.4%	3,086	2,903	94.1%
MR2期	3,631	3,486	96.0%	3,682	3,380	91.8%
麻しん　注2	－	0	－	－	0	－
風しん　注3	－	0	－	－	0	－
日本脳炎1期　注4	10,436	10,442	100.1%	10,051	10,271	102.2%
日本脳炎2期　注4	7,922	3,857	48.7%	8,009	3,881	48.5%
HPV（定期）	29,175	2,724	9.3%	28,869	4,044	14.0%
HPV（キャッチアップ）	77,772	3,581	4.6%	79,035	14,886	18.8%
ヒブ	11,844	12,047	101.7%	11,808	3,401	28.8%
小児肺炎球菌	11,844	12,130	102.4%	11,808	11,763	99.6%
水痘	6,376	6,104	95.7%	6,172	5,588	90.5%
B型肝炎	8,883	8,899	100.2%	8,856	8,764	99.0%
ロタウイルス　注5	2,961	2,948	99.5%	2,952	2,866	97.1%
A類疾病小計	192,867	88,664	46.0%	193,189	90,381	46.8%
インフルエンザ	129,058	66,203	51.3%	128,996	61,625	47.8%
新型コロナウイルス	－	－	－	128,996	24,590	19.1%
高齢者肺炎球菌　注6	28,779	2,742	9.5%	128,996	1,476	1.1%
B類疾病小計	157,837	68,945	43.7%	386,988	87,691	22.7%
A類+B類　合計	350,704	157,609	44.9%	580,177	178,072	30.7%

注1　令和６年４月１日より、５種混合（DPT－IPV－Hib）ワクチンが定期接種に追加される。

注2　MRワクチンでの接種を優先とし、風しんに罹患した者で希望者のみ麻しんワクチンでの接種となる

注3　MRワクチンでの接種を優先とし、麻しんに罹患した者で希望者のみ風しんワクチンでの接種となる

注4　平成17年～21年度にかけて日本脳炎予防接種の積極的接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成７年４月２日～19年４月１日生れの者が20歳未満まで定期接種として第１・２期の不足分を接種可能。

注5　接種するワクチンの種類により回数が違うため、延人数でなく、実人数になっている。

注6　高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は、平成26年10月１日より定期接種に追加された。また、松戸市独自に、定期接種の対象者以外（任意接種）で66歳以上の初めて肺炎球菌ワクチンを接種する者に接種費用の助成を実施。左表の対象者及び実施者数は、定期及び任意両方を含めた数となっている。
なお、対象者には過去にワクチンを接種したことがある人も含まれている。

任意予防接種費用の一部助成事業

単位：人

任意予防接種	令和５年度			令和６年度		
	対象者数	実施者数	実施率	対象者数	実施者数	実施率
おたふくかぜ	6,819	5,798	85.0%	6,768	5,582	82.5%
帯状疱疹　注5	－	－	－	238,528	3,149	1.3%

第２節　成人・老人保健

〔健康推進課〕

１．成人・老人保健活動

健やかな高齢期をめざして、壮年期から総合的な保健対策の推進を柱として、昭和58年２月から老人保健法が施行され保健事業が実施されました。

平成20年度からは高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に位置づけられ、生活習慣病予防のための特定健康診査等の健康診査やがんの早期発見対策に重点をおき、次のような事業を実施しています。

⑴　健康診査の実施状況

区分 / 種別	Ｒ５年度		Ｒ６年度	
	実施人員（人）	要精検人員（人）	実施人員（人）	要精検人員（人）
特定健康診査等	43,109	32,828	43,104	32,984
胃がん検診	8,851	279	8,497	270
子宮頸がん検診	18,078	345	18,375	271
乳がん検診	15,110	585	14,689	595
肺がん検診	41,866	1,359	42,382	1,511
大腸がん検診	35,359	1,788	35,532	1,905
前立腺がん検診	3,846	414	3,943	431

⑵　健康教育活動状況

区分	対象	Ｒ５年度		Ｒ６年度	
		受講者延数（人）	開設延数（回）	受講者延数（人）	開設延数（回）
生活習慣病予防	一般市民	2,277	42	4,606	189
がん予防等	がん検診受診者数等	1,247	10	1,252	9
食生活講座	一般市民	158	18	246	15
その他	一般市民	625	22	506	10

２．はり、きゅう、あん摩等施術費給付業務

〔健康医療政策課〕

助成内容　市内に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている65歳以上の方と障害者手帳の交付を受けている18歳以上64歳以下の方を対象に年間最大24枚（申請月から３月までの月数に２を乗じた枚数）の助成券を交付
１日１枚まで、１枚につき800円を助成
市に登録した施術所でのみ利用可能

利用状況

年度	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
助成券交付者数	4,738人	4,787人	4,735人
助成券利用者数	3,627人	3,587人	3,562人
延利用件数	47,677件	46,376件	45,047件
助成額	38,141,600円	37,100,800円	36,037,600円

３．結核住民健康診断　〔健康推進課〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき市民を対象として、受診の勧奨に努め、感染症である結核をなくすために実施しています。

４．女性健康診査事業　〔健康推進課〕

⑴　骨粗しょう症検診

平成８年度から新規事業として、35歳の女性を対象に、９年度からは35～39歳に、10年度からは18～39歳に、更に、平成17年度は35～55歳、平成18年度からは35～60歳、平成22年度は35～70歳の５歳節目の女性へと対象年齢を拡大し、骨粗しょう症の予防の目的で検診と健康教育を実施しました。

検診実績

区分／年度	開催回数	受診者数（人）
R４	6	1,430
R５	5	1,413
R６	5	1,518

健康教育実績

区分／年度	開催回数	受診者数（人）
R４	3	89
R５	3	49
R６	3	63

⑵　女性の健康診査

35歳以上39歳までの女性を対象に医療機関に委託し健康診査を実施。

年　度	R４	R５	R６
受診者数（人）	525	393	350

５．健康づくり啓発事業　〔健康推進課〕

市民に密着した総合的健康づくり対策を推進するために実施しています。

まつど健康ハッピーフェスタ

年　度	R５	R６
参加者数（人）	415	634

６．高齢者の食生活講座　〔健康推進課〕

年　度	R３	R４	R５	R６
受講者数（人）	中止	52	80	127

7．献血推進事業　〔予防衛生課〕

献血思想の普及に努力するとともに国の赤十字血液センターの事業に協力し、輸血用血液の確保に努めています。

年　度	受　付　数（件）	適　格　者　数（人）			不適格者数（人）
		男	女	計	
R４	1,945	1,235	484	1,719	226
R５	2,202	1,365	566	1,931	271
R６	2,706	1,589	748	2,337	369

8．骨髄移植ドナー支援事業　〔予防衛生課〕

1．提供者（ドナー）

骨髄・末梢血幹細胞提供のために要した通院及び入院の日数１日につき２万円を、１回の提供につき７日を上限として助成する。

2．提供者（ドナー）が勤務する国内の事業者

ドナーに与えたドナー休暇の日数、１日につき１万円。７日を上限として助成する。

〔助成件数〕

年　度	R４	R５	R６
ドナー	3件	3件	7件
対象の事業者	0件	0件	1件

9．歯の衛生週間事業　〔健康推進課〕

歯と口の健康週間の一環として市民を対象に歯科保健に対する関心を高め、口腔疾患の予防に役立てるため歯科検診と相談・ブラッシング指導・健口体操等のイベントを行っています。

年　度	R４	R５	R６
相談者数（人）	40	118	167

※令和４年度は規模を縮小して実施
令和５年度は時期を変更して実施

10．成人歯科健康診査　〔健康推進課〕

成人を対象に大切な歯をむし歯や歯周病から守るために歯科健康診査を実施しています。

※62年度以前は40歳、63年度からは40歳、45歳、50歳、55歳、60歳を対象、平成５年度からは40歳以上全員を対象、平成21年度からは20歳以上全員を対象、平成28年度からは20歳、30歳に前歯部の歯面沈着物除去（クリーニング）を追加して実施、令和４年度からは75歳以上に口腔機能診査を追加して実施しています。

年度	対象者数	受診者数	受診率
	人	人	%
R４	424,626	3,446	0.81
R５	426,006	3,027	0.71
R６	428,504	4,049	0.94

11. 後期高齢者医療制度

〔国保年金課〕

後期高齢者医療制度は、家族や社会のために長年貢献された高齢者の方々が、安心して医療を受け続けられるよう、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代も含めてみんなが納得して支え合う制度です。

⑴ 医療費給付状況

年　度	平均被保険者数（人）	給付件数（件）	医療給付　計（円）		
				療養給付費	療養支給費
令和４年度	68,625	1,945,819	54,065,199,760	52,728,576,804	1,336,622,956
令和５年度	71,486	2,044,469	57,102,317,708	55,557,576,140	1,544,741,568
令和６年度	73,948	2,130,933	60,557,129,021	58,953,073,858	1,604,055,163

注）平均被保険者数については年度間月平均

⑵ 保険料の収納率

単位：（％）

年　度	現年度			過年度	計
		特別徴収	普通徴収		
令和４年度	99.32	100.00	98.43	23.29	98.52
令和５年度	99.43	100.00	98.68	24.65	98.62
令和６年度	99.32	100.00	98.55	29.89	98.66

12. 地区組織育成事業

〔健康推進課〕

⑴ 健康推進員の活動

市民の健康の保持、増進を推進するために、各地区に健康推進員（任期３年）を置き、保健師との連携によって市民の健康づくり活動を行っています。

年　度（任期）	健康推進員実数（人）	地区定例会参加延数（人）	全体研修会参加延数（人）	町会や地域における健康づくり活動等延件数（件）	再掲	
					健康知識の普及延数（人）	健(検)診の勧め延数（人）
R４（2年目）	149	1,185	155	214	7,737	418
R５（3年目）	144	1,150	－	348	11,384	541
R６（1年目）	98	748	－	151	7,599	783

※全体研修会は健康推進員を対象に企画・実施してきたが、令和５年度からは健康だけではなく地域共生や街づくり等の視点を持っていただきたいことから、県や他課が開催する研修会や講演会を受講していただく形に変更している。

⑵ 松戸市食生活改善サポーターの活動

市民の食生活改善を図るため「毎日の健康は食事から！」を合言葉に、個人から家族へ、家族から地域へと、栄養士との連携により正しい食生活の普及浸透に努めています。

年度	食生活改善サポーター		地域での普及活動		市健康推進事業への協力活動	
	人数（人）	普及人数（人）	回数（回）	普及人数（人）	回数（回）	普及人数（人）
R４	24	10,478	3,335	8,539	266	1,939
R５	27	6,497	1,827	4,121	207	2,376
R６	28	8,571	2,699	4,818	183	3,753

13. フレイル予防一体的推進事業

〔健康推進課〕

フレイル予防業務

ポピュレーションアプローチ（通いの場等への積極的な関与等）とハイリスクアプローチ（高齢者に対する個別的支援）により、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

		R４	R５	R６
①ポピュレーションアプローチ（延人数）		2,990	4,003	3,286
②ハイリスクアプローチ（実人数）	市直営分	327	357	302
	医師会委託分	120	156	125

※ハイリスクアプローチは一部を一般社団法人松戸市医師会（松戸市在宅医療・介護連携支援センター）に業務委託。

第３節　保健福祉センター

〔健康推進課〕
〔こども家庭センター〕

１．目　的

市民の健康の保持増進及び福祉の向上を図るため市民の身近な場所で、母子、成人、高齢者等の市民各層に応じた対人保健サービスを総合的に行う拠点施設です。

２．施設の概要

ア．中央保健福祉センター

⑴ 所在地　松戸市竹ケ花74番地の３
⑵ 開所年月日　平成５年４月１日
⑶ 構造　鉄筋コンクリート造　地下１階・地上４階
⑷ 延床面積　3,832.06㎡
⑸ 敷地面積　2,001.93㎡
⑹ 施設内容
- 地下１階　健康記録保存室、レントゲンフィルム読影室、大会議室、機械室等
- １階　健康相談室（２か所）、機能訓練室、生活実習訓練室、栄養実習室、事務室（母子保健担当室、保健福祉センター）、小会議室、授乳室等
- ２階　検診室兼集団指導室、母子保健室、歯科保健室、プレイルーム、保健活動室等
- ３階　事務室（健康推進課、予防衛生課、こども家庭センター）、健康管理情報室、休憩室等
- ４階　設備機械室等

イ．小金保健福祉センター

⑴ 所在地　松戸市小金２番地ピコティ西館３階
⑵ 開所年月日　平成５年11月29日
⑶ 構造　鉄筋鉄骨コンクリート造
⑷ 延床面積　1,109.96㎡
⑸ 施設内容
- １階　検診車車庫、検診待合室
- ３階　母子保健室、プレイルーム、集団指導室、栄養実習室、歯科保健室、診察室、健康相談室、消毒室、保健福祉センター事務室、休憩室等

ウ．常盤平保健福祉センター

⑴ 所在地　松戸市五香西３丁目７番地の１　健康福祉会館内２F
⑵ 開所年月日　平成10年４月１日
⑶ 施設内容　母子保健室・栄養実習室・プレイルーム・歯科保健室・検診室・集団指導室・事務室等

エ．常盤平保健福祉センター六実保健室

⑴ 所在地　松戸市六高台３丁目70番地の１（六実市民センター別館１階）
⑵ 開所年月日　平成９年１月６日
⑶ 施設内容　保健室、健康相談室、集団指導室、研修室１～３

３．事業内容

⑴ 健康相談 ⑵ 健康増進指導 ⑶ 保健指導 ⑷ 健康診査（がん検診）
⑸ 地域保健福祉活動 ⑹ その他市長が必要と認める業務

第 4 節　　斎場及び北山市民会館・白井聖地公園

1．斎場及び北山市民会館　　〔予防衛生課〕

⑴　施設の概要

所 在 地：松戸市串崎新田63番地の1
敷地面積：10,000.14㎡
建築面積：2,805.75㎡（⑴斎場：2,015.20㎡　⑵市民会館：787.55㎡）
延床面積：3,959.99㎡（⑴斎場：2,300.36㎡　⑵市民会館：1,659.63㎡）
施設内容：○斎場・・・鉄筋コンクリート半地下式２階建、エレベーター付
ア　火葬場：火葬炉10基（空冷ロストル式、灯油使用）、汚物炉1基、炉前ホール、
無煙無臭装置付再燃焼炉10基、収骨室（2室）、作業室、オイル庫、
ブロワー室、監視室、変電設備室、作業員更衣室、
車路、事務室、倉庫、渡り廊下（幅3.3m・長さ80m）、トイレ、
非常用発電設備（灯油使用）
イ　式　場：2室
①第1式場）2階・・・約50人収容ホール、遺族控室（7.5畳）、控室（6畳）、
シャワー室、トイレ、倉庫
②第2式場）1階・・・約100人収容ホール、遺族控室2室（9畳・6畳）、
控室（12畳）、ユニットバス、みんなのトイレ
ウ　遺体安置室：保冷庫（3基：6体収容）

○北山市民会館・・・鉄筋コンクリート造２階建、エレベーター付
ア　待合施設：１階
第1号室（42人収容）　　第2号室（42人収容）
第3号室（42人収容）　　第5号室（42人収容）
待合ホール（72人収容）、売店、更衣室、みんなのトイレ　他
イ　会館施設：2階
第1洋室（42人収容）　第2洋室（42人収容）
第3洋室（42人収容）　第5洋室（42人収容）
第6洋室（72人収容）
空調機械室　トイレ　他
ウ　駐車場・・・・・・・・・・約30台収容
第2駐車場・・・・・・・・約25台収容（所在地外）
車庫
着工及び竣工：昭和47年9月30日着工　　昭和49年3月25日竣工
事　業　費　合　計　406,362,000円

⑵ 特　徴

斎場は、建物全体を半地下式建物とし、施設内には四季の花を植樹するなどして、火葬場の暗いイメージを和らげています。

火葬施設は、ロストル式灯油使用火葬炉10基で、煤煙臭気を完全燃焼する再燃焼炉を装置した無公害施設です。

また、住宅事情により自宅葬儀が困難な市民の便宜を図るため、式場が併設されています。

北山市民会館は、斎場と渡り廊下でつながっており、１階部分は会葬者待合施設、２階部分が市民会館として利用されており、周囲には築山、池などを造成、植林し、施設全体が「緑につつまれた公園」をイメージして建築された施設です。

⑶ 使用料等

斎場使用料

種　　別		単　位	市　内	市　外	減額後の使用料 ※３	
					市　内	市　外
年齢15歳以上		１体につき	3,000円	50,000円	1,200円	20,000円
年齢15歳未満		〃	1,600	25,000	800	12,000
死　　胎		１胎につき	1,000	15,000	400	6,000
え　　な		１包につき	300	5,000	120	2,000
改　葬　遺　骨		１個につき	1,200	20,000	500	8,000
外科手術・事故等による四肢		〃	800	13,000	400	6,000
式　　場 ※１	第１式場	１回	24,200	48,400	9,600	19,200
	第２式場	１回	44,000	88,000	17,600	35,200
遺　体　安　置　室 ※２		１回	6,500	13,000	2,600	5,200

※１ 式場の１回とは、午後２時から翌日午後１時まで

※２ 遺体安置室の１回とは、午前９時から翌日午前９時まで

※３ 松戸市北山会館条例施行規則第９条の２の各号に掲げる以下の場合に減額となります。

(1) 生活保護法の適用を受けている者又はこれに準ずると認められる者が使用する場合

(2) 身元不明の死体又は死胎の火葬を行う場合

(3) 感染症患者(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第２項から第４項までに規定する感染症等の死体又は感染症患者が出産した死胎の火葬を行う場合

霊柩自動車使用料　　(宮型霊柩車)

区　　分	単　位	市　　内	市　　外
一　　般	１回	8,900円	17,800円
減額後の使用料 ※	１回	1,430円	

※ 松戸市霊柩自動車条例第４条の各号に掲げる以下のものが減額となります。

(1) 現に生活保護法の適用を受けている者

(2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法の適用を受けた死体で引取人のないもの

(3) 解剖死体で官公署の指示によるもの

北山市民会館使用料

種　　別	単　位	市　内	市　外	市　内 (午後５時 ～９時)	市　外 (午後５時 ～９時)
第１・第２・第３・第５洋室(２階)	１時間	220円	440円	270円	540円
第６洋室　(　〃　)	〃	440	880	550	1,100

２．松戸市営白井聖地公園　〔予防衛生課〕

白井聖地公園は、市民の強い要望と白井市の協力のもと、同市平塚地区に市営霊園として、開園されました。

墓地公募については、昭和63年３月に第１回公募を開始し、平成16年度（第18回）の公募をもって終了しました。再公募は平成17、20～22、24～30、令和元～６年度に行いました。

場　　所　　千葉県白井市平塚759番地
面　　積　　8.8ha
区 画 数　　6,808区画
管 理 料

種　　別	区画数	面　　積	管 理 料
普 通 墓 地	4,196	5㎡	年　額
芝 生 墓 地	2,612	4㎡	5,280円

○　園内の施設

・管理棟内の休憩室は、法事等は無料で使用できます。（収容人員約30名）
・駐車場……29台

○　開門及び閉門時間

・通常日　　午前９時～午後４時30分
・お盆及びお彼岸　　午前８時30分～午後５時30分

第５節　社　会　福　祉

１．民生・児童委員

〔福祉政策課　地域福祉担当室〕

・定　数　　547人

地区別民生・児童委員数

松戸	明第一	明第二	明第三	明第四	矢切	東部	馬橋	馬橋西	新松戸	高木	常盤平	常盤平団地	五香	六実	小金北部	小金南部	小金原	合計
37人	30人	36人	30人	32人	28人	31人	37人	23人	38人	36人	25人	18人	36人	30人	25人	25人	30人	547人

（主任児童委員含む）

・報償費

民生委員・児童委員報償費（年額）

・地区会長　72,000円　　・地区副会長　66,000円　　・一般　60,000円

民生委員（児童委員）の活動状況

	内容別相談・支援件数（年度中）														
	在宅福祉 (1)	介護保険 (2)	健康・保健医療 (3)	子育て・母子保健 (4)	子どもの地域生活 (5)	子どもの教育・学校生活 (6)	生活費 (7)	年金・保険 (8)	仕事 (9)	家族関係 (10)	住宅 (11)	生活環境 (12)	日常的な支援 (13)	その他 (14)	計 (15)
民生委員	627	358	585	55	433	198	718	35	26	185	147	464	2,253	2,934	9,018
主任児童委員	1	4	7	27	7	83	14	0	1	7	0	4	18	28	201

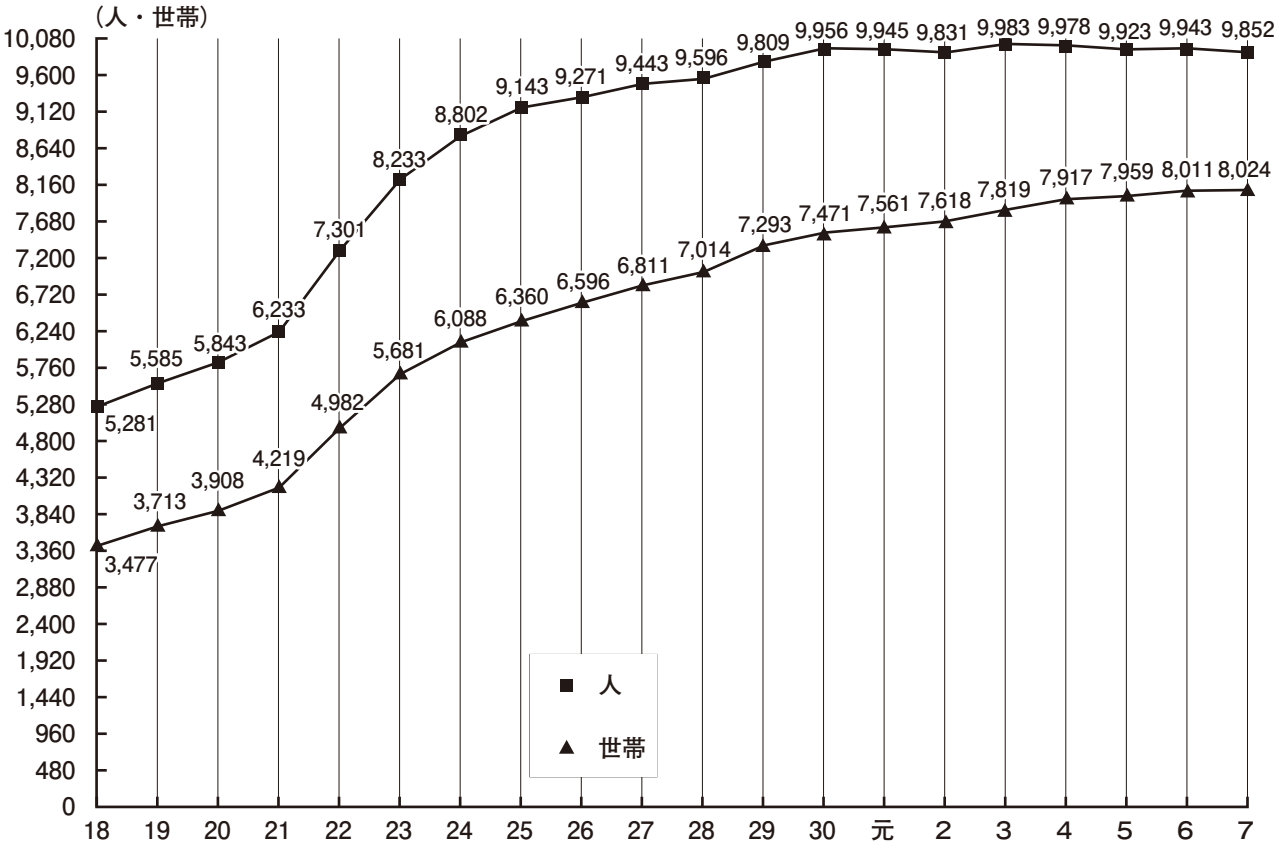
	その他の活動件数（年度中）						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	調査・実態把握 (1)	行事・事業・会議への参加協力 (2)	地域福祉活動・自主活動 (3)	民児協運営・研修 (4)	証明事務 (5)	要保護児童の発見の通告・仲介 (6)	訪問・連絡活動 (7)	その他 (8)	委員相互 (9)	その他の関係機関 (10)	(11)
民生委員	4,767	11,412	18,117	19,542	1,717	211	32,713	15,816	62,623	21,893	67,045
主任児童委員	128	626	1,278	1,490	39	2	317	333	7,246	2,740	5,239

２．生活保護

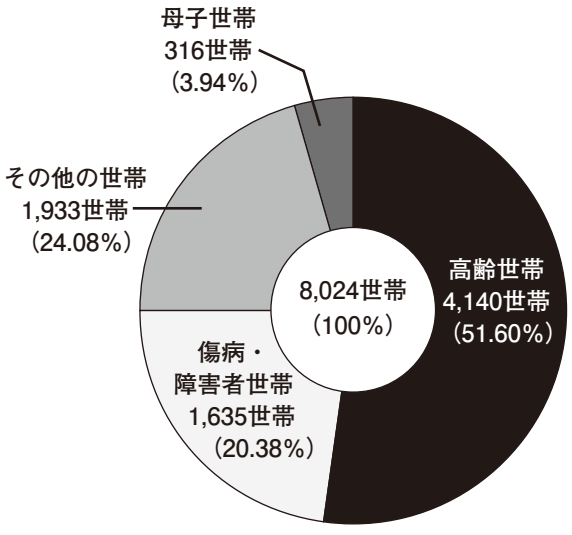
〔生活支援課〕

生活保護とは、さまざまな理由により生活に困窮している人々に対して、生活保護法により憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、それらの人々が自立できるよう積極的に援助することを目的とした制度です。

生活保護世帯数・被保護人員の年次推移（各年度４月１日現在）



被保護世帯別構成（Ｒ７.４.１現在）



保護の開始・廃止の状況

（令和6年度）

相談件数	開始		廃止	
	世帯	人員	世帯	人員
件	世帯	人	世帯	人
3,019	975	1,161	978	1,162

※相談件数は延件数

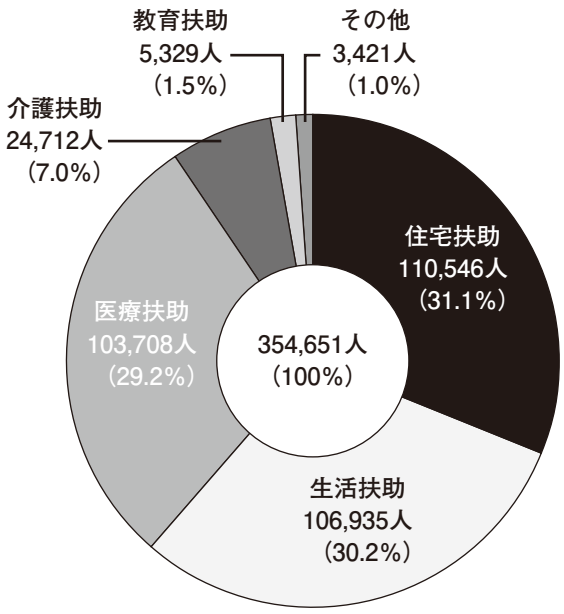
原因別相談状況

区　分	H30年度		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
傷病・障害	件 591	% 23	件 647	% 24	件 717	% 24	件 734	% 27	件 778	% 27	件 714	% 25	件 864	% 29
母　子	115	5	108	4	100	3	93	3	107	4	125	4	115	4
高　齢	815	32	877	33	922	31	884	32	1,051	36	1,122	38	1,089	36
低 所 得	106	4	93	3	152	5	110	4	83	3	91	3	95	3
そ の 他	920	36	961	36	1,080	37	994	34	871	30	890	30	856	28
合　計	2,547	100	2,686	100	2,971	100	2,765	100	2,890	100	2,942	100	3,019	100

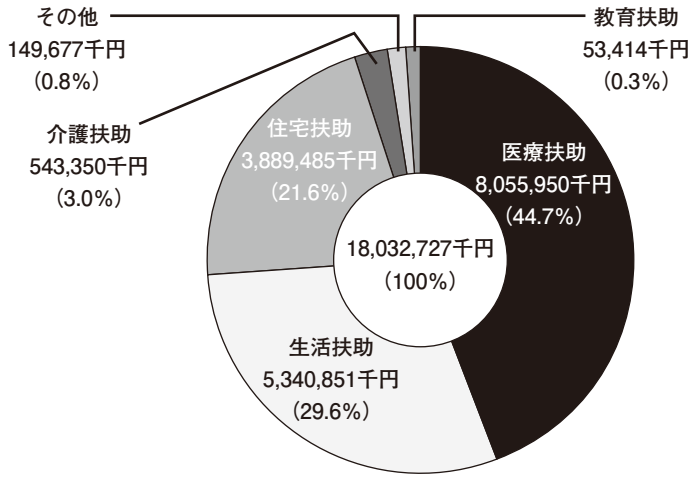
生活保護の扶助別内訳
（令和6年度）

区分	延人員 （人）	扶助費 （千円）
生 活 扶 助	106,935	5,340,851
住 宅 扶 助	110,546	3,889,485
教 育 扶 助	5,329	53,414
医 療 扶 助	103,708	8,055,950
介 護 扶 助	24,712	543,350
出 産 扶 助	1	5
生 業 扶 助	2,259	31,018
葬 祭 扶 助	460	72,413
施設事務費	154	26,921
就労自立給付金	115	5,817
進学準備給付金	26	4,200
委託事務費	406	9,303
合　計	354,651	18,032,727

扶助別人員構成（令和6年度）



扶助費別構成（令和6年度）



３．生活困窮者自立支援　〔福祉政策課　地域福祉担当室〕

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る制度です。

⑴　自立相談支援事業

複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談を幅広く受け止め、生活困窮者自立支援制度等を活用した支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して問題解決に向けた支援を行います。

⑵　住居確保給付金

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として家賃相当額を支給するとともに、就労支援等を実施し住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。家賃相当額は３か月間を原則とし（一定の条件により延長可）、世帯人数に応じて上限額があります。

また、収入が著しく減少し、家賃が低い住宅に転居する必要がある方で、転居によって家計が改善すると認められる方を対象として、転居費用を支給します。世帯人数に応じて上限額があります。

⑶　就労準備支援事業

長期離職等の理由によりすぐに就労することが困難な方に、就労する準備として、生活習慣の形成や社会的能力の形成、就労体験の場の提供等の支援を行います。

⑷　居住支援事業

さまざまな理由により住居を喪失してしまった方の中で、生活保護の受給を必要とせずに最低生活を維持できる方に対して、宿泊場所の供与、食事の提供、その他当該宿泊場所において日常生活を営むうえで必要な便宜を供与します。

⑸　家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行います。

4．児童福祉　〔保育課〕

⑴ 保育所

保育所は、保護者からの申込に基づき、保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設です。本市では、施設の充実、保育機能の強化、民間保育所への整備助成等の施策事業を計画的に推進し、要保育児童への対応に努めています。

ア　市立保育所（17か所）　（R７.４.１現在）

保育所（園）名	所在地	開設年月日	定員（人）	保育所（園）名	所在地	開設年月日	定員（人）
北松戸保育所	上本郷3870	S38.5.1	155	小金北保育所	中金杉３丁目192	S52.4.1	140
小金原保育所	小金原６丁目4-2	S44.5.1	90	二十世紀ケ丘保育所	二十世紀が丘戸山町73	S53.4.1	120
コアラ保育所	小金原４丁目６	S48.5.1	120	松ヶ丘保育所	松戸新田554-2	S54.4.1	100
梨香台保育所	高塚新田494-9	S49.7.1	85	新松戸中央保育所	新松戸３丁目111	S55.4.1	140
六実保育所	六高台１丁目40	S50.5.1	160	松飛台保育所	五香西４丁目44-1	S55.4.1	110
牧の原保育所	牧の原２番地73	S50.5.1	150	新松戸南部保育所	新松戸南２丁目17	S56.4.1	120
馬橋西保育所	西馬橋広手町123	S51.4.1	120	新松戸北保育所	新松戸７丁目145-3	S57.4.1	80
古ケ崎保育所	古ケ崎４丁目3617	S51.4.1	90	古ケ崎第二保育所	古ケ崎１丁目2994-2	S57.4.1	80
八柱保育所	日暮４丁目5-2	S52.4.1	150	合　計			2,010

イ　民間保育所（50か所）　（R７.４.１現在）

保育所（園）名	所在地	開設年月日	定員（人）	保育所（園）名	所在地	開設年月日	定員（人）
小羊保育園	上矢切113	S24.5.1	120	保育園きぼうのたから	本町13-9	H24.9.1	110
第一平和保育園	松戸2283-2	S50.2.1	139	梨の花保育園	高塚新田488-10	H25.4.1	90
稔台保育園	稔台２丁目12-1	S42.11.1	150	ときわ平保育園	常盤平西窪町11番地の７	H25.4.1	80
子すずめ保育園	日暮１丁目8-4	S46.5.1	120	小金保育園	小金444-54	H25.4.1	70
金ヶ作保育園	金ケ作306	S51.4.1	100	こすもす保育園	栄町3-1049	H26.9.1	90
八景台保育園	松戸新田605-58	S51.4.1	130	音のゆりかご保育園	東松戸１丁目2-34	H26.11.1	90
さくら保育園	小金原４丁目37-15	S52.4.1	120	和名ケ谷ひまわり保育園	和名ケ谷1104-1	H27.4.1	90
新松戸グレース保育園ベビーホーム	新松戸６丁目118-1	S52.4.1	30	桜花保育園	東松戸２丁目16-4	H27.4.1	90
上本郷保育園	上本郷2292	S53.4.1	90	秋山・学びの保育園	秋山2-5-1	H27.4.1	75
つぼみ保育園	上矢切1101-2	S53.4.1	60	五香子すずめ保育園	五香２丁目35-8	H27.4.1	90
いわさき保育園	西馬橋３丁目49-2	S53.5.1	108	保育園きぼうのつばさ	根本12番地の16	H27.11.1	101
三空保育園	金ケ作216-10	S54.4.1	100	東進ワールドキッズ	紙敷１丁目38番地の８	H28.4.1	120
若芝保育園	小金原８丁目19-20	S54.4.1	30	みなみ新松戸保育園	新松戸１丁目82	H28.4.1	90
けやきの森保育園	中和倉331	S55.4.1	120	和ほいくえん	秋山字向山45-2	H28.7.1	90
松戸南保育園	小山523-5	S55.4.1	89	ゆめのみ保育園	西馬橋蔵元町134-1	H29.4.1	90
松戸ひばり保育園	西馬橋１丁目28-16	S57.4.1	30	大金平グレース保育園	大金平3-132-1	H29.4.1	90
第二平和保育園	松戸1394	H15.1.1	80	第三平和保育園	小根本161-3	H29.4.1	120
松戸ミドリ保育園	仲井町１丁目32-6	H15.4.1	70	常盤平駅前ナーサリースクール	常盤平3-1-1	H29.4.1	90
こうぜん保育園	六実５丁目1-1	H16.4.1	120	ケヤキッズ保育園	古ケ崎1-3073	H29.4.1	85
東松戸保育園	紙敷３丁目8-11	H20.4.1	70	ナーサリースクールいずみ新松戸	新松戸北1-11-15	H30.4.1	120
グローバリーキッズ	高塚新田450-11	H21.4.1	110	けやきの森保育園まばし	新作1丁目1035-2	H31.4.1	90
橋保育園	三ケ月1534	H21.4.1	80	新松戸ゆいのひ保育園	新松戸4-31-1	R2.4.1	120
馬やきの森保育園貝の花	小金原８丁目11-1	H23.4.1	110	コスモスの丘八柱保育園	常盤平陣屋前12-4	R3.4.1	102
東進ポップキッズ	新松戸１丁目345-2	H23.4.1	90	へいわ野のはな保育園	松戸1331-10	R4.4.1	60
佑和保育園	紙敷1194-4	H24.4.1	90	松戸ゆいのひ保育園	本町13-20	R4.4.1	120
				合　計			4,719

ウ　小規模保育事業（121か所）　（R７.４.１現在）

保育所（園）名	所在地	開設 年月日	定員 （人）
ケヤキッズベビールーム	本町12番地の17　秋本ビル101	平成25年10月１日	19
金ケ作保育園なのはなルーム	常盤平3丁目13番地の3　スリーアベニュー1階	平成26年４月１日	19
八景台保育園たんぽぽルーム	松戸新田373番地　ガーデンビレッジ106	平成26年６月１日	9
新松戸幼稚園おひさまルーム	新松戸3丁目256番地	平成26年８月１日	10
へいわオリーブ保育室	松戸1333　コスモ松戸ステーションスクエア１階	平成27年４月１日	12
さわらびこども園北松戸ルーム	上本郷867番地の5　サポーレ北松戸101	平成27年４月１日	12
さわらびドリームこども園馬橋ルーム	馬橋179番地の1　馬橋ステーションモール1階B-2	平成27年４月１日	18
はなみずきこども園八柱ルーム	日暮2丁目3番地の15　グリーンプラザ八柱第一　101号	平成27年４月１日	12
ドレミルーム	野菊野7番地の2	平成27年９月１日	12
野菊野こども園松戸ステーションルーム	根本2-16　アムス松戸ブランティーク2階	平成27年10月１日	18
星のおうち新松戸	新松戸3-129-1	平成27年10月１日	19
へいわこばと保育室	松戸1227-1　アンセイエ松戸2階	平成27年11月１日	12
へいわちいろば保育室	松戸1227-1　アンセイエ松戸2階	平成27年11月１日	12
ケヤキッズスマイルルーム	根本12-2	平成27年11月１日	18
ゆいまーる保育園	松戸1129-1　ニューパウリスタビル1階	平成27年12月１日	19
こすもすベビールーム新松戸	新松戸1-186　第2ロイヤルマンション101	平成28年４月１日	19
上本郷保育園ひまわりルーム	上本郷907-4　アーバンライフ安田	平成28年４月１日	18
ピッコリーノ保育園	上本郷2672-9　新京成上本郷駅ビル2階	平成28年４月１日	18
北小金グレースこども園ノーチェルーム	小金2番地　ピコティ北小金西館108	平成28年４月１日	12
へいわかしの木保育室	松戸1333　コスモ松戸ステーションスクエア1階	平成28年４月１日	12
金ケ作保育園元山駅なのはなルーム	五香南1-5-1　新京成元山駅ビル3階	平成28年４月１日	19
ときわ平保育園さくらんぼルーム	常盤平2-9-3　クローバーリーフ１階	平成28年４月１日	12
こうぜん保育園いずみ	六実5-1-26	平成28年４月１日	12
さわらびドリームこども園馬橋第2ルーム	馬橋179-1　馬橋ステーションモール1階　B-1	平成28年４月１日	15
はなみずきこども園五香ルーム	常盤平5-11-23　インシュランスビルⅡ102	平成28年４月１日	18
けやきの森保育園せんだぼり	千駄堀1598	平成28年４月１日	19
オハナキッズルーム矢切	三矢小台3-9-10　三矢小台ビル1階	平成28年４月１日	17
京進のほいくえんHOPPA新松戸駅園	二ツ木757-1　ラックフィールド1階	平成28年４月１日	19
みのり台エンゼル保育園	稔台7-14-3　エンゼル21　1階	平成28年４月１日	19
ミルキーホーム新松戸園	新松戸4-28-1　ジュネシオン新松戸1階	平成28年４月１日	19
ひなた保育園	下矢切75-1　矢切ビル1階	平成28年８月１日	19
野菊野こども園松戸駅西口ルーム	本町14-18　松戸トシオビル1階	平成28年９月１日	18
東松戸ニコニコ保育園	東松戸1-2-3	平成28年10月１日	19
ひぐらし中央保育園	日暮5-190　ドリーム八柱2階	平成28年12月１日	19
ほほえみ保育園	秋山1-11-10	平成28年12月１日	19
へいわみのり保育室	松戸1227-1　アンセイエ松戸3階	平成29年１月１日	12
へいわこえだ保育室	松戸1227-1　アンセイエ松戸3階	平成29年１月１日	11
こすもすベビールーム新松戸第2ルーム	新松戸1-232	平成29年４月１日	19
キッズルームいずみ松戸新田	松戸新田256-24　ニュー草野1階	平成29年４月１日	15
新松戸すずらん保育園	新松戸3-127	平成29年４月１日	19
ゆいまーる保育園中和倉	中和倉175-2	平成29年４月１日	15
ドルチェルーム松飛台	紙敷1-29-5	平成29年４月１日	15
小山保育ルーム	小山257-1	平成29年４月１日	12
保育園おとぎの城	東松戸2-2-14	平成29年４月１日	18
小金城趾グレース保育園　ノーチェルーム	横須賀1-20-2	平成29年６月15日	19
つぼみルーム	上矢切１１３１	平成30年４月１日	12
まつど中央公園前保育園第一	松戸１１３９番２	平成30年４月１日	19
まつど中央公園前保育園第二	松戸１１３９番２	平成30年４月１日	19
いたるルーム	栄町３丁目１８３番　１Ｆ	平成30年４月１日	9
のびろルーム	栄町３丁目１８３番　２Ｆ	平成30年４月１日	12
栄町ルーム	栄町３丁目１８３番　３Ｆ	平成30年４月１日	12
フレンドキッズランド東松戸園	東松戸４丁目８－６	平成30年４月１日	12

（R７.４.１現在）

保育所（園）名	所在地	開設 年月日	定員 （人）
ここりの森保育園新松戸	新松戸６－１－１	平成30年４月１日	19
新松戸第二すずらん保育園	新松戸５－１５８－１	平成30年４月１日	19
ひぐらし第二中央保育園	日暮5-190　ドリーム八柱1Ｆ	平成30年４月１日	16
こすもすベビールーム馬橋	西馬橋広手町40-1秀栄ビル102	平成30年４月１日	18
和名ケ谷ひまわり保育園胡録台ルーム	胡録台326-40	平成30年４月１日	12
みるく保育園	三矢小台５丁目１３番地の６	平成30年４月１日	15
みなみ北小金保育室	小金二番地　ピコティ北小金西館111	平成30年４月１日	12
ドルチェルーム東松戸	東松戸3-6-11　レアル東松戸１階	平成30年４月１日	12
新松戸なのはなルーム	新松戸1-486-202	平成30年４月１日	19
まつど中央公園前保育園第三	松戸1139-2	平成31年４月１日	19
まつど中央公園前保育園第四	松戸1139-2	平成31年４月１日	19
保育園きぼうのそら	本町6-10　リベルテ松戸101	平成31年４月１日	12
こすもすベビールーム新松戸第３ルーム	新松戸1-186　第２ロイヤルマンション103	平成31年４月１日	18
新松戸ニコニコ保育園	新松戸4-204	平成31年４月１日	19
梨の花レインボールーム	秋山2-3-3	平成31年４月１日	19
よつ葉ルーム	日暮3-10-42	平成31年４月１日	19
エンゼルしらゆり保育園八柱	日暮3-2-1	平成31年４月１日	19
みなみ北小金第二保育室	小金2番地　ピコティ北小金西館2階206・207	平成31年４月１日	12
ここりの森保育園北小金	殿平賀31番地　プラド北小金101	平成31年４月１日	19
けやきの森保育園メルカート	八ケ崎二丁目８番地１(テラスモール松戸内)	令和１年11月１日	15
こすもすベビールーム新松戸中央公園	新松戸６丁目９　エステート新松戸２５　１階	令和２年４月１日	19
ドルチェルーム	東松戸１-８-７　レジーナレジデンス　１階	令和２年４月１日	12
八柱ステーションルーム	日暮５-１８３　渋谷ビル１階	令和２年４月１日	19
北小金ニコニコ保育園	小金清志町3-33-1	令和２年４月１日	19
ふるーる保育園松戸駅前	本町17-7　松葉ビル2階	令和２年４月１日	19
エンゼルつきの保育園馬橋	西馬橋１－１４－５	令和２年４月１日	19
エンゼルひかり保育園松戸	本町20-10	令和２年10月１日	19
オハナキッズルーム馬橋	西馬橋相川町1　クレインヒルズ101	令和２年10月１日	15
北松戸ニコニコ保育園	上本郷891番地	令和２年10月１日	18
ここりの森保育園東松戸	東松戸4-9-1	令和２年10月１日	19
こすもすベビールーム新松戸ゆりのき通り	新松戸3丁目270　サンハイム光洋　1階	令和２年10月１日	19
ミルキーホーム五香園	常盤平6-3-15	令和２年10月１日	12
フェアリールーム	野菊野7-2　2階	令和２年10月１日	12
エンゼルきらり保育園松戸	本町20-10	令和３年４月１日	16
エンゼルかるみあ保育園上本郷	上本郷4060	令和３年４月１日	19
エンゼルふくしあ保育園上本郷	上本郷4060	令和３年４月１日	19
ここりの森保育園五香	五香西1丁目15-24	令和３年４月１日	19
ここりの森保育園新田第一	松戸新田94-142	令和３年４月１日	12
ここりの森保育園新田第二	松戸新田94-142	令和３年４月１日	12
ここりの森保育園六高台	六高台8-41-1	令和３年４月１日	19
こすもすベビールーム北小金	小金2番地　ピコティ北小金西館　2階203	令和３年４月１日	19
こすもすベビールーム新松戸ゆりのき通り第2ルーム	新松戸3丁目270　　サンハイム光洋　1階	令和３年４月１日	19
さくら保育園　どんぐりルーム	小金444番地5	令和３年４月１日	19
新松戸はもにか保育園	新松戸3丁目1-1　パークハウス新松戸311	令和３年４月１日	12
トライキッズ保育園新松戸	新松戸4-51　丸山ビル1階	令和３年４月１日	19
ドルチェルーム　カノン	東松戸3-2-1　アルフレンテ2階	令和３年４月１日	12
プチリック美野里園	二十世紀が丘美野里町25	令和３年４月１日	12
ひぐらし第三中央保育園八柱駅園	日暮1丁目1-2　八柱駅第一ビル　2階B号室	令和３年４月１日	19
みつぼしルーム松戸駅東口	根本466-3　第二京葉ビル1階	令和３年４月１日	19
みらいまつど保育園	常盤平7丁目31-26	令和３年４月１日	19
ゆいまーる保育園みのり台	稔台7丁目58-16	令和３年４月１日	19
ここりの森保育園五香東口	金ケ作408番地318	令和３年10月１日	19

（R７.４.１現在）

保育所（園）名	所在地	開設 年月日	定員 （人）
プチリック北小金園	小金2番地　ピコティ北小金西館112	令和３年10月１日	11
あそびのてんさい五香東保育園	五香6-1-9	令和４年４月１日	19
ここりの森保育園秋山	秋山1丁目12-12	令和４年４月１日	12
ここりの森保育園常盤平	常盤平1-22-5	令和４年４月１日	19
ここりの森保育園六高台第二	六高台8-41-1	令和４年４月１日	12
こすもすベビールーム常盤平	常盤平1丁目29-3　常盤平駅ビル2階D号室	令和４年４月１日	19
プチリック北小金園第二	殿平賀192-3	令和４年４月１日	19
プチリック北小金園第三	小金きよしケ丘１丁目1-2　大島レジデンス北小金１－B	令和４年４月１日	19
松戸チャイルド保育園	小根本20番地21	令和４年４月１日	19
みつぼしルーム北松戸	上本郷901番地4　アロー北松戸27番館　2F	令和４年４月１日	19
みらいつばめ保育園	小金原4丁目23-12	令和４年４月１日	19
RuRi松戸保育園	常盤平3丁目10-1　セブンタウン常盤平207区画	令和４年４月１日	19
ルンルンルーム保育園	小金原7丁目34-9	令和４年４月１日	19
エンゼルさつき保育園馬橋	馬橋312-3	令和５年４月１日	19
保育園いきいきキッズ	新松戸４丁目80	令和６年４月１日	19
プチリック新松戸園	新松戸４丁目52-3　コーヨー第四ビル１F	令和６年４月１日	19
ルンルンルーム保育園北小金園	小金420番地　アーバンハイツ１階	令和６年４月１日	19
	小規模合計		1,990

エ　認定こども園（12か所）　（R７.４.１現在）

保育所（園）名	所在地	開設年月日	定員（人）
松戸認定子ども園（梅檀幼稚園）	常盤平２丁目31番地の２	昭和40年４月	25
はなみずきこども園	常盤平３丁目25番地の２	平成28年４月	135
耀きの森幼児舎	紙敷1080-1	平成28年７月	70
東京認定こども園（牧の原梅檀幼稚園）	牧の原2-5	平成28年10月	25
野菊野こども園	野菊野5	平成29年４月	160
さわらびこども園	栄町３丁目185-1	平成30年４月	105
さわらびドリームこども園	栄町３丁目185-1	平成30年４月	35
小金西グレースこども園	新松戸北２丁目11-3	平成30年４月	135
認定こども園　風の丘	大橋300-1	平成30年７月	65
北小金グレースこども園	殿平賀200-11	平成31年４月	105
千葉認定こども園（千駄堀梅檀幼稚園）	千駄堀1865	令和２年４月	35
たかさごスクール六高台	六実６-13-２	令和６年４月	90
合　計			993

オ　民間保育所に対する助成（令和７年度）　（単位：千円）

特別管理費加算	63,012	法人の基盤強化と安定した管理業務に要する経費の一部を加算する。
施設管理費補助金	30,750	施設管理の充実、施設・設備の充実を図るために要する経費を補助する。
関係団体補助金	1,200	民間保育所の相互連携及び円滑な運営と資質向上を図るために団体運営費の一部を補助する。
保育所等加配人件費補助金	629,607	保育の質の向上を目的に保育士等の加配に係る予備保育士設置補助金等と統合保育加算を集約し、人件費の一部を補助する。
整備資金借入金等補助金	96,513	法人の基盤強化と安定を図るため施設整備に要した㈱福祉医療機構からの借入金の償還元金及び利子の一部を補助する。
優良保育士報償金	200	永年勤続及び功績のあった民間保育所の優良保育士等を表彰する。

⑵　ファミリーサポートセンター事業　〔子ども未来応援課〕

仕事と育児の両立等を支援するため、育児の援助を受けたい人と行いたい人を会員登録し、地域の中で会員相互による育児の援助活動を行う会員組織です。

対象児童：生後４カ月～小学６年生

支援内容：保育施設からの送迎、子どもの一時的な預かり等

⑶　出生直後の支援事業

家事・育児の援助を必要としている生後４ヶ月未満のお子さんのいる世帯に対し、ファミリーサポートセンターの提供会員を派遣し、家事・育児の援助活動を行います。

⑷　病児・病後児保育事業

生後57日目～小学６年生までの子どもを対象に、病気及び病気の回復期のため集団保育や家庭における保育が困難な子どもの一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

実施施設	開設日時	
病児・病後児保育室ニコニコルーム	月・火・木・金曜日	午前８時30分～午後６時
	土曜日	午前８時30分～午後５時
病児・病後児保育室ひまわり保育園	月～金曜日	午前８時30分～午後６時30分
病児・病後児保育室ラポールマツド	月～金曜日	午前８時30分～午後６時30分
病児・病後児保育室すこやかルーム	月～金曜日	午前８時30分～午後６時
病児・病後児保育室ラポールヤバシラ	月～金曜日	午前８時30分～午後６時30分

⑸　子育て短期支援事業「こどもショートステイ事業」　〔こども家庭センター〕

保護者が疾病・出産・仕事・育児疲れ等により、家庭での育児が困難なときに、お子さんを一時的にお預かりします。

①　児童養護施設「晴香園」
- ショートステイ：宿泊連続７日間以内
  ※令和4年度から里親宅等でも実施しています。
- 日帰り養護：平日午前７時～午後６時（5時間まで）
- 夜間養護：月～日曜日午後６時～午後10時
- 休日養護：日曜日・祝日午前７時～午後６時

②　さわらびドリームこども園
- ショートステイ：金曜日午後４時～土曜日の１泊のみ
- 土曜日養護：土曜日午前７時～午後９時
- 夜間養護：平日午後４時～午後10時

⑹　子育て世帯訪問支援事業「まつドリ babyヘルパー」

家事育児に不安や負担を抱える妊婦や、保育サービスを利用していない２歳未満の子どもがいる家庭、２歳未満の双子等がいる家庭等に、家事育児の支援を行うヘルパーを派遣する事業です。

⑺　地域子育て相談機関

妊産婦、保護者、こども本人からの様々な相談に応じ、必要な助言を行う地域の身近な相談機関です。

こどもや子育ての相談・情報発信を行っている子育て支援センター、おやこDE広場、常盤平児童福祉館を令和７年４月から地域子育て相談機関に位置づけています。

⑻　地域子育て支援拠点事業「地域子育て支援センター」　〔子ども未来応援課〕

市内８ヶ所の民間保育園に併設され、乳幼児の子育て中の家庭に対する支援をしています。親子であそべるフロアの開放、子育て相談、情報の提供などを実施している総合的な子育て支援施設です。

⑼　地域子育て支援拠点事業「おやこDE広場」

おおむね０歳から３歳の乳幼児とその親子が気軽に集える場所です。市内20ヶ所で、週４日から週６日開催しています。相談や子育てのためのいろいろな講座も開催しています。地域と連携しながら事業を進めていきます。

⑽　子育てコーディネーター事業

おやこDE広場・子育て支援センターには、松戸市認定の子育てコーディネーターがいます。子育ての相談を受けたり、多様な子育て支援サービスを紹介したり、適切な子育て支援機関につなぐお手伝いをしています。

⑾　乳幼児一時預かり事業

保護者のリフレッシュや買い物等理由を問わず４時間まで子どもを預かる事業です。市内７ヶ所で実施しています。

⑿　放課後児童クラブ　〔子ども居場所課〕

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業です。市内45ヶ所で実施しています。

⒀　子育てホームページ管理運営　〔子ども政策課〕

市ホームページ内の「まつどDE子育て」で市内の子育て情報を一元化し、提供しています。

⒁　赤ちゃんぽけっと事業　〔子ども未来応援課〕

小さなお子さん連れの保護者が安心して外出できるように、市内の保育所・保育園・おやこDE広場・子育て支援センター等の施設または子育てにやさしいサービス協力店舗で「授乳スペース」「おむつ替えスペース」の提供をしています。

⒂　放課後KIDSルーム　〔子ども居場所課〕

学校施設を活用して、小学生が放課後等に安全に安心して活動できる場所です。実施小学校の図書室等を開放し、学習や読書・体験活動ができる場所を提供します。市内45カ所で実施しています。

⒃　中高生と乳幼児のふれあい体験　〔子ども未来応援課〕

中高生が乳幼児との交流を通して命の大切さを学び子育てに関わる時の予備体験を実施します。

（令和６年度現在）

実施校	親子	生徒
市立松戸高等学校	延21組	34人
県立松戸向陽高等学校	延51組	151人
県立松戸六実高等学校	延９組	17人
県立松戸南高校	延19組	38人
市立新松戸南中学校	延57組	150人
市立根木内中学校	延25組	82人
市立旭町中学校	延42組	87人
市立古ケ崎中学校	延22組	99人
市立第三中学校	延36組	162人
市立栗ケ沢中学校	延40組	96人
市立和名ケ谷中学校	延79組	209人
市立小金南中学校	延86組	180人
市立常盤平中学校	延60組	216人

⑰ 身体障害児福祉

〔障害福祉課〕

身体障害者手帳所持児数（R７.３.31現在）（単位：人）

障害種別＼等級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
視覚	1	0	0	1	0	1	3
聴覚・平衡	0	13	6	3	0	15	37
音声・言語	0	0	1	1			2
肢体	125	18	12	8	5	4	172
心臓	11	0	4	2			17
腎臓	5	0	0	0			5
呼吸器	4	0	2	1			7
膀・直・小	3	2	3	3			11
免疫	0	0	0	0			0
肝臓	9	0	0	0			9
合計	158	33	28	19	5	20	263

⑱ 知的障害児福祉

〔障害福祉課〕

療育手帳所持児童数　（R７.３.31現在）

総数	重度	中度	軽度
1,070人	297人	221人	552人

重度
- IQ20以下
- IQ21～35以下
- IQ36～50以下で重複障害

中度　IQ36～50以下

軽度　IQ51～75以下

・療育手帳とは児童相談所において、知的障害と判定された者に対して交付されます。

⑲ 児童館･こども館

〔子ども居場所課〕

児童館・こども館では学校や家庭とは異なる安全安心な第三の居場所を提供し、そこに正しい遊びの指導、悩みや課題に寄り添えるスタッフを配置することで、子ども達の孤立化を防ぎ、自由に自信をもって生きられるようにすること、また遊びを介した活動の中で、支援を必要とする子どもを自然に把握し、必要に応じて専門機関へつなぐことを目的としています。

松戸市立常盤平児童福祉館は児童の健全育成を目的とする厚生施設として、昭和42年８月開館、利用対象は０歳から18歳未満の児童とその保護者です。

市内には児童館機能を有した施設「こども館」を５館設置しております。また、児童館・こども館のない地域で移動児童館を開催しております。

⑳ 中高生の居場所づくり事業　〔子ども居場所課〕

中高生の居場所は、学校や家庭以外のサードスペースとして、自由で安心安全に過ごせる場所の提供、知識や体験の提供、孤立の防止、子ども一人一人のニーズや課題把握などを目的としております。

平成30年度に市内２カ所、令和元年度に１カ所、令和２年度に１カ所、令和3年度に1カ所を開設し、現在市内５カ所にて開設しております。

㉑ 子どもの学習支援事業　〔子ども未来応援課〕

貧困の連鎖を防止するため、生活に困窮する家庭の子ども（小学校５・６年生、中学生、高校生）に対して、学習支援、居場所の提供、必要に応じた心理カウンセリングを行います。なお、現在市内６か所において事業を行っています。

５．母子福祉　〔子ども未来応援課〕

年度別ひとり親家庭相談指導取扱状況　（単位：相談回数）

種別／年度	母子福祉資金貸付相談指導	生活指導	就労	児童福祉全般	結婚	住宅	家事紛争	生活保護	その他	合計
R２	249	1,666	503	1,343	0	643	444	1,162	961	6,971
R３	420	2,479	899	1,682	4	851	553	2,079	1,529	10,496
R４	405	1,694	912	1,381	2	480	639	1,120	1,329	7,962
R５	545	2,482	801	2,027	0	667	1,045	1,483	1,958	11,008
R６	381	2,266	707	2,145	0	735	925	1,728	1,547	10,434

※令和３年４月１日より母子父子自立支援員６人体制

特定不妊治療費助成事業　〔こども家庭センター〕

平成24年度より、高額な治療費を要する特定不妊治療の費用の一部助成を「千葉県特定不妊治療費助成事業」の上乗せ事業として開始しました。平成27年４月１日より県の事業において所得要件で非該当の方に対して、市単独での助成を可能としました。令和３年１月１日以降に終了した治療より、県の事業において所得要件が撤廃されたため、松戸市単独での助成は原則終了となりました。

令和４年度より特定不妊治療が保健適用となったことに伴い、千葉県での助成は終了となりました。（経過措置として令和３年度以前に治療を開始し、令和４年度中に治療が終了した場合の助成あり）

年度	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度
決定延件数	659（2）	467（1）	36（0）	0（0）

（　）はうち市単独の助成件数

生殖補助医療費（先進医療）助成事業

令和５年４月１日より保険適用となった生殖補助医療（体外受精・顕微授精）と併せて行った先進医療に要する治療費の一部を助成します。

年度	R５年度	R６年度
決定延件数	100	231

6．障害者（児）福祉　〔障害福祉課〕

⑴ 障害者（児）福祉サービスの体系

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況・サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

主なサービスの内容

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者（児）に対し、移動時及び外出先において必要な視覚的情報の支援や援護・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた人が、自宅における自立した日常生活を営む上での問題について、一定期間、定期的な巡回訪問、又は随時通報を受け、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行います。	訓練等給付
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援 （A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて一般企業等に新たに雇用された人に、一定期間、一般企業等での就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関等との連絡調整等を行います。	
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整を行います。また、利用状況の検証を行い、利用計画の定期的な見直しも行います。	相談支援事業
地域相談支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います。また、居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整を行います。また、利用状況の検証を行い、利用計画の定期的な見直しも行います。	
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。	地域生活支援事業
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。	
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	
訪問入浴	居宅での入浴が困難な障害者に対し、入浴車で専門のスタッフによる入浴サービスを提供し、清潔の保持、心身機能の維持を図ります。	
日中一時支援	障害者の日中活動の場の確保や家族の就労支援、又は日常介護している家族の休息等を目的に施設等で一時的に見守り等の支援をします。	

⑵ 障害児通所支援事業

障害児を対象としたサービスは、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業系は障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）に基づき実施されてきましたが、平成24年４月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に申請を行い、サービス等利用計画作成を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

児童発達支援	障害児に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与や集団生活への適用訓練等の療育を行います。	障害児通所支援事業
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。	
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休みの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。	

⑶ 障害者（児）福祉サービスの利用状況

（各月合計：延べ人数・時間・回数）

	サービス内容	R4年度	R5年度	R6年度
介護給付	居宅介護	10,780 人	11,037 人	11,459 人
	重度訪問介護	887 人	909 人	790 人
	行動援護	44 人	59 人	68 人
	同行援護	1,102 人	1,158 人	1,211 人
	短期入所	1,771 人	2,621 人	2,745 人
	療養介護	312 人	305 人	300 人
	生活介護	12,172 人	12,704 人	13,279 人
	施設入所支援	3,107 人	3,013人	3,066人
訓練等給付	自立生活援助	1 人	0 人	0 人
	自立訓練	715 人	786 人	868 人
	就労移行支援	2,452 人	2,667 人	2,936 人
	就労継続支援	10,478 人	11,436 人	12,402 人
	就労定着支援	1,289 人	1,400 人	1,402 人
	共同生活援助	7,103 人	8,368 人	9,769 人
計画相談支援	サービス利用支援	6,367 人	6,860 人	7,816 人
	特定障害者特別給付	9,891 人	10,971 人	12,240 人
	地域移行支援　地域定着支援	16 人	17 人	26 人
地域生活支援	移動支援	32,504 時間	37,902 時間	41,746 時間
	地域活動支援センター	23,713 人	22,311 人	20,298 人
	訪問入浴サービス	4,367 回	4,338 回	4,041 回
	日中一時支援	13,842 回	14,302 回	13,777 回
	福祉ホーム	0 人	0 人	0 人
障害児通所支援	児童発達支援	9,666 人	11,448 人	12,987 人
	居宅訪問型児童発達支援	0 人	0 人	0 人
	放課後等デイサービス	20,105 人	22,921 人	24,880 人
	保育所等訪問支援	463 人	547人	637人
	障害児相談支援	1,745 人	1,944 人	2,154 人

⑷ 身体障害者福祉

身体障害者手帳所持者数　（R７.３.31現在）（単位：人）

障害種別＼等級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合　計
視覚	233	294	45	53	114	25	764
聴覚・平衡	16	248	115	247	3	283	912
音声・言語	0	4	99	63			166
肢体	1,183	1,189	893	1,410	419	300	5,394
心臓	1,749	13	465	379			2,606
腎臓	1,151	3	30	10			1,194
呼吸器	18	1	55	24			98
膀胱・直腸・小	3	1	53	615			672
免疫	41	44	33	29			147
肝臓	19	1	1	5			26
合計	4,413	1,798	1,789	2,835	536	608	11,979

⑸ 知的障害者福祉

療育手帳所持者数　（R７.３.31現在）

総数	重度	中度	軽度
2,644人	1,072人	694人	878人

重度
- IQ20以下
- IQ21～35以下
- IQ36～50以下で重複障害

中度　IQ36～50以下

軽度　IQ51～75以下

・療養手帳とは障害者相談センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付されます。

⑹ 精神障害者福祉

精神障害者保健福祉手帳所持者数　（R７.３.31現在）

総数	1級	2級	3級
6,074人	525人	3,581人	1,968人

⑺ 福祉タクシー制度

目　的　市内に居住する重度心身障害者（児）が、通院、会合等のためにタクシーを利用する場合に、その運賃の一部を助成することにより、タクシーの利用を容易にし、社会活動の範囲を広めています。

実施日　昭和58年５月１日

対象者
- 身体障害者手帳　１、２級　下肢・移動機能・体幹機能障害及び視覚障害は３級まで
- 知的障害者（児）療育手帳　Ⓐの１　Ⓐの２　Ⓐ　Aの１　Aの２
- 精神障害者保健福祉手帳１級

助成額　利用券１枚につき720円を限度とする。（障害者割引額を適用した上での額）

※　迎車料金は助成対象外

月５枚で年間60枚交付（追加分150枚まで交付可、じん臓機能障害者は追加分込交付）

令和６年度実績　延　145,835件（枚）　扶助費　98,628,750円

適用除外　松戸市自動車燃料助成の受給者を除く

※　その他、給付関係は第４節福祉関係給付一覧参照

7．高齢者福祉　〔高齢者支援課〕

本市の人口構造の高齢化は急速に進んでおり、現在、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期を迎えています。本市における高齢化率（総人口に対する65歳以上の人口割合）をみても、平成２年6.57％、平成15年14.22％、平成26年23.08％、現在（令和７年４月１日）では25.70％と高い割合となっております。

年齢別高齢者人口　（各年４月１日現在）（単位：人）

区分	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度
総人口	498,318	497,089	497,342	498,893	500,922
65～69歳	26,751	25,501	24,595	24,425	24,337
70～74歳	34,825	34,136	31,410	28,957	26,616
75～79歳	27,313	26,937	28,494	29,055	30,239
80～84歳	20,788	22,034	22,715	24,123	24,275
85～89歳	12,620	13,515	14,336	14,635	14,884
90歳以上	6,372	6,803	7,363	7,852	8,372
合　計	128,669	128,926	128,913	129,047	128,723

（住民基本台帳と外国人登録人口を集計したもの）

⑴ 生きがい対策　〔高齢者支援課〕

ア　老人クラブ運営補助

高齢者の心身の健康を増進し情操を豊かにしたクラブの健全な運営を図るとともにその普及を図っています。

〔交付状況〕

年　度	クラブ数	交付額（１クラブ当たり）	会員数（人）
R２	197	73,920	7,879
R３	187	73,920	7,100
R４	184	73,920	6,785
R５	175	73,920	6,313
R６	168	73,920	5,997

イ　研修費補助金

多様化する老人会活動においては、会員の知識・技術の習得及び健康増進等が必要であり、計画的な研修が望まれることから、研修の充実を図るため、平成16年度から研修費の一部を補助しています。

年　度	クラブ数	交付額（１クラブ当たり）	会員数（人）
R２	197	69,960	7,879
R３	187	69,960	7,100
R４	184	69,960	6,785
R５	175	69,960	6,313
R６	168	69,960	5,997

⑵ ひとり暮らし高齢者等援護　〔介護保険課〕

緊急通報装置設置事業

急病等の緊急事態に適切に対応するため「緊急通報装置」を貸与することにより日常生活の安全を図ります。

〔対象者〕日常生活に不安のある65歳以上のひとり暮らしの方で市民税が非課税世帯に限ります。

年　度	貸与台数
R２	1,352
R３	1,305
R４	1,328
R５	1,310
R６	1,337

⑶ 敬老事業　〔福祉政策課　地域福祉担当室〕

敬老祝金

高齢者に対し、その長寿をお祝いし、敬老の意を表わし、敬老祝金を支給します。

〔対象者〕 ①　基準日（９月１日）に本市に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている方

②　当該年度内に満100歳以上の年齢に達する方

〔支給額〕 満100歳以上の方　　10,000円

〔支給の時期〕９月

⑷ 老人ホーム入所措置状況　（市措置分）　（R７.4.1現在）〔地域包括ケア推進課〕

区　　分	市　内	県　内	県　外	計
養護老人ホーム	15人	４人	０人	19人

⑸ 老人福祉センター　〔高齢者支援課〕

名称	所在地	定員（人）	開設年月日	利用状況（R６年度）（人）	
				年間	１日平均
常盤平老人福祉センター	常盤平3-25	150	S 48.6.1	25,868	85
矢切　　〃	上矢切299-1	100	S 51.4.6	17,098	56
小金原　　〃	小金原6-6-2	50	S 51.4.1	10,465	34
六実高柳　　〃	高柳1832	80	S 55.6.1	15,269	50
東部　　〃	紙敷953-2	40	S 56.4.10	4,086	13
矢切老人福祉センター分館野菊野敬老ホーム	野菊野５	25	S 50.6.1	2,113	7

上記の他に市民会館及び各地域の市民センターに「ながいき室」を併設し、福祉増進を図っています。　　※　その他給付関係は第10節福祉関係給付一覧表参照

8．心身障害者等の在宅福祉対策

⑴ ホームヘルプサービス事業　〔障害福祉課〕

障害者総合支援法の対象とならない人で、在宅において日常生活に支障があり、支援の必要がある場合に、ホームヘルパーを派遣します。

◎ 業務内容

◇ 身体介護：食事の介助・入浴介助・清拭・洗髪・離床介助・歩行介助・通院の介助・水分補給など

◇ 家事援助：居室の掃除・衣類の洗濯・生活必需品の買い物・調理・その他必要な家事

ホームヘルパー派遣状況

区分／年度	対象者内訳			対象者数	利用件数※
	身体障害者	心身障害者	その他		
	人	人	人	人	件
R2	0	0	0	0	0
R3	0	0	0	0	0
R4	0	0	0	0	0
R5	0	0	0	0	0
R6	0	0	0	0	0

※巡回型を含む

⑵ 訪問入浴（地域生活支援事業）　〔障害福祉課〕

居宅での入浴が困難な障害者等に対し入浴車で専門のスタッフによる入浴サービスを提供し、清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

訪問入浴サービス状況

	対象者内訳			対象者数	延入浴回数
	身体障害者	知的障害者	その他		
	人	人	人	人	回
R2	55	1	2	58	4,639
R3	54	0	2	56	4,989
R4	56	0	2	58	4,367
R5	54	0	2	56	4,338
R6	49	0	3	52	4,078

⑶ 高齢者・障害者住宅事業　〔介護保険課〕

高齢者・障害者住宅改修資金助成事業　〔障害福祉課〕

高齢者等の生活の利便を図るため、住宅の改修等に必要な資金を助成します。

〔対象者〕　満65歳以上の介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方、ならびに身体障害者手帳２級以上又は療育手帳Ａの２以上の方。

〔助成額〕　世帯の生計中心者の市民税が非課税の場合　上限30万円

〃　課税　〃　上限15万円

※　高齢者のみ介護保険による住宅改修費を控除した額の７～９割（介護保険制度の負担割合に準ずる）を助成します。

⑷ 地域包括支援センター（高齢者いきいき安心センター）　〔地域包括ケア推進課〕

市内15カ所に設置されている地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が配置され、それぞれ保健・医療・福祉・介護の専門性を活かして協働し、高齢者の総合相談、介護予防ケアマネジメント、高齢者の権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの４つの機能を担っています。

平成30年度より、市役所本庁舎の高齢者総合相談窓口を拡充し、福祉まるごと相談窓口を設置しました。高齢者分野の相談のほか、障害分野、児童分野等について複合的な課題を持つ世帯への相談対応をいたします。世帯の持つ課題を紐解き、適切な支援機関へつなげられるよう、日々、多分野多機関との連携を深めています。

地域包括支援センターの機能

ア　総合相談窓口（ワンストップ相談）

保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等による保健・医療・福祉・介護に関する多面的な相談支援

地域包括支援センター相談状況（本人または親族への支援）

区分／年度	相談方法					相談内容（重複含む）									
	面接	電話	訪問	その他	計	介護	健康・医療	経済的	介護予防	家族調整	権利擁護	諸制度や地域の社会資源	安否確認	その他	合計
R６	9,001	63,162	20,462	3,475	96,100	41,083	25,236	6,161	2,713	6,715	3,075	5,317	3,739	34,679	128,718

イ　高齢者の権利擁護

①　成年後見制度の利用支援

②　高齢者虐待の予防及び早期発見・早期対応・再発防止（虐待の相談・支援を行うとともに、高齢者虐待防止ネットワーク事業の実施）

成年後見制度利用状況

区分／年度	市長申立件数
R２	34
R３	30
R４	28
R５	43
R６	49

ウ　包括的・継続的支援ケアマネジメント

①　医療や介護の現場との連携強化実現のための支援

②　介護支援専門員が抱える対応困難事例への助言・支援など

エ　介護予防ケアマネジメント

事業対象者及び要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として介護予防ケアマネジメントを実施

９．介護支援ボランティア制度

〔高齢者支援課〕

介護支援ボランティアとは、65歳以上の方がボランティア活動を通じて、社会参加や地域貢献をするとともに、ご自身の健康増進を図り介護予防につなげることを目的としています。

介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントが付与され、そのポイントは年間最大5,000円の交付金又は障害者就労施設等で作られた商品と交換することができます。（介護保険料未納や滞納がある場合は対象外）また、介護老人福祉施設入所者は活動実績ポイントに応じて表彰状が授与されます。

第６節　社会福祉施設

１．健康福祉会館

目的と役割

健康福祉会館は、「すべての人が様々な可能性を発揮し、すべての人の成長、発達を主体的に支え合うことのできる、すべての人のための地域社会の実現」を目指し、保健・医療・福祉が一体となって市民の健康づくりを支え、こどもの健やかな成長を確保し、障害をもつ方の社会への参加を促進するための事業を展開します。

施設の概要

・所 在 地　松戸市五香西３丁目７番地の１
・建築構造　鉄骨造地上３階
・敷地面積　7,732.2㎡
・延床面積　7,996.9㎡
（常盤平保健福祉センター⇨1,115.74㎡、こども発達センター⇨4,583.61㎡、
障害者福祉センター⇨2,297.50㎡）
・開設年月日　平成10年４月１日
・施設内容　１階（こども発達センター保育部門）
保育室、調乳室、遊戯室、水泳療法室、機能訓練室、栄養相談室、調理室、おやこDE広場、相談室等
（常盤平基幹相談支援センターふれあい）
２階（常盤平保健福祉センター）
集団指導室、歯科保健室、母子保健室、栄養実習室等
（こども発達センター相談診療部門）
相談室、診察室、心理検査室、心理相談室、作業療法室、理学療法室、地域保育室、聴力検査室、言語療法室、聴能訓練室、視能訓練室、療育室等
（学習指導課五香分室）
３階（障害者福祉センター）
研修室、創作活動室、社会適応訓練室、機能訓練室、ホール、会議室、多目的室、点訳室、朗読室、ボランティア室、福祉団体活動室、遊戯室、日常生活動作室、相談室等

⑴　常盤平保健福祉センター

地域住民への総合的な保健サービスの提供や地域住民の身近な健康づくりの活動拠点として事業及び相談を実施します。

⑵　こども発達センター

心身の発達に不安や心配のあるこどもとその家族に診療を経て、各種専門のスタッフが療育および保護者支援を行っています。

また、一人ひとりに適したサービス等の相談支援を行っています。

⑶　障害者福祉センター

心身に障害のある方が、家庭に閉じこもらず地域社会へ参加できるように支援します。機能訓練や社会参加促進を図る講座、パソコン、書道、陶芸、編物等の社会適応訓練や創作活動、スポーツ・レクリエーション等様々な機会を提供するとともに、障害者団体が企画する研修会や自主活動のための場所も提供します。

２．公益社団法人松戸市シルバー人材センター

目　　的

公益社団法人松戸市シルバー人材センターは、市内に居住する高年齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの就業の機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

・所在地　　松戸市旭町一丁目174番地　シニア交流センター内

ア．年齢階層別会員状況　４月～３月

（単位：人）

区分／年齢別	会員数 男	女	計	構成比（%）
60～64歳	18	28	46	2.3
65～69歳	166	57	223	11.3
70～74歳	352	150	502	25.5
75～79歳	502	176	678	34.4
80歳以上	430	90	520	26.4
合　　計	1,468	501	1,969	
前年度同期	1,541	503	2,044	

（単位：歳）

	R５年度末	R６年度末
平均年齢	76.0	76.3
男	76.5	76.8
女	74.6	75.0
最高年齢	94	93
男	94	93
女	89	90

イ．事業実績　４月～３月

区分＼事項		受注 件数（件）	就業 延人数（人日）	契約金額 配分金（円）	材料費（円）	事務費（円）	計（円）	構成比（%）
公共事業		68	106,155	425,144,052	19,801,886	35,034,883	479,980,821	53.2
民間事業	一般企業等	885	64,759	246,320,879	2,282,749	18,950,565	267,554,193	29.7
	個人・家庭	7,035	20,540	117,747,094	22,927,673	9,406,789	150,081,556	16.6
	独自事業	3	970	3,978,335	364,733	318,232	4,661,300	0.5
	小計	7,923	86,269	368,046,308	25,575,155	28,675,586	422,297,049	46.8
合　　計		7,991	192,424	793,190,360	45,377,041	63,710,469	902,277,870	100.0

ウ．職群別事業実績　４月～３月

区分＼事項	受注件数（件）	就業人数 実人数（人）	延人数（人日）	契約金額 配分金（円）	材料費（円）	事務費（円）	計（円）
技術群	22		1,837	8,417,006	2,614,673	668,500	11,700,179
技能群	3,610		9,913	81,057,758	21,798,081	6,482,628	109,338,467
事務整理群	51		2,067	7,180,982	0	561,383	7,742,365
管理群	64		99,040	404,719,514	14,644,022	33,306,565	452,670,101
折衝外交群	2		170	1,241,998	0	92,695	1,334,693
一般作業群	2,481		62,017	249,691,878	5,679,843	19,359,318	274,731,039
サービス群	1,761		17,380	40,881,224	640,422	3,239,380	44,761,026
その他	0		0	0	0	0	0
合　　計	7,991	1,654	192,424	793,190,360	45,377,041	63,710,469	902,277,870

３．総合福祉会館　〔福祉政策課〕

目　　的

松戸市総合福祉会館は、福祉活動の場、憩いの場、教養の向上の場として各施設が有機的な連携を保ち、市民の福祉増進及び文化・教養の向上を図ることを目的としています。

施設の概要

・位　　置　松戸市上矢切299番地の１
・敷地面積　6,749.98㎡　建築面積3,256.48㎡（福祉会館棟2,081.48㎡、サポートセンター棟1,175.0㎡）
　建築延面積6,332.73㎡（福祉会館棟4,426.63㎡、サポートセンター棟1,906.1㎡）
　（他にピロティ106.15㎡、ポーチ63.98㎡）
・開設年月日　昭和51年４月１日（公民館・図書館は７月１日）
・施設内容　地階　空調機械室、電気室
　１階　会館事務室、矢切老人福祉センター、（社福）松戸市社会福祉協議会、まつど市民活動サポートセンター
　２階　千葉県生涯大学校事務室、中央基幹相談支援センター
　矢切地区社会福祉協議会、矢切地域包括支援センター、更正保護相談室
　３階　公民館、図書館
　４階　公民館（大ホール、ギャラリー）
・工事費　1,179,400千円（福祉会館棟868,470千円、サポートセンター棟310,930千円）

４．松戸市シニア交流センター　〔高齢者支援課〕

目　　的

当施設は、高齢者の方々が、住み慣れた地域や家庭において自己の個性や能力を最大限に発揮し、生きがいをもって、生涯を過ごす支援を行うことを目的として開設されました。

施設の概要

・位　　置　松戸市旭町１丁目174番地
・敷地面積　2,019㎡
　延床面積　1,360㎡
　〔１階463㎡　２階480㎡　３階270㎡〕
　鉄筋コンクリート造　３階建
・開設年月日　平成18年４月１日
・施設内容　１階　受付・交流サロン、公益社団法人　松戸市シルバー人材センター
　２階　松戸市はつらつクラブ連合会事務局　大会議室　小会議室
　３階　機械室　書庫　おやこDE広場旭町
・建物購入額　59,430千円（松戸公共職業安定所であった建物を購入）

第７節　国民健康保険

１．国民健康保険

〔国保年金課〕

⑴　被保険者の加入状況

（Ｒ６.３.31現在）

人口	被保険者数	加入割合	世帯数	国保世帯数	加入割合
498,893人	90,844人	18.21％	252,591世帯	65,035世帯	25.75％

被保険者数の内訳	一般被保険者	老人	退職被保険者等	介護保険第２号被保険者
	90,844人	－	0人	31,346人

⑵　国民健康保険料

①　納　　期　　６月、７月、８月、９月、10月、11月、12月、１月、２月、３月

②　料　　率

	区分	所得割	均等割	平等割
Ｒ６年度	医療分	7.62％	21,000円	18,000円
	後期支援分	2.62％	12,000円	－
	介護分	1.81％	15,000円	－

③　所得割の算定基礎　　総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額

④　賦課状況

（単位：円）

年度	区分	現年度調定額	1世帯あたり調定額	1人あたり調定額	賦課限度額	最低額
Ｒ５	一般被保険者	9,340,595,260	－	100,791	医療分 650,000 後期分 220,000 介護分 170,000	医療分 11,250 後期分 2,400 介護分 3,870
	退職被保険者	0	－	0		
	合計	9,340,595,260	142,179	100,791		
Ｒ６	一般被保険者	10,016,271,970	－	111,664	医療分 650,000 後期分 240,000 介護分 170,000	医療分 11,700 後期分 3,600 介護分 4,500
	退職被保険者	0	－	0		
	合計	10,016,271,970	154,813	111,664		

健福康祉

⑤　収納状況

年度	区分		調定額（円）	収納額（円）	還付未済額（円）	不納欠損額（円）	未収額（円）	収納率（％）
R５	一般被保険者	現	9,340,595,260	8,589,991,073	28,539,670	267,820	750,336,367	91.96
		滞	1,945,489,642	363,637,095	1,067,423	508,160,268	1,073,692,279	18.69
		計	11,286,084,902	8,953,628,168	29,607,093	508,428,088	1,824,028,646	79.33
	退職被保険者等	現	0	0	0	0	0	0
		滞	1,115,609	621,353	0	45,144	449,112	55.70
		計	1,115,609	621,353	0	45,144	449,112	55.70
	合計	現	9,340,595,260	8,589,991,073	28,539,670	267,820	750,336,367	91.96
		滞	1,946,605,251	364,258,448	1,067,423	508,205,412	1,074,141,391	18.71
		計	11,287,200,511	8,954,249,521	29,607,093	508,473,232	1,824,477,758	79.33
R６	一般被保険者	現	10,016,271,970	9,135,388,379	30,903,730	736,690	880,146,901	91.21
		滞	1,773,351,293	313,997,154	1,226,880	511,862,318	947,491,821	17.71
		計	11,789,623,263	9,449,385,533	32,130,610	512,599,008	1,827,638,722	80.15
	退職被保険者等	現	0	0	0	0	0	0
		滞	449,112	110,000	0	0	339,112	24.49
		計	449,112	110,000	0	0	339,112	24.49
	合計	現	10,016,271,970	9,135,388,379	30,903,730	736,690	880,146,901	91.21
		滞	1,773,800,405	314,107,154	1,226,880	511,862,318	947,830,933	17.71
		計	11,790,072,375	9,449,495,533	32,130,610	512,599,008	1,827,977,834	80.15

⑶ 保険給付の状況

① 療養の給付

年度	区分	内訳		件数（件）	日数（日）	費用額（円）	保険者負担額（円）
R５	一般被保険者	診療費	入院	16,792	247,953	11,404,291,230	8,411,932,478
			入院外	689,620	1,003,283	11,819,878,460	8,702,642,302
			歯科	195,072	316,156	2,481,705,270	1,815,298,212
		調剤		486,218	560,747	5,994,722,260	4,410,050,164
		訪問看護		5,411	42,941	528,118,280	381,450,604
		食事療養		－	647,668	429,150,729	221,992,159
		計		1,393,113	1,610,333	32,657,866,229	23,943,365,919
	退職被保険者等	診療費	入院	1	5	519,140	363,398
			入院外	2	2	40,370	28,259
			歯科	0	0	0	0
		調剤		1	1	21,140	14,798
		訪問看護		0	0	0	0
		食事療養		－	6	3,450	2,190
		計		4	7	584,100	408,645
	合計	診療費	入院	16,793	247,958	11,404,810,370	8,412,295,876
			入院外	689,622	1,003,285	11,819,918,830	8,702,670,561
			歯科	195,072	316,156	2,481,705,270	1,815,298,212
		調剤		486,219	560,748	5,994,743,400	4,410,064,962
		訪問看護		5,411	42,941	528,118,280	381,450,604
		食事療養		－	647,674	429,154,179	221,994,349
		計		1,393,117	1,610,340	32,658,450,329	23,943,774,564
R６	一般被保険者	診療費	入院	16,485	240,129	11,061,398,000	8,167,500,910
			入院外	668,500	966,193	11,296,674,760	8,275,423,508
			歯科	188,377	296,928	2,402,930,600	1,753,070,940
		調剤		473,674	545,642	5,830,327,640	4,280,140,113
		訪問看護		6,406	50,503	621,657,200	446,781,499
		食事療養		－	622,317	425,989,562	221,164,422
		計		1,353,442	1,553,753	31,611,977,762	23,144,081,392
	退職被保険者等	診療費	入院	0	0	0	0
			入院外	0	0	0	0
			歯科	0	0	0	0
		調剤		0	0	0	0
		訪問看護		0	0	0	0
		食事療養		－	0	0	0
		計		0	0	0	0
	合計	診療費	入院	16,485	240,129	11,061,398,000	8,167,500,910
			入院外	668,500	966,193	11,269,674,760	8,275,423,508
			歯科	188,377	296,928	2,402,930,600	1,753,070,940
		調剤		473,674	545,642	5,830,327,640	4,280,140,113
		訪問看護		6,406	50,503	621,657,200	446,781,499
		食事療養		－	622,317	425,989,562	221,164,422
		計		1,353,442	1,553,753	31,611,977,762	23,144,081,392

※ 調剤の日数、食事療養の件数及び日数は計から除きます。

② 療養費

年度	区分	件数 （件）	費用額 （円）	保険者負担額（円）
R５	一般被保険者	38,703	392,471,666	281,365,114
	退職被保険者等	0	0	0
	合計	38,703	392,471,666	281,365,114
R６	一般被保険者	36,494	369,267,206	268,563,977
	退職被保険者等	0	0	0
	合計	36,494	369,267,206	268,563,977

③ 高額療養費

年度	区分	件数 （件）	支給額 （円）
R５	一般被保険者	67,454	3,632,063,529
	退職被保険者等	3	124,995
	合計	67,457	3,632,188,524
R６	一般被保険者	66,711	3,586,298,270
	退職被保険者等	0	0
	合計	66,711	3,586,298,270

④ 高額介護合算療養費

年度	区分	件数 （件）	支給額 （円）
R５	一般被保険者	211	6,183,545
	退職被保険者等	0	0
	合計	211	6,183,545
R６	一般被保険者	231	6,886,033
	退職被保険者等	0	0
	合計	231	6,886,033

⑤ 移送費

年度	区分	件数 （件）	支給額 （円）
R５	一般被保険者	0	0
	退職被保険者等	0	0
	合計	0	0
R６	一般被保険者	0	0
	退職被保険者等	0	0
	合計	0	0

⑥ その他の保険給付

年度	区分	件数 （件）	支給額 （円）
R５	出産育児一時金	255	124,347,488
	葬祭費	532	26,600,000
	傷病手当金	27	643,197
	合計	814	151,590,685
R６	出産育児一時金	260	128,912,465
	葬祭費	519	25,950,000
	傷病手当金	2	47,920
	合計	781	154,910,385

※ 令和５年４月１日、１件につき50万円に支給額（出産育児一時金）を改定

第８節　国　民　年　金

１．概　　要

〔国保年金課〕

国民年金制度は、すべての国民を対象に老齢、障害または死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とする公的年金制度です。

２．国民年金のしくみ

（Ｒ７.４.１現在）

国民年金
- 適　用 ― 20歳以上60歳未満の人（60歳から70歳未満まで任意加入）
- 保険料
  - 第１号被保険者……一律月　17,510円（付加保険料一律月400円）
  - 第２号　〃　……報酬×保険料率（平成15年度より一時金も含む）を基に算出
  - 第３号　〃　……厚生年金保険料、共済年金の掛金などから拠出
- 給　付
  - 老齢基礎年金……69歳以下の人　831,700円（年額）
70歳以上の人　829,300円（年額）
  - 障害基礎年金……１級　69歳以下の人　1,039,625円（年額）
70歳以上の人　1,036,625円（年額）
２級　69歳以下の人　831,700円（年額）
70歳以上の人　829,300円（年額）
  - 遺族基礎年金……69歳以下の人　831,700円（年額）
70歳以上の人　829,300円（年額）
（子１人　239,300円、子２人　478,600円
３人目以降は１人につき79,800円が加算）
  - 寡婦年金……夫の受ける予定の老齢基礎年金の４分の３
  - 死亡一時金……120,000円～320,000円（第１号被保険者の納付年数３年以上）
  - 老齢福祉年金……424,900円（年額）

健福康祉

資格得喪関係届出状況

（単位：人）

区　　分	令和６年度現在被保険者数	資格取得（イ）	種別変更（ロ）	転　入（ハ）	転　出（ニ）	喪　失（ホ）	差引増減（イ＋ハ）－（ニ＋ホ）	令和５年度現在被保険者数
１号被保険者	58,337	22,192	1,344	4,212	3,210	23,445	△251	58,588
１号任意	976	375	0	18	19	380	△6	982
合　　計	59,313	22,567	1,344	4,230	3,229	23,825	△257	59,570

国民年金給付状況

（令和６年度：単位千円）

区　　分	老齢基礎年金	老齢年金	通算老齢年金	障害基礎年金	障害年金
給付人員	120,920	227	227	7,546	30
給付額	83,224,992	117,112	57,636	6,714,593	27,668

区　　分	遺族基礎年金	寡婦年金	老齢福祉年金	特別障害給付金	合　　計
給付人員	730	38	1	24	129,743
給付額	608,640	14,968	0	5,918	90,771,527

３．年金について

給付の種類	主　体	給　付　の　条　件	給　付　内　容	種　別	支給月
老齢年金 （大正15.4.1以前の生まれの人）	国	保険料の納付済期間、免除期間又は、これらを合算した期間が10～20年以上ある者に65歳から支給する	定額の場合 ｛(2,656円×納付済月数）＋(2,656円×保険料免除期間の月数×1/3)｝ 付加年金加入の場合の加算 (200円×付加年金保険料納付済月数)	給　付	２月 ４月 ６月 ８月 10月 12月
通算老齢年金 （大正15.4.1以前の生まれの人）	国	他の公的年金の加入期間と国民年金の保険料納付済期間または保険料免除期間とを合算した期間が定められた期間以上ある者に65歳から支給する。 （この通算期間には公的年金に加入していた者の配偶者であった期間が算入される）	〃	給　付	２月 ４月 ６月 ８月 10月 12月
老齢基礎年金 （大正15.4.2以降の生まれの人）	国	保険料の納付済期間免除期間が10年以上ある者に65歳から支給 昭和61年３月31日までは、配偶者が公的年金に加入していた期間を含む	69歳以下の人は831,700円、70歳以上の人は829,300円を最高限度額とし、保険料納付期間が不足する場合は下記の式による。 831,700円（70歳以上の人は829,300円）× $\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{全額免除月数}\times\frac{1}{3}+\text{4分の1納付月数}\times\frac{1}{2}+\text{半額納付月数}\times\frac{2}{3}+\text{4分の3納付月数}\times\frac{5}{6}}{\text{40年（加入可能年数）}\times 12\text{月}}$ 831,700円（70歳以上の人は829,300円）× $\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{全額免除月数}\times\frac{1}{2}+\text{4分の1納付月数}\times\frac{5}{8}+\text{半額納付月数}\times\frac{3}{4}+\text{4分の3納付月数}\times\frac{7}{8}}{\text{40年（加入可能年数）}\times 12\text{月}}$ ※基礎年金の国庫負担割合は平成21年３月以前は３分の１（上段）、平成21年４月以降は２分の１（下段）に変わりました。	給　付	２月 ４月 ６月 ８月 10月 12月
障害基礎年金 （今までの障害福祉年金はこの制度に統一）	国	所定の要件を満たしている者が、法別表に定めている程度の障害に該当したとき	１級 69歳以下の人 1,039,625円 70歳以上の人 1,036,615円 ２級 69歳以下の人　831,700円 70歳以上の人　829,300円 受給権を得たときに、その人によって生計を維持していた18歳未満の子供が居る場合は、子の加算がつきます 第１子、第２子１人につき 239,300円 第３子以降１人につき 79,800円	給　付	２月 ４月 ６月 ８月 10月 12月
遺族基礎年金	国	所定の納付要件を満たしている者が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子のある妻、夫または子に支給されます	69歳以下の人　831,700円 70歳以上の人　829,300円 子の加算 第１子、第２子１人につき 239,300円 第３子以降１人につき 79,800円	給　付	２月 ４月 ６月 ８月 10月 12月

申　請　方　法	所　得　制　限	給付根拠	給付決定方　法	主管課	備　　考
老齢年金裁定請求に基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）を添えて提出する	な　し	国民年金法	書類審査	国保年金課	
通算老齢年金裁定請求に基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）と通算対象期間を確認した書類を添えて提出する	な　し	国民年金法	書類審査	国保年金課	
老齢基礎年金裁定請求に基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）及び個人番号がわかるものを添えて提出　ただし、厚生年金の加入期間又は３号期間（厚生、共済年金の配偶者）の有る人は年金事務所へ提出	な　し	国民年金法	書類審査	国保年金課	75歳までの繰下げ支給の請求の方法もある
障害基礎年金裁定請求に基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）、障害の状態に関する医師の診断書及び個人番号がわかるものを添えて提出する	な　し ただし、20歳未満の障害による障害基礎年金については本人所得制限があり	国民年金法	書類審査	国保年金課	
遺族基礎年金裁定請求に基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）と、死亡診断書の写し、住民票謄本及び戸籍謄本（必要により）を添えて提出する	年収850万円未満か５年以内に850万円未満となる見込みがある方	国民年金法	書類審査	国保年金課	

給付の種類	主　体	給　付　の　条　件	給　付　内　容	種　別	支給月
寡　婦　年　金	国	１号被保険者として10年以上納付（免除も含む）した夫が受給しないで死亡したとき、その夫と10年以上継続して婚姻関係にある妻に60歳から65歳になるまで支給する	夫が受ける筈の老齢基礎年金の４分の３	給　付	２月 ４月 ６月 ８月 10月 12月
死　亡　一　時　金	国	３年以上保険料を納付していた者で老齢基礎年金を受給していない者が死亡したとき、生計を同じくしていた遺族に支給する	納付年数に応じて支給する ３年～35年以上 120,000円～320,000円	給　付	随　時
老齢福祉年金	国	明治44年４月１日までに生まれた人。または、明治44年４月２日から大正５年４月１日までに生まれて、保険料納付済み期間が１年未満で保険料納付済み期間と免除期間を合わせた期間が生年月日に応じて４年１ヶ月から７年１ヶ月以上ある人。	年額　424,900円	給　付	４月 ８月 12月

<table>
<tr><th>申　請　方　法</th><th>所　得　制　限</th><th>給付根拠</th><th>給付決定方　法</th><th>主管課</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>寡婦年金裁定請求に夫の基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）と戸籍謄本及び住民票謄本（必要により）を添えて提出する</td><td>年収850万円未満か５年以内に850万円未満となる見込みがある方</td><td>国民年金法</td><td>書類審査</td><td>国保年金課</td><td>65歳で失権</td></tr>
<tr><td>死亡一時金裁定請求に死亡した者の基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）と戸籍謄本及び住民票謄本（必要により）を添えて提出する</td><td>な　し</td><td>国民年金法</td><td>書類審査</td><td>国保年金課</td><td></td></tr>
<tr><td>老齢福祉年金裁定請求に年金を受けようとする人の住民票謄本（満年齢に達してからのもの）、戸籍謄本（必要により）他に年金を受けている場合公的年金証書の写し当該年度の所得に関する証明書を添えて提出する</td><td>（令和7.4.1現在）
<table><tr><th>扶養人員</th><th>老齢の本人</th><th>配　偶　者
扶養義務者</th></tr><tr><td>０人</td><td>1,695,000円</td><td>6,387,000円</td></tr><tr><td>１人</td><td>2,075,000</td><td>6,636,000</td></tr><tr><td>２人</td><td>2,455,000</td><td>6,849,000</td></tr><tr><td>３人</td><td>2,835,000</td><td>7,062,000</td></tr><tr><td>４人</td><td>3,215,000</td><td>7,275,000</td></tr><tr><td>５人</td><td>3,595,000</td><td>7,488,000</td></tr></table>恩給、厚生年金などにより制限　年額
712,000円

戦争による遺族の恩給年金　大尉以下全額支給</td><td>国民年金法</td><td>書類審査</td><td>国保年金課</td><td></td></tr>
</table>

第９節　介護保険制度

〔介護保険課〕
〔高齢者支援課〕

１．申請、サービス利用の手順

⑴　申　　請　介護サービスの利用を希望する人は市の介護保険課窓口で「要介護認定」の申請をしてください。各支所、オンラインでも申請できます。

⑵　認定調査　市の職員もしくは、介護支援専門員等が自宅などを訪問し、心身の状況などについて調査をします。また、本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

⑶　審査・判定　訪問調査の結果によるコンピュータ判定（一次判定）と、医師の意見書及び調査票の特記事項をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分を判定します。

⑷　認定・通知　介護認定審査会の審査結果に基づいて「要介護１～５」「要支援１・２」「非該当」の区分に分けて認定され、その結果を通知します。

・要介護認定が「非該当」となった場合

生活機能が低下している方は、「事業対象者」となり、認定調査等を要さずサービスを利用することもできます。

事業対象者数　　Ｒ７.３.31現在（人）

事業対象者数	444

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスや通所型サービスのみ利用したい方は、要介護認定を受けずに、基本チェックリストでのチェックにより、「事業対象者」に特定されることでサービスを利用できます。ただし本人の状況により利用できない場合もあります。（要支援認定を受けている方も利用できます。）

【手続方法】

１．相　　談…お住まいの地域を担当する地域包括支援センター（高齢者いきいき安心センター）に相談し、基本チェックリストに回答します。

２．判定結果…生活機能の低下がみられた方は「事業対象者」として特定されます。

居宅介護支援事業所や地域包括支援センター（高齢者いきいき安心センター）等で本人や家族と話し合い、ケアプランを作成してサービスを利用します。

２．サービス等の種類（市内にあるサービス）

〈要介護１～５に認定された人〉

介護サービス（介護給付）

⑴　自宅で利用できるサービス
①訪問介護（ホームヘルプ）
②訪問入浴介護（介護職員と看護職員の訪問）
③訪問リハビリテーション
（リハビリ専門職の訪問）
④訪問看護（看護師などの訪問）
⑤居宅療養管理指導（医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等による指導）

⑵　日帰りで利用できるサービス
⑥通所介護（デイサービス）
⑦通所リハビリテーション（デイケア）

⑶　施設へ一時的に宿泊（入所）するサービス
⑧短期入所生活介護（ショートステイ）
⑨短期入所療養介護（ショートステイ）

⑷　地域密着型サービス
⑩定期巡回・随時対応型訪問介護看護
⑪地域密着型通所介護（療養通所介護含む）
⑫認知症対応型通所介護
⑬小規模多機能型居宅介護
⑭認知症対応型共同生活介護
（グループホーム）
⑮地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
※原則要介護３～５に認定された人
⑯看護小規模多機能型居宅介護

⑸　その他のサービス
⑰福祉用具貸与（福祉用具のレンタル）
⑱特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）
⑲住宅改修費支給（手すりの取り付け、段差解消などの費用支給）
⑳特定施設入居者生活介護

⑹　施設に入所・入院するサービス
㉑介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
※原則要介護３～５に認定された人
㉒介護老人保健施設（老人保健施設）
㉓介護医療院

〈要支援１・２に認定された人〉

介護予防サービス（予防給付）

⑴　自宅で利用できるサービス
①介護予防訪問入浴介護
②介護予防訪問リハビリテーション
③介護予防居宅療養管理指導

⑵　日帰りで利用できるサービス
④介護予防通所リハビリテーション

⑶　施設へ一時的に宿泊（入所）するサービス
⑤介護予防短期入所生活介護
⑥介護予防短期入所療養介護

⑷　地域密着型（介護予防）サービス
⑦介護予防認知症対応型通所介護
⑧介護予防小規模多機能型居宅介護
⑨介護予防認知症対応型共同生活介護
（要支援２の人）

⑸　その他のサービス
⑩介護予防福祉用具貸与
⑪特定介護予防福祉用具販売
⑫介護予防住宅改修費支給
⑬介護予防特定施設入居者生活介護

地域支援事業

〈要支援１・２に認定又は事業対象者に特定された人〉

⑴　サービス・活動事業
①訪問型サービス（介護予防訪問介護従前相当サービス）
②通所型サービス（介護予防通所介護従前相当サービス）
③訪問型元気応援サービス
生活支援コース・困りごとコース
④短期集中予防サービス（単一型コース・機能強化型コース）

〈65歳以上の人〉

⑴　一般介護予防事業
①介護予防把握事業
②高齢者の元気応援キャンペーン
③地域包括支援センターが行う介護予防教室
④元気応援くらぶ
⑤介護支援ボランティア
⑥グリーンスローモビリティ
⑦高齢者の活躍の場と機会の支援（プロボノ）
⑧松戸プロジェクト
⑨地域リハビリテーション活動支援事業
⑩聞こえの支援事業

⑵　認知症総合支援事業等
①松戸市版認知症ガイドブック（ケアパス）
②まつど認知症予防プロジェクト
③認知症初期集中支援チーム
④認知症サポーター養成講座
⑤あんしん一声運動（オレンジ声かけ隊・オレンジ協力員）
⑥徘徊高齢者家族支援事

３．介護保険（介護給付・予防給付・総合事業）の支給限度額

介護保険の指定を受けた事業所における在宅サービス利用には、要介護状態等区分別に介護保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。

■１か月の支給限度額（標準地域の場合）

区　分	事業対象者	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
支給限度額	50,320円	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円

４．利用者負担の軽減

⑴　高額介護（予防）サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担額の合計が高額になった場合には、上限額を超えた額が高額介護（予防）サービス費として後から支給されます。（要申請）

⑵　高額医療合算介護（予防）サービス費

介護保険と医療保険を利用したときの自己負担額が年間で高額になった場合には、高額医療合算介護（予防）サービス費として後から支給されます。（要申請）

５．施設サービスの費用の減免

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保険施設・介護医療院）に入所、または短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合には、サービス費用の１割～３割と居住費・食費・日常生活費の全額が自己負担になります。

ただし、低所得の人に対しては、居住費・食費の減額制度があります。（要申請）

６．介護保険料

⑴　**第１号被保険者**（65歳以上の人の介護保険料）

65歳以上の人の介護保険料基準額は月額6,300円であり、前年の合計所得や世帯の課税状況等に応じて20段階に分かれて徴収されます。

月額15,000円以上の老齢（退職）・障害・遺族年金を受給している人は、保険料が年金から天引きされます。それ以外の人は、納付書あるいは口座振替により納めていただきます。

段階	所得区分	保険料算出方法	介護保険料	
			月額	年額
第１段階	・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の人 ・生活保護受給者 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の人	基準額×0. 275	1, 730円	20, 760円
第２段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	基準額×0.425	2, 680円	32,160円
第３段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、第１段階及び第２段階に該当しない人	基準額×0.665	4,190円	50,280円
第４段階	・本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいて、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の人	基準額×0.85	5,360円	64, 320円
第５段階	・本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいて、第４段階に該当しない人	基準額×1.0	6, 300円	75,600円
第６段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.1	6, 930円	83,160円
第７段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	7,880円	94,560円
第８段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	9, 450円	113, 400円
第９段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	10, 710円	128,520円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.9	11,970円	143,640円
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.1	13,230円	158,760円
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.3	14, 490円	173,880円

段階	所得区分	保険料算出方法	介護保険料	
			月額	年額
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.4	15, 120円	181,440円
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	基準額×2.5	15, 750円	189,000円
第15段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.6	16, 380円	196, 560円
第16段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額×2.7	17, 010円	204,120円
第17段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の人	基準額×2.8	17, 640円	211, 680円
第18段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上の人	基準額×3.0	18,900円	226,800円
第19段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2, 500万円以上3, 000万円未満の人	基準額×3.1	19,530円	234,360円
第20段階	・前年の合計所得金額が3, ０００万円以上の人	基準額×3.2	20,160円	241,920円

※基準額は、65歳以上の方一人あたりの負担額を割り出したもので、令和６年度から３年間については、保険料基準額は月額6,300円（年額75,600円）となります。

⑵ **第２号被保険者**（40歳以上65歳未満の人の介護保険料）　〔国保年金課〕

○　松戸市国民健康保険の加入者

介護保険料は、国民健康保険料として、世帯主の人に納めていただきます。

保険料の支払いは、６月から翌年３月までの10回です。

国民健康保険料率

	区分	所得割	均等割	平等割
Ｒ６年度	医療分	7.62%	21,000円	18,000円
	後期支援分	2.62%	12,000円	－
	介護分	1.81%	15,000円	－

○　健康保険・共済組合等への加入者

介護保険料は、現在加入している保険料に合算されて、徴収されます。

介護保険料分の算定額は、医療保険者により異なりますので、現在加入している医療保険者にお問い合わせください。

第 10 節　　福祉関係給付一覧表（令和６年度）

１．低所得者福祉

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
高等学校入学 資金貸付金	市	経済的に入学困難な生徒の保護者で、 ①生徒が成績良好、品行方正で出身中学校長が推せんした者 ②保護者が引き続き市内に１年以上居住している者 ③同一市区町村に居住している確実な連帯保証人が１人得られる者	１人につき 300,000円以内	貸付	２月 ～ ３月 （貸付月）
生活福祉資金	社協	低所得階層に属し、この資金貸付に合わせて、必要な指導援助をすれば、独立自活ができると認められる世帯。他の貸付制度の利用が困難であること	資金使途の内容により、６種類の貸付がある。 ①総合支援資金 ②福祉資金 ③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金 ⑤緊急小口資金 ⑥臨時特例つなぎ資金	貸付	県社協の審査委員会決定後

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
①入学資金貸付申請書 ②出身中学校長の推せん書 ③成績証明書 ④家庭状況調書 ※その他内容により必要書類があります。	低所得者（生活保護基準のおおむね2.1倍以内）	〔条例〕 松戸市高等学校入学資金貸付条例	選考委員会の意見を聞いて決定	子ども未来応援課	○利率　無利子 ○据置　修学期間（大学を含む） 終了後１年 ○償還期間 ２年以内
必要書類は資金種別によって異なります。生活状況、収入、借入の状況や返済計画などの聞き取りをさせていただき、ご案内します。 また民生委員に関わっていただくことが要件の資金もあります。	低所得者世帯（生活保護基準のおおむね1.7倍以内）	生活福祉資金貸付制度要綱（厚生事務次官通達）	県社協の審査委員会	松戸市社会福祉協議会	年利率　1.5%（連帯保証人あり無利子）、不動産担保型資金は年利率3％または長期プライムレートの低い方を適用

２．児童・母子・父子福祉

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
遺児手当	市	市内居住者で、父母または父母の一方と死別した義務教育終了前の遺児を扶養している者	①父母と死別した 遺児１人につき　月額10,500円 ②父母の一方と死別した 遺児１人につき　月額5,500円 但し、生活保護世帯については、規則で額を定めている	給付	８月 12月 ４月
ひとり親家庭等医療費等助成	市	市内に居住しているひとり親家庭の父母等（養育者を含む）と児童（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者、ただし一定の障害がある場合は20歳未満）で、国民健康保険法に基づく被保険者、社会保険法各法に基づく被保険者	保険医療費の実負担額から、自己負担金を控除した額を助成（通院は１回、入院は１日あたり） 自己負担金は市民税所得割 課税世帯　300円（※） （ただし、調剤は無料） 非課税世帯　無料 （※）課税世帯の対象児童は、令和４年４月診療分から200円	給付	随時
子ども医療費助成	市	高校３年生相当年齢までの健康保険適用の医療費（通院・入院・調剤）　※調剤は無料	保険医療費の実負担額から保護者の課税状況に応じた自己負担金を控除した額 自己負担金は市民税所得割 課税世帯　200円 非課税世帯　無料 通院６回目、入院11日目以降の自己負担金は無料（同一月・同一医療機関）	給付	随時
児童手当	国	（令和６年10月分から） 高校３年生相当年齢までの児童を養育している者	（令和６年10月分から） ・３歳未満 第１子、第２子：15,000円 第３子以降　：30,000円 ・３歳～高校３年生相当年齢 第１子、第２子：10,000円 第３子以降　：30,000円 ・所得制限なし	給付	（令和６年12月から） 12月 ２月 ４月 ６月 ８月 10月

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
申請書に次のものを添付 ・遺児の記載されている戸籍謄本 ・申請者名義の金融機関の通帳の写し ・生活保護受給者は保護証明書	児童扶養手当法に準ずる制限額が設けられる。	〔条例〕 松戸市遺児手当支給条例	書類審査	子ども未来応援課 児童給付担当室	
申請書に次のものを添付 ・申請者及び児童の記載されている戸籍謄本 ・申請者名義の金融機関の通帳の写し	児童扶養手当法と同額の制限額が設けられる	松戸市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱	書類審査により受給券交付	子ども未来応援課 児童給付担当室	
・子ども医療費助成申請書（受給券交付申請用）		松戸市子ども医療費の助成に関する規則 松戸市高校生医療費の助成に関する規則	書類審査により受給券交付	子ども未来応援課 児童給付担当室	
・児童手当認定請求書に、請求者名義の金融機関の通帳の写しを添えて提出する。 ※その他内容により必要書類があります。	※令和6年10月分からは、所得制限なし	〔法律〕 児　童 手当法	書類審査	子ども未来応援課 児童給付担当室	

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
児童扶養手当	国	次のような状態の児童（18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者、ただし一定の障害がある場合は、20 歳未満）を扶養している母、父又はその養育者 ①父母が婚姻を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母が重度の障害にある児童（国民年金の障害等級１級程度） ④父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤父又は母から１年以上遺棄されている児童 ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑦父又は母が法令により１年以上拘禁されている児童 ⑧未婚の母の児童 ⑨その他、生まれたときの事情が不明である児童	（令和７年４月現在） 児童１人の場合 全部支給 46,690円/月額 一部支給 46,680円～11,010円/月額 ※児童２人以上の場合の加算額 第２子以降 全部支給 11,030円/月額加算 一部支給 11,020円～5,520円/月額加算	給付	５月 ７月 ９月 11月 １月 ３月

３．老人福祉

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
敬老祝金	市	その年度の９月１日に松戸市に居住し、登録されている者でその年度内に満100歳以上の年齢に達する者	満100歳以上の方　10,000円	給付	９月
結婚50年 祝賀事業	社協	結婚 50 年を迎える、またはこれまで申し込みをしていない結婚 50 年以上の市内在住の夫婦	記念品	給付	９月 （地域により10月･11月）
高齢者医療法外援護費	市	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者で一部負担金の支払いが困難な者（所得制限有）	高齢者の医療の確保に関する法律による一部負担金	給付	毎月
緊急通報装置設置事業	市	日常生活に不安のある65歳以上のひとり暮らしの方で市民税が非課税世帯の者	設置費及び使用料無料 （通信料金､電気料金は自己負担）	給付	随時
訪問入浴サービス事業	市	家庭での入浴が困難な介護保険の対象とならない身体障害者等		給付	随時

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
・児童扶養手当認定請求書 ・申請者及び児童の記載されている戸籍謄本 ・請求者名義の金融機関の通帳の写し ※その他内容により必要書類があります。	前年の所得 （扶養人数）　（全部支給）千円　（一部支給）千円 ０人　690　2,080 １人　1,070　2,460 ２人　1,450　2,840 ３人　1,830　3,220 ４人　2,210　3,600	〔法律〕児童扶養手当法	書類審査	子ども未来応援課児童給付担当室	

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
依頼書に下記事項を記入して送付 ①電話番号 ②振込口座	な　し	松戸市敬老祝金支給条例		福祉政策課地域福祉担当室	
下記事項を記入して送付または直接提出 ①ご夫婦の氏名 ②住所・電話番号 ③結婚年月日 ④所属町会名	な　し	社協予算措置事業	書類審査	松戸市社会福祉協議会	
・一部負担金を支払った旨を証明する書類。 ・所得証明書 ・家賃等を証明するもの（ただし、持ち家は不要） ・申請書	生活保護基準額の1.2倍以内の収入世帯	高齢者医療法外援護費支給要綱	書類審査	福祉政策課地域福祉担当室	
希望者は民生委員を通じて申請書を提出	市民税非課税世帯	松戸市緊急時通報システム利用規則	実態調査 書類審査	介護保険課	固定電話回線がない場合は警備会社の専用回線を使用することで月1,100円（税込）を３ヶ月ごとに前納にて利用可能です。
・申請書	な　し	松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則	実態調査 書類審査	障害福祉課	

４．被爆者援護

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
原子爆弾被爆者見舞金	市	①７月１日現在市内に居住しかつ住民基本台帳に登録されていること ②原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１条の規定による被爆者手帳の交付を受けている者	被爆者１人につき 年額8,000円	給付	８月

５．心身障害者（児）福祉

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
コミュニケーション支援事業 ①手話通訳者設置 ②手話通訳・要約筆記派遣	市	聴覚障害者	①市役所内の手続きに手話通訳者が同行する。（月～金の９時～17時、障害福祉課内に手話通訳者を設置。） ②手話通訳及び要約筆記を必要とするとき登録者を派遣する。		随時
重度心身障害者医療費助成	市	身体障害者手帳１・２級所持者 療育手帳Ａの２以上所持者 精神障害者保健福祉手帳１級所持者 （年齢制限あり） （所得制限あり）	医療保険の自己負担の一部（高額療養費・附加給付・高額介護合算療養費・公費負担分等を控除した額）	給付	毎月
難病者援護金	市	特定医療費（指定難病）受給者証・特定疾患医療受給者票・小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかを所持している難病療養者に援護金を支給する（所得制限あり）	○入院療養者 （１か月20日以上） 月額　10,000円 ○通院療養者 月額　5,000円 ○生活保護受給者 月額　3,000円	給付	９月 ３月
障害者施設等通所交通費助成	市	身体障害者、知的障害者、精神障害者等が障害者施設等に通うために要する交通費を負担していること。	障害者通所施設等に通った交通費（最も経済的かつ合理的と認められる経路にかかる費用）を助成	給付	８月 11月 ２月 ５月
松戸市心身障害者扶養年金助成	市	市民税非課税世帯の自己負担金助成	市民税非課税世帯 $\frac{30}{100}$	給付	３月
身体障害者自動車改造費助成	市	身体障害者手帳所持者 （肢体不自由で１・２級） 自ら所有し、就労等のために運転する者	１件 100,000円を限度とする	給付	随時
身体障害児補装具等援護助成	市	身体障害児補装具費の自己負担金を全額助成		給付	随時

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
松戸市原子爆弾被爆者見舞金支給申請書を提出する （被爆者健康手帳を提示）	な　し	〔規則〕 松戸市原子爆弾被爆者見舞金支給規則	書類審査	健康医療政策課	

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
①直接障害福祉課へ ②申請書を提出	な　し	松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則		障害福祉課	
申請書を提出 （対象外の病院・県外は償還払い）	市民税所得割額 23万５千円未満の世帯 （世帯とは同一保険に加入している方）	松戸市重度心身障害者医療費助成条例	書類審査により受給券交付	障害福祉課	
松戸市難病者援護金支給申請書に特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者票若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証いずれかの写しを添えて申請する	受給者又は受給者と生計を同じくする者の当該年度市民税所得割額が101,000円未満の世帯	松戸市難病者援護金支給条例	書類審査	障害福祉課	
松戸市障害者施設等通所交通費助成申請書および通所証明書を提出する	な　し	松戸市障害者施設等通所交通費助成規則	書類審査	障害福祉課	
助成申請書を提出		松戸市心身障害者扶養年金助成要綱	書類審査	障害福祉課	
申請書、見積書 運転免許証（写しでも可） 車検証（写しでも可） 課税状況の調査に係わる同意書 身体障害者手帳（写しでも可） 改造箇所の写真 就労等を証明する書類	特別障害者手当の所得制限に準ずる	松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則	書類審査	障害福祉課	
申請書	な　し	心身障害者補装具等援護助成要綱	書類審査	障害福祉課	

<table>
<tr><th>給付の種類</th><th>主体</th><th>給付の条件</th><th>給付内容</th><th>種別</th><th>支給月</th></tr>
<tr><td>心身障害児福祉手当</td><td>市</td><td>20歳未満の知的障害児、及び身体障害児。（障害児福祉手当（国）受給者は除く）</td><td>１人月額
身障３級～４級
6,000円
知能指数50以下または
身障２級以上のもの
7,000円
知能指数25以下かつ
身障１級のもの
10,800円</td><td>給付</td><td>８月
12月
４月</td></tr>
<tr><td>身体障害者自動車運転免許取得助成金</td><td>市</td><td>①身体障害者本人の就労や社会活動への参加が見込まれる方
②初めて第一種普通自動車運転免許証を取得された方
③身体障害者手帳４級以上の所持者</td><td>申請により自動車運転免許（普通）を取得した場合その費用の一部を負担する
上限100,000円</td><td>給付</td><td>随時</td></tr>
<tr><td>自動車燃料助成</td><td>市</td><td>○障害者が常時通勤、通学通院等のために自ら運転する場合
○障害者のため同一生計を営む者が上記の目的のため運転する場合
（所得制限有）
○福祉タクシーを利用していない者</td><td>普通車
レギュラー無鉛ガソリン　月20ℓ
ハイオクガソリン　月18ℓ
軽油　月15ℓ
軽自動車
レギュラー無鉛ガソリン　月15ℓ</td><td>給付</td><td>毎月</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">①身体障害者手帳所持者
障害の区分 ／ 障害程度
視覚障害 ／ １から３級まで、４級（両眼の視野がそれぞれ５度以内のものは除く）
聴覚障害 ／ ２から３級
上肢障害 ／ １から２級
下肢障害 ／ １から６級
体幹障害 ／ １から５級
内部障害 ／ １から３級
平衡障害 ／ ３級</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">②戦傷病者手帳所持者
障害の区分 ／ 障害程度
視覚障害 ／ 特別項症から第４項症まで
聴覚障害 ／ 特別項症から第４項症まで
平衡機能障害 ／ 特別項症から第４項症まで
上肢不自由 ／ 特別項症から第３項症まで
下肢不自由 ／ 特別項症から第６項症まで
体幹不自由 ／ （第１款症から第３款症まで）
心臓機能障害 ／ 特別項症から第３項症まで
じん臓機能障害 ／ 特別項症から第３項症まで
呼吸器機能障害 ／ 特別項症から第３項症まで</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">③療育手帳Aの２以上
④精神障害者保健福祉手帳　１級</td><td></td><td></td></tr>
</table>

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
心身障害児福祉手当申請書を提出	な　し	松戸市心身障害児福祉手当支給条例	書類審査	障害福祉課	
①身体障害者手帳 ②取得費用の領収書 ③運転免許証（写） ④預金通帳 ⑤印鑑	な　　し	松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則	書類審査	障害福祉課	
申請書 　免許証 　車検証	同一家族が運転をする場合は当該年度の市民税所得割額が15万円以上の方のいる世帯は支給しない。	松戸市心身障害者自動車燃料助成要綱	書類審査	障害福祉課	

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
福祉タクシー	市	市内に居住する重度心身障害者（児）が通院等のためタクシーを利用する場合、運賃の一部を助成する ①身体障害者手帳１・２級（下肢・移動機能・体幹機能・視覚障害は３級まで） ②療育手帳A２以上 ③精神障害者保健福祉手帳１級 ※自動車燃料助成受給者は除く	利用券１枚につき720円を限度とし、年60枚交付、追加150枚まで交付可（じん臓機能障害者は追加分込交付） ※迎車料金は助成対象外	給付	毎月
障害福祉サービス（居住支援サービス）	市	身体障害者・知的障害者及び精神障害者	入所施設等で、住まいの場として入浴や食事の介護等の支援を受ける。	給付	毎月
障害福祉サービス（日中活動支援サービス）	市	身体障害者・知的障害者及び精神障害者	生活介護、自立訓練等通所施設や入所施設等で、日中活動の支援を受ける	給付	毎月
障害福祉サービス（訪問支援サービス）	市	身体障害者・知的障害者・障害児及び精神障害者	在宅での入浴、排泄、食事の介護等の日常生活の支援を受ける。	給付	毎月
心身障害者一時介護料の支給	市	心身障害者を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり一時的に他のものに介護を委託した場合に負担した費用を助成 （年間 50,000 円限度）	２時間未満 1,400円以内 ２時間以上４時間未満 2,800円以内 ４時間以上 5,300円以内 介護証明手数料500円以内	給付	10月 ４月

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
申請書 手　帳	な　し	松戸市福祉タクシー利用規則	書類審査	障害福祉課	
（介護給付訓練等給付費） 支給申請書兼利用者 負担額減額・免除等申請書	な　し （所得に応じての利用者負担の上限額の設定あり）	障害者総合支援法・松戸市身体障害者福祉法・知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給等に関する規則	書類審査 実態調査	障害福祉課	
（介護給付訓練等給付費） 支給申請書兼利用者 負担額減額・免除等申請書	な　し （所得に応じての利用者負担の上限額の設定あり）		書類審査 実態調査	障害福祉課	
（介護給付訓練等給付費） 支給申請書兼利用者 負担額減額・免除等申請書	な　し （所得に応じての利用者負担の上限額の設定あり）		書類審査 実態調査	障害福祉課	
1．松戸市心身障害者一時介護料助成金等申請書 2．松戸市心身障害者一時介護料証明書を提出	な　し	松戸市心身障害者一時介護料助成金等支給規則	書類審査	障害福祉課	

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
千葉県心身障害者扶養年金	県	精神又は身体に障害があるため独立して生計を営むことが困難な人を扶養している保護者が加入し毎月掛金を納めることにより加入者が死亡または重度障害となったときに障害者に年金を支給する	月額　20,000円（１口） 月額　40,000円（２口）	給付	毎月
身体障害者（児）補装具の購入と修理	国	身体機能障害を補い、日常生活の能率向上を図るため補装具の購入・修理に対して補装具費を支給する	基準表による	給付	随時
特別児童扶養手当	国	国の基準に該当する20歳未満の知的障害児、または身体障害児等を監護している父母又は養育者	月額　１級　56,800円 月額　２級　37,830円	給付	４月 ８月 11月
特別障害者手当等	国	国の基準に該当する重度の身体障害者又は重度の知的障害者 ①特別障害者手当 ②障害児福祉手当 ③経過措置としての福祉手当	月額　①　29,590円 ②　16,100円 ③　16,100円	給付	５月 ８月 11月 ２月
心身障害者（児）日常生活用具の給付	市	心身障害者（児）の日常生活の利便性の向上を図るため用具を給付する	便器、視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用通信装置等基準表による	給付	随時
自立支援医療（更生医療）	市	身体障害者で治療により障害程度の軽減が見込まれる者	原則１割負担 （所得水準に応じて負担の上限額を設定）	給付	随時

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
加入申込書 告知書 障害証明書 住民票(加入者及び心身障害者) 年金管理者指定届(年金管理者を指定する場合に限る)を提出	扶養年金掛金 (H20年４月より掛金改定) H20年３月以前加入者 / 加入時年齢(歳) / H20年４月以降加入者 5,600円 / ～35未満 / 9,300円 6,900円 / 35～40 〃 / 11,400円 8,700円 / 40～45 〃 / 14,300円 10,600円 / 45～50 〃 / 17,300円 11,600円 / 50～55 〃 / 18,800円 12,800円 / 55～60 〃 / 20,700円 14,500円 / 60～65 〃 / 23,300円 ※継続して20年以上経過し、かつ加入者の年齢が満65歳以上の場合は掛金が免除となる。 ただし被保護者世帯は全額 市民税非課税世帯は70/100 市民税均等割世帯は30/100 が減額される	千葉県心身障害者扶養年金条例	県判定	障害福祉課	
補装具交付申請書 障害者手帳 見積書	身体障害児： 保護者の属する住民基本台帳での世帯の市民税所得割が46万円以上の場合 身体障害者： 障害者本人及び配偶者のいずれかが市民税所得割が46万円以上の場合	障害者総合支援法施行細則	県判定	障害福祉課	
認定請求書、戸籍謄本、個人番号が確認できるもの、口座申出書、通帳の写し、承諾書、診断書その他必要書類を添えて提出	扶養親族等の数により所得制限あり	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	県判定	障害福祉課	
認定請求書 所得状況届 口座振込依頼書 重要事項説明書兼同意書 個人番号が確認できるもの 手当用診断書 その他必要書類を添えて提出	扶養親族等の数により所得制限あり	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	書類判定	障害福祉課	
日常生活用具給付申請書 障害者手帳 見積書	身体障害児： 保護者の属する住民基本台帳での世帯の市民税所得割が46万円以上の場合 身体障害者： 障害者本人及び配偶者のいずれかが市民税所得割が46万円以上の場合	松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則	書類判定	障害福祉課	
申請書、要否意見書、加入保険証を提出	自己負担上限額 ・生活保護⇒０円 ・低所得①⇒2,500円（市民税非課税で収入80万円以下） ・低所得②⇒5,000円（市民税非課税で低①以外） ・中間①⇒5,000円（市民税所得割額33,000円未満） ・中間②⇒10,000円（市民税所得割額235,000円未満） ・一定以上⇒20,000円（市民税所得割額235,000円以上） ＊重度かつ継続に該当しない場合、中間①②は医療保険の自己負担限度額、一定以上は対象外	障害者総合支援法	県判定	障害福祉課	

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
自立支援医療 （育成医療）	市	18歳未満で、現存する疾患を放置すると、将来において機能障害を残す場合に、手術等の治療によって確実に効果が期待できる者	原則１割負担 （所得水準に応じて負担の上限額を設定）	給付	随時
自立支援医療 （精神通院）	県	自立支援医療の指定を受けている精神科等医療機関に受診している者	原則１割負担 （所得水準に応じて負担の上限額を設定）	給付	随時
ホームヘルプサービス事業	市	介護保険と障害福祉のいずれの制度にも対象とはならない方で、在宅において日常生活に支障があり、支援の必要がある者	身体状況により週１回又は２回程度派遣	給付	随時

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
申請書、要否意見書、加入保険証を提出	自己負担上限額 ・生活保護⇒０円 ・低所得①⇒2,500円（市民税非課税で収入80万円以下） ・低所得②⇒5,000円（市民税非課税で低①以外） ・中間①⇒5,000円（市民税所得割額33,000円未満） ・中間②⇒10,000円（市民税所得割額235,000円未満） ・一定以上⇒20,000円（市民税所得割額235,000円以上 ※重度かつ継続に該当する場合のみ）	障害者総合支援法	書類判定	障害福祉課	
申請書、指定の診断書、加入保険証を提出	自己負担上限額 ・生活保護⇒０円 ・低所得①⇒2,500円（市民税非課税で収入80万円以下） ・低所得②⇒5,000円（市民税非課税で低①以外） ・中間①⇒5,000円（市民税所得割額33,000円未満） ・中間②⇒10,000円（市民税所得割額235,000円未満） ・一定以上⇒20,000円（市民税所得割額235,000円以上） ＊重度かつ継続に該当しない場合、中間①②は医療保険の自己負担限度額、一定以上は対象外	障害者総合支援法	県判定	障害福祉課	
・ホームヘルパー派遣申請書	な　し （所得に応じての利用者負担の上限額の設定あり）	松戸市ホームヘルパー派遣事業運営規則	書類審査 実態調査	障害福祉課	

６．老人・障害者福祉

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
ねたきり身体障害者等福祉手当	市	満18歳以上65歳未満のねたきりの身体障害者または最重度知的障害者を在宅で介護している者 （特別障害者手当、介護保険利用者は除く）	月　額　　8,650円	給付	８月 12月 ４月
高齢者・障害者住宅改修助成金	市	①65歳以上で介護保険の要介護・要支援の認定を受けたもの。 ②身体障害者手帳２級以上 ③療育手帳Aの２以上 ④本市に２年以上居住していること ⑤市税を滞納していないこと ⑥住民票に記載されている住所の住宅の改修等を行うこと ［高齢者は②③の条件を除く］ ［障害者は①の条件を除く］	①世帯の生計中心者の市民税が非課税 上限30万円 ②世帯の生計中心者の市民税が課税 上限15万円 高齢者のみ、介護保険による住宅改修費を控除した額の7～9割を助成する。 ※介護保険制度の負担割合に準ずる。	給付	随時
在宅高齢者配食サービス事業	市	満 65 歳以上の要介護（要支援）認定者および事業対象者で心身の障害及び傷病等の理由により、外出及び食事の用意が困難で下記の世帯に該当する方 ①単身世帯 ②高齢者のみの世帯 ③高齢者と障害者の世帯 「松戸市緊急通報装置貸与事業」を利用している方は対象外	週４回以内 夕食を直接手渡すことで安否の確認を行います。	給付	随時
家具転倒防止器具等取付費助成事業	市	市内在住で住民登録をしている下記の人のみで構成される市民税非課税世帯の世帯主 ①65歳以上（障害者含む） ②65歳未満で要介護、要支援の認定を受けている方 ③65歳未満で身体障害者手帳１、２級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳１級	①と②　上限額　10,000円の９割 ③上限額　10,000円の10割	給付	随時
はり・きゅう・あん摩施術費助成	市	○65歳以上の方 ○18歳から65歳未満の障害者手帳を交付されている方	市に登録した施設所で施術を受けたとき１回につき800円を助成 年間最大24回	給付	随時

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
ねたきり身体障害者等福祉手当支給申請書にねたきりである旨の証明書を添付して提出する	特別障害者手当（国）と同じ	ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例	書類審査	障害福祉課	
①～⑦を工事前に提出し事前審査を受ける ①松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金支給申請者 ②工事計画書（図面） ③住宅改修が必要な理由書 ④工事費見積書 ⑤住宅改修の承諾書 （改修する住宅又は敷地が本人所有でない場合） ⑥工事着工前の工事箇所の写真 ⑦（必要があれば）委任状 ⑧～⑨を工事終了後提出 ⑧領収書及び支払内訳書 ⑨工事完了後の工事箇所の写真	な　し	松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金支給規則	書類審査	介護保険課（65歳以上） 障害福祉課（障害者）	高齢者は介護保険の住宅改修制度を優先します。
配食サービス利用申請書、配食サービス利用者台帳兼相談票、居宅サービス計画⑴⑵・週間サービス計画表をケアマネジャー又は地域包括支援センターを通じて申請する	な　し	松戸市在宅高齢者配食サービス事業実施規則	書類審査	介護保険課	実費負担 １食450円（食材費・調理費相当額として）で配食券を購入し、弁当と引き替え
①世帯主から市へ事前相談 ②受給資格要件の有無を審査後、申請書類配付 ③～⑤を取り付け後提出 ③領収書（内訳がわかるもの） ④工事前後写真 ⑤申請書	非課税世帯（世帯全員）	松戸市家具転倒防止器具等取付費助成金支給規則	書類審査	介護保険課（65歳以上） 障害福祉課（身体障害者）	
①申請書 ②本人確認書類（マイナンバーカード等） ③障害者手帳（障害者のみ）	な　し	松戸市はり、きゅう、あん摩等施術費助成要綱	書類審査	健康医療政策課	

7．国民健康保険

<table>
<tr><th>給付の種類</th><th>主体</th><th>給付の条件</th><th>給付内容</th><th>種別</th><th>支給月</th></tr>
<tr><td>療養費</td><td>市</td><td colspan="2">被保険者が急病等のやむを得ない事情で国保を使わずに治療を受け、医療機関の窓口で費用の全額を支払ったとき</td><td>次のような場合、申請のうえ審査決定されると自己負担分を除いた額が払い戻される。
○医師が必要と認めた治療用装具（コルセット等）の購入
○医師の同意を得たマッサージ、はり・きゅう等の施術
○国保を扱っていない柔道整復師の施術（骨折、ねんざ等）
○医師が必要と認めた輸血のための生血の購入
○海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき（海外療養費）</td><td>給付</td><td>随時</td></tr>
<tr><td rowspan="4">出産育児一時金</td><td rowspan="4">市</td><td rowspan="4">被保険者の出産（R5.4.1以降）</td><td>直接支払制度を利用したとき</td><td>500,000円を医療機関に直接支払（妊娠12週～22週未満の死産、産科医療補償制度未加入の医療機関の出産は488,000円。妊娠12週未満の場合は不支給。以下同じ。）</td><td rowspan="4">給付</td><td rowspan="4">随時</td></tr>
<tr><td>直接支払制度を利用し、かかった費用が出産育児一時金の額未満のとき</td><td>かかった費用を医療機関に直接支払
500,000円（488,000円）とかかった費用の差額を被保険者に支払</td></tr>
<tr><td>直接支払制度を利用しないとき</td><td>500,000円（488,000円）</td></tr>
<tr><td>海外出産したとき</td><td>488,000円</td></tr>
<tr><td>葬祭費</td><td>市</td><td colspan="2">被保険者の死亡</td><td>50,000円</td><td>給付</td><td>随時</td></tr>
<tr><td>高額療養費</td><td>市</td><td colspan="2">・被保険者の同一月、同一医療機関での療養に係る一部負担金が限度額を超える場合

・一つの世帯で同一月内に各医療機関で21,000円以上（70歳～74歳の人に係るものはすべて）の一部負担金が２回以上ある場合は合算対象

・一つの世帯で過去12か月間に高額療養費の該当が３回以上あった場合、４回目からは限度額が低くなる

・厚生労働大臣が指定する特定疾病のうち人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、血液凝固因子製剤投与に起因するHIV感染症の場合</td><td>一部負担金から次の限度額を控除した額

○70歳未満の人
<table><tr><th>所得区分※</th><th>限度額</th></tr><tr><td>901万円超</td><td>252,600円+(医療費－842,000円)×１％
＜140,100円＞</td></tr><tr><td>600万円超
901万円以下</td><td>167,400円+(医療費－558,000円)×１％
＜93,000円＞</td></tr><tr><td>210万円超
600万円以下</td><td>80,100円+(医療費－267,000円)×１％
＜44,400円＞</td></tr><tr><td>210万円以下</td><td>57,600円＜44,400円＞</td></tr><tr><td>住民税非課税世帯</td><td>35,400円＜24,600円＞</td></tr></table>※所得＝前年の総所得金額等－基礎控除43万円
＜＞内の金額は、過去12か月に３回以上高額療養費の支給を受けた場合の４回目の限度額（多数回該当）

○70歳～74歳の人
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">所得区分</th><th colspan="2">外来（個人）</th><th rowspan="2">限度額（世帯）</th></tr><tr><th>外来（個人）</th></tr><tr><td rowspan="3">現役並み所得者</td><td>Ⅲ</td><td colspan="2">252,600円+(医療費－842,000円)×１％
＜140,100円＞</td></tr><tr><td>Ⅱ</td><td colspan="2">167,400円+(医療費－558,000円)×１％
＜93,000円＞</td></tr><tr><td>Ⅰ</td><td colspan="2">80,100円+(医療費－267,000円)×１％
＜44,400円＞</td></tr><tr><td>一般</td><td></td><td>18,000円
(年間上限14.4万円)</td><td>57,600円
＜44,400円＞</td></tr><tr><td rowspan="2">低所得者</td><td>Ⅱ</td><td>8,000円</td><td>24,600円</td></tr><tr><td>Ⅰ</td><td>8,000円</td><td>15,000円</td></tr></table>＜＞内の金額は、過去12か月に３回以上高額療養費の支給を受けた場合の４回目の限度額（多数回該当）

○「特定疾病療養受療証」を医療機関に提示すれば、自己負担額が１か月10,000円までとなる
（慢性腎不全で70歳未満の上位所得者は20,000円）</td><td>給付</td><td>随時</td></tr>
<tr><td>高額介護合算療養費</td><td>市</td><td colspan="2">・一つの世帯で医療費と介護サービス費を１年分（毎年８月～翌年７月）合算して一部負担金が限度額を超える場合</td><td>一部負担金から次の限度額を控除した額
○70歳未満の人
<table><tr><th>所得区分</th><th>限度額</th></tr><tr><td>901万円超</td><td>212万円</td></tr><tr><td>600万円超901万円以下</td><td>141万円</td></tr><tr><td>210万円超600万円以下</td><td>67万円</td></tr><tr><td>210万円以下</td><td>60万円</td></tr><tr><td>住民税非課税世帯</td><td>34万円</td></tr></table>○70歳～74歳の人
<table><tr><th colspan="2">所得区分</th><th>限度額</th></tr><tr><td rowspan="3">現役並み所得者</td><td>Ⅲ</td><td>212万円</td></tr><tr><td>Ⅱ</td><td>141万円</td></tr><tr><td>Ⅰ</td><td>67万円</td></tr><tr><td colspan="2">一般</td><td>56万円</td></tr><tr><td rowspan="2">低所得者</td><td>Ⅱ</td><td>31万円</td></tr><tr><td>Ⅰ</td><td>19万円(注1)</td></tr></table>(注1)介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円</td><td>給付</td><td>随時</td></tr>
</table>

申請方法・必要書類	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
診療報酬明細書、領収書、世帯主名義の口座番号が分かるもの ※海外療養費の場合は、認め印、領収書、診療内容明細書、領収内容明細書、それぞれの日本語訳添付及び該当者のパスポート原本提示が必要	なし	国民健康保険法	書類審査	国保年金課	○申請場所 国保年金課・各支所 ※海外療養費の場合は国保年金課のみ
マイナ保険証または資格確認書を医療機関窓口に提示	なし	国民健康保険条例	書類審査	国保年金課	○申請場所 国保年金課・各支所 ※海外出産の場合は国保年金課のみ
マイナ保険証または資格確認書、母子健康手帳、領収明細書（写）（産科医療補償制度加入のスタンプが押されているもの）、直接支払の合意文書の写し、世帯主名義の口座番号が分かるもの ※流産・死産の場合は、医師の証明書が必要 ※海外出産の場合は、出生証明書（日本語訳添付）及び該当者の認め印とパスポート原本提示が必要					
葬儀費用の領収書（写）または会葬礼状、領収書宛名人の認め印と口座番号が分かるもの	なし	国民健康保険条例	書類審査	国保年金課	○申請場所 国保年金課・各支所
マイナ保険証または資格確認書、申請書、世帯主名義の口座番号が分かるもの	なし	国民健康保険法	書類審査	国保年金課	○申請場所 国保年金課・各支所
マイナ保険証または資格確認書、申請人名義の口座番号が分かるもの	なし	国民健康保険法	書類審査	国保年金課	○申請場所 国保年金課

第 11 節　　医療施設及び医療関係従業者数

※松戸健康福祉センターより

◎医療施設

各年４月１日現在

年度	病院									
	総　数		公　立		医療法人		学校法人		その他	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
R２	19	3,569	2	781	15	2,577	1	31	1	180
R３	19	3,699	2	781	15	2,707	1	31	1	180
R４	19	3,699	2	781	15	2,707	1	31	1	180
R５	19	3,699	2	781	15	2,707	1	31	1	180
R６	18	3,569	1	600	15	2,758	1	31	1	180

年度	一般診療所		歯科診療所	
	施設数	病床数	施設数	病床数
R２	286	127	275	0
R３	287	127	270	0
R４	287	127	270	0
R５	283	127	270	0
R６	284	106	260	0

◎医療関係従事者数

（隔年12.31現在）

年度	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
H28	821	707	885	121	118	3,257	557
H30	891	756	1,265	123	127	3,413	471
R２	900	737	1,327	125	123	3,736	420
R４	819	653	1,121	138	115	3,412	339

※１年おきの調査

第 12 節　衛 生 会 館

1．目　的

〔健康医療政策課〕

地域住民の健康管理対策の更なる推進を期するため、衛生教育の充実を図るとともに休日土曜日夜間歯科診療の実施、更には各種公衆衛生業務に対する三師会（一般社団法人松戸市医師会・公益社団法人松戸歯科医師会・一般社団法人松戸市薬剤師会）のより一層の理解協力が得られるよう連携強化を図るため三師会事務室、会議室等を設置するとともに、地域における医療福祉の向上に資することを目的としています。

2．概　要

- 名　　称　松戸市衛生会館
- 位　　置　松戸市竹ケ花45番地の53
- 構　　造　鉄筋コンクリート造　地下１階　地上３階建
- 敷地面積　1,118.26㎡　延床面積　1,841.78㎡
  工事面積　2,064.64㎡
- 工　　期　昭和50年12月20日～昭和51年12月25日
- 主な施設　大会議室・小会議室・休日土曜日夜間歯科診療所（歯科センター）・
  図書室・三師会事務室・駐車場他
- 総事業費　376,250,000円

第 13 節　休日土曜日夜間歯科診療所

1．概　要

〔健康医療政策課〕

開設年月日　昭和52年７月３日（平成元年５月13日から土曜日を加え夜間となる）
設置場所　松戸市竹ケ花45番地の53（松戸市衛生会館２階一部94.2㎡）
診療日　土曜日、日曜日、祝日、年末年始等（お盆８月13日～16日含）
診療時間　午後８時～午後11時
編成人員　歯科医師２名・歯科衛生士１名・事務員１名
運　　営　公益社団法人松戸歯科医師会に業務委託

2．利用状況（令和６年度）

診療日数　126日
受診者数　241人　男　127人　52.7%
　　女　114人　47.3%
　　1日当たり　1.9人

・年齢別受診者数

区　分	累計（人）	割合（%）
0歳～５歳	18	7.5%
6歳～14歳	19	7.9%
15歳～29歳	45	18.7%
30歳～49歳	72	29.9%
50歳～69歳	71	29.5%
70歳以上	16	6.6%
合　計	241	100.0%

・来所方法別受診者数

区　分	累計（人）	割合（%）
徒　歩	22	9.1%
救急車	1	0.4%
自家用車	186	77.2%
タクシー	10	4.1%
その他	22	9.1%
合　計	241	100.0%

・地区別受診者数

区　分	累計（人）	割合（%）
市　内	168	69.7%
市　外	73	30.3%
合　計	241	100.0%

・時間帯別受診者数

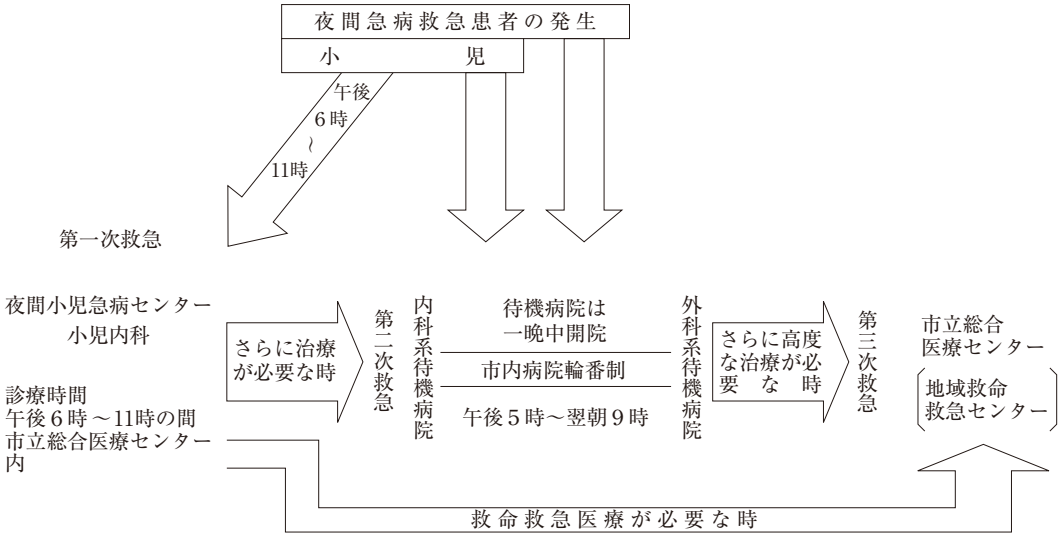
区　分	累計（人）	割合（%）
20時～21時	105	43.6%
21時～22時	85	35.3%
22時～23時	51	21.2%
合　計	241	100.0%

※　割合については、四捨五入をして表記したため合計が100にならない場合があります。

第 14 節　　松戸市夜間急病救急医療システム

〔健康医療政策課〕

「松戸市夜間小児急病センター」で小児の急病患者（内科系・中学生まで）の診察を午後６時から午後11時まで対応している。また、午後11時以降及び小児内科以外の急病患者については、市内７つの「待機病院」が輪番で午後5時から翌朝9時まで救急患者の対応を行っている。



1．夜間小児急病センター概要

開設年月日　　平成29年12月27日

設置場所　　松戸市千駄堀993番地の1（市立総合医療センター内）
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造9階建の中地上1階　203.35㎡

診療日　　通年

診療時間　　午後６時～午後11時

編成員　　一般社団法人松戸市医師会医師、市立総合医療センター小児科医師、一般社団法人松戸市薬剤師会薬剤師、看護師

運営　　一般社団法人松戸市医師会に業務委託

沿革　　平成16年4月1日　松戸市衛生会館内で「松戸市夜間小児急病診療所（午後8時～午後11時）として開設
平成18年4月1日　上本郷4005番地「松戸市夜間小児急病センター（午後6時～午後11時）」として開設
平成29年12月27日　市立総合医療センター内へ移転

２．夜間小児急病診療利用状況（令和６年度）

診療時間　　午後６時～午後11時

診療日数　　365日

受診者数　　7,366人　　1日当たり　20.2人

・系統別受診者数

区　　分		累計（人）	割合
内科系	呼吸器系	6,896	59.7%
	循環器系	25	0.2%
	消化器系	2,115	18.3%
	泌尿器系	39	0.3%
	その他	1,547	13.4%
	小　　計	10,622	91.9%
外科系	外科系	50	0.4%
	小　　計	50	0.4%
他科系	耳鼻科系	312	2.7%
	眼科系	86	0.7%
	産婦人科系	0	0.0%
	皮膚科系	486	4.2%
	歯科系	0	0.0%
	その他	0	0.0%
	小　　計	884	7.6%
合　　計		11,556	100.0%

※人数は重複している場合があります

・年齢別受診者数

区　　分	累計（人）	割合
０歳	788	10.7%
１歳	1,006	13.7%
２歳	776	10.5%
３歳	665	9.0%
４歳	655	8.9%
５歳	543	7.4%
６歳	483	6.6%
７歳～12歳	2,044	27.7%
13歳～14歳	341	4.6%
15歳	65	0.9%
16歳以上	0	0.0%
合　　計	7,366	100.0%

・地区別受診者数

区　　分	累計（人）	割合
松戸	214	2.9%
松戸新田	751	10.2%
北松戸	1,015	13.8%
矢切	196	2.7%
東部	727	9.9%
馬橋	832	11.3%
新松戸	447	6.1%
常盤平	539	7.3%
五香六実	562	7.6%
小金	537	7.3%
小金原	347	4.7%
その他松戸市	9	0.1%
市内計	6,176	83.8%
市外	1,190	16.2%
合　　計	7,366	100.0%

３．待機病院利用状況（令和６年度）

診療日数　　365日
診療時間　　午後５時～翌朝９時
受診者数　　合計　　18,881人
　　男　　9,704人　51.4%
　　女　　9,177人　48.6%
　　１日当たり　51.7人

・年齢別受診者数

区　分	内科系（人）	外科系（人）	合　計（人）	割　合
０歳	408	119	527	2.8%
１歳～６歳	1,613	785	2,398	12.7%
７歳～17歳	1,105	671	1,776	9.4%
18歳～64歳	5,269	2,649	7,918	41.9%
65歳～74歳	1,008	645	1,653	8.8%
75歳以上	2,712	1,897	4,609	24.4%
合　　計	12,115	6,766	18,881	100.0%

・時間帯別受診者数

区　分	内科系（人）	外科系（人）	合　計（人）	割　合
17時～20時	4,517	3,155	7,672	40.6%
21時～23時	3,243	1,744	4,987	26.4%
０時～２時	1,764	742	2,506	13.3%
３時～５時	1,182	424	1,606	8.5%
６時～９時	1,409	701	2,110	11.2%
合　　計	12,115	6,766	18,881	100.0%

４．休日当直医制度

休日における医療不安を解消するため、（一社）松戸市医師会の協力を得て休日当直医制事業を実施しています。

利用状況（令和６年度）

・診療所
診 療 日　　日曜日・祝日・年末年始（72日間）
診療時間　　午前９時～午後５時
受診者数　　4,170人
　　１日当たり　57.9人

・病院
診 療 日　　土曜日・日曜日・祝日・年末年始（122日間）
診療時間　　午前９時～午後５時
受診者数　　10,721人
　　１日当たり　87.9人

５．テレホン案内サービス

昭和50年２月から、休日当直医の医院の名称、診療科目、所在地、などをお知らせするテレホン案内サービスを実施しています。（電話番号：366－0010）

・テレホンサービス案内件数（令和６年度）

区　分	電話件数	割　合
日曜祝日	3,229	50.7%
土曜日	919	14.4%
平日	2,217	34.8%
合計	6,365	100.0%

第 15 節　　青少年健全育成

１．こども健全育成事業

〔子ども居場所・子ども政策課〕

⑴　子ども会の育成

子どもの健全育成を図る地域活動を行っている「松戸市子ども会育成会連絡協議会」及び「単位子ども会」に対して補助金を交付しています。

松戸市子ども会育成会連絡協議会の主な活動内容はこども祭り実行委員会への参画、サマーキャンプ、スポーツ大会、松戸かるた大会、広報誌「まつど子どもだより」の発行等です。

⑵　こども新聞の発行　　小学校１年生から中学校３年生までを対象に発行（第81号：令和７年３月発行　Ａ３判、43,000部）

⑶　こどもモニター　　１年の任期で令和６年度は小学校６年生11名、中学校２年生22名を委嘱。委嘱内容は、こどもから見た市政に対する要望・意見の具申及び松戸市子ども夢フォーラムでの発表とこども新聞の発行が主なものです。

⑷　こどもの遊び場設置管理　　児童の健全育成を図るため、こどもの遊び場の整備及び維持管理を行っています。

こどもの遊び場設置状況

（Ｒ７.４.１現在）

地　　区	本庁	明	東部	小金	馬橋	常盤平	矢切	新松戸	五香六実	小金原	合計
こどもの遊び場	2	5	3	1	4	5	3	4	3	2	32

⑸　青少年相談員

知事及び市長から委嘱された任期3年のボランティアで地域青少年の健全な育成に取り組んでいます。松戸市における定数は180名です。中学生以上を対象としたキャンプや卓球などのスポーツ大会のほか、各支部で青少年の体験や学びにつながる活動を行っている松戸市青少年相談員連絡協議会に対して補助金を交付しています。

２．少年センター　〔子ども居場所課〕

少年の非行防止と健全育成を図るため関係機関、団体及び民間有志の参加を得て、より効果的に実践する合同補導活動の拠点として設置されたものです。

ア　主要業務

○街頭補導に関すること。

○少年の相談に関すること。

○家庭、学校、職場、その他関係機関への連絡に関すること。

○少年問題に関する資料の収集及び整備に関すること。

イ　運営協議会（松戸市少年センター設置条例）

教育、児童福祉、警察、学識経験者及び関係機関団体の代表者20名以内で組織され、少年センター運営の基本方針や活動に必要な業務計画等の協議決定に当たる。

ウ　少年補導員

少年補導員は、市長から委嘱を受けた学校職員、ＰＴＡ会員、青少年相談員、民生委員児童委員、保護司、民間有志、関係機関団体の代表者及び職員からなり、運営協議会で決定した業務計画に基づき、組織的、計画的に市内全域の駅、公園、遊技場等を巡回し、補導活動を行う。

エ　少年相談活動

20歳未満の青少年及びその保護者を対象に来所相談・電話相談を通して、交友関係、学業、非行等に関する相談に応じ、自力解決が図れるように助言、指導する。

また、事例に応じて、児童相談所・病院・警察署等の関係機関を紹介する。

オ　広報啓発活動

○広報紙（少年センターだより）を年４回発行し、広報活動を行う。

○地域の団体等の会合に出席し、相互理解を深め連携をつくる。

○青少年の非行防止を地域ぐるみの運動に発展させるためキャンペーンを行う。

街頭補導月別実施状況　（地区会議を含む）　（R６.４.１～R７.３.31）

区分／月	実施回数							補導従事者数（職員を含む）						
	駅立	午前	午後	薄暮	夜間	地区	合計	駅立	午前	午後	薄暮	夜間	地区	合計
４月				2	1	10	13				22	4	46	72
５月				2	1	7	10				20	8	38	66
６月						8	8						117	117
７月					1	18	19					12	110	122
８月				1	2	12	15				9	23	61	93
９月				2	2	13	17				16	35	92	143
10月			2	1		13	16			19	5		69	93
11月			1	3		15	19			8	30		102	140
12月			2	1		13	16			14	9		61	84
１月			1	1	1	12	15			6	10	14	61	91
２月			1	1	1	9	12			9	14	4	48	75
３月				2	1	12	15				13	3	55	71
合計	0	0	7	16	10	142	175	0	0	56	148	103	860	1,167
前年度	0	1	8	14	10	138	171	0	2	57	151	100	794	1,104

行為・学校種別補導状況　（R６.４.１～R７.３.31）

学校種別／行為別	児童・生徒・学生								合計		
	小学生		中学生		高校生		大学生他				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
怠　学											
喫　煙											
自転車二人乗り											
夜間ゲーム場立入											
たむろ											
帰宅指導	108	22	49	19	11				168	41	209
その他	13	3	14	3			2		29	6	35
男女別計	121	25	63	22	11		2		197	47	244
合　計	146		85		11		2		244		
前年度	92	32	39	22		5		1	131	60	191
	124		61		5		1		191		

来所相談件数の状況　　（R６.４.１～R７.３.31）

学職別 / 行為	小学生		中学生		高校生		大学生他		有　職		無　職		保護者		合　計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
交　友	13		3	31		2				1				4	16	38	54
異性・性				5		2			1						1	7	8
学校・進路	2	1	12	9	1	1								4	15	15	30
不登校	2	4	2	1										5	4	10	14
いじめ	1	2	1	3		2								2	2	9	11
家　庭	4	3	12	7	1	1			1	3		2	1	14	19	30	49
しつけ														2		2	2
発達・健康		1		1					1	1				11	1	14	15
性　格																	
非　行	1			2										1	1	3	4
被　害	1	1	3												4	1	5
仕　事				1					9	6		1		1	9	9	18
問合せ																	
その他	1	1	1	2					3			1			5	4	9
合　計	25	13	34	62	2	8			15	11		4	1	44	77	142	219
	38		96		10				26		4		45		219		

来所相談　月別相談件数　　（R６.４.１～R７.３.31）

学職別 / 月	対象者						来所者		件数
	小学生	中学生	高校生	大学生他	有職者	無職者	本人	保護者	
４月		4	4		2		10	6	16
５月	1	6			3	1	11	4	15
６月	3	10			4		17	4	21
７月	10	10	1			2	23	1	24
８月	6	16			3	1	26	5	31
９月	4	5			1		10	8	18
10月	3	3	1		1		8	3	11
11月	3	7	2		1		13	5	18
12月	1	8	1				10		10
１月	3	8	1		4		16	5	21
２月		12			5		17	1	18
３月	4	7			2		13	3	16
合計	38	96	10		26	4	174	45	219

電話相談件数の状況　（R６.４.１～R７.３.31）

学職別／内容	小学生		中学生		高校生		大学生他		有職		無職		保護者		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
交友													1		1		1
異性・性			2		23										25		25
学校・進路					8	1								6	8	7	15
不登校														1		1	1
いじめ					2	1									2	1	3
家庭					6				4						10		10
しつけ																	
発達・健康	1								2					2	3	2	5
性格					1										1		1
非行													1	2	1	2	3
被害																	
仕事					2				18					1	20	1	21
問合せ					3				4	2				3	7	5	12
その他					2				5					3	7	3	10
合計	1		2		47	2			33	2			2	18	85	22	107
合計	1		2		49				35				20		107		

電話相談件数の推移

学職別／年度	小学生	中学生	高校生	大学生他	有職	無職	保護者	合計
令和４年度	0	6	0	2	7	12	29	56
令和５年度	0	4	37	0	28	19	23	111
令和６年度	1	2	49	0	35	0	20	107

第　10　章

街　づ　く　り

＝内　　容＝

第１節　都市計画 …… 271
1．都市計画の変遷 …… 271
2．地域地区 …… 272
3．地区計画 …… 275
4．景観形成 …… 275
⑴　景観に関する条例、計画など … 275
⑵　景観に関する組織など …… 275
5．鉄道網の整備等 …… 275
⑴　地下鉄 11 号線の延伸 …… 275
⑵　鉄道駅のバリアフリー設備の設置… 276
6．松戸駅西口地下駐車場 …… 277
7．自転車駐車場設置状況 …… 278
8．自転車放置禁止区域 …… 280
9．北小金駅南口地区市街地再開発事業… 280
第２節　公園緑地 …… 282
1．都市公園整備状況 …… 282
2．主な都市公園 …… 283
⑴　21 世紀の森と広場 …… 283
⑵　河川敷緑地 …… 284
⑶　根木内歴史公園・大谷口歴史公園… 284
⑷　東松戸ゆいの花公園 …… 284
3．緑化の推進 …… 284
⑴　公共用地等の緑化 …… 284
⑵　民有地の緑化 …… 285
⑶　市民参加の緑化 …… 285
4．緑の保全 …… 285
⑴　樹林の保全 …… 286
⑵　巨樹・古木の保護 …… 286
⑶　市民農園 …… 286
第３節　土地区画整理事業 …… 287
第４節　住　　宅 …… 292
1．松戸市住生活基本計画 …… 292
2．市営住宅 …… 292
3．マンション建替の円滑化等に関すること… 292
4．市営住宅一覧表 …… 293
5．市営住宅募集状況 …… 298
第５節　宅地開発・建築 …… 299
1．松戸市における宅地開発事業等に関する条例 …… 299
⑴　目　　的 …… 299
⑵　開発許可の技術基準 …… 299
⑶　市街化調整区域の立地基準 …… 299
⑷　宅地開発事業等に係る事前協議等… 299
2．松戸市ラブホテル建築等規制条例… 300
⑴　目　　的 …… 300
⑵　適用建築物 …… 300
⑶　規制地域 …… 300
⑷　主な規定事項 …… 300
3．年度別建築確認申請取扱件数 …… 301
4．松戸市狭あい道路後退用地等整備要綱… 301
⑴　目　　的 …… 301
⑵　事前協議 …… 301
⑶　狭あい道路等に係わる建築主等の措置… 301
⑷　道路整備工事等 …… 302
⑸　固定資産税の非課税措置 …… 302
5．松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例… 302
⑴　目　　的 …… 302
⑵　適用建築物等 …… 302
⑶　主な規定事項 …… 302
第６節　空家等対策 …… 303

第１節　都　市　計　画

１．都市計画の変遷

〔都市計画課〕

本市が都市計画法の適用を受け、都市計画区域を決定したのは昭和11年で、最初に用途地域及び都市計画道路が決定したのは昭和17年です。

その後、昭和28年より本市の各構成要素を詳細に調査した結果、昭和30年に第１回目の用途地域・都市計画道路を変更し、これに空地地区、準防火地域及び都市計画公園を新たに決定しました。また、昭和31年には、日本住宅公団（現：ＵＲ都市機構）による金ケ作土地区画整理事業（常盤平団地）の具体化に伴って都市計画道路、都市計画公園の一部を追加決定しました。

昭和31年４月には、首都圏整備法が制定され同整備計画により本市が近郊整備地帯に入ったことや旧小金町の合併に伴う都市計画区域の追加決定により、昭和35年に第３回目の変更を行いました。

しかしながら、用途地域の未指定地域に建築物が急激に増加し始めたこと、並びに本市の財政事情から工業地域の拡張を必要としたことなどから、昭和37年に変更、更に昭和39年に日本住宅公団（現：ＵＲ都市機構）の施行による北小金土地区画整理事業（小金原団地）の具体化により変更しました。

昭和44年には、国鉄武蔵野線（現：ＪＲ武蔵野線）の建設及び国鉄常磐線（現：ＪＲ常磐線）の複々線化に伴って用途地域、都市計画道路等の全面的な変更を行うとともに新たに卸売市場の決定を行いました。

また、昭和45年には、新都市計画法の市街化区域、市街化調整区域を決定、それに伴い用途地域を一部変更、更に、昭和48年には建築基準法の改正に伴い新しい用途地域を定め、同時に区域区分の変更を行いました。

その後、昭和52年の長期構想の策定により、翌昭和53年には、人口抑制を主体とした市街化調整区域の拡大及び用途地域等の変更を行いました。

更に、昭和54年には、商業の集積を目的として、商業系を中心とした用途地域等の変更を行いました。昭和60年には、北総開発鉄道（現：北総鉄道）の駅周辺地域を中心に市街化区域を拡大するとともに既存の市街化区域内の地域地区についても住みよい活気あるまちづくりを実現するために変更を行い、翌昭和61年に、都市基盤の整備が完了した地区等について、用途地域の変更を行いました。

昭和62年８月には、ＪＲ常磐線北小金駅南口を中心とした土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、第１種市街地再開発事業の都市計画決定に合わせて高度利用地区等の指定を行いました。

一方、社会経済情勢の動きに伴い土地利用が多様化、高度化し大きく変貌しました。このような情勢に対し、千葉県は制定されてから15年以上経過している用途地域決定基準を昭和62年９月に改正しました。本市もこの基準にもとづき、全市的な用途地域の見直しを実施し、平成元年１月に変更を行いました。

また、平成３年３月には第３回線引き見直しに伴い、北総開発鉄道（現：北総鉄道）の松飛台駅周辺地区の一部を市街化区域に編入し用途地域の変更を行い、平成４年６月の都市計画法と建築基準法の一部の改正に伴い、平成８年４月に新たな用途地域の決定を行いました。平成10年１月には小金字出作地区を市街化区域に編入し、平成13年３月の第４回、平成19年３月の第５回、平成28年３月の第６回線引き見直しを経て今日の区域区分に至っており、令和４年９月に、用途地域の変更を行いました。

都市計画区域の変遷

決定告示年月日	変更告示年月日	面　積	摘　　要
昭和11年３月20日			
	昭和31年５月22日	6,004ha	小金地区820ha編入
	昭和39年８月12日	6,120ha	高柳地区116ha編入 松戸市全域が都市計画区域となる
	平成３年３月26日	6,133ha	国土地理院による行政区域の面積精査による変更
	平成13年３月30日	6,133ha	高柳西部地区の行政区域の変更

市街化区域及び市街化調整区域

市街化区域は、すでに市街化を形成している区域及び、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域です。

本市の場合、ＪＲ常磐線、新京成線の沿線地区、主要地方道市川松戸線及び松戸野田線の沿線地区の既成市街地と、これに接続した区域及び計画的に宅地造成された小金原・常盤平・八ケ崎地区、並びに北総鉄道駅周辺の紙敷、秋山地区など約4,444haを市街化区域としています。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、優良農地の残っている紙敷、七右衛門新田、串崎新田、高塚新田、大橋、旭町、矢切地区及び、幸田地区ほか山林の保全として金ケ作、千駄堀地区の一部など約1,689haを市街化調整区域としています。

市街化区域及び市街化調整区域面積表（平成28年３月４日県告示第152号）

区　　域	面　　積	比　　率
市　街　化　区　域	約4,444ha	72.5%
市　街　化　調　整　区　域	約1,689ha	27.5%
合　計（都市計画区域）	約6,133ha	100.0%

２．地　域　地　区

〔都市計画課〕

住みよい活気のある街づくりをめざし、適正な制限のもとに、それぞれの地域にふさわしい環境を確保し、土地の合理的な利用を図ることを目的に用途地域等の指定を行っています。

用途地域（令和４年９月27日市告示第260号）

種　　類	建蔽率	容積率	建築物の高さの制限	面　　積	割　　合
第１種低層住居専用地域	30 %	50 %	10m	約　1.1ha	約　0.0 %
	40 %	60 %	10m	約　108ha	約　2.4 %
	50 %	100 %	10m	約　1,618ha	約　36.4 %
	60 %	100 %	10m	約　97ha	約　2.2 %
	60 %	150 %	10m	約　11ha	約　0.2 %
小　　計	—	—	—	約　1,835ha	約　41.2 %
第２種低層住居専用地域	50 %	100 %	10m	約　31ha	約　0.7 %
第１種中高層住居専用地域	50 %	150 %	—	約　17ha	約　0.4 %
	60 %	150 %	—	約　15ha	約　0.3 %
	60 %	200 %	—	約　648ha	約　14.6 %
小　　計	—	—	—	約　680ha	約　15.3 %
第２種中高層住居専用地域	60 %	200 %	—	約　43ha	約　1.0 %
第１種住居地域	60 %	200 %	—	約　953ha	約　21.4 %
	60 %	300 %	—	約　3.0ha	約　0.1 %
小　　計	—	—	—	約　956ha	約　21.5 %
第２種住居地域	60 %	200 %	—	約　230ha	約　5.2 %
準住居地域	60 %	200 %	—	約　63ha	約　1.4 %
田園住居地域	—	—	—	—	—
近隣商業地域	80 %	200 %	—	約　88ha	約　2.0 %
	80 %	300 %	—	約　57ha	約　1.3 %
小　　計	—	—	—	約　145ha	約　3.3 %
商業地域	80 %	400 %	—	約　92ha	約　2.1 %
	80 %	500 %	—	約　1.6ha	約　0.0 %
	80 %	600 %	—	約　17ha	約　0.4 %
小　　計	—	—	—	約　111ha	約　2.5 %
準工業地域	60 %	200 %	—	約　200ha	約　4.5 %
工業地域	—	—	—	—	—
工業専用地域	60 %	200 %	—	約　150ha	約　3.4 %
合　　計	—	—	—	約　4,444ha	100.0 %

※　商業地域の建蔽率については、建築基準法で定められています。

高　度　地　区（令和４年６月21日市告示第185号）

日照･通風及び採光条件を保護し、都市における住環境が快適に保たれるよう定めるものであり、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域に高度地区を指定しました。また、商業地域における土地利用の増進を図るため、特定の地区については高さの最低限度を定める高度地区を指定しました。

種　　類	面　　積	割　　合
第１種高度地区	約 1,659ha	約 37.5%
第２種高度地区	約 311ha	約 7.0%
最低限高度地区	約 2.9ha	約 0.1%
合　　計	約 1,972.9ha	約 44.6%

※　割合は市街化区域に対する比率

高度利用地区（令和４年９月27日市告示第261号）

土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、商業の活性化、建物の不燃化を促進し、快適な都市環境を形成させるため高度利用地区を指定しました。

種　　類	面　　積	摘　　要
高度利用地区	約 2.5ha	昭和62年８月21日指定 北小金駅南口地区　約 1.6ha 令和４年９月27日指定 約2.5haの内訳 北小金駅南口地区Aゾーン　約 1.6ha 北小金駅南口地区Bゾーン　約 0.9ha

特　定　街　区（平成30年11月２日市告示第443号）

良好な環境と健全な形態を有する建築物を建築し、併せて有効な空地を確保すること等により都市機能に適応した適正な街区を形成し、市街地の整備改善を図るため、特定街区を指定しました。

種　　類	面　　積
特　定　街　区	約 1.2ha

防火地域及び準防火地域（令和４年９月27日市告示第262号）

市街地における火災の危険を防止するため、容積率600%、500%及び400%の一部の商業地域に防火地域を指定しました。また防火地域に指定する地域を除く商業地域及び近隣商業地域、さらに第１種住居地域の一部の地域を準防火地域に指定しました。

種　類	面　積	種　類	面　積	合　計
防火地域	約 33 ha	準防火地域	約 226 ha	約 259 ha

駐車場整備地区（令和４年６月21日市告示第187号）

市街地における道路の効用を保持し、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、都市機能の充実を図るため、駐車場整備地区を指定しました。

種類	面積	摘要
駐車場整備地区	約112 ha	昭和58年８月３日指定 松戸駅周辺　約 48ha 平成６年２月15日変更 約108haの内訳 松戸駅周辺　約 66ha 新松戸駅周辺　約 18ha 八柱駅周辺　約 13ha 東松戸駅周辺　約 11ha 令和４年６月21日変更 約112haの内訳 松戸駅周辺　約 70ha 新松戸駅周辺　約 18ha 八柱駅周辺　約 13ha 東松戸駅周辺　約 11ha

生産緑地地区　〔みどりと花の課〕

市街化区域にある農地は、都市環境の保全機能をもつ貴重な緑地であり、雨水の貯留・浸透による自然災害の緩和も期待されていることから、この農地を計画的に生産緑地地区として保全する必要があります。

市では、平成３年４月に一部改正された生産緑地法に基づき、平成４年に671地区、約169.31haを生産緑地として指定し、令和元年10月に「松戸市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を施行、生産緑地地区の最低面積条件を500㎡から300㎡に緩和し、追加指定を行っています。

また、令和４年には、平成４年の指定から30年が経過する生産緑地のうち、394地区、約90.5haを特定生産緑地に指定しました。

令和６年度末現在、441地区、約102.35haを生産緑地地区に指定しています。

３．地　区　計　画　〔都市計画課〕

区画整理事業での良好な住環境の形成と、地域の利便性に貢献する良好な商業環境などを誘導するため、地区計画を定めました。

名　　称	面　　積	決定年月日
紙敷地区地区計画	約51.0ha	平成 5年11月26日決定市告示第277号 平成27年 7月 7日変更市告示第264号
秋山地区地区計画	約40.4ha	平成 6年12月 2日決定市告示第310号 平成 8年10月 1日変更市告示第247号
関台地区地区計画	約10.4ha	平成 7年 2月28日決定市告示第 58号 平成 8年10月 1日変更市告示第246号
高柳西部地区地区計画	約 2.2ha	平成10年 1月30日決定市告示第 22号 平成13年 3月30日変更市告示第132号
馬橋駅西口地区地区計画	約 0.9ha	平成21年 5月29日決定市告示第210号
みのり台駅南地区地区計画	約 0.5ha	平成22年 4月16日決定市告示第192号
八ケ崎二丁目地区地区計画	約 4.9ha	平成29年 3月31日決定市告示第135号 平成30年 4月１日変更市告示第126号 令和元年10月18日変更市告示第173号

４．景　観　形　成　〔都市計画課〕

⑴　景観に関する条例、計画など

平成21年３月、景観形成のビジョンを示した「松戸市景観基本計画」を策定し、同年４月１日、景観法に基づく景観行政団体となりました。その後平成23年３月、景観形成のための方針や施策をまとめた法定計画である「松戸市景観計画」を策定しました。

「松戸市景観計画」は市内全域が対象で、本市の良好な景観形成に関する方針や景観形成の為の届出手続きに関する事項等を定めています。

また景観形成の具体的施策を実施するため必要となる仕組みや権限を定めた「松戸市景観条例」を平成23年３月制定し、同年６月施行しました。

⑵　景観に関する組織など

ア）「松戸市景観審議会」

景観計画の変更や、景観法の規定による勧告並びに命令等などの重要な事項について調査審議するため設置。

イ）「松戸市景観アドバイザー」

本市の良好な景観の形成を推進するために必要な情報収集や、建築等の届出・協議に関する専門的な助言を受けるため、景観アドバイザーを設置。

５．鉄道網の整備等　〔交通政策課〕

⑴　地下鉄11号線の延伸

地下鉄８・11号線促進連絡協議会を中心に地下鉄11号線の松戸延伸の早期実現を目指す。

⑵ 鉄道駅のバリアフリー設備の設置

高齢者や車椅子使用者も含めた、誰もが円滑に駅を利用しやすくするため、鉄道事業者が行うバリアフリー設備の整備について補助をする。

・対象駅……一日当たりの平均利用者3,000人以上の駅

※ホームドアのみ一日当たりの平均利用者10,000人以上の駅が対象

（令和７年４月１日現在）

整備年度	駅名	鉄道事業者名	エレベーター	エスカレーター	スロープ	施設等
H21	北小金駅	ＪＲ	南口　１基 ホーム　１基			障害者対応型トイレ
H22	六実駅	東武鉄道	ホーム　２基			障害者対応型トイレ
	矢切駅	北総鉄道	地上　１基 ホーム　２基			障害者対応型トイレ
	秋山駅	北総鉄道	地上　１基 ホーム　２基			障害者対応型トイレ
	みのり台駅	新京成電鉄			上下ホーム	障害者対応型トイレ
	松戸新田駅	新京成電鉄			下りホーム	
H23	八柱駅	新京成電鉄	ホーム　１基			
H24	元山駅	新京成電鉄	東口　１基			
	五香駅	新京成電鉄	ホーム　１基			
H25	幸谷駅	流鉄			改札外	
	新八柱駅	ＪＲ				障害者対応型トイレ
H26	松戸駅	新京成電鉄	ホーム　１基			
	元山駅	新京成電鉄				内方線付き点状ブロック
	新八柱駅	ＪＲ	ホーム　２基		改札内	
H27	松戸駅	新京成電鉄				内方線付き点状ブロック
	東松戸駅	北総鉄道				内方線付き点状ブロック
	新八柱駅	ＪＲ			改札外	
H28	新八柱駅	ＪＲ				内方線付き点状ブロック
H29	八柱駅	新京成電鉄	北口　１基			
	東松戸駅	ＪＲ				内方線付き点状ブロック
	北松戸駅					
	新松戸駅					
	北小金駅					
R元	松戸駅	ＪＲ	ホーム　３基			
	松飛台駅	北総鉄道				障害者対応型トイレ
R３	北松戸駅	ＪＲ常磐緩行線				ホームドア
	馬橋駅					ホームドア
	新松戸駅					ホームドア
	北小金駅					ホームドア
	常盤平駅	新京成電鉄				内方線付き点状ブロック
R５	上本郷駅	新京成電鉄				内方線付き点状ブロック
R６	松戸新田駅	新京成電鉄				内方線付き点状ブロック
	松戸駅	JR常磐緩行線				ホームドア

※鉄道事業者の自社事業や、他の事業により設置されたエレベーター等は除く。

６．松戸駅西口地下駐車場

〔街づくり課〕

本市における中心商業地域である松戸駅西口の増大する駐車需要に対処し、道路の効用を保持し、且つ車両等の安全で円滑な道路交通を確保するため、機械式の松戸駅西口地下駐車場を昭和58～60年度に整備しました。

平成14年度において、駐車機械を撤去し、大型の乗用車も利用出来る完全自走式の駐車場に改修しました。

・施設概要　所 在 地　　松戸市本町24番地の３　　延床面積　　7,226.40㎡
敷地面積　　3,497.44㎡　　駐車台数　　134台
構造形式　　鉄骨鉄筋コンクリート造地下２階　自走式

・供用時間　午前０時から午後12時まで。ただし、入出庫時間は、午前８時から午後11時まで

・駐車場使用料金

区　　分	駐　車　時　間	料	金
普 通 駐 車	午前８時から午後11時まで	30分毎	200円
夜 間 駐 車	午後10時30分から翌日午前８時30分まで	１回	1,000円
定 期 駐 車		全日１ヶ月	40,000円
		平日１ヶ月	26,000円
上 限 料 金	午前８時から午後11時までの駐車１回につき		最大　2,000円
回数駐車券	200円券　22枚つづり		4,000円
プリペイドカード	利用度数　5,500円分		5,000円
	利用度数　3,300円分		3,000円
自動二輪車	125ccを超える自動二輪車	１日１回	500円

・利用状況

区分／年度	営業日数	利用台数	１日平均利用台数	平均駐車時間	単純回転率	修正回転率
H30	363	212,011	584	1.58	4.42	6.96
R元	364	222,715	612	1.59	4.57	7.26
R２	365	195,053	534	1.45	3.99	5.78
R３	365	201,839	553	1.53	4.13	6.33
R４	365	209,241	573	1.58	4.28	6.77
R５	364	199,734	549	1.68	4.09	6.86
R６	363	202,530	554	1.72	4.14	7.12

７．自転車駐車場設置状況

〔交通政策課〕

有料の自転車駐車場

令和７年４月１日現在

番号	自転車駐車場名（所在地）	開設年月日	敷地面積（施設面積）	収容台数（ミニバイク）
1	松戸駅東口自転車駐車場 （松戸１２４３－３）	S56. 3.31	328.66 ㎡ 1,283.98	1,180 台
2	松戸駅東口第２自転車駐車場 （松戸１１７３－４）	R３.12.15	21.69 21.69	23
3	松戸駅東口高架下自転車駐車場 （根本４４８－７）	S55. 5.6	465.00 587.00	295 193
4	松戸駅東口相模台自転車駐車場 （岩瀬４８７－７）	H27. 6.1	318.85 318.85	200
5	松戸駅西口第１自転車駐車場 （根本４７８－９）	S57. 3.29	91.99 91.99	60
6	松戸駅西口第２自転車駐車場 （根本８－７）	H９. 11.1	82.64 82.64	65
7	松戸駅西口第３自転車駐車場 （松戸１２８６－６）	H15. 1.20	328.25 328.25	250
8	松戸駅西口第４自転車駐車場 （本町２３－２）	H15.11. 1	96.75 96.75	36 26
9	松戸駅西口公園下自転車駐車場 （本町２２－３）	S59. 4.1	2,040.00 1,726.58	1,840
10	松戸駅西口高架下自転車駐車場 （根本１６－１０）	S57. 3.29	588.52 618.01	335 141
11	松戸駅西口第５自転車駐車場 （松戸１２８６－１）	H29. 4. 1	610.52 610.52	375
12	北松戸駅東口第１自転車駐車場 （上本郷８８８－６）	S51.10.31	500.00 328.63	270 70
13	北松戸駅東口第２自転車駐車場 （上本郷９０５－８）	S56.12.21	364.00 288.00	300
14	北松戸駅西口自転車駐車場 （上本郷５３０－１）	H８.10. 1	925.57 2,229.84	1,295 54
15	馬橋駅東口高架下自転車駐車場 （中根３９－１）	S51. 6.30	1,825.30 1,825.30	600 115
16	馬橋駅西口高架下自転車駐車場 （西馬橋幸町４－１２）	S62. 4. 1	1,300.70 1,839.00	1,295 56
17	馬橋駅西口第２自転車駐車場 （西馬橋蔵元町４２）	R２.10. 1	88.04 88.04	110
18	新松戸駅東口第１自転車駐車場 （幸谷５９０－１）	S57. 7. 8	540.00 540.00	540 40
19	新松戸駅西口第１自転車駐車場 （新松戸１－４６３）	S59. 4. 1	558.00 558.00	500 68
20	新松戸駅西口第３自転車駐車場 （新松戸４－２９７）	S59. 4. 1	250.00 250.00	135
21	新松戸駅西口第４自転車駐車場 （新松戸４－３０８）	S59. 4. 1	300.00 300.00	160
22	新松戸駅西口第５自転車駐車場 （新松戸３－４５９）	S59. 4. 1	200.00 200.00	130
23	新松戸駅西口第７自転車駐車場 （新松戸１－３６０）	H元. 5. 1	218.79 110.06	110
24	新松戸駅西口第８自転車駐車場 （新松戸２－１０－１）	H27.11.24	336.00 336.00	200
25	新松戸駅西口高架下第１自転車駐車場 （幸谷１１９８－４）	S54.11.19	436.00 789.00	560
26	新松戸駅西口高架下第２自転車駐車場 （新松戸２－４０５）	S54. 4. 1	1,498.00 1,498.00	1,020 50
27	新松戸駅西口高架下第３自転車駐車場 （幸谷１２０１－３）	S62. 4. 1	1,090.00 1,090.00	700 20
28	北小金駅南口第１自転車駐車場 （小金４４３－１６）	S61. 5. 1	694.27 1,160.00	1,482
29	北小金駅南口第２自転車駐車場 （小金きよしケ丘１－２－９）	H12.12. 1	215.00 215.00	105
30	北小金駅南口高架下自転車駐車場 （小金きよしケ丘１－１）	S50.10. 3	164.43 164.43	208
31	北小金駅北口第１自転車駐車場 （東平賀２４１－４）	S60. 8. 1	285.00 285.00	320
32	北小金駅北口第２自転車駐車場 （殿平賀１８６－１０）	S60.12. 1	551.45 551.45	620 13
33	北小金駅北口高架下自転車駐車場 （東平賀２３５－４）	S50.10. 3	151.00 151.00	64
34	北小金駅北口参道第１自転車駐車場 （平賀１９－８）	S58. 3.16	508.60 783.72	740
35	八柱駅南口第１自転車駐車場 （日暮１－４－３）	S60. 7. 1	354.70 930.26	795
36	八柱駅南口第２自転車駐車場 （日暮３－６－３）	H11. 4. 1	456.00 456.00	364

37	八柱駅南口第３自転車駐車場 （日暮３－４－１）	S60. 7. 1	57.72 57.72	55
38	八柱駅北口第１自転車駐車場 （日暮２－４－１）	S55. 11. 2	95.00 95.00	118
39	八柱駅北口第２自転車駐車場 （日暮１－１－１４）	S56. 2. 25	294.00 294.00	46 117
40	八柱駅北口第３自転車駐車場 （日暮２－５－１２）	H４. 12. 7	809.61 809.61	340 90
41	常盤平駅南口第１自転車駐車場 （常盤平２－３４）	R元. 10. 1	199.00 199.00	174 16
42	常盤平駅北口第１自転車駐車場 （常盤平１－３１）	S52. 10. 18	288.00 288.00	105 35
43	常盤平駅北口第２自転車駐車場 （常盤平１－３１）	S52. 12. 8	230.00 230.00	60 58
44	常盤平駅北口第３自転車駐車場 （常盤平１－３１）	S59. 4. 1	400.00 875.39	960
45	五香駅東口第２自転車駐車場 （金ケ作４２２）	S60. 5. 1	536.00 638.74	500 80
46	五香駅東口第３自転車駐車場 （五香１－１）	H13. 8. 1	672.92 672.92	880
47	五香駅東口第４自転車駐車場 （五香６－３－１）	H7. 8. 1	342.27 342.27	352
48	五香駅西口第２自転車駐車場 （常盤平５－２８）	H13. 8. 1	482.68 482.68	462
49	五香駅西口第３自転車駐車場 （常盤平５－２９）	R３. 10. 1	151.44 151.44	100
50	松戸新田駅北口第１自転車駐車場 （松戸新田４２０－１）	S60. 12. 1	300.00 300.00	176 15
51	稔台駅南口第１自転車駐車場 （稔台７－１－８）	S63. 4. 16	536.07 617.64	575 42
52	六実駅第１自転車駐車場 （六実４－７－２）	S60. 8. 1	989.00 989.00	828
53	六実駅第２自転車駐車場 （六実３－８－１３）	S62. 3. 25	534.35 637.30	679 54
54	矢切駅第１自転車駐車場 （下矢切１５０－７）	H14. 4. 1	259.80 259.80	270
55	矢切駅第２自転車駐車場 （栗山１２１－４８）	H14. 4. 1	195.77 195.77	200
56	矢切駅第３自転車駐車場 （栗山１８－２）	H14. 4. 1	192.10 192.10	100 30
57	松飛台駅第１自転車駐車場 （紙敷１－４－１４）	R元. 10. 1	66.42 66.42	70
58	東松戸駅東口第１自転車駐車場 （東松戸１－１０４）	R５. 7. 1	64.62 64.62	72
小　　計			26,480.49 ㎡ 30,654.11 ㎡	24,235　台 1,473　台

無料の自転車駐車場

番号	自転車駐車場名 （所在地）	開設年月日	敷地面積 （施設面積）	収容台数 （ミニバイク）
59	松戸駅西口宮前自転車駐車場 （松戸１７８９）	H10. 5. 1	185.12 ㎡ 185.12	180　台
60	松戸駅西口宮田自転車駐車場 （松戸１４２２－２）	H26. 3. 11	327.27 327.27	200
61	新松戸駅西口高架下第４自転車駐車場 （新松戸１－３０１－３）	H２. 4. 1	732.00 732.00	450 20
62	北小金駅南口第４自転車駐車場 （小金きよしケ丘２－２０－１１	H12. 12. 1	286.00 286.00	200 20
63	北小金駅北口第３自転車駐車場 （平賀１－１）	H13. 4. 1	232.00 232.00	220 10
64	元山駅北口第１臨時自転車駐車場 （五香４－５８－１３）	H11. 7. 1	230.70 230.70	200 30
65	松飛台駅前臨時自転車駐車場 （紙敷１－３４－４）	H23. 3. 28	521.66 521.66	370 22
小　　計			2,514.75 ㎡ 2,514.75 ㎡	1,820　台 102　台
合　　計			28,995.24 ㎡ 33,168.86 ㎡	26,345　台 1,660　台

8．自転車放置禁止区域　〔交通政策課〕

自転車の放置防止に関する条例（昭和59年４月１日施行）による放置禁止区域の指定

○ 昭和59年４月１日指定 松戸駅、北松戸駅、馬橋駅、新松戸駅、北小金駅北口、上本郷駅、常盤平駅、元山駅
○ 昭和60年５月１日指定 五香駅東口
○ 昭和60年７月１日指定 八柱駅南・北口
○ 昭和60年11月20日指定 五香駅西口、松戸新田駅
○ 昭和61年５月15日指定 北小金駅南口
○ 昭和62年３月25日指定 六実駅
○ 昭和63年４月１日指定 小金城趾駅
○ 昭和63年４月17日指定 稔台駅
○ 平成４年４月１日指定 矢切駅
○ 平成10年10月１日指定 相模台
○ 平成12年４月１日指定 新松戸駅*
○ 平成13年10月１日指定 松戸駅東口*、八柱駅南口*、常盤平駅北口*
○ 平成14年４月１日指定 六実駅*
○ 平成15年４月１日指定 東松戸駅
○ 平成16年４月１日指定 北松戸駅*
○ 平成17年７月１日指定 松戸駅西口*
○ 平成24年12月１日指定 東松戸駅*
○ 平成26年２月18日指定 馬橋駅東口*
○ 平成27年２月９日指定 秋山駅
○ 平成29年９月15日指定 松戸駅*、新松戸駅*
○ 平成30年４月６日指定 東松戸駅*
○ 平成31年１月15日指定 松飛台駅
○ 平成31年３月15日指定 松戸駅西口*、八柱駅南口*
○ 平成31年４月15日指定 東松戸駅*
○ 令和３年１月１日再指定 市内全18駅
○ 令和３年10月15日指定 松戸駅東口*

＊の駅は放置禁止区域を追加（拡大）見直しを図った駅。

9．北小金駅南口地区市街地再開発事業　〔街づくり課〕

当事業は、本市初の市街地再開発事業として、「松戸市長期構想（昭和52年）」において位置づけられている「歴史のあるまち」としての「まちづくり」を整備の基本方針とし、当該地区における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市計画道路、駅前広場等の公共施設整備に併せて、駅前商業地にふさわしい商業、業務、公益施設を整備し、また、良好な市街地住宅を供給することを目的とし、総事業費約203億円を費やし、平成元年度から平成５年度に実施しました。

事業名	北小金駅南口地区第一種市街地再開発事業
事業主体	松戸市
施行者	住宅・都市整備公団（現・都市再生機構）
施行面積	約1.6ha
施行地域	松戸市小金字天王脇及び同字西の各一部
事業年度	平成元年度～平成５年度
総事業費	約203億円

施設建築物の概要

棟　　名	第　1　街　区 （ピコティ西館）	第　2　街　区 （ピコティ東館）	第　3　街　区 （ピコティ高橋ビル）
敷地面積	約　2,009㎡	約　5,348㎡	約　486㎡
建築面積	約　1,663㎡	約　4,636㎡	約　366㎡
延　面　積	約　10,938㎡	約　35,921㎡	約　2,674㎡
建ぺい率	約　80%	約　90%	約　70%
容　積　率	約　550%	約　550%	約　550%
構　　造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
規　　模	地下１階、地上11階	地下２階、地上13階	地下１階、地上７階
高　　さ	約　36m	約　42m	約　25m
そ　の　他	駐車場220台、自転車駐車場約355台		

棟　　名	階	床　面　積	主　な　用　途
第１街区 （ピコティ西館）	１Ｆ・２Ｆ	2,509㎡	店舗（専門店、飲食店）
	３Ｆ	2,043㎡	公益施設（支所、保健センター）
	４～11Ｆ	6,386㎡	住宅（公団住宅）
第２街区 （ピコティ東館）	Ｂ１・Ｂ２	7,357㎡	駐車場　220台
	１～５Ｆ	19,352㎡	店舗（量販店）
	５Ｆ・６Ｆ	2,375㎡	スポーツ・ヘルス施設
	５～13Ｆ	6,837㎡	住宅（公団住宅・権利者用住宅）
第３街区 （ピコティ高橋ビル）	Ｂ１・１Ｆ・２Ｆ	958㎡	店舗（銀行）
	３～７Ｆ	1,716㎡	事務所

第２節　公　園　緑　地

１．都市公園整備状況

〔公園緑地課〕

都市の公園・緑地は、市民のレクリエーションの場として提供され、健康で潤いのある生活環境を与えてくれると共に、公害や災害の軽減に役立つ多様な機能を持ち、良好な都市環境を形成していく上で欠くことのできない都市施設です。

本市における公園緑地整備は、昭和30年より始まり、江戸川左岸河川敷緑地、松戸運動公園等を整備し、令和７年３月末現在、街区公園301か所、近隣公園13か所、地区公園１か所、運動公園１か所、総合公園２か所、特殊公園３か所、都市緑地83か所、合計404か所、約173.09haを開設しています。なお、昭和56年６月に事業認可を受け、事業中の総合公園（21世紀の森と広場）50.5haについては、平成５年４月29日に約40.14haを開園し、平成６年度秋には自然観察舎4.62haを、更に平成16年度末までに野外活動センターや光と風の広場など5.3haをオープンさせました。

また、「松戸市緑の条例」により特別保全樹林地区・保全樹林地区・保護樹木を指定するとともに、公共用地等の緑化を図り、緑の保全及び緑化の推進に努めています。

都 市 公 園 整 備 状 況

区分／年度	街区公園		近隣公園		地区公園		運動公園		総合公園		特殊公園		都市緑地		合　計		１人当りの公園面積	市総面積に対する割合
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
		ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha	㎡	%
H21	182	45.32	13	24.14	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	27	20.74	228	158.38	3.27	2.58
H22	185	45.38	13	24.14	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	27	21.63	231	159.33	3.29	2.60
H23	186	45.41	13	24.14	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	27	21.63	232	159.36	3.31	2.60
H24	189	45.59	13	24.13	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	28	21.62	236	159.52	3.32	2.60
H25	269	48.77	13	24.13	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	84	24.47	372	165.55	3.45	2.70
H26	275	49.00	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	84	25.54	378	167.10	3.47	2.72
H27	278	49.18	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	84	27.00	381	168.74	3.48	2.75
H28	284	49.76	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	83	26.98	386	169.30	3.48	2.76
H29	287	49.86	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	83	26.98	389	169.40	3.46	2.76
H30	290	50.05	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	82	26.96	391	169.57	3.45	2.76
R元	292	50.90	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	82	26.95	393	170.41	3.45	2.78
R2	293	50.93	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	82	26.95	394	170.44	3.46	2.78
R3	295	51.00	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	82	26.95	396	170.51	3.43	2.78
R4	298	51.08	13	24.38	1	4.05	1	10.0	2	52.11	3	4.07	83	26.98	401	172.67	3.48	2.81
R5	300	51.13	13	24.38	1	4.05	1	10.0	2	52.11	3	4.07	83	26.98	403	172.72	3.47	2.81
R6	301	51.18	13	24.38	1	4.05	1	10.0	2	52.43	3	4.07	83	26.98	404	173.09	3.46	2.81

２．主な都市公園　〔公園緑地課〕

⑴　21世紀の森と広場

千駄堀地域の持つ固有の自然環境をできる限り守り育てるとともに、多様化した市民文化活動、レクリエーション活動に対応した、次代に継承できる緑地空間づくりを目指し、その規模面積50.5haを擁し、本市のほぼ中央部に総合公園として昭和61年から本格的築造工事に着手しました。

平成５年４月29日に約40haを開園後、令和７年３月末現在、全体の99.12%に当る50.06haを供用しています。

この21世紀の森と広場は、自然、レクリエーション、文化を三大テーマゾーンとし、それぞれをさらに細分化し、10の小ゾーンから構成されています。また、自然に関心を持ってもらうきっかけづくりを目的に「あそびのすみか（大型遊具）」を供用開始しました。

テーマゾーン	小 ゾーン	ゾーン面積	供 用 面 積
文　　化	文化施設ゾーン	2.25ha	2.25ha
	催し物ゾーン	4.49	4.35
9.26ha	里のゾーン	2.52	2.46
レクリエーション	広場ゾーン	6.40	6.40
	ふれあいゾーン	2.30	2.30
10.10ha	野外活動ゾーン	1.40	1.40
自　　然	水のゾーン	5.80	5.80
	自然教育ゾーン	6.21	6.21
29.94ha	森のゾーン	17.93	17.93
1.20ha	サービスゾーン	1.20	0.96
公園計画面積			
50.50ha	計	50.50ha	50.06ha

・パークセンター

パークセンターは、自然学習、みどりの相談、みどりの情報発信を目的とした松戸市のみどりの中心施設です。

ア）構造・規模

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　地上２階建、延床面積991.63㎡

イ）主な施設内容

１階　　常設展示室、みどりの相談室、図書コーナー

２階　　パークシアター、多目的室、サンルーム、ギャラリー、テラス

・自然観察舎

自然観察舎は、自然生態園の拠点施設として草原や水辺の鳥を観察したり、湿地の観察園で自然観察が楽しめます。

ア）構造・規模

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　平家建、延床面積257.38㎡

イ）主な施設内容

観察室、展示通路、相談コーナー

ウ）公開方法　制限区域等を設定し公開

⑵ 河川敷緑地

江戸川は千葉県、東京都の水道の水源として重要な河川であると同時に、広大な河川敷緑地に野球場、サッカー場、ソフトボール場等を設置して市民に開放しています。

河　川　名	地　区　名	面　積	摘　要
江戸川左岸河川敷緑地	市川市境～流山市境	196ha	開設済21.98ha

⑶ 根木内歴史公園・大谷口歴史公園

松戸市内には、戦国時代の城郭が10ケ所以上あったと考えられています。残念ながら、大半は急激な市街化によって消滅してしまいましたが、根木内城跡（根木内歴史公園）と小金城跡（大谷口歴史公園）には、今でもその面影が残っています。

根木内歴史公園内に良好な状態で保たれている「空堀」「土塁」「土橋」、大谷口歴史公園内にある全国的にもめずらしい「畝堀」は、戦国時代を物語る歴史遺産として、地域の誇りとも言える遺跡です。

また２つの公園とも、多くの動植物が棲む豊かな自然環境を有しており、「古来の歴史と豊かな自然を身近に感じることができる公園」として、後世に残していきます。

⑷ 東松戸ゆいの花公園

「ゆいの花」とは、実際にある花ではありません。「市民ひとりひとりが『花』によって結ばれ、『花』を通じて輪が広がり、『心の潤い』や『心の安らぎ』を感じてもらえれば」という思いが、「結（ゆ）いの花」という名に込められています。

東松戸ゆいの花公園では、「市民花壇」「花の講座」等を通じて、たくさんの恵みをもたらしてくれる「花」や「緑」と触れ合いながら、市民が学び、活動できる公園づくりを進めていきます。

３．緑化の推進　〔みどりと花の課〕

特色ある良好な生活環境を保ち、緑豊かな地域を形成するには、市民、企業、行政が一体となり、緑化を進める必要があります。

そのため、公共用地等の緑化、民有地の緑化、市民参加による緑化活動等市民、企業、行政が自ら緑化に努め、みどりの街づくりを進めています。

⑴ 公共用地等の緑化

道路、河川等は、都市の緑軸を形成することから緑化を積極的に進めています。又、地域の拠点となる駅前ロータリーの緑化をはじめ、公共公益施設においても緑化を進めています。市で管理する街路樹は道路延長約70㎞に於いて10,264本あり、樹種は29種類、多いのはサクラ、ケヤキ、イチョウです。

〔松戸市管理の街路樹〕　　〔令和７年３月31日現在〕

樹木名	アキニレ	アメリカフウ	イチョウ	エンジュ	オオシマザクラ
本数	11	718	850	115	24
樹木名	カツラ	キンモクセイ	クスノキ	ケヤキ	コブシ
本数	56	10	530	1,326	111
樹木名	キョウチクトウ	サルスベリ	ソメイヨシノ	タイワンフウ	トチノキ
本数	527	261	1,832	113	573
樹木名	トウカエデ	ナンキンハゼ	ニセアカシア	プラタナス	マテバシイ
本数	451	20	158	20	693
樹木名	サトザクラ	ユリノキ	ユーカリ	ヤマモモ	アンズ
本数	145	669	18	215	76
樹木名	カイヅカイブキ	ハナミズキ	ナシ	メタセコイア	
本数	29	705	1	7	

⑵ 民有地の緑化

大きな面積を占める民有地は、魅力的な緑空間をつくりだすことから積極的に緑化の推進を図っています。

住宅地の緑化を進めるため、宅地開発事業等に関する条例による緑化の指導を行っています。

又、商店街、工場、事業所等についても、自ら、緑化につとめる気運が高まってきています。

⑶ 市民参加の緑化

市民の地域活動に対する、参加意欲が高まり、地域の緑化活動も、年々増加してきており、令和７年４月１日現在103の緑の愛護団体の皆さんが道路、河川、公園等の公共用地を活用し、緑化活動を実施しています。

４．緑の保全

〔みどりと花の課〕

緑は心に安らぎと潤いを与えてくれると共に、公害や災害の軽減に役立つ多様な機能をもち、良好な都市環境を形成していくうえで大変重要なものです。

そこで、緑豊かな都市環境の形成を図り、健康で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的として平成12年３月に「松戸市緑を守る条例」を「松戸市緑の条例」に改正し、行政・市民・事業者のパートナーシップによる緑の保全及び緑化の推進に努めています。

また、現在実施している特別保全樹林地区や保全樹林地区及び保護樹木の指定についても更に推進すべく努めております。

⑴ 樹林の保全

市民の生活に必要な自然環境を保全するため、良好な樹林について「保全樹林地区」として指定し、さらに、その中でも特に保全の必要のある地区については「特別保全樹林地区」として指定し、また、特に重要な樹林地として、栗山地区（平成19年度）約2.0ha、矢切地区（平成22年度）約0.8ha、幸谷地区（平成24年度）約1.5ha、矢切地区（平成25年度）約0.5ha、矢切地区（平成28年度）約0.6ha、幸谷地区（令和元年度）約0.2haを都市緑地法による「特別緑地保全地区」に指定するなど、緑の保全を推進しています。

⑵ 巨樹・古木の保護

市内の身近に残された緑の中には歴史を感じさせ、人々に感動と安らぎを与えてくれる巨樹・古木が多くあります。市ではそれらを条例に基づき指定し、樹木の保護に努めています。

松戸市緑の条例による特別保全樹林地区・保全樹林地区・保護樹林の指定状況

（令和７年４月１日現在）

種別／年度	特別保全樹林地区	保全樹林地区	保護樹木
	指定面積 (㎡)	指定面積 (㎡)	指定本数
当初H14	26,013	619,803	136
H28	153,586	448,525	131
H29	151,707	446,223	134
H30	171,158	420,962	136
H31	196,763	383,104	133
R2	229,220	353,777	133
R3	265,675	312,691	132
R4	282,259	296,099	127
R5	304,861	268,147	124
R6	299,540	255,964	135
R7	299,540	255,257	135

⑶ 市民農園

市では、年々減少する農地の保全を図るため、市民の皆さんが余暇活動の一環として土と親しみ野菜や草花などを栽培し、収穫の喜びが体験できる、民間主体で設置する「農園利用方式による市民農園」の整備を促進しています。

令和７年４月１日現在22箇所、61,571㎡、2,203区画の市民農園が開設されています。

第 3 節　　土地区画整理事業

〔区画整理課〕
〔松戸駅周辺整備振興課〕

近年の本市における急激な都市化の進展は、都市計画によって市街化区域、市街化調整区域及び用途地域等の区分がなされているにもかかわらず、市街化の無秩序な開発をもたらし、公共投資の効率低下、生活環境悪化、土地利用の混乱など諸々の弊害を引き起こしています。これに対処し、良好な住環境をもつ都市にするため、本市では「都市計画の母」である土地区画整理事業を推進し、道路、公園、排水路、上下水道、ガス等の都市基盤の整備、スプロール化の防止と計画的市街地の形成に努めています。

今日にいたるまで施行68か所、施行面積1,860haを施行してきました。これは全市域の30.32%、市街化区域の41.85%に達しています。

松戸市土地区画整理事業実施要覧

市街化区域　44,440,000㎡（72.46%）
市街化調整区域　16,890,000㎡（27.54%）
松戸市総面積　61,330,000㎡（100%）

（R７.４.１現在）

施行主体	施行面積（㎡）	整理後の宅地面積（㎡）	公共用地（㎡）				保留地（㎡）	総事業費（千円）	松戸市総面積に対する割合（%）	市街化区域面積に対する割合（%）
			道路	公園	その他	計				
市施行	3,669,250	2,723,650	811,071	111,122	17,296	939,489	482,823	51,098,675	5.98	8.26
施行中　(1)	26,316	8,040	8,915	3,250	0	12,165	6,111	18,152,000	0.04	0.06
施行済　(10)	3,642,934	2,715,610	802,156	107,872	17,296	927,324	476,712	32,946,675	5.94	8.20
公団施行	4,020,511	3,066,432	740,880	199,433	13,766	954,079	506,291	5,961,856	6.56	9.05
施行中　(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施行済　(3)	4,020,511	3,066,432	740,880	199,433	13,766	954,079	506,291	5,961,856	6.56	9.05
組合施行	10,836,429	8,178,206	2,165,794	394,844	97,585	2,658,223	1,681,759	119,001,490	17.67	24.38
施行中　(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施行済　(52)	10,836,429	8,178,206	2,165,794	394,844	97,585	2,658,223	1,681,759	119,001,490	17.67	24.38
個人施行（共同）	69,187	28,074	835	18,678	0	19,513	9,700	270,650	0.11	0.16
施行中　(1)	60,000	20,000		18,400	0	18,400	9,700		0.10	0.14
施行済　(1)	9,187	8,074	835	278	0	1,113	0	270,650	0.01	0.02
合計　(68)	18,595,377	13,996,362	3,718,580	724,077	128,647	4,571,304	2,680,573	176,332,671	30.32	41.85

※公団施行１件は、高柳西部第一（松戸市分22,303㎡、沼南町分370,736㎡　計393,039㎡）でありますが、松戸市分のみ計上、総事業費については、計上していません。
※個人施行１件は、相模台でありますが、本区画整理事業の事業計画は非開示のため公共用地の道路面積、総事業費については、計上していません。

土地区画整理事業施行地区別概要

令和７年４月１日現在

No.	地区名	施行主体	用途地域	事業認可年月日	事業年度	施行面積(㎡)	整理後の宅地面積(㎡)	公共用地(㎡)				保留地(㎡)	総事業費(千円)	減歩率(%)		備考
								道路	公園	その他	計			公共	公・保	
1	立身台	組合	A・H	S15. 1.16	S14～S29	52,559	42,746	8,264	1,549	0	9,813	0	72	0	7.90	完了
2	平潟	組合	H・J	S24. 3.15	S23～S32	63,912	48,277	13,690	1,818	127	15,635	10,000	11,267	18.60	35.33	完了
3	三丁目山下	組合	E・G	S29. 7. 1	S29～S35	75,408	52,029	20,207	2,362	810	23,379	3,300	11,007	14.40	18.80	完了
4	北松戸	組合	E・G・H・I・J	S30. 3.31	S29～S35	80,215	61,298	16,189	1,765	963	18,917	5,693	18,300	5.66	14.42	完了
5	金ケ作	公団	A・C・E・F・H・I	S32. 2.18	S31～S37	1,693,272	1,310,536	292,621	84,826	5,289	382,736	190,779	771,280	18.10	30.00	完了
6	松戸新田	組合	A・C・E・H	S32. 7.18	S32～S37	177,415	138,431	31,596	5,381	2,007	38,984	10,000	36,212	20.42	26.48	完了
7	小金	組合	A・E・G・I	S33.10. 2	S33～S47	409,072	316,881	79,796	11,688	707	92,191	49,227	283,000	7.20	21.61	完了
8	上本郷	組合	A・E・G・H・I	S33.10. 2	S33～S40	218,485	172,168	39,762	6,555	0	46,317	19,615	176,702	8.91	19.29	完了
9	三矢小台	組合	A・F・H	S33.10.22	S33～S43	401,131	313,604	74,056	11,810	1,661	87,527	38,044	262,650	11.01	21.81	完了
10	竹ケ花	組合	E	S33.12. 3	S33～S54	50,317	38,726	10,002	1,589	0	11,591	3,929	35,480	15.50	24.10	完了
11	樋古根平	市	H	S36. 3.31	S35～S40	205,412	167,319	31,439	6,175	479	38,093	19,834	125,000	6.55	17.63	完了
12	南花島	組合	A・C・E・G	S37. 5. 1	S37～S43	409,058	309,705	84,295	12,280	2,778	99,353	41,770	455,540	16.17	27.47	完了
13	七畝割	組合	C・E・F・G・J	S37. 5. 1	S37～S49	294,880	221,561	64,256	8,963	100	73,319	45,496	685,674	11.50	29.67	完了
14	中根新作	組合	A・E・G	S37. 7.20	S37～S54	179,420	142,860	31,124	5,436	0	36,560	24,184	274,950	8.40	23.90	完了
15	松戸駅西口	市	I	S39. 1.20	S38～S49	91,838	61,597	23,920	992	5,329	30,241	0	1,691,719	19.54	19.54	完了
16	上総内	組合	A・E	S39. 7.22	S39～S43	94,567	74,741	17,010	2,799	17	19,826	9,303	118,162	12.07	23.01	完了
17	前田	組合	A・C	S39. 7.23	S39～S43	74,993	57,028	15,515	2,450	0	17,965	11,390	97,550	12.90	30.30	完了
18	中和倉	組合	A・C・E	S39.10.23	S39～S45	105,421	78,701	22,574	3,242	904	26,720	12,231	106,347	11.20	25.00	完了
19	金ケ作第二次	市	A・C・E・F	S39.12. 3	S39～S44	587,008	450,850	118,457	17,701	0	136,158	105,773	798,256	11.90	32.30	完了
20	小根本	組合	E・G・I	S40. 1.28	S39～S45	98,409	75,636	19,532	2,953	288	22,773	15,664	208,000	8.99	28.00	完了
21	五香	組合	A・E	S40. 3. 2	S39～S43	104,113	79,509	21,315	3,289	0	24,604	19,110	128,925	10.22	31.79	完了
22	上本郷第二	組合	A・C・E・F	S40. 3. 2	S39～S53	1,115,799	798,865	204,371	105,000	7,563	316,934	128,282	1,160,250	12.51	26.56	完了
23	花郷	組合	E・J・K	S40. 7. 3	S40～S45	175,084	135,882	33,733	4,024	1,445	39,202	29,404	169,200	7.60	27.60	完了
24	樋野口	組合	E	S40.11. 2	S40～S43	57,250	44,790	10,381	2,056	23	12,460	6,116	67,000	6.70	19.50	完了
25	馬橋第一	組合	C・E・G	S41. 1.28	S40～S53	82,309	61,602	17,807	2,538	362	20,707	9,270	502,474	14.30	27.19	完了
26	馬橋第二	組合	A・E・G	S41. 1.28	S40～S50	82,600	58,879	20,887	2,480	354	23,721	11,900	263,882	11.84	29.66	完了
27	二三ケ丘	組合	C・E・G・H	S41. 1.28	S40～S50	335,840	262,861	59,681	10,100	3,198	72,979	38,304	856,275	12.39	25.16	完了

No.	地区名	施行主体	用途地域	事業認可年月日	事業年度	施行面積(㎡)	整理後の宅地面積(㎡)	公共用地(㎡)				保留地(㎡)	総事業費(千円)	減歩率(%)		備考
								道路	公園	その他	計			公共	公・保	
28	新松戸第一	組合	C·E·F·H·I	S41. 2.18	S40～S55	161,755	118,374	37,219	4,853	1,309	43,381	17,445	744,112	12.99	25.81	完了
29	北小金	公団	A·B·C·E·H	S41. 8.22	S41～S46	2,304,936	1,739,560	445,734	114,607	5,035	565,376	315,512	5,190,576	19.49	34.09	完了
30	八ケ崎	組合	A·F·J	S42. 5.13	S42～H 7	136,760	106,186	26,374	4,116	84	30,574	27,665	844,876	12.30	35.15	完了
31	六実高柳	組合	A·C·E·F	S42. 5.29	S42～S62	1,140,320	874,305	222,984	34,574	8,457	266,015	162,670	8,401,922	16.08	31.69	完了
32	緑ケ丘	組合	A·C·E·G·H	S43. 7.23	S43～S53	135,005	101,756	28,767	4,482	0	33,249	17,520	782,389	15.45	30.01	完了
33	馬橋駅西口	市	A·C·E·F·H·I	S45. 3.30	S44～S61	387,468	273,221	100,391	11,917	1,939	114,247	34,631	3,664,892	22.04	31.92	完了
34	二十世紀が丘	市	A·C·F	S45. 3.27	S44～S61	640,709	469,172	150,049	19,311	2,177	171,537	57,273	2,466,932	20.94	30.59	完了
35	新松戸中央	組合	A·C·E·I	S45.12.23	S45～S57	1,447,287	1,111,419	284,780	43,456	7,632	335,868	395,520	19,462,995	14.72	45.07	完了
36	新松戸第二	組合	E·I	S45.12.23	S45～S54	37,908	29,214	7,518	1,152	24	8,694	3,588	311,297	12.63	23.36	完了
37	中金杉	組合	A	S46. 3. 1	S45～S60	261,503	201,365	48,697	8,555	2,886	60,138	37,682	2,062,100	14.13	30.20	完了
38	八柱駅周辺	市	A·E·F·H·I	S46. 3.29	S45～H10	457,193	333,303	109,833	13,896	161	123,890	66,079	6,914,101	20.13	35.97	完了
39	横須賀	組合	A·C·E·F	S46. 5. 4	S46～H 7	557,529	411,997	125,728	17,103	2,701	145,532	100,523	8,808,220	16.62	36.96	完了
40	松戸駅西口第二	市	I	S46.10. 7	S46～S54	62,529	42,603	17,934	1,068	924	19,926	0	2,165,000	12.97	12.97	完了
41	串崎新田	組合	A·F	S47. 3.18	S46～S50	152,354	119,498	27,615	4,580	661	32,856	19,209	1,231,648	17.61	30.85	完了
42	八ケ崎中央	組合	A·E·F	S47. 3.29	S46～H15	390,637	295,702	81,039	12,997	899	94,935	67,751	6,606,000	15.76	35.05	完了
43	新松戸南部	市	A·C·E	S47. 3.28	S46～H 2	453,928	336,844	99,143	13,822	4,119	117,084	78,394	6,430,463	16.69	36.08	完了
44	常盤平南部	市	A·C·F	S47. 3.29	S46～H 5	395,919	303,936	79,725	12,162	96	91,983	63,758	4,834,212	16.23	33.80	完了
45	幸田	市	A·C	S47. 9. 8	S47～H 2	360,930	276,765	71,265	10,828	2,072	84,165	50,970	3,856,100	19.02	33.94	完了
46	八ケ崎第一	組合	A·F·G	S48. 5.12	S48～H13	156,017	116,233	35,102	4,682	0	39,784	21,266	2,154,436	16.67	31.91	完了
47	八ケ崎南谷	組合	E·J	S48. 7.26	S48～S55	59,479	43,639	13,582	1,788	470	15,840	10,715	663,700	12.28	33.64	完了
48	八ケ崎貝の花	組合	A·C·E	S49. 1.18	S48～H 9	76,387	59,397	14,648	2,342	0	16,990	10,828	889,834	19.37	34.07	完了
49	馬橋第三	組合	A	S49. 2. 5	S48～H 3	136,498	103,036	29,024	4,107	331	33,462	18,627	1,630,594	16.90	31.92	完了
50	中根	組合	J	S49.10. 1	S49～S55	49,490	38,413	9,563	1,514	0	11,077	6,229	536,401	17.09	30.53	完了
51	殿平賀第一	組合	A·E	S50.11.14	S50～S55	24,750	21,277	2,731	742	0	3,473	3,987	221,296	19.79	30.00	完了
52	新松戸東部	組合	A·E·F	S56. 8.11	S56～H 2	50,572	34,230	14,782	1,560	0	16,342	8,316	1,087,860	16.13	36.51	完了
53	幸谷南第一	組合	C	S57. 4.23	S57～S61	22,609	19,271	2,368	678	292	3,338	3,021	310,600	9.46	23.66	完了
54	幸谷南第二	組合	C·E	S57. 4.23	S57～S61	12,040	8,906	2,580	371	183	3,134	1,610	186,850	18.03	32.86	完了
55	毛無山	個人	J	S60. 3.26	S59～S62	9,187	8,074	835	278	0	1,113	0	270,650	12.11	12.11	完了

No.	地区名	施行主体	用途地域	事業認可年月日	事業年度	施行面積(㎡)	整理後の宅地面積(㎡)	公共用地(㎡)				保留地(㎡)	総事業費(千円)	減歩率(%)		備考
								道路	公園	その他	計			公共	公・保	
56	紙敷	組合	C・E・F・H・I	S62. 1.20	S61～H28	456,560	329,715	95,050	10,314	21,481	126,845	105,990	30,662,000	20.55	46.09	完了
57	殿平賀原ノ山	組合	A	S62. 2. 3	S61～H元	10,550	8,232	1,994	317	7	2,318	2,467	426,100	18.10	42.70	完了
58	秋山	組合	C・E・H	H元. 2.28	S63～H30	380,595	267,824	82,620	11,432	18,719	112,771	67,034	15,515,000	25.62	44.24	完了
59	関台	組合	C・E・F・H	H 2. 6. 5	H 2～H25	90,623	62,198	20,709	2,801	4,915	28,425	7,312	3,126,320	29.73	38.00	完了
60	二ツ木・幸谷	組合	A・E・F	H 4. 1.28	H 3～H28	57,910	41,977	14,193	1,740	0	15,933	5,112	3,267,348	20.24	29.95	完了
61	河原塚寺ノ台	組合	A・E	H 4.10. 2	H 4～H 9	39,396	27,248	10,020	1,200	928	12,148	6,400	1,745,700	28.55	45.33	完了
62	西馬橋(緑住)	組合	A	H 7. 8.21	H 7～H 9	11,663	8,964	2,313	0	386	2,699	1,240	275,500	22.17	32.93	完了
63	古ケ崎(緑住)	組合	A・F	H 7.11.20	H 7～H 9	12,501	8,999	2,400	376	726	3,502	1,576	261,000	22.98	36.47	完了
64	高柳西部第一(松戸市)	公団	A・B・E	S63. 5.20	S63～H17	22,303	16,336	2,525	0	3,442	5,967	0				完了
65	金ケ作陣屋前	組合	E	H15. 1. 8	H14～H16	7,228	5,242	1,604	217(緑地)	165	1,986	2,026	253,743	26.30	54.78	完了
66	河原塚宮ノ内	組合	E・F	H17. 8.26	H17～H19	22,246	16,809	3,747	668	1,022	5,437	6,198	602,730	22.25	50.91	完了
67	新松戸駅東側	市	A・E・I	R元. 8.16	R元～R15	26,316	8,040	8,915	3,250	0	12,165	6,111	18,152,000	37.57	64.53	施行中
68	相模台	個人	I	R 4. 6.21	R 4～R 8	60,000	20,000		18,400	0	18,400	9,700				施行中
	合計					18,595,377	13,996,362	3,718,580	724,077	128,647	4,571,304	2,680,573	176,332,671			

用途地域種別

A：第一種低層住居専用地域　C：第一種中高層住居専用地域　E：第一種住居地域　G：準住居地域　I：商業地域　K：工業専用地域

B：第二種低層住居専用地域　D：第二種中高層住居専用地域　F：第二種住居地域　H：近隣商業地域　J：準工業地域

第４節　住　　宅

〔住宅政策課〕

１．松戸市住生活基本計画

松戸市住生活基本計画は、松戸市民が将来にわたり日常生活が豊かに、そして健やかに暮らしていけるとともに、多様な世代や世帯が相互に支えあい、共生していくことを目指し、本市の住まいづくり・住環境づくりの指針となる計画として、これまでの松戸市住宅マスタープランを見直し、平成23年３月に策定したものです。

なお、第二期松戸市住生活基本計画は、上記計画の終了に伴い、昨今の社会情勢の変化と、それに呼応する国及び県の改訂内容を踏まえ、今後10年における松戸市の新たな住宅施策の指針となる計画として、令和４年３月に策定したものです。

２．市営住宅

市営住宅（公営住宅）は、平成10年度より借上方式で整備した７団地411戸を含め、現在23団地1,573戸あり、住宅に困窮する低額所得者に供給しています。

３．マンション建替の円滑化等に関すること

マンション建替組合設立の許可申請等に対して審査を行い、公告等の必要な手続きをします。

４．市営住宅一覧表

No	住宅名	住　所	交通の便	管理戸数	整備年度	階数	エレベーター	間取	備　考
1	相模台住宅 １号棟	271-0076 松戸市岩瀬 257-３	・JR松戸駅東口下車徒歩10分	24	S41	４F	無	２K	単身申込可 ＊１
	相模台住宅 ２号棟	271-0076 松戸市岩瀬 257-１		32	S42 ～ S43	４F	無	３K	
2	小金原住宅 １号棟	270-0021 松戸市小金原 １-20-１	・JR北小金駅南口から京成バス千葉ウエスト（西新田経由バス案内所行）８分宿畑下車徒歩４分	30	S44	５F	無	２K	単身申込可 ＊１
	小金原住宅 ２号棟	270-0021 松戸市小金原 １-20-６		10	S49	３F	無	２ DK	単身申込可 ＊１
				6 (3)	S49		無	２ DK (1K)	ペア住宅 ＊２
3	小金原 併存住宅	270-0021 松戸市小金原 ４－６	・JR北小金駅南口から京成バス千葉ウエスト（小金原団地循環）５分向原下車徒歩３分	70	S47	７F	有	２ DK	単身申込可 ＊１
4	幸田住宅	270-0001 松戸市幸田 ３－８	・JR北小金駅南口から京成バス千葉ウエスト（幸田循環）８分配水場前下車徒歩２分	57	S49	３F	無	２ DK	単身申込可 ＊１
5	横須賀住宅	270-0032 松戸市 新松戸北 ２－17－５	・JR新松戸駅下車徒歩13分 ・流鉄流山線小金城址駅下車徒歩10分	70	S50	６F	有	２ DK	単身申込可 ＊１
				2				２ DK	身体障害者用 ＊３
6	常盤平南部 住宅１号棟	270-2267 松戸市牧の原 ２－１	・京成電鉄松戸線常盤平駅南口から京成バス千葉ウエスト（牧の原団地行）５分牧の原小学校下車徒歩３分	63	S51 ～ S52	９F	有	３ DK	
				73				２ DK	単身申込可 ＊１
	常盤平南部 住宅２号棟			6	S52	３F	無	２ DK	
7	幸田第二 住宅	270-0001 松戸市幸田 ２－１	・JR北小金駅南口から京成バス千葉ウエスト（幸田循環）７分第二市営住宅前下車徒歩２分・つくばエクスプレス流山セントラルパーク駅下車徒歩21分	141	4	８F	有	３ DK	
				4				２L DK	身体障害者用 ＊３

市営住宅一覧表

No	住宅名	住　所	交通の便	管理戸数	整備年度	階数	エレベーター	間取	備　考
8	常盤平南部第二住宅	270-2267 松戸市牧の原 7-152	・京成電鉄松戸線常盤平駅南口から京成バス千葉ウエスト（牧の原団地行）５分牧の原小学校下車徒歩３分	28	S55	3F	無	3DK	
				2				3DK	身体障害者用 ＊3
9	天神山住宅 1号棟	270-2241 松戸市 松戸新田 533-1	・京成電鉄松戸線上本郷駅下車徒歩８分	36	S55	3F	無	3DK	
	天神山住宅 2号棟			6	S55	3F	無	3DK	
				3				4DK	
	天神山住宅 3号棟			6	S56	3F	無	3DK	
	天神山住宅 4号棟			15	S56	3F	無	3DK	
				3				4DK	
10	新松戸住宅	270-0034 松戸市新松戸 5-237	・JR新松戸駅から京成バス千葉ウエスト（新松戸七丁目行）５分新松戸５丁目下車徒歩10分	95	S57	10F	有	3DK	
				3				2LDK	身体障害者用 ＊3
11	松戸新田住宅 1号棟	270-2241 松戸市 松戸新田 605-12	・京成電鉄松戸線みのり台駅下車徒歩10分	24	S59	3F	無	3DK	
	松戸新田住宅 2号棟			28	S59	3F	無	3DK	
				2				2LDK	身体障害者用 ＊3
12	新松戸第二住宅	270-0034 松戸市新松戸 7-191	・JR新松戸駅から京成バス千葉ウエスト（新松戸七丁目行）６分坂川下車徒歩10分	53	S60	6F	有	3DK	
				5				4DK	
				7				2DK	
				2				2LDK	身体障害者用 ＊3
13	三矢小台住宅 1号棟	271-0087 松戸市 三矢小台 5-16-4	・JR松戸駅東口から京成バス千葉ウエスト（三矢小台行）16分三矢小台下車徒歩８分	20	S62	5F	無	3DK	
	三矢小台住宅 2号棟			20	S62	5F	無	3DK	

市営住宅一覧表

No	住宅名	住　所	交通の便	管理戸数	整備年度	階数	エレベーター	間取	備　考
14	六高台住宅 １号棟	270-2203 松戸市六高台 ９-41	・京成電鉄松戸線五香駅から京成バスちばセントラル（六実支所・白井車庫行）5分クリーンセンター下車徒歩９分 ・東武線（東武アーバンパークライン）六実駅下車徒歩25分 ・東武線（東武アーバンパークライン）高柳駅下車徒歩20分	39	S63	５F	無	3 DK	
				1				2L DK	身体障害者用 ＊３
	六高台住宅 ２号棟			39	S63	５F	無	3 DK	
				1				2L DK	身体障害者用 ＊３
	六高台住宅 ３号棟			40	S63	５F	無	3 DK	
15	シルバー 中金杉住宅	270-0007 松戸市中金杉 ４-188	・JR北小金駅南口から京成バス千葉ウエスト（幸田循環）15分区画整理記念館下車徒歩７分	21	H４	３F	有	1 DK	老人単身用 ＊４
				9				2 DK	老人世帯用 ＊５
16	松戸新田 第二住宅Ａ棟	270-2241 松戸市 松戸新田 605-４	・京成電鉄松戸線みのり台駅下車徒歩10分	18	H５	３F	有	3 DK	
	松戸新田 第二住宅Ｂ棟			15	H５	３F	有	3 DK	
	松戸新田 第二住宅Ｃ棟			32	H５	３F	有	3 DK	
				1				2 DK	身体障害者用 ＊３
計			1,162戸						

市営住宅一覧表（借上住宅）

No	住宅名	住　所	交通の便	管理戸数	整備年度	階数	エレベーター	間取	備　考
17	三ケ月住宅	270-0026 松戸市三ケ月 1349	・JR新松戸駅下車 徒歩10分	20	H10	4F	有	3L DK	
				10				3 DK	
				2				2 DK	身体障害者用 ＊3
				8				2 DK	老人向住宅 (老人単身申込可) ＊6
18	八柱住宅	270-2253 松戸市日暮 3-6-3	・JR新八柱駅・ 京成電鉄松戸線八柱駅 下車徒歩４分	14	H10	7F	有	3L DK	
				12				2L DK	
				2				2L DK	身体障害者用 ＊3
				6				2 DK	老人向住宅 (老人単身申込可) ＊6
19	栄町住宅	270-0062 松戸市栄町 8-627	・JR馬橋駅下車 徒歩20分 ・JR松戸駅西口下車 京成バス千葉ウエスト 日大歯科病院行 栄町５丁目下車徒歩４分	27	H10	3F	有	3L DK	
				6				3 DK	
				4				2L DK	
				2				2L DK	身体障害者用 ＊3
				6				2 DK	老人向住宅 ＊7
				3				1 DK	老人向住宅 (老人単身申込可) ＊6
20	日暮住宅	270-2253 松戸市日暮 5-110	・JR新八柱駅 ・京成電鉄松戸線八柱駅 下車徒歩４分	37	H12	7F	有	1 DK	老人向住宅 (老人単身申込可) ＊6
				32				2 DK	

市営住宅一覧表（借上住宅）

No	住宅名	住　所	交通の便	管理戸数	整備年度	階数	エレベーター	間取	備　考
21	八柱第二住宅	270-2253 松戸市日暮 3-6-1	・JR新八柱駅 ・京成電鉄松戸線八柱駅 下車徒歩５分	14	H14	7F	有	3DK	
				12				2LDK	
				2				2LDK	身体障害者用 ＊３
				3				2DK	老人向住宅 （老人単身申込可）
				3				1DK	＊６
22	八柱第三住宅	270-2253 松戸市日暮 3-6-2	〃	6	H22	6F	有	3LDK	
				10				2LDK	
				2				2LDK	身体障害者用 ＊３
				17				2DK	老人向住宅 （老人単身申込可） ＊６
23	牧の原団地 １街区１号棟 他17棟	270-2267 松戸市牧の原 435-１等	・京成電鉄松戸線常盤平駅から京成バス千葉ウエスト牧の原団地行５分牧の原小学校下車徒歩３分 ・京成電鉄松戸線八柱駅から京成バス千葉ウエスト牧の原団地行５分牧の原小学校下車徒歩１分等	151	S50	8F・11F	有 ＊８	2DK	単身申込可 ＊１
計			411戸						
合　計			1,573戸						

＊１　単身者が申込みできる住宅は一定の条件に該当した方のみとなります。
＊２　ペア住宅は曾祖父母か２親等内の60歳以上の方と同居することが条件となります（隣合せの部屋で２世帯が生活できます）。
＊３　身体障害者用住宅は、本人もしくは同居者の中に身体障害者手帳を１級～４級、又は戦傷病者手帳を特別項症～第６項症又は第１款症で交付されている方で、車椅子を常時使用していることが条件となります。
＊４　シルバー中金杉住宅（単身用）は、申込される方が、65歳以上であることが条件となります。
＊５　シルバー中金杉住宅（世帯用）は、申込される方が65歳以上で、55歳以上の配偶者又は55歳以上の親族と同居することが条件となります。
＊６　老人向住宅に申込みできる単身の方は、60歳以上であることが条件となります。
＊７　老人向住宅に申込みできる世帯の方は、申込者が60歳以上であり、かつ配偶者、18歳未満の親族、おおむね60歳以上の親族のいずれかと同居することが条件となります。
＊８　一部の棟においては１、４、７階のみ停止となります。

５．市営住宅募集状況

年度		募集戸数	申込者数
H23	空　家（２月募集）	18	468
	空　家（６月募集）	7	397
	空　家（10月募集）	24	557
H24	空　家（２月募集）	21	531
	空　家（６月募集）	20	468
	空　家（10月募集）	17	442
H25	空　家（２月募集）	9	213
	空　家（６月募集）	18	433
	空　家（10月募集）	22	390
	空　家（２月募集）	16	293
H26	空　家（６月募集）	26	417
	空　家（10月募集）	16	392
	空　家（２月募集）	11	413
H27	空　家（６月募集）	14	353
	空　家（10月募集）	17	217
	空　家（２月募集）	18	292
H28	空　家（６月募集）	16	331
	空　家（10月募集）	11	155
	空　家（２月募集）	17	249
H29	空　家（６月募集）	25	288
	空　家（10月募集）	20	201
	空　家（２月募集）	14	147
H30	空　家（６月募集）	16	237
	空　家（10月募集）	14	260
	空　家（２月募集）	17	181
R元	空　家（６月募集）	25	199
	空　家（10月募集）	33	247
	空　家（２月募集）	27	220
R２	空　家（６月募集）	27	234
	空　家（10月募集）	26	221
	空　家（２月募集）	25	238
R３	空　家（６月募集）	34	203
	空　家（10月募集）	37	281
	空　家（２月募集）	31	271
R４	空　家（６月募集）	36	283
	空　家（10月募集）	35	275
	空　家（２月募集）	28	270
R５	空　家（６月募集）	29	339
	空　家（10月募集）	27	269
	空　家（２月募集）	23	298
R6	空　家（６月募集）	24	289
	空　家（10月募集）	24	330
	空　家（２月募集）	17	278

第５節　宅地開発・建築

１．松戸市における宅地開発事業等に関する条例（平成14年４月１日施行）　〔住宅政策課〕

⑴　**目　　的**　この条例は、都市計画法の規定に基づき、開発許可に係る技術基準と市街化調整区域に係る立地基準を定め、併せて宅地開発事業等に関して事前協議制度等を導入することにより、生活環境の整備と住民福祉の増進を図ることを目的とする。

⑵　**開発許可の技術基準**

ア　公　　園　①　住宅の建築を目的とする開発行為の場合、開発区域が0.5ha以上の場合は設置する施設を公園とする。

②　0.3ha以上の開発行為の場合、設置する公園等の面積は、開発面積の６％以上とする。

イ　公益的施設　ごみ収集場の確保、駐車施設の確保（自動車・自転車）、集会所の確保

最低宅地面積の制限　１宅地100㎡　（開発面積が0.1haを超え１ha未満の場合は、120㎡）

（開発面積が１ha以上の場合は、135㎡）

（開発区域が市街化調整区域にある場合は、165㎡）

※開発許可を要さない事業についても、住宅の建築を目的とする事業については、最低宅地面積の制限は事前協議の対象となります。

⑶　**市街化調整区域の立地基準**

ア　市街化調整区域において、開発許可の対象とする土地の区域及び予定建築物の用途

①　区　　域　市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね50以上の建築物が連たんしている地域のうち、市街化区域と一体となっている土地の区域の指定等に係る基準に適合する区域内の土地の関係権利者からの申出に基づき市長が指定した土地の区域

②　予定建築物の用途　一戸建ての住宅

イ　市街化を促進するおそれがない等と認められる開発行為等で、千葉県開発審査会への諮問を経ずに許可することができるものは、次に掲げるものとする。

①　農家等の分家
②　既存集落内における自己用住宅
③　適法に建築された専用住宅の増改築等
④　既造成地内の自己用住宅の建築等
⑤　区域区分日前から既に宅地である土地において、建築基準法別表第２（い）項１号から第３号までに規定する用途の建築等

⑷　**宅地開発事業等に係る事前協議等**

宅地開発事業等を行う者は、開発許可申請又は、建築確認申請の前に、次の事項について協議し、事業計画の公開等をしなければならない。

ア　事前協議の対象となる宅地開発事業等

①　建築物の建築を目的とする事業であって、その事業区域の面積が500㎡以上のもの（自己の居住の用に供するものを除く）

②　20戸以上の共同住宅の建築を目的とする事業

③　５宅地以上の建売住宅若しくは１戸建賃貸住宅の建築

※宅地開発事業等以外の事業で、規則で定めるものを行う場合においても同様とする。

イ　事前協議の対象となる事項

①　敷地内緑化施設の整備等環境の保全に関すること。

②　道路、公園緑地、消防施設等の公共施設の整備に関すること。

③　その他公益的施設の確保等良好な市街地環境の整備に関すること。

ウ　事業計画の公開等

宅地開発事業等を行う者は、市と事前協議をする前に宅地開発事業等に係る事業計画を公開するとともに、事業予定地の隣接地権者に事業概要を説明しなければならない。

２．松戸市ラブホテル建築等規制条例　〔建築指導課〕

⑴　目　　的　この条例は、ラブホテルの建築等の規制に関し必要な事項を定め、もって良好な生活環境及び青少年の健全な教育環境の保護に寄与することを目的とする。

⑵　適用建築物　旅館業法に規定する旅館・ホテル営業の用に供する建築物

⑶　規制地域　商業地域を除く市全域及び学校（幼稚園を含む）、保育所等の児童福祉施設、図書館、病院・診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る）、都市公園、その他指定施設の敷地の周囲200m以内の区域

⑷　主な規定事項

ア　公開板の設置

イ　計画概要書の閲覧

ウ　ラブホテル（主として異性を同伴する客の宿泊又は休憩の用に供するもので、一定の施設・構造・設備等の要件に該当するもの）の建築等の禁止

エ　申請手続き

・　規制地域にホテル等を建築する場合
　建築確認申請前に市長に「ホテル等建築等審査申請書」を提出し、「ラブホテルに該当しない旨の通知書」の交付を受けること。

・　規制地域外にホテル等を建築する場合
　市長に「ホテル等建築等計画届」を提出すること。

オ　その他
　大規模の修繕・模様替えの届出、建築完了検査、定期報告等

３．年度別建築確認申請取扱件数（計画変更を除く）　〔建築指導課〕

（単位：件）

年度	審査機関	建築	昇降機	工作物	小計	合計
R２	松戸市	8	0	2	10	1,638
	指定確認検査機関	1,576	36	16	1,628	
R３	松戸市	15	4	1	20	2,008
	指定確認検査機関	1,898	64	26	1,988	
R４	松戸市	9	2	0	11	2,094
	指定確認検査機関	1,999	51	33	2,083	
R５	松戸市	6	1	0	7	2,082
	指定確認検査機関	1,950	98	27	2,075	
R６	松戸市	6	1	0	7	1,946
	指定確認検査機関	1,871	42	26	1,939	

（R７年３月末日現在）

４．松戸市狭あい道路後退用地等整備要綱　〔建築指導課〕

本市は、平成９年７月１日より「松戸市狭あい道路後退用地等整備要綱」を制定し、細街路の整備に努めている。本要綱の概要は次のとおりです。

⑴ **目的**　この要綱は、狭あい道路の拡幅整備並びに角地におけるすみ切り用地の確保及び整備について必要な事項を定め、もって市街地環境の整備及び災害時等における安全の確保に寄与することを目的とする。

⑵ **事前協議**　狭あい道路に接する土地又は角地を有する土地に建築物を建築し、建築物の敷地の造成工事、又は擁壁等の工作物を築造しようとする者（以下「建築主等」という。）は、あらかじめ確認申請をする前（確認申請を必要としない場合においては、当該工事の着工前）に狭あい道路の拡幅整備並びにすみ切り用地の確保及び整備に関し市と協議するものとする。

⑶ **狭あい道路等に係わる建築主等の措置**

ア　建築主等は、狭あい道路との境界及び後退線又は、暫定後退線を確定し、後退用地となる部分を明確にしなければならない。すみ切り用地についても、同様とする。

イ　建築主等は、後退用地及びすみ切り用地を確定したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

①　後退線上に市が支給した後退杭（後退杭支給申請書（第１号様式）により支給申請したもの）を設置すること。すみ切り用地とすみ切り用地以外の角地部分の土地との境界についても、同様とする。

②　後退用地及びすみ切り用地に既存の建築物、門、塀、擁壁、植栽等がある場合は、これらを撤去すること。

③　狭あい道路と後退用地又はすみ切り用地に高低差がある場合（盛土又は切土により高低差が生じる場合を含む。）は、当該後退用地等を狭あい道路と同じ高さにすること。この場合において、安全上必要な措置を併せて講ずること。

④　後退杭設置後は、すみやかに後退杭設置報告書（第２号様式）を市長に提出すること。

⑤　後退用地及びすみ切り用地の帰属関係について市と協議し、この要綱に基づき、土地使用契約を結ぶ場合は土地使用貸借契約書（第３号様式）を提出すること。また、建築主等は、土地使用貸借契約に際し、暫定後退線による場合は、道路境界確定に関する誓約書（第４号様式）も併せて提出するものとする。

⑷ 道路整備工事等　市は、協議の結果、当該後退用地等について無償で、その所有権を取得したとき、又は使用することについて土地使用貸借契約書による合意が成立したときは、当該後退用地等について道路整備工事を行うものとする。

⑸ 固定資産税の非課税措置　市は、無償で使用することについて合意が成立した後退用地及びすみ切り用地については、地方税法（昭和25年法律第226号）の定めるところにより固定資産税及び都市計画税について非課税措置を講ずるものとする。

５．松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例　〔建築指導課〕

⑴ 目的　この条例は、中高層建築物、特定建築物等の建築等に係る計画の事前公開並びに紛争に係るあっせん及び調停に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資するとともに、準工業地域における工場等の生産環境の維持及び保全並びに生活環境との調和を図ることを目的とする。

⑵ 適用建築物等
ア　延べ面積が300㎡以上で、かつ、第１種低層住居専用地域及び第２種低層住居専用地域にあっては、軒の高さが７ｍを超えるか地上階数３以上の建築物、商業地域を除くその他の地域にあっては、高さが10mを超える建築物
イ　ホテル、旅館、斎場、パチンコ店等の特定建築物
ウ　準工業地域内の作業場の床面積が150㎡を超える工場
エ　隣接する土地の地盤面からの高さが２ｍを超える擁壁

⑶ 主な規定事項
ア　事業計画公開板の設置
イ　近隣住民等への計画内容等の説明
ウ　紛争が生じた場合のあっせん及び調停

第６節　空　家　等　対　策

〔住宅政策課　空家活用推進室〕

松戸市空家等対策の推進に関する条例（平成28年４月１日施行）

１．目　　的　適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、その保全を図り、併せて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策を推進することを目的とする。

２．定　　義　⑴　空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

⑵　特定空家等

空家等が、次のいずれかの状態にあるものをいう。

ア　そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

イ　そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

ウ　適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

エ　その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

３．空家等の所有者等の責務　空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

４．市の責務　関係内部部局間と連携し、空家等対策計画に基づく、相談体制の整備等による実施体制を整備し、市民、事業者、関係行政機関等と協力し、空家等に関する必要な措置を適切に講ずる施策を総合的に推進するものとする。

第　11　章

建　　設

＝内　　容＝

第１節　道　　路 …… 305
　１．都市計画道路 …… 305
　２．市域内道路現況 …… 305
　３．市道舗装状況 …… 305
　４．市道幅員別状況 …… 306
　５．補修事業 …… 306
　６．バリアフリー等整備事業 …… 306
　７．私道整備事業 …… 306
第２節　治水と清流復活 …… 308
　１．治水対策 …… 308
　　⑴　国分川分水路事業(県・市)及び国分川改修事業 …… 308
　　⑵　導水事業 …… 309
　　⑶　準用河川春木川整備事業 …… 309
　　⑷　排水路整備事業 …… 310
　　⑸　雨水貯留池 …… 311
　　⑹　流域貯留浸透事業 …… 313
　　⑺　遊水地借上事業 …… 314
　　⑻　排水機場・樋管及び水門 …… 314
　　⑼　治水監視システム …… 315
　２．清流復活対策 …… 315
　　⑴　水環境改善施設(国・県・市) … 316
　　⑵　河川愛護団体 …… 317
　　⑶　親水施設 …… 317
第３節　下　水　道 …… 319
　１．松戸市に関連する流域下水道概要(全体計画) …… 320
　２．公共下水道 …… 321
　３．下水道普及状況 …… 322
　４．下水道使用料 …… 322

第１節　道　　路

１．都市計画道路

〔都市計画課〕

本市の都市計画道路が最初に決定されたのは昭和17年でしたが、昭和30年用途地域の大幅な変更と同時に既定の計画道路を廃止し、改めて策定しました。また昭和39年用途地域の大幅な追加により道路網の変更を行いました。

更に、昭和44年、JR武蔵野線の建設及び、JR常磐線の複々線化等から広域圏と松戸市との関係により、交通体系を総合的に再検討し変更を行なっています。また、平成元年11月北総鉄道の駅周辺地域等について、市街地整備計画に基づき追加、変更を行い、さらに、平成８年12月外かく環状線の変更、高速外かく環状線の追加等を行い現在の都市計画道路網に至っています。令和７年３月31日現在44路線、約122.240㎞が決定されています。

〔道路建設課〕

都市計画道路進捗状況（市施行事業中路線）　〔用地課〕

（R７.３.31現在）

路線名称	計画延長（m）	完了延長（m）	完了延長率（%）
３・３・６号三矢小台主水新田線	10,980	4,335	39.5
３・３・７号横須賀紙敷線	9,040	7,576	83.8

２．市域内道路現況

〔建設総務課〕

（R７.３.31現在）

区分	実延長（m）	舗装延長（m）	舗装率（%）
国道	17,357	17,357	100
県道	48,571	48,571	100
市道	1,132,042	1,103,841	97.51
計	1,197,970	1,169,769	97.65

３．市道舗装状況

〔建設総務課〕

年度＼項目	市道実延長（m）	舗装道（m）	未舗装道（m）	舗装率（%）
R２	1,128,217.18	1,099,018.29	29,198.89	97.41
R３	1,128,744.20	1,099,853.80	28,890.40	97.44
R４	1,129,735.39	1,101,271.57	28,463.82	97.48
R５	1,130,860.07	1,102,453.20	28,406.87	97.49
R６	1,132,041.94	1,103,840.84	28,201.10	97.51

４．市道幅員別状況

〔建設総務課〕
（R７.３.31現在）

幅員	延長（m）	構成比（%）
4.0m 未満	391,735.99	34.60
4.0m以上 5.5m未満	506,110.83	44.71
5.5m以上 9.0m未満	195,193.85	17.24
9.0m 以上	39,001.27	3.45
計	1,132,041.94	100

５．補 修 事 業

〔道路維持課・道路建設課〕

工事名 / 年度	舗装補修工事		側溝補修工事	
	件数（件）	補修面積（㎡）	件数（件）	工事延長（m）
R２	12	31,782	10	3,261
R３	18	43,180	8	1,590
R４	18	47,673	12	3,812
R５	14	36,376	10	2,802
R６	14	35,997	9	3,805

６．バリアフリー等整備事業

〔道路維持課〕

八柱周辺及び松戸駅西口周辺地区の設計及び関係機関との協議を実施中。

７．私道整備事業

〔建設総務課〕

地域環境の整備を図るため、市が行う私道の整備について、必要な事項を昭和50年４月に定めたが、当初は舗装工事だけで、昭和58年５月に側溝工事を追加した。昭和63年４月からは、コンクリート舗装、ふた付きＵ字溝、Ｌ型溝敷設を、また平成10年４月１日からは可変側溝敷設を、さらに手すり工事を対象工事内容に設け、私道整備を充実させました。

工事の対象となる私道は、原則として幅員が４m以上で公道に接し、築造後５年以上経過し、５世帯以上の住居が隣接し、かつ工事に支障となる物件のないもの。なお、側溝工事にあっては公道の排水施設、又は排水路に接続可能であり、その排水機能が認められるものとします。

工事は市が行い、工事費の地元の負担割合は次のとおりです。

⑴ 両端が公道に接する私道　　25%

⑵ 一端が公道に接する私道　　35%

工事の内容及び構造・規格

区　分	内　容	構造又は規格（単位ミリメートル）	
舗装工事	アスファルト舗装新設	表　層	路　盤
		50	100以　上
	アスファルト舗装補修（オーバーレイ）	表　層	
		50	
	コンクリート舗装新設	現地の状況により市長が必要と認めたもの	
側溝工事	U字溝（ふた付きU字溝を含む。）敷設	幅	深　さ
		240以　内	300以　内
	L型溝敷設	幅	
		350以　内	
	可変側溝敷設	幅	深　さ
		240以　内	550以　内
手すり工事	手すり設置（ステンレス）	現地の状況により市長が必要と認めたもの	

私道整備工事の実施状況

実施年度	申請件数 件	工事内容					地元負担金			
		舗装新設 ㎡	舗装補修 ㎡	側溝 m	手すり m	道路延長 m	舗装新設 円／㎡	舗装補修 円／㎡	側溝 円／m	手すり 円／m
R４	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	232	0	0	0	64.8	5,758	0	0	0
R５	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	210	0	127.0	0	62	4,369	0	22,878	0
R６	2	504	0	0	0	136	2,934	0	0	0
	1	121	0	0	0	38	5,461	0	0	0

※　各年度、上段は両端が公道に接する道路・下段は一端が公道に接する道路

第２節　治水と清流復活

１．治水対策

〔河川清流課〕

本市における河川の流域は、坂川流域、真間川流域及び手賀沼流域に分類されます。これらの流域では昭和30年代後半からの急激な都市化によって、流域の保水機能は大きく低下し、雨水の流出増が顕在化しました。

また、低地における開発の進展は、遊水機能を低下させるとともに水害によって生ずる直接的な資産被害を、大幅に増大させる結果となりました。

本市では、これらの浸水被害解消のため各水系の準用河川及び主要な排水路整備をはじめ、排水機場の建設、遊水地の確保、雨水貯留池の設置や雨水浸透施設の設置指導など総合的な治水対策を推進し、災害に強い安全なまちづくりに努めてまいりました。

また、河川環境についても平成９年の河川法改正を受け、治水・利水に加え河川環境の整備と保全がうたわれる中、住民参加型による地域の意見を反映した取組みによって現在、河川改修を進めているほか、水路などにおける水辺の修景などについても、うるおいのある水辺空間の創出に向け、取組んでまいりました。

今後も、更に総合的な治水対策の推進を図り、河川環境に配慮した様々な取組みに努めるとともに、国・県が管理する市内主要河川の整備促進及び環境整備についても引き続き要請してまいります。

⑴　国分川分水路事業（県・市）及び国分川改修事業

国分川分水路事業（県・市）実績

事業内容＼事業者	千葉県・松戸市 （国分川分水路）	松　戸　市 （坂川下流）
延長	3,362m	1,813m
総事業費	約295億円	約100億円
期間	昭和48年～平成８年	昭和59年～平成５年
流下能力	100㎥／sec	125㎥／sec
用地買収	買収　A＝17,544㎡ 区分所有　A＝ 7,608㎡	買収　A＝32,898㎡
工種	開渠部　ℓ＝ 400m トンネル　ℓ＝2,555m 暗渠　ℓ＝ 407m 排水機場　１箇所	護岸　ℓ＝1,813m 橋　６橋

国分川改修事業実績〔平成６年度～平成19年度〕

事業者	事業内容	工事概要（進捗）
松戸市	総事業費	約57億円
	流下能力	35㎥／sec ～70㎥／sec
	改修延長	1,164m
	橋梁	３橋
	用地買収面積	33,115㎡

⑵ 導水事業

市内河川への導水状況

（R７.３.31現在）

取水河川	導水先河川	導水量（㎥／sec）
坂川（国管理）	坂川上流部	0.50
	新坂川	0.25
富士川等	新坂川	0
ふれあい松戸川（江戸川）	坂川中流部	0～1.33
江戸川（流山揚水場）	準用河川神明堀	0

⑶ 準用河川春木川整備事業

河川延長		1,176m	準用河川指定は1,167m
整備計画延長		1,176m	
流下能力	整備前	7～29㎥／s	
	整備後	35㎥／s	
事業費	約17億円		
事業期間	平成19年度～平成30年度		
進捗状況（H31.3.31現在）	完了区間	1,176m	下流部区間、平成19～22年度 中流部区間、平成23～27年度 上流部区間、平成27～30年度
	整備率	100%	
	残区間	0m	

主な市内河川整備事業



(4) 排水路整備事業

事業内容 / 年度	開水路 (m)	ボックスカルバート ヒューム管敷設 (m)	U字溝敷設 (m)	防護施設設置 (m)	浚渫 ※(m)	他工事 (件)	ポンプ設置関連工事 (件)
H25	441	0	0	142	4,814	1	1
H26	161	0	0	370	5,050	0	0
H27	399	0	0	60	6,068	2	0
H28	109	0	0	151	814	0	5
H29	147	71	0	199	1,179	1	2
H30	190	0	138	30	1,001	1	1
R元	140	57	0	115	596	0	1
R2	234	77	0	38	1,009	0	1
R3	299	0	0	28	2,691	0	1
R4	4	44	0	56	441	2	2
R5	0	0	0	92	358	0	1
R6	24	0	0	210	693	2	0

※浚渫は、平成28年以降㎥で計算

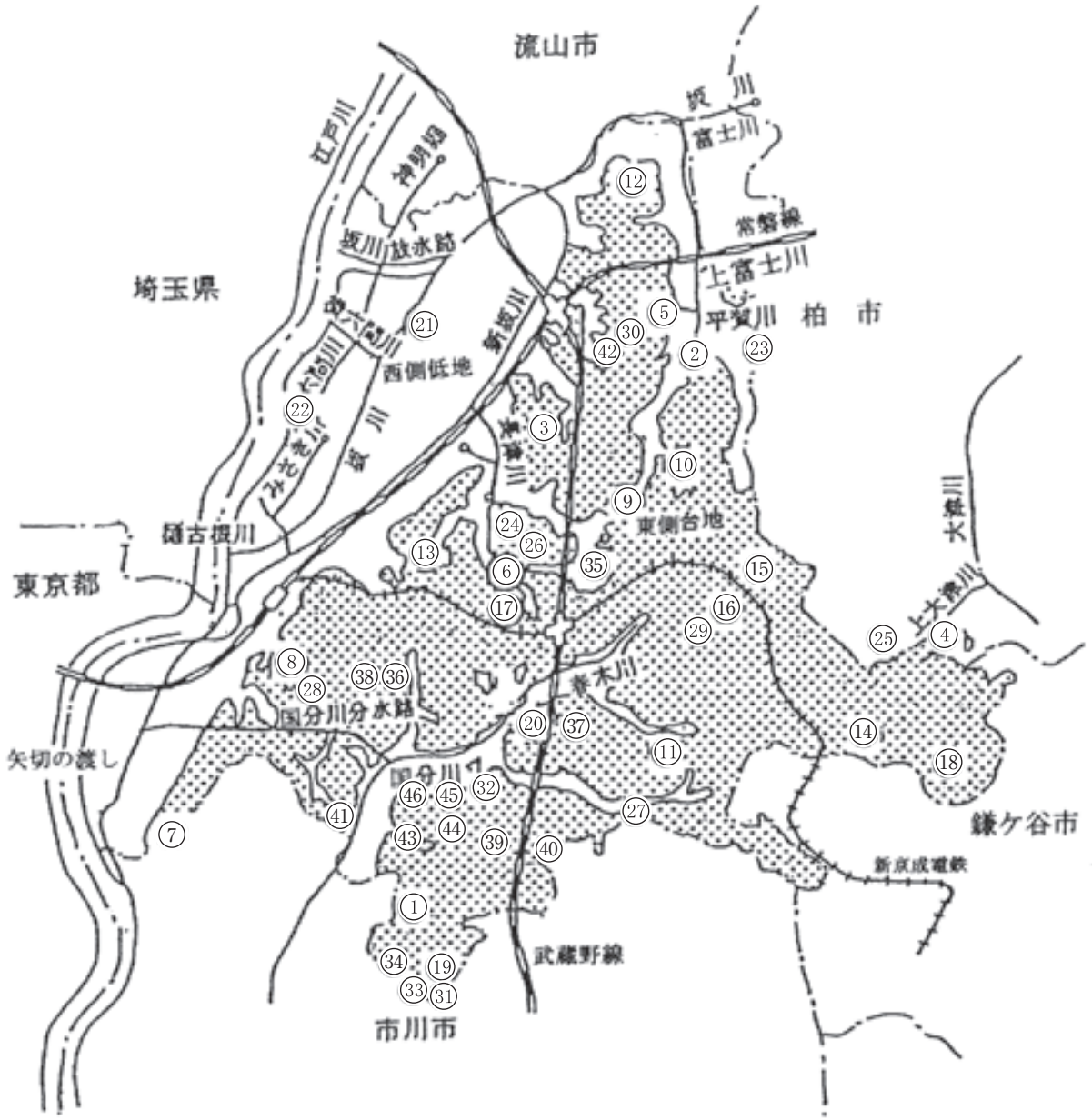
(5) 雨水貯留池

雨水貯留施設諸元

（R７.３.31現在）

	流域	河川名	貯留池名称	集水面積（ha）	貯留量（㎥）	貯留池面積（㎡）	流下量（㎥/S）	放流量（㎥/S）	形式	完成年度	用地
1	真間川		梨香台		13,000	5,000			掘込み式	S50	UR都市機構（H1移管）
2	坂川	平賀川	ユーカリ交通公園	73.40	17,600	6,399	13.000	7.000	掘込み＋地下式	S55	公共用地
3	坂川		八ケ崎８丁目	1.30	130	59			地下式	S55	民間開発（H15移管）
4	手賀沼	上大津川	高柳新田	219.86	31,700	7,540	31.340	17.810	掘込み式	S58	柏市（S61移管）
5	坂川		小金きよしケ丘	9.14	2,000	831	2.290	0.640	掘込み＋地下式	S60	買収
6	坂川		第六中学校	46.57	6,700	2,193	4.500		掘込み式	S61	学校
7	真間川		栗山	33.36	2,900	490	5.200	2.000	地下式	S62	買収
8	坂川		神田川上流	83.30	12,000	2,000	10.400	3.000	地下式	S62	公共用地
9	坂川		八ケ崎４丁目	0.66	300	61	0.120	0.005	地下式	S62	公共用地
10	坂川		小金原鉄塔線下	40.32	5,000	1,050	4.600	1.600	地下式	S62	道路（下水道維持課管理）
11	真間川		牧の原		23,000	12,140			掘込み式		UR都市機構（S61移管）
12	坂川		殿平賀原の山	3.46	300	152	0.221	0.003	地下式	S63	土地区画整理組合（S63移管）
13	坂川		上本郷小学校	34.04	5,000	1,040	6.350	2.440	地下式	H1	学校
14	手賀沼		五香六実一文字第一	32.00	5,000	864	4.130	1.510	地下式	H3	公共用地
15	坂川		金ケ作西ケ沢		1,000	2,000			掘込み式	H3	借地
16	真間川		常盤平	32.00	5,700	882	4.130	1.510	地下式	H4	公園（下水道維持課管理）
17	坂川		松戸新田第二市営住宅		160	360		0.013	地下式	H5	公共用地
18	手賀沼		五香六実一文字第二	87.99	8,300	3,540	10.870	4.000	掘込み式	H6	買収
19	真間川		高塚新田	57.00	425	81	7.644		地下式		民間開発（H1移管）
20	真間川		河原塚寺ノ台	3.94	5,200	928		0.099	掘込み式		土地区画整理組合（H8移管）
21	坂川		西馬橋	1.17	187	240	0.450		掘込み式		土地区画整理組合（H8移管）
22	坂川		古ケ崎		490	350			掘込み式		土地区画整理組合（H9移管）
23	坂川		根木内東		1,781	457			掘込み式		民間開発（H9移管）
24	坂川		中和倉寒風沖	0.40	144	36			地下式		民間開発（H10移管）
25	手賀沼		高柳中島込	0.83	171	127		0.010	地下式		民間開発（H11移管）
26	坂川		中和倉寒風	0.39	196	50			地下式		民間開発（H12移管）
27	真間川		関台	10.70	14,000	4,135		0.268	掘込み式		土地区画整理組合（H12移管）
28	坂川		松戸赤発毛	0.50	145	67		0.500	掘込み＋地下式		民間開発（H12移管）
29	真間川		牧の原１丁目	16.10	1,190	400		0.023	地下式		民間開発（H12移管）
30	坂川		幸谷ボッケ		162	40			地下式		民間開発（H13移管）
31	真間川		高塚新田北谷台第１	0.91	588	260		0.003	地下式		民間開発（H13移管）
32	真間川		和名ケ谷東台	0.72	400	102		0.004	地下式		民間開発（H13移管）
33	真間川		高塚新田北谷台第２	0.57	313	78			地下式		民間開発（H14移管）
34	真間川		高塚新田北谷台第３	0.88	485	182			地下式		民間開発（H14移管）
35	真間川		金ケ作陣屋前	0.72	145	145			掘込み式		土地区画整理組合（H15移管）
36	坂川		松戸新田陣ケ前		2,569	626			地下式		民間開発（H17移管）
37	真間川		河原塚宮ノ内	2.25	3,568	900			掘込み式		土地区画整理組合（H18移管）
38	坂川		松戸白山	0.39	198	67			掘込み式		民間開発（H18移管）
39	真間川		紙敷（３号）	39.17	15,148	7,900			掘込み式	H20	土地区画整理組合（H22移管）
40	真間川		紙敷（１号）	6.48	4,236	1,694			掘込み式		土地区画整理組合（H22移管）
41	真間川		大橋		180	202			掘込み式		民間開発（H23移管）
42	坂川		二ツ木	5.79	1,580	494			地下式	H21	土地区画整理組合（H25移管）
43	真間川		秋山（１号）	19.97	23,165	7,350			掘込み式		土地区画整理組合（H27移管）
44	真間川		秋山（２号）	3.46	4,740	1,897			掘込み式		土地区画整理組合（H27移管）
45	真間川		秋山（３号）	2.56	3,477	1,625			掘込み式		土地区画整理組合（H27移管）
46	真間川		秋山（４号）	10.92	14,814	4,797			掘込み式		土地区画整理組合（H27移管）

松戸市地形概要（雨水貯留池位置図）



○数字は、雨水貯留施設の所在地

(6) 流域貯留浸透事業

松戸市学校貯留施設一覧表　　(R7.3.31現在)

番号	施設名称	貯留量(㎥)	貯留池面積(㎡)	完成年度	備 考
1	松飛台第二小学校	1,060	10,350	S52	教育委員会管理
2	栗ケ沢中学校	3,000	10,600	S55	
3	六実中学校	1,200	9,000	S55	教育委員会管理
4	和名ケ谷中学校	1,770	20,330	S57	教育委員会管理
5	県立松戸向陽高等学校	13,590	24,000	S58	千葉県管理
6	旭町中学校	1,500	8,800	S60	教育委員会管理
7	稔台小学校	730	4,100	S61	
8	県立松戸国際高等学校	1,580	18,400	S61	千葉県管理
9	聖徳大学附属女子高等学校	30,500	52,200	S61	聖徳学園管理
10	東部小学校	800	9,200	S62	
11	県立松戸南高等学校	2,080	14,000	S62	千葉県管理
12	第五中学校	1,030	7,200	S63	
13	大橋小学校	600	6,000	H1	
14	牧野原中学校	900	9,600	H1	
15	常盤平第二小学校	850	4,500	H2	
16	梨香台小学校	590	4,000	H2	
17	常盤平第一小学校	500	4,500	H3	
18	河原塚小学校	620	6,600	H3	
19	常盤平第三小学校	500	4,300	H4	
20	牧野原小学校	500	3,300	H4	
21	松飛台小学校	500	7,600	H5	
22	松ケ丘小学校	500	4,300	H6	
23	和名ケ谷小学校	500	4,000	H7	
24	常盤平中学校	660	4,900	H8	
25	第四中学校	540	4,800	H9	
26	河原塚中学校	520	3,900	H10	
27	市立松戸高等学校	510	1,040	H11	
28	寒風台小学校	510	5,000	H13	
29	第三中学校	780	4,300	H13	
30	八ケ崎小学校	510	2,800	H14	
31	上本郷小学校	500	4,000	H14	
32	東松戸小学校	386	3,084	H27	
33	松戸市市民交流会館	237	1,580	H28	旧新松戸北小学校

(7) 遊水地借上事業

遊 水 地 借 地 実 績

（R７.３.31現在）

流 域 名	地 区 名	借 地 面 積	借地人数
真間川	紙敷（紙敷川上流部）	711 ㎡	1人
真間川	和名ケ谷・紙敷・大橋（黎明橋下流部）	14,325 ㎡	10人
坂 川	東 平 賀	773 ㎡	2人
坂 川	中 和 倉	631 ㎡	1人
合 計		16,440 ㎡	14人

(8) 排水機場・樋管及び水門

排 水 機 場 ・ 樋 門 一 覧 表

（R７.３.31現在）

名 称	管 理 者	放流先	ポンプ設備		
			口径（㎜）	揚水量（㎥／Ｓ）	
松戸排水機場	国土交通省	江戸川	3,300 4,600	25㎥／Ｓ×２台＝50 50㎥／Ｓ×１台＝50	100
松 戸 水 門	国土交通省	江戸川	19.1m×13.76m×２門		390
古ケ崎排水機場	国土交通省	江戸川	1,800	7.5㎥／Ｓ×２台＝15	15
樋野口排水機場	千 葉 県	江戸川	2,000 1,100	10㎥／Ｓ×１台＝10.0 2.5㎥／Ｓ×２台＝5.0	15
樋野口排水樋管	国土交通省	江戸川	5.00m×4.90m×２門		45
赤 坎 樋 門	国土交通省	江戸川	2.5m×4.9m×１門 2.5m×4.4m×２門		38
柳原排水機場	千 葉 県	江戸川	2,000	8.67㎥/Ｓ×３台＝26.01	26
柳 原 水 門	国土交通省	江戸川	13.06m×12.53m×１門		125
柳 原 樋 管			3.16m×6.40m×１門		
馬橋排水機場	松 戸 市	坂 川	800 600	1.5㎥／Ｓ×３台＝4.5 0.6㎥／Ｓ×１台＝0.6	5.1
栄町西排水機場	松 戸 市	六間川	600 250 100	0.78㎥／Ｓ×２台＝1.56 0.1㎥／Ｓ×１台＝0.1 0.025㎥／Ｓ×１台＝0.025	1.69
栄町排水機場	松 戸 市	坂 川	800 500	1.6㎥／Ｓ×２台＝3.2 0.5㎥／Ｓ×１台＝0.5	3.7
中堀排水機場	松 戸 市	坂 川	1,000 600 200	1.93㎥／Ｓ×１台＝1.93 0.8㎥／Ｓ×１台＝0.80 0.08㎥／Ｓ×１台＝0.08	2.81
矢切新田堀排水機場	松 戸 市	坂 川	700	0.9㎥／Ｓ×２台＝1.80	1.83
			150	0.025㎥／Ｓ×１台＝0.025	
三軒屋排水機場	松 戸 市	六間川	400	0.33㎥／Ｓ×２台＝0.66	1.66
			500	0.5㎥／Ｓ×２台＝1.00	

注）樋野口排水機場（県より管理委託）

⑼ 治水監視システム

治水監視・映像システム一覧

（R７.３.31現在）

名　　称	監　視　内　容	設　置　個　所
河川・水路監視装置	雨量 河川・水路水位	紙敷川 春木川 春木川上流 上矢切水路 和名ケ谷水門 栄町西三丁目
排水機場監視装置	雨量 河川水位 流入水路の水位 ポンプ・除塵機・ゲート稼働状況 故障状況	栄町 栄町西 中堀 馬橋 矢切新田堀 三軒屋
雨水貯留池監視装置	雨量 水位 ポンプ稼働状況 故障状況	上本郷小学校 神田川上流 小金きよしケ丘 五香六実一文字第一 五香六実一文字第二 高柳新田 ユーカリ交通公園 第六中学校 梨香台 関台
映像監視装置	静止画	紙敷川 春木川 上矢切水路 和名ケ谷水門 春木川上流 栄町西三丁目 小金きよしケ丘 五香六実一文字第二 高柳新田 ユーカリ交通公園 第六中学校 関台

２．清流復活対策

平成４年に、市民・事業者・行政の責務を明らかにした「川をきれいにする条例」を制定し、「魚の住めるきれいな川づくり」をスローガンに掲げ、市民と一体となり清流復活に関する事業を推進してきました。

坂川流域では、平成５年に江戸川中流部と坂川流域が水環境改善緊急行動計画の対象河川に指定され、「清流ルネッサンス21」並びに「清流ルネッサンスⅡ」による清流復活に向けた事業が、流域住民・国・県・市からなる地域協議会によって展開されてきました。平成23年10月の最終地域協議会で「江戸川中流部及び坂川河川網水環境復活宣言」が採択されましたが、良好な水環境の維持には、引き続き現在の協力体制を維持していく必要があるため、江戸川中流部及び坂川河川網の水環境を維持することを目的とした「江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会」を設立し、活動を継続しています。

また、真間川流域でも、国分川の改修に伴い、河川愛護団体による浄化活動や、河川を利用した環境学習活動が展開されています。

(1) 水環境改善施設（国・県・市）

水環境改善施策総括表

（R７.３.31現在）

区分	メニュー	内　　容	実施主体	完成年度
河川事業	流水保全水路の整備	坂川から江戸川に流入する汚濁水を本川と分離して、新たに造成した保全水路を流下させ、上水の取水口をバイパスする。	国土交通省	H9
	浄化用水の導入	江戸川と坂川が流水保全水路により分離されることによって水流の滞留が引き起こされる。そのために発生する水質悪化を防止することを目的として流水保全水路から試行的に浄化水を導入し、その効果の把握に努める。	国土交通省	H10
	北千葉導水事業	北千葉導水路を利用して、坂川、新坂川の水質改善を図る。	国土交通省	H10
	河川浄化施設の設置	古ケ崎浄化施設（浄化水量2.5㎥/s、BOD除去率75%）	国土交通省	H10（休止中）
		中根浄化施設（浄化水量0.27㎥/s、BOD除去率75%）	千葉県	H7（休止中）
		富士川浄化施設（浄化水量0.363㎥/s、BOD除去率75%）	千葉県	H12（休止中）
		大金平浄化施設（浄化水量0.044㎥/s、BOD除去率75%）	千葉県	H9（休止中）
		野々下水路浄化施設（浄化水量0.07㎥/s、BOD除去率75%）	千葉県	H13
		小金清志町浄化施設（浄化水量0.010㎥/s、BOD除去率75%）	松戸市	H12（休止中）
		小山浄化施設（浄化水量0.017㎥/s、BOD除去率75%）	松戸市	H2（休止中）
		二ツ木浄化施設（浄化水量0.078㎥/s、BOD除去率75%）	松戸市	H5
		神田川上流浄化施設（浄化水量0.030㎥/s、BOD除去率75%）	松戸市	H3（休止中）
		矢切新田堀浄化施設（浄化水量0.012㎥/s、BOD除去率71%）	松戸市	H4（休止中）
		名都借都市下水路浄化施設 （浄化水量0.139㎥/s、BOD除去率66%以上）	流山市	H12
		市野谷１号雨水幹線浄化施設（野々下）（簡易浄化タイプ） （浄化水量0.019㎥/s、BOD除去率10%）	流山市	休止中
		野々下２丁目地先水路浄化施設（簡易浄化タイプ） （浄化水量0.003㎥/s、BOD除去率10%）	流山市	H14
	雨水貯留浸透施設の設置	雨水流出防止及び水流確保を図る目的で雨水貯留浸透施設を設置する。	松戸市 流山市 柏市	S62～継続

⑵ 河川愛護団体

河川愛護団体一覧（助成金交付団体）

（R７.３.31現在）

No.	団体名（設立月日）	活動区域	活動状況
1	西馬橋環境を守る会（H5.8.5）	新坂川（馬橋駅前）	新坂川の定期清掃実施、馬橋駅前美化活動（花の植栽・維持管理）、江戸川松戸フラワーライン整備事業への参画
2	大清泉の湧水を復元し、周辺の自然環境を守る会（H3.6.23）	上富士川	国分川の定期清掃実施、水生生物の保護、花壇及び湧水池の維持管理
3	六間川をきれいにする会（H6.4.1）	六間川（馬橋高校付近）	六間川の定期清掃実施、六間川桜並木付近の花の植栽・維持管理 江戸川松戸フラワーライン整備事業への参画
4	松戸西部環境を守る会（H6.4.1）	坂川	東堀美化活動（花の植栽・維持管理） 江戸川松戸フラワーライン整備事業への参画
5	坂川の花桃を愛する会（H22.11.27）	坂川	坂川河畔の「花桃の木」の維持・育成・管理 近隣の小学生向け出前授業、清掃活動、稚魚の放流

⑶ 親水施設

松戸市親水施設一覧表

（R７.３.31現在）

番号	名称	場所	種別	面積（㎡）	総面積（㎡）	完了年度	備考
1	川の一里塚（主水新田）	主水新田	川の一里塚	4,555.65	4,555.65	H14	
2	川の一里塚（古ケ崎）	古ケ崎	川の一里塚	5,049.93	5,049.93	H6	
3	川の一里塚（樋野口）	樋野口	川の一里塚	9,494.34	9,619.34	H11	
			小休憩所	125.00			
4	川の一里塚（矢切）	下矢切	川の一里塚	9,189.58	9,189.58	H5	
5	富士川親水広場	東平賀	親水広場	2,378.00	2,443.00	H12	
			鉄塔脇	65.00			

番号	名　称	場　所	種　別	面積（㎡）	総面積（㎡）	完了年度	備　考
6	坂川親水広場	上矢切	親水広場	5,963.81	8,539.50	H8	
			駐車場	1,875.69			
			親水広場	700.00			
7	柳原親水広場	下矢切	水閘広場	3,094.36	4,462.05	H8	
			駐車場広場	1,367.69			
8	大金平親水施設	大金平	親水緑地	862.00	862.00		
9	坂川分派親水施設	小金	親水緑地	1,281.64	1,281.64		
10	旭町水辺広場	旭町	水辺緑地	1,517.00	1,517.00	H8	
11	幸田湧水	幸田	湧水池	110.00	110.00	H8	
12	大清水湧水	栗ケ沢	湧水池	84.00	84.00		町会管理
13	千駄堀湧水広場	千駄堀	湧水池	1,158.00	1,158.00	H7	
14	上本郷湧水(カンスケ井戸)	上本郷	湧水池	95.00	95.00	H7	公園緑地課
15	上本郷宮の下湧水	上本郷	湧水池	101.51	101.51		
16	竹ケ花雷電湧水	竹ケ花	湧水池	27.32	27.32	H8	
17	秋山湧水	秋山	湧水池	119.32	119.32		
18	江戸川松戸フラワーライン	古ケ崎	花畑等	19,918.00	19,918.00		30358.71㎡
19	ふれあい松戸川(流水保全水路)	松戸	散策路	2,656.00	2,656.00	H10	国土交通省管理
20	坂川上流部ハナモモ並木	新松戸	散策路	445.00	445.00		
21	坂川親水プロムナード	馬橋	散策路	2,809.60	2,809.60		みどりと花の課
22	坂川中流部カワヅザクラ並木	松戸	散策路	137.90	137.90		
23	坂川下流部カツラ並木	上矢切～下矢切	散策路	13,776.64	13,776.64	H10	
24	坂川・四季の道	下矢切	休憩施設	370.00	370.00	H10	
25	新坂川緑道サクラ並木	新松戸～馬橋	散策路	1,290.00	1,290.00	H11	
26	六間川プロムナード	古ケ崎	散策路	900.00	900.00	H11	
27	国分川サクラ並木	和名ケ谷	散策路	2,515.20	2,515.20		
28	小山親水水路(南部のせせらぎ)	小山	親水水路	304.00	304.00		
29	新松戸多目的護岸	新松戸	多目的護岸	60.00	60.00	H10	
30	栄町多目的護岸	栄町	多目的護岸	100.00	100.00	H10	
31	坂川緑化護岸	下矢切	緑化護岸	1,960.00	1,960.00	H8	
32	新松戸親水護岸	新松戸	親水護岸	350.00	350.00	S60	
33	中根親水護岸(北松戸プロムナード)	中根	親水護岸	750.00	750.00	H9	
34	北松戸親水護岸	北松戸	親水護岸	250.00	250.00	H9	
35	坂川プロムナード	新松戸	河川緑地	116.00	116.00		みどりと花の課(樹木) 道路維持課(除草)
36	坂川放水路ハナミズキ並木	主水新田	河川緑地	480.00	480.00		
37	新坂川緑化護岸	新松戸	河川緑地	37.74	37.74		
38	六間川サクラ並木	旭町	河川緑地	254.40	254.40	H15	
39	国分川緑地	和名ケ谷	河川緑地	302.64	302.64		
40	松戸緊急用船着場	小山	船着場	5,147.70	5,147.70		
41	坂川富士川遊歩道	幸田	散策路	2,922.00	2,922.00	H29	
42	春雨橋親水広場	松戸	親水広場	834.00	834.00	H29	
43	新松戸親水施設	新松戸	親水広場	186.00	186.00	H30	
44	横須賀親水護岸	新松戸	親水護岸	2,976.00	2,976.00	R元	

第３節　下　　水　　道

〔下水道整備課〕

下水道は、都市における雨水排除や、工場・家庭排水の処理による生活環境の向上と共に、公共用水域の水質保全を目的とした施設です。

本市の下水は、手賀沼と江戸川左岸の２つの流域下水道で処理する計画となっています。

しかし、流域下水道が本市に到達する以前は、単独公共下水道として昭和35年に常盤平地区、昭和44年に小金原地区、続いて昭和52年に新松戸地区の供用を開始しました。

流域下水道は、昭和47年に手賀沼、昭和48年に江戸川左岸が事業認可を取得し整備に着手、昭和60年には栗山に江戸川左岸流域下水道江戸川幹線が、また昭和62年には六高台に手賀沼流域下水道松戸幹線が到達しました。

本市においても、流域下水道の進展に伴い昭和58年から本格的な下水道整備に着手し、昭和60年には流域関連公共下水道として初めて栗山地区の一部を供用開始しました。

その後、整備は計画的に進められ、令和６年度末では処理区域面積4,126haで普及率90.2％に達しています。

〔下水道経営課〕

また、松戸市公共下水道に係る事業の受益者負担に関する条例に基づき、次のとおり賦課し、面整備を進めています。

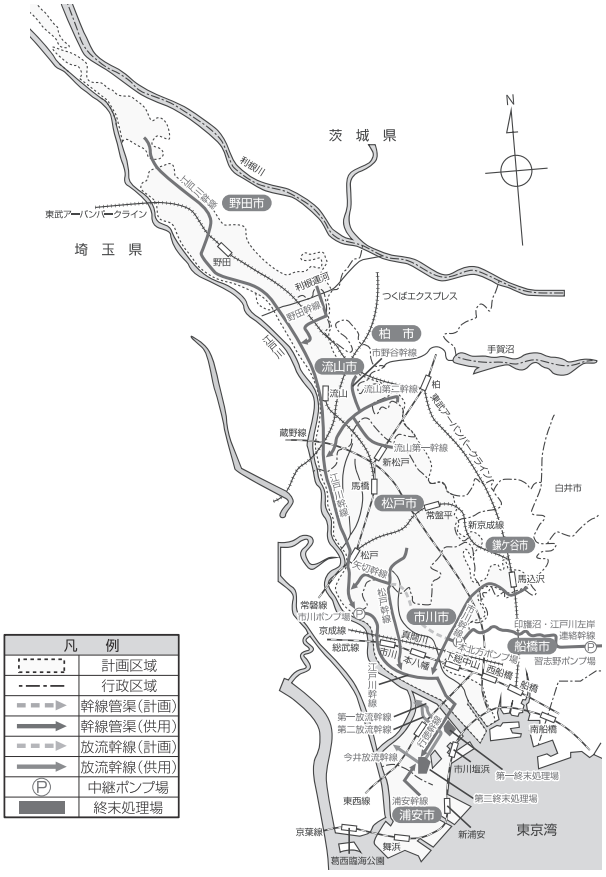
年度	新　規　賦　課　対　象　区　域	区域面積（ha）
R５	古ケ崎、古ケ崎三丁目、栄町西四丁目、栄町西五丁目、河原塚、田中新田、金ケ作、栗ケ沢、串崎新田、松飛台、五香南一丁目、五香西一丁目、五香西四丁目の各一部	17.19
R６	古ケ崎、栄町西四丁目、河原塚、幸谷、金ケ作、千駄堀、栗ケ沢、串崎新田、松飛台、六実五丁目、五香南一丁目、五香南三丁目、五香西一丁目、五香西二丁目の各一部	17.78
R７	小山、二十世紀が丘戸山町、二十世紀が丘梨元町、上矢切、稔台、古ケ崎、和名ケ谷、大橋、秋山、河原塚、金ケ作、千駄堀、栗ケ沢、八ケ崎四丁目、串崎新田、松飛台、六高台八丁目、五香七丁目、五香南一丁目、五香西二丁目、根木内の各一部	19.35

1．松戸市に関連する流域下水道概要（全体計画）

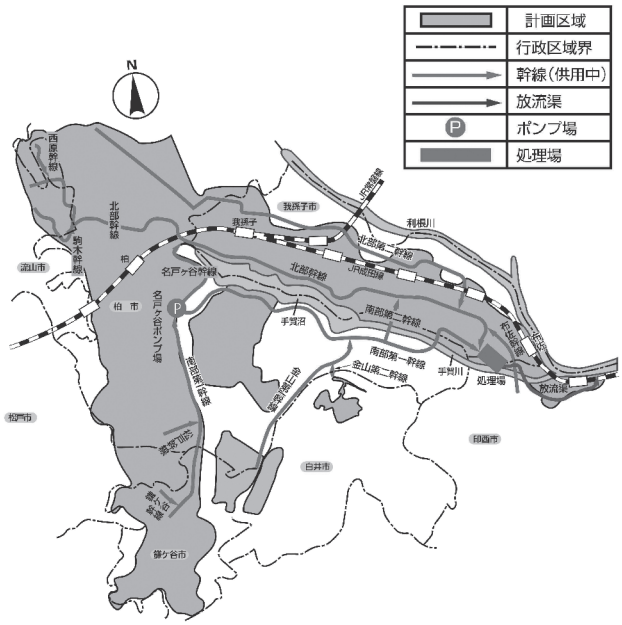
〔下水道整備課〕
（令和７年３月）

区分／名称	江戸川左岸流域下水道	手賀沼流域下水道
関係都市	８市 市川市、松戸市、流山市、野田市 柏市、船橋市、浦安市、鎌ケ谷市	７市 我孫子市、柏市、流山市、松戸市 鎌ケ谷市、印西市、白井市
計画処理面積	約　19,600ha	約　12,100ha
計画処理人口	約　　138万人	約　　66万人
計画汚水量	約　　52.4万㎥／日平均	約　　26.3万㎥／日平均
管渠延長	約　　115㎞	約　　88㎞
ポンプ場	３カ所	１カ所
終末処理場位置	江戸川第一終末処理場（市川市） 江戸川第二終末処理場（市川市）	手賀沼終末処理場 （我孫子市、印西市）
処理場面積	約　　30ha（第一終末処理場） 約　　26ha（第二終末処理場）	約　　40ha
処理方法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法＋急速ろ過法、標準活性汚泥法、凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法＋急速ろ過法	標準活性汚泥法＋急速ろ過法
着手年度	昭和47年度	昭和46年度
計画目標年次	令和31年度	令和８年度

江戸川左岸流域下水道計画図



手賀沼流域下水道計画図



２．公共下水道

〔下水道維持課〕

〔常盤平終末処理場〕

常盤平終末処理場は、金ケ作排水区域の汚水を処理するため、昭和35年４月処理人口25,000人を対象に散水ろ床方式の終末処理場として供用開始しました。その後、人口増加への対応と水質汚濁防止法の改正に適応するため散水ろ床方式から標準活性汚泥方式に変更し、２回にわたり拡張、改築され計画処理人口34,000人の終末処理場になりました。昭和62年から金ケ作排水区域の一部66haを流域に接続したことにより、現在は163ha、処理人口20,551人の汚水を処理しています。

又、沈砂池、最初沈澱池及び曝気槽の覆蓋並びに脱臭装置の改善等周辺環境に配慮した整備に努めています。

・所在地　　松戸市常盤平松葉町１番地の３

・敷地面積　　18,708㎡

・計画処理人口　　22,000人

・計画処理水量　　晴天時　　12,700㎥／日

雨天時　　38,100㎥／日

・処理面積　　163ha

・処理方式　　標準活性汚泥方式

・排除方式　　合流式

作　業　状　況　（令和６年度）

月	処理水量	月	処理水量	月	処理水量	月	処理水量
4	237,614㎥	7	280,096㎥	10	257,972㎥	1	231,471㎥
5	263,479㎥	8	275,133㎥	11	229,417㎥	2	209,018㎥
6	295,938㎥	9	237,625㎥	12	225,665㎥	3	270,227㎥
						合計	3,013,655㎥

３．下水道普及状況

〔下水道維持課〕

（R７.３.31現在）

行政区域面積	6,138ha
行政区域人口	500,922人
市街化区域面積	4,444ha
下水道法事業計画区域面積	4,225ha
処理区域面積	4,125.99ha
処理区域内人口	451,931人
水洗化人口	433,826人
普及率 $\left\{\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域人口}}\right\}$	90.22％
水洗化率 $\left\{\frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}}\right\}$	95.99％

４．下水道使用料

〔下水道経営課〕

（１か月使用料税込）（R７.４.１現在）

汚水区分	使用料	
	基本使用料	超過使用料
一般	10㎥まで 1,060.40円	従量別区分　１㎥使用料 10㎥を超え　20㎥まで　140.80円 20㎥を超え　30㎥まで　178.20円 30㎥を超え　50㎥まで　210.10円 50㎥を超え　80㎥まで　308.00円 80㎥を超え　200㎥まで　372.90円 200㎥を超える分　486.20円
公衆浴場		１㎥につき24.20円

第　12　章

消　　防

＝内　　容＝

第１節　概　　要 …… 323
第２節　機　　構 …… 323
　１．松戸市消防局・消防署の組織 …… 323
　２．消防団の組織 …… 324
　３．消防団員数 …… 324
第３節　消防施設 …… 325
　１．消防自動車等の数 …… 325
　　⑴　局　・　署 …… 325
　　⑵　消　防　団 …… 325
　２．消防通信施設の現況 …… 326
　３．気象観測施設の現況 …… 326
　４．消防水利の現況 …… 327
第４節　火災予防 …… 327
　１．予防査察 …… 327
　２．市民指導・広報等 …… 327
　３．危険物施設の現況 …… 328
第５節　火災状況 …… 328
　１．火災発生状況 …… 328
　２．損害見積額 …… 328
　３．焼失面積と覚知別火災発生件数 … 328
第６節　救急救助業務 …… 329
　１．救急事故別出場状況 …… 329
　２．救助事故別出場状況 …… 330

第１節　概　　要

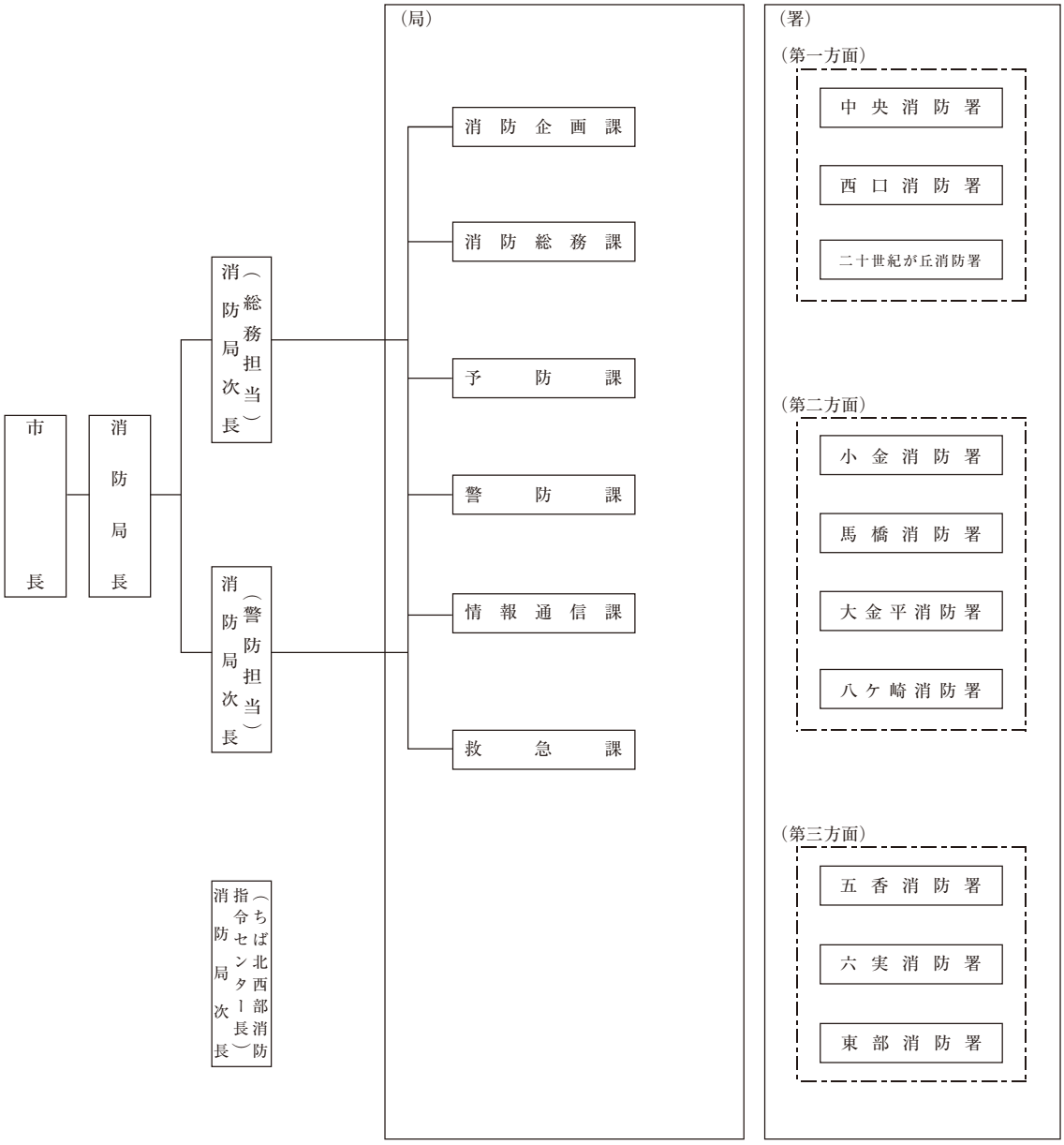
本市の消防は、昭和29年消防組織法に基づき、消防本部・消防署及び消防団を２本の柱として自治体消防発足以来、70余年の間、内部組織の整備、消防力の強化、予防、警防機能の近代化・効率化等をめざして、たゆまぬ努力を続けてきました。

令和７年４月１日現在の消防体制は、常設機関にあっては１消防局10消防署の体制をとり、消防車両86台、消防職員525名（定数520名）を配置し、市民の安全を守る防災担当として、火災の防ぎょ、救急、救助、その他あらゆる災害の防除のため、日夜その重責を担っています。

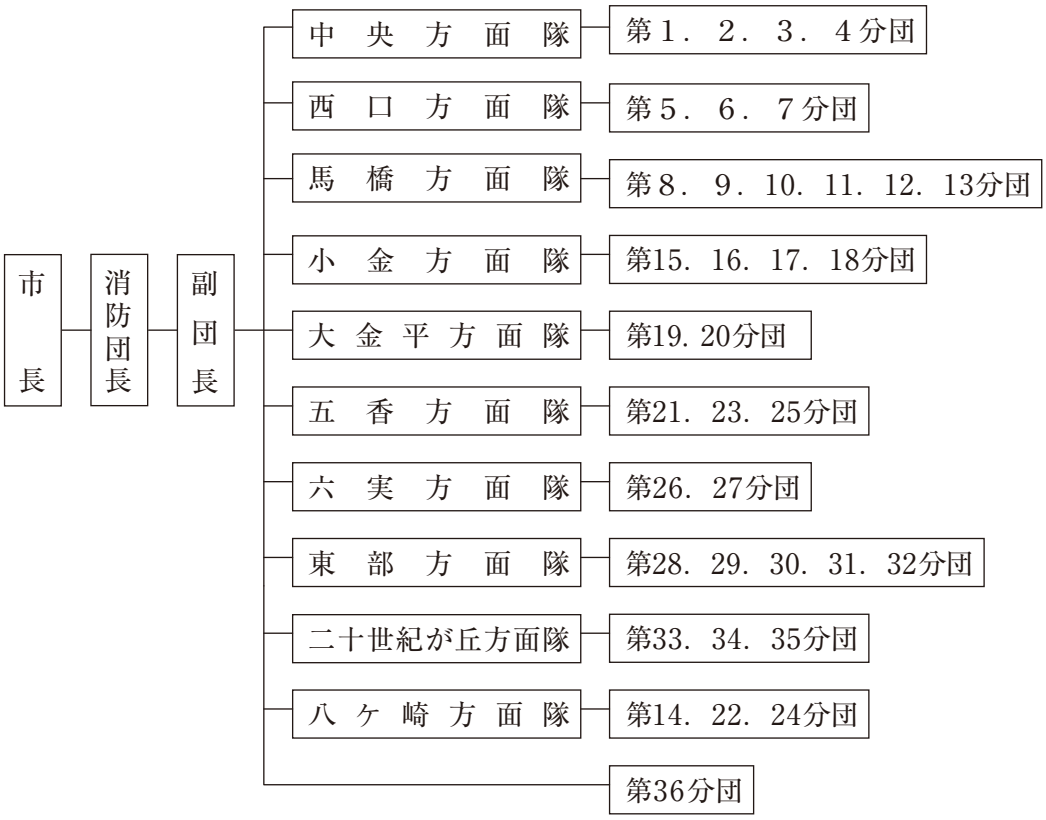
一方、非常備の消防団にあっては、市内を１団本部10方面隊（36個分団）に分け、団員数510名（定数640名）、消防ポンプ車８台、小型ポンプ付積載車34台で、常設消防と渾然一体となって、災害発生時における火災の消火・警戒・水害及び地震災害等の防災活動に当っています。

第２節　機　　構

１．松戸市消防局・消防署の組織



2．消 防 団 の 組 織



3．消 防 団 員 数

（R７．４．１）

階級 / 役職名	計	団長	副団長		分団長				副分団長	部長	班長	団員
		団長	副団長	方面隊長	方面隊長	方面副隊長	本部付	分団長	副分団長	部長	班長	団員
定数	640人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実数	510人	1	6	0	10	12	1	34	37	54	68	287

第３節　消防施設

１．消防自動車等の数

⑴ 局・署

（R７.４.１）

種別	台数（台）	備考	種別	台数（台）	備考
消防救急車	0		起震車	1	
ポンプ車	5		指令車	1	
水そう付消防車	9		非常用車両	6	
化学消防車	2		隊員輸送車	9	
積載車	1		資機材搬送車	2	
はしご付消防車	5		照明電源車	1	
ミニ消防車	3		救急指導車	2	
救急車	14		空気充てん車	1	
救助工作車	3		支援車	1	
指揮車	5		合計	86	
防火指導車	13				
広報車	1				
原因調査車	1				

※　起震車

大地震のとき、ふだんの心構えと準備で地震の被害を少くすることができます。そこで本市では多くの人が地震を体験し､「身の安全」「火の始末」等を反射的行動として身に付けられるよう、町会、各種団体、事業所などで「起震車」による地震体験指導を行っています。

この起震車はコンピューターに記憶された過去の地震８種類が体験できます。また、起震装置の発動発電機は災害時に非常電源として使用できます。

〔利用状況〕

	出向件数	体験者数
R６年度	８件	715人

⑵ 消防団

種別	台数（台）
普通消防車	8
積載車	34
小型動力ポンプ	34

2．消防通信施設の現況

（R7.4.1）

種別＼所属別			ちば北西部消防指令センター	計	消防局	中央署	西口署	馬橋署	小金署	大金平署	五香署	六実署	東部署	二十世紀が丘署	八ケ崎署	訓練センター	総務部危機管理課
通信指令台	指令台		10	0													－
	指揮台		1	0													－
有線電話	電話交換機		1	1	1												－
	119番 回線		34	0													－
	指令回線		3	11			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	専用線		7	0													－
	加入回線		2	27	10	4	1	1	2	1	3	1	1	1	1	1	－
	消防電話	市役所		3	3												－
		警察		2	2												－
		各消防署		10		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		－
	ファクシミリ装置			16	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		－
	聴覚障害者用ファクシミリ		1	0													－
無線設備	基地局		1	1	1												－
	移動局デジタル	車載型		67	15	7	6	5	7	3	7	4	4	4	5		－
		可搬型		22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		－
		携帯型		104	20	14	9	9	11	4	14	7	4	7	5		－
	移動局アナログ	車載型		1	1												－
		携帯型		193	53	22	14	12	17	8	24	12	8	12	11		－

3．気象観測施設の現況

（R7.4.1）

種別＼所属別	計	消防局	中央署	西口署	馬橋署	小金署	大金平署	五香署	六実署	東部署	二十世紀が丘署	八ケ崎署
総合気象観測装置	1	1										
風向、風速計	4	1			1				1	1		
雨量計	10	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1

4．消防水利の現況

（R７.４.１）

区分＼署別		管内	中央署	西口署	馬橋署	小金署	大金平署	五香署	六実署	東部署	二十世紀が丘署	八ケ崎署
総数		6,130	1,108	587	759	584	336	907	450	503	496	400
消火栓	公設	5,151	908	494	676	502	286	727	368	400	445	345
	私設	40	3	—	—	—	—	27	—	10	—	—
防火水槽	公設	470	77	30	40	52	30	75	56	45	32	33
	私設	385	106	57	31	20	14	65	21	39	15	17
その他		84	14	6	12	10	6	13	5	9	4	5

※　その他は、プール・受水槽等である。

第４節　火災予防

1．予防査察

（R６年度）

対象区分＼数	合計	劇場・集会場等	キャバレー・遊技場等	料理店・飲食店等	百貨店等	旅館・寄宿舎・共同住宅等	病院・福祉施設・幼稚園等	小中学校等	図書館等	特殊公衆浴場及び以外の公衆浴場	車両の停車場等	神社等	工場等	自動車車庫等	倉庫	その他の事業所	複合用途	文化財等	アーケード	危険物施設
対象物件	10,384	109	21	294	383	5,841	580	94	4	11	5	45	279	23	155	461	1,768	3	1	307
実査察施件数	1,190	52	3	21	71	390	127	21	2	2	0	8	69	2	17	44	301	3	0	57

2．市民指導・広報等

（R６年度）

区分＼件数等	市民防火指導	自主防災指導	幼少年消防クラブ女性防火クラブ防火指導	市民応急手当指導	起震車体験指導	防火診断	巡回広報
実施件数	739	66	0	425	8	0	437
参加人員	43,821	4,459	0	11,830	715		

3．危険物施設の現況

（R７.４.１）

区　　分	計	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
施　設　数	307	1	58	32	4	56	40	2	61	1	52

第５節　火災状況

1．火災発生状況

（各年１月１日～12月31日）

区分／年別	火災件数（件）						建物焼失状況（棟）					死傷者（人）	
	建物	林野	車両	船舶	その他	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	合計	死者	傷者
H27	63	0	8	0	35	106	12	6	29	42	89	2	13
H28	63	0	4	0	38	105	6	4	25	46	81	2	24
H29	68	0	6	0	29	103	15	4	17	53	89	2	15
H30	79	0	10	0	24	113	12	8	24	56	100	3	35
R元	71	0	6	0	26	103	11	7	13	50	81	7	28
R２	68	0	6	0	28	102	17	3	23	57	100	5	17
R３	83	0	7	0	25	115	8	7	18	66	99	5	32
R４	73	0	10	0	31	114	14	5	14	74	107	2	22
R５	72	0	10	0	24	106	10	4	22	53	89	3	18
R６	60	0	9	0	61	130	11	2	15	56	84	5	14

2．損害見積額

（各年１月１日～12月31日）

区分／年別	損害見積額（千円）					合計	建物火災１件当り損害見積額（千円）
	建物	林野	車両	船舶	その他		
H27	112,784	0	1,334	0	1,612	115,730	1,790
H28	177,971	0	914	0	765	179,650	2,825
H29	57,887	0	5,138	0	540	63,565	851
H30	98,166	0	4,647	0	1,039	103,852	1,243
R元	133,910	0	1,340	0	6,046	141,296	1,886
R２	79,095	0	724	0	2,067	81,886	1,163
R３	124,325	0	8,650	0	670	133,645	1,498
R４	221,147	0	12,488	0	900	234,535	3,029
R５	115,836	0	1,461	0	10,740	128,037	1,609
R６	140,573	0	4,086	0	3,520	148,179	2,393

（「全火災１件当り損害見積額」は、建物火災のみ）

3．焼失面積と覚知別火災発生件数

（各年１月１日～12月31日）

区分／年別	焼失面積（㎡）			覚知別件数				
	建物床面積	建物表面積	林野(a)	専用電話	一般電話	その他	駆け付	事後聞知
H27	1,365	229	0	77	0	7	0	22
H28	2,001	249	0	65	3	14	0	23
H29	1,639	169	0	59	4	10	0	30
H30	1,698	173	0	78	5	12	0	18
R元	1,460	221	0	66	1	11	0	25
R２	1,464	425	0	68	3	5	1	25
R３	1,569	82	0	85	3	6	0	21
R４	1,728	58	0	73	4	7	1	29
R５	1,100	121	0	72	4	8	0	22
R６	1,079	193	0	77	1	2	1	49

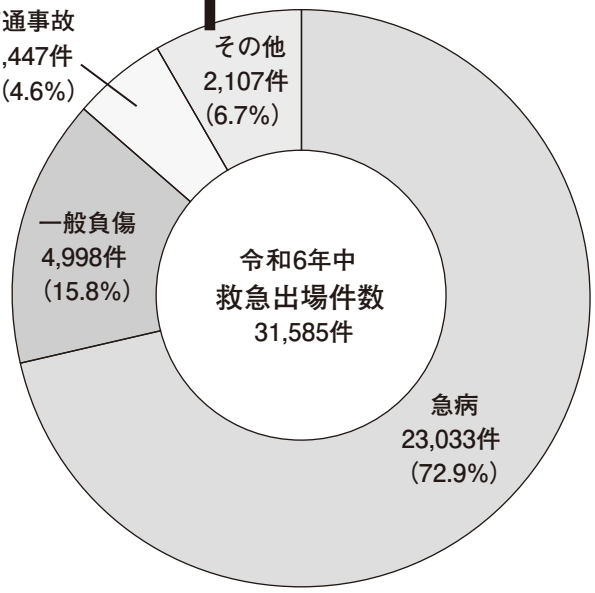
第６節　救急救助業務

１．救急事故別出場状況

（各年１月１日～12月31日）

区分＼年別	事故種別												搬送人員		
	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	合計	男	女	合計
H26	20	1	13	1,817	160	88	3,519	200	269	15,616	1,935	23,638	10,885	10,264	21,149
H27	16	3	6	1,689	149	122	3,489	191	237	15,734	2,151	23,787	10,854	10,434	21,288
H28	20	4	8	1,716	121	129	3,590	181	240	16,432	2,222	24,663	11,648	10,560	22,208
H29	12	3	7	1,660	157	142	3,866	172	204	16,814	2,345	25,382	11,832	11,144	22,976
H30	34	7	10	1,671	168	138	3,974	192	242	17,935	2,145	26,516	12,297	11,675	23,972
R元	33	1	15	1,507	157	146	4,035	197	245	19,014	2,096	27,446	12,630	12,000	24,630
R２	21	4	12	1,309	150	109	3,877	183	237	17,452	1,414	24,768	11,298	10,627	21,925
R３	34	2	18	1,374	143	133	3,963	132	233	18,641	1,424	26,097	11,448	11,125	22,573
R４	21	2	6	1,379	126	126	4,430	163	337	24,044	1,471	32,105	12,382	11,818	24,200
R５	156	4	14	1,490	161	166	4,799	175	350	23,358	1,494	32,167	12,775	12,125	24,900
R６	143	2	11	1,447	152	145	4,998	152	252	23,033	1,250	31,585	12,993	12,319	25,312

火災（6.8%）　143 件
自損行為（12.0%）　252 件
加害（7.2%）　152 件
労働災害（7.2%）　152 件
運動競技（6.9%）　145 件
水難（0.5%）　11 件
自然災害（0.1%）　2 件
その他（59.3%）　1,250 件

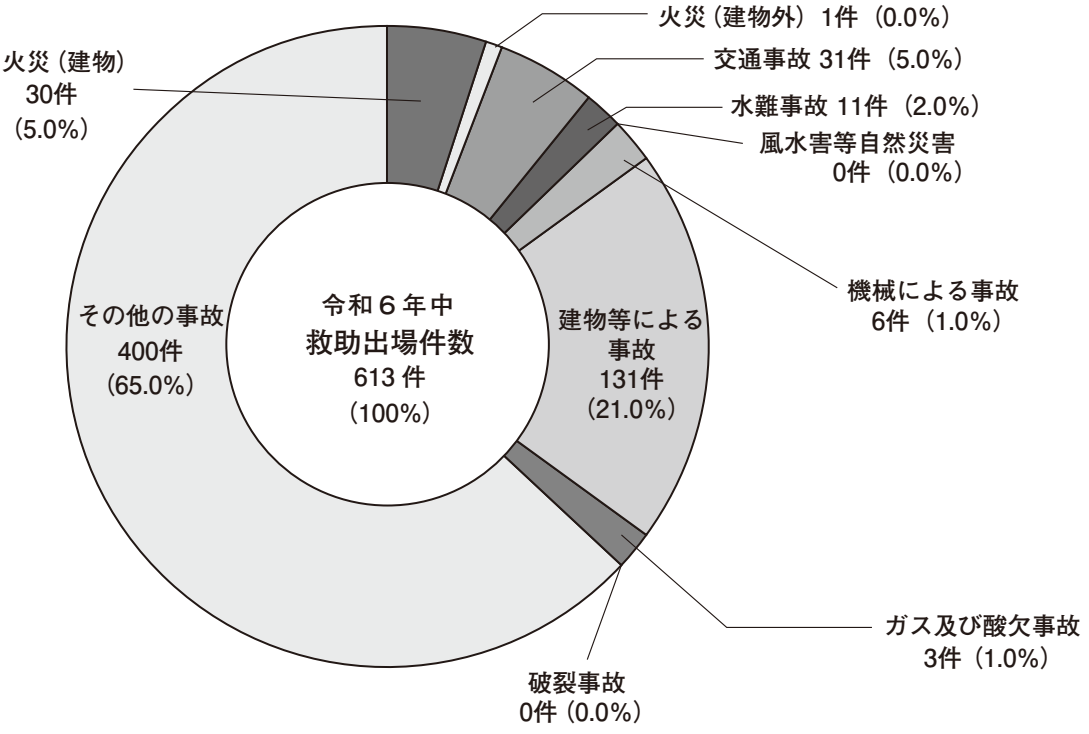


※救急出場件数に対する事故種別の割合の算定に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計は100％にならない場合があります。

※搬送された傷病者の内訳は死亡103人（0.4%）重症1,733人（6.8%）中等症13,652人（53.9%）軽症9.824人（38.8%）

２．救助事故別出場状況

年別＼事故種別		計	火災		交通事故	水難事故	風水害等自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他の事故
			建物	建物外								
H29	出場件数	396	30	0	34	5	0	5	104	3	0	215
	活動件数	294	30	0	15	4	0	3	104	2	0	136
	救助人員	179	6	0	16	3	0	4	110	1	0	39
H30	出場件数	444	49	3	30	7	2	4	113	3	0	233
	活動件数	332	49	3	17	5	2	4	113	2	0	137
	救助人員	171	5	0	18	0	3	4	113	2	0	26
R元	出場件数	427	42	1	45	8	0	2	98	5	0	226
	活動件数	335	42	1	28	6	0	2	98	5	0	153
	救助人員	169	11	0	30	5	0	2	95	5	0	21
R2	出場件数	398	31	2	28	8	0	3	116	3	0	207
	活動件数	310	31	2	18	7	0	2	113	2	0	135
	救助人員	178	6	1	18	2	0	2	115	1	0	33
R3	出場件数	459	53	1	23	11	1	3	129	2	0	236
	活動件数	394	53	1	17	11	1	1	128	1	0	181
	救助人員	209	11	0	19	14	1	1	131	0	0	32
R4	出場件数	545	42	4	28	6	0	2	148	4	0	311
	活動件数	439	42	4	19	6	0	1	145	2	0	220
	救助人員	203	0	0	18	4	0	1	144	1	0	35
R5	出場件数	569	42	1	33	12	5	6	162	3	0	305
	活動件数	458	42	1	19	11	2	5	159	1	0	218
	救助人員	261	7	0	18	7	2	5	156	1	0	65
R6	出場件数	613	30	1	31	11	0	6	131	3	0	400
	活動件数	481	30	1	18	11	0	4	130	2	0	285
	救助人員	226	10	0	18	6	0	4	127	1	0	60



第　13　章

教　　育

＝内　容＝

第１節　学校教育 …… 331
1．施設数及び園児･児童･生徒･教員数 … 331
2．その他各種学校 …… 331
3．小･中学校の児童･生徒数の推移 …… 331
4．小学校別児童数の推移 …… 332
5．中学校別生徒数の推移 …… 333
6．小学校別児童・教員数の現況 …… 334
7．中学校別生徒・教員数の現況 …… 335
8．小学校･中学校別特別支援学級設置の現況 … 336
9．不登校支援 …… 337
(1) 松戸市教育支援センター …… 337
(2) スクールソーシャルワーク事業 … 337
10. 学校給食の状況 …… 338
11. 学校保健 …… 338
(1) 学校医等の委嘱者数 …… 338
(2) 心臓検診事業 …… 338
(3) 脊柱側弯症検診事業 …… 338
12. 日本スポーツ振興センターへの加入 … 338
13. 幼　稚　園 …… 339
14. 松戸市立松戸高等学校 …… 339
(1) 学校概要 …… 339
(2) 特　　色 …… 339
第２節　社会教育及び事業 …… 340
1．各種学級講座及び事業 …… 340
2．社会教育施設 …… 343
3．市民会館 …… 344
(1) 施設の概要 …… 344
(2) 利用状況 …… 345
4．戸定歴史館 …… 346
5．博　物　館 …… 349
(1) 目　　的 …… 349
(2) 施設の概要 …… 349
(3) 市史編さん事業 …… 354
6．文　化　財 …… 355
7．松戸運動公園 …… 357
(1) 体　育　館 …… 357
(2) 武　道　館 …… 358
(3) 野　球　場 …… 359
(4) 陸上競技場 …… 360
(5) プ　ー　ル …… 361
(6) スケートボード場 …… 361
(7) そ　の　他 …… 361
(8) 施設別利用状況 …… 361
8．社会体育振興 …… 362
(1) スポーツ推進委員 …… 362
(2) 各種スポーツ大会 …… 362
(3) スポーツ団体の育成 …… 362
(4) 学校施設の利用 …… 363
第３節　図　書　館 …… 364
1．図書館の運営方針 …… 364
2．施設の概要 …… 365
(1) ア．本　　館 …… 365
イ．子ども読書推進センター …… 365
(2) 地域館・分館 …… 366
3．利用案内 …… 366
(1) 開館時間・休館日 …… 366
(2) 貸出する資料 …… 367
(3) 予約サービス …… 367
(4) 利用者用インターネット端末 … 367
(5) オンラインデータベース …… 367
(6) 施設巡回サービス …… 368
(7) 身体障害者等宅配サービス …… 368
4．図書館資料保有状況 …… 369
(1) 蔵書冊数（館別） …… 369
(2) 蔵書冊数（分類別） …… 370
(3) 視聴覚資料数（内訳） …… 371
(4) 雑誌・新聞案内 …… 371
5．活動実績 …… 372
(1) 貸出総数・登録者数 …… 372
(2) 利用状況 …… 373
6．広報・行事 …… 374
(1) 広報（主要印刷物） …… 374
(2) 行事開催状況 …… 375
7．子ども読書推進センターの事業実績 … 377
(1) ボランティアの育成・支援 …… 377
(2) 子どもの読書活動の支援 …… 377

第 1 節　学 校 教 育

［幼児教育課］

1．施設数及び園児・児童・生徒・教員数

［学務課］

（R７. 5. 1現在）

区　分	施設数	教員数	学級数	園児・児童・生徒数		
				総数	男	女
幼稚園	33	428	228	4,857	2,434	2,423
小学校	46	1,244	874	22,649	11,728	10,921
中学校	22	742	373	11,409	5,794	5,615

※教員数は、兼務者、寮母及び実習助手を含みません。
※中部小、東部小、小金小の各附属幼稚園については令和３年度末に廃止。

2．その他各種学校

［学務課］

（R７. 4. 1現在）

高等学校	専修学校	各種学校	特別支援学校	大学（短大）	大学院
10	6	2	3	5	3

3．小・中学校の児童・生徒数の推移

［学務課］

各年５月１日現在

区分＼年		R元	R２	R３	R４	R５	R６	R７
小学校	学校数	46	46	46	46	46	46	46
	学級数	838	834	848	843	878	874	893
	児童数	23,284	23,124	23,056	22,957	22,785	22,649	22,401
中学校	学校数	22	22	22	22	22	22	22
	学級数	367	361	379	367	372	373	370
	生徒数	11,445	11,325	11,459	11,498	11,482	11,409	11,334

※学級数・児童生徒数には特別支援学級を含みます。

４．小学校別児童数の推移

［学務課］

番号	学校名＼年度	R元	R２	R３	R４	R５	R６	R７
1	中部小	523人	553人	572人	600人	597人	607人	578人
2	東部小	749	741	769	763	729	734	713
3	北部小	554	564	589	613	610	625	629
4	相模台小	823	795	824	837	871	887	874
5	南部小	345	332	358	363	357	358	354
6	矢切小	395	419	420	395	411	409	433
7	高木小	183	177	179	177	159	138	149
8	高木第二小	670	669	671	671	639	636	659
9	馬橋小	694	679	694	679	652	643	633
10	常盤平第一小	149	130	96	84	58	46	41
11	小金小	723	729	749	748	756	761	736
12	稔台小	689	668	624	611	579	524	531
13	常盤平第二小	495	464	448	427	394	382	370
14	常盤平第三小	548	571	582	590	575	602	579
15	小金北小	477	480	481	489	498	521	535
16	上本郷小	770	778	759	686	688	683	645
17	根木内小	532	507	483	478	483	447	464
18	栗ケ沢小	434	432	409	425	435	433	420
19	松飛台小	446	462	463	470	469	469	448
20	松ケ丘小	518	513	525	546	536	523	540
21	柿ノ木台小	733	699	690	647	664	663	650
22	古ケ崎小	721	704	655	652	626	582	555
23	六実小	464	433	406	378	341	342	334
24	八ケ崎小	631	611	616	638	634	637	650
25	梨香台小	666	658	652	627	622	615	609
26	寒風台小	513	512	521	541	597	620	614
27	河原塚小	539	556	539	546	569	575	579
28	牧野原小	627	601	594	610	593	587	596
29	旭町小	561	574	575	567	550	564	564
30	和名ケ谷小	668	655	607	538	480	455	403
31	金ケ作小	284	288	289	284	254	244	224
32	馬橋北小	431	419	431	426	429	406	428
33	殿平賀小	453	443	480	495	503	531	550
34	八ケ崎第二小	359	342	334	348	358	379	371
35	六実第二小	238	236	237	225	211	205	193
36	横須賀小	631	679	676	704	692	658	622
37	貝の花小	292	298	301	309	314	327	321
38	新松戸南小	402	379	378	406	427	438	454
39	松飛台第二小	440	427	410	409	423	419	430
40	上本郷第二小	368	365	385	364	362	360	365
41	大橋小	253	234	229	221	214	208	213
42	六実第三小	426	403	377	365	340	320	290
43	幸谷小	480	501	501	483	506	527	525
44	新松戸西小	287	284	318	327	350	369	375
45	東松戸小	779	807	792	792	798	772	737
小計		22,963	22,771	22,688	22,554	22,353	22,231	21,983
1	聖徳附属小	321	353	368	403	432	418	418
小計		321	353	368	403	432	418	418
合計		23,284	23,124	23,056	22,957	22,785	22,649	22,401

※市立小学校は、平成28年度より東松戸小の開校により45校。

５．中学校別生徒数の推移

［学務課］

番号	学校名＼年度	R元	R２	R３	R４	R５	R６	R７
1	第一中	866人	891人	874人	900人	867人	881人	877人
1−②	みらい分校	20	19	22	22	23	20	24
2	第二中	568	552	519	528	494	517	487
3	第三中	519	548	592	581	502	492	485
4	第四中	697	693	710	702	691	682	674
5	第五中	739	688	689	641	656	618	652
6	第六中	826	821	833	803	804	818	818
7	小金中	726	724	718	700	720	720	736
8	常盤平中	728	731	771	724	743	706	745
9	栗ケ沢中	365	368	368	369	389	378	402
10	六実中	569	581	559	562	545	525	501
11	小金南中	604	591	572	603	617	648	626
12	古ケ崎中	363	338	386	370	390	380	403
13	牧野原中	337	306	298	290	290	274	271
14	根木内中	271	256	265	276	239	239	213
15	河原塚中	642	675	753	767	784	775	792
16	新松戸南中	460	438	462	466	494	502	528
17	金ケ作中	223	232	209	204	192	214	195
18	和名ケ谷中	671	643	623	624	626	606	567
19	旭町中	288	292	269	268	266	262	265
20	小金北中	362	342	303	328	323	334	314
小計		10,844	10,729	10,795	10,728	10,655	10,591	10,575
1	光英VERITAS中	132	130	191	279	335	333	307
2	専修松戸中	469	466	473	491	492	485	452
小計		601	596	664	770	827	818	759
合計		11,445	11,325	11,459	11,498	11,482	11,409	11,334

６．小学校別児童・教員数の現況

［学務課］

（R７.５.１現在）

番号	学校名	敷地・面積（㎡）	学級数	児童数			教員数			１クラス当たり平均児童数
				男	女	計	男	女	計	
1	中部小	9,259	18	282	269	551	8	26	34	30.6
2	東部小	22,134	22	339	336	675	15	27	42	30.7
3	北部小	11,590	18	317	279	596	8	23	31	33.1
4	相模台小	11,120	27	428	420	848	13	29	42	31.4
5	南部小	11,321	12	163	167	330	7	16	23	27.5
6	矢切小	9,919	15	191	230	421	11	13	24	28.1
7	高木小	12,574	6	68	76	144	4	7	11	24.0
8	高木第二小	18,269	20	319	323	642	11	19	30	32.1
9	馬橋小	12,905	20	305	287	592	14	19	33	29.6
10	常盤平第一小	18,373	5	16	11	27	5	10	15	5.4
11	小金小	11,495	24	353	370	723	15	24	39	30.1
12	稔台小	14,260	18	263	247	510	10	20	30	28.3
13	常盤平第二小	17,965	13	154	204	358	8	15	23	27.5
14	常盤平第三小	15,053	19	283	284	567	9	20	29	29.8
15	小金北小	13,320	18	243	262	505	11	19	30	28.1
16	上本郷小	15,171	20	331	311	642	9	21	30	32.1
17	根木内小	23,140	17	207	229	436	12	18	30	25.6
18	栗ケ沢小	23,141	13	178	196	374	9	17	26	28.8
19	松飛台小	17,265	17	227	211	438	10	17	27	25.8
20	松ケ丘小	13,511	18	254	269	523	12	18	30	29.1
21	柿ノ木台小	14,140	20	319	318	637	10	21	31	31.9
22	古ケ崎小	14,202	19	261	279	540	11	17	28	28.4
23	六実小	14,488	12	166	152	318	13	13	26	26.5
24	八ケ崎小	15,000	21	322	311	633	13	17	30	30.1
25	梨香台小	13,809	19	326	262	588	8	21	29	30.9
26	寒風台小	11,140	20	296	286	582	8	23	31	29.1
27	河原塚小	12,896	18	273	288	561	9	19	28	31.2
28	牧野原小	15,700	19	282	286	568	9	22	31	29.9
29	旭町小	15,065	17	296	231	527	14	17	31	31.0
30	和名ケ谷小	14,993	14	197	193	390	9	14	23	27.9
31	金ケ作小	17,485	9	109	107	216	5	9	14	24.0
32	馬橋北小	14,553	15	204	206	410	11	13	24	27.3
33	殿平賀小	13,783	18	272	262	534	11	16	27	29.7
34	八ケ崎第二小	14,336	12	170	177	347	9	15	24	28.9
35	六実第二小	15,878	7	68	109	177	7	9	16	25.3
36	横須賀小	20,315	21	320	302	622	11	18	29	29.6
37	貝の花小	23,140	12	157	149	306	7	17	24	25.5
38	新松戸南小	13,269	15	225	199	424	7	16	23	28.3
39	松飛台第二小	14,836	12	200	197	397	9	16	25	33.1
40	上本郷第二小	16,348	12	175	161	336	6	18	24	28.0
41	大橋小	13,336	8	101	101	202	7	10	17	25.3
42	六実第三小	14,640	11	150	118	268	8	15	23	24.4
43	幸谷小	14,112	18	245	252	497	10	20	30	27.6
44	新松戸西小	17,289	13	193	163	356	6	19	25	27.4
45	東松戸小	10,577	24	374	360	734	11	28	39	30.6
小計		677,115	726	10,622	10,450	21,072	430	801	1,231	
1	聖徳附属小	21,806	16	226	192	418	15	12	27	26.1
小計		21,806	16	226	192	418	15	12	27	
合計		698,921	742	10,848	10,642	21,490	445	813	1,258	

※学級数・児童数は特別支援学級を除く

7．中学校別生徒・教員数の現況

［学務課］

（R７．５．１現在）

番号	学校名	敷地・面積（㎡）	学級数	生徒数			教員数			１クラス当たり平均生徒数
				男	女	計	男	女	計	
1	第一中	29,833	22	408	415	823	29	29	58	37.4
1−②	みらい分校	12,984	3	14	10	24	8	3	11	8.0
2	第二中	15,751	14	243	239	482	14	13	27	34.4
3	第三中	19,533	13	250	231	481	18	13	31	37.0
4	第四中	22,057	18	350	305	655	18	19	37	36.4
5	第五中	23,239	17	340	307	647	22	16	38	38.1
6	第六中	26,712	22	399	389	788	25	21	46	35.8
7	小金中	21,010	19	343	355	698	20	21	41	36.7
8	常盤平中	26,009	19	340	377	717	21	23	44	37.7
9	栗ケ沢中	26,446	12	205	181	386	16	12	28	32.2
10	六実中	20,577	13	225	257	482	16	16	32	37.1
11	小金南中	20,744	18	308	318	626	18	13	31	34.8
12	古ケ崎中	17,919	12	199	204	403	14	11	25	33.6
13	牧野原中	19,828	9	106	153	259	13	12	25	28.8
14	根木内中	26,447	7	101	100	201	10	11	21	28.7
15	河原塚中	26,525	20	383	369	752	22	23	45	37.6
16	新松戸南中	17,155	14	240	258	498	15	18	33	35.6
17	金ケ作中	18,077	5	89	80	169	9	13	22	33.8
18	和名ケ谷中	25,875	16	299	267	566	19	14	33	35.4
19	旭町中	16,731	8	130	128	258	10	12	22	32.3
20	小金北中	22,611	9	150	149	299	14	11	25	33.2
小計		456,063	290	5,122	5,092	10,214	351	324	675	
1	光英VERITAS中	93.363	9	145	162	307	14	9	23	34.1
2	専修松戸中	41,705	13	257	195	452	18	10	28	34.8
小計		41,798	22	402	357	759	32	19	51	
合計		497,861	312	5,524	5,449	10,973	383	343	726	

※学級数・生徒数は特別支援学級を除く

８．小学校・中学校別特別支援学級設置の現況

［学務課］

（R６.５.１現在）

学校名	知的障害		言語障害		難聴		自閉症・情緒障害		病弱		弱視		合計	
	学級数	生徒数・児童数	学級数	生徒数・児童数	学級数	生徒数・児童数	学級数	生徒数・児童数	学級数	生徒数・児童数	学級数	生徒数・児童数	学級数	生徒数・児童数
中部小	2	9			1	3	2	13			1	2	6	27
東部小	2	12					4	26					6	38
北部小	3	19					2	14					5	33
相模台小	2	13					2	13					4	26
南部小	1	4					3	20					4	24
矢切小	2	9					1	3					3	12
高木小							1	5					1	5
高木第二小	3	17											3	17
馬橋小	3	21					3	20					6	41
常盤平第一小	2	11					1	3					3	14
小金小	2	13											2	13
稔台小	2	13					1	8					3	21
常盤平第二小							2	12					2	12
常盤平第三小							2	12					2	12
小金北小	2	11					3	19					5	30
上本郷小	1	3							0	0			1	3
根木内小	2	11					3	17					5	28
栗ケ沢小	3	19					4	27					7	46
松飛台小	2	10											2	10
松ヶ丘小							3	17					3	17
柿ノ木台小							2	13					2	13
古ケ崎小							2	15					2	15
六実小	1	7					2	9					3	16
八ヶ崎小							3	17					3	17
梨香台小	2	9					2	12					4	21
寒風台小	1	8					3	24					4	32
河原塚小							3	18					3	18
牧野原小	2	11					3	17					5	28
旭町小	4	25					2	12					6	37
和名ヶ谷小							2	13					2	13
金ケ作小							1	8					1	8
馬橋北小	1	3					2	15					3	18
殿平賀小	1	4					2	12					3	16
八ケ崎第二小	2	11					2	13					4	24
六実第二小	1	7					2	9					3	16
貝の花小	0	0					2	15					2	15
新松戸南小	1	8					3	22					4	30
松飛台第二小	1	6					4	27					5	33
上本郷第二小	2	14					2	15					4	29
大橋小							2	11					2	11
六実第三小	2	12					2	10					4	22
幸谷小							4	28					4	28
新松戸西小	2	10					2	9					4	19
東松戸小	1	3											1	3
合計	58	333	0	0	1	3	91	573	0	0	1	2	151	911
第一中	3	22			1	4	4	26			1	2	9	54
第二中	1	5											1	5
第三中							1	4					1	4
第四中	3	19											3	19
第五中	1	5											1	5
第六中	2	13					2	16	1	1			5	30
小金中	5	38											5	38
常盤平中	3	18					2	10					5	28
栗ケ沢中	2	16											2	16
六実中	1	4					2	15					3	19
牧野原中							2	12					2	12
根木内中							2	12					2	12
河原塚中	3	17					3	23					6	40
新松戸南中	1	5					4	25					5	30
金ケ作中							4	26					4	26
和名ヶ谷中	1	1											1	1
旭町中	1	7											1	7
小金北中							2	15					2	15
合計	27	170	0	0	1	4	28	184	1	1	1	2	58	361

９．不登校支援　［児童生徒課］

⑴　松戸市教育支援センター

① ふれあい学級

ふれあい学級は、「少人数の中でいろいろ学びたい」「友だちを作りたい」「学校に戻るための練習がしたい」などの悩みを持つ児童生徒の教室です。心理相談員による相談、児童生徒に寄り添いスモールステップでの体験学習や教科学習参加を経験しながら、将来的な社会的自立を目指します。

開設場所	開級日	主な活動
松戸市立第一中学校 みらい分校隣接１階	月～金曜日(中学部) 火･木･金曜日(小学部)	･自主学習活動 ･教科指導 ･学級行事 (校外学習､スポーツフェスティバル等)

② ほっとステーション

児童生徒に寄り添い、相談を重ね、社会的自立に向けて支援を行います。個々に合わせた活動を行う児童生徒の居場所です。また、必要に応じて、アウトリーチ型の支援を行います。

開設場所	通室日	主な活動
・松戸市立第一中学校 みらい分校隣接４階 ・松戸市立常盤平第一小学校 第三校舎２階	火･水･木曜日	･家庭訪問 ･運動､遊び活動 ･学習アドバイス

③ 教育相談

不登校を主訴とした、市内在住の小中学生と保護者を対象に、担当の心理士がカウンセリングや継続の相談を行います。希望により「ふれあい学級」や「ほっとステーション」への通級、通室支援を行います。

開設場所	開設日
松戸市立第一中学校みらい分校隣接１階（古ケ崎分室）	月～金曜日（9:30～15:00）
松戸市立常盤平第一小学校 第三校舎２階（常盤平分室）	火・第３水曜日（9:30～15:00）

⑵　スクールソーシャルワーク事業　〈平成２９年度開始〉

学校を基盤とし、子ども達が抱えている困り事（不登校、貧困など）について、子どもや家族、教員、関係機関から聞き取りを行い、子どもの理解を深めていくとともに、要因と課題についての分析を行い、関係機関と連携しながら福祉的な助言や支援を行います。また、校内での生徒理解の対応に役立ててもらうため、分析から見極めた福祉的な視点を学校と共有します。

【拠点巡回型】　六実中学校・栗ケ沢中学校・和名ケ谷中学校・小金中学校・古ヶ崎分室

【主な活動（福祉的アプローチ）】・訪問相談（アウトリーチ）を中心とした相談業務
・学校・他機関との連絡調整

10. 学校給食の状況

〔学校財務課　学校給食担当室〕

（R７.５.１現在）

区分	給食状況	実施校	児童・生徒数	栄養士数
小学校	完全給食	45校（全校）	21,983人	45人
中学校		20校（全校）	10,575人	20人

11. 学校保健

〔学務課　学校保健安全担当室〕

⑴ 学校医等の委嘱者数（のべ人数）

（R７.４.１現在）

区分		小学校	中学校	市立高校	計
学校医	一般医	122人	57人	４人	183人
	耳鼻科	45人	21人	１人	67人
	眼科	45人	21人	１人	67人
学校歯科医		111人	53人	４人	168人
学校薬剤師		45人	21人	１人	67人
合計		368人	173人	11人	552人

⑵ 心臓検診事業

対　　象　　小学校１年生全員・中学校１年生全員

一次検診　　標準12誘導心電図

⑶ 脊柱側弯症検診事業

対　　象　　小学校５年生全員・中学校１年生全員

一次検診　　3Dスコリオ撮影

二次検診　　側弯症エックス線撮影

12. 日本スポーツ振興センターへの加入

〔学務課　学校保健安全担当室〕

ア、対　　象　　学校管理下における事故

イ、負担割合　　保護者負担　小・中学生460円

市　負　担　小・中学生475円

市　援　助　要保護・準要保護児童・生徒は全額市が援助

ウ、加入状況　　小　学　校　99.8％　　中　学　校　99.7％

13. 幼稚園

幼　稚　園　の　概　要

〔幼児教育課〕

（R７.５.１現在）

区分	幼稚園数	園児数			教員数	備考
		総数	男	女		
私　　立	33	4,857	2,434	2,423	428	

幼稚園教育の振興事業

○私立幼稚園振興費補助金

私立幼稚園の費用負担を軽減し、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園設置者に対し補助します。（ただし、認定こども園及び「施設型給付」を受ける幼稚園を除く）

・教材購入費補助１園60,000円（園児１人1,100円）・教員研修費補助１園60,000円（教員１人10,000円）・特別支援教育費補助１人180,000円・施設整備費等補助１園200,000円・事務費補助園児１人650円・幼稚園連合会補助3,000,000円

14. 松戸市立松戸高等学校　〔市立松戸高校〕

⑴　学校概要

創　　立　　昭和50年１月14日
設置学科　　全日制の課程　普通科・国際人文科
生徒数　　普通科　21学級　定員　840人　　国際人文科　3学級　定員120人
教職員数　　校長・教頭・教諭・非常勤講師・スクールカウンセラー・事務員・用務員 91人
所在地　　松戸市紙敷２丁目７番地の５（〒270-2221）
ホームページ　　http://www.matsudo.ed.jp/ichimatsu-h/

⑵　特　色

昭和５０年（１９７５）の創立以来、卒業生１万８千人余りを輩出してきました。松戸市内唯一の市立高校として多くの市民に愛され、昨年創立５０周年を迎えました。

当初は普通科のみ、在校生全員市内中学校出身者でしたが、平成１１年度（１９９９）に国際人文科が新設され、市外中学校出身者の受け入れを開始したことをきっかけに、多様性に富み、国際色豊かな市立高校として新たな段階を迎えました。昭和４６年（１９７１）から松戸市の姉妹都市であるオーストラリア・ホワイトホース市のクーナン高校との交換留学に加え、他のオーストラリアの高校への生徒派遣、１、２年次には国内外での研修等の国際交流事業等を柱に、世界へ羽ばたくグローバルな視点を持った人材の育成に取り組んでいます。

また、平成３１年度（２０１９）の入学生から「市立松戸高校改革」に取り組み、普通科通学区域の拡大や、単位制の導入、生徒の多様な進路希望の実現に向けたカリキュラムの大幅な改訂など、きめ細やかな進路指導体制の再構築を図りました。

令和４年度（２０２２）には、ＩＣＴを活用した教育を推進するため、校内全教室に学習用WiFiを整備、全職員・生徒に教育クラウド（Google　Workspace）のアカウントを発行し、１人１台端末を活用した教育活動の充実にも取り組んでいます。

部活動では、運動系・文化系共に生徒加入率が９０％を超え、大会で優秀な成績を収めています。令和４年度には弓道部が全国選抜大会で千葉県勢初となる団体戦優勝を飾り、令和６年度は弓道部をはじめ、吹奏楽部・陸上競技部・女子バレーボール部（ビーチバレー競技）が全国大会出場を果たしました。その他、多くの部が県大会上位の成績を収めており活発に活動しています。

特別活動も盛んで、体育祭、文化祭、球技祭、ボランティア活動等の学校行事は生徒会役員や委員会生徒が主体となって取り組んでいます。

第 2 節　社会教育及び事業

1．各種学級講座及び事業

〔社会教育課〕
〔文化財保存活用課〕

事業名		開催月	事業内容
文化財保護普及	文化財標識等設置	年間	市内に分布している文化財の保護と周知を図るため説明板及び標識柱を設置する
	埋蔵文化財発掘調査	随時	市内遺跡を対象とし、個人の住宅建築等に対し緊急に発掘調査を行い記録保存を図る
芸術文化活動	視聴覚機器の整備	年間	視聴覚教材・機材の充足をはかり、利用の拡充を図る
	文化祭	9月～11月	文化の日を中心として、各種展覧会、催しを行う (連盟加入25団体及び地域文化祭７団体)
	美術展覧会	7月	一般公募により、日本画、洋画、彫刻の３部門による展覧会を開催し、技術の向上を図る 松戸美術会との協働事業 (出品点数262点)
	書道展覧会	3月	一般公募により、漢字・かな・詩文書・てん刻刻字・その他・高校生の６部門により開催し、技術の向上を図る。松戸市書道展覧会実行委員会主催 (出品点数210点)
成人式		1月	新成人を祝福・激励するとともに、社会人としての認識と自覚をうながす (2,859人)

（　）は令和６年度参加人員数等

〔社会教育課〕

事　業　名	開　催　月	事　　業　　内　　容
生涯学習講座	４月～３月	地域の担い手の育成のため、身近な生活課題や地域課題、文化、芸術等の教養を養う各種講座を開催 （14講座　延3,670人）
市民大学講座	10月～３月	現代社会の様々な課題を取り上げ、学習のきっかけとなる各種講座を地元大学と連携して開催 （７講座　延628人）
まつど生涯学習大学講座	９月～３月	60歳以上の方を対象に、あらためて松戸に関する地域の文化歴史や、暮らしに関する身近な問題を学習し、「文化と教養のまち松戸」に資する人材となることを期して開設 （１講座　延1,315人）
矢切公民館文化祭	11月	社会教育関係団体をはじめ、公民館を主たる活動拠点としているグループによる作品の展示 （７団体　来場者313人）
矢切公民館音楽祭	２月	社会教育関係団体をはじめ、公民館を主たる活動拠点としている音楽グループによる演奏会 （９団体　来場者141人）

（　）は令和６年度参加人員数等

〔社会教育課〕

事　業　名	開　催　月	事　　業　　内　　容
家庭教育学級	４月～３月	小・中学生の保護者同士が家庭教育のあり方について、学校と連携しながら継続的に学習する場として開設 開設数　各小学校　45学級　　延6,123人 　　市主催（ MCR学級等）　延1,268人
青少年教室	４月～３月	青少年自ら、芸術、文化、スポーツにかかわり自己表現活動を深め、学校外の学習に生き生きと取り組む機会とする。 親子、地域の関わりを重視して開催 （36教室　延1,765人）
国際交流事業	２月	諸外国の生活、文化、風習に触れ、国際的な視野を広げ、人権や平和についても考える機会とする （１講座　延19人）
青少年会館 パフォーマンスデイ	11月	教室・講座の成果発表や青少年団体等の発表・交流の場として開催する （１教室　延694人）

（　）は令和６年度参加人数等

２．社会教育施設

施　設　名	所　　在　　地	備　　考
松戸市民劇場 〔社会教育課〕	松戸市本町11－６ 敷地面積895.24㎡ 建築面積784.047㎡ 延床面積1,698.99㎡ 昭和56年４月開設（同５月供用開始） 平成元・２年度全面改修	ホール（332席） 舞台の前部移動により80席の増が可能 楽　屋　２室（第１楽屋37㎡、第２楽屋32㎡） 会議室　３室（第１会議室39㎡、第２会議室35㎡、第３会議室54㎡）
松戸市文化ホール 〔社会教育課〕	松戸市松戸1307－１ （松戸ビルヂング４階） 延専用面積　1,928.89㎡ 昭和49年11月22日開設 平成２年度一部改修	市民ギャラリー１～３　各150㎡ 市民ホール　300㎡
松戸市文化会館 〔社会教育課〕	松戸市千駄堀646番地の４ 敷地面積　14,799.51㎡ 建築面積　6,190.60㎡ 延床面積　29,989.73㎡ 平成５年11月開設 平成６年１月供用開始	大ホール　1,955席 小ホール　516席 レセプションホール　550㎡ 大会議室　72名 中会議室　18名 小会議室１・２　各18名 和室　30畳 リハーサル室１　211㎡ リハーサル室２　209㎡ 音楽練習室１、音楽練習室２、他
松戸青少年会館 〔社会教育課〕	松戸市新松戸南２丁目２番地 敷地面積　3,450㎡ 延建築面積　1,997㎡ 鉄筋コンクリート造３階建 昭和51年５月開設	体育室、集会室、音楽室、美術室 和室、クラブ室、学習室、ロビー
松戸青少年会館 樋野口分館 〔社会教育課〕	松戸市樋野口543番地 敷地面積　348.1㎡ 延建築面積　403.8㎡ 鉄筋コンクリート造２階建 平成２年５月開設	視聴覚室 講座室 クラブ室 多目的室（プレイルーム）
タウンスクール根木内 〔社会教育課〕	松戸市小金原２丁目３番地 延建築面積　978㎡ 平成７年10月開設	講座室　３室　和室１室 １室当たり　63.75㎡
矢切公民館 〔社会教育課〕	松戸市上矢切299番地の１ （総合福祉会館内　３階及び４階） 延専用面積　538.24㎡ 昭和51年７月１日設置	講座室　Ⅰ和室　39.88㎡ 講座室　Ⅱ洋室　43.32㎡ 会議室　〃　64.44㎡ ホール　170.59㎡

3．市民会館

〔社会教育課　施設担当室〕

⑴ 施設の概要

ア．所 在 地　松戸市松戸1389番地の１

イ．工　　期　着工　昭和38年12月20日　竣工　昭和39年11月30日

ウ．工 事 費　340,275,100円

エ．敷地面積　3,217.02㎡　建築面積2,214.448㎡　延床面積5,556.877㎡

オ．構　　造　鉄筋コンクリート造　地下１階　地上４階

カ．建物の内容

○大ホール系統

客　　席
ワンスロープ　1,212席

ホワイエ　328㎡

舞　　台	427㎡
間　　口	18m
奥　　行	12m
高　　さ	８m

第１楽屋	音響室
第２楽屋	調光室
第３楽屋	調光控室
楽屋控室	投光室
205控室	映写室
浴室	切符売場

○会議室系統

１階	101会議室（定員42名）	・102料理教室（定員90名）
２階	201会議室（定員48名）	・202会議室（定員48名）
	203和　室（定員20名　17.5畳）	・204和　室（定員20名　12.5畳）
	受付・事務室	
３階	301会議室（定員150名）	・302会議室（定員12名）
	303音楽室（定員51名）	・304ながいき室（定員60名　32畳）
	305ながいき室（定員30名　20畳）	・306ながいき室（定員10名　６畳）

○プラネタリウム室（ＮＡＯＫＯ　ＳＰＡＣＥ　ＰＬＡＮＥＴＡＲＩＵＭ）

床 面 積　161㎡　座席数80席

ドーム径　８m　投影機　ＧＳ－８型（株式会社　五藤光学研究所製）

工　　期　着　工　昭和53年１月21日　竣　工　昭和53年３月30日

総工費　55,000,000円

⑵ 利用状況

室　別　利　用　者　数

（R6.4.1～R7.3.31）

	ホール	101 会議室	102 料理教室	201 会議室	202 会議室	203 和室	204 和室	301 会議室
件数	224	632	273	689	629	530	472	576
人数	85,111	9,188	3,682	9,373	7,897	4,039	3,616	22,314

	302 会議室	303 音楽室	304 ながいき室	305 ながいき室	306 ながいき室	計	プラネタ リウム室
件数	433	1,103	534 (512)	315 (311)	22 (21)	6,432 (844)	
人数	3,115	9,923	4,840 (4,631)	4,240 (4,181)	144 (140)	167,482 (8,952)	11,852

※　（　）内の数は60歳以上で市内在住者の専用使用（無料）

ホ　ー　ル　種　目　別　利　用　者　数

	音楽	古典芸能	ダンス	舞踊	発表会	講習会	研修会	大会式典
件数	54	0	28	8	34	13	10	32
人数	15,444	0	14,190	3,040	12,805	5,459	3,776	11,618

	総会･集会	映画	演劇人形劇	その他	計
件数	5	9	15	16	224
人数	2,279	2,178	8,476	5,846	85,111

４．戸定歴史館　〔文化財保存活用課　戸定歴史館〕

最後の水戸藩主・徳川昭武の屋敷であった戸定邸を中核として整備された、戸定が丘歴史公園内の博物館です。明治17年に建設された戸定邸は、戦後、周辺の敷地とともに松戸徳川家から松戸市に寄贈され、公民館として利用されてきました。その後、昭和53年には市制施行35周年記念として松雲亭（茶室）が建設され、昭和61年に、戸定邸とその付属庭園が千葉県の名勝に指定されました。それを受けて、翌62年、松戸市は敷地2.3㌶からなる「戸定が丘歴史公園」の整備に着手しました。松戸徳川家資料の整理、関連資料の調査、戸定邸の復原工事などを実施し、平成３年11月には歴史公園と戸定邸、歴史館が新たな形で一般公開されました。

歴史館の収蔵資料は、主に松戸徳川家資料約４千点からなります。中でも特色をなすのは、1867年に徳川昭武が実兄の将軍徳川慶喜の名代として派遣されたパリ万国博覧会関係資料と、幕末から明治にかけての古写真です。また、その他に徳川慶喜の関係資料なども収蔵されています。

徳川昭武の事跡を中心に、わが国が初めて参加したパリ万博、古写真、明治期の徳川家のくらしなど、数ヶ月に一度の割合で内容を変更しながら展示を行っています。

平成15年3月には、松戸徳川家資料約４千点の購入が完了し、市民の貴重な文化財として積極的な活用が可能となりました。また、平成18年７月に、戸定邸が国の重要文化財（建造物）に指定され、平成19年２月には、戸定が丘歴史公園が「日本の歴史公園100選」のひとつに選定されました。平成15年３月に皇后陛下が行啓になり、また同21年10月には、天皇皇后両陛下が行幸啓になりました。さらに、平成27年３月、旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）は国の名勝に指定されました。

「施設の概要」

◇公園施設の概要

１　面　　積　　約3.0ha　（30,289,69㎡）（管理面積）
２　事業年度　　平成元年度から２年度
３　総事業費　　約16億円

・昭和62年11月10日に都市計画公園として決定されました。
・昭和62年12月18日に事業認可の承認を得ました。
・平成30年３月23日に旧福島県学生寮跡地において東屋庭園の整備が完了しました。
・平成30年７月31日戸定が丘歴史公園拡充整備工事が完了しました。

◇戸定歴史館（戸定邸・歴史館）の概要

１　施設概要

⑴　所在地　　松戸市松戸714番地の１
⑵　開館年月日　　平成３年11月３日
⑶　開館時間　　午前９時30分～午後５時（入館は、午後４時30分まで）
⑷　休館日　　・月曜日
（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる時は、その翌平日）
・年末年始（12月28日～１月４日）
※　歴史館は、展示替え期間の時は、休館となります。

⑸　入館料

区　分	歴史館入館料		戸定邸入館料		共通入館料	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体
一　　般	150円	120円	250円	200円	320円	250円
高校生・大学生	100円	80円	100円	80円	160円	120円

※団体料金は20名以上の団体に適用されます。
※市内在住70才以上の方は一般団体料金と同額になります
（保険証など年齢・住所のわかる物をご提示ください）。
※中学生以下は無料です。
※歴史館にて特別展開催時はその都度定める額となります。

戸定邸

構　　造　木造平屋（１部２階建）
延床面積　725.5㎡
竣　　工　明治17年
修　　理　昭和58年
復　　原　平成２年～３年、９年～10年
・戸定邸が平成18年７月５日に国の重要文化財に指定される。
・戸定邸庭園が平成27年３月10日に国の名勝に指定される。

歴史館

構　　造　鉄筋コンクリート地上２階
　　地下１階建
建築面積　247.0㎡
延床面積　489.1㎡
展示面積　157.3㎡
竣　　工　平成３年３月

松雲亭

構　　造　木造平屋建
延床面積　153.4㎡
竣　　工　昭和53年３月
・市制施行35周年記念として茶室を建築。
　小　間　茶室4.5畳・水屋６畳
　　寄付4.5畳・相伴席１畳
　広　間　10畳・６畳
　　水屋6.5畳

展示会の開催　（令和６年度）

展示会名	開催期間	展　示　の　内　容
通常展 「プリンス・トクガワと松戸」	R5年度から継続 2024/ 4/1～ 5/6	戸定邸は、徳川昭武が家族と暮らした邸宅であり、かつ「おもてなし」の場でもありました。四季折々の装飾や調度、祝い事や催し物によって戸定邸と庭園は様々な姿を見せ、地域の方々にとっても戸定邸は特別な存在だったでしょう。松戸徳川家やゆかりの家からの資料等から在りし日の徳川昭武と戸定邸、松戸について振り返る展覧会です。【開催日数 31日（令和6年度）】
夏季展 「戸定だより －絵葉書から見る暮らし」	2024/ 6/1～ 9/1	徳川昭武をはじめとした徳川家の人たちは、時候の挨拶や近況の確認、旅行先の情報などを連絡するのに絵葉書を使うことがありました。戸定歴史館が所蔵する絵葉書から、徳川昭武や家族、親族間交流や心情、暮らしを読み解きます。【開催日数 80日】
企画展 津山松平家分家資料受贈記念展 「松平男爵家の軌跡 －将軍とプリンスの子孫たちの近代」	2024/ 10/5～ 12/17 ※11/7～10、12/26、27は歴史館休館。	津山松平家分家は、徳川家康の二男・結城秀康の流れをくむ津山松平家から独立した家で、明治時代、初代当主・齊に徳川慶喜の7女・浪子が、2代当主・齊光に徳川昭武の3女・直子が嫁ぎ、松戸徳川家とは深い縁があります。同家伝来資料や徳川慶喜・昭武ゆかりの品2,290件から婚礼調度など約140点を選び、津山松平家分家の歩みをご紹介します。【開催日数 72日】
特別展 「マイセン コレクション」	2025/ 2/1～ 3/9	松戸市は、令和4年(2022年)に土屋亮平氏よりマイセン磁器152点の寄贈を受けました。土屋氏のコレクションは、マイセン窯設立から現代を網羅する非常に貴重な品々です。特に初期のマイセン磁器からは、日本、ひいては東洋の美意識と西洋文化の交流、融合を垣間見ることができます。本展では、土屋コレクションの中から約30点を厳選し、華麗なマイセン磁器の魅力をご紹介します。【開催日数 32日】
通常展 「暦と調度 －春から夏の戸定邸」	2025/ 3/20～ 5/25	戸定歴史館には、松戸徳川家ゆかりの品が多数寄贈されました。その中から、季節に合わせて使われてきた調度品や工芸品をご紹介します。本展では高精細画像やプロジェクターを駆使して、各資料の細部に迫り、新しい魅力や発見をご紹介します。 【開催日数 10日（令和6年度）】

◇松雲亭（茶室）の概要

市民の憩いの場として、昭和53年に戸定邸隣接地に建設されたお茶室で、芸術文化活動に貸し出しています。

1　施設概要

⑴　所　在　地　松戸市松戸642番地の３

⑵　開亭年月日　昭和53年５月１日

2　利用案内

⑴　利 用 申 込　利用日の３か月前から戸定歴史館で受付

⑵　受 付 時 間　午前９時～午後５時

⑶　利 用 時 間　午前９時から午後５時の間で半日（４時間）単位

⑷　利 用 料 金　小間、広間とも半日2,200円（市内在住者・非営利目的の場合）

⑸　休　亭　日　戸定歴史館と同じ

3　利用件数及び人数

令和 ５年度　198件　4,879人

令和 ６年度　174件　3,763人

展示会の開催　（令和６年度）

展示会名	開催期間	展　示　の　内　容
通常展 「暦と調度 －春から夏の戸定邸」	R6年度から継続 2025/ 4/1～ 6/6	戸定歴史館には、松戸徳川家ゆかりの品が多数寄贈されました。その中から、季節に合わせて使われてきた調度品や工芸品をご紹介します。本展では高精細画像やプロジェクターを駆使して、各資料の細部に迫り、新しい魅力や発見をご紹介します。 【開催日数 57日（令和7年度）】
連携特別展 「まつど×とくがわ－ 昭武・武定の生きた 明治・大正・昭和」	2025/ 7/12～ 8/31	水戸徳川家11代当主の徳川昭武は隠居後、松戸の戸定が丘に私邸(戸定邸)を建設し、明治17年(1884)に移り住みます。昭武・武定(昭武2男、松戸徳川家初代当主)をはじめとする戸定邸の人びとは、周辺地域と関わりながら、新しい環境での生活を営みました。本展では、戸定歴史館・松戸市立博物館の２館が連携し、それぞれの所蔵資料と視点で戸定邸を取り巻く松戸市域の明治・大正・昭和を見つめ直します。小学生を中心に、子どもから大人まで「まつど」に親しんでいただける展覧会です。また、スタンプラリーや絵本の読み聞かせなどの関連イベントも予定しております。【開催日数 43日】
企画展 「万博！」	2025/ 10/4～ 2026/ 1/12	慶応3年(1867)、徳川昭武は将軍名代としてパリ万国博覧会へ派遣されました。日本が初めて公式に参加した万博です。昭武は、主要行事の終了後、ヨーロッパを巡歴し、再びパリへ戻り留学しました。また、明治9年(1876)にアメリカで開催されたフィラデルフィア万国博覧会にも御用掛として派遣され、万国閉幕後、渡欧して留学生活を送ります。戸定歴史館所蔵の資料から、当時の万博の様子や昭武の動向を紹介する展覧会です。 【開催日数 77日】
通常展2 「季節の祝い －雛から武者へ」	2026/ 2/14～ 3/31	戸定歴史館には、雛道具の一部など、松戸徳川家ゆかりの調度品が所蔵されています。これらの調度品の多くは、日用品として使用され、あるいは季節の行事に合わせて飾り付けられました。本展では、会期中の上巳の節句や端午の節句にあわせ、松戸徳川家ゆかりの調度品類を展示します。 【開催日数 40日（令和7年度）】

５．博物館　〔文化財保存活用課　博物館〕

⑴　目的

高齢化社会の到来、勤労者の余暇時間の増大、そして教育の多様化が進行するなかで、幼児から高齢者まで様々な形で自発的な学習への意欲が高まってきている。このような「生涯学習」の社会的要請を受けて、松戸市立博物館は資料の収集・保存、調査研究、教育普及を活動の中心にすえ、考古・歴史・民俗資料等による、松戸を中心とした文化の変遷と発展を系統的に概観できる常設展示・企画展示・野外展示等の諸展示や講座・講演・体験学習等の活動を通して市民の文化活動に応え、「豊かな情操と郷土愛を培う文化を未来社会へ継承する」社会的使命をはたす。

⑵　施設の概要

ア．位　　置　松戸市千駄堀671番地
イ．敷地面積　7,795.81㎡
ウ．建築面積　2,709.92㎡
エ．建築延面積　合　計　5,446.73㎡（地階 1,388.64㎡　１階 2,515.17㎡　２階 1,542.92㎡）
オ．開館年月日　平成５年４月29日
カ．施設内容　地　階　収蔵庫、機械室
１　階　企画展示室、講堂、プレイルーム、実習室、書庫、館長室、収蔵庫、燻蒸室、スタジオ、館事務室、学芸員室
２　階　総合展示室、主題展示室
キ．工事費　建　設　3,652,088千円
展　示　1,095,571千円
その他　86,432千円
合　計　4,834,091千円

事業一覧表　（令和５年度）

事業名	事業内容
○　常設展示 総合展示・主題展示	（総合展示） 松戸３万年の歴史を旧石器時代から昭和30年代まで、７つのゾーンに分けて展示。 （主題展示） 松戸市の歴史上特徴的な出来事を中心にして４つの主題をとりあげて展示。
映像展示	講堂での歴史、考古、民俗等の映像ソフトを上映。
野外展示	復元した縄文時代の竪穴住居３棟を開放し、竪穴生活を体験。
プレイルーム	編布（あんぎん）、糸紡ぎ等の体験を通して歴史に触れるコーナー。
○　館蔵資料展 「たてたてあなあな－竪穴建物の世界」	市内でみつかった遺構を中心に、出土した資料や写真から古代竪穴建物の世界を解説した。これによって、竪穴建物の構造や暮らしを楽しみながら学ぶ機会を提供した。
○　館蔵資料展 「古文書からさぐる大谷口の村」	市北部の旧大谷口村で名主を勤めた家に伝わった貴重な古文書、絵図などを通じ、江戸時代の村の人々が、どのような生活を送っていたのかを紹介した。
○　企画展 「異形土器 縄文時代の不思議なうつわ」	異形土器を手がかりにして地域間交渉の実態を探り、併催する記念シンポジウムも含めて最新の研究成果を広く公開した。
○　「第９回博物館アワード作品展」	小・中学生対象に、日本の歴史上の人物・遺物・遺跡（史跡）などをテーマとしたイラストレーション及び自由研究を募集し、応募作品を展示した。また優秀な作品に対しては賞を授与し、12月２日に表彰式を行った。
○　博学連携展示 「松戸探検　100年前からのくらしのうつりかわり」	小学校３年生の社会科カリキュラムに対応した展示である。100年ぐらい前の農家のくらしを再現して展示し、さらにたくさんの古写真によって、その変化を追うことで、どのようにして今のくらしへと変わっていったかを子どもたちに伝えた。

○　講演会	
・歴史を語る	
①「常盤平団地への計画と生活史からのアプローチ」	1960年4月より入居が開始された常盤平団地に対して、この団地が計画された経緯とともに、60年を超える歳月に営まれた生活史の両面からの報告を行い、これらのアプローチから常盤平団地の特色を解説した。
②「江戸周辺の鷹場 御三家を中心として」	江戸時代の、江戸周辺にあった御三家鷹場と松戸周辺の水戸藩鷹場について講演した。
③「縄文時代以降の松戸とその周辺の人と自然の関わりの歴史」	植物化石を利用した古環境復元の方法と、人間と自然との関り合いについて講演した。
・館長講演会 「江戸時代の小金牧と周辺村々」	江戸時代の小金牧と周辺の村々（牧付村）について、牧の仕組み、牧を取り巻く武士・百姓、陣屋が置かれた金ケ作村の産業と相互扶助などの視点から易しく解説した。
・学芸員講演会 ①「民族誌からみた竪穴建物」	館蔵資料展の展示内容と関連させて、民族誌に記載のある竪穴建物の構造や住まいの在り方などを解説した。
②「古文書からさぐる大谷口村－石造物をさらに考える－」	大谷口村大熊家文書を素材に、江戸時代の村落について講演した。 また、神明神社の石塔や百庚申について、寄付者のデータをもとに考察した。
③「縄文時代後期の異形土器」	企画展「異形土器 縄文時代の不思議なうつわ」の内容を中心に、土器からみた地域間の関り合いについて講演した。
④「小金牧開墾事業と開墾会社－五香六実を拓いた人々②－」	五香六実の開墾事業について、前回の開墾局とは異なる視点として、開墾会社と香実会所（同社出先機関）の運営を、館蔵史料を基に講演した。
⑤「松戸の「中世を増やす」試み－風早・秋山・高柳から小金領へ－」	身近な地名から予想外ものまで、市内大字の初見年代の意外な古さや、そこで生きた人々の片鱗、また周辺地域との密接な繋がりなど、古文書や考古資料一辺倒ではない視点から中世の歴史を講演した。

○　講座	
・吾妻鏡を読む	鎌倉幕府の出来事をつづった歴史書を読み進めた。
・古文書を読む〔近世人門編〕	初心者を対象に、松戸に関わる近世文書を解読し、その歴史的背景を解説した。
・古文内を読む〔近世中級編I〕	経験者を対象に古文書を読解し、歴史や文化を学んだ。
・古文書を読む〔近世中級編II〕	経験者を対象に古文書を読解し、歴史や文化を学んだ 。
・古代の住まいを考える	古代の住まいの変遷や、住まいに関連する諸問題について解説した。
○ 企画展関連企画 ・シンポジウム「異形土器と注口土器からみた縄文後期社会の変容」	企画展「異形土器 縄文時代の不思議なうつわ」の背景や内容を掘り下げるためのシンポジウムを実施した。
・ミニチュアてんらんかいを作ろう！	３Dプリンタで出力したミニチュアを使って資料の魅力を引き出す並べ方を考え、写真撮影し、資料の形態に親しむとともに、「展示方法」という新しい鑑賞視点を獲得する契機となることを期待して行った。
・ぬってみよう！異形土器 ～土器って何色だったの？～	３Dプリンタで出力した資料のミニチュアを絵の具で自由に着彩し、赤彩された資料の意味を考える契機となることを期待して行った。
・ゲームで学ぶ土器の古さ／新しさ	カップに埋めて隠された３つのアイテムを発掘して、出土層位をもとに古さを推理するゲームを実施した。
・MR体験「つまめるミュージアム」	MR技術を利用して、展示資料の３Dモデルを自分の手でさわっているかのように動かしながら観察する体験を実施した。
○博学連携展示関連企画 ・紙芝居と昔のあそびを楽しむ日	紙芝居と昔の遊びで昔の子どもたちの世界観を再現した。
・天秤棒で桶をかついでみよう	昔の道具の天秤棒を使って桶を担いでもらった。
・機織りをしてみよう	古い布を裂いて、新しい布に再生する先人の知恵を体験してもらった。
・風呂敷をつかってみよう	風呂敷を使い色々な物を包んで先人の知恵を体験してもらった。

○体験教室 ・親も楽しむ米づくりと展示づくり	田植えから収穫まで1年を通じて米づくりの作業を体験し、その成果を企画展「こどもミュージアム」で発表した。
・裂き織りをしてみませんか	古い布を裂いて、新しい布に再生する先人の知恵を体験してもらった。
・縄文人なりきり宿泊体験！竪穴住居に泊まろう！	小学生を対象に、野外展示・復元竪穴住居にて宿泊体験を実施した。
○こども体験教室 ・親も楽しむ「土鈴づくり」	小学生と保護者を対象に、縄文時代の土鈴づくりをとおして、当時の生活技術の一端を知ってもらった。
・親も楽しむ「勾玉づくり」	小学生と保護者を対象に、縄文時代の装身具づくりをとおして、当時の生活技術の一端を知ってもらった。
○ その他 ・博物館でアート	歴史や文化にふれあい、博物館を楽しみながら造形活動の体験を実施した。
・博物館館内公開 博物館の裏方、お見せします	博物館の多様な活動を理解してもらうため、普段公開していない車庫・荷解梱包室・くん蒸庫・学芸員室・スタジオ・機械室・収蔵庫を紹介解説した。
○　博物館友の会活動	博物館友の会会員による各種部会（古文書、考古、はたくさの会等）の活動を実習室で行っている。
令和６年度　博物館観覧者及び施設利用者の総計　82,913人	

⑶ 市史編さん事業

松戸市史編さん事業は市制施行10周年記念事業として昭和28年度に始まり、昭和53年3月の『松戸市史 中巻』（近世編）の刊行をもっていったん完結したが、その後も史料の収集と『松戸市史 史料編』の刊行を進め、史料編6巻7冊を刊行した。

その後『松戸市史 上巻』（原始・古代・中世編）が長年にわたり絶版となっていたが、平成10年度に市長から『松戸市史 上巻』改訂についての諮問があり、翌平成11年11月17日付け松戸市史編さん委員会の答申を受けて新たに史資料の調査を開始した。

平成21年度から4か年の事業計画にもとづく『松戸市史 上巻』の改訂事業を本格的に開始し、平成27年2月に『松戸市史 上巻』（改訂版）を刊行したことにより、市長からの諮問案件は終了した。

ア．松戸市史関係行物一覧

書　　名	版	頁	刊行年月日	備　　考
松戸市河原塚古墳発掘報告書	B５	100	S34.12.	品　　切
松戸市史料第１集（近世）	A５	264	S33. 3.25	〃
〃　　第２集（〃）	〃	274	〃	〃
〃　　第３集（〃）	〃	244	〃	〃
〃　　第４集（松戸町誌、小金町誌）	〃	450	S39. 1. 1	〃
松戸市史　上　巻　　（原始～中世編）	〃	684	S36.11. 1	〃
〃　　上　巻　改訂版（原始・古代・中世）	〃	1,009	H27. 2.28	3,000円
〃　　中　巻　　（近世編）	〃	1,056	S53. 3. 1	5,500円
〃　　下　巻（一）（明治編）	〃	892	S39. 5. 1	4,000円
〃　　下　巻（二）（大正、昭和編）	〃	910	S43. 5. 1	3,900円
〃　　史料編（一）（大熊家文書）	〃	916	S41. 3.31	2,800円
〃　　史料編（二）（諸家文書）	〃	710	S48. 1. 1	品　　切
〃　　史料編（三）（萬満寺史料）	〃	269	S58. 3.20	3,500円
〃　　史料編（四）（本土寺史料）	〃	518	S60. 2.20	5,500円
〃　　史料編（五）（秋谷家文書上）	〃	658	H２. 3.30	8,050円
〃　　〃　（五）（秋谷家文書下）	〃	764	S63. 3.30	7,500円
〃　　〃　（六）（東漸寺史料）	〃	345	H６. 2.18	5,000円
松戸市古文書目録（一）（諸家文書）	B５	230	S54. 3.20	1,100円
〃　　（二）（　〃　）	〃	248	S55. 7.20	1,500円
〃　　（三）（本土寺文書他）	〃	194	S59. 3.10	2,000円
〃　　（四）（秋谷家文書）	〃	199	S62. 3.10	2,500円
松戸市史考古資料集１　大谷口遺跡	A４	37	H18.10.31	300円
松戸市史考古資料集２　千駄掘寒風台遺跡	A４	38	H20. 2.29	300円
松戸市史考古資料集３　関場・寒風台遺跡	A４	44	H21. 3.31	300円
松戸市史考古資料集４　上本郷遺跡出土の考古資料	A４	60	H22. 3.31	400円

6．文化財

〔文化財保存活用課〕

区分	種別	名称	指定年月日	所在地
国	重要文化財	木造金剛力士立像	昭和25. 8. 29	馬橋　萬満寺
国	重要文化財	大学三郎御書（日蓮筆）	43. 4. 25	平賀　本土寺
国	重要文化財	諸人御返事（日蓮筆）	43. 4. 25	平賀　本土寺
国	重要文化財	梵鐘（建治四年在銘）	52. 6. 11	平賀　本土寺
国	重要文化財	千葉県幸田貝塚出土品	平成６. 6. 28	千駄堀　松戸市立博物館
国	重要文化財	旧徳川家松戸戸定邸	18. 7. 5	松戸　戸定が丘歴史公園
国	名勝	旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）	27. 3. 10	松戸　戸定が丘歴史公園
県	天然記念物	浅間神社の極相林	昭和41. 12. 2	小山　浅間神社
県	無形民俗文化財	松戸の万作踊り	45. 4. 17	万作踊り松戸保存会
県	有形文化財	冨城殿御返事	52. 3. 8	平賀　本土寺
県	有形文化財	本土寺過去帳（天正本） 附本土寺過去帳（明暦本）	62. 2. 27	平賀　本土寺
県	有形文化財	銅透彫華籠	63. 3. 30	平賀　本土寺
市	天然記念物	東漸寺のシダレザクラ	平成24. 2. 9	小金　東漸寺
市	史跡	二十世紀梨誕生の地	昭和40. 3. 9	二十世紀が丘梨元町　二十世紀公園
市	史跡	本土寺	41. 5. 17	平賀　本土寺
市	史跡	秋山夫人の墓所	41. 5. 17	平賀　本土寺
市	史跡	高城氏の墓所	41. 5. 17	中金杉　広徳寺
市	史跡	桂林尼の墓所	41. 5. 17	殿平賀　慶林寺
市	史跡	経世塚	44. 4. 1	岩瀬　聖徳大学
市	史跡	河原塚１号古墳	44. 4. 1	紙敷　山林内（私有地）
市	史跡	河原塚４号古墳	55. 7. 21	河原塚　河原塚中学校
市	史跡	幸田貝塚	平成７. 4. 13	幸田　幸田第一公園
市	史跡	小金牧五香六実野馬除土手	令和３. 3. 11	五香　六高台
市	無形民俗文化財	松戸の獅子舞	昭和44. 4. 1	和名ケ谷　日枝神社 大橋　胡籙神社 上本郷　風早・明治神社
市	有形文化財	木造不動明王立像	41. 5. 17	馬橋　萬満寺
市	有形文化財	鋳造魚藍観音立像	41. 5. 17	馬橋　萬満寺
市	有形文化財	高城・原氏等判物	41. 5. 17	平賀　本土寺
市	有形文化財	幸谷観音野馬捕りの献額	41. 5. 17	幸谷　福昌寺
市	有形文化財	阿弥陀如来立像	44. 4. 1	二ツ木　光明寺
市	有形文化財	一月寺遺石	44. 4. 1	馬橋　萬満寺
市	有形文化財	庚申板碑	44. 4. 1	千駄堀　松戸市立博物館
市	有形文化財	鉦鼓	44. 4. 1	上本郷　本福寺
市	有形文化財	阿弥陀三尊仏	44. 4. 1	上本郷　本福寺
市	有形文化財	太鼓	44. 4. 1	殿平賀　慶林寺
市	有形文化財	阿弥陀如来坐像	55. 7. 21	馬橋　萬満寺
市	有形文化財	徳川昭武関係資料	55. 7. 21	松戸　戸定歴史館
		〃	平成17. 11. 10	松戸　戸定歴史館
市	有形文化財	寛政七年小金原御鹿狩絵図	昭和55. 7. 21	千駄堀　松戸市立博物館
市	有形文化財	金龍山一月寺旧蔵木造普化禅師立像他	55. 7. 21	千駄堀　松戸市立博物館
市	有形文化財	豊臣秀吉の制札	59. 6. 7	馬橋　萬満寺
市	有形文化財	慶安三年銘庚申塔	63. 12. 15	古ケ崎　圓勝寺
市	有形文化財	嘉永五年銘庚申塔	63. 12. 15	東松戸　廣龍寺
市	有形文化財	寛文八年銘庚申塔	63. 12. 15	下矢切　下矢切庚申塚
市	有形文化財	寛文元年銘道祖神	63. 12. 15	馬橋　王子神社
市	有形文化財	柳原水閘	平成７. 4. 13	下矢切　柳原排水機場
市	有形文化財	安蒜家長屋門	14. 7. 15	千駄堀　個人宅
市	有形文化財	土屋家長屋門	14. 7. 15	千駄堀　個人宅
市	有形文化財	二十世紀梨の原木	14. 7. 15	千駄堀　松戸市立博物館
市	有形文化財	松戸中央公園正門門柱 (旧陸軍工兵学校正門門柱)	21. 6. 18	岩瀬　松戸中央公園
市	有形文化財	旧陸軍工兵学校歩哨哨舎	21. 6. 18	岩瀬　松戸中央公園
市	有形文化財	高城氏制札	24. 2. 9	小金　東漸寺
市	有形文化財	二十五菩薩来迎図	24. 2. 9	小金　東漸寺
市	有形文化財	坂花遺跡出土「國厨」銘骨蔵器（蔵骨器）	27. 9. 25	千駄堀　松戸市立博物館
市	有形文化財	小野遺跡出土帯金具（銙帯金具）	27. 9. 25	千駄堀　松戸市立博物館
市	有形文化財	松戸神社神楽殿天井絵及び杉戸絵	28. 7. 28	松戸　松戸神社
市	有形文化財	松龍寺山門	29. 4. 13	松戸　松龍寺
市	有形文化財	西原文書	30. 8. 10	千駄堀　松戸市立博物館
市	有形文化財	豊前氏古文書	30. 8. 10	千駄堀　松戸市立博物館
市	有形文化財	寛永二年銘庚申塔	令和２. 4. 9	幸谷　福昌寺
市	記念物	小金牧五香六実野馬除土手	３. 3. 11	松戸市
市	有形文化財	阿弥陀如来坐像（定印）	６. 3. 6	東漸寺

区分	種　　別	名　　称	指定年月日	所　　在　　地
市	有 形 文 化 財	阿弥陀如来坐像（来迎印）	令和６.３.６	東漸寺
国登録	有 形 文 化 財	旧齋藤家住宅主屋	平成29.６.28	紙敷　旧齋藤邸
国登録	有 形 文 化 財	千葉県水道局栗山配水塔	29.10.27	栗山　千葉県企業局栗山浄水場

7．松戸運動公園　〔スポーツ振興課〕

市民の憩の場として広く開放し体力の向上と福祉の増進を図る目的をもって、その規模面積10ヘクタールを擁する本市唯一の運動公園として昭和44年から築造工事に着手しました。

この運動公園は武道館を中心に野球場、プール及び昭和47～49年度継続事業による体育館が完成し、また51年度には陸上競技場が完成しました。

⑴ 体育館

この体育館は、スポーツ人口の増加に応え、屋内スポーツの殿堂として市民の体力向上に寄与するものです。

ア　施設概要

地上４階　一部地下１階　鉄筋コンクリート造　一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄骨造
延床面積6,830㎡

① 地　下　多目的室２
② １　階　玄関ロビー、事務室、卓球室、多目的室１、小体育室（１・２）、更衣室、便所、弓道場（屋外）、トレーニング室、他
③ ２　階　競技場、ステージ、役員室、控室、放送室
④ ３　階　観覧席、ロビー
⑤ ４　階　ギャラリー

イ　体育館使用料金（令和７年４月１日現在）

普　通　使　用　料

		一般	小中学生
トレーニング室	１人２時間	220円	
小体育室１・２	１人２時間	220円	50円
多目的室１・２	１人２時間	220円	50円
卓球室	１人２時間	220円	50円
弓道場	１人２時間	220円	50円
競技場	１人２時間	220円	50円

※市外の者が使用する場合100％増。
※上記使用料金は消費税が含まれます。

専　用　使　用　料

トレーニング室	２時間	3,300円	・夜間（午後５時以降）50％増 ・市外の者が使用する場合100％増 ・小・中学生が使用する場合50％減 ・アマチュアスポーツ以外の催物等に使用する場合100％増
小体育室１	２時間	2,200円	
〃　２		1,100円	
多目的室１	１時間	550円	
〃　２		1,100円	
卓球室	２時間	3,300円	
弓道場	２時間	1,650円	

※上記使用料金は消費税が含まれます。

競　　技　　場

種　　別			午前９時 ～ 午後５時 （２時間）	午後５時 ～ 午後９時 （２時間）	・競技場半面を使用する場合50％減 ・市外の者が使用する場合100％増 ・使用時間を超過した場合の料金は１時間につき規定料金の30％に相当する額を加算する
入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小中学生	1,990円	2,980円	
		一　　般	5,970円	8,950円	
	その他の催物に使用する場合		11,940円	17,910円	
入場料その他これに類する金銭を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		17,910円	26,870円	
	その他の催物に使用する場合		83,620円	125,430円	
付　帯　設　備　使　用　料			放送設備	１時間	330円

※上記使用料金は消費税が含まれます。

⑵　武　道　館

柔・剣道が我が国古来の武道として今日に伝えられ、今なお市民の間で心身の鍛練のため盛んに行われています。こうした中で武道館建設に対する市民の強い要請により昭和45年度から建設に着手し昭和46年７月に完成しました。

ア．施設概要

管　理　棟　平家建　鉄骨造
武　道　館　平家建　鉄骨鉄筋コンクリート造
給　水　塔　　鉄筋コンクリート造　　床延面積　2,335㎡

イ．武道館について

剣　道　場　　試合場　　250㎡
柔　道　場　　試合場　　152畳敷

ウ．管理棟について

事務室・役員室・多目的室（１・２）・和室（１・２）・会議室（１・２・３）・更衣室・倉庫・変電室　他

エ．使用料金（令和７年４月１日現在）

普　　通　　使　　用　　料

		一　　般	小・中学生
柔　　道　　場	１人２時間	220円	50円
剣　　道　　場	１人２時間	220円	50円
多　目　的　室	１人２時間	220円	50円

※市外の者が使用する場合100%増。
※上記使用料金は消費税が含まれます。

専　用　使　用　料

柔　　道　　場	2時間	1,650円
剣　　道　　場	2時間	1,650円
会　議　室（1・2・3）	1時間（1室）	220円
多　目　的　室（1・2）	1時間（1室）	550円
和　　室（1・2）	1時間（1室）	220円

※夜間（午後5時以降）50%増。市外の者が使用する場合100%増。アマチュアスポーツ以外の催物等に使用する場合100%増。
※上記使用料金は消費税が含まれます。

(3) 野　球　場

外野一面に人工芝が敷かれ、スピードガン付きの電光掲示板が設置されています。外野スタンドには芝生、周囲には桜の木が並び緑の多い球場です。

ア　施設概要

① 面　　積　　17,000㎡
グラウンド　9,300㎡（外野のみ人工芝）　スタンド　7,700㎡（固定スタンド・芝生スタンド）

② 観　客　席
メインスタンド　600人　内野スタンド　1,200人（固定・芝生スタンド）
外野スタンド　1,500人（芝生スタンド）

③ 規　　模　　両サイド90m　センター120m

④ 諸　施　設　　本部室、審判控室、記録放送室、倉庫、整備員室、ダックアウト（2）、電光掲示板、照明塔（6基）、防球ネット

イ　使用料金（令和7年4月1日現在）

1面　2時間 5,610円	・市外の者が使用する場合100%増 ・アマチュアスポーツ以外の催物等に使用する場合は100%増
小中学生 2時間 1,870円	
付　帯 設備使用料	電光掲示板　2時間　1,100円　・夜間照明設備　30分　3,300円
	放送設備　2時間　660円

※上記使用料金は消費税が含まれます。

⑷ 陸上競技場

トラックは一周400mのブルーレーン、インフィールドは人工芝で養生期間がなく年間を通して利用できます。LEDの照明塔が設置され午後９時まで利用可能です。

ア．施設概要

① 面　　積　19,064㎡

② 観 客 席　2,100人

③ 規　　模　３種公認　400m（全天候舗装）、直線８レーン、曲線８レーン

④ 諸 施 設　倉庫、本部席、放送室、更衣室、便所、シャワー室、照明塔（4基）

イ．使用料金（令和７年４月１日現在）

区　分	単　位	金　額	備　考
トラック・フィールド	１人２時間	220円	・市外の者が使用する場合100%増 ・幼児、小・中学生が使用する場合 無料

※上記使用料金は消費税が含まれます。

専 用 使 用 料

種　　別		単　位	金　額	備　考
入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	２時間	6,240円	・市外の者が使用する場合100%増 ・幼児、小・中学生が使用する場合無料
	その他の催物に使用する場合	２時間	12,480円	
入場料その他これに類する金銭を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	２時間	18,720円	
	その他の催物に使用する場合	２時間	74,880円	
本部室（控室を含む）		１時間	330円	

付　帯　設　備　使　用　料	放送設備	１時間	330円
	写真判定設備	終日	2,750円
	夜間照明設備	30分	940円

※幼児、小・中学生が使用する場合無料。

※上記使用料金は消費税が含まれます。

⑸ プール

ア　施設概要

①面積　5,570㎡

②規模　（ａ）プール　50ｍ×20ｍ　８コース（ｂ）子供プール　水深60㎝（不整形）

③諸施設　事務室・更衣室・シャワー室・保健室

イ　使用料金（令和７年４月１日現在）

普通使用料			専用使用料
	一般	幼児･小中学生	１時間
１人２時間	210円	無料	3,300円

※上記使用料金は消費税が含まれます。

⑹ スケートボード場

ア　施設概要

①規模　　22ｍ×10ｍ

②セクション、マニュアルパッド、カーブボックス、レール

イ　使用料金　無料

⑺ その他

・児童遊園　　砂場、四連ブランコ、スベリ台、鉄棒

・芝生広場　　3,200㎡　　・入口広場　全体　1,200㎡　　・駐車場　168台

⑻ 施設別利用状況（令和６年度）

〔スポーツ振興課〕

施　設　名	件数	人数	施　設　名	件数	人数
運動公園 体育館	60,255件	188,302人	柿ノ木台公園体育館	26,146件	115,202人
運動公園 武道館	8,672	69,432	古ケ崎野球場	2,440	53,508
運動公園 野球場	590	23,128	古ケ崎ソフトボール場	1,266	18,028
運動公園 陸上競技場	16,560	69,947	古ケ崎サッカー場	484	9,608
栗ケ沢公園庭球場	9,081	169,486	紙敷庭球場	792	3,808
中央公園庭球場	1,859	16,476	矢切グラウンド	100	6,000
金ケ作公園庭球場	5,902	71,974	六高台スポーツ広場	350	7,500
新松戸庭球場	2,193	11,660	紙敷スポーツ広場	40	2,500
小金原体育館	16,885	98,549	千駄堀スポーツ広場	1,322	18,199
常盤平体育館	3,881	23,849			
運動公園プール	18,144	18,144			
新松戸プール	15,367	15,367	合　　計	192,329	1,010,667

※野菊の里スポーツ広場は、平成28年９月より休止しました。

※八ケ崎スポーツ広場は、令和元年12月をもって閉鎖しました。

※梨香台スポーツ広場は、令和5年8月をもって閉鎖しました。

８．社会体育振興　〔スポーツ振興課〕

⑴　スポーツ推進委員

ア　任務

スポーツ基本法第32条１項に基づき、松戸市が委嘱します。住民に対し各種のスポーツ実技指導、スポーツ理論の助言、スポーツをするための環境の整備をし、住民のすべてがスポーツに関心をもって、実践してもらえるよう指導をします。

イ　地区別人員（※令和７年７月１日　現在）

本庁５人、明第一８人、明第二東１人、明第二西９人、矢切８人、東部13人、常盤平16人、五香松飛台９人、六実六高台８人、小金原４人、小金４人、馬橋７人、新松戸12人　計104人

ウ　重点活動

住民のスポーツの振興に努めるとともに、委員の資質向上を図るため、研究大会、実技講習会の参加に努める。また、各種スポーツ行事を計画実施し、地域スポーツの普及を図る。

○研究大会への参加

全国スポーツ推進委員研究協議会、関東スポーツ推進委員研究大会、千葉県スポーツ推進委員研究大会

○県主催実技講習会への参加

○市主催実技研修会の実施

○地区活動の推進

運動会の開催、スポーツ教室の開設及び指導、体力テスト実施

⑵　各種スポーツ大会

ア　市民体育祭の種目別競技会や女性スポーツ大会をはじめ、七草マラソン大会等幅広い市民を対象としたスポーツ大会を開催しています。

イ　松戸市・韓国（大邱廣城市）中学生国際スポーツ交流大会

⑶　スポーツ団体の育成

○スポーツ協会加盟種目別団体の育成

スポーツ協会の自主的活動に対する助成をとおして、各種目別団体の育成に努めています。

○スポーツ協会活動

現在、スポーツ協会は加盟41団体、数多くの各種行事を開催し、市民スポーツの振興、競技水準の向上、指導者の育成充実を図っております。

・野球協会
・陸上競技協会
・水泳協会
・柔道連盟
・ソフトテニス連盟
・剣道連盟
・テニス協会
・バレーボール協会
・バスケットボール協会
・卓球協会
・ソフトボール協会
・バドミントン協会
・空手道連盟
・自転車競技連盟
・相撲連盟
・弓道連盟
・クレー射撃協会
・スキー連盟
・銃剣道連盟
・ラグビーフットボール協会
・ライフル射撃協会
・アーチェリー協会
・カヌー協会
・なぎなた連盟
・ゲートボール協会
・アマチュアゴルフ協会
・サッカー協会
・ボウリング協会
・アマチュアレスリング協会
・グラウンド・ゴルフ協会
・少林寺拳法連盟
・一輪車協会
・ソフトバレーボール協会
・ターゲットバードゴルフ協会
・インラインスケート協会
・スポーツウェルネス吹矢協会
・インディアカ連盟
・武術太極拳連盟
・パークゴルフ協会
・合気道連盟
・ダンススポーツ協会

○スポーツ少年団

スポーツを通じて心身の健全な発達を図ることを目的としています。スポーツ少年団は現在42団体（2,583人　※令和６年度実績）あり、団育成につとめるとともに積極的な体力向上を図っています。

⑷ 学校施設の利用

教育基本法、社会教育法、スポーツ基本法等により、市民のスポーツ、体育のための利用に供するよう開放しています。

現在、学校施設開放校は65校で、ソフトボール、バレーボール、バドミントン、剣道、地域の運動会等多種目に利用されています。

運　動　施　設　（令和７年４月１日現在）

施設名	施設の概要	施設名	施設の概要
中央公園庭球場	２面（砂入り人工芝）	東部スポーツパーク	25mプール、小児用プール 体育室 庭球場（全天候３面） 野球場　１面
運動公園	野球場　１面（夜間照明） 陸上競技場 体育館―競技場 体育館―多目的室 体育館―小体育室 体育館―卓球室 体育館―弓道場 体育館―トレーニング室 武道館―柔道場・剣道場・多目的室・会議室・和室 スケートボード場 相撲場 プール（50m）・小児用プール	クリーンセンター	庭球場（砂入り人工芝３面） 体育室
		和名ケ谷スポーツセンター	25mプール（温水） 流れるプール（全長100m、温水） 小児用プール（温水） 体育室 トレーニング室 小体育館、多目的室、和室
栗ケ沢公園庭球場	11面（砂入り人工芝）	小金原公園野球広場	野球場　１面
金ケ作公園庭球場	４面（砂入り人工芝）	青少年会館	体育室
金ケ作公園野球場	２面	小金原体育館	競技場、小体育室、和室、プレールーム、会議室
新松戸庭球場	２面（全天候）		
新松戸プール	50mプール、小児用プール	常盤平体育館	競技場、小体育室、卓球室、プレールーム、ミーティングルーム
紙敷庭球場	３面（全天候）		
古ケ崎グラウンド	野球場　７面 ソフトボール場　５面 サッカー場　２面	柿ノ木台公園体育館	競技場、小体育室、多目的室、会議室、プレールーム、トレーニング室、研修室
千駄堀スポーツ広場	５面（サッカー、グラウンドゴルフ、アーチェリー等）		

※松戸運動公園野球場、松戸運動公園陸上競技場及び金ケ作公園庭球場は夜間照明が設置されている。

第３節　図　書　館

１．図書館の運営方針

市民の教養、調査研究に資するため、図書等の資料を収集保存し提供する。

○図書館管理運営事業

①市民の学びや暮らしを支えるため、資料の充実を図るとともに、様々なサービスを提供する。

・図書館資料の貸出
・図書館資料の収集、整理
・読書案内
・調査及び相談
・障害者等に対する図書の提供サービス
・講座、講演会の行事開催
・図書館サービスの周知
・資料データ、利用者データの管理整備
・ホームページの管理整備

②「子ども読書推進センター」での展示や貸出、行事を通して、子どもたちや保護者が読書に親しめるようにする。また、子どもへの読書普及活動を行うボランティアを支援するための講座を開催する。

・おはなし会等の開催（絵本はじめのい～っぽ等）
・幼児、児童の読書活動への情報提供
・おはなし普及活動に参加するボランティアの育成支援
・おはなし普及活動を行う団体等の支援
・こども読書通帳の発行・記帳

2．施設の概要

(1) ア．本　　館

① 所在地	松戸市松戸2060番地 電話　047-365-5115 FAX　047-361-3770	⑦ 工期	着工 昭和48年２月１日 完成 昭和48年11月15日
② 開館	昭和49年２月５日		
③ 敷地面積	442.18㎡	⑧ 譲受金額	294,290,898円 （財団法人松戸市都市整備公社より10年割賦買収）
④ 建築面積	337.12㎡		
⑤ 構造規模	鉄筋コンクリート造り 地下１階、地上５階、 塔屋２階建て	⑨ 蔵書収容能力	91,245冊
		⑩ 交通案内	松戸駅西口から徒歩７分
⑥ 延床面積	1,932.32㎡		

階数	用途	座席数	面積(㎡)	蔵書収容能力(冊)
屋上	――――	――	177.95	――
５Ｆ	学習室	79	189.24	――
	休憩コーナー	――	52.87	――
４Ｆ	事務室(会議室･作業室･スタッフルームを含む)	――	202.52	――
	電算室	――	13.67	――
	閉架書庫	――	24.60	3,850
３Ｆ	参考・郷土調査室	24		13,030
	・新聞コーナー	――		――
	・調査席	8		――
	・閲覧席	8	195.37	――
	・インターネット席	3		――
	・パソコン使用席	5		――
	閉架書庫	――	47.56	9,280
２Ｆ	一般図書貸出室	16	218.41	50,645
	雑誌コーナー	6	20.10	――
１Ｆ	こどものとしょかん	24	103.04	13,240
	学校連携室	――	14.00	1,200
地下	機械室等	――	127.66	――
	その他	――	545.33	――
	合計	149	1,932.32	91,245

イ．子ども読書推進センター

階数	用途	座席数	面積(㎡)	蔵書収容能力(冊)
２Ｆ	図書室	14	64.00	2,800
	研修室	――	91.00	――
	おはなしの部屋	――	64.00	――
１Ｆ	授乳・休憩室	――	20.00	――
	開架書庫（資料室）	――	19.50	――
	貸出・返却の部屋（スタッフルーム）	――	64.00	――

⑵ 地域館・分館

館　名	開館日	構造※全館鉄筋コンクリート造	座席数	面積(㎡)	蔵書収容能力(冊)
東松戸地域館	令和3年12月19日	地上　2階建（1階部分）	104	933.97	98,200
常盤平分館	昭和47年5月26日	地上11階建（1階部分）	23	177.60	34,000
小金原分館	昭和51年5月7日	地上　2階建（2階部分）	26	188.01	36,500
新松戸分館	昭和56年5月26日	地上　3階建（1階部分）	17	217.39	25,000
小金分館	昭和53年7月12日	地上　2階建（1階部分）	33	298.69	55,400(書庫含む)
稔台分館	昭和49年7月2日	地上　4階建（3階部分）	17	122.56	20,000
矢切分館	昭和51年7月1日	地上　4階建（3階部分）	19	101.97	23,000
馬橋分館	昭和51年12月1日	地上　3階建（2階部分）	8	66.22	17,000
古ケ崎分館	昭和51年12月18日	地上　2階建（1階部分）	7	76.23	16,500
五香分館	昭和52年11月12日	地上　3階建（1階部分）	5	68.50	14,600
明　分館	昭和53年10月14日	地上　2階建（1階部分）	35(4)	104.70	23,500
六実分館	昭和54年7月24日	地上　2階建（1階部分）	29	146.45	17,425
馬橋東分館	昭和58年4月22日	地上 2階 地下 1階 建（1階部分）	13	96.31	14,000
小金北分館	昭和59年4月13日	地上　2階建（2階部分）	6	79.89	12,500
松飛台分館	昭和59年10月19日	地上　2階建（1階部分）	13	79.65	13,000
二十世紀が丘分館	昭和61年2月9日	地上　2階建（1階部分）	12	90.03	13,500
八柱分館	昭和63年10月20日	地上　2階建（1階部分）	20	103.39	15,500
八ケ崎分館	平成3年10月17日	地上　2階建（1階部分）	9	93.18	17,500
和名ケ谷分館	平成8年5月21日	地上　3階建（1階部分）	33	183.53	16,000

※東松戸はひがまつテラス内、矢切は総合福祉会館内、和名ケ谷はスポーツセンター内、その他は市民センター内。
※新松戸は、こどものとしょかん（平成29年4月1日開館）の座席数、面積、蔵書収容力を含む。
※明分館座席数内訳　フリースペース31席・図書館内４席

３．利用案内

⑴ 開館時間・休館日

開館時間	
本館（1階除く） 東松戸地域館	◇火曜日から金曜日　午前９時30分～午後７時 ◇土曜日・日曜日・祝日・休日　午前９時30分～午後５時
本館1階・分館 子ども読書推進センター	◇火曜日から日曜日・祝日・休日　午前９時30分～午後５時

休館日	
全　館	◇月曜日　（祝日、休日の場合は開館し、翌日以降の平日に振替） ◇館内整理日（12月を除く月曜日以外の毎月最後の平日） ◇年末年始　（12月28日～１月４日） ◇特別整理日（毎年７日以内で、教育委員会が定める日）

⑵ 貸出する資料

・個人貸出

資料の種類	貸出冊数	貸出期間
図書・雑誌・紙芝居 CD・カセットテープ	合計20点（うちCD・カセットテープは3点）まで	14日

・団体貸出

資料の種類	貸出冊数	貸出期間
一般書及び児童書	本館100点、地域館・分館50点まで	３ヵ月
紙芝居	本館、地域館・分館とも30組まで	３ヵ月

⑶ 予約サービス

資料の種類	予約点数	
	市内在住・在勤・在学の方	市外利用者（市川市・柏市・鎌ヶ谷市・流山市・葛飾区在住の方）
図書・雑誌・紙芝居	合計10点まで	合計５点まで
CD・カセットテープ	合計10点のうち３点まで	合計５点のうち３点まで

予約方法		必要なもの	予約可能資料
窓口予約	図書館の窓口で「予約カード」又は「予約レシート」に記入・提出し予約	図書館利用カード	所蔵資料及び未所蔵資料
電話予約	予約専用電話（047-365-2395）にて予約	図書館利用カード	所蔵資料
館内検索機（OPAC）予約	館内検索機(OPAC)を利用して予約	図書館利用カード及びパスワード	所蔵資料
インターネット予約	インターネットサービスを利用して予約	図書館利用カード及びパスワード	所蔵資料

⑷ 利用者用インターネット端末

	パソコン	タブレット端末
利用目的	調査研究・情報収集	調べ学習
利用対象	どなたでもご利用いただけます	小学生以下の方
設置館	本館3台、東松戸4台、常盤平・小金・小金原・新松戸・和名ケ谷・六実の各分館1台	本館1階こどものとしょかん　3台 東松戸　3台
利用時間	設置館の開館時間内（受付終了時間は、閉館30分前まで）	
利用回数	1人1回30分以内（ただし、次に利用を待つ方がいない場合、1回30分まで延長可能）	

⑸ オンラインデータベース

①ELNET（新聞・雑誌記事紙面データベース）
②日経テレコン21（日本経済新聞社データベース）
③WestLawJapan（法律総合オンラインサービス）
④官報情報検索サービス
⑤ルーラル電子図書館
⑥市場情報評価ナビ「MieNa」
⑦ナクソス・ミュージック・ライブラリー（音楽配信データベース）
⑧ジャパンナレッジ（辞書・事典検索サイト）
⑨国立国会図書館デジタル化資料送信サービス
⑩ブリタニカ・アカデミック・ジャパン
⑪千葉日報縮刷版（CD-ROM）

①～⑤は本館3階利用者用パソコン3台の内1台、東松戸利用者用パソコン4台の内1台で閲覧できます。
⑥⑨は本館3階・東松戸利用者用パソコンで閲覧できます。
⑦は本館3階・東松戸・常盤平・小金・小金原・新松戸・和名ケ谷・六実各分館の利用者用パソコンで視聴できます。
⑧⑪は本館3階利用者用パソコンで閲覧できます。
⑩は本館1階・東松戸利用者用タブレット端末で閲覧できます。

⑹ 施設巡回サービス

高齢者施設等への巡回サービスを行っています。

○ **巡回施設**　（令和７年４月１日現在）

巡回頻度 各施設 月1～2回（１日あたり3～5施設）
巡回日 火曜日～金曜日

No.	施設名	No.	施設名
1	リバーサイド・ヴィラ	13	そんぽの家Ｓ五香南
2	松戸ニッセイエデンの園	14	にじいろぱる松戸六実
3	パークヴィラ陽春館	15	プレミア東松戸
4	あすなろ（ケアハウス）	16	親愛の丘
5	明尽苑	17	あすなろ（特養）
6	秋桜	18	南花園
7	まんさくの里	19	島村洗心苑
8	松寿園	20	ハーモニー松戸
9	シーハーツ小金原公園	21	らいふ松戸八柱
10	シーハーツ松戸	22	松戸めいせい
11	葵の園 松戸	23	アミカの郷 松戸
12	そんぽの家松戸五香		

○ **サービス利用状況**　（令和６年度）

No.	施　設　名	巡回数（回）	利用者数（人）	貸出総数（件）	内　訳		
					図　書	雑　誌	視聴覚
1	リバーサイド・ヴィラ	12	56	194	177	17	0
2	そんぽの家松戸五香	12	72	270	252	18	0
3	そんぽの家Ｓ五香南	12	69	409	371	38	0
4	松戸ニッセイエデンの園	22	763	2,556	2,360	196	0
5	パークヴィラ陽春館	19	230	976	917	25	34
6	あすなろ（ケアハウス）	12	49	252	170	82	0
7	明尽苑	12	38	158	152	6	0
8	秋桜	12	106	313	33	0	280
9	まんさくの里	12	77	382	376	6	0
10	まつど徳洲苑	11	62	329	314	15	0
11	松寿園	12	59	190	184	6	0
12	第二南花園	10	54	131	108	23	0
13	シーハーツ小金原公園	15	115	334	321	13	0
14	東京おりーぶ苑	8	42	258	197	61	0
15	シーハーツ松戸	12	54	194	185	9	0
16	葵の園松戸	12	12	240	193	47	0
17	ラヴィーレ東松戸	12	62	210	199	11	0
18	にじいろぱる松戸六実	12	134	772	699	73	0
合　　計		229	2,054	8,168	7,208	646	314

⑺ 身体障害者等宅配サービス

市内在住で身体に障害（身体障害者手帳１～３級）のある方、介護保険で要介護の方に対して宅配車での訪問によるサービスを行っています。

○ **サービス利用状況**　（令和６年度）

登録者数（人）	利用回数（回）	貸出総数（件）	内　訳		
			図書	雑誌	視聴覚
35	257	1,324	1,157	133	34

４．図書館資料保有状況

⑴　蔵書冊数（館別）

（各年３月31日現在）

館名＼区分	令和６年度			令和５年度			令和４年度		
	蔵書総数	一般書	児童書	蔵書総数	一般書	児童書	蔵書総数	一般書	児童書
本　　館	205,728	182,614	23,114	194,117	171,579	22,538	185,847	164,700	21,147
子ども読書推進センター	16,073	59	16,014	15,371	58	15,313	15,309	57	15,252
移動図書館車	2,519	2,517	2	2,512	2,463	49	2,367	2,318	49
東松戸地域館※	85,140	65,244	19,896	75,716	57,268	18,448	65,131	48,547	16,584
分　　館	392,936	255,409	137,527	394,938	255,995	138,943	391,076	251,841	139,235
常盤平	37,163	23,464	13,699	36,530	22,921	13,609	36,144	22,663	13,481
小金原	34,527	22,997	11,530	36,667	24,990	11,677	36,266	24,785	11,481
新松戸	28,367	16,293	12,074	27,731	15,888	11,843	30,626	18,019	12,607
小　金	45,277	34,977	10,300	45,260	34,769	10,491	44,650	34,295	10,355
稔　台	19,622	12,951	6,671	19,397	12,612	6,785	18,954	12,274	6,680
矢　切	19,256	12,320	6,936	19,185	12,178	7,007	18,240	11,529	6,711
馬　橋	16,596	10,758	5,838	16,095	10,461	5,634	17,347	11,087	6,260
古ケ崎	15,342	9,629	5,713	15,223	9,524	5,699	14,566	9,073	5,493
五　香	16,820	11,132	5,688	17,003	11,171	5,832	16,708	10,932	5,776
明	28,773	21,568	7,205	28,593	21,225	7,368	25,071	17,814	7,257
六　実	20,507	12,669	7,838	20,337	12,420	7,917	19,704	11,983	7,721
馬橋東	13,984	8,748	5,236	14,052	8,946	5,106	14,907	9,662	5,245
小金北	13,999	8,314	5,685	16,093	10,014	6,079	15,978	9,951	6,027
松飛台	13,475	7,850	5,625	14,025	8,262	5,763	14,986	8,673	6,313
二十世紀が丘	15,303	9,406	5,897	15,398	9,237	6,161	14,831	8,814	6,017
八　柱	16,104	9,653	6,451	16,188	9,503	6,685	15,777	9,151	6,626
八ケ崎	16,321	10,083	6,238	16,077	9,693	6,384	15,851	9,476	6,375
和名ケ谷	21,500	12,597	8,903	21,084	12,181	8,903	20,470	11,660	8,810
合　　計	702,396	505,843	196,553	682,654	487,363	195,291	659,730	467,463	192,267

※蔵書冊数は、視聴覚資料・雑誌を除く冊数。

⑵ 蔵書冊数（分類別）　（令和６年度）

区分＼分類	0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学
一　般　書	12,265	23,389	46,691	62,672	35,270
児　童　書	2,761	1,331	8,973	10,115	16,074
計	15,026	24,720	55,664	72,787	51,344

区分＼分類	5 技術	6 産業	7 芸術	8 言語	9 文学
一　般　書	44,319	16,248	42,129	8,439	73,854
児　童　書	7,693	5,410	8,363	2,386	53,214
計	52,012	21,658	50,492	10,825	127,068

区分＼分類	F 小説	R 参考図書	K 郷土資料	E 絵本	KA 紙芝居
一　般　書	85,296	16,036	17,823	──	──
児　童　書	──	──	──	76,383	3,850
計	85,296	16,036	17,823	76,383	3,850

区分＼分類	YA ヤング アダルト	その他 （未分類）	計
一　般　書	16,159	5,253	505,843
児　童　書	──	0	196,553
計	16,159	5,253	702,396

⑶ 視聴覚資料数 （内訳）

（令和５年度）

館　名	ＣＤ（コンパクトディスク）　（組）					カセットテープ　（組）		
	合　計	クラシック	邦　楽	洋　楽	特　殊	合　計	語　学	その他
本　館	6,342	1,832	2,071	1,809	630	543	8	535
東松戸地域館	2,766	709	919	857	281	0	0	0
新松戸分館	132	5	120	2	5	0	0	0
小金分館	4,852	1,156	1,770	1,584	342	494	1	493
合　計	14,092	3,702	4,880	4,252	1,258	1,037	9	1,028

⑷ 雑誌・新聞案内

○タイトル数

（令和７年4月1日現在）

館　名		雑誌（誌）	新聞（紙）
本　館		103（1）	26（7）
子ども読書推進センター		8	
移動図書館車		1	
東松戸地域館		106（1）	11
分館	常盤平	25（1）	9
	小金原	18	6
	新松戸	22（1）	9
	小　金	19	9
	稔　台	11	5
	矢　切	13（1）	5
	馬　橋	8	5
	古ケ崎	9	5
	五　香	12	5
	明	14	6
	六　実	10（1）	5
	馬橋東	5	5
	小金北	8	5
	松飛台	7	5
	二十世紀が丘	12	5
	八　柱	9	5
	八ケ崎	10	5
	和名ケ谷	44	8

※雑誌タイトル数　362種（　）は内寄贈数。
（雑誌はスポンサー制度分を含む）

○縮刷版
「朝日新聞」
明治21（1888）年７月～大正15（1921）年12月
昭和３（1928）年１月～昭和30（1955）年12月
昭和35（1960）年７月～現在　※欠号あり。
「毎日新聞」
昭和32（1957）年11月～昭和33（1958）年８月
昭和40（1965）年10月～現在　※欠号あり。
「読売新聞」
昭和51（1976）年４月～現在
「日本経済新聞」
昭和40（1965）年10月～現在
「千葉日報」
昭和52（1977）年４月～平成16（2004）年３月
※欠号あり。
平成16（2004）年９月～現在（CD-ROM）

＜地方版＞
「朝日新聞」
昭和59（1984）年４月～平成21（2009）年12月
平成26（2014）年10月～現在
「毎日新聞」
昭和59（1984）年４月～平成21（2009）年12月
平成26（2014）年10月～現在
※欠号　昭和59（1984）年１月～３月、７月～９月、平成５（1993）年１月～4月
「読売新聞」
昭和59（1984）年１月～平成21（2009）年12月
平成26（2014）年10月～現在
※欠号　平成３（1991）年１月～２月
「産経新聞」
平成28（2016）年11月～現在
「東京新聞」
平成28（2016）年11月～現在

５．活動実績

⑴　貸出総数・登録者数

（令和６年度）

館　名	貸出総数（点）	図書資料（冊）		図書資料以外			開館日数	1日平均貸出数（視聴覚を含む）
		一般書	児童書	雑誌(誌)	ＣＤ	カセットテープ		
本　　館	184,077	131,975	37,191	7,547	7,359	5	290	635
子ども読書推進センター	61,052	2,116	58,240	660	36	0	290	211
移動図書館車	9,492	8,065	300	779	348	0	129	74
東松戸地域館	346,035	182,858	149,205	8,237	5,724	11	291	1,189
分　　館	1,659,757	1,013,675	558,922	60,526	26,557	77	—	5,661
常盤平	167,181	103,723	54,538	7,270	1,642	8	294	569
小金原	93,976	59,121	30,176	3,676	1,003	0	294	320
新松戸	262,570	149,127	100,847	8,888	3,706	2	291	902
小　金	135,039	79,118	44,345	3,087	8,482	7	291	464
稔　台	80,939	56,237	21,138	2,766	797	1	294	275
矢　切	66,244	37,368	25,921	2,074	873	8	293	226
馬　橋	70,965	46,336	21,175	2,274	1,179	1	294	241
古ケ崎	48,552	32,873	13,343	1,947	389	0	294	165
五　香	70,049	44,429	22,470	2,723	426	1	294	238
明	143,970	83,252	56,055	3,648	1,011	4	294	490
六　実	102,681	68,410	28,157	4,091	2,021	2	294	349
馬橋東	68,008	43,732	21,208	2,641	392	35	294	231
小金北	59,449	35,968	21,065	1,934	482	0	294	202
松飛台	37,027	26,442	8,136	2,048	400	1	294	126
二十世紀が丘	72,901	44,674	24,350	3,271	605	1	294	248
八　柱	75,989	45,500	26,849	2,621	1,014	5	294	258
八ケ崎	50,381	29,693	16,989	1,998	1,701	0	294	171
和名ケ谷	53,836	27,672	22,160	3,569	434	1	293	184
合　　計	2,260,413	1,338,689	803,858	77,749	40,024	93	—	—
視聴覚資料館内貸出数		—	—	—	※487	—		
団体貸出	2,766	52	2,712	2	0			
相互協力貸出	4,249	3,707	474	68				

※小金分館のみ

※団体及び相互協力の貸出数は各館の貸出数に含まれる。

登録者数	97,078人（団体登録数29、相互協力登録数65を含む）

⑵ 利用状況

（令和６年度）

① 紙芝居貸出数　（組）

館　名	紙芝居
本　館	76
子ども読書推進センター	3,041
移動図書館車	0
東松戸	2,424
常盤平	2,241
小金原	108
新松戸	1,800
小　金	1,059
稔　台	54
矢　切	49
馬　橋	121
古ケ崎	40
五　香	189
明	362
六　実	214
馬橋東	61
小金北	166
松飛台	14
二十世紀が丘	78
八　柱	59
八ケ崎	57
和名ケ谷	912
計	13,125

② 複写サービス利用数

件数	982	枚数	7,889

③ レファレンス処理件数

登録者	口頭	電話	文書	合計
事実調査	155	8	1	164
特定主題の文献調査	4,070	49	1	4,120
特定資料調査	10,410	2,322	1	12,733
合　計	14,635	2,379	3	17,017

④ 図書館資料予約数

館　名	予約総数	内訳※		
		窓口･電話	館内OPAC	ネット・携帯
本　館	90,289	23,106	2,324	64,859
子ども読書推進センター	10,442	2,265	62	8,115
移動図書館車	1,603	1,603	0	0
東松戸地域館	71,651	6,495	4,649	60,507
分　館	659,486	65,990	40,804	552,692
常盤平	62,036	7,549	7,573	46,914
小金原	35,562	5,729	2,371	27,462
新松戸	107,295	9,708	3,791	93,796
小　金	48,469	4,560	1,810	42,099
稔　台	35,311	3,700	2,516	29,095
矢　切	24,247	2,118	1,087	21,042
馬　橋	28,885	2,942	1,334	24,609
古ケ崎	19,169	2,448	1,264	15,457
五　香	25,780	2,997	1,848	20,935
明	57,571	3,336	2,793	51,442
六　実	43,944	4,096	4,019	35,829
馬橋東	28,358	2,664	1,617	24,077
小金北	26,063	2,814	1,110	22,139
松飛台	15,684	2,547	1,997	11,140
二十世紀が丘	31,666	2,602	1,859	27,205
八　柱	33,277	2,938	1,886	28,453
八ケ崎	19,988	1,923	873	17,192
和名ケ谷	16,181	1,319	1,056	13,806
合　計	833,471	99,459	47,839	686,173

6．広報・行事

⑴ 広報（主要印刷物）

（令和６年度）

名　　称	内　　容			
児童図書・新着図書案内 「この本よんで」 7月特集号	7月	1,350部	1回/年	全小学校に配布 窓口等配布
中高生向け図書館案内 「わかば通信」 （広報誌「としょかん通信」）	7月	634部	1回/年	本館・分館・市立 中学校および 市立高校に配布
平 和 図 書 目 録	8月	220部	1回/年	窓口等配布
図 書 館 要 覧	11月	350部	1回/年	関係機関に配布
人 権 図 書 目 録	12月	107部	1回/年	窓口等配布
児童図書推薦リスト 「こどものほんだな」	1 月	25,440部	1回/年	全小学校に配布 窓口等配布
小冊子「図書館員のおすすめする 一冊（令和６年度版）」	3月～5月	173部	1回/年	窓口等配布
「図書館の利用案内とおすすめ絵本」 －0～3歳くらいのお子さんを お持ちの保護者の方へ－	3月	3,500部	1回/年	1歳6か月児健診時配布 窓口等配布

⑵ 行事開催状況

（令和６年度）

行事名	開催		参加人数
	期日	場所	
○子ども読書の日関連事業 ・企画展示「和歌山静子の世界」 ・としょかんクエスト	4月23日 ～5月30日	子ども読書推進センター 本館：1階	来館者 917人 （122人）
○夏の企画展示「林明子　デビュー50周年」 ・「見てトクする自由研究」 ① PEKOぽん！おはなしおんがく会 ②紙芝居まつり ③POPのつくりかた ④紙皿でつくるステンドグラス風かざり ⑤ 国語の苦手な人に！中学生向け漢字の勉強法	7月21日 ～8月30日	子ども読書推進センター	来館者 1,216人 （24人） （494人） （17人） （19人） （5人）
○読書週間関連事業 「松戸っ子おすすめ本」ＰＯＰコンクール 入賞作品展示	10月27日 ～11月28日	子ども読書推進センター	
○平和に関する本の展示 「平和に関する本の展示」	8月1日 ～8月29日	本館：1階・2階	90冊展示 132回貸出
○人権週間に伴う図書の展示 「「誰か」のことじゃない」	11月30日 ～12月27日	本館：1階・2階	100冊展示 80回貸出

（令和６年度）

行事名	開催		参加人数
	期日	場所	
○「公共図書館と学校図書館の連携に関する研修会」 研修会：「百科事典のつかい方」 講師：株式会社ポプラ社　畦崎　太蔵　氏	7月26日	子ども読書推進センター	20人
○図書館市民講座 講座：「暮らしに役立つ農家の知恵 ルーラル電子図書館で調べよう！」 講師：一般社団法人農山漁村文化協会 関東甲信越支部　　横山　宗和　氏	7月9日	子ども読書推進センター	11人
○児童文学講座 講座：「絵本と鳥の巣のふしぎ ～鳥の巣が教えてくれること～」 講師：画家・絵本作家・鳥の巣研究家 鈴木　まもる　氏	10月20日	松戸市勤労会館ホール	91人
○図書館活用講座 講座：「ＷｅｓｔＬａｗ　Ｊａｐａｎ」 講師：トムソン・ロイター株式会社 シニアトレーニング＆ コンサルティングマネージャー 上田　茂斉　氏	7月4日	子ども読書推進センター	11人
○「松戸っ子おすすめ本」ＰＯＰコンクール	8月1日 ～9月15日		応募539件

7．子ども読書推進センターの事業実績　（令和６年度）

⑴　ボランティアの育成・支援

・おはなしボランティア養成講座　… 5回　延39人（受講生９人、最終登録者８人）

・研修会（図書館登録おはなしボランティア）

担当者別研修会　… 12回　延1,791人

全体研修会　… 10回　延789人

・ボランティア派遣

－依頼おはなし会　（定期）

KEYAKIDS　ベビールーム	… 12回	延12人
みらいキッズ　スマイルルーム	… 12回	延12人
ほっとるーむ松戸	… 12回	延24人
二十世紀が丘保育所	… 30回	延32人
ケヤキッズ保育園	… 35回	延64人
ひなた保育園	… 12回	延25人
保育園　きぼうのそら	… 12回	延23人
中部放課後　児童クラブ	… 22回	延71人
風の丘　支援センター	… 11回	延35人

・講座（図書館職員派遣）　… 8回　103人

・小学校での読み聞かせ準備講座　… ４回　延54人

⑵　子どもの読書活動の支援

・「親子絵本講座」

子育て中の保護者へ、小さい頃からの家庭での読み聞かせの大切さを伝えることを目的に、年齢別、季節別におすすめの絵本を紹介する。…月1回（4月～1月）10回　参加人数101人

・「みんなのおはなし会」　…　76回　　参加人数646人（子ども373人　大人273人）

図書館と図書館登録「おはなしボランティア」による幼児から小学生を対象としたおはなし会

ー市民センター

※分館のある市民センター・地域館6ヵ所で実施

（12回2ヵ所、11回2ヵ所、9回2ヵ所）

・「小さい子のためのおはなし会」　… 135回 参加人数1,106人（子ども607人　大人399人）

図書館と図書館登録「おはなしボランティア」による乳幼児（0歳から3歳位）とその保護者のおはなし会

ー子ども読書推進センター

・「絵本はじめのい～っぽ」

図書館と図書館登録「おはなしボランティア」による乳幼児（0歳から3歳位）とその保護者のためのおはなし会

依頼施設/依頼者	回数（回）	参加者人数（人）		
		合計	子ども	大人
河原塚第一町会公民館	10	53	26	27
チェリッシュ・サポート・システム	12	291	139	152
ＣＭＳ子育て支援センター	11	128	61	67
ほっとるーむ新松戸	12	346	155	191
矢切公民館	12	108	59	49
常盤平児童福祉館	8	70	31	39
根木内こども館	12	136	55	81
はなみずき子育て支援センター	11	235	111	124

・「依頼おはなし会」実施状況
図書館と図書館登録「おはなしボランティア」による保育施設やイベント会場でのおはなし会

依頼施設/依頼者	回数（回）	参加者人数（人）		
		合計	子ども	大人
KEYAKIDS　ベビールーム	12	255	193	62
みらいキッズ　スマイルルーム	12	243	183	60
ほっとるーむ松戸	12	268	139	129
ケヤキッズ保育園	35	747	665	82
二十世紀が丘保育所	30	725	628	97
ひなた保育園	12	229	175	54
保育園　きぼうのそら	12	163	126	37
風の丘　支援センター	11	293	236	57
中部放課後　児童クラブ	24	629	575	54

第　14　章

上　水　道

＝内　　容＝

第１節　市営水道 …… 379
　１．概　　要 …… 379
　　⑴　小金地区 …… 379
　　⑵　常盤平地区 …… 379
　２．創設及び拡張事業 …… 379
　３．北千葉広域水道企業団 …… 380
第２節　給水状況 …… 381
第３節　水道料金 …… 381
第４節　補助制度 …… 382

第１節　市営水道

１．概要

〔水道部〕

本市の上水道は３事業体により給水が行われており、小金地区と常盤平地区は市営水道、根木内の一部は流山市水道事業、その他の地区は江戸川の表流水を水源とする県営水道により給水されています。

初めて本市に水道がひかれたのは昭和11年、県営水道による当時の松戸町です。その後、昭和37年に水利が悪い小金地区に初めて市営水道による給水が開始され、昭和34年に日本住宅公団の経営により給水を開始した常盤平団地水道が、昭和45年に本市に経営が委譲され現在に至っています。

水道が創設されてから、小金及び常盤平地区とも急激な人口増加による水需要の増加に対処するため、数次にわたる施設拡張事業の継続を余儀なくされてきました。

こうした状況の中、昭和48年３月には東葛地域の水需要の増加に広域的な対応を図ることを目的に、地下水に依存していた本市など１県７市２町の水道事業体に江戸川の表流水を水源とし供給する「北千葉広域水道企業団」が設立されました。同企業団は昭和54年６月から給水を開始し、現在も東葛地域の生活用水の確保に大きな役割を果たしています。

⑴　小金地区

小金地区は、昭和34年10月に厚生省（現:厚生労働省）の事業認可を得て、計画給水人口7,000人、計画一日最大給水量1,400㎥の規模をもって創設され、昭和37年２月から給水を開始しました。

その後も給水区域内の人口増加が続いたため、数次にわたる拡張事業を経て現在に至っています。なお、小金地区の現在の給水人口は60,078人、一日最大給水量は17,114㎥となっています。

⑵　常盤平地区

常盤平地区の水道事業は、常盤平団地の給水を目的に日本住宅公団が昭和33年４月に厚生省（現：厚生労働省）の事業認可を得て創設したもので、当時の計画給水人口25,000人、計画一日最大給水量3,750㎥でした。その後昭和45年度に松戸市に経営が委譲され、現在の給水人口は21,291人、一日最大給水量は6,349㎥となっています。

以上のような経過があり、市営水道は小金地区と常盤平地区の２地区に分断された地域の給水を担ってきたところです。

２．創設及び拡張事業

第５次拡張事業は、増大する水需要に対する施設の拡張を目的に、厚生省（現：厚生労働省）の事業認可を昭和57年に受け、翌昭和58年度より事業着手し推進してきましたが、小金浄水場建設については、拡張用地を含む水道用地全体が土地区画整理事業に組み込まれ、当初計画どおりに事業が進みませんでした。この間社会情勢が変化し、水需要の伸びが低迷するなど、計画と基本諸元が大きく違ってきました。そこで今後整備する施設が過大とならぬよう基本計画の見直しを平成16年度に実施し、この計画に基づき平成20年度に拡張事業を完了しました。

創設及び拡張事業概要

項目＼区分	小金地区						常盤平地区		松戸市水道事業
	創設	1拡	2拡	3拡	4拡	変更4拡	譲渡	1拡	5拡
認可年月日	S34.10.17	S39.1.25	S41.3.3	S43.3.30	S46.3.31	S48.12.21	S45.3.30	S48.12.21	S57.5.26
計画給水人口（人）	7,000	14,000	20,000	20,000	35,000	43,500	30,000	42,000	105,500
計画1人1日最大給水量（ℓ）	200	200	250	350	350	420	330	410	429
計画1日最大給水量（㎥）	1,400	2,800	5,000	7,000	12,250	18,300	9,900	17,200	45,300
工事施工年度	S35～S36	S39	S41～S43	S43～S44	S46～S50	S49～S52	S45	S48～S51	S58～H20
給水開始	S37.2.15						S45.4.1		
事業費（千円）	58,000	7,860	68,000	77,000	369,729	1,314,000	155,000	491,000	4,365,492

3．北千葉広域水道企業団

東京都に隣接した東葛地域と習志野市、八千代市及び県営水道地域は、産業の発展や人口の増加等に著しいものがあり、この地域の水道用水の需要は年々増加の一途をたどり、主要水源である地下水だけではその需要に対処できなくなってきました。

そこで、新たな水源を利根川水系の江戸川開発に求めざるを得ないことになり、千葉県、松戸市、柏市、流山市、野田市、我孫子市、関宿町（H15野田市に合併）、沼南町（H17柏市に合併）、習志野市、八千代市の1県7市2町が協議を重ねた結果、

⑴　水道用水の広域的な有効利用を図る

⑵　諸施設の広域的な一元化による建設資金の効率的な運用を図る

⑶　諸施設の広域的な一元化による施設の配置及び管理の効率化を図る

⑷　国庫補助金の導入を図る

との見地から、用水供給事業を行う広域水道の設置が必要であるとの認識で一致し、昭和48年3月、自治大臣（現：総務大臣）の認可を受けて北千葉広域水道企業団が設立されました。

本計画は、江戸川水源を活用して上記1県7市2町の水道事業に1日最大給水量534,200㎥の水道用水を供給しようとするものであり、昭和48年度から平成12年度までの28年間を工期とする施設建設が進められ、昭和54年6月から一部構成団体に、また、昭和56年4月には、全部の構成団体に給水を開始しました。その後昭和63年4月には第3期工事が完成し、目標水量の4分の3にあたる400,700㎥の施設能力を持つに至りました。さらに平成3年度から第4期工事に着手し、平成7年7月には最終目標である1日最大給水量534,200㎥の浄水施設能力を有する浄水施設が完成したところです。（戸倉ダム建設事業の廃止により、現在は525,000㎥）また、平成22年6月には高度浄水施設建設事業に着手し、平成26年12月に供用を開始しました。

第２節　給水状況

給水状況

（令和６年度）

区分	給水区域面積	給水世帯数	給水人口	年間総有収水量	１日有収水量		普及率	有収率
					１日平均	１人平均		
	ha	戸	人	㎥	㎥	㎥	%	%
市営水道	899	42,042	81,369	7,164,576	19,629	0.241	99.9	94.9
県営水道	5,262	211,073	384,328	37,719,034	103,340	0.269	90.7	96.2

第３節　水道料金

平成９年４月１日より、検針及び料金徴収業務を法人に委託。料金は隔月徴収とし、収納方法は銀行等金融機関での口座振替を推進しています。

（令和元年10月１日より）

給水装置	料率／用途	水道料金（１か月につき）		
		基本料金	超過料金	
			超過水量	料金
専用給水装置	一般用	10㎥まで 1,001円	10㎥をこえ　20㎥まで	１㎥につき176円
			20㎥をこえ　30㎥まで	〃　264円
			30㎥をこえ　50㎥まで	〃　297円
			50㎥をこえ　80㎥まで	〃　363円
			80㎥をこえ 200㎥まで	〃　407円
			200㎥をこえる分	〃　451円
	公衆浴場用	100㎥まで 3,300円	100㎥をこえる１㎥につき	55円

特別給水用料金については、使用水量１㎥につき451円とする。

※平成16年４月１日より消費税を含んだ「総額表示方式」となったため料金表を税込額で表示する。

給水申込納付金

給水管の口径	納付金の額	給水管の口径	納付金の額
13mm	110,000円	50	2,750,000円
20	297,000円	75	7,370,000円
25	506,000円	100	15,400,000円
30	693,000円	150㎜をこえるもの	管理者が別に定める額
40	1,540,000円		

○　**生活保護世帯に対する水道料金の減免措置**

・要　　件

⑴　水道事業給水条例第22条第１項第１号の規定により給水装置の使用開始の届出をしていること。

⑵　生活保護法第11条第１項第１号に規定する生活扶助を受けていること。

・減免の額　１か月当り500円にその月分の料金に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額

第４節　補　助　制　度

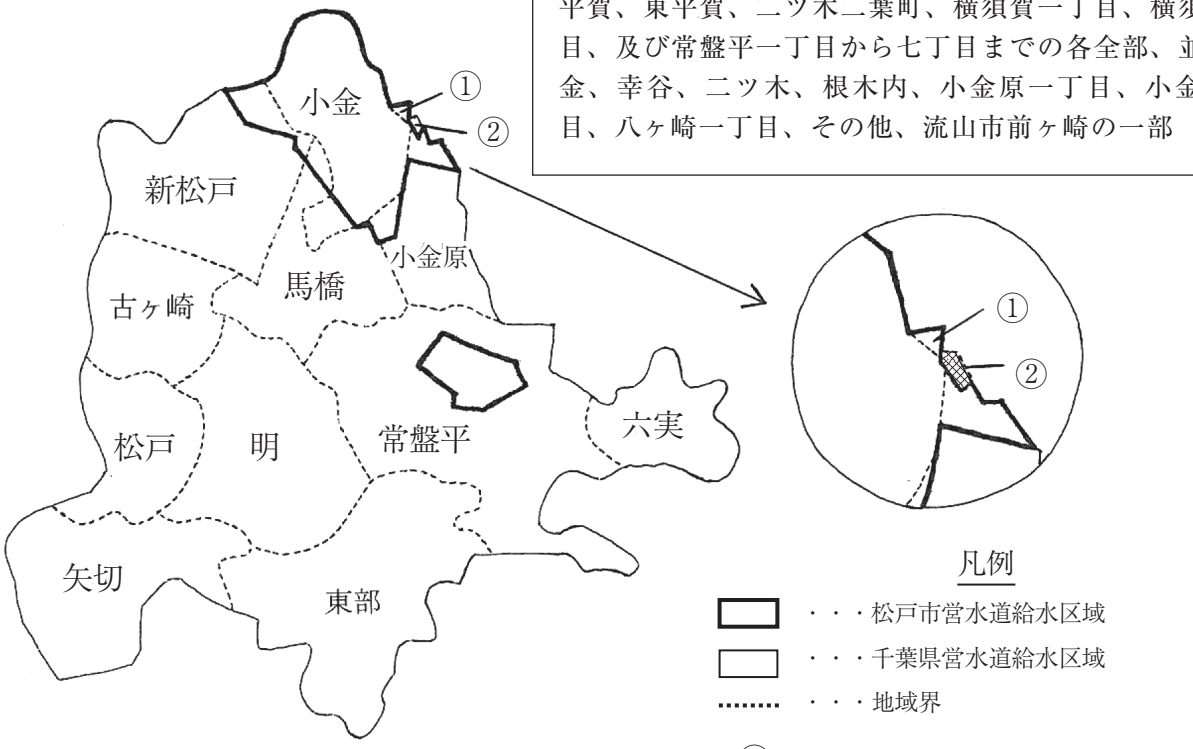
○　**水道施設利用組合に対する市の補助制度**

松戸市民が共同して配水管の布設及び通水事業を行う費用を負担するため結成した水道施設利用組合に対し、費用の一部を補助しています。

松戸市営水道概要図

給水区域図

大金平一丁目から五丁目まで、大谷口、幸田、幸田一丁目から五丁目まで、小金きよしケ丘一丁目から五丁目まで、小金清志町一丁目から三丁目まで、小金上総町、久保平賀、新松戸一丁目、新松戸北一丁目、新松戸北二丁目、新松戸東、殿平賀、中金杉、中金杉一丁目から五丁目まで、平賀、東平賀、二ツ木二葉町、横須賀一丁目、横須賀二丁目、及び常盤平一丁目から七丁目までの各全部、並びに小金、幸谷、二ツ木、根木内、小金原一丁目、小金原四丁目、八ヶ崎一丁目、その他、流山市前ヶ崎の一部



第　15　章

市立総合医療センター

＝内　　容＝

第１節　松戸市立総合医療センター …… 383
１．概　　要 …… 383
２．規　　模 …… 384
３．職員配置状況 …… 384
⑴　病　　院 …… 384
⑵　附属看護専門学校 …… 385
４．診療状況 …… 385
５．経営状況(収益的収入・支出) … 385
６．附属看護専門学校 …… 386
⑴　施設概要 …… 386
⑵　専門課程 …… 386

第　1　節　　松戸市立総合医療センター

1．概　　要

松戸市立病院は、昭和25年松戸市の国民健康保険事業の再開とともに松戸市立国民健康保険病院として小山浅間台に開設され、昭和42年には国保松戸市立病院と改称、上本郷に新築移転されました。

医療需要の増加とともに、幾多の増改築を重ねながら、高度の医療機器を備え、高度医療の重要な役割を担ってきました。その後、建物の老朽化による耐震性の問題から、平成29年12月27日に千駄堀に松戸市立総合医療センターとして移転・開院いたしました。現在、地域周産期母子医療センター、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、救命救急センター、災害拠点病院などの認定や指定を受けて、東葛北部保健医療圏の基幹・中核病院としての役割を果たしております。

＜主な経過＞

昭和25年11月25日	松戸市立国民健康保険病院開設（小山浅間台）５科25床
36年10月18日	常盤平第一医院開設　４科（後に９床）
42年７月１日	国保松戸市立病院に改称
９月19日	上本郷に移転
25日	９科182床（一般146、結核36）
43年４月１日	地方公営企業法を全部適用
５月17日	総合病院として千葉県の承認を受ける
８月６日	救急病院の指定を受ける
45年２月１日	附属准看護学院を設置
10月15日	382床（一般358、結核24）
11月15日	常盤平第一医院閉院
46年12月８日	427床（一般382、伝染病45）
47年４月１日	管理者を設置
48年６月16日	松戸市立高等看護学院を設置
55年２月７日	485床（一般450、伝染病35）
57年12月	中国ハルビン医科大学附属第一医院との友好関係締結
58年３月29日	小児医療センター完成 615床（一般580、伝染病35）
60年４月１日	千葉県より三次救命救急病院の指定を受ける
平成元年３月31日	３号館完成 677床（一般642、伝染病35）
３年４月１日	附属保育所「まつどがくえん」開設
７年４月１日	658床（一般623、伝染病35）
８年８月20日	千葉県より災害拠点病院（地域災害医療センター）の指定を受ける
10年３月31日	附属看護専門学校高等課程（准看コース）廃止
11年４月１日	千葉県より第二種感染症指定医療機関の指定を受ける 631床（一般623、感染症８）
13年10月１日	急性期病院となる
18年３月１日	許可613床（一般病床605床、感染症病床８床）となる
20年２月８日	厚生労働省より「地域がん診療連携拠点病院」の指定を受ける
21年４月１日	ＤＰＣ対象病院となる
24年４月１日	集中治療管理センターを新設し、センター内にＩＣＵとＨＣＵを置く
25年３月１日	ドクターカーの運行を開始する
８月６日	千葉県より「地域医療支援病院」の承認を受ける
26年４月１日	小児集中治療室（ＰＩＣＵ）４床の稼働を開始する
５月１日	卒後臨床研修評価機構による認定取得
27年４月１日	歯科口腔外科を新設
28年４月１日	千葉県より「地域周産期母子医療センター」の認定を受ける
28年６月１日	小児集中治療室（ＰＩＣＵ）の稼働を４床から６床へ拡大
29年12月27日	松戸市立総合医療センターと改称し、千駄堀に移転開院 許可病床600床（一般病床592床、感染症病床8床）
30年７月１日	神経内科を脳神経内科に名称を変更する 外科を外科、消化器外科、乳腺外科に名称を変更する
31年４月１日	NICU12床から15床へ拡大
令和元年６月１日	小児集中治療室（PICU）の稼働を６床から８床へ拡大
令和２年４月１日	放射線科を放射線診断科および放射線治療科に名称を変更する
令和３年４月１日	内科を内科、糖尿病・代謝・内分泌内科、リウマチ科、アレルギー科および感染症内科に名称を変更する
令和７年２月１日	NICU15床から18床へ拡大
令和７年４月１日	小児救命救急センターの指定を受ける

２．規　　模　（R７.４.１現在）

・ 所 在 地　　松戸市千駄堀993番地の１
・ 構　　造　　鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造、免震構造
　　地上9階　搭屋1階＋屋上ヘリポート
・ 開設年月日　　昭和25年11月25日
・ 延 床 面 積　　47,020.72 ㎡（夜間小児急病センター203.35 ㎡を含む）
　　敷地面積　　55,750.13 ㎡
・ 診 療 科 目　　内科、糖尿病・代謝・内分泌内科、リウマチ科、アレルギー科、感染症内科、血液内科、呼吸器内科、外科、消化器外科、乳腺外科、小児科、新生児内科（新生児科）、産婦人科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、脳神経外科、小児脳神経外科、皮膚科、脳神経内科、循環器内科、麻酔科、小児外科、心臓血管外科、小児心臓血管外科、消化器内科、形成外科、精神科、化学療法内科、呼吸器外科、救急科、病理診断科、歯科口腔外科（総合診療科）、（緩和ケア科）、（小児麻酔科）、（小児集中治療科）
　　※（　）内は、院内標榜
・ 病　床　数　　一般病床592床　　感染症病床８床

○小児医療センター

・ 診　療　科　　小児科、小児外科、小児心臓血管外科、小児脳神経外科、（小児集中治療科）、（小児麻酔科）
・ 病　床　数　　小児病棟　80床（内PICU　10床）

○周産期母子医療センター

・ 診　療　科　　産婦人科（産科）、新生児科
・ 病　床　数　　産婦人科（産科）病棟　28床
　　新生児病棟　51床（内NICU　18床、GCU　33床）

３．職員配置状況

⑴ **病　　院**　　（R７.４.１現在）

職　　種	職　員　数（人）	職　　種	職　員　数（人）
管　理　者	1	栄　養　士	１１
医　　師	１５６	診療情報管理士	2
薬　剤　師	２９	介護福祉士	7
放射線技師	３５	歯科衛生士	5
医学物理士	1	保　健　師	1
臨床検査技師	４１（1.0）	看　護　師	６５７（2.5）
臨床工学技士	１１	看護補助者	0
理学療法士	２７	事　務　職　員	７４
作業療法士	１１	技　術　職　員	0
視能訓練士	5	M　S　W	１７
言語聴覚士	8	保　育　士	2
臨床心理士	3	救急救命士	2
		合　　計	1,１０６（3.5）

（　）内は再任用短時間勤務職員数について外書き記載

⑵ 附属看護専門学校　（R７.４.１現在）

職　種	職　員　数（人）
副　校　長	1
副校長代理	0
教　務　主　任	1
副教務主任	2
教　員	6
事　務　職　員	2
合　計	１２

４．診　療　状　況

（令和６年度　単位：人）

科　目	延入院患者数	延外来患者数	科　目	延入院患者数	延外来患者数
内科	4,179	5,739	呼吸器外科	1,595	1,404
代謝内分泌内科	10,949	18,803	産婦人科	11,425	16,055
アレルギーリウマチ科	6,073	16,398	泌尿器科	5,045	12,806
呼吸器内科	7,292	5,169	眼科	1,227	12,073
循環器内科	7,273	7,994	耳鼻いんこう科	2,656	9,554
消化器内科	9,104	14,642	形成外科	1,404	3,731
血液内科	6,015	7,909	小児科	16,520	33,333
化学療法内科	2,622	3,602	小児外科	1,390	4,362
脳神経内科	8,942	10,265	小児脳神経外科	1,670	1,382
皮膚科	419	1,467	小児心臓血管外科	478	725
放射線治療科 放射線診断科	0	5,197	新生児科	11,911	2,482
外科	742	877	リハビリテーション科	0	0
消化器外科	12,458	8,280	精神科	0	1
乳腺外科	638	2,274	緩和ケア科	568	72
整形外科	20,094	26,290	救急科	10,622	841
脳神経外科	5,180	3,747	歯科口腔外科	1,040	22,251
心臓血管外科	1,586	1,392	合計	171,117	261,117

５．経営状況（収益的収入・支出）

（単位：円）

区　分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
収　入	19,621,995,378	21,998,480,462	22,722,654,249	21,987,002,266	20,656,502,291	21,864,343,893
支　出	22,209,821,032	22,291,361,121	22,528,152,809	22,679,226,624	23,911,623,109	28,736,306,098
差　引	△ 2,587,825,654	△ 292,880,659	194,501,440	△ 692,224,358	△ 3,255,120,818	△ 6,871,962,205
累積欠損金	9,408,468,998	9,701,349,657	9,506,848,217	10,199,072,575	13,454,193,393	21,607,196,173

※税抜により計算。

６．附属看護専門学校

昭和62年４月１日に附属看護学校を移転し、これを機会に専門課程を定時制から全日制に課程変更し、定数増と併せて内容の充実を図りました。

平成30年４月　松戸市立総合医療センター附属看護専門学校に改称しました。

⑴ 施設概要

・ 所　在　地　　松戸市上本郷4182番地
・ 構　　造　　鉄筋コンクリート造　地上３階塔屋１階建
・ 開設年月日　　昭和62年４月１日
・ 延 床 面 積　　2,516.03㎡　　・ 敷 地 面 積　　1,379.70㎡

⑵ 専門課程

看護師に必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献し得る有能な人材を育成するため、高等看護学院として開設しました。

昭和62年４月より全日制に課程変更し、定員も20名から40名としました。

開　　設　　昭和48年９月　　昭和53年４月改称　　昭和62年４月課程変更
定　　員　　120名（１学年定員40名）
入 学 資 格　　大学に入学する資格のある人
修 学 年 数　　３年
経　　費　　受験料　10,000円　入学金　50,000円
　　授業料　月額15,000円（平成20年度入学者より）